

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由							
目的	対象パラメータ	SPDS入力パラメータ	ERSSへ伝送しているパラメータ	バックアップ機能パラメータ	目的	対象パラメータ	(6/10)			目的	対象パラメータ	(7/10)										
		バックアップ機能パラメータ	バックアップ機能パラメータ	バックアップ機能パラメータ			バックアップ機能パラメータ	バックアップ機能パラメータ	バックアップ機能パラメータ			バックアップ機能パラメータ	バックアップ機能パラメータ									
		ECCSの状態 (低圧注入系)	A 余熱除去ポンプ	○			○	—	設計機能 の監視機能			炉心15内部監視	○	○		○	異常の検出 機能	高圧 (トリップシーマ)	○	○	○	
			B 余熱除去ポンプ	○			○	—				炉心15外部監視	○	○		○		高圧 (異常監視)	○	○	○	
			ECCSの状態	安全注入作動			○	○				○	炉心15 (層1) 余熱器	○		○		○	高圧 (トリップシーマ)	○	○	○
			原子炉トリップ 状態	全閉弁挿入			○	○				—	低圧側 (調整弁 (A)) 閉	○		○		○	低圧 (異常監視)	○	○	○
			S/G細管 漏れ監視	直水器空気抽出器ガスモニタ			○	○				—	低圧側 (調整弁 (B)) 閉	○		○		○	炉心15 (層2) 余熱器	○	○	○
			低圧代替圧 注水ポンプ流量	低圧代替低圧注水積算流量			○	○				○	低圧側 (調整弁 (C)) 閉	○		○		○	低圧側 (調整弁 (A)) 開	○	○	○
			C C W S 冷却水 低水流量	原子炉補機冷却水サージタンク 水位			○	○				○	低圧側 (調整弁 (D)) 閉	○		○		○	低圧側 (調整弁 (B)) 開	○	○	○
			ほうろくタンク 低水流量	Aほうろくタンク水位			○	○				○	炉心15 (層1) 出口流量 (A)	○		—		○	低圧側 (調整弁 (C)) 開	○	○	○
			濃水ビット 低水流量	Bほうろくタンク水位			○	○				○	炉心15 (層2) 出口流量 (B)	○		—		○	低圧側 (調整弁 (D)) 開	○	○	○
			放水口の放射線	放水口水モニタ			○	○				○	原子炉補機内充塞監視 (左側)	○		—		○	原子炉補機内充塞監視 (右側)	○	—	○
		給水流量	A 蒸気発生器主給水流量	○			○	○	原子炉補機内充塞監視 (左側)			○	—	○		原子炉補機内充塞監視 (右側)	○	—	○			
			B 蒸気発生器主給水流量	○			○	○	原子炉補機内充塞監視 (左側)			○	—	○		原子炉補機内充塞監視 (右側)	○	—	○			
			C 蒸気発生器主給水流量	○			○	○	原子炉補機内充塞監視 (右側)			○	—	○		原子炉補機内充塞監視 (左側)	○	—	○			
			D 蒸気発生器主給水流量	○			○	○	原子炉補機内充塞監視 (右側)			○	—	○		原子炉補機内充塞監視 (左側)	○	—	○			
		格納容器 スプレイポンプ の状態	A 格納容器スプレイポンプ	○			○	—	原子炉補機内充塞監視 (左側)			○	—	○		原子炉補機内充塞監視 (右側)	○	—	○			
			B 格納容器スプレイポンプ	○			○	—	原子炉補機内充塞監視 (右側)			○	—	○		原子炉補機内充塞監視 (左側)	○	—	○			
									原子炉補機内充塞監視 (左側)			○	—	○		原子炉補機内充塞監視 (右側)	○	—	○			
									原子炉補機内充塞監視 (右側)			○	—	○		原子炉補機内充塞監視 (左側)	○	—	○			

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																							
	(8/10)																																																																																																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目的</th> <th>対象パラメータ</th> <th>SP90 パラメータ</th> <th>SP90 超過 パラメータ</th> <th>バック アップ装置 パラメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="10">非常時中心 監視系 (注C)</td><td>A-D圧 異常発生</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>A-D圧 異常発生</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>B-C1圧タービン油の油質</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>LFC圧ポンプ 運転中</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>HFC圧ポンプ 運転中</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>R圧ポンプ (A) 運転中</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>R圧ポンプ (B) 運転中</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>R圧ポンプ (C) 運転中</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>R圧系 A高LFC圧投入調整状態</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>R圧系 B高LFC圧投入調整状態</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>R圧系 C高LFC圧投入調整状態</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>燃料水流量</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td rowspan="15">非常時燃料 プールの状 態確認</td><td>非常時燃料プール水位・流量 (キートリー方式)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>「非常時燃料プール流量 (燃料アップ上層) 4.000m³/s」</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>非常時燃料プール水位・流量 (キートリー方式)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>「非常時燃料プール流量 (燃料アップ上層) 6.000m³/s」</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>非常時燃料プール水位・流量 (キートリー方式)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>「非常時燃料プール流量 (燃料アップ上層) 8.000m³/s」</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>非常時燃料プール水位・流量 (キートリー方式)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>「非常時燃料プール流量 (燃料アップ上層) 10.000m³/s」</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>非常時燃料プール水位・流量 (キートリー方式)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>「非常時燃料プール流量 (燃料アップ上層) 12.000m³/s」</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>非常時燃料プール水位・流量 (キートリー方式)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>「非常時燃料プール流量 (燃料アップ上層) 14.000m³/s」</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>非常時燃料プール水位・流量 (キートリー方式)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>「非常時燃料プール流量 (燃料アップ上層) 16.000m³/s」</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>非常時燃料プール水位・流量 (キートリー方式)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>「非常時燃料プール流量 (燃料アップ上層) 18.000m³/s」</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>	目的	対象パラメータ	SP90 パラメータ	SP90 超過 パラメータ	バック アップ装置 パラメータ	非常時中心 監視系 (注C)	A-D圧 異常発生	○	○	○	A-D圧 異常発生	○	○	○	B-C1圧タービン油の油質	○	○	○	LFC圧ポンプ 運転中	○	○	○	HFC圧ポンプ 運転中	○	○	○	R圧ポンプ (A) 運転中	○	○	○	R圧ポンプ (B) 運転中	○	○	○	R圧ポンプ (C) 運転中	○	○	○	R圧系 A高LFC圧投入調整状態	○	○	○	R圧系 B高LFC圧投入調整状態	○	○	○	R圧系 C高LFC圧投入調整状態	○	○	○	燃料水流量	○	○	○	非常時燃料 プールの状 態確認	非常時燃料プール水位・流量 (キートリー方式)	○	—	○	「非常時燃料プール流量 (燃料アップ上層) 4.000m ³ /s」	○	—	○	非常時燃料プール水位・流量 (キートリー方式)	○	—	○	「非常時燃料プール流量 (燃料アップ上層) 6.000m ³ /s」	○	—	○	非常時燃料プール水位・流量 (キートリー方式)	○	—	○	「非常時燃料プール流量 (燃料アップ上層) 8.000m ³ /s」	○	—	○	非常時燃料プール水位・流量 (キートリー方式)	○	—	○	「非常時燃料プール流量 (燃料アップ上層) 10.000m ³ /s」	○	—	○	非常時燃料プール水位・流量 (キートリー方式)	○	—	○	「非常時燃料プール流量 (燃料アップ上層) 12.000m ³ /s」	○	—	○	非常時燃料プール水位・流量 (キートリー方式)	○	—	○	「非常時燃料プール流量 (燃料アップ上層) 14.000m ³ /s」	○	—	○	非常時燃料プール水位・流量 (キートリー方式)	○	—	○	「非常時燃料プール流量 (燃料アップ上層) 16.000m ³ /s」	○	—	○	非常時燃料プール水位・流量 (キートリー方式)	○	—	○	「非常時燃料プール流量 (燃料アップ上層) 18.000m ³ /s」	○	—	○		
目的	対象パラメータ	SP90 パラメータ	SP90 超過 パラメータ	バック アップ装置 パラメータ																																																																																																																						
非常時中心 監視系 (注C)	A-D圧 異常発生	○	○	○																																																																																																																						
	A-D圧 異常発生	○	○	○																																																																																																																						
	B-C1圧タービン油の油質	○	○	○																																																																																																																						
	LFC圧ポンプ 運転中	○	○	○																																																																																																																						
	HFC圧ポンプ 運転中	○	○	○																																																																																																																						
	R圧ポンプ (A) 運転中	○	○	○																																																																																																																						
	R圧ポンプ (B) 運転中	○	○	○																																																																																																																						
	R圧ポンプ (C) 運転中	○	○	○																																																																																																																						
	R圧系 A高LFC圧投入調整状態	○	○	○																																																																																																																						
	R圧系 B高LFC圧投入調整状態	○	○	○																																																																																																																						
R圧系 C高LFC圧投入調整状態	○	○	○																																																																																																																							
燃料水流量	○	○	○																																																																																																																							
非常時燃料 プールの状 態確認	非常時燃料プール水位・流量 (キートリー方式)	○	—	○																																																																																																																						
	「非常時燃料プール流量 (燃料アップ上層) 4.000m ³ /s」	○	—	○																																																																																																																						
	非常時燃料プール水位・流量 (キートリー方式)	○	—	○																																																																																																																						
	「非常時燃料プール流量 (燃料アップ上層) 6.000m ³ /s」	○	—	○																																																																																																																						
	非常時燃料プール水位・流量 (キートリー方式)	○	—	○																																																																																																																						
	「非常時燃料プール流量 (燃料アップ上層) 8.000m ³ /s」	○	—	○																																																																																																																						
	非常時燃料プール水位・流量 (キートリー方式)	○	—	○																																																																																																																						
	「非常時燃料プール流量 (燃料アップ上層) 10.000m ³ /s」	○	—	○																																																																																																																						
	非常時燃料プール水位・流量 (キートリー方式)	○	—	○																																																																																																																						
	「非常時燃料プール流量 (燃料アップ上層) 12.000m ³ /s」	○	—	○																																																																																																																						
	非常時燃料プール水位・流量 (キートリー方式)	○	—	○																																																																																																																						
	「非常時燃料プール流量 (燃料アップ上層) 14.000m ³ /s」	○	—	○																																																																																																																						
	非常時燃料プール水位・流量 (キートリー方式)	○	—	○																																																																																																																						
	「非常時燃料プール流量 (燃料アップ上層) 16.000m ³ /s」	○	—	○																																																																																																																						
	非常時燃料プール水位・流量 (キートリー方式)	○	—	○																																																																																																																						
「非常時燃料プール流量 (燃料アップ上層) 18.000m ³ /s」	○	—	○																																																																																																																							
	(9/10)																																																																																																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目的</th> <th>対象パラメータ</th> <th>SP90 パラメータ</th> <th>SP90 超過 パラメータ</th> <th>バック アップ装置 パラメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="10">非常時燃料 プールの状 態確認</td><td>非常時燃料プール水位・流量 (キートリー方式)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>「非常時燃料プール流量 (燃料アップ上層) 4.000m³/s」</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>非常時燃料プール水位・流量 (キートリー方式)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>「非常時燃料プール流量 (燃料アップ上層) 6.000m³/s」</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>非常時燃料プール水位・流量 (キートリー方式)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>「非常時燃料プール流量 (燃料アップ上層) 8.000m³/s」</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>非常時燃料プール水位・流量 (キートリー方式)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>「非常時燃料プール流量 (燃料アップ上層) 10.000m³/s」</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>非常時燃料プール水位・流量 (キートリー方式)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>「非常時燃料プール流量 (燃料アップ上層) 12.000m³/s」</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td rowspan="10">大飯等に よる規制 時の監視 止継続</td><td>燃料プール上層監視用計測セル (注継書)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>燃料プール上層監視用計測セル (注継書)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>フェルト設置時の水漏検知 (0-100%)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>フェルト設置時の水漏検知 (0-100%)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>フェルト設置水位 (A) (注継書)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>フェルト設置水位 (B) (注継書)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>フェルト設置水位 (C) (注継書)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>フェルト設置水位 (注継書)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>フェルト設置水位 (A)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>フェルト設置水位 (B)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>フェルト設置水位 (C)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>フェルト設置水位監視用セル (A)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>フェルト設置水位監視用セル (B)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>	目的	対象パラメータ	SP90 パラメータ	SP90 超過 パラメータ	バック アップ装置 パラメータ	非常時燃料 プールの状 態確認	非常時燃料プール水位・流量 (キートリー方式)	○	—	○	「非常時燃料プール流量 (燃料アップ上層) 4.000m ³ /s」	○	—	○	非常時燃料プール水位・流量 (キートリー方式)	○	—	○	「非常時燃料プール流量 (燃料アップ上層) 6.000m ³ /s」	○	—	○	非常時燃料プール水位・流量 (キートリー方式)	○	—	○	「非常時燃料プール流量 (燃料アップ上層) 8.000m ³ /s」	○	—	○	非常時燃料プール水位・流量 (キートリー方式)	○	—	○	「非常時燃料プール流量 (燃料アップ上層) 10.000m ³ /s」	○	—	○	非常時燃料プール水位・流量 (キートリー方式)	○	—	○	「非常時燃料プール流量 (燃料アップ上層) 12.000m ³ /s」	○	—	○	大飯等に よる規制 時の監視 止継続	燃料プール上層監視用計測セル (注継書)	○	—	○	燃料プール上層監視用計測セル (注継書)	○	—	○	フェルト設置時の水漏検知 (0-100%)	○	—	○	フェルト設置時の水漏検知 (0-100%)	○	—	○	フェルト設置水位 (A) (注継書)	○	—	○	フェルト設置水位 (B) (注継書)	○	—	○	フェルト設置水位 (C) (注継書)	○	—	○	フェルト設置水位 (注継書)	○	—	○	フェルト設置水位 (A)	○	—	○	フェルト設置水位 (B)	○	—	○	フェルト設置水位 (C)	○	—	○	フェルト設置水位監視用セル (A)	○	—	○	フェルト設置水位監視用セル (B)	○	—	○																						
目的	対象パラメータ	SP90 パラメータ	SP90 超過 パラメータ	バック アップ装置 パラメータ																																																																																																																						
非常時燃料 プールの状 態確認	非常時燃料プール水位・流量 (キートリー方式)	○	—	○																																																																																																																						
	「非常時燃料プール流量 (燃料アップ上層) 4.000m ³ /s」	○	—	○																																																																																																																						
	非常時燃料プール水位・流量 (キートリー方式)	○	—	○																																																																																																																						
	「非常時燃料プール流量 (燃料アップ上層) 6.000m ³ /s」	○	—	○																																																																																																																						
	非常時燃料プール水位・流量 (キートリー方式)	○	—	○																																																																																																																						
	「非常時燃料プール流量 (燃料アップ上層) 8.000m ³ /s」	○	—	○																																																																																																																						
	非常時燃料プール水位・流量 (キートリー方式)	○	—	○																																																																																																																						
	「非常時燃料プール流量 (燃料アップ上層) 10.000m ³ /s」	○	—	○																																																																																																																						
	非常時燃料プール水位・流量 (キートリー方式)	○	—	○																																																																																																																						
	「非常時燃料プール流量 (燃料アップ上層) 12.000m ³ /s」	○	—	○																																																																																																																						
大飯等に よる規制 時の監視 止継続	燃料プール上層監視用計測セル (注継書)	○	—	○																																																																																																																						
	燃料プール上層監視用計測セル (注継書)	○	—	○																																																																																																																						
	フェルト設置時の水漏検知 (0-100%)	○	—	○																																																																																																																						
	フェルト設置時の水漏検知 (0-100%)	○	—	○																																																																																																																						
	フェルト設置水位 (A) (注継書)	○	—	○																																																																																																																						
	フェルト設置水位 (B) (注継書)	○	—	○																																																																																																																						
	フェルト設置水位 (C) (注継書)	○	—	○																																																																																																																						
	フェルト設置水位 (注継書)	○	—	○																																																																																																																						
	フェルト設置水位 (A)	○	—	○																																																																																																																						
	フェルト設置水位 (B)	○	—	○																																																																																																																						
フェルト設置水位 (C)	○	—	○																																																																																																																							
フェルト設置水位監視用セル (A)	○	—	○																																																																																																																							
フェルト設置水位監視用セル (B)	○	—	○																																																																																																																							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) データ伝送設備における発電所内と発電所外用の設備分類</p> <p>事故時パラメータを緊急時対策所にて把握するための設備であるデータ伝送設備（発電所内用）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）とSPDS表示装置を設置し、これらについては緩和設備と位置づける。</p> <p>又、発電所外のERSS等へ事故時パラメータを伝送するための設備であるデータ伝送設備（発電所外用）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）と安全パラメータ伝送システムを設置し、これらを防止・緩和以外の設備と位置づける。概要を下图に示す。</p> <p>データ伝送設備の概要</p>		<p>(2) 安全パラメータ表示システム（SPDS）における発電所内と発電所外用の設備分類</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）は、データ伝送設備（発電所内）とデータ伝送設備（発電所外）から構成される。</p> <p>事故時パラメータを緊急時対策所指揮所にて把握するための設備であるデータ伝送設備（発電所内）として、データ収集計算機とデータ表示端末を設置し、これらについては緩和設備と位置づける。</p> <p>また、発電所外のERSS等へ事故時パラメータを伝送するための設備であるデータ伝送設備（発電所外）として、データ収集計算機とERSS伝送サーバを設置し、これらを防止でも緩和でもない設備と位置づける。概要を下图に示す。</p> <p>図5.4-2 安全パラメータ表示システム（SPDS）の概要</p>	<p>【女川】・記載充実（大飯参照）</p> <p>【大飯】・記載方針の相違</p> <p>泊3号炉では、安全パラメータ表示システム（SPDS）の具体的な内訳を記載する事とした。なお、本整理については大飯も同様である。</p> <p>【大飯】・記載表現の相違</p> <p>【大飯】・記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																							
<p style="text-align: right;">添付資料9</p> <p>9. 緊急時対策所に最低限必要な要員について</p> <p>ブルーム通過中においても、緊急時対策所にとどまる必要のある最低限必要な要員を検討した結果、休憩・仮眠をとるための交代要員を考慮して、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員及びその指示のもと重大事故等への対処を行う各班員の計69名、②原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員の計31名に、万一の対応に備えて10名の余裕を加えた合計110名とした。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】 ブルーム通過中においても、重大事故等に対処するために緊急時対策所にとどまる必要のある要員は、交替要員も考慮して、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員52名（6号及び7号炉対応要員）と1～5号炉対応要員2名をあわせた54名と、②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員75名のうち、中央制御室待避室にとどまる運転員18名を除く57名の合計111名を想定している。</p> <p>なお、この要員数を最大として、本部長（所長）が緊急時対策所にとどまる要員を判断する。</p> <p>(1) 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員他</p> <table border="1" data-bbox="91 1114 678 1278"> <thead> <tr> <th>要員</th> <th>考え方</th> <th>人数</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部要員</td> <td>3号炉及び4号炉が同時に重大事故等に至った場合、重大事故等に対処するために指揮を行うために最低限必要な本部要員は、本部長（所長）、3号指揮、4号指揮、3号炉原子炉主任技術者、4号炉原子炉主任技術者、本部付及び各班の班長、副班長で構成する。</td> <td>40名</td> <td rowspan="2">69名</td> </tr> <tr> <td>各班員</td> <td>本部要員の指示のもと、重大事故等への対処を行う各班員が緊急時対策所にとどまる。</td> <td>29名</td> </tr> </tbody> </table>	要員	考え方	人数	合計	本部要員	3号炉及び4号炉が同時に重大事故等に至った場合、重大事故等に対処するために指揮を行うために最低限必要な本部要員は、本部長（所長）、3号指揮、4号指揮、3号炉原子炉主任技術者、4号炉原子炉主任技術者、本部付及び各班の班長、副班長で構成する。	40名	69名	各班員	本部要員の指示のもと、重大事故等への対処を行う各班員が緊急時対策所にとどまる。	29名	<p>5.5 緊急時対策所の要員数とその運用について</p> <p>ブルーム通過中においても、重大事故等に対処するために緊急時対策所にとどまる必要のある要員は、交替要員も考慮して、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員36名と、②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員36名のうち、中央制御室待避所にとどまる運転員7名を除く29名の合計65名を想定している。</p> <p>なお、この要員数を目安として、発電所対策本部長が緊急時対策所にとどまる要員を判断する。</p> <p>(1) 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員</p> <p>ブルーム通過中の状況監視及び通過後においても継続して、緊急時対策所において発電所対策本部機能を維持し、必要な指揮・対応を行うために必要な要員数を確保する。</p> <table border="1" data-bbox="759 1109 1296 1377"> <thead> <tr> <th>要員</th> <th>考え方</th> <th>人数</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長ほか</td> <td>発電所対策本部を指揮・統括する本部長、原子炉主任技術者、本部付3名は、重大事故等において、指揮をとる要員として緊急時対策所にとどまる。</td> <td>5名</td> <td rowspan="3">36名</td> </tr> <tr> <td>各班長・班員</td> <td>各班については、本部長からの指揮を受け、重大事故等に対処するため、最低限必要な要員を確保して、緊急時対策所にとどまる。</td> <td>13名</td> </tr> <tr> <td>交替要員</td> <td>上記、本部長、原子炉主任技術者及び本部付の交替要員については5名、班長、班員クラスの交替要員については13名を確保する。</td> <td>18名</td> </tr> </tbody> </table>	要員	考え方	人数	合計	本部長ほか	発電所対策本部を指揮・統括する本部長、原子炉主任技術者、本部付3名は、重大事故等において、指揮をとる要員として緊急時対策所にとどまる。	5名	36名	各班長・班員	各班については、本部長からの指揮を受け、重大事故等に対処するため、最低限必要な要員を確保して、緊急時対策所にとどまる。	13名	交替要員	上記、本部長、原子炉主任技術者及び本部付の交替要員については5名、班長、班員クラスの交替要員については13名を確保する。	18名	<p>5.5 緊急時対策所の要員数とその運用について</p> <p>ブルーム通過中においても、重大事故等に対処するために緊急時対策所にとどまる必要のある要員は、休憩・仮眠をとるための交替要員も考慮して、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員41名と、②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員31名に、1号及び2号炉運転員3名、消火要員8名を加えた合計83名を想定している。</p> <p>なお、この要員数を目安として、発電所対策本部長が緊急時対策所にとどまる要員を判断する。</p> <p>(1) 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員</p> <p>ブルーム通過中の状況監視及び通過後においても継続して、緊急時対策所において発電所対策本部機能を維持し、必要な指揮・対応を行うために必要な要員数を確保する。</p> <table border="1" data-bbox="1355 1102 1951 1377"> <thead> <tr> <th>要員</th> <th>考え方</th> <th>人数</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長他</td> <td>発電所対策本部長（所長）、3号炉原子炉主任技術者、本部委員2名は、重大事故等において、指揮をとる要員として緊急時対策所指揮所にとどまる。</td> <td>4名</td> <td rowspan="3">41名</td> </tr> <tr> <td>各班長・各班員</td> <td>各班については、本部要員から指示を受け、重大事故等に対処するため、最低限必要な要員を残して、緊急時対策所指揮所又は緊急時対策所待機所にとどまる。</td> <td>13名</td> </tr> <tr> <td>交替要員</td> <td>上記、本部長、原子炉主任技術者及び委員の交代要員は4名、班長、班員クラスの交代要員については、20名を確保する。</td> <td>24名</td> </tr> </tbody> </table>	要員	考え方	人数	合計	本部長他	発電所対策本部長（所長）、3号炉原子炉主任技術者、本部委員2名は、重大事故等において、指揮をとる要員として緊急時対策所指揮所にとどまる。	4名	41名	各班長・各班員	各班については、本部要員から指示を受け、重大事故等に対処するため、最低限必要な要員を残して、緊急時対策所指揮所又は緊急時対策所待機所にとどまる。	13名	交替要員	上記、本部長、原子炉主任技術者及び委員の交代要員は4名、班長、班員クラスの交代要員については、20名を確保する。	24名	<p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 ・記載方針の相違 (大飯審査実績の反映)</p> <p>【大飯・女川】 ・体制の相違 女川では運転員は中央制御室待避所に避避するが、泊は待避所を設けていないため運転員はブルーム通過中には緊急時対策所に一時避離しとどまる。</p> <p>【大飯】 ・記載表現の相違</p> <p>【大飯】 ・要員名称相違</p> <p>【大飯】 ・記載表現の相違</p> <p>【大飯】 ・記載方針の相違 (女川審査の反映)</p>
要員	考え方	人数	合計																																							
本部要員	3号炉及び4号炉が同時に重大事故等に至った場合、重大事故等に対処するために指揮を行うために最低限必要な本部要員は、本部長（所長）、3号指揮、4号指揮、3号炉原子炉主任技術者、4号炉原子炉主任技術者、本部付及び各班の班長、副班長で構成する。	40名	69名																																							
各班員	本部要員の指示のもと、重大事故等への対処を行う各班員が緊急時対策所にとどまる。	29名																																								
要員	考え方	人数	合計																																							
本部長ほか	発電所対策本部を指揮・統括する本部長、原子炉主任技術者、本部付3名は、重大事故等において、指揮をとる要員として緊急時対策所にとどまる。	5名	36名																																							
各班長・班員	各班については、本部長からの指揮を受け、重大事故等に対処するため、最低限必要な要員を確保して、緊急時対策所にとどまる。	13名																																								
交替要員	上記、本部長、原子炉主任技術者及び本部付の交替要員については5名、班長、班員クラスの交替要員については13名を確保する。	18名																																								
要員	考え方	人数	合計																																							
本部長他	発電所対策本部長（所長）、3号炉原子炉主任技術者、本部委員2名は、重大事故等において、指揮をとる要員として緊急時対策所指揮所にとどまる。	4名	41名																																							
各班長・各班員	各班については、本部要員から指示を受け、重大事故等に対処するため、最低限必要な要員を残して、緊急時対策所指揮所又は緊急時対策所待機所にとどまる。	13名																																								
交替要員	上記、本部長、原子炉主任技術者及び委員の交代要員は4名、班長、班員クラスの交代要員については、20名を確保する。	24名																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																									
<p>(2) 原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員</p> <p>発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための作業を継続するため、緊急時対応として設置した可搬式代替低圧注水ポンプや空冷式非常用発電装置等の設備の給油や監視、放射性物質の濃度や放射線量の測定については、ブルーム通過後も行う必要があるため、その要員は、ブルーム通過中は緊急時対策所にとどまり、ブルーム通過後にその活動を再開することとなる。</p> <p>なお、ブルーム通過後の発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための作業の一環として、運転操作に関する作業は各号炉の運転員(3,4号炉12名)が実施する。</p> <p>ブルーム通過中に緊急時対策所にとどまる要員以外の緊急安全対策要員は、ブルーム通過時は一時的に構外へ避難しているが、ブルーム通過後は再度構内にて作業を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="89 694 683 837"> <thead> <tr> <th>要員</th> <th>考え方</th> <th>人数</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急対策要員(協力会社社員含む)</td> <td>可搬式代替低圧注水ポンプ等の設備の給油や監視、放射性物質の濃度等の測定については、ブルーム通過後も活動を継続する必要があるため、その要員は緊急時対策所に留まる。</td> <td>19名</td> <td rowspan="2">31名</td> </tr> <tr> <td>運転員(当直員)</td> <td>原子炉格納容器破損時には、運転員は中央制御室から退避し、緊急時対策所にとどまる。</td> <td>12名</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、重大事故等発生時及び大規模損壊時の対応について、手順書を整備し、対応手順の検証を行っている。手順の検証・訓練は、今後も継続的に実施し、必要の都度、運用の改善を行っていくこととしている。</p>	要員	考え方	人数	合計	緊急対策要員(協力会社社員含む)	可搬式代替低圧注水ポンプ等の設備の給油や監視、放射性物質の濃度等の測定については、ブルーム通過後も活動を継続する必要があるため、その要員は緊急時対策所に留まる。	19名	31名	運転員(当直員)	原子炉格納容器破損時には、運転員は中央制御室から退避し、緊急時対策所にとどまる。	12名	<p>(2) 原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な要員</p> <p>ブルーム通過後に実施する作業は、重大事故等対策の有効性評価の重要事故シーケンスのうち、高圧・低圧注水機能喪失を参考とし、重大事故等対応に加えて、放射性物質拡散防止のための放水操作等が可能な要員数を確保する。</p> <p>交替要員については、順次、構外に待機している要員を当てる。</p> <table border="1" data-bbox="772 622 1265 1109"> <thead> <tr> <th>要員</th> <th>考え方</th> <th>人数</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転員</td> <td>2号炉中央制御室内の待避所が使用不能な場合、緊急時対策所に退避するものの、ブルーム通過後に中央制御室にて対応が可能な場合は、復帰し運転操作を行う。</td> <td>7名</td> <td rowspan="7">36名</td> </tr> <tr> <td>保修班 現場要員</td> <td>重大事故等 対応要員 (電源車の運転操作、監視等(交替要員を含む。) 大容量送水ポンプ(タイプI)による注水操作、監視等(交替要員を含む。) 燃料補給(軽油タンクからタンクローリーへの軽油補給、電源車等への燃料補給(交替要員を含む。)) ブルドーザによるアクセスルートのがれき撤去</td> <td>4名 9名 2名 2名</td> </tr> <tr> <td>放射性物質 拡散抑制 対応要員</td> <td>放射性物質拡散抑制対応(放射性物質の拡散を抑制するための原子炉建屋への放水操作の再開(交替要員を含む。))</td> <td>6名</td> </tr> <tr> <td>モニタリング要員</td> <td>作業現場のモニタリング及びチェンジングエリアの運営等(交替要員を含む。)</td> <td>6名</td> </tr> </tbody> </table> <p>重大事故等に柔軟に対処できるよう、整備した設備等の手順書を制定するとともに、訓練により必要な力量を習得する。訓練は継続的に実施し、必要の都度運用の改善を図っていく。</p>	要員	考え方	人数	合計	運転員	2号炉中央制御室内の待避所が使用不能な場合、緊急時対策所に退避するものの、ブルーム通過後に中央制御室にて対応が可能な場合は、復帰し運転操作を行う。	7名	36名	保修班 現場要員	重大事故等 対応要員 (電源車の運転操作、監視等(交替要員を含む。) 大容量送水ポンプ(タイプI)による注水操作、監視等(交替要員を含む。) 燃料補給(軽油タンクからタンクローリーへの軽油補給、電源車等への燃料補給(交替要員を含む。)) ブルドーザによるアクセスルートのがれき撤去	4名 9名 2名 2名	放射性物質 拡散抑制 対応要員	放射性物質拡散抑制対応(放射性物質の拡散を抑制するための原子炉建屋への放水操作の再開(交替要員を含む。))	6名	モニタリング要員	作業現場のモニタリング及びチェンジングエリアの運営等(交替要員を含む。)	6名	<p>(2) 原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な要員</p> <p>発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための作業を継続するため、可搬型大容量海水送水ポンプ車や代替非常用発電機等の可搬型重大事故等対応設備への給油や監視、放射性物質の濃度や放射線量の測定については、ブルーム通過後も行う必要があるため、その要員は、ブルーム通過中は緊急時対策所にとどまり、ブルーム通過後にその活動を再開することとなる。</p> <p>ブルーム通過後の発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための作業の一環として、運転操作に関する作業は3号炉運転員(6名)が実施する。</p> <p>ブルーム通過中に緊急時対策所にとどまる要員以外の発電所災害対策要員は、ブルーム通過時は一時的に構外へ避難しているが、ブルーム通過後は再度構内にて作業を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="1355 630 1948 1109"> <thead> <tr> <th>要員</th> <th>考え方</th> <th>人数</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転員 (当直員)</td> <td>・原子炉格納容器破損時には、緊急時対策所に退避するものの、ブルーム通過後には中央制御室にて対応が可能な場合は、復帰し運転操作を行う。</td> <td>6名</td> <td rowspan="7">31名</td> </tr> <tr> <td>運転班員</td> <td>放射性物質拡散抑制 対応要員</td> <td>6名</td> </tr> <tr> <td>運転班員</td> <td rowspan="4">災害対策要員</td> <td>・可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲操作による大気への拡散抑制</td> <td>6名</td> </tr> <tr> <td>復旧班員</td> <td>・運転員、運転班員の操作支援等</td> <td>7名</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事務局員</td> <td>・アクセスルートのがれき撤去</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>・燃料補給(ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの燃料補給、可搬型大容量海水送水ポンプ車等への燃料補給)</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放管班員</td> <td rowspan="2">モニタリング 要員</td> <td>・緊急時対策所用発電機の運転操作、監視等</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>・作業現場のモニタリング等</td> <td>4名</td> </tr> </tbody> </table> <p>重大事故等に柔軟に対処できるよう、整備した設備等の手順書を制定するとともに、訓練により必要な力量を習得する。訓練は継続的に実施し、必要の都度運用の改善を図っていく。</p>	要員	考え方	人数	合計	運転員 (当直員)	・原子炉格納容器破損時には、緊急時対策所に退避するものの、ブルーム通過後には中央制御室にて対応が可能な場合は、復帰し運転操作を行う。	6名	31名	運転班員	放射性物質拡散抑制 対応要員	6名	運転班員	災害対策要員	・可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲操作による大気への拡散抑制	6名	復旧班員	・運転員、運転班員の操作支援等	7名	事務局員	・アクセスルートのがれき撤去	2名	・燃料補給(ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの燃料補給、可搬型大容量海水送水ポンプ車等への燃料補給)	2名	放管班員	モニタリング 要員	・緊急時対策所用発電機の運転操作、監視等	4名	・作業現場のモニタリング等	4名	<p>【大飯】 ・表題の相違</p> <p>【女川】 ・記載方針の相違 (大飯審査実績の反映)</p> <p>【大飯】 ・設備名称の相違</p> <p>【大飯】 ・対象運転号炉の相違</p> <p>【大飯】 ・要員名称の相違</p> <p>【大飯】 ・記載表現の相違 手順の整備、訓練の継続に関して記載しているものであり同様。</p>
要員	考え方	人数	合計																																																									
緊急対策要員(協力会社社員含む)	可搬式代替低圧注水ポンプ等の設備の給油や監視、放射性物質の濃度等の測定については、ブルーム通過後も活動を継続する必要があるため、その要員は緊急時対策所に留まる。	19名	31名																																																									
運転員(当直員)	原子炉格納容器破損時には、運転員は中央制御室から退避し、緊急時対策所にとどまる。	12名																																																										
要員	考え方	人数	合計																																																									
運転員	2号炉中央制御室内の待避所が使用不能な場合、緊急時対策所に退避するものの、ブルーム通過後に中央制御室にて対応が可能な場合は、復帰し運転操作を行う。	7名	36名																																																									
保修班 現場要員	重大事故等 対応要員 (電源車の運転操作、監視等(交替要員を含む。) 大容量送水ポンプ(タイプI)による注水操作、監視等(交替要員を含む。) 燃料補給(軽油タンクからタンクローリーへの軽油補給、電源車等への燃料補給(交替要員を含む。)) ブルドーザによるアクセスルートのがれき撤去	4名 9名 2名 2名																																																										
放射性物質 拡散抑制 対応要員	放射性物質拡散抑制対応(放射性物質の拡散を抑制するための原子炉建屋への放水操作の再開(交替要員を含む。))	6名																																																										
モニタリング要員	作業現場のモニタリング及びチェンジングエリアの運営等(交替要員を含む。)	6名																																																										
要員	考え方	人数		合計																																																								
運転員 (当直員)	・原子炉格納容器破損時には、緊急時対策所に退避するものの、ブルーム通過後には中央制御室にて対応が可能な場合は、復帰し運転操作を行う。	6名		31名																																																								
運転班員	放射性物質拡散抑制 対応要員	6名																																																										
運転班員	災害対策要員	・可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲操作による大気への拡散抑制	6名																																																									
復旧班員		・運転員、運転班員の操作支援等	7名																																																									
事務局員		・アクセスルートのがれき撤去	2名																																																									
		・燃料補給(ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの燃料補給、可搬型大容量海水送水ポンプ車等への燃料補給)	2名																																																									
放管班員	モニタリング 要員	・緊急時対策所用発電機の運転操作、監視等	4名																																																									
		・作業現場のモニタリング等	4名																																																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
	<p>5.6 緊急体制について</p> <p>女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画では、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止、その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、次表に定める原子力災害の情勢に応じて体制を区分している。</p> <p style="text-align: center;">表5.6-1 緊急体制の区分</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">発生事象の情勢</th> <th style="width: 40%;">体制の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>別表2-1の事象が発生した場合または原子力規制委員会委員長または委員長代行が原子力災害対策指針に示す警戒事態に該当すると判断した場合。</td> <td>警戒対策体制</td> </tr> <tr> <td>別表2-2の事象が発生し、原子力防災管理者が原災法第10条第1項に基づく通報をすべき状態となった場合。</td> <td>第1緊急体制</td> </tr> <tr> <td>別表2-3の事象が発生した場合、または内閣総理大臣が原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言を行った場合。 (女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成30年10月より抜粋)</td> <td>第2緊急体制</td> </tr> </tbody> </table>	発生事象の情勢	体制の区分	別表2-1の事象が発生した場合または原子力規制委員会委員長または委員長代行が原子力災害対策指針に示す警戒事態に該当すると判断した場合。	警戒対策体制	別表2-2の事象が発生し、原子力防災管理者が原災法第10条第1項に基づく通報をすべき状態となった場合。	第1緊急体制	別表2-3の事象が発生した場合、または内閣総理大臣が原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言を行った場合。 (女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成30年10月より抜粋)	第2緊急体制	<p>5.6 緊急体制について</p> <p>泊発電所原子力事業者防災業務計画では、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止、その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うための次表に定める原子力災害の情勢に応じて体制を区分している。</p> <p style="text-align: center;">表 5.6-1 防災体制の区分</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">発生事象の情勢</th> <th style="width: 40%;">防災体制の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒事態に該当する別表 2-1-1 に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表 2-1-1 に該当する事象であると判断したとき</td> <td>原子力防災準備体制</td> </tr> <tr> <td>施設敷地緊急事態に該当する別表 2-1-2 に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表 2-1-2 に該当する事象であると判断したとき</td> <td>原子力応急事態体制</td> </tr> <tr> <td>全面緊急事態に該当する別表 2-1-3 に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表 2-1-3 に該当する事象であると判断したとき、又は内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき (泊発電所原子力事業者防災業務計画 令和5年2月より抜粋)</td> <td>原子力緊急事態体制</td> </tr> </tbody> </table>	発生事象の情勢	防災体制の区分	警戒事態に該当する別表 2-1-1 に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表 2-1-1 に該当する事象であると判断したとき	原子力防災準備体制	施設敷地緊急事態に該当する別表 2-1-2 に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表 2-1-2 に該当する事象であると判断したとき	原子力応急事態体制	全面緊急事態に該当する別表 2-1-3 に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表 2-1-3 に該当する事象であると判断したとき、又は内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき (泊発電所原子力事業者防災業務計画 令和5年2月より抜粋)	原子力緊急事態体制	<p>【女川】 ・体制名称の相違</p>
発生事象の情勢	体制の区分																		
別表2-1の事象が発生した場合または原子力規制委員会委員長または委員長代行が原子力災害対策指針に示す警戒事態に該当すると判断した場合。	警戒対策体制																		
別表2-2の事象が発生し、原子力防災管理者が原災法第10条第1項に基づく通報をすべき状態となった場合。	第1緊急体制																		
別表2-3の事象が発生した場合、または内閣総理大臣が原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言を行った場合。 (女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成30年10月より抜粋)	第2緊急体制																		
発生事象の情勢	防災体制の区分																		
警戒事態に該当する別表 2-1-1 に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表 2-1-1 に該当する事象であると判断したとき	原子力防災準備体制																		
施設敷地緊急事態に該当する別表 2-1-2 に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表 2-1-2 に該当する事象であると判断したとき	原子力応急事態体制																		
全面緊急事態に該当する別表 2-1-3 に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表 2-1-3 に該当する事象であると判断したとき、又は内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき (泊発電所原子力事業者防災業務計画 令和5年2月より抜粋)	原子力緊急事態体制																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉 表5.6-2 警戒事象発生時の通報基準	泊発電所3号炉 表5.6-2 警戒事象発生時の連絡基準	相違理由																																																														
	<p>(女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成30年10月 別表2-1 警戒事象発生時の通報基準)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>警戒事象を判断する基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①AL01 敷地境界付近の放射線量の上昇</td> <td>敷地境界付近のモニタリングがストで1マイクローベルト毎時以上の放射線量が検出されたとき。</td> </tr> <tr> <td>②AL11 原子炉停止機能の異常のおそれ</td> <td>原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。</td> </tr> <tr> <td>③AL21 原子炉冷却材の漏えい</td> <td>原子炉の運転中に保安規定（原子炉等規制法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。</td> </tr> <tr> <td>④AL22 原子炉給水機能の喪失</td> <td>原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑤AL23 原子炉除熱機能の一部喪失</td> <td>原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑥AL25 全交流電源喪失のおそれ</td> <td>全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</td> </tr> <tr> <td>⑦AL29 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失</td> <td>原子炉の停止中に当該原子炉内の水位が水位低設定値まで低下すること。</td> </tr> <tr> <td>⑧AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ</td> <td>使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</td> </tr> <tr> <td>⑨AL31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ</td> <td>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位が一定時間以上測定できないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑩AL42 単一障壁の喪失又は喪失可能性</td> <td>燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑪AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ</td> <td>原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</td> </tr> <tr> <td>⑫AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失</td> <td>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑬AL53 重要区域での火災・漏水による安全機能の一部喪失のおそれ</td> <td>重要区域（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文科省令第4号）第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。）において、火災又は漏水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能が一部が喪失するおそれがあること。</td> </tr> <tr> <td>⑭ 外的な事象による原子炉施設への影響</td> <td>当該原子力事業所所在市町において、震度6弱以上の地震が発生した場合、当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予想区において、大津波警報が発表された場合、オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合、当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）、その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</td> </tr> </tbody> </table>	略称	警戒事象を判断する基準	①AL01 敷地境界付近の放射線量の上昇	敷地境界付近のモニタリングがストで1マイクローベルト毎時以上の放射線量が検出されたとき。	②AL11 原子炉停止機能の異常のおそれ	原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。	③AL21 原子炉冷却材の漏えい	原子炉の運転中に保安規定（原子炉等規制法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。	④AL22 原子炉給水機能の喪失	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。	⑤AL23 原子炉除熱機能の一部喪失	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。	⑥AL25 全交流電源喪失のおそれ	全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。	⑦AL29 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失	原子炉の停止中に当該原子炉内の水位が水位低設定値まで低下すること。	⑧AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。	⑨AL31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位が一定時間以上測定できないこと。	⑩AL42 単一障壁の喪失又は喪失可能性	燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。	⑪AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ	原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。	⑫AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。	⑬AL53 重要区域での火災・漏水による安全機能の一部喪失のおそれ	重要区域（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文科省令第4号）第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。）において、火災又は漏水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能が一部が喪失するおそれがあること。	⑭ 外的な事象による原子炉施設への影響	当該原子力事業所所在市町において、震度6弱以上の地震が発生した場合、当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予想区において、大津波警報が発表された場合、オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合、当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）、その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	<p>(泊発電所原子力事業者防災業務計画 令和5年2月) 別表2-1-1 原子力災害対策指針に定める警戒事象に該当する事象の連絡基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">連絡基準（警戒事象に該当する事象）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ (AL11) 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">原子炉冷却材の漏えい (AL21) 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">蒸気発生器給水機能喪失のおそれ (AL24) 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">非常用交流母線喪失又は喪失のおそれ (AL25) 非常用交流母線が1つとなった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が1つとなる状態が15分以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 (AL29) 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ (AL30) 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">単一障壁の喪失又は喪失のおそれ (AL42) 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">原子炉制御室他の機能喪失のおそれ (AL51) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第38条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。）からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">所内外通信連絡機能の一部喪失 (AL52) 泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">重要区域での火災・漏水による安全機能の一部喪失のおそれ (AL53) 重要区域において、火災又は漏水が発生し、安全機器等の機能が一部が喪失するおそれがあること。 ※安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）を設置する区域であって、別表2-1-5に示すものをいう。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">外的事象による影響（地震） 泊村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">外的事象による影響（津波） 泊村沿岸を含む津波予想区において大津波警報が発表された場合。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">重要な故障等（オンサイト統括判断） オンサイト統括が警戒を必要と認める泊発電所の重要な故障等が発生した場合。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">外的事象による影響（設計基準超過） 泊発電所において新規基準で定める設計基準を超える外部事象（竜巻、洪水、台風、火山の影響等）が発生した場合（超えるおそれがある場合を含む。）。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">外的事象による影響（委員長判断） その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</td> </tr> </tbody> </table>	連絡基準（警戒事象に該当する事象）		原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ (AL11) 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。		原子炉冷却材の漏えい (AL21) 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。		蒸気発生器給水機能喪失のおそれ (AL24) 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。		非常用交流母線喪失又は喪失のおそれ (AL25) 非常用交流母線が1つとなった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が1つとなる状態が15分以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。		停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 (AL29) 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。		使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ (AL30) 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。		単一障壁の喪失又は喪失のおそれ (AL42) 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。		原子炉制御室他の機能喪失のおそれ (AL51) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第38条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。）からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。		所内外通信連絡機能の一部喪失 (AL52) 泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。		重要区域での火災・漏水による安全機能の一部喪失のおそれ (AL53) 重要区域において、火災又は漏水が発生し、安全機器等の機能が一部が喪失するおそれがあること。 ※安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）を設置する区域であって、別表2-1-5に示すものをいう。		外的事象による影響（地震） 泊村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。		外的事象による影響（津波） 泊村沿岸を含む津波予想区において大津波警報が発表された場合。		重要な故障等（オンサイト統括判断） オンサイト統括が警戒を必要と認める泊発電所の重要な故障等が発生した場合。		外的事象による影響（設計基準超過） 泊発電所において新規基準で定める設計基準を超える外部事象（竜巻、洪水、台風、火山の影響等）が発生した場合（超えるおそれがある場合を含む。）。		外的事象による影響（委員長判断） その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。		<p>【女川】 ・表構成の相違</p>
略称	警戒事象を判断する基準																																																																
①AL01 敷地境界付近の放射線量の上昇	敷地境界付近のモニタリングがストで1マイクローベルト毎時以上の放射線量が検出されたとき。																																																																
②AL11 原子炉停止機能の異常のおそれ	原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。																																																																
③AL21 原子炉冷却材の漏えい	原子炉の運転中に保安規定（原子炉等規制法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。																																																																
④AL22 原子炉給水機能の喪失	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。																																																																
⑤AL23 原子炉除熱機能の一部喪失	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。																																																																
⑥AL25 全交流電源喪失のおそれ	全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。																																																																
⑦AL29 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失	原子炉の停止中に当該原子炉内の水位が水位低設定値まで低下すること。																																																																
⑧AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。																																																																
⑨AL31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位が一定時間以上測定できないこと。																																																																
⑩AL42 単一障壁の喪失又は喪失可能性	燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。																																																																
⑪AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ	原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。																																																																
⑫AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。																																																																
⑬AL53 重要区域での火災・漏水による安全機能の一部喪失のおそれ	重要区域（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文科省令第4号）第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。）において、火災又は漏水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能が一部が喪失するおそれがあること。																																																																
⑭ 外的な事象による原子炉施設への影響	当該原子力事業所所在市町において、震度6弱以上の地震が発生した場合、当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予想区において、大津波警報が発表された場合、オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合、当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）、その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。																																																																
連絡基準（警戒事象に該当する事象）																																																																	
原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ (AL11) 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。																																																																	
原子炉冷却材の漏えい (AL21) 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。																																																																	
蒸気発生器給水機能喪失のおそれ (AL24) 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。																																																																	
非常用交流母線喪失又は喪失のおそれ (AL25) 非常用交流母線が1つとなった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が1つとなる状態が15分以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。																																																																	
停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 (AL29) 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。																																																																	
使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ (AL30) 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。																																																																	
単一障壁の喪失又は喪失のおそれ (AL42) 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。																																																																	
原子炉制御室他の機能喪失のおそれ (AL51) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第38条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。）からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。																																																																	
所内外通信連絡機能の一部喪失 (AL52) 泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。																																																																	
重要区域での火災・漏水による安全機能の一部喪失のおそれ (AL53) 重要区域において、火災又は漏水が発生し、安全機器等の機能が一部が喪失するおそれがあること。 ※安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）を設置する区域であって、別表2-1-5に示すものをいう。																																																																	
外的事象による影響（地震） 泊村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。																																																																	
外的事象による影響（津波） 泊村沿岸を含む津波予想区において大津波警報が発表された場合。																																																																	
重要な故障等（オンサイト統括判断） オンサイト統括が警戒を必要と認める泊発電所の重要な故障等が発生した場合。																																																																	
外的事象による影響（設計基準超過） 泊発電所において新規基準で定める設計基準を超える外部事象（竜巻、洪水、台風、火山の影響等）が発生した場合（超えるおそれがある場合を含む。）。																																																																	
外的事象による影響（委員長判断） その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。																																																																	

泊発電所3号炉 D B基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																						
	<p>表5.6-3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準</p> <p>(女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成30年10月 別表2-2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準 (1/3))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇</td> <td>(1)放射線測定設備について、単位時間（2分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値に換算して得た数値が5 μSv/h以上の放射線量を検出すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったこととする。 a. 排気筒放射線モニタ、原子炉格納容器内雰囲気放射線モニタおよび燃料取扱エリア放射線モニタにより検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に報告した場合 b. 当該数値が落着く時に検出された場合 (2)放射線測定設備のすべてについて5 μSv/hを下回っている場合において、当該放射線測定設備の数値が1 μSv/h以上であるときは、当該放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において、中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線測定用可搬式測定器により測定した中性子の放射線量とを合計して得た数値が、5 μSv/h以上のものとなっているとき</td> </tr> <tr> <td>②SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出</td> <td>当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射線水準が5 μSv/hに相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。（10分間以上継続）</td> </tr> <tr> <td>③SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出</td> <td>当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射線水準が5 μSv/hに相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。（10分間以上継続）</td> </tr> <tr> <td>④SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出</td> <td>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、60 μSv/h以上の放射線量の水準が10分間以上継続して検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。</td> </tr> </tbody> </table> <p>表5.6-3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準</p> <p>(女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成30年10月 別表2-2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準 (2/3))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑤SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出</td> <td>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射線水準が5 μSv/hに相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射線水準以上の放射性物質が検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。 a. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度に50を乗じて得た値 b. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値 c. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値</td> </tr> <tr> <td>⑥SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ</td> <td>原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること</td> </tr> <tr> <td>⑦SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能</td> <td>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいづれかによる注水が直ちにできないこと</td> </tr> <tr> <td>⑧SE22 原子炉注水機能喪失のおそれ</td> <td>原子炉の運転中に当該原子炉への全ての注水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと</td> </tr> <tr> <td>⑨SE23 残留熱除去機能の喪失</td> <td>原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと</td> </tr> <tr> <td>⑩SE25 全交流電源の30分以上喪失</td> <td>全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること</td> </tr> </tbody> </table>	略称	法令	①SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇	(1)放射線測定設備について、単位時間（2分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値に換算して得た数値が5 μ Sv/h以上の放射線量を検出すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったこととする。 a. 排気筒放射線モニタ、原子炉格納容器内雰囲気放射線モニタおよび燃料取扱エリア放射線モニタにより検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に報告した場合 b. 当該数値が落着く時に検出された場合 (2)放射線測定設備のすべてについて5 μ Sv/hを下回っている場合において、当該放射線測定設備の数値が1 μ Sv/h以上であるときは、当該放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において、中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線測定用可搬式測定器により測定した中性子の放射線量とを合計して得た数値が、5 μ Sv/h以上のものとなっているとき	②SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射線水準が5 μ Sv/hに相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。（10分間以上継続）	③SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射線水準が5 μ Sv/hに相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。（10分間以上継続）	④SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、60 μ Sv/h以上の放射線量の水準が10分間以上継続して検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。	略称	法令	⑤SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射線水準が5 μ Sv/hに相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射線水準以上の放射性物質が検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。 a. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度に50を乗じて得た値 b. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値 c. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値	⑥SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること	⑦SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいづれかによる注水が直ちにできないこと	⑧SE22 原子炉注水機能喪失のおそれ	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての注水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと	⑨SE23 残留熱除去機能の喪失	原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと	⑩SE25 全交流電源の30分以上喪失	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること	<p>表5.6-3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準</p> <p>(泊発電所原子力事業者防災業務計画 令和5年2月 別表2-1-2 原発法第10条第1項に基づく通報基準 (1/3)より抜粋) 通報基準（施設敷地緊急事態に該当する事象）</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>敷地境界付近の放射線量の上昇 (SE01) 原発法第11条第1項に該当する放射線測定設備の一又は二以上について1時間当たり5 μSvを検出したとき。 ただし、落着くときに検出された場合又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにこれらにより検出された数値に異常が認められない場合であって、1時間当たり5 μSv以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く。 また、当該放射線測定設備の一又は二以上について、1時間当たり1 μSv以上の放射線量を検出したときは、中性子線の放射線量とを合計する。</td> </tr> <tr> <td>通常放出経路での気体放射性物質の放出 (SE02) 排気筒その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射線の水準が原子力規制委員会規則で定める基準（1時間当たり5 μSvに相当）以上の放射性物質を10分間以上継続して検出したとき。</td> </tr> <tr> <td>通常放出経路での液体放射性物質の放出 (SE03) 放水口その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射線の水準が原子力規制委員会規則で定める基準（1時間当たり5 μSvに相当）以上の放射性物質を10分間以上継続して検出したとき。</td> </tr> <tr> <td>火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 (SE04) 火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 管理区域外の場所において、1時間当たり50 μSv以上の放射線量を10分間以上継続して検出したとき。</td> </tr> <tr> <td>火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 (SE05) 火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 管理区域外の場所において、空气中濃度限度の50倍（1時間当たり5 μSvに相当）以上の放射性物質を検出したとき。</td> </tr> <tr> <td>施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ (SE06) 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態、その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあるとき。</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 (SE21) 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいづれかによる注水が直ちにできないこと。</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器給水機能の喪失 (SE24) 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>表5.6-3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準</p> <p>(泊発電所原子力事業者防災業務計画 令和5年2月 別表2-1-2 原発法第10条第1項に基づく通報基準 (2/3)より抜粋) 通報基準（施設敷地緊急事態に該当する事象）</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>非常用交流高圧母線の30分間以上喪失 (SE25) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。</td> </tr> <tr> <td>直流電源の部分喪失 (SE27) 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。</td> </tr> <tr> <td>停止中の原子炉冷却機能の喪失 (SE29) 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 (SE30) 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</td> </tr> <tr> <td>格納容器健全性喪失のおそれ (SE41) 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間内において通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 2つの隔壁の喪失又は喪失のおそれ (SE42) 燃料被覆管の隔壁が喪失した場合において原子炉冷却系の隔壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の隔壁及び原子炉冷却系の隔壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の隔壁若しくは原子炉冷却系の隔壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の隔壁が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 (SE43) 炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</td> </tr> </tbody> </table>	敷地境界付近の放射線量の上昇 (SE01) 原発法第11条第1項に該当する放射線測定設備の一又は二以上について1時間当たり5 μ Svを検出したとき。 ただし、落着くときに検出された場合又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにこれらにより検出された数値に異常が認められない場合であって、1時間当たり5 μ Sv以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く。 また、当該放射線測定設備の一又は二以上について、1時間当たり1 μ Sv以上の放射線量を検出したときは、中性子線の放射線量とを合計する。	通常放出経路での気体放射性物質の放出 (SE02) 排気筒その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射線の水準が原子力規制委員会規則で定める基準（1時間当たり5 μ Svに相当）以上の放射性物質を10分間以上継続して検出したとき。	通常放出経路での液体放射性物質の放出 (SE03) 放水口その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射線の水準が原子力規制委員会規則で定める基準（1時間当たり5 μ Svに相当）以上の放射性物質を10分間以上継続して検出したとき。	火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 (SE04) 火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 管理区域外の場所において、1時間当たり50 μ Sv以上の放射線量を10分間以上継続して検出したとき。	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 (SE05) 火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 管理区域外の場所において、空气中濃度限度の50倍（1時間当たり5 μ Svに相当）以上の放射性物質を検出したとき。	施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ (SE06) 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態、その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあるとき。	原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 (SE21) 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいづれかによる注水が直ちにできないこと。	蒸気発生器給水機能の喪失 (SE24) 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。	非常用交流高圧母線の30分間以上喪失 (SE25) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。	直流電源の部分喪失 (SE27) 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。	停止中の原子炉冷却機能の喪失 (SE29) 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 (SE30) 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	格納容器健全性喪失のおそれ (SE41) 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間内において通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 2つの隔壁の喪失又は喪失のおそれ (SE42) 燃料被覆管の隔壁が喪失した場合において原子炉冷却系の隔壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の隔壁及び原子炉冷却系の隔壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の隔壁若しくは原子炉冷却系の隔壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の隔壁が喪失すること。	原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 (SE43) 炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。	<p>【女川】 ・表構成の相違</p>
略称	法令																																								
①SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇	(1)放射線測定設備について、単位時間（2分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値に換算して得た数値が5 μ Sv/h以上の放射線量を検出すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったこととする。 a. 排気筒放射線モニタ、原子炉格納容器内雰囲気放射線モニタおよび燃料取扱エリア放射線モニタにより検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に報告した場合 b. 当該数値が落着く時に検出された場合 (2)放射線測定設備のすべてについて5 μ Sv/hを下回っている場合において、当該放射線測定設備の数値が1 μ Sv/h以上であるときは、当該放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において、中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線測定用可搬式測定器により測定した中性子の放射線量とを合計して得た数値が、5 μ Sv/h以上のものとなっているとき																																								
②SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射線水準が5 μ Sv/hに相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。（10分間以上継続）																																								
③SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射線水準が5 μ Sv/hに相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。（10分間以上継続）																																								
④SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、60 μ Sv/h以上の放射線量の水準が10分間以上継続して検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。																																								
略称	法令																																								
⑤SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射線水準が5 μ Sv/hに相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射線水準以上の放射性物質が検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。 a. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度に50を乗じて得た値 b. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値 c. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値																																								
⑥SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること																																								
⑦SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいづれかによる注水が直ちにできないこと																																								
⑧SE22 原子炉注水機能喪失のおそれ	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての注水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと																																								
⑨SE23 残留熱除去機能の喪失	原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと																																								
⑩SE25 全交流電源の30分以上喪失	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること																																								
敷地境界付近の放射線量の上昇 (SE01) 原発法第11条第1項に該当する放射線測定設備の一又は二以上について1時間当たり5 μ Svを検出したとき。 ただし、落着くときに検出された場合又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにこれらにより検出された数値に異常が認められない場合であって、1時間当たり5 μ Sv以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く。 また、当該放射線測定設備の一又は二以上について、1時間当たり1 μ Sv以上の放射線量を検出したときは、中性子線の放射線量とを合計する。																																									
通常放出経路での気体放射性物質の放出 (SE02) 排気筒その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射線の水準が原子力規制委員会規則で定める基準（1時間当たり5 μ Svに相当）以上の放射性物質を10分間以上継続して検出したとき。																																									
通常放出経路での液体放射性物質の放出 (SE03) 放水口その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射線の水準が原子力規制委員会規則で定める基準（1時間当たり5 μ Svに相当）以上の放射性物質を10分間以上継続して検出したとき。																																									
火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 (SE04) 火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 管理区域外の場所において、1時間当たり50 μ Sv以上の放射線量を10分間以上継続して検出したとき。																																									
火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 (SE05) 火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 管理区域外の場所において、空气中濃度限度の50倍（1時間当たり5 μ Svに相当）以上の放射性物質を検出したとき。																																									
施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ (SE06) 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態、その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあるとき。																																									
原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 (SE21) 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいづれかによる注水が直ちにできないこと。																																									
蒸気発生器給水機能の喪失 (SE24) 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。																																									
非常用交流高圧母線の30分間以上喪失 (SE25) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。																																									
直流電源の部分喪失 (SE27) 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。																																									
停止中の原子炉冷却機能の喪失 (SE29) 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。																																									
使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 (SE30) 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。																																									
格納容器健全性喪失のおそれ (SE41) 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間内において通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 2つの隔壁の喪失又は喪失のおそれ (SE42) 燃料被覆管の隔壁が喪失した場合において原子炉冷却系の隔壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の隔壁及び原子炉冷却系の隔壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の隔壁若しくは原子炉冷却系の隔壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の隔壁が喪失すること。																																									
原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 (SE43) 炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。																																									

泊発電所3号炉 D B基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<p>表5.6-3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準 （女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成30年10月 別表2-2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準（3/3））</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①SE27 直流電源の部分喪失</td> <td>非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</td> </tr> <tr> <td>②SE29 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失</td> <td>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</td> </tr> <tr> <td>④SE31 使用済燃料冷却槽の冷却機能喪失</td> <td>使用済燃料貯蔵槽の水位が放射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。</td> </tr> <tr> <td>⑤SE41 格納容器健全性喪失のおそれ</td> <td>原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間わたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</td> </tr> <tr> <td>⑥SE42 2つの障壁の喪失又は喪失可能性</td> <td>燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること。燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑦SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用</td> <td>原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</td> </tr> <tr> <td>⑧SE51 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失</td> <td>原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の状態を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑨SE52 所内外通信連絡機能の全て喪失</td> <td>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑩SE53 火災・漏水による安全機能の一部喪失</td> <td>火災又は漏水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑪SE55 防護措置の準備及び一歩実施が必要な事象の発生</td> <td>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</td> </tr> <tr> <td>⑫XSE61 事業所外運搬での放射線量の上昇</td> <td>事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100µSv/h以上の放射線量が原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところにより検出されたこと。</td> </tr> <tr> <td>⑬XSE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい</td> <td>事業所外運搬の場合にあって、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること、又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</td> </tr> </tbody> </table>	略称	法令	①SE27 直流電源の部分喪失	非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。	②SE29 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。		③SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	④SE31 使用済燃料冷却槽の冷却機能喪失	使用済燃料貯蔵槽の水位が放射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。	⑤SE41 格納容器健全性喪失のおそれ	原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間わたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。	⑥SE42 2つの障壁の喪失又は喪失可能性	燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること。燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。	⑦SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用	原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。	⑧SE51 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失	原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の状態を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。	⑨SE52 所内外通信連絡機能の全て喪失	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。	⑩SE53 火災・漏水による安全機能の一部喪失	火災又は漏水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。	⑪SE55 防護措置の準備及び一歩実施が必要な事象の発生	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	⑫XSE61 事業所外運搬での放射線量の上昇	事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100µSv/h以上の放射線量が原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところにより検出されたこと。	⑬XSE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい	事業所外運搬の場合にあって、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること、又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。	<p>表5.6-3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準 （泊発電所原子力事業者防災業務計画 令和5年2月 別表2-1-2 原災法第10条第1項に基づく通報基準（3/3）より抜粋）</p> <p>通報基準（施設敷地緊急事態に該当する事象）</p> <p>原子炉制御室等の一部の機能喪失・警報喪失（SE51） 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤等の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の状態を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>所内外通信連絡機能の全て喪失（SE52） 泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>火災・漏水による安全機能の一部喪失（SE53） 火災又は漏水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ※ 安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）を設置する区域であって、別表2-1-5に示すものをいう。</p> <p>防護措置の準備及び一歩実施が必要な事象発生（SE55） その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が泊発電所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、泊発電所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。 事業所外運搬での放射線量の上昇（XSE61） 火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬に使用する容器から1m離れた地点で100µSv/h以上の放射線量を検出したとき（事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象のため、施設敷地緊急事態には該当しない。） 事業所外運搬での放射性物質漏えい（XSE62） 火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬に使用する容器（L型、IP-1型を除く。）からの放射性物質の漏えいがあったとき（事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象のため、施設敷地緊急事態には該当しない。）</p>	<p>【女川】 ・表構成の相違</p>
略称	法令																														
①SE27 直流電源の部分喪失	非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。																														
②SE29 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。																															
③SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。																														
④SE31 使用済燃料冷却槽の冷却機能喪失	使用済燃料貯蔵槽の水位が放射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。																														
⑤SE41 格納容器健全性喪失のおそれ	原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間わたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。																														
⑥SE42 2つの障壁の喪失又は喪失可能性	燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること。燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。																														
⑦SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用	原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。																														
⑧SE51 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失	原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の状態を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。																														
⑨SE52 所内外通信連絡機能の全て喪失	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。																														
⑩SE53 火災・漏水による安全機能の一部喪失	火災又は漏水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。																														
⑪SE55 防護措置の準備及び一歩実施が必要な事象の発生	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。																														
⑫XSE61 事業所外運搬での放射線量の上昇	事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100µSv/h以上の放射線量が原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところにより検出されたこと。																														
⑬XSE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい	事業所外運搬の場合にあって、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること、又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。																														

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																								
<p>表5.6-4 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>法合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇</td> <td>放射線測定設備について、それぞれの単位時間（10分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値に換算して得た放射線量（2地点以上においてまたは10分以上連続して検出された場合に限り。）が5 μSv/h以上の放射線量を検出すること。</td> </tr> <tr> <td>②GE02 通常放出経路での気体放射性物質の検出</td> <td>当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5 μSv/hに相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。（10分間以上連続）</td> </tr> <tr> <td>③GE03 通常放出経路での液体放射性物質の検出</td> <td>当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5 μSv/hに相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。（10分間以上連続）</td> </tr> <tr> <td>④GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出</td> <td>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射線量の水準として5 mSv/hが検出されたこと、又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。</td> </tr> </tbody> </table>	略称	法合	①GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇	放射線測定設備について、それぞれの単位時間（10分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値に換算して得た放射線量（2地点以上においてまたは10分以上連続して検出された場合に限り。）が5 μ Sv/h以上の放射線量を検出すること。	②GE02 通常放出経路での気体放射性物質の検出	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5 μ Sv/hに相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。（10分間以上連続）	③GE03 通常放出経路での液体放射性物質の検出	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5 μ Sv/hに相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。（10分間以上連続）	④GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射線量の水準として5 mSv/hが検出されたこと、又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。	<p>表5.6-4 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>法合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑤GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出</td> <td>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり500 μSv/hに相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと、又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。 a. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあつては、放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度に5,000を乗じて得た値 b. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値 c. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあつては、空気中濃度限度（当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに5,000を乗じて得た値</td> </tr> <tr> <td>⑥GE06 施設内（原子炉外）での臨界事故</td> <td>原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態にあること。</td> </tr> <tr> <td>⑦GE11 原子炉停止の失敗または停止確認不能</td> <td>原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑧GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能</td> <td>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑨GE22 原子炉注水機能の喪失</td> <td>原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑩GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力抑制機能喪失</td> <td>原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑪GE25 全交流電源の1時間以上の喪失</td> <td>全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</td> </tr> </tbody> </table>	略称	法合	⑤GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり500 μ Sv/hに相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと、又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。 a. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあつては、放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度に5,000を乗じて得た値 b. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値 c. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあつては、空気中濃度限度（当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに5,000を乗じて得た値	⑥GE06 施設内（原子炉外）での臨界事故	原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態にあること。	⑦GE11 原子炉停止の失敗または停止確認不能	原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。	⑧GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。	⑨GE22 原子炉注水機能の喪失	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。	⑩GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力抑制機能喪失	原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。	⑪GE25 全交流電源の1時間以上の喪失	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。	<p>表5.6-4 原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく原子力緊急事態の判断基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>判断基準（全緊急事態に該当する事象）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用交流高圧母線の1時間以上喪失（GE25） 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</td> </tr> <tr> <td>全交流電源の5分間以上喪失（GE27） 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</td> </tr> <tr> <td>炉心損傷の検出（GE28） 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉格納容器の出口温度を検知すること。</td> </tr> <tr> <td>停止中の原子炉冷却機能の完全喪失（GE29） 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉格納容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用タンク（1、2号機）/燃料取替用ホース（3号機）からの注水ができないこと。</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失、放射線放出（GE30） 使用済燃料貯蔵槽の水位が相対燃料貯蔵槽集合体の用器の上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</td> </tr> <tr> <td>格納容器圧力の異常上昇（GE41） 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</td> </tr> <tr> <td>2つの隔壁喪失及び1つの隔壁の喪失又は喪失のおそれ（GE42） 燃料被覆管の腐蝕及び原子炉冷却系管の腐蝕が喪失した場合において、原子炉格納容器の隔壁が喪失するおそれがあること。</td> </tr> <tr> <td>原子炉制御室の機能喪失・警報喪失（GE43） 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤等が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び炉心停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>注水の計画を超過する事象発生（GE55） その他原子炉施設外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で直接電圧外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、発電所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</td> </tr> <tr> <td>事業所外運搬での放射線量率の異常上昇（NG16） 火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬に使用する容器から1m離れた地点で10mSv/h以上の放射線量を検出したとき（事業所外運搬は原子力災害対策特別措置法の対象外事象のため、全緊急事態には該当しない） ・事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい（GE62）</td> </tr> <tr> <td>火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射性物質を放出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬の場合にあつては、当該運搬に使用する容器（IP管を除く。）から、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令に定められた量（A₂値）の放射性物質の漏えいがあったとき（事業所外運搬は原子力災害対策特別措置法の対象外事象のため、全緊急事態には該当しない）。</td> </tr> </tbody> </table>	判断基準（全緊急事態に該当する事象）	非常用交流高圧母線の1時間以上喪失（GE25） 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。	全交流電源の5分間以上喪失（GE27） 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。	炉心損傷の検出（GE28） 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉格納容器の出口温度を検知すること。	停止中の原子炉冷却機能の完全喪失（GE29） 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉格納容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用タンク（1、2号機）/燃料取替用ホース（3号機）からの注水ができないこと。	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失、放射線放出（GE30） 使用済燃料貯蔵槽の水位が相対燃料貯蔵槽集合体の用器の上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	格納容器圧力の異常上昇（GE41） 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。	2つの隔壁喪失及び1つの隔壁の喪失又は喪失のおそれ（GE42） 燃料被覆管の腐蝕及び原子炉冷却系管の腐蝕が喪失した場合において、原子炉格納容器の隔壁が喪失するおそれがあること。	原子炉制御室の機能喪失・警報喪失（GE43） 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤等が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び炉心停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。	注水の計画を超過する事象発生（GE55） その他原子炉施設外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で直接電圧外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、発電所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	事業所外運搬での放射線量率の異常上昇（NG16） 火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬に使用する容器から1m離れた地点で10mSv/h以上の放射線量を検出したとき（事業所外運搬は原子力災害対策特別措置法の対象外事象のため、全緊急事態には該当しない） ・事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい（GE62）	火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射性物質を放出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬の場合にあつては、当該運搬に使用する容器（IP管を除く。）から、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令に定められた量（A ₂ 値）の放射性物質の漏えいがあったとき（事業所外運搬は原子力災害対策特別措置法の対象外事象のため、全緊急事態には該当しない）。	<p>【女川】 ・表構成の相違</p>		
略称	法合																																										
①GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇	放射線測定設備について、それぞれの単位時間（10分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値に換算して得た放射線量（2地点以上においてまたは10分以上連続して検出された場合に限り。）が5 μ Sv/h以上の放射線量を検出すること。																																										
②GE02 通常放出経路での気体放射性物質の検出	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5 μ Sv/hに相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。（10分間以上連続）																																										
③GE03 通常放出経路での液体放射性物質の検出	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5 μ Sv/hに相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。（10分間以上連続）																																										
④GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射線量の水準として5 mSv/hが検出されたこと、又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。																																										
略称	法合																																										
⑤GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり500 μ Sv/hに相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと、又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。 a. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあつては、放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度に5,000を乗じて得た値 b. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値 c. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあつては、空気中濃度限度（当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに5,000を乗じて得た値																																										
⑥GE06 施設内（原子炉外）での臨界事故	原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態にあること。																																										
⑦GE11 原子炉停止の失敗または停止確認不能	原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。																																										
⑧GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。																																										
⑨GE22 原子炉注水機能の喪失	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。																																										
⑩GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力抑制機能喪失	原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。																																										
⑪GE25 全交流電源の1時間以上の喪失	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。																																										
判断基準（全緊急事態に該当する事象）																																											
非常用交流高圧母線の1時間以上喪失（GE25） 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。																																											
全交流電源の5分間以上喪失（GE27） 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。																																											
炉心損傷の検出（GE28） 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉格納容器の出口温度を検知すること。																																											
停止中の原子炉冷却機能の完全喪失（GE29） 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉格納容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用タンク（1、2号機）/燃料取替用ホース（3号機）からの注水ができないこと。																																											
使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失、放射線放出（GE30） 使用済燃料貯蔵槽の水位が相対燃料貯蔵槽集合体の用器の上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。																																											
格納容器圧力の異常上昇（GE41） 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。																																											
2つの隔壁喪失及び1つの隔壁の喪失又は喪失のおそれ（GE42） 燃料被覆管の腐蝕及び原子炉冷却系管の腐蝕が喪失した場合において、原子炉格納容器の隔壁が喪失するおそれがあること。																																											
原子炉制御室の機能喪失・警報喪失（GE43） 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤等が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び炉心停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。																																											
注水の計画を超過する事象発生（GE55） その他原子炉施設外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で直接電圧外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、発電所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。																																											
事業所外運搬での放射線量率の異常上昇（NG16） 火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬に使用する容器から1m離れた地点で10mSv/h以上の放射線量を検出したとき（事業所外運搬は原子力災害対策特別措置法の対象外事象のため、全緊急事態には該当しない） ・事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい（GE62）																																											
火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射性物質を放出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬の場合にあつては、当該運搬に使用する容器（IP管を除く。）から、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令に定められた量（A ₂ 値）の放射性物質の漏えいがあったとき（事業所外運搬は原子力災害対策特別措置法の対象外事象のため、全緊急事態には該当しない）。																																											
<p>表5.6-4 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>法合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑤GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出</td> <td>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり500 μSv/hに相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと、又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。 a. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあつては、放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度に5,000を乗じて得た値 b. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値 c. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあつては、空気中濃度限度（当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに5,000を乗じて得た値</td> </tr> <tr> <td>⑥GE06 施設内（原子炉外）での臨界事故</td> <td>原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態にあること。</td> </tr> <tr> <td>⑦GE11 原子炉停止の失敗または停止確認不能</td> <td>原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑧GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能</td> <td>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑨GE22 原子炉注水機能の喪失</td> <td>原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑩GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力抑制機能喪失</td> <td>原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑪GE25 全交流電源の1時間以上の喪失</td> <td>全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</td> </tr> </tbody> </table>	略称	法合	⑤GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり500 μ Sv/hに相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと、又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。 a. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあつては、放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度に5,000を乗じて得た値 b. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値 c. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあつては、空気中濃度限度（当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに5,000を乗じて得た値	⑥GE06 施設内（原子炉外）での臨界事故	原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態にあること。	⑦GE11 原子炉停止の失敗または停止確認不能	原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。	⑧GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。	⑨GE22 原子炉注水機能の喪失	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。	⑩GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力抑制機能喪失	原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。	⑪GE25 全交流電源の1時間以上の喪失	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。	<p>表5.6-4 原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく原子力緊急事態の判断基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>判断基準（全緊急事態に該当する事象）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用交流高圧母線の1時間以上喪失（GE25） 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</td> </tr> <tr> <td>全交流電源の5分間以上喪失（GE27） 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</td> </tr> <tr> <td>炉心損傷の検出（GE28） 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉格納容器の出口温度を検知すること。</td> </tr> <tr> <td>停止中の原子炉冷却機能の完全喪失（GE29） 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉格納容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用タンク（1、2号機）/燃料取替用ホース（3号機）からの注水ができないこと。</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失、放射線放出（GE30） 使用済燃料貯蔵槽の水位が相対燃料貯蔵槽集合体の用器の上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</td> </tr> <tr> <td>格納容器圧力の異常上昇（GE41） 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</td> </tr> <tr> <td>2つの隔壁喪失及び1つの隔壁の喪失又は喪失のおそれ（GE42） 燃料被覆管の腐蝕及び原子炉冷却系管の腐蝕が喪失した場合において、原子炉格納容器の隔壁が喪失するおそれがあること。</td> </tr> <tr> <td>原子炉制御室の機能喪失・警報喪失（GE43） 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤等が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び炉心停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>注水の計画を超過する事象発生（GE55） その他原子炉施設外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で直接電圧外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、発電所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</td> </tr> <tr> <td>事業所外運搬での放射線量率の異常上昇（NG16） 火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬に使用する容器から1m離れた地点で10mSv/h以上の放射線量を検出したとき（事業所外運搬は原子力災害対策特別措置法の対象外事象のため、全緊急事態には該当しない） ・事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい（GE62）</td> </tr> <tr> <td>火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射性物質を放出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬の場合にあつては、当該運搬に使用する容器（IP管を除く。）から、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令に定められた量（A₂値）の放射性物質の漏えいがあったとき（事業所外運搬は原子力災害対策特別措置法の対象外事象のため、全緊急事態には該当しない）。</td> </tr> </tbody> </table>	判断基準（全緊急事態に該当する事象）	非常用交流高圧母線の1時間以上喪失（GE25） 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。	全交流電源の5分間以上喪失（GE27） 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。	炉心損傷の検出（GE28） 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉格納容器の出口温度を検知すること。	停止中の原子炉冷却機能の完全喪失（GE29） 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉格納容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用タンク（1、2号機）/燃料取替用ホース（3号機）からの注水ができないこと。	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失、放射線放出（GE30） 使用済燃料貯蔵槽の水位が相対燃料貯蔵槽集合体の用器の上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	格納容器圧力の異常上昇（GE41） 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。	2つの隔壁喪失及び1つの隔壁の喪失又は喪失のおそれ（GE42） 燃料被覆管の腐蝕及び原子炉冷却系管の腐蝕が喪失した場合において、原子炉格納容器の隔壁が喪失するおそれがあること。	原子炉制御室の機能喪失・警報喪失（GE43） 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤等が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び炉心停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。	注水の計画を超過する事象発生（GE55） その他原子炉施設外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で直接電圧外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、発電所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	事業所外運搬での放射線量率の異常上昇（NG16） 火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬に使用する容器から1m離れた地点で10mSv/h以上の放射線量を検出したとき（事業所外運搬は原子力災害対策特別措置法の対象外事象のため、全緊急事態には該当しない） ・事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい（GE62）	火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射性物質を放出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬の場合にあつては、当該運搬に使用する容器（IP管を除く。）から、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令に定められた量（A ₂ 値）の放射性物質の漏えいがあったとき（事業所外運搬は原子力災害対策特別措置法の対象外事象のため、全緊急事態には該当しない）。	<p>表5.6-4 原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく原子力緊急事態の判断基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>判断基準（全緊急事態に該当する事象）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用交流高圧母線の1時間以上喪失（GE25） 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</td> </tr> <tr> <td>全交流電源の5分間以上喪失（GE27） 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</td> </tr> <tr> <td>炉心損傷の検出（GE28） 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉格納容器の出口温度を検知すること。</td> </tr> <tr> <td>停止中の原子炉冷却機能の完全喪失（GE29） 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉格納容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用タンク（1、2号機）/燃料取替用ホース（3号機）からの注水ができないこと。</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失、放射線放出（GE30） 使用済燃料貯蔵槽の水位が相対燃料貯蔵槽集合体の用器の上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</td> </tr> <tr> <td>格納容器圧力の異常上昇（GE41） 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</td> </tr> <tr> <td>2つの隔壁喪失及び1つの隔壁の喪失又は喪失のおそれ（GE42） 燃料被覆管の腐蝕及び原子炉冷却系管の腐蝕が喪失した場合において、原子炉格納容器の隔壁が喪失するおそれがあること。</td> </tr> <tr> <td>原子炉制御室の機能喪失・警報喪失（GE43） 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤等が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び炉心停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>注水の計画を超過する事象発生（GE55） その他原子炉施設外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で直接電圧外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、発電所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</td> </tr> <tr> <td>事業所外運搬での放射線量率の異常上昇（NG16） 火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬に使用する容器から1m離れた地点で10mSv/h以上の放射線量を検出したとき（事業所外運搬は原子力災害対策特別措置法の対象外事象のため、全緊急事態には該当しない） ・事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい（GE62）</td> </tr> <tr> <td>火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射性物質を放出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬の場合にあつては、当該運搬に使用する容器（IP管を除く。）から、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令に定められた量（A₂値）の放射性物質の漏えいがあったとき（事業所外運搬は原子力災害対策特別措置法の対象外事象のため、全緊急事態には該当しない）。</td> </tr> </tbody> </table>	判断基準（全緊急事態に該当する事象）	非常用交流高圧母線の1時間以上喪失（GE25） 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。	全交流電源の5分間以上喪失（GE27） 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。	炉心損傷の検出（GE28） 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉格納容器の出口温度を検知すること。	停止中の原子炉冷却機能の完全喪失（GE29） 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉格納容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用タンク（1、2号機）/燃料取替用ホース（3号機）からの注水ができないこと。	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失、放射線放出（GE30） 使用済燃料貯蔵槽の水位が相対燃料貯蔵槽集合体の用器の上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	格納容器圧力の異常上昇（GE41） 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。	2つの隔壁喪失及び1つの隔壁の喪失又は喪失のおそれ（GE42） 燃料被覆管の腐蝕及び原子炉冷却系管の腐蝕が喪失した場合において、原子炉格納容器の隔壁が喪失するおそれがあること。	原子炉制御室の機能喪失・警報喪失（GE43） 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤等が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び炉心停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。	注水の計画を超過する事象発生（GE55） その他原子炉施設外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で直接電圧外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、発電所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	事業所外運搬での放射線量率の異常上昇（NG16） 火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬に使用する容器から1m離れた地点で10mSv/h以上の放射線量を検出したとき（事業所外運搬は原子力災害対策特別措置法の対象外事象のため、全緊急事態には該当しない） ・事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい（GE62）	火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射性物質を放出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬の場合にあつては、当該運搬に使用する容器（IP管を除く。）から、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令に定められた量（A ₂ 値）の放射性物質の漏えいがあったとき（事業所外運搬は原子力災害対策特別措置法の対象外事象のため、全緊急事態には該当しない）。	<p>【女川】 ・表構成の相違</p>
略称	法合																																										
⑤GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり500 μ Sv/hに相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと、又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。 a. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあつては、放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度に5,000を乗じて得た値 b. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値 c. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあつては、空気中濃度限度（当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに5,000を乗じて得た値																																										
⑥GE06 施設内（原子炉外）での臨界事故	原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態にあること。																																										
⑦GE11 原子炉停止の失敗または停止確認不能	原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。																																										
⑧GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。																																										
⑨GE22 原子炉注水機能の喪失	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。																																										
⑩GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力抑制機能喪失	原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。																																										
⑪GE25 全交流電源の1時間以上の喪失	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。																																										
判断基準（全緊急事態に該当する事象）																																											
非常用交流高圧母線の1時間以上喪失（GE25） 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。																																											
全交流電源の5分間以上喪失（GE27） 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。																																											
炉心損傷の検出（GE28） 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉格納容器の出口温度を検知すること。																																											
停止中の原子炉冷却機能の完全喪失（GE29） 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉格納容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用タンク（1、2号機）/燃料取替用ホース（3号機）からの注水ができないこと。																																											
使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失、放射線放出（GE30） 使用済燃料貯蔵槽の水位が相対燃料貯蔵槽集合体の用器の上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。																																											
格納容器圧力の異常上昇（GE41） 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。																																											
2つの隔壁喪失及び1つの隔壁の喪失又は喪失のおそれ（GE42） 燃料被覆管の腐蝕及び原子炉冷却系管の腐蝕が喪失した場合において、原子炉格納容器の隔壁が喪失するおそれがあること。																																											
原子炉制御室の機能喪失・警報喪失（GE43） 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤等が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び炉心停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。																																											
注水の計画を超過する事象発生（GE55） その他原子炉施設外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で直接電圧外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、発電所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。																																											
事業所外運搬での放射線量率の異常上昇（NG16） 火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬に使用する容器から1m離れた地点で10mSv/h以上の放射線量を検出したとき（事業所外運搬は原子力災害対策特別措置法の対象外事象のため、全緊急事態には該当しない） ・事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい（GE62）																																											
火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射性物質を放出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬の場合にあつては、当該運搬に使用する容器（IP管を除く。）から、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令に定められた量（A ₂ 値）の放射性物質の漏えいがあったとき（事業所外運搬は原子力災害対策特別措置法の対象外事象のため、全緊急事態には該当しない）。																																											
判断基準（全緊急事態に該当する事象）																																											
非常用交流高圧母線の1時間以上喪失（GE25） 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。																																											
全交流電源の5分間以上喪失（GE27） 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。																																											
炉心損傷の検出（GE28） 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉格納容器の出口温度を検知すること。																																											
停止中の原子炉冷却機能の完全喪失（GE29） 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉格納容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用タンク（1、2号機）/燃料取替用ホース（3号機）からの注水ができないこと。																																											
使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失、放射線放出（GE30） 使用済燃料貯蔵槽の水位が相対燃料貯蔵槽集合体の用器の上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。																																											
格納容器圧力の異常上昇（GE41） 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。																																											
2つの隔壁喪失及び1つの隔壁の喪失又は喪失のおそれ（GE42） 燃料被覆管の腐蝕及び原子炉冷却系管の腐蝕が喪失した場合において、原子炉格納容器の隔壁が喪失するおそれがあること。																																											
原子炉制御室の機能喪失・警報喪失（GE43） 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤等が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び炉心停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。																																											
注水の計画を超過する事象発生（GE55） その他原子炉施設外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で直接電圧外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、発電所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。																																											
事業所外運搬での放射線量率の異常上昇（NG16） 火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬に使用する容器から1m離れた地点で10mSv/h以上の放射線量を検出したとき（事業所外運搬は原子力災害対策特別措置法の対象外事象のため、全緊急事態には該当しない） ・事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい（GE62）																																											
火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射性物質を放出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬の場合にあつては、当該運搬に使用する容器（IP管を除く。）から、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令に定められた量（A ₂ 値）の放射性物質の漏えいがあったとき（事業所外運搬は原子力災害対策特別措置法の対象外事象のため、全緊急事態には該当しない）。																																											

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
	<p>(女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成30年10月 別表2-3 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準 (3/3))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="757 204 891 223">略称</th> <th data-bbox="902 204 1317 223">法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="757 228 891 268">⑫GE27 全直流電源の5分以上 喪失</td> <td data-bbox="902 228 1317 268">全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="757 272 891 312">⑬GE28 炉心損傷の検出</td> <td data-bbox="902 272 1317 312">炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="757 317 891 357">⑭GE29 原子炉冷却機能の完全喪失</td> <td data-bbox="902 317 1317 357">原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置 (当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。) が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="757 362 891 402">⑮GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出</td> <td data-bbox="902 362 1317 402">使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="757 406 891 446">⑯GE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出</td> <td data-bbox="902 406 1317 446">使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="757 451 891 491">⑰GE41 格納容器圧力の異常上昇</td> <td data-bbox="902 451 1317 491">原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="757 496 891 536">⑱GE42 2つの隔壁喪失及び1つの隔壁の喪失又は喪失可能性</td> <td data-bbox="902 496 1317 536">燃料被覆管の隔壁及び原子炉冷却系の隔壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の隔壁が喪失するおそれがあること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="757 541 891 580">⑲GE51 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失</td> <td data-bbox="902 541 1317 580">原子炉制御室が使用できなくなるにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="757 585 891 625">⑳GE55 原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがある事象発生</td> <td data-bbox="902 585 1317 625">その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="757 630 891 670">㉑XGE61 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇</td> <td data-bbox="902 630 1317 670">事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10μSv/h以上の放射線量が火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出されること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="757 675 891 715">㉒XGE62 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい</td> <td data-bbox="902 675 1317 715">事業所外運搬の場合にあって、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第4条に定められた量の放射性物質が当該運搬に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</td> </tr> </tbody> </table>	略称	法令	⑫GE27 全直流電源の5分以上 喪失	全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。	⑬GE28 炉心損傷の検出	炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。	⑭GE29 原子炉冷却機能の完全喪失	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置 (当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。) が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。	⑮GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	⑯GE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。	⑰GE41 格納容器圧力の異常上昇	原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。	⑱GE42 2つの隔壁喪失及び1つの隔壁の喪失又は喪失可能性	燃料被覆管の隔壁及び原子炉冷却系の隔壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の隔壁が喪失するおそれがあること。	⑲GE51 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失	原子炉制御室が使用できなくなるにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。	⑳GE55 原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがある事象発生	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	㉑XGE61 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇	事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10μSv/h以上の放射線量が火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出されること。	㉒XGE62 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい	事業所外運搬の場合にあって、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第4条に定められた量の放射性物質が当該運搬に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。		<p>【女川】 ・表構成の相違</p>
略称	法令																										
⑫GE27 全直流電源の5分以上 喪失	全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。																										
⑬GE28 炉心損傷の検出	炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。																										
⑭GE29 原子炉冷却機能の完全喪失	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置 (当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。) が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。																										
⑮GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。																										
⑯GE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。																										
⑰GE41 格納容器圧力の異常上昇	原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。																										
⑱GE42 2つの隔壁喪失及び1つの隔壁の喪失又は喪失可能性	燃料被覆管の隔壁及び原子炉冷却系の隔壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の隔壁が喪失するおそれがあること。																										
⑲GE51 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失	原子炉制御室が使用できなくなるにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。																										
⑳GE55 原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがある事象発生	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。																										
㉑XGE61 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇	事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10μSv/h以上の放射線量が火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出されること。																										
㉒XGE62 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい	事業所外運搬の場合にあって、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第4条に定められた量の放射性物質が当該運搬に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>5.7 発電所対策本部内における各機能班との情報共有について</p> <p>発電所対策本部内における各機能班，本店対策本部間との基本的な情報共有方法は以下のとおりである。今後の訓練等で有効性を確認し適宜見直ししていく。（図5.7-1）</p> <p>a. プラント状況，重大事故等への対応状況の情報共有</p> <p>①発電管理班が安全パラメータ表示システム（SPDS）や通信連絡設備を用い，発電課長からプラント状況を逐次入手し，ホワイトボード等に記載するとともに，主要な情報について発電所対策本部全体で共有するため発話する。</p> <p>②技術班は，SPDS表示装置等によりプラントパラメータを確認し，状況把握，今後の進展予測等を実施する。</p> <p>③各機能班は，適宜，入手したプラント状況，周辺状況，重大事故等への対応状況をホワイトボード等に記載するとともに，適宜OA機器（パーソナルコンピュータ等）内の共通様式に入力することで，発電所対策本部内の全要員，本店対策本部との情報共有を図る。</p> <p>④本部長は各班長より対外対応を含む対応戦略等の意見の具申を受けて判断を行い，その結果を発電所対策本部内の全要員に向けて発話し，全体の共有を図る。</p> <p>⑤情報班を中心に，本部内の発話内容をOA機器内の共通様式に入力し，発信情報，意思決定，指示事項等の情報を更新することにより，情報共有を図る。</p> <p>b. 指示・命令，報告</p> <p>①各機能班は各々の責任と権限が予め定められており，本部内での発話や他の機能班から直接聴取，OA機器内の共通様式からの情報に基づき，自律的に自班の業務に関する検討・対応を行う。</p> <p>また，自班の業務に関する検討・対応にあたり，無用な発話，班長への報告・連絡・相談で発電所対策本部内の情報共有を阻害しないように配慮している。</p> <p>②各班長は，班員から報告を受け，適宜指示・命令を行うとともに，重要な情報について，適宜本部内で発話することで情報共有する。</p> <p>③本部長は，各班長からの発話，報告を受け，適宜指示・命令を出す。</p>	<p>5.7 発電所対策本部内における各機能班との情報共有について</p> <p>発電所対策本部内における各機能班，本店対策本部間との基本的な情報共有方法は以下のとおりである。今後の訓練等で有効性を確認し適宜見直ししていく（図5.7-1）。</p> <p>a. プラント状況，重大事故等への対応状況の情報共有</p> <p>①運転班がデータ表示端末，又は通信連絡設備を用いて発電課長（当直）からプラント状況を逐次入手し，入手したプラント状況を号機責任者へ情報連絡するとともに，主要な情報について発電所対策本部内に共有するため発話する。</p> <p>②技術班は，データ表示端末によりプラントパラメータを確認し，状況把握，今後の進展予測等を実施する。</p> <p>③各機能班は，適宜，入手したプラント状況，周辺状況，重大事故等への対応状況を適宜OA機器（パーソナルコンピュータ等）内の共通様式に記載することで，発電所対策本部内の全要員，本店対策本部との情報共有を図る。</p> <p>④発電所対策本部長は，副本部長，号機責任者，各班長より対外対応を含む対応戦略等の意見の具申を受けて判断を行い，その結果を対策本部内の全要員に向けて発話し，全体の共有を図る。</p> <p>⑤事務局は本部内の発話内容をホワイトボードに記載し，また，技術班は本部内の発話内容をOA機器内の共通様式に入力し，発信情報，意思決定，指示事項等の情報を更新することにより，情報共有を図る。</p> <p>b. 指示・命令，報告</p> <p>①各機能班は各々の責任と権限があらかじめ定められており，本部内での発話や他の機能班から直接聴取，OA機器内の共通様式からの情報に基づき，自律的に自班の業務に関する検討・対応を行う。</p> <p>また，自班の業務に関する検討・対応に当たり，無用な発話，班長への報告・連絡・相談で発電所対策本部内の情報共有を阻害しないように配慮している。</p> <p>②各班長は，班員から報告を受け，適宜指示・命令を行うとともに，重要な情報について，適宜本部内で発話することで情報共有する。</p> <p>③発電所対策本部長は，各班長からの発話，報告を受け，適宜指示・命令を出す。</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載充実（女川審査実績の反映） ・組織名称の相違 ・運用の相違 運転班長は，発電課長（当直）から入手したプラント状況を号機責任者へ情報連絡する。 ・運用の相違 泊では事務局がホワイトボードに情報を記載する。 ・運用の相違 班長だけでなく副本部長，号機責任者から意見等を受ける。 ・運用の相違 事務局は発話内容をホワイトボードに入力し，OA機器内の共通様式には技術班が入力する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

	大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																						
	<p>表6-1 各事象に対する緊急時対策所の設計方針について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事象</th> <th>各事象に対する設計方針等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洪水</td> <td>敷地の地形及び表流水の状況から判断して、敷地に洪水による被害を受けることはない。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）</td> <td>風荷重を建築基準法に基づき設定し、それに対し機械的強度を有することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>竜巻</td> <td>クラス3施設であり、竜巻防護施設（クラス1及び2に属する施設）に該当しない。</td> </tr> <tr> <td>降水</td> <td>敷地内に構内排水施設を設けて海域に排水することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>積雪</td> <td>積雪荷重を建築基準法に基づき設定し、それに対し機械的強度を有することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>落雷</td> <td>付近に避雷設備を設け、接地網の布設による接地抵抗の低減等の対策を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>地震に対して、影響を受けない位置に、緊急時対策所を設置する設計とする。</td> </tr> <tr> <td>火山</td> <td>降下火砕物による影響を受ける場合を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、又は安全上支障が生じない期間に修復等の対応を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>生物学的事象</td> <td>小動物の侵入に対して、屋外設置の端子箱貫通部等にシーリングを行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>森林火災</td> <td>過去10年間の気象条件を調査し、発電所から直線距離で10kmの間に着火点を設定し、FARSITEを用いて影響評価を実施し、評価上必要とされる防火帯幅16.2mに対し、18m以上の防火帯幅を確保すること等により安全機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>緊急時対策所はT.P.+9.2mに設置し、高潮により安全機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>飛来物</td> <td>原子炉施設への航空機落下障害については「実用発電用原子炉施設への航空機落下障害の評価基準について」（平成14・07・29厚院第4号（平成14年7月30日原子力安全・保安院制定））等に基づき評価した結果、3号炉は約3.0×10⁴回/年・年、4号炉は約3.0×10⁴回/年・年であり、防護体系の要否を判断する基準である10⁷回/年を超えない。従って、航空機落下による機械的荷重を考慮する必要はなく、航空機落下により安全機能が損なわれないこととなる。</td> </tr> <tr> <td>ダムの崩壊</td> <td>発電所の近くには、崩壊により発電所に影響を及ぼすようなダムはないため、ダムの崩壊による安全施設への影響について考慮する必要はない。</td> </tr> <tr> <td>爆発</td> <td>発電所の近くには、爆発により安全施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、爆発による安全施設への影響については考慮する必要はない。また、発電所敷地外10km以内の範囲において、石油コンビナート施設以外の主要な産業施設があるが、その敷地面積等から想定すると、石油コンビナート等に相当する施設はない。これらの産業施設と発電所の間には山林（標高100m以上）があり、また、これらの産業施設が緊急時対策所までの離隔距離を確保していることから、爆発による爆風圧及び飛来物の影響を受けるおそれはない。</td> </tr> <tr> <td>近隣工場の火災</td> <td>発電所の近くには、火災により緊急時対策所及びその他の機能に係る設備に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、石油コンビナート施設の火災による影響については考慮する必要はない。また、発電所敷地外10km以内の範囲において、石油コンビナート施設以外の主要な産業施設があるが、その敷地面積等から想定すると、石油コンビナート等に相当する施設はない。これらの産業施設と発電所の間には山林（標高100m以上）があり、また、これらの産業施設から緊急時対策所までの離隔距離を確保していることから、火災時の放射熱の影響を受けるおそれはない。発電所敷地内に存在する危険物タンク火災発生時、発電所敷地内への航空機墜落に伴う突発火災及び発電所内へ入る船舶の火災発生時には、消火活動により、安全機能を損なうことのない設計とする。発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災及び航空機墜落による火災に伴う爆発等の二次的影響に対して影響評価を行い、必要な場合は対策を実施することで、安全機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>有毒ガス</td> <td>発電所の敷地及び敷地周辺の状況をもとに、想定される外部人為事象のうち外部火災により発生する有毒ガスの影響については、適切な防護対策を講じることで緊急時対策所及びその他の機能に係る設備が安全機能を損なうことのない設計とする。外部火災による有毒ガス発生時には、居住空間へ影響を及ぼさないようにより外気取入ダンパを閉止等により、建屋内への有毒ガスの侵入を阻止することで、緊急時対策所が安全機能を損なうことのない設計とする。幹線道路、鉄道路線、船舶航路及び石油コンビナート等の施設による有毒ガスの影響については、発電所から離隔距離を確保することで、安全機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>船舶の衝突</td> <td>船舶の衝突に対して影響を受けない位置に設置する設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>電磁的障害による影響を受ける場合を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、又は安全上支障が生じない期間に修復等の対応を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	事象	各事象に対する設計方針等	洪水	敷地の地形及び表流水の状況から判断して、敷地に洪水による被害を受けることはない。	風（台風）	風荷重を建築基準法に基づき設定し、それに対し機械的強度を有することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。	竜巻	クラス3施設であり、竜巻防護施設（クラス1及び2に属する施設）に該当しない。	降水	敷地内に構内排水施設を設けて海域に排水することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。	積雪	積雪荷重を建築基準法に基づき設定し、それに対し機械的強度を有することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。	落雷	付近に避雷設備を設け、接地網の布設による接地抵抗の低減等の対策を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。	地震	地震に対して、影響を受けない位置に、緊急時対策所を設置する設計とする。	火山	降下火砕物による影響を受ける場合を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、又は安全上支障が生じない期間に修復等の対応を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。	生物学的事象	小動物の侵入に対して、屋外設置の端子箱貫通部等にシーリングを行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。	森林火災	過去10年間の気象条件を調査し、発電所から直線距離で10kmの間に着火点を設定し、FARSITEを用いて影響評価を実施し、評価上必要とされる防火帯幅16.2mに対し、18m以上の防火帯幅を確保すること等により安全機能を損なうことのない設計とする。	高潮	緊急時対策所はT.P.+9.2mに設置し、高潮により安全機能を損なうことのない設計とする。	飛来物	原子炉施設への航空機落下障害については「実用発電用原子炉施設への航空機落下障害の評価基準について」（平成14・07・29厚院第4号（平成14年7月30日原子力安全・保安院制定））等に基づき評価した結果、3号炉は約3.0×10 ⁴ 回/年・年、4号炉は約3.0×10 ⁴ 回/年・年であり、防護体系の要否を判断する基準である10 ⁷ 回/年を超えない。従って、航空機落下による機械的荷重を考慮する必要はなく、航空機落下により安全機能が損なわれないこととなる。	ダムの崩壊	発電所の近くには、崩壊により発電所に影響を及ぼすようなダムはないため、ダムの崩壊による安全施設への影響について考慮する必要はない。	爆発	発電所の近くには、爆発により安全施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、爆発による安全施設への影響については考慮する必要はない。また、発電所敷地外10km以内の範囲において、石油コンビナート施設以外の主要な産業施設があるが、その敷地面積等から想定すると、石油コンビナート等に相当する施設はない。これらの産業施設と発電所の間には山林（標高100m以上）があり、また、これらの産業施設が緊急時対策所までの離隔距離を確保していることから、爆発による爆風圧及び飛来物の影響を受けるおそれはない。	近隣工場の火災	発電所の近くには、火災により緊急時対策所及びその他の機能に係る設備に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、石油コンビナート施設の火災による影響については考慮する必要はない。また、発電所敷地外10km以内の範囲において、石油コンビナート施設以外の主要な産業施設があるが、その敷地面積等から想定すると、石油コンビナート等に相当する施設はない。これらの産業施設と発電所の間には山林（標高100m以上）があり、また、これらの産業施設から緊急時対策所までの離隔距離を確保していることから、火災時の放射熱の影響を受けるおそれはない。発電所敷地内に存在する危険物タンク火災発生時、発電所敷地内への航空機墜落に伴う突発火災及び発電所内へ入る船舶の火災発生時には、消火活動により、安全機能を損なうことのない設計とする。発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災及び航空機墜落による火災に伴う爆発等の二次的影響に対して影響評価を行い、必要な場合は対策を実施することで、安全機能を損なうことのない設計とする。	有毒ガス	発電所の敷地及び敷地周辺の状況をもとに、想定される外部人為事象のうち外部火災により発生する有毒ガスの影響については、適切な防護対策を講じることで緊急時対策所及びその他の機能に係る設備が安全機能を損なうことのない設計とする。外部火災による有毒ガス発生時には、居住空間へ影響を及ぼさないようにより外気取入ダンパを閉止等により、建屋内への有毒ガスの侵入を阻止することで、緊急時対策所が安全機能を損なうことのない設計とする。幹線道路、鉄道路線、船舶航路及び石油コンビナート等の施設による有毒ガスの影響については、発電所から離隔距離を確保することで、安全機能を損なうことのない設計とする。	船舶の衝突	船舶の衝突に対して影響を受けない位置に設置する設計とする。	電磁的障害	電磁的障害による影響を受ける場合を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、又は安全上支障が生じない期間に修復等の対応を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。	<p>5.8 設置許可基準規則第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）への適合方針について</p> <p>緊急時対策所に関する追加要求事項のうち、設置許可基準規則第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）への適合方針は以下のとおりである。</p> <p>1. 自然現象の考慮</p> <p>(1) 洪水</p> <p>緊急時対策所の建物及び緊急時対策所機能として設置する換気設備、電源設備、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備（以下、「緊急時対策所等」という。）が設置される女川原子力発電所の敷地周辺の河川は、いずれも女川原子力発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはない。</p> <p>北上川から専用の導管により淡水を取水しているが、経路に中間貯槽等はないため、敷地が洪水の影響を受けることはない。</p> <p>(2) 風（台風）</p> <p>緊急時対策所等は、建築基準法及び同施行令第87条第2項及び第4項に基づく建設省告示第1454号を参照し、設計基準風速（30m/s、地上高10m、10分間平均）の風荷重に対し機械的強度を有する構造とすることにより、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>ここで、風（台風）に関連して発生する可能性がある自然現象としては、落雷及び高潮が考えられる。緊急時対策所等に対し、風（台風）は風荷重を及ぼす一方、落雷は電気的影響を及ぼすものであることから、風（台風）と落雷に対しては個別に緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。高潮については、「(12)高潮」に述べるとおり、緊急時対策所等は影響を受けることのない敷地高さに設置し、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、風（台風）に伴い発生する可能性のある飛来物による影響については、竜巻影響評価にて想定している設計飛来物の影響に包絡されており、緊急時対策所等の機能が損なわれるおそれはない。</p> <p>(3) 竜巻</p> <p>緊急時対策所等は、設計竜巻の最大風速100m/sによる風圧力による荷重、気圧差による荷重及び設計飛来物の衝撃荷重を組み合わせた荷重に対して、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、竜巻襲来による影響として、緊急時対策所用代替交流電源設備が同時に損傷するケースへの対応としては、予備機と接続替えることで、電源設備の機能を修復することが可能な設計とする。</p>	<p>5.8 設置許可基準規則第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）への適合方針について</p> <p>緊急時対策所に関する追加要求事項のうち、設置許可基準規則第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）への適合方針は以下のとおりである。</p> <p>1. 自然現象の考慮</p> <p>(1) 洪水</p> <p>緊急時対策所、空調上屋及び緊急時対策所機能として設置する換気設備、電源設備、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備（以下、「緊急時対策所等」という。）が設置される泊発電所の敷地周辺の河川は、いずれも泊発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水により被害を受けることはない。</p> <p>玉川及び茶津川からの専用の導管により淡水を取水しているが、経路に中間貯槽等はないため、敷地が洪水の影響を受けることはない。</p> <p>(2) 風（台風）</p> <p>緊急時対策所等は、建築基準法及び同施行令第87条第2項及び第4項に基づく建設省告示第1454号を参照し、設計基準風速（36m/s、地上高10m、10分間平均）の風荷重に対し機械的強度を有する構造とすることにより、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>ここで、風（台風）に関連して発生する可能性がある自然現象としては、落雷及び高潮が考えられる。緊急時対策所等に対し、風（台風）は風荷重を及ぼす一方、落雷は電気的影響を及ぼすものであることから、風（台風）と落雷に対しては個別に緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。高潮については、「(12)高潮」に述べるとおり、緊急時対策所等は影響を受けることのない敷地高さに設置し、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、風（台風）に伴い発生する可能性のある飛来物による影響については、竜巻影響評価にて想定している設計飛来物の影響に包絡されており、緊急時対策所等の機能が損なわれるおそれはない。</p> <p>(3) 竜巻</p> <p>緊急時対策所等は、設計竜巻の最大風速100m/sによる風圧力による荷重、気圧差による荷重及び設計飛来物の衝撃荷重を組み合わせた荷重に対して、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、竜巻襲来による影響として、緊急時対策所用代替交流電源設備が同時に損傷するケースへの対応としては、予備機と接続替えることで、電源設備の機能を修復することが可能な設計とする。</p>	<p>先行審査の反映（大飯・女川）</p> <p>設置許可基準規則第6条に対する緊急時対策所の適合方針について当該条文中に資料を整理している大飯・女川と比較し、資料の追加が適切と判断したことから記載を追加した。</p> <p>【女川】設計の相違（相違理由⑨）</p> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載表現の相違（女川審査実績の反映） ・河川名称の相違 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計基準値の相違
事象	各事象に対する設計方針等																																									
洪水	敷地の地形及び表流水の状況から判断して、敷地に洪水による被害を受けることはない。																																									
風（台風）	風荷重を建築基準法に基づき設定し、それに対し機械的強度を有することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。																																									
竜巻	クラス3施設であり、竜巻防護施設（クラス1及び2に属する施設）に該当しない。																																									
降水	敷地内に構内排水施設を設けて海域に排水することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。																																									
積雪	積雪荷重を建築基準法に基づき設定し、それに対し機械的強度を有することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。																																									
落雷	付近に避雷設備を設け、接地網の布設による接地抵抗の低減等の対策を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。																																									
地震	地震に対して、影響を受けない位置に、緊急時対策所を設置する設計とする。																																									
火山	降下火砕物による影響を受ける場合を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、又は安全上支障が生じない期間に修復等の対応を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。																																									
生物学的事象	小動物の侵入に対して、屋外設置の端子箱貫通部等にシーリングを行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。																																									
森林火災	過去10年間の気象条件を調査し、発電所から直線距離で10kmの間に着火点を設定し、FARSITEを用いて影響評価を実施し、評価上必要とされる防火帯幅16.2mに対し、18m以上の防火帯幅を確保すること等により安全機能を損なうことのない設計とする。																																									
高潮	緊急時対策所はT.P.+9.2mに設置し、高潮により安全機能を損なうことのない設計とする。																																									
飛来物	原子炉施設への航空機落下障害については「実用発電用原子炉施設への航空機落下障害の評価基準について」（平成14・07・29厚院第4号（平成14年7月30日原子力安全・保安院制定））等に基づき評価した結果、3号炉は約3.0×10 ⁴ 回/年・年、4号炉は約3.0×10 ⁴ 回/年・年であり、防護体系の要否を判断する基準である10 ⁷ 回/年を超えない。従って、航空機落下による機械的荷重を考慮する必要はなく、航空機落下により安全機能が損なわれないこととなる。																																									
ダムの崩壊	発電所の近くには、崩壊により発電所に影響を及ぼすようなダムはないため、ダムの崩壊による安全施設への影響について考慮する必要はない。																																									
爆発	発電所の近くには、爆発により安全施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、爆発による安全施設への影響については考慮する必要はない。また、発電所敷地外10km以内の範囲において、石油コンビナート施設以外の主要な産業施設があるが、その敷地面積等から想定すると、石油コンビナート等に相当する施設はない。これらの産業施設と発電所の間には山林（標高100m以上）があり、また、これらの産業施設が緊急時対策所までの離隔距離を確保していることから、爆発による爆風圧及び飛来物の影響を受けるおそれはない。																																									
近隣工場の火災	発電所の近くには、火災により緊急時対策所及びその他の機能に係る設備に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、石油コンビナート施設の火災による影響については考慮する必要はない。また、発電所敷地外10km以内の範囲において、石油コンビナート施設以外の主要な産業施設があるが、その敷地面積等から想定すると、石油コンビナート等に相当する施設はない。これらの産業施設と発電所の間には山林（標高100m以上）があり、また、これらの産業施設から緊急時対策所までの離隔距離を確保していることから、火災時の放射熱の影響を受けるおそれはない。発電所敷地内に存在する危険物タンク火災発生時、発電所敷地内への航空機墜落に伴う突発火災及び発電所内へ入る船舶の火災発生時には、消火活動により、安全機能を損なうことのない設計とする。発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災及び航空機墜落による火災に伴う爆発等の二次的影響に対して影響評価を行い、必要な場合は対策を実施することで、安全機能を損なうことのない設計とする。																																									
有毒ガス	発電所の敷地及び敷地周辺の状況をもとに、想定される外部人為事象のうち外部火災により発生する有毒ガスの影響については、適切な防護対策を講じることで緊急時対策所及びその他の機能に係る設備が安全機能を損なうことのない設計とする。外部火災による有毒ガス発生時には、居住空間へ影響を及ぼさないようにより外気取入ダンパを閉止等により、建屋内への有毒ガスの侵入を阻止することで、緊急時対策所が安全機能を損なうことのない設計とする。幹線道路、鉄道路線、船舶航路及び石油コンビナート等の施設による有毒ガスの影響については、発電所から離隔距離を確保することで、安全機能を損なうことのない設計とする。																																									
船舶の衝突	船舶の衝突に対して影響を受けない位置に設置する設計とする。																																									
電磁的障害	電磁的障害による影響を受ける場合を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、又は安全上支障が生じない期間に修復等の対応を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。																																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書 より引用】 緊急時対策所に関する追加要求事項のうち、設置許可基準規則第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）への適合方針は以下のとおりである。</p> <p>(1) 風（台風） 設計基準風速は保守的に最も風速が大きい新潟市の観測記録史上1位である40.1m/sとする。想定される影響としては、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物及び緊急時対策所機能として設置する換気設備、電源設備、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備（以下、建物等という。）に対して、風荷重を考慮し、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p> <p>(2) 竜巻 設計竜巻の最大瞬間風速は、設計基準竜巻の最大瞬間風速（76m/s）に将来的な気候変動の不確実性を踏まえ、F3の風速範囲の上限値である92m/sとする。 想定される影響としては、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物等に対して、風荷重、気圧差荷重及び飛来物衝突の際の衝撃荷重を適切に組み合わせた荷重について、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p>			<p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書 より引用】</p> <p>(3) 低温（凍結）</p> <p>低温の影響モードとして凍結を想定するが、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物等</u>に対して、設計基準対象施設として低温の影響を受けないことで、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p> <p>(4) 降水</p> <p>降水による浸水については、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物等</u>は、構内排水路による排水等により、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p> <p>降水による荷重については、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物等</u>は、排水口による排水等により影響を受けない設計とすることで、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p> <p>(5) 積雪</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物</u>に対して、積雪による静的荷重について、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書 より引用】</p> <p>(6) 落雷</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>は、5号炉主排気筒頂部に設置されている避雷針の遮へい効果により、落雷頻度が著しく低く、雷が直撃する可能性は十分小さいと考えられることから緊急時対策所の機能として設置する換気設備、電源設備、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備を維持できる。</p>	<p>(4) 凍結</p> <p>石巻特別地域気象観測所での観測記録（1887～2017年）によれば、最低気温は-14.6℃（1919年1月6日）である。</p> <p>緊急時対策所等は、設計基準温度（-14.6℃）の低温を考慮し、屋外機器等で凍結のおそれのあるものについては、凍結防止対策を行うことによって、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(5) 降水</p> <p>石巻特別地域気象観測所での観測記録（1937～2017年）によれば、最大1時間降水量は、91.0mm（2014年9月11日）である。</p> <p>緊急時対策所等は、設計基準降水量（91.0mm/h）の降水に対し、排水口及び構内排水路による<u>海</u>への排水、浸水防止のための建屋止水処置等により、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(6) 積雪</p> <p>石巻特別地域気象観測所での観測記録（1887～2017年）によれば、月最深積雪は43cm（1923年2月17日）である。</p> <p>緊急時対策所等は、設計基準積雪量（43cm）の積雪荷重に対し機械的強度を有することにより、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、設計基準積雪量（43cm）に対し給排気口を閉塞させないことにより緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(7) 落雷</p> <p>雷害防止対策として、<u>緊急時対策所等へ</u>避雷設備を設置するとともに、<u>構内接地網を</u>布設することにより、接地抵抗の低減や雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図っている。</p> <p>さらに、安全保護回路及び無線アンテナ等は雷サージ抑制対策がなされており、緊急時対策所等の機能を損なわない設計としている。</p> <p>また、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備（発電所内）について、発電所建屋内の通信連絡設備及び地下布設の専用通信回線（有線系）は、建屋の壁等により落雷の影響を受けにくい設計とする。万一、PHS基地局及びデータ伝送に係る光通信装置が損傷した場合は、予備品を用いて復旧し、必要な機能を維持できる設計とする。</p>	<p>(4) 凍結</p> <p>小樽特別地域気象観測所での観測記録（1943年～2020年）によれば、最低気温は-18.0℃（小樽特別地域気象観測所 1954年1月24日）である。</p> <p>緊急時対策所等は、設計基準温度（-19.0℃）の低温を考慮し、屋外機器等で凍結のおそれがあるものについては、凍結防止対策を行うことによって、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(5) 降水</p> <p>寿都特別地域気象観測所での観測記録（1938～2020年）によれば、最大1時間降水量の最大値は、57.5mm（1990年7月25日）である。</p> <p>緊急時対策所等は、設計基準降水量（57.5mm/h）の降水に対し、排水口及び構内排水路による排水、浸水防止のための建屋止水処置等により、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(6) 積雪</p> <p>寿都特別地域気象観測所での観測記録（1884～2020年）によれば、月最深積雪の最大値は、189cm（1945年3月17日）である。</p> <p>緊急時対策所等は、設計基準積雪量（189cm）の積雪荷重に対し機械的強度を有することにより、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、設計基準積雪量（189cm）に対し給排気口を閉塞させないことにより緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(7) 落雷</p> <p>雷害防止対策として、<u>緊急時対策所周辺建屋（定検機材倉庫）</u>に避雷設備を設け、<u>構内接地網と</u>接続し、接地抵抗の低減や雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図っている。</p> <p>さらに、安全保護回路、無線アンテナ等は雷サージ抑制対策がなされており、緊急時対策所等の機能を損なわない設計としている。</p> <p>また、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備（発電所内）について、発電所建屋内の通信連絡設備及び地下布設の専用通信回線（有線系）は、建屋の壁等により落雷の影響を受けにくい設計とする。万一、PHS基地局及びデータ伝送に係る光通信装置が損傷した場合は、予備品を用いて復旧し、必要な機能を維持できる設計とする。</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立地場所の相違 <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計基準値の相違 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立地場所の相違 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計基準値の相違 <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立地場所の相違 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計基準値の相違 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計基準値の相違 <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計の相違 <p>泊では、緊急時対策所周辺建屋に設置している避雷設備により落雷による影響の低減を行っている。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため、島根原子力発電所2号炉 まとめ資料より引用】</p> <p>(8) 地滑り・土石流 緊急時対策所の建物等は、斜面からの離隔距離を確保し地滑り・土石流のおそれがない位置に設置することにより、島根原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p>	<p>(8) 地滑り 地すべり地形分布図 第40集「一関・石巻」（2009年2月：独立行政法人防災科学技術研究所）によると、女川原子力発電所を含む「寄磯」エリアに地滑り地形はない。また、土砂災害危険箇所図（平成22年度：国土交通省国土政策局）によると、女川原子力発電所には地滑り、土石流並びに崖崩れを起こすような地形は存在しないことから、女川原子力発電所では、緊急時対策所等の機能を損なうような地滑りが生じることはない。</p>	<p>(8) 地滑り・土石流及び急傾斜地 緊急時対策所等は、斜面からの離隔距離を確保し地滑り・土石流及び急傾斜地の崩壊のおそれがない位置に設置することにより、泊発電所の緊急時対策所等の機能が喪失しない設計とする。</p>	<p>【女川】・設計の相違 泊ではDB6条（自然現象）において、地滑り・土石流及び急傾斜地による影響を考慮する方針であることから、緊急時対策所の設計方針においてはDB6条と同様に、地滑りによる影響を考慮する島根2号炉と比較する。</p> <p>【島根】・記載表現の相違 島根では、緊急時対策所の設備機能を含めた表現として、緊急時対策所の建物等と記載している。本章における泊（女川）記載である緊急時対策所等と同義である。</p> <p>【島根】・設計方針の相違 泊では急傾斜地の崩壊も考慮し評価を行い影響がないことを確認する。</p>
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書 より引用】</p> <p>(8) 火山 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ影響を及ぼし得る火山のうち、将来の活動可能性が否定できない33火山について、設計対応が不可能な火山事象は、地質調査結果によれば、発電所敷地及び周辺で、痕跡が認められないことから、到達する可能性は十分小さいものと判断される</p>	<p>(9) 火山の影響 地理的領域内に分布する第四紀火山（31火山）について、完新世における活動の有無及び噴火履歴より将来の火山活動の可能性を検討し、原子力発電所に影響を及ぼし得る火山として11火山を抽出した。 緊急時対策所等へ影響を及ぼし得る火山のうち、将来の活動可能性が否定できない11火山は、発電所敷地から十分離れており、既往最大の噴火を考慮しても、設計対応が不可能な火山事象の影響は及ばないと判断される。</p> <p>その他の緊急時対策所等の機能に影響を与える可能性のある火山事象を抽出した結果、降下火砕物を抽出した。 降下火砕物の堆積量については、敷地内の地質調査、文献調査及び降下火砕物シミュレーションを用い評価した結果である約12.5cmに保守性を考慮し、基準の降下火砕物堆積量を15cmと設定する。</p>	<p>(9) 火山の影響 地理的領域内に分布する第四紀火山（●火山）について、完新世における活動の有無及び噴火履歴より将来の火山活動の可能性を検討し、原子力発電所に影響を及ぼし得る●火山を抽出した。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>追而【地震津波側審査の反映】 （立地評価及び上記●箇所について、地震津波側審査結果を受けて反映のため）</p> </div>	<p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書 より引用】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物に対して、降灰による静的荷重について、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p> <p>また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所について、火山と積雪との重畳により、積雪単独事象より緊急時対策所を設置する建屋への荷重影響が増長されるが、除灰及び除雪を行うなど適切な対応を行い、緊急時対策所の機能を喪失しない設計とする。</p> <p>(9) 生物学的事象</p> <p>クラゲ等の発生については、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物等には、海水取水を必要としない設備とすることで、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p> <p>小動物の侵入については、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物等のうち、屋内設備は建屋貫通部への止水処置等により、屋外設備は設備開口部への貫通部シール処理等により影響を受けない設計とすることで、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p>	<p>緊急時対策所等は、降下火砕物と組み合わせを考慮すべき火山以外の自然現象である、風（台風）及び積雪を適切に組み合わせた荷重に対して、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>降灰が確認された場合には、建屋や屋外の設備等に長期間降下火砕物の荷重を掛け続けないこと、また、降下火砕物の付着による腐食等が生じる状況を緩和するために、緊急時対策所等に堆積した降下火砕物の除灰を適切に実施する。</p> <p>(10) 生物学的事象</p> <p>生物学的事象として海生生物であるクラゲ等の発生及び小動物の侵入を想定する。</p> <p>海生生物であるクラゲ等の発生については、緊急時対策所等には、海水取水を必要としない設備とすることで、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>小動物の侵入に対しては、緊急時対策所等の端子箱の貫通部等にシールを行うことで侵入を防止することにより、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(11) 森林火災</p> <p>森林火災については、森林火災の発生件数の多い月の過去10年間の気象条件を調査し、発電所から直線距離10kmの間に発火点を設定し、森林火災シミュレーション（FARSITE）を用いて影響評価を実施し、評価上必要とされる約20mの防火帯幅を確保すること等により、森林火災の火炎からの輻射熱による温度上昇に対し、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、二次的影響であるばい煙等発生時に対して、外気を取り込む換気空調系統、外気を内部に取り込む系統・設備に分類し、影響評価を行うことで緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(12) 高潮</p> <p>発電所周辺海域の潮位については、発電所から南方約11km地点に位置する気象庁鮎川検潮所で観測された潮位を設計潮位とする。本地点の最高潮位は0.P. +3.22m（1960年5月24日、チリ地震津波）、朔望平均満潮位が0.P. +1.43mである。</p> <p>緊急時対策所等は、高潮の影響を受けない敷地高さ（0.P. +3.5m）以上に設置することで、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p>	<p>緊急時対策所等は、降下火砕物と組み合わせを考慮すべき火山以外の自然現象である、風（台風）及び積雪を適切に組み合わせた荷重に対して、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>降灰が確認された場合には、建屋や屋外の設備等に長期間降下火砕物の荷重を掛け続けないこと、また、降下火砕物の付着による腐食等が生じる状況を緩和するために、緊急時対策所等に堆積した降下火砕物の除灰を適切に実施する。</p> <p>(10) 生物学的事象</p> <p>生物学的事象として海生生物であるクラゲ等の発生及び小動物の侵入を想定する。</p> <p>海生生物であるクラゲ等の発生については、緊急時対策所等には、海水取水を必要としない設備とすることで、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>小動物の侵入に対しては、緊急時対策所等の建屋貫通部、端子箱の貫通部等にシールを行うことで侵入を防止することにより、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(11) 森林火災</p> <p>森林火災については、森林火災の発生件数の多い月の過去10年間の気象条件を調査し、発電所から直線距離10kmの間に発火点を設定し、森林火災シミュレーション（FARSITE）を用いて影響評価を実施し、評価上必要とされる20m～46mの防火帯幅を確保すること等により、森林火災の火炎からの輻射熱による温度上昇に対し、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、2次の影響であるばい煙等発生時に対して、外気を取り込む換気空調設備、外気を内部に取り込む系統・設備に分類し、影響評価を行うことで緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(12) 高潮</p> <p>発電所周辺海域の潮位については、発電所から南方約5km地点に位置する岩内港で観測された最高潮位を設計潮位とする。本地点の最高潮位はT.P. 1.00m、朔望平均満潮位がT.P. 0.26mである。</p> <p>緊急時対策所等は、高潮の影響を受けない敷地高さ（T.P. 10.0m）以上に設置することで、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【女川】・設計の相違 泊は空調上屋に設置する可搬型空気浄化装置の配管が貫通部を通り緊急時対策所へ空気供給することから建屋貫通部当と記載した。 【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【女川】 ・設計方針の相違 防火帯幅は一律で定めるのではなく、地形等を考慮して地点ごとに設定している。</p> <p>【女川】 ・立地条件の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2. 外部人為事象の考慮</p> <p>(1) 飛来物（航空機落下） 原子炉施設等への偶発的な航空機の落下確率は、防護設計の要否を判断する基準である10^{-7}回/炉・年を超えないため、飛来物（航空機落下）による防護については考慮不要である。 なお、緊急時対策所と中央制御室は互いに独立して分散配置し、共通要因により同時に機能を損なわない設計とする。</p> <p>(2) ダムの崩壊 緊急時対策所等が設置される女川原子力発電所周辺には、ダムや堰堤は存在せず、敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地がダムの崩壊による被害を受けることはない。 北上川から専用の導管により淡水を取水しているが、取水経路には原水用の貯水池等はない。</p> <p>(3) 爆発 発電所敷地外10km以内の範囲において、爆発により緊急時対策所等に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はない。 なお、発電所に最も近い石油コンビナート地区は西南西約40kmの塩釜地区及び仙台地区である。 緊急時対策所等は、発電所敷地外10km以内の危険物貯蔵施設又は発電所敷地周辺道路の燃料輸送車両から爆発が発生する場合を想定しても離隔距離の確保により、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(4) 近隣工場等の火災 a. 石油コンビナート施設等の火災 発電所敷地外10km以内の範囲において、火災により緊急時対策所等に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はない。 なお、発電所に最も近い石油コンビナート地区は西南西約40kmの塩釜地区及び仙台地区である。 また、緊急時対策所等は、発電所敷地外10km以内の危険物貯蔵施設から火災が発生する場合を想定しても、離隔距離の確保により、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>b. 発電所敷地内に存在する危険物貯蔵施設等の火災 発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災発生時の輻射熱による緊急時対策所の建屋等の表面温度が、許容温度以下となる設計とする。</p> <p>c. 航空機墜落による火災 発電所敷地内への航空機落下に対しては火災発生時の輻射熱による緊急時対策所の建屋等の表面温度が、許容温度以下となる設計とする。</p>	<p>2. 外部人為事象の考慮</p> <p>(1) 飛来物（航空機落下） 原子炉施設等への偶発的な航空機の落下確率は、防護設計の要否を判断する基準である10^{-7}回/炉・年を超えないため、飛来物（航空機落下）による防護については考慮不要である。 なお、緊急時対策所と中央制御室は互いに独立して分散配置し、共通要因により同時に機能を損なわない設計とする。</p> <p>(2) ダムの崩壊 緊急時対策所等が設置される泊発電所周辺には、泊発電所敷地境界から東約8kmの地点に共和ダムが存在するが、発電所まで距離が離れており、発電所との間には丘陵地が分布していることから、ダムの崩壊による影響については考慮する必要はない。 玉川及び茶津川からの専用の導管により淡水を取水しているが、経路に中間貯槽等はないため、敷地が洪水の影響を受けることはない。</p> <p>(3) 爆発 発電所敷地外10km以内の範囲において、爆発により緊急時対策所等に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はない。 なお、発電所に最も近い石油コンビナート地区は東北東約70kmの石狩地区である。 緊急時対策所等は、発電所敷地外10km以内の危険物貯蔵施設又は発電所敷地周辺道路の燃料輸送車両から爆発が発生する場合を想定しても離隔距離の確保により、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(4) 近隣工場等の火災 a. 石油コンビナート施設等の火災 発電所敷地外10km以内の範囲において、火災により緊急時対策所等に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はない。 なお、発電所に最も近い石油コンビナート地区は東北東約70kmの石狩地区である。 また、緊急時対策所等は、発電所敷地外10km以内の危険物貯蔵施設から火災が発生する場合を想定しても、離隔距離の確保により、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>b. 発電所敷地内に存在する危険物貯蔵施設等の火災 発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災発生時の輻射熱による緊急時対策所の建屋等の表面温度が、許容温度以下となる設計とする。</p> <p>c. 航空機墜落による火災 発電所敷地内への航空機落下に対しては火災発生時の輻射熱による緊急時対策所の建屋等の表面温度が、許容温度以下となる設計とする。</p>	<p>【女川】 ・設計方針の相違 立地条件を踏まえて評価した結果に相違はあるが、発電所とダムは隔てられており、ダム崩壊による影響はない。</p> <p>【女川】 ・河川名称の相違</p> <p>【女川】 ・立地条件の相違</p> <p>【女川】 ・立地条件の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書 より引用】</p> <p>(12) 船舶の衝突 船舶の衝突に対し、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物等には、海水取水を必要としない設備とすることで、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p> <p>(13) 電磁的障害 電磁的障害による擾乱に対し、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物等のうち、安全パラメータ表示システム、通信連絡設備等は、フィルタの設置等により影響を受けない設計とすることで、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p>	<p>なお、緊急時対策所と中央制御室は互いに独立して分散配置し、共通要因により同時に機能を損なわない設計とする。</p> <p>d. 二次的影響（ばい煙等） 発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災及び航空機墜落による火災の二次的影響であるばい煙等発生時に対して、外気を取り込む換気空調系統、外気を内部に取り込む系統・設備に分類し、影響評価を行うことで緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(5) 有毒ガス 有毒ガスの漏えいについては、固定施設（石油コンビナート施設等）と可動施設（陸上輸送、海上輸送）からの流出が考えられるが、緊急時対策所等と近隣の施設や周辺道路との間には離隔距離が確保されていることから、有毒ガスの漏えいを想定した場合でも、緊急時対策所の居住性が損なわれることはない。また、発電所周辺の主要航路は、発電所から十分な離隔距離が確保されていることから、緊急時対策所の居住性が損なわれることはない。</p> <p>(6) 船舶の衝突 船舶の衝突に対し、緊急時対策所等が設置される敷地高さは十分高く、船舶の衝突を考慮する必要はない。また、緊急時対策所等には、海水取水を必要としない設備とすることで、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(7) 電磁的障害 電磁的障害には、サージ・ノイズや電磁波の侵入があり、これらは低電圧の計測制御回路に対して影響を及ぼすおそれがある。 このため、緊急時対策所等の計測制御回路を構成する制御盤及びケーブルは、鋼製筐体や金属シールド付ケーブルの適用により電磁波の侵入を防止することで、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p>	<p>なお、緊急時対策所と中央制御室は互いに独立して分散配置し、共通要因により同時に機能を損なわない設計とする。</p> <p>d. 二次的影響（ばい煙等） 発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災及び航空機墜落による火災の二次的影響であるばい煙等発生時に対して、外気を取り込む換気空調系統、外気を内部に取り込む系統・設備に分類し、影響評価を行うことで緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(5) 有毒ガス 有毒ガスの漏えいについては固定施設（石油コンビナート施設等）と可動施設（陸上輸送、海上輸送）からの流出が考えられるが、緊急時対策所等と近隣の施設や周辺道路との間には離隔距離が確保されていることから、有毒ガスの漏えいを想定した場合でも、緊急時対策所の居住性が損なわれることはない。また、発電所周辺の主要航路は、発電所から十分な離隔距離が確保されていることから、緊急時対策所の居住性が損なわれることはない。</p> <p>(6) 船舶の衝突 船舶の衝突に対し、緊急時対策所等が設置される敷地高さは十分高く、船舶の衝突を考慮する必要はない。また、緊急時対策所等には、海水取水を必要としない設備とすることで、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(7) 電磁的障害 電磁的障害には、サージ・ノイズや電磁波の侵入があり、これらは低電圧の計測制御回路に対して影響を及ぼすおそれがある。 このため、緊急時対策所等の計測制御回路を構成する制御盤及びケーブルは、鋼製筐体や金属シールド付ケーブルの適用により電磁波の侵入を防止することで、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料13</p> <p>13. 複合災害時の体制について</p> <p>複合災害時の緊急時対策所にかかる体制は、指揮命令の明確化、情報の輻輳防止等の観点から、以下の体制で活動することとしている。</p>  <p>① 発電所対策本部の体制は、図5.9-1に示す。 ② 発電所対策本部長は、3/4号炉で同時に特定事象が発生した年の場合、号炉ごとの対応者を明確にするよう安全監督員・発電所・操縦班の班長へ指示する。本図では、便宜上、班長を3号炉対応、副班長を4号炉対応とした。</p>	<p>5.9 女川原子力発電所における発電所対策本部体制と指揮命令及び情報の流れ</p> <p>女川原子力発電所における原子力防災組織の体制について、以下に説明する。</p> <p>1. 基本的な考え方 女川原子力発電所の原子力防災組織を図5.9-1に示す。発電所対策本部の体制の構築に伴う基本的な考え方は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 機能ごとの整理 まず基本的な機能を以下の5つに整理し、機能ごとに責任者として「班長」を配置する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 情報収集・計画立案 ② 現場対応 ③ 対外対応 ④ 情報管理 ⑤ 資機材等リソース管理 <p>これらの班長の上に、組織全体を統括し、意思決定、指揮を行う「発電所対策本部長（所長）」を置く。 このように役割、機能を明確に整理するとともに、階層化によって管理スパンを適正な範囲に制限する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 権限委譲と自律的活動 あらかじめ定める手順書等に記載された手順の範囲内において、発電所対策本部長の権限は各班長に委譲されており、各班長は上位職の指示を待つことなく、自律的に活動する。 なお、各班長が権限を持つ作業が人身安全を脅かす状態となる場合においては、発電所対策本部長へ作業の可否判断を求めることとする。 戦略の策定と対応方針の確認 技術班長は、発電所対策本部長のブレーンとして事故対応の戦略を立案し、発電所対策本部長に進言する。また、こうした視点から対応実施組織が行う事故対応の方向性の妥当性を常に確認し、必要に応じて是正を助言する。 	<p>5.9 泊発電所における発電所対策本部体制と指揮命令及び情報の流れ</p> <p>泊発電所における原子力防災組織の体制について、以下に説明する。</p> <p>1. 基本的な考え方 泊発電所の原子力防災組織を図5.9-1に示す。発電所対策本部の体制の構築に伴う基本的な考え方は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 機能ごとの整理 まず、基本的な機能を以下の4つに整理し、機能ごとに責任者として「班長」を配置する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 情報収集・計画立案 (2) 現場対応 (3) 情報管理 (4) 資機材等リソース管理・社外対応 <p>これらの班長の上に、組織全体を統括し、意思決定、指揮を行う「発電所対策本部長（所長）」を置く。 このように役割、機能を明確に整理するとともに、階層化によって管理スパンを適正な範囲に制限する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 権限委譲と自律的活動 あらかじめ定める手順書等に記載された手順の範囲内において、発電所対策本部長の権限は各班長に委譲されており、各班長は上位職の指示を待つことなく、自律的に活動する。 なお、各班長が権限を持つ作業が人身安全を脅かす状態となる場合においては、発電所対策本部長へ作業の可否判断を求めることとする。 戦略の策定と対応方針の確認 技術班長は、発電所対策本部長のブレーンとして事故対応の戦略を立案し、発電所対策本部長に進言する。また、こうした視点から対応実施組織が行う事故対応の方向性の妥当性を常に確認し、必要に応じて是正を助言する。 	<p>【大飯】 記載方針の相違 （女川記載に統一）</p> <p>【女川】 ・体制の相違 発電所の原子力防災組織における構成の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>・申請号炉と長期停止号炉の対応 長期停止号炉である1号及び3号炉の対応については、各号炉の使用済燃料プールに保管されている燃料に対する措置を実施することとなるが、使用済燃料プールの冷却機能を喪失した場合においても、使用済燃料プールの水温が65℃に到達するまでに1号炉は約13日間、3号炉は約15日間を要すると評価*しているため、各号炉の中央制御室に常駐している運転員、初期消火要員（消防車隊）及び12時間以降の発電所外からの参集要員にて対応可能であることから、申請号炉である2号炉の重大事故等の対応に影響を与えない。</p> <p>※平成29年4月1日時点の崩壊熱量をもとに試算（添付資料1.0.16「重大事故等時における停止号炉の影響について」に記載した試算結果）</p> <p>・発電所全体にわたる活動 初期消火要員（消防車隊）は、火災の発生箇所、状況に応じて、保修班長の指示の下、発電所対策本部長が指名した現場指揮者の指揮の下で活動する。</p> <p>2. 役割・機能（ミッション） 発電所対策本部における各職位の役割・機能（ミッション）を、表5.9-1に示す。 この中で、特に緊急時にプラントの復旧操作を担当する発電管理班と保修班の役割・機能について、以下のとおり補足する。</p> <p>○発電管理班：プラント設備に関する運転操作について、運転員による実際の対応を確認する。この運転操作には、常設設備を用いた対応まで含む。 これらの運転操作の実施については、発電所対策本部長から発電課長にその実施権限が委譲されているため、発電管理班から特段の指示が無くても、運転員が手順にしたがって自律的に実施し、発電管理班へは実施の報告が上がって来ることになる。 万一、運転員の対応に疑義がある場合には、発電管理班長は運転員に助言する。</p>	<p>・申請号炉と長期停止号炉の対応 長期停止号炉である1号及び2号炉の対応については、各号炉の使用済燃料ピットに保管されている燃料に対する必要な措置を実施することとなるが、使用済燃料ピットの冷却機能を喪失した場合においても、使用済燃料ピットの水温が100℃に到達するまでに1号及び2号炉は約6日間を要すると評価*しているため、各号炉の中央制御室に常駐している運転員、消火要員及び12時間以降の発電所外からの参集要員にて対応可能であることから、申請号炉である3号炉の重大事故等の対応に影響を与えない。</p> <p>※2016年1月1日時点の崩壊熱量をもとに試算（添付資料1.0.16「重大事故等時における停止号炉の影響について」に記載した試算結果）</p> <p>・発電所全体にわたる活動 消火要員は、火災の発生箇所、状況に応じて、事務局長の指示の下、発電所対策本部長が指名した現場指揮者の指揮の下で活動する。</p> <p>2. 役割・機能（ミッション） 発電所対策本部における各職位の役割・機能（ミッション）を、表5.9-1に示す。 この中で、特に緊急時にプラントの復旧操作を担当する運転班、復旧班の役割・機能について、以下のとおり補足する。</p> <p>○運転班：プラント設備に関する運転操作について、運転員による実際の対応を確認する。この運転操作には、常設設備を用いた対応まで含む。 これらの運転操作の実施については、発電所対策本部長から発電課長（当直）にその実施権限が委譲されているため、運転班から特段の指示が無くても、運転員が手順に従って自律的に実施し、運転班へは実施の報告が上がって来ることになる。 万一、運転員の対応に疑義がある場合には運転班長は運転員に助言する。 また、運転班に属する災害対策要員は、発電課長（当直）の指示により、運転支援活動、可搬型設備を用いた電源復旧活動、給水活動、消火活動等を実施する。</p>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象号炉の相違 ・設備名称の相違 ・評価結果の相違 使用済燃料ピットの冷却機能喪失時の水温評価結果の相違 ・要員名称の相違 ・体制の相違 泊の消火要員は事務局の所属としている。自衛消防隊の本部指揮班長である運営課長は、重大事故等発生時の発電所対策本部体制における事務局長となることから、事務局に消火要員を配置している。 ・組織名称の相違 ・組織体制の相違 ・組織名称の相違 ・体制の相違 女川の保修班が行う可搬型設備を用いた対応、消火活動については、泊では運転班に属する災害対策要員が行う。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

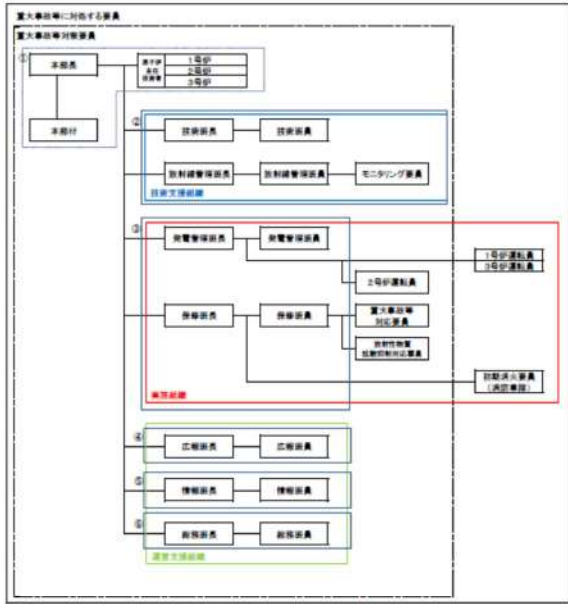
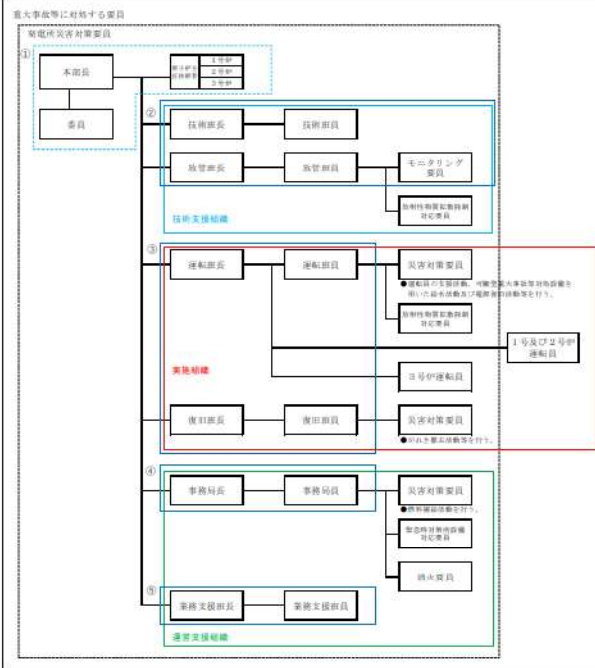
第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>○保修班：設備や機能の復旧や、可搬型設備を用いた対応を実施する。 これらの対応の実施については、保修班にその実施権限が委譲されているため、保修班が手順にしたがって自律的に準備し、保修班長へ状況の報告を行う。 また、火災の場合には、消火活動を行う。</p> <p>3. 指揮命令及び情報の流れについて 発電所対策本部において、指揮命令は基本的に発電所対策本部長を頭に、階層構造の上位から下位に向かってなされる。一方、下位から上位へは、実施事項等が報告される。これとは別に、常に横方向の情報共有が行われ、連携が必要な班の間には常に綿密な情報の共有がなされる。 なお、あらかじめ定めた手順の範囲内において、発電所対策本部長の権限は各班長に委譲されているため、その範囲であれば特に発電所対策本部長からの指示は要しない。複数号炉にまたがる対応や、あらかじめ定めた手順を超えるような場合には、発電所対策本部長が判断を行い、各班に実施の指示を行う。</p> <p>4. その他 (1) 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）の体制 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）については、上述した体制をベースに、特に初動対応に必要な要員を中心に宿直体制をとり、常に必要な要員数を確保することによって事故に対処できるようにする。その後に順次参集する要員によって徐々に体制を拡大していく。</p> <p>(2) 要員が負傷した際等の代行の考え方 特に夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において万一何らかの理由で要員が負傷する等により役割が実行できなくなった場合には、平日の勤務時間帯のように十分なバックアップ要員がないことが考えられる。こうした場合には、別の機能を担務する要員が兼務する。 具体的な代行者の選定については、上位職の者（例えば班長の代行者については発電所対策本部長）が決定する。</p>	<p>○復旧班：設備や機能の復旧や、可搬型設備を用いた屋外アクセススルートのがれき撤去等を実施する。 これらの対応の実施については、復旧班にその実施権限が委譲されているため、復旧班が手順に従って自律的に準備し、復旧班長へ状況の報告を行う。</p> <p>3. 指揮命令及び情報の流れについて 発電所対策本部において、指揮命令は基本的に発電所対策本部長を頭に、階層構造の上位から下位に向かってなされる。一方、下位から上位へは、実施事項等が報告される。これとは別に、常に横方向の情報共有が行われ、連携が必要な班の間には常に綿密な情報の共有がなされる。 なお、あらかじめ定めた手順の範囲内において、発電所対策本部長の権限は各班長に委譲されているため、その範囲であれば特に発電所対策本部長からの指示は要しない。複数号炉にまたがる対応やあらかじめ定めた手順を超えるような場合には、発電所対策本部長が判断を行い、各班に実施の指示を行う。</p> <p>4. その他 (1) 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）の体制 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）については、上述した体制をベースに、特に初動対応に必要な要員を中心に宿直体制をとり、常に必要な要員数を確保することによって事故に対処できるようにする。その後に順次参集する要員によって徐々に体制を拡大していく。</p> <p>また、発電所対策本部の体制が機能するまでは、発電課長（当直）の指揮の下、運転員及び災害対策要員を主体とした初動対応の体制を確保し、迅速な対応を図る。具体的には、発電課長（当直）は関係箇所と通信連絡設備を用いて情報連携しながら、災害対策要員へ指示を行う。災害対策要員は、発電課長（当直）の指示の下、必要な重大事故等対策を行う。</p> <p>(2) 要員が負傷した際等の代行の考え方 特に夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において万一何らかの理由で要員が負傷する等により役割が実行できなくなった場合には、平日の勤務時間帯のように十分なバックアップ要員がないことが考えられる。こうした場合には、別の機能を担務する要員が兼務する。 具体的な代行者の選定については、上位職の者（例えば班長の代行者については発電所対策本部長）が決定する。</p>	<p>○復旧班：設備や機能の復旧や、可搬型設備を用いた屋外アクセススルートのがれき撤去等を実施する。 これらの対応の実施については、復旧班にその実施権限が委譲されているため、復旧班が手順に従って自律的に準備し、復旧班長へ状況の報告を行う。</p> <p>3. 指揮命令及び情報の流れについて 発電所対策本部において、指揮命令は基本的に発電所対策本部長を頭に、階層構造の上位から下位に向かってなされる。一方、下位から上位へは、実施事項等が報告される。これとは別に、常に横方向の情報共有が行われ、連携が必要な班の間には常に綿密な情報の共有がなされる。 なお、あらかじめ定めた手順の範囲内において、発電所対策本部長の権限は各班長に委譲されているため、その範囲であれば特に発電所対策本部長からの指示は要しない。複数号炉にまたがる対応やあらかじめ定めた手順を超えるような場合には、発電所対策本部長が判断を行い、各班に実施の指示を行う。</p> <p>4. その他 (1) 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）の体制 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）については、上述した体制をベースに、特に初動対応に必要な要員を中心に宿直体制をとり、常に必要な要員数を確保することによって事故に対処できるようにする。その後に順次参集する要員によって徐々に体制を拡大していく。</p> <p>また、発電所対策本部の体制が機能するまでは、発電課長（当直）の指揮の下、運転員及び災害対策要員を主体とした初動対応の体制を確保し、迅速な対応を図る。具体的には、発電課長（当直）は関係箇所と通信連絡設備を用いて情報連携しながら、災害対策要員へ指示を行う。災害対策要員は、発電課長（当直）の指示の下、必要な重大事故等対策を行う。</p> <p>(2) 要員が負傷した際等の代行の考え方 特に夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において万一何らかの理由で要員が負傷する等により役割が実行できなくなった場合には、平日の勤務時間帯のように十分なバックアップ要員がないことが考えられる。こうした場合には、別の機能を担務する要員が兼務する。 具体的な代行者の選定については、上位職の者（例えば班長の代行者については発電所対策本部長）が決定する。</p>	<p>・体制の相違 女川の保修班が行う可搬型設備を用いた対応、消火活動については、泊では運転班に属する災害対策要員が行う。 【女川】記載方針の相違 復旧班の役割として屋外アクセススルートのがれき撤去等を追加した。女川もアクセススルートの確保は保修班が行う。</p> <p>・記載方針の相違 泊は、可搬型重大事故等対処設備を用いた活動を行う災害対策要員は発電課長（当直）の指揮の下、運転員と連携しながら初動対応を行う体制であることから初動体制について記載した。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
	<p>表 5.9-1 各職位のミッション</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職位</th> <th>ミッション</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>・防災体制の発令、変更の決定 ・対策本部の指揮・統括 ・重要な事項の意思決定</td> </tr> <tr> <td>原子炉主任技術者</td> <td>・原子炉安全に関する保安の監督、本部長への助言</td> </tr> <tr> <td>本部付</td> <td>・本部長及び各班長への助言・助勢</td> </tr> <tr> <td>情報班</td> <td>・発電所対策本部の運営支援 ・社外関係機関への通報連絡 ・事故対応に必要な情報（本店対策本部の支援状況等）の収集</td> </tr> <tr> <td>総務班</td> <td>・要員の呼集、参集状況の把握 ・食料・被服の調達 ・宿泊関係の手配 ・医療活動 ・所内の警備指示 ・一般入所者の避難指示 ・物的防護施設の運用指示 ・資材の調達及び輸送に関する一元管理 ・ほかの班に属さない事項</td> </tr> <tr> <td>広報班</td> <td>・社外対応情報の収集 ・報道機関対応者への支援</td> </tr> <tr> <td>技術班</td> <td>・プラントパラメータ等の把握とプラント状態の進展予測・評価 ・プラント状態の進展予測・評価結果の事故対応方針への反映 ・アクシデントマネジメントに関する検討</td> </tr> <tr> <td>放射線管理班</td> <td>・発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価 ・被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する重大事故等対策要員への指示 ・影響範囲の評価に基づく対応方針に関する助言 ・放射線の影響に関する検討</td> </tr> <tr> <td>保修班</td> <td>・事故の影響緩和・拡大防止に係る可搬型設備の準備と操作 ・可搬型設備の準備状況の把握 ・不具合設備の応急復旧の実施 ・火災発生時における消火活動</td> </tr> <tr> <td>発電管理班</td> <td>・運転員からの重要パラメータ及び常設設備の状況入手 ・運転員からの支援要請に対する対応 ・運転員における重要パラメータ及び常設設備の状況把握と操作 ・運転員における中央制御室内監視・操作の実施、事故の影響緩和、拡大防止に係る運転操作</td> </tr> </tbody> </table>	職位	ミッション	本部長	・防災体制の発令、変更の決定 ・対策本部の指揮・統括 ・重要な事項の意思決定	原子炉主任技術者	・原子炉安全に関する保安の監督、本部長への助言	本部付	・本部長及び各班長への助言・助勢	情報班	・発電所対策本部の運営支援 ・社外関係機関への通報連絡 ・事故対応に必要な情報（本店対策本部の支援状況等）の収集	総務班	・要員の呼集、参集状況の把握 ・食料・被服の調達 ・宿泊関係の手配 ・医療活動 ・所内の警備指示 ・一般入所者の避難指示 ・物的防護施設の運用指示 ・資材の調達及び輸送に関する一元管理 ・ほかの班に属さない事項	広報班	・社外対応情報の収集 ・報道機関対応者への支援	技術班	・プラントパラメータ等の把握とプラント状態の進展予測・評価 ・プラント状態の進展予測・評価結果の事故対応方針への反映 ・アクシデントマネジメントに関する検討	放射線管理班	・発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価 ・被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する重大事故等対策要員への指示 ・影響範囲の評価に基づく対応方針に関する助言 ・放射線の影響に関する検討	保修班	・事故の影響緩和・拡大防止に係る可搬型設備の準備と操作 ・可搬型設備の準備状況の把握 ・不具合設備の応急復旧の実施 ・火災発生時における消火活動	発電管理班	・運転員からの重要パラメータ及び常設設備の状況入手 ・運転員からの支援要請に対する対応 ・運転員における重要パラメータ及び常設設備の状況把握と操作 ・運転員における中央制御室内監視・操作の実施、事故の影響緩和、拡大防止に係る運転操作	<p>表 5.9-1 各職位のミッション</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職位</th> <th>ミッション</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>・防災体制の発令、変更の決定 ・対策本部の指揮・統括 ・重要な事項の意思決定</td> </tr> <tr> <td>発電用原子炉主任技術者</td> <td>・原子炉安全に関する保安の監督、本部長への助言</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>・本部長及び各班長への助言、助成</td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td>・発電所対策本部の運営支援 ・社外関係機関への通報連絡 ・事故対応に必要な情報（本店対策本部の支援状況等）の収集 ・要員の呼集、参集状況の把握 ・火災発生時における消火活動 ・燃料補給活動 ・ほかの班に属さない事項</td> </tr> <tr> <td>業務支援班</td> <td>・社外対応情報の収集 ・報道機関対応者の支援 ・食料・被服の調達 ・宿泊関係の手配 ・医療活動 ・所内の警備指示 ・一般入所者の避難指示 ・物的防護施設の運用指示 ・資材の調達及び輸送に関する一元管理</td> </tr> <tr> <td>技術班</td> <td>・プラントパラメータ等の把握とプラント状態の進展予測・評価 ・プラント状態の進展予測・評価結果の事故対応方針への反映 ・アクシデントマネジメントに関する検討</td> </tr> <tr> <td>放管班</td> <td>・発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価 ・被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する発電所災害対策要員への指示 ・影響範囲の評価に基づく対応方針に関する助言 ・放射線の影響に関する検討 ・海洋への放射性物質拡散抑制対応</td> </tr> <tr> <td>復旧班</td> <td>・不具合設備の応急復旧の実施 ・屋外アクセスルートのがれき撤去等</td> </tr> <tr> <td>運転班</td> <td>・運転員からの重要パラメータ及び常設設備の状況の入手 ・運転員からの支援要請に関する対応 ・運転員における重要パラメータ及び常設設備の状況把握と操作 ・運転員における中央制御室内監視・操作の実施、事故の影響緩和、拡大防止に係るプラントの運転操作 ・事故の影響緩和・拡大防止に係る可搬型設備の準備と操作 ・可搬型設備の準備状況の把握 ・火災発生時における消火活動</td> </tr> </tbody> </table>	職位	ミッション	本部長	・防災体制の発令、変更の決定 ・対策本部の指揮・統括 ・重要な事項の意思決定	発電用原子炉主任技術者	・原子炉安全に関する保安の監督、本部長への助言	委員	・本部長及び各班長への助言、助成	事務局	・発電所対策本部の運営支援 ・社外関係機関への通報連絡 ・事故対応に必要な情報（本店対策本部の支援状況等）の収集 ・要員の呼集、参集状況の把握 ・火災発生時における消火活動 ・燃料補給活動 ・ほかの班に属さない事項	業務支援班	・社外対応情報の収集 ・報道機関対応者の支援 ・食料・被服の調達 ・宿泊関係の手配 ・医療活動 ・所内の警備指示 ・一般入所者の避難指示 ・物的防護施設の運用指示 ・資材の調達及び輸送に関する一元管理	技術班	・プラントパラメータ等の把握とプラント状態の進展予測・評価 ・プラント状態の進展予測・評価結果の事故対応方針への反映 ・アクシデントマネジメントに関する検討	放管班	・発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価 ・被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する発電所災害対策要員への指示 ・影響範囲の評価に基づく対応方針に関する助言 ・放射線の影響に関する検討 ・海洋への放射性物質拡散抑制対応	復旧班	・不具合設備の応急復旧の実施 ・屋外アクセスルートのがれき撤去等	運転班	・運転員からの重要パラメータ及び常設設備の状況の入手 ・運転員からの支援要請に関する対応 ・運転員における重要パラメータ及び常設設備の状況把握と操作 ・運転員における中央制御室内監視・操作の実施、事故の影響緩和、拡大防止に係るプラントの運転操作 ・事故の影響緩和・拡大防止に係る可搬型設備の準備と操作 ・可搬型設備の準備状況の把握 ・火災発生時における消火活動	<p>【女川】 ・体制の相違 発電所の原子力防災組織の構成の相違</p>
職位	ミッション																																												
本部長	・防災体制の発令、変更の決定 ・対策本部の指揮・統括 ・重要な事項の意思決定																																												
原子炉主任技術者	・原子炉安全に関する保安の監督、本部長への助言																																												
本部付	・本部長及び各班長への助言・助勢																																												
情報班	・発電所対策本部の運営支援 ・社外関係機関への通報連絡 ・事故対応に必要な情報（本店対策本部の支援状況等）の収集																																												
総務班	・要員の呼集、参集状況の把握 ・食料・被服の調達 ・宿泊関係の手配 ・医療活動 ・所内の警備指示 ・一般入所者の避難指示 ・物的防護施設の運用指示 ・資材の調達及び輸送に関する一元管理 ・ほかの班に属さない事項																																												
広報班	・社外対応情報の収集 ・報道機関対応者への支援																																												
技術班	・プラントパラメータ等の把握とプラント状態の進展予測・評価 ・プラント状態の進展予測・評価結果の事故対応方針への反映 ・アクシデントマネジメントに関する検討																																												
放射線管理班	・発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価 ・被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する重大事故等対策要員への指示 ・影響範囲の評価に基づく対応方針に関する助言 ・放射線の影響に関する検討																																												
保修班	・事故の影響緩和・拡大防止に係る可搬型設備の準備と操作 ・可搬型設備の準備状況の把握 ・不具合設備の応急復旧の実施 ・火災発生時における消火活動																																												
発電管理班	・運転員からの重要パラメータ及び常設設備の状況入手 ・運転員からの支援要請に対する対応 ・運転員における重要パラメータ及び常設設備の状況把握と操作 ・運転員における中央制御室内監視・操作の実施、事故の影響緩和、拡大防止に係る運転操作																																												
職位	ミッション																																												
本部長	・防災体制の発令、変更の決定 ・対策本部の指揮・統括 ・重要な事項の意思決定																																												
発電用原子炉主任技術者	・原子炉安全に関する保安の監督、本部長への助言																																												
委員	・本部長及び各班長への助言、助成																																												
事務局	・発電所対策本部の運営支援 ・社外関係機関への通報連絡 ・事故対応に必要な情報（本店対策本部の支援状況等）の収集 ・要員の呼集、参集状況の把握 ・火災発生時における消火活動 ・燃料補給活動 ・ほかの班に属さない事項																																												
業務支援班	・社外対応情報の収集 ・報道機関対応者の支援 ・食料・被服の調達 ・宿泊関係の手配 ・医療活動 ・所内の警備指示 ・一般入所者の避難指示 ・物的防護施設の運用指示 ・資材の調達及び輸送に関する一元管理																																												
技術班	・プラントパラメータ等の把握とプラント状態の進展予測・評価 ・プラント状態の進展予測・評価結果の事故対応方針への反映 ・アクシデントマネジメントに関する検討																																												
放管班	・発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価 ・被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する発電所災害対策要員への指示 ・影響範囲の評価に基づく対応方針に関する助言 ・放射線の影響に関する検討 ・海洋への放射性物質拡散抑制対応																																												
復旧班	・不具合設備の応急復旧の実施 ・屋外アクセスルートのがれき撤去等																																												
運転班	・運転員からの重要パラメータ及び常設設備の状況の入手 ・運転員からの支援要請に関する対応 ・運転員における重要パラメータ及び常設設備の状況把握と操作 ・運転員における中央制御室内監視・操作の実施、事故の影響緩和、拡大防止に係るプラントの運転操作 ・事故の影響緩和・拡大防止に係る可搬型設備の準備と操作 ・可搬型設備の準備状況の把握 ・火災発生時における消火活動																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

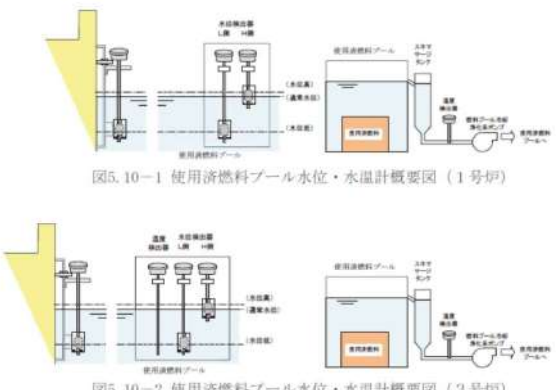
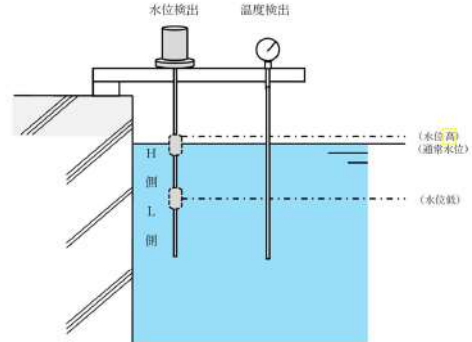
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 5.9-1 女川原子力発電所 原子力防災組織 体制図</p>	 <p>図 5.9-1 泊発電所 原子力防災組織 体制図</p>	<p>・体制の相違 要員数、要員の名称に相違はあるが、運転員、可搬型 SA 設備を用いて電源復旧活動や給水活動等を行う要員、緊急時対策所にて対応を行う各機能班の要員、消火活動を行う要員等、重大事故等時の対応に必要な要員を確保する方針であることについては女川と同様。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>一方、6号炉、7号炉が重大事故に伴い格納容器破損に至った際には、放出される放射性物質により中央制御室内の居住性環境がさらに悪化することが予想される。その際には、各号炉の中央制御室からは一旦緊急時対策所に運転員を待避させる。</p> <p>なお、プラントパラメータの遠隔監視に関して、6号炉、7号炉ではプラント計測制御設備からプロセス信号を取り込み、伝送するためのデータ伝送装置と、中央制御室内待避室において表示するためのデータ表示装置を設置することで、重大事故等時においても継続してプラント監視が可能な設計としている一方で、申請前号炉である1～5号炉には上記のようなデータ伝送装置や表示装置をはじめとするプラント情報を監視するための設備について工事計画途上である。</p> <p>したがって、プラント状況を把握するための設備について設置が完了するまで自主対策の措置としては、各号炉の既設の計測制御設備と、可搬の計測資機材類を組み合わせることで、6号炉、7号炉の格納容器ベント時に1～4号炉中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所において各号炉の運転員が自号炉の使用済燃料プール内の燃料健全性確認に必要な監視を行うことが可能なようにする。以下にその概略を示す。</p>	<p>5.10 停止中の1号及び3号炉のパラメータ監視性について</p> <p>停止中の1号及び3号炉プラントの事故・異常状況への対処を行うのは、基本的には運転員であることから、2号炉の炉心損傷前の原子炉格納容器ベント時には2号炉に加え、1号及び3号炉の運転員が中央制御室にとどまることが出来るよう放射線防護資機材等の配備を行うこととし、更に2号炉については中央制御室待避所を設置する設計とし、人による監視を継続して行うことで事態への対処を行うこととする。</p> <p>一方、2号炉が重大事故に伴う炉心損傷後の原子炉格納容器ベント時または原子炉格納容器破損に至った際には、放出される放射性物質により中央制御室内の居住性環境がさらに悪化することが予想される。その際は、1号及び3号炉の運転員は緊急時対策所に一旦待避させる。</p> <p>なお、プラントパラメータの遠隔監視に関して、2号炉ではプラント計測制御設備からプロセス信号を取り込み、伝送するためのデータ収集装置と、中央制御室待避所において表示するためのデータ表示装置（待避所）を設置することで、重大事故等時においても継続してプラント監視が可能な設計としている一方で、申請前号炉である1号及び3号炉には上記のようなデータ収集装置や表示装置をはじめとするプラント情報を監視するための設備について工事計画途上である。</p> <p>そのため停止中の1号及び3号炉が2号炉と同時被災し全交流動力電源喪失に至った際には、プラントパラメータを把握し、伝送・表示するための措置として2号炉のような専用の設備には期待することが出来ない。</p> <p>したがって、プラント状況を把握するための設備について設置が完了するまでの措置としては、各号炉の既設の計測制御設備と、可搬の計測資機材類を組み合わせることで、1号及び3号炉中央制御室において各号炉の運転員が自号炉の使用済燃料プール内の燃料健全性確認に必要な監視を行うことが可能なようにし、通信連絡設備により緊急時対策所に情報連絡を行うこととする。以下にその概略を示す。</p>	<p>5.10 停止中の1号及び2号炉のパラメータ監視性について</p> <p>停止中の1号及び2号炉のプラント事故・異常状況への対処を行うのは、基本的には運転員であることから、3号炉の炉心損傷前には、3号炉に加え、1号及び2号炉の運転員が中央制御室にとどまることが出来るよう放射線防護資機材等の配備を行うこととし、人による監視を継続して行うことで事態への対処を行うこととする。</p> <p>一方、3号炉が重大事故に伴う炉心損傷後の原子炉格納容器破損に至った際には、放出される放射性物質により中央制御室内の居住性環境がさらに悪化することが予想される。その際は、1号及び2号炉の運転員は、緊急時対策所に一旦退避させる。</p> <p>なお、プラントパラメータの遠隔監視に関して、3号炉ではプラント計測制御設備からプロセス信号を取り込み、伝送するためのデータ収集計算機と、緊急時対策所指揮所において表示するためのデータ表示端末を設置することで、重大事故等時においても継続してプラント監視が可能な設計としている一方で、1号及び2号炉には上記のようなデータ収集計算機や表示装置をはじめとするプラント情報を監視するための設備について工事計画途上である。</p> <p>そのため停止中の1号及び2号炉が3号炉と同時被災し全交流動力電源喪失に至った際には、プラントパラメータを把握し、伝送・表示するための措置として3号炉のような専用の設備には期待することができない。</p> <p>したがって、プラント状況を把握するための設備について設置が完了するまでの措置としては、各号炉の既設の計測制御設備と、可搬の計測資機材類を組み合わせることで、1号及び2号炉中央制御室において各号炉の運転員が自号炉の使用済燃料ビット内の燃料健全性確認に必要な監視を行うことが可能なようにし、通信連絡設備により緊急時対策所に情報連絡を行うこととする。以下にその概略を示す。</p>	<p>・停止中号炉の相違</p> <p>・設計方針の相違 女川はC/V加圧破損防止として原子炉格納容器ベントを実施する。 ・設計方針の相違 泊では中央制御室退避所は設置していないことから、中央制御室内で監視を継続する。(PWRプラントは同様) ・設計方針の相違 女川はC/V加圧破損防止として原子炉格納容器ベントを実施する。</p> <p>・設計の相違 泊は、中央制御室待避所を設置していないことから、緊急時対策所指揮所においてパラメータを確認する。</p> <p>・設備名称の相違 女川：使用済燃料プール 泊：使用済燃料ビット (以降、同様な相違箇所の差異理由記載を省略する。)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(1) 監視対象 2号炉申請時点で、申請前かつプラント停止中の1号及び3号炉においては、いずれも使用済燃料プールに使用済燃料が保管・冷却されているため、使用済燃料プールの冷却状態の把握が必要である。 なお、1号及び3号炉においては、いずれも使用済燃料の崩壊熱は低くなっているため、対応操作に対する時間余裕も充分ある状況である(スロッシングによる漏えいを考慮し、65℃から100℃に達するまでに約430時間)。</p> <p>(2) 使用済燃料プールの冷却状態の把握方法 1号及び3号炉の使用済燃料プール水位は、プール水位の異常な低下及び上昇の監視を目的に、フロート式水位スイッチにより監視し、通常水位から水位が低下した場合には、スイッチが動作し中央制御室に警報を発信する設計としている。なお、本設備は非常用電源より供給される。 また、1号及び3号炉の使用済燃料プール水温度は、プール水温の異常な上昇の監視及び冷却状況の把握を目的に、温度検出器により監視、指示及び記録するとともに、異常な温度上昇を検知した場合には、中央制御室に警報を発信する設計としている。なお、本設備は非常用電源より供給される。</p>  <p>図5.10-1 使用済燃料プール水位・水温計概要図 (1号炉)</p> <p>図5.10-2 使用済燃料プール水位・水温計概要図 (3号炉)</p>	<p>(1) 監視対象 3号炉申請時点で、プラント停止中の1号及び2号炉においては、いずれも使用済燃料ピットに使用済燃料が保管・冷却されているため、使用済燃料ピットの冷却状態の把握が必要である。 なお、1号及び2号炉においては、いずれも使用済燃料の崩壊熱は低くなっているため、対応操作に対する時間余裕も十分ある状況である。(スロッシングによる漏えいを考慮し、65℃から100℃に達するまでに約144時間)。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットの冷却状態の把握方法 1号及び2号炉の使用済燃料ピット水位は、ピット水位の異常な低下及び上昇の監視を目的に、フロート式水位スイッチにより監視し、通常水位から水位が低下した場合には、スイッチが動作し中央制御室に警報を発信する設計としている。なお、本設備は非常用電源より供給される。 また、1号及び2号炉の使用済燃料ピット温度は、ピット水温の異常な上昇の監視及び冷却状況の把握を目的に、温度検出器により監視、指示するとともに、異常な温度上昇を検知した場合には、中央制御室に警報を発信する設計としている。なお、本設備は非常用電源より供給される。</p>  <p>図5.10-1 使用済燃料ピット水位計及び温度計概要図 (1号及び2号炉)</p>	<p>・評価結果の相違 使用済燃料崩壊熱の相違によりピット推沸騰までの時間に相違がある。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3) データ伝達方法</p> <p>測定した1号及び3号炉の使用済燃料プール水位、水温データについては、通信連絡設備により緊急時対策所に情報連絡することによって、所内の必要箇所において使用済燃料プールの冷却状態を把握することが可能である。</p>	<p>(3) データ伝送方法</p> <p>測定した1号及び2号炉の使用済燃料ビット水位、水温データについては、通信連絡設備により緊急時対策所指揮所に情報連絡することによって、所内の必要箇所において使用済燃料ビットの冷却状態を把握することが可能である。</p>	

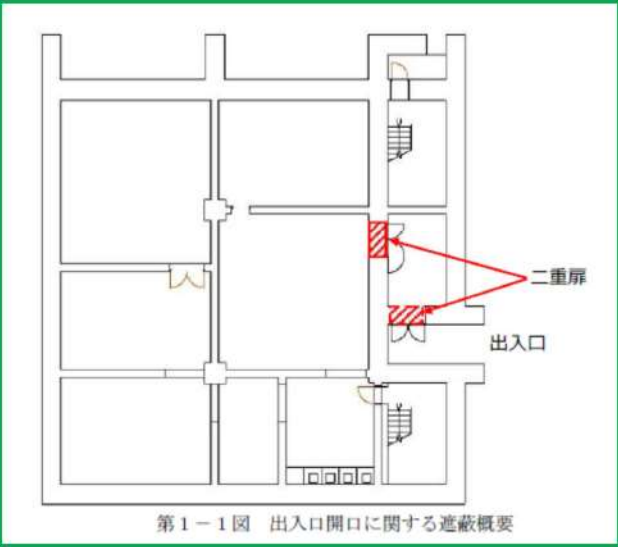
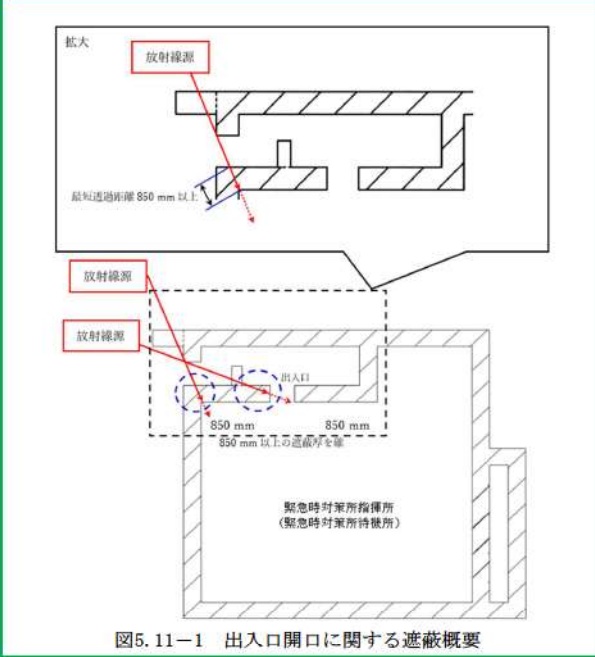
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料1</p> <p>出入口開口及び配管その他の貫通部の遮へい設計について</p> <p>1. はじめに</p> <p>緊急時対策所遮蔽の開口部又は室内換気のための配管やケーブル等を施設するために必要な開口部（以下「配管その他の貫通部」という。）については、必要に応じて次の放射線漏えい防止措置を講じた設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開口部を設ける場合は、人が容易に接近できないような場所への開口部設置 ・貫通部に対する遮蔽補強 ・線源機器と貫通孔との位置関係により、貫通孔から線源機器が直視できない措置 <p>ただし、人が居住するエリア以外の限定的な範囲において遮蔽厚を確保でない部分については、放射線の入射を可能な限り防止する等、適切な処置を講じる。</p> <p>以下に緊急時対策所遮蔽の遮蔽設計を示す。</p> <p>2. 出入口開口に関する遮へい設計</p> <p>緊急時対策所の出入口は、気密性を確保した上で2箇所とする。出入口には扉を設置するが、扉は遮蔽として考慮しないため、出入口開口として以下のとおり設計する。出入口開口に関する遮蔽概要図を第2-1図示す。</p> <p>(a) 出入口開口は高所等の人が容易に接近できないような場所に設置しないため、緊急時対策所遮蔽を透過せず、散乱等による緊急時対策所エリアへ侵入するストリーミングを考慮する。ストリーミングは緊急時対策所エリアに対して2回以上散乱するように設計する。</p> <p>(b) 外部の放射線源に対して、最短通過距離部においても950mm以上の遮へい厚を確保する設計とする。</p> <p>(c) 出入口開口は、二重扉の迷路構造とする。原子炉と反対側に設置することにより、外部の放射線源を直接見込まない設計とする。</p>		<p>5.11 出入口開口及び配管その他の貫通部の遮蔽設計について</p> <p>(1) はじめに</p> <p>緊急時対策所遮へいの開口部又は室内換気のための配管やケーブル等を施設するために必要な開口部（以下「配管その他の貫通部」という。）については、必要に応じて次の放射線漏えい防止措置を講じた設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開口部を設ける場合は、人が容易に接近できないような場所への開口部設置 ・貫通部に対する遮蔽補強 ・線源機器と貫通孔との位置関係により、貫通孔から線源機器が直視できない措置 <p>ただし、人が居住するエリア以外の限定的な範囲において遮蔽厚を確保でない部分については、放射線の入射を可能な限り防止する等、適切な処置を講じる。</p> <p>以下に緊急時対策所遮へいの遮蔽設計を示す。</p> <p>(2) 出入口開口に関する遮蔽設計</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の出入口は、気密性を確保した上でそれぞれ2箇所とする。出入口には扉を設置するが、扉は遮蔽として考慮しないため、出入口開口として以下のとおり設計する。出入口開口に関する遮蔽概要図を図5.11-1に示す。</p> <p>a. 出入口開口は高所等の人が容易に接近できないような場所に設置しないため、緊急時対策所遮へいを透過せず、散乱等による緊急時対策所エリアへ侵入するストリーミングを考慮する。ストリーミングは緊急時対策所エリアに対して2回以上散乱するように設計する。</p> <p>b. 外部の放射線源に対して、最短通過距離部においても850mm以上の遮蔽厚を確保する設計とする。</p> <p>c. 出入口開口は、二重扉の迷路構造とする。原子炉と反対側に設置することにより、外部の放射線源を直接見込まない設計とする。</p>	<p>【女川】 記載充実（大飯参考）</p> <p>・設計の相違 壁の遮蔽厚に相違があるが、居住性を確保できるとに相違なし。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

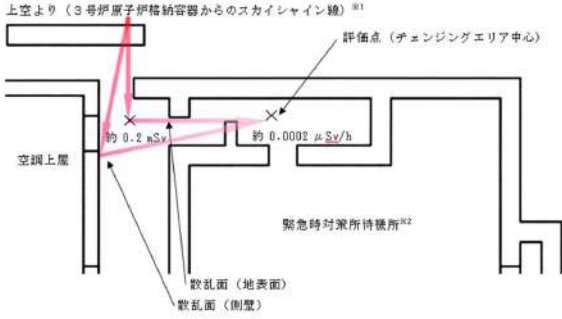
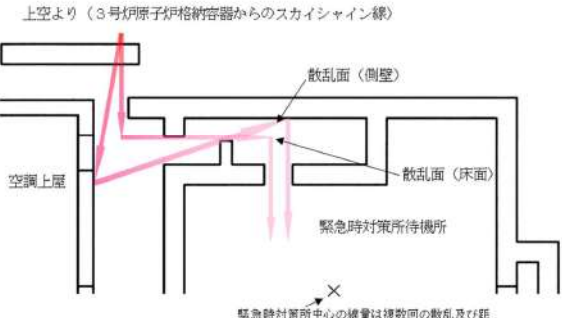
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第1-1図 出入口開口に関する遮蔽概要</p>		 <p>図5.11-1 出入口開口に関する遮蔽概要</p>	<p>【女川】 記載充実（大飯参考）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載表現の相違 図の表現方法に相違はあるが、出入口を迷路構造とし外部の放射線を直接見込まない設計であることに相違なし。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

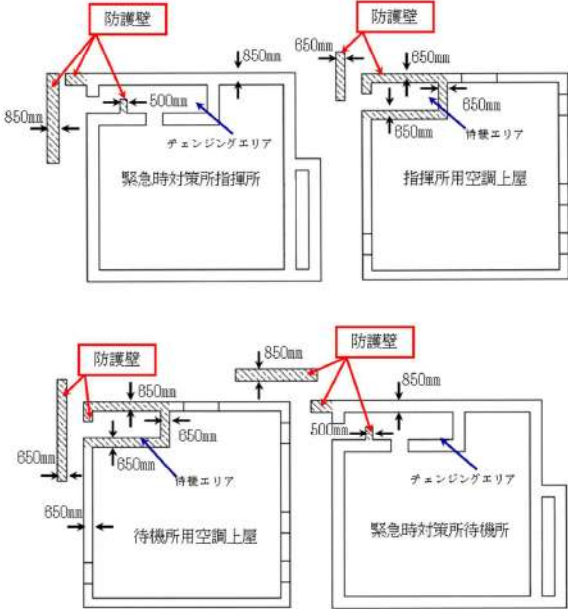
第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 配管その他の貫通部に関する設計</p> <p>緊急時対策所に設ける配管その他の貫通部は、外部の放射線からの遮蔽を考慮し、以下の通り設計する。</p> <p>配管その他の貫通部に関する遮蔽概要図を第1-2図に示す。</p> <p>(a) 配管その他貫通部は、居住エリアに放射線が入射しないよう、人が容易に接近できないような高所に設置する設計とする。</p> <p>(b) 貫通部の隙間は、モルタルを充填する等の措置を実施し、放射線流入を可能な限り防止する設計とする。</p> <p>(c) 配管その他の貫通部については、迷路構造の遮へいを追加して、可能な限り外部放射線源を直接見込まない設計とする。</p> <p>代表例として、配管貫通部について以下に示す、電線管等貫通部についても同様の設計をしている。</p> <div data-bbox="73 821 680 1101" data-label="Image"> <p>第1-2図 配管その他の貫通部に関する遮蔽概要</p> </div>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>(3) 配管その他の貫通部に関する設計</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に設ける配管その他の貫通部は、外部の放射線からの遮蔽を考慮し、以下の通り設計する。</p> <p>配管その他の貫通部に関する遮蔽概要図を図5.11-2に示す。</p> <p>a. 配管その他貫通部は、居住エリアに放射線が入射しないよう、人が容易に接近できないような高所に設置する設計とする。</p> <p>b. 貫通部の隙間は、鉛毛処理等の措置を実施し、放射線流入を可能な限り防止する設計とする。</p> <p>c. 配管その他の貫通部については、迷路構造の遮蔽を追加して、可能な限り外部放射線源を直接見込まない設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内の壁面上部の貫通部の一部に850mm以上の遮蔽厚を確保できない箇所があるものの、高所かつ配管等が設置され要員が寄り付き難く、当該貫通部の隙間は鉛毛処理の措置を実施することで放射線流入を可能な限り防止することから要員に対する影響は小さいが、当該箇所付近には接近禁止表示により注意喚起を施す。</p> <div data-bbox="1323 810 1928 1417" data-label="Image"> <p>図 5.11-2 配管その他の貫通部に関する遮蔽概要</p> </div>	<p>【女川】 記載充実（大飯参照）</p> <p>・設計の相違 泊は主に鉛毛処理であり、比較表「3. 遮蔽設計について」においても鉛毛処理と記載しているため、大飯と記載に相違があるが、遮蔽材であることに相違なし。</p> <p>・設計の相違 泊には壁面上部の貫通部の一部に850mm以上の遮蔽厚を確保できない箇所があるものの、当該貫通部の隙間には当該壁の遮蔽能力に相当する鉛毛処理の措置を実施していることから、十分な遮蔽能力を有した設計であることに相違なし。</p> <p>・記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(4) 出入口からのストリーミング線の評価</p> <p>緊急時対策所の出入口と対面する空調上屋との距離が長く散乱面積が大きくなり評価結果が厳しくなる緊急時対策所待機所出入口外側からのストリーミング線による線量は、SCATTERINGコードを用いて評価した結果、約0.2mSv (7日間積算)となる。</p> <p>また、当該結果からチェンジングエリア内中心における線量率は、簡易計算法である一般的なアルベド方式 (微分線量アルドはChilton とHuddrestonの経験式を用いて計算)を用いて評価した結果、7日間平均で約0.0002μSv/hとなる。</p> <p>このため、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所中心におけるストリーミング線による影響は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の出入口が3号炉原子炉格納容器を直接見込むことができないこと、ストリーミング線はチェンジングエリア内で1回以上散乱し緊急時対策所中心に到達すること及び距離による減衰が生じることから十分に小さい。</p> <p>上空より (3号炉原子炉格納容器からのスカイシャイン線)^{※1}</p>  <p>※1 3号炉原子炉格納容器は直接見込めないため、直接線による影響は考慮しない ※2 緊急時対策所待機所の評価結果が安全側であることから待機所側で代表した。</p> <p>図5.11-3 チェンジングエリアの散乱線 (概念図)</p> <p>上空より (3号炉原子炉格納容器からのスカイシャイン線)</p>  <p>緊急時対策所中心の線量は複数回の散乱及び距離の減衰により0.0002μSv/h以下となる。</p> <p>図 5.11-4 緊急時対策所エリア中心の散乱線 (概念図)</p>	<p>【女川】【大飯】 記載充実</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(5) 防護壁の設置</p> <p>緊急時対策所へのストリーミング線による影響は十分に小さいものの、緊急時対策所のチェンジングエリア及び空調上屋の待機エリアの線量率の低減及び要員の更なる被ばく低減を目的とし、図5.11-5のとおり、緊急時対策所及び空調上屋に防護壁を設置する。</p>  <p>図5.11-5 防護壁の設置場所</p>	<p>【女川】【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計の相違 <p>建屋壁厚確保により緊急時対策所で活動する要員の被ばく線量は十分に小さくなるが、更なる被ばく低減を目的に防護壁を設置する設計としている。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>5.12 緊急時対応センター（1号、2号及び3号炉共用）について</p> <p>泊発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）（平成26年3月7日）の補正により、緊急時対応センター（1号、2号及び3号炉共用）内に設けるとした緊急時対策所（1号、2号及び3号炉共用）の位置付けを以下に示す。</p> <p>泊発電所の敷地内に緊急時対応センター（1号、2号及び3号炉共用）を設置する。</p> <p>緊急時対応センター（1号、2号及び3号炉共用）内には、新たに緊急時対策所（1号、2号及び3号炉共用）を設け、現在申請中の緊急時対策所を廃止する。</p> <p>緊急時対策所の機能移転並びに緊急時対策所（1号、2号及び3号炉共用）の収容人員及び建屋規模等の基本仕様は、泊発電所1号及び2号炉の原子炉設置変更許可申請書の審査にて示す。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>【泊】記載充実 泊独自の資料であるため、先行電力には比較対象となる資料は無い。</p>


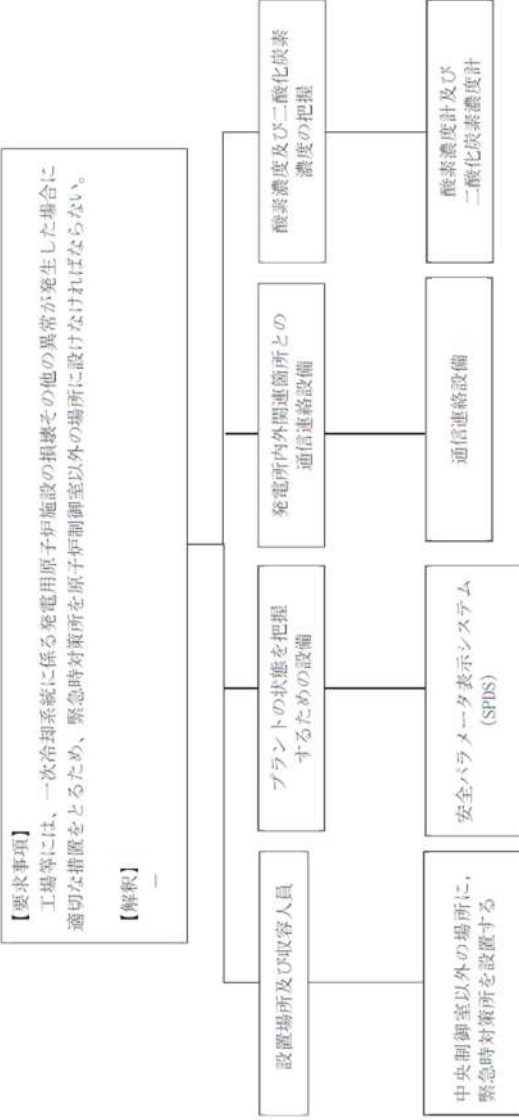
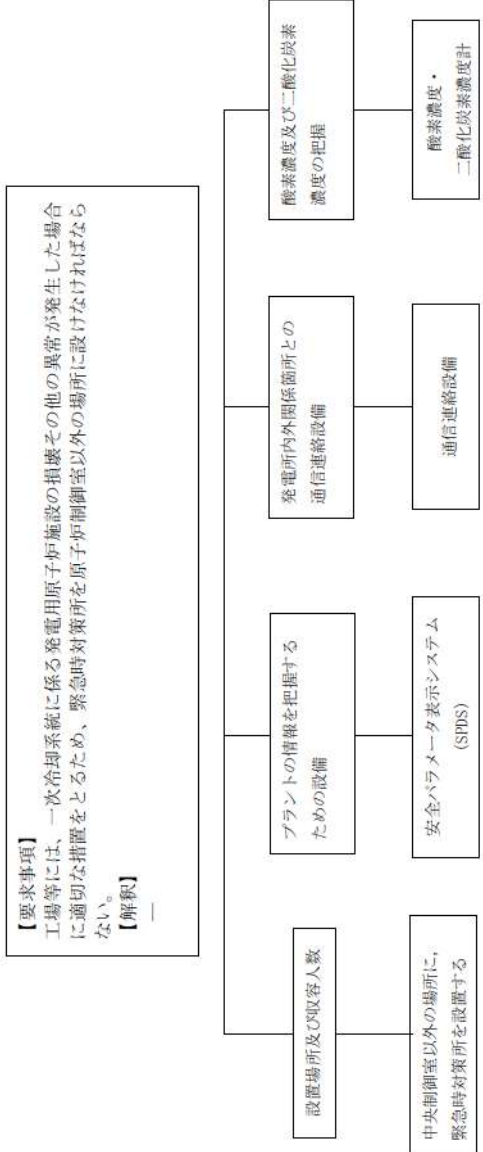
泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添2）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別添2</p> <p style="text-align: center;">大飯発電所3号炉及び4号炉</p> <p style="text-align: center;">技術的能力説明資料 緊急時対策所</p>	<p style="text-align: right;">別添2</p> <p style="text-align: center;">運用、手順説明資料 緊急時対策所</p>	<p style="text-align: right;">別添2</p> <p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p> <p style="text-align: center;">運用、手順説明資料 緊急時対策所</p>	<p>【女川】 ・資料名称の相違</p> <p>【大飯】 女川及び泊の他条文との 整合（記載統一）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">第34条 緊急時対策所</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>【要求事項】 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。 【解釈】 —</p> </div> 	<p style="text-align: center;">34条 緊急時対策所</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>【要求事項】 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。 【解釈】 —</p> </div> 	<p style="text-align: center;">34条 緊急時対策所</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>【要求事項】 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。 【解釈】 —</p> </div> 	<p style="text-align: center;">相違理由</p> <p style="text-align: center;">【女川】 表構成の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
<p style="text-align: center;">技術的能力に係る運用対策等 (設計基準)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">設置許可基準対象条文</td> <td style="width: 25%;">対象項目</td> <td style="width: 25%;">区分</td> <td style="width: 25%;">運用対策等</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第34条 緊急時対策所</td> <td rowspan="4">緊急時対策所</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守・点検</td> <td>緊急時対策所に要求される機能を維持するため、保守計画に基づき適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練</td> <td>保守管理に関する教育を定期的に行う。</td> </tr> </table>	設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等	第34条 緊急時対策所	緊急時対策所	運用・手順	—	体制	—	保守・点検	緊急時対策所に要求される機能を維持するため、保守計画に基づき適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。	教育・訓練	保守管理に関する教育を定期的に行う。	<p style="text-align: center;">表1 技術的能力に係る運用対策等 (設計基準)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">設置許可基準対象条文</td> <td style="width: 25%;">対象項目</td> <td style="width: 25%;">区分</td> <td style="width: 25%;">運用対策等</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第34条 緊急時対策所</td> <td rowspan="4">緊急時対策所</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守・点検</td> <td>・緊急時対策所に要求される機能を維持するため、保守計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練</td> <td>・保守・点検に関する教育を定期的に行う。</td> </tr> </table>	設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等	第34条 緊急時対策所	緊急時対策所	運用・手順	—	体制	—	保守・点検	・緊急時対策所に要求される機能を維持するため、保守計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。	教育・訓練	・保守・点検に関する教育を定期的に行う。	<p style="text-align: center;">表1 運用、手順に係る対策等 (設計基準)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">設置許可基準対象条文</td> <td style="width: 25%;">対象項目</td> <td style="width: 25%;">区分</td> <td style="width: 25%;">運用対策等</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第34条 緊急時対策所</td> <td rowspan="4">緊急時対策所</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守・点検</td> <td>・緊急時対策所に要求される機能を維持するため、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練</td> <td>・保守・点検に関する教育を定期的に行う。</td> </tr> </table>	設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等	第34条 緊急時対策所	緊急時対策所	運用・手順	—	体制	—	保守・点検	・緊急時対策所に要求される機能を維持するため、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。	教育・訓練	・保守・点検に関する教育を定期的に行う。	<p>【大飯】【女川】 表題の相違 泊の他条文との整合 (記載等)</p>
設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等																																										
第34条 緊急時対策所	緊急時対策所	運用・手順	—																																										
		体制	—																																										
		保守・点検	緊急時対策所に要求される機能を維持するため、保守計画に基づき適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。																																										
		教育・訓練	保守管理に関する教育を定期的に行う。																																										
設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等																																										
第34条 緊急時対策所	緊急時対策所	運用・手順	—																																										
		体制	—																																										
		保守・点検	・緊急時対策所に要求される機能を維持するため、保守計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。																																										
		教育・訓練	・保守・点検に関する教育を定期的に行う。																																										
設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等																																										
第34条 緊急時対策所	緊急時対策所	運用・手順	—																																										
		体制	—																																										
		保守・点検	・緊急時対策所に要求される機能を維持するため、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。																																										
		教育・訓練	・保守・点検に関する教育を定期的に行う。																																										

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	DB35-9 r.9.0
提出年月日	令和5年6月30日

泊発電所3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表

第35条 通信連絡設備

令和5年6月

北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

比較結果等を取りまとめた資料1. 最新審査実績を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)

1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した事項

- a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし
- b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：あり（4件）
 - ・中央制御室に保管する衛星電話設備（固定型）の電源構成を以下のとおり変更。

変更前：充電式電池

変更後：非常用電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計。

- ・電力保安通信用電話設備のうち保安電話（FAX）を中央制御室及び緊急時対策所指揮所に設置することに変更しました。
 - ・無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）を中央制御室及び緊急時対策所指揮所に設置することに変更しました。
 - ・無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）の保管場所を屋外（車両内）及び緊急時対策所待機所内から、中央制御室及び緊急時対策所待機所内に変更しました。
- c. 他社審査会合の指摘事項を確認した結果、変更したもの：なし

1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載を充実を行った事項

- a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし
- b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：あり
 - ・全体を女川2号炉まとめ資料と同じ構成に合わせた。
 - ・2.19 通信連絡設備【62条】添付資料を追加。
- c. 他社審査会合の指摘事項を確認した結果、変更したもの：なし

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

2. 女川2号まとめ資料との比較結果の概要

2-1) 設備名称・用語等の相違（以下については、相違理由欄に相違理由を記載しない。）

No.	大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	備考
1	運転指令設備（警報装置を含む） ・送受話器・スピーカー	送受話設備（ページング）（警報装置を含む。） ・ハンドセット・スピーカー	運転指令設備（警報装置を含む。） ・ハンドセット・スピーカー	設備名称の相違
2	電力保安通信用電話設備 ・保安電話（固定） ・保安電話（携帯） ・（記載なし） ・（記載なし） ・衛星保安電話	電力保安通信用電話設備 ・固定電話機 ・PHS 端末 ・FAX ・（記載なし） ・衛星保安電話（固定型）	電力保安通信用電話設備 ・保安電話（固定） ・保安電話（携帯） ・保安電話（FAX） ・専用電話 ・衛星保安電話	設備名称の相違 赤字部は、設備の相違①及び②参照
3	（記載なし）	（記載なし）	テレビ会議システム（指揮所・待機所間）	設備の相違参照 赤字部は、設備の相違③参照
4	インターフォン	（記載なし）	インターフォン	設備の相違参照 赤字部は、設備の相違③参照
5	無線通話装置 ・固定 ・車載	移動無線設備 ・移動無線設備（固定型） ・移動無線設備（車載型）	移動無線設備 ・移動無線設備（固定型） ・移動無線設備（車載型）	設備名称の相違
6	トランシーバー	無線連絡設備 ・無線連絡設備（固定型） ・無線連絡設備（携帯型）	無線連絡設備 ・無線連絡設備（固定型） ・無線連絡設備（携帯型）	設備名称の相違 赤字部は、設備の相違④参照
7	携帯電話	（記載なし）	携帯電話	設備の相違参照 赤字部は、設備の相違⑤参照
8	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 ・TV会議システム ・IP電話 ・IP-FAX （記載なし）	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 ・テレビ会議システム ・IP電話 ・IP-FAX	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 ・テレビ会議システム ・IP電話 ・IP-FAX	設備名称の相違
9	（記載なし）	専用電話設備 ・専用電話設備（地方公共団体向けホットライン） ・（記載なし）	専用電話設備 ・専用電話設備（固定型） ・専用電話設備（FAX）	設備名称の相違 赤字部は、設備の相違⑥参照
10	加入電話設備 ・固定電話 ・FAX	局線加入電話設備 ・加入電話機 ・加入FAX	加入電話設備 ・加入電話機 ・加入FAX	設備名称の相違
11	・（記載なし） ・衛星電話（固定） ・衛星電話（携帯）	衛星電話設備 ・（記載なし） ・衛星電話設備（固定型） ・衛星電話設備（携帯型）	衛星電話設備 ・衛星電話設備（FAX） ・衛星電話設備（固定型） ・衛星電話設備（携帯型）	設備名称の相違 赤字部は、設備の相違⑥参照
12	データ伝送設備（発電所内） ・安全パラメータ表示システム（SPDS） ・（記載なし） ・SPDS表示装置	安全パラメータ表示システム（SPDS） ・データ収集装置 ・SPDS伝送装置 ・SPDS表示装置	データ伝送設備（発電所内） ・データ収集計算機 ・（記載なし） ・データ表示端末	設備名称の相違 赤字部は、設備の相違⑩参照
13	データ伝送設備（発電所外） ・安全パラメータ伝送システム ・安全パラメータ表示システム（SPDS）	データ伝送設備 ・SPDS伝送装置 ・（記載なし）	データ伝送設備（発電所外） ・ERSS伝送サーバ ・データ収集計算機	設備名称の相違 赤字部は、設備の相違⑩参照
14	通信設備（発電所内）	通信連絡設備（発電所内）	通信連絡設備（発電所内）	総称の相違
15	通信設備（発電所外）	通信連絡設備（発電所外）	通信連絡設備（発電所内）	総称の相違
16	非常用所内電源 ・ディーゼル発電機	非常用交流電源設備（非常用所内電源設備） ・非常用ディーゼル発電機	非常用電源設備 ・ディーゼル発電機	設備名称の相違
17	空冷式非常用発電装置	常設代替交流電源設備 ・ガスタービン発電機	常設代替交流電源設備 ・代替非常用発電機	設備名称の相違

上記表は、35条、62条、1.19共通で使用している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

2-1) 設備名称・用語等の相違（以下については、相違理由欄に相違理由を記載しない。）

No.	大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	備考
18	電源車	可搬型代替交流電源設備 ・電源車	可搬型代替交流電源設備 ・可搬型代替電源車	設備名称の相違
19	電源車（緊急時対策所用）	緊急時対策所用代替交流電源設備 ・電源車（緊急時対策所用）	緊急時対策所用代替交流電源設備 ・緊急時対策所用発電機	設備名称の相違
20	充電電池	充電式電池	充電式電池	設備名称の相違
21	基準地震動	基準地震動 Ss	基準地震動	呼称の相違（他条文との整合）
22	事故一斉放送装置	（記載なし）	（記載なし）	赤字部は、設備の相違⑩参照
23	緊急時対策所	緊急時対策所 緊急時対策建屋	緊急時対策所 緊急時対策所指揮所 緊急時対策所待機所	建屋名称の相違

上記表は、35条、62条、1.19 共通で使用している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

2-2) 設備又は設計方針の相違（以下については相違理由欄に相違No. を記載する）

項目	大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
① 電力保安通信用電話設備のうちFAXの有無	記載なし	電力保安通信用電話設備のうちFAX 設置場所：中央制御室及び緊急時対策所	電力保安通信用電話設備のうち保安電話（FAX） 設置場所：中央制御室及び緊急時対策所指揮所	・大飯3/4号炉では電力保安通信用電話設備のうちFAXを中央制御室及び緊急時対策所に設置していない。
② 電力保安通信用電話設備のうち専用電話の有無	記載なし	記載なし	電力保安通信用電話設備のうち専用電話 設置場所：中央制御室	・泊3号炉では、地元消防と中央制御室との連絡用にホットラインとなる専用電話を設置している（島根2号炉と同様）。
③ テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンの有無	インターフォン 設置場所：緊急時対策所	記載なし	テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォン 設置場所：緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所	・泊3号炉では、インターフォン及びテレビ会議システム（指揮所・待機所間）を、指揮所、待機所間を往來することなく、十分なコミュニケーションを可能にする目的で設置している。（インターフォンは、高浜3/4号炉及び大飯3/4号炉と同様）
④ 無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）の有無	記載なし	無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型） 設置場所：中央制御室及び緊急時対策所	無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型） 設置場所：中央制御室及び緊急時対策所指揮所	・大飯3/4号炉では無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）を設置していない。
⑤ 携帯電話の有無	携帯電話	記載なし	携帯電話	・緊急時対策所内における初動対応上、多様性を確保するのに必要と判断して緊急時対策所内にて利用可能としている。
⑥ 衛星電話設備のうち衛星電話設備（FAX）の有無	記載なし	記載なし	衛星電話設備のうち衛星電話設備（FAX） 設置場所：緊急時対策所指揮所	・緊急時対策所内における初動対応上、多様性を確保するのに必要と判断して緊急時対策所内にて利用可能としている（柏崎6/7号炉と同様）。
⑦ 衛星電話設備（携帯型）の保管場所の相違	衛星電話（携帯） 保管場所：緊急時対策所	衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型） 保管場所：緊急時対策所	衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型） 保管場所：中央制御室及び緊急時対策所指揮所	・泊3号炉では、災害対策要員が初動で中央制御室に集合することから、動線を考慮し衛星電話設備（携帯型）を中央制御室にも保管している。なお、その利用目的は、給水準備作業などにおける現場の発電所対策要員と発電所災害対策本部または中央制御室間の連絡である。
⑧ 無線連絡設備（携帯型）の保管場所の相違	トランシーバー 保管場所：緊急時対策所	無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型） 保管場所：中央制御室及び緊急時対策所	無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型） 保管場所：中央制御室及び緊急時対策所待機所	・大飯3/4号炉ではトランシーバーを中央制御室に保管していない。
⑨ 携行型通話装置の保管場所の相違	携行型通話装置 保管場所：原子炉補助建屋及び緊急時対策所	携行型通話装置 保管場所：中央制御室	携行型通話装置 保管場所：中央制御室及び原子炉補助建屋	・泊3号炉では、中央制御室内の保管スペースの関係から、中央制御室内及び原子炉補助建屋（中央制御室付近）に携行型通話装置を保管している（島根2号炉と同様）。

上記表は、35条、62条、1.19 共通で使用している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2-2) 設備又は設計方針の相違（以下については相違理由欄に相違 No. を記載する）

項目	大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
⑩ データ伝送設備（発電所内）の構成の相違	<p>■発電所内のデータ伝送設備（データ伝送設備（発電所内））</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全パラメータ表示システム 設置場所：3号及び4号炉原子炉補助建屋内 SPDS 表示装置 設置場所：緊急時対策所内 	<p>■発電所内のデータ伝送設備（安全パラメータ表示システム (SPDS)）</p> <ul style="list-style-type: none"> データ収集装置 設置場所：制御建屋内 SPDS 伝送装置 設置場所：緊急時対策所内 SPDS 表示装置 設置場所：緊急時対策所内 	<p>■発電所内のデータ伝送設備（データ伝送設備（発電所内））</p> <ul style="list-style-type: none"> データ収集計算機 設置場所：3号炉原子炉補助建屋内 データ表示端末 設置場所：緊急時対策所指揮所内 	<ul style="list-style-type: none"> 泊 3 号炉では、表示端末が収集部に当たる「データ収集計算機」と接続されているが、女川 2 号炉では、表示端末がサーバ部に当たる「SPDS 伝送装置」と接続されている。そのため、女川 2 号炉では SPDS 伝送装置を「発電所内のデータ伝送設備」「発電所外のデータ伝送設備」で共有している。 泊 3 号炉では、データ収集計算機を「発電所内のデータ伝送設備」「発電所外のデータ伝送設備」で共有している。 女川 2 号炉と泊 3 号炉で、機器構成、設置位置、電源構成、設備の役割に相違があるが、緊急時対策所におけるデータ表示の機能に相違はない。 なお、大飯 3/4 号炉と泊 3 号炉で、機器構成、設置位置、設備の役割は同じ。
⑪ データ伝送設備（発電所外）の構成の相違	<p>■発電所外のデータ伝送設備（データ伝送設備（発電所外））</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全パラメータ伝送システム 設置場所：3号及び4号炉原子炉補助建屋内 安全パラメータ表示システム 設置場所：3号及び4号炉原子炉補助建屋内 	<p>■発電所外のデータ伝送設備（データ伝送設備）</p> <ul style="list-style-type: none"> SPDS 伝送装置 設置場所：緊急時対策所内 	<p>■発電所外のデータ伝送設備（データ伝送設備（発電所外））</p> <ul style="list-style-type: none"> ERSS 伝送サーバ 設置場所：3号炉原子炉補助建屋内 データ収集計算機 設置場所：3号炉原子炉補助建屋内 	<ul style="list-style-type: none"> 泊 3 号炉では、発電所外の緊急時対策支援システム (ERSS) へ必要なデータを伝送できる設備として、ERSS 伝送サーバに加え、データの収集部にあたるデータ収集計算機を含め、「データ伝送設備（発電所外）」と呼称している。 女川 2 号炉では、発電所外の緊急時対策支援システム (ERSS) へ必要なデータを伝送できる設備として、SPDS 伝送装置のみで「データ伝送設備」と呼称している。 女川 2 号炉と泊 3 号炉で、機器構成、設置位置、電源構成、設備の役割に相違があるが、ERSS への伝送機能に相違はない。 なお、大飯 3/4 号炉と泊 3 号炉で、機器構成、設置位置、設備の役割は同じ。
⑫ 中央制御室待避所の有無	記載なし	中央制御室待避所	記載なし	<ul style="list-style-type: none"> 女川ではフィルタベント操作によるブルーム発生に備え設置している。泊では当該操作はなく、中央制御室退避所及び、その内部で活動を行うための設備はない。

上記表は、35 条、62 条、1.19 共通で使用している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

2-2) 設備又は設計方針の相違（以下については相違理由欄に相違No. を記載する）

項目	大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
⑬ 通信連絡設備の電源構成の相違	ディーゼル発電機又は電源車(緊急時対策所用) (DB)	非常用交流電源設備	非常用電源設備	・大飯3/4号炉では、設計基準事故時において緊急時対策所に設置する通信連絡設備への電源は多様性を確保している。(泊3号炉は女川同様非常用電源設備のみ)
⑭ インターフォンの電源の相違	インターフォンの電源 乾電池	記載なし	インターフォンの電源 緊急時対策所用代替交流電源設備	・インターフォン機種の相違による。
⑮ 緊急時衛星通報システムの有無	緊急時衛星通報システム	記載なし	記載なし	・大飯3/4号炉は、重大事故等が発生した場合における地方公共団体等への原子力災害特別措置法に基づく通報等を実施できるよう、緊急時対策所に設置しているPCから地方公共団体等へ通報できる緊急時衛星通報システムを設置している。 ・女川2号炉および泊3号炉は、緊急時対策所に設置している衛星電話設備(固定型)により通報できる(伊方3号炉および川内1/2号炉と同様)。また、泊3号炉は衛星電話設備(FAX)を設置しており、これによる通報も可能。
⑯ 衛星電話(可搬)の有無	衛星電話(可搬)	記載なし	記載なし	・大飯3/4号炉は、重大事故等が発生した場合における地方公共団体等への原子力災害特別措置法に基づく通報等を実施できるよう、衛星アンテナが可搬できる衛星電話設備を設置又は保管している。 ・女川2号炉および泊3号炉は、緊急時対策所に設置している衛星電話設備(固定型)により通報できる(伊方3号炉および川内1/2号炉と同様)。また、泊3号炉は衛星電話設備(FAX)を設置しており、これによる通報も可能。
⑰ 事故一斉放送装置の有無	事故一斉放送装置の有無	記載なし	記載なし	・大飯3/4号炉は、設計基準事故時にスピーカーにて一斉放送をする警報装置を準備している。 ・泊発電所3号炉は、警報機能の機能を有する運転指令設備(警報装置を含む。)のスピーカーにて一斉放送する機能を有している。(伊方3号炉、女川2号炉、柏崎6/7号炉、東海第二、島根2号炉と同様)
⑱ 専用電話装置のうちFAXの有無	記載なし	専用電話設備 記載なし	専用電話設備 専用電話設備(FAX)	・泊発電所3号炉は、地方公共団体へのFAX送付の多様性を確保する目的で専用電話設備のうち専用電話装置(FAX)を設置している。(伊方3号炉と同様)

上記表は、35条、62条、1.19共通で使用している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2-2) 設備又は設計方針の相違（以下については相違理由欄に相違No. を記載する）

項目	大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
⑬ 緊急時対策所の構成の相違	<p>緊急時対策所は、1 号炉及び 2 号炉原子炉補助建屋内に指揮所及び待機場所を設ける。</p> <p>【柏崎刈羽 6 / 7 号炉の記載】</p> <p>5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)及び 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) から構成される設計とする。</p> <p>5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所は 5 号炉原子炉建屋に設置する設計とする。</p>	<p>緊急時対策所は、緊急対策室及び SPDS 室から構成される設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、緊急時対策建屋に設置する設計とする。</p>	<p>緊急時対策所は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所から構成する設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、それぞれ独立した建屋を敷地高さ T.P. 39m に設置する設計とする。</p>	<p>・泊発電所 3 号炉の緊急時対策所は、緊急時対策所指揮所と緊急時対策所待機所の 2 棟から構成し、緊急時対策所指揮所に指示を行う要員を収容し、緊急時対策所待機所には現場作業を行う要員を収容する。</p> <p>(緊急時対策所を指揮所と待機所に分割し、要員の収容所として待機所を運用している点は、柏崎 6 / 7 号炉の緊急時対策所(対策本部)および緊急時対策所(待機場所)と同様)</p>

上記表は、35 条、62 条、1.19 共通で使用している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2-3) 記載方針の相違（以下については相違理由欄に相違 No. を記載する）

項目	大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
① 泊発電所 3 号炉が緊急時対策所と記載する場合	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所 <p>【柏崎刈羽 6 / 7 号炉の記載】</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所 	<p>柏崎刈羽発電所は、複数の緊急時対策所を設置しているため、柏崎刈羽 6 / 7 号炉の緊急時対策所として申請する対象を「5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所」と記載し、対象を明確化している。</p> <p>泊発電所 3 号炉は、設置する緊急時対策所はひとつのみであるため、「緊急時対策所」と記載し、号炉と建物を区別しないで記載する。（女川発電所 2 号炉と同様）</p> <p>また、条文要求事項に対する設計方針を示す場合や、手順の題名等を指す場合、「緊急時対策所」と記載する。</p> <p>なお、柏崎刈羽 6 / 7 号炉も条文要求事項に対する設計方針を示す場合や、手順の題名等を指す場合、「5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所」以外に「緊急時対策所」という記載を用いている場合がある。</p>
② 泊発電所 3 号炉が緊急時対策所指揮所又は緊急時対策所待機所と記載する場合	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所 緊急時対策所指揮所 緊急時対策所待機場所 <p>【柏崎刈羽 6 / 7 号炉の記載】</p> <ul style="list-style-type: none"> 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所、5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）又は 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所） 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所 緊急時対策所指揮所 緊急時対策所待機所 	<p>泊発電所 3 号炉は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の 2 棟から構成する設計であり、具体的に設置、保管、通信又は操作がいずれの棟が該当するのか示す場合、「緊急時対策所指揮所」、「緊急時対策所待機所」又は「緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所」と、その棟を区別して記載する。</p> <p>なお、柏崎刈羽 6 / 7 号炉も対策本部又は待機場所について具体的に示す必要がある場合、「5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）」又は「5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）」という記載を用いている。</p>

上記表は、35 条、62 条、1.19 共通で使用している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第35条：通信連絡設備</p> <p><目次></p> <p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>1.2 追加要求事項に対する適合性</p> <p>(1) 位置、構造及び設備</p> <p>(2) 安全設計方針</p> <p>(3) 適合性説明</p> <p>1.3 気象等</p> <p>1.4 設備等（手順等含む）</p> <p>2. 通信連絡設備</p> <p>2.1 通信連絡設備の概要</p> <p>2.1.1 通信連絡設備（発電所内用）の概要</p> <p>2.1.2 通信連絡設備（発電所外用）の概要</p> <p>2.2 多様性を確保した専用通信回線</p> <p>2.3 通信連絡設備の電源及び代替電源設備</p>	<p>第35条：通信連絡設備</p> <p><目次></p> <p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>1.2 追加要求事項に対する適合方針</p> <p>1.3 気象等</p> <p>1.4 設備等（手順等含む）</p> <p>2. 通信連絡設備</p> <p>2.1 通信連絡設備の概要</p> <p>2.2 警報装置及び通信連絡設備（発電所内）</p> <p>2.3 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>2.4 安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備</p> <p>2.5 多様性を確保した通信回線</p> <p>2.6 通信連絡設備の電源設備</p>	<p>第35条：通信連絡設備</p> <p><目次></p> <p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>1.2 追加要求事項に対する適合性</p> <p>(1) 位置、構造及び設備</p> <p>(2) 安全設計方針</p> <p>(3) 適合性説明</p> <p>1.3 気象等</p> <p>1.4 設備等（手順等含む）</p> <p>2. 通信連絡設備</p> <p>2.1 通信連絡設備の概要</p> <p>2.2 警報装置及び通信連絡設備（発電所内）</p> <p>2.3 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>2.4 データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）</p> <p>2.5 多様性を確保した通信回線</p> <p>2.6 通信連絡設備の電源設備</p>	<p>【女川】記載方針の相違・記載の充実</p> <p>【大阪】記載表現の相違（女川審査実績の反映） ・大阪では、当章にて警報装置の概要も説明している。</p> <p>【大阪】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・大阪では、2.1.1及び2.1.2にデータ伝送設備の説明を記載している。</p> <p>【大阪】記載表現の相違（女川審査実績の反映） ・泊は、大阪同様、外部との通信回線について記載している。（女川同様）</p> <p>【大阪】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.4 緊急時対策所の通信連絡設備及びSPDSデータ表示に係る耐震性</p> <p>【比較のため順番を変更して記載】</p> <p>3. 技術的能力説明資料 (別添資料) 通信連絡設備</p> <p>(参考資料) 参考1. 通信連絡設備の一覧 参考2. 機能毎に必要な通信連絡設備 参考3. 携行型通話装置等の使用方法及び使用場所</p> <p>【比較のため順番を変更して記載】</p> <p>参考7. 加入電話システムの構成</p>	<p>3. 別添 別添 女川原子力発電所2号炉 運用、手順説明資料 通信連絡設備</p> <p>4. 参考 参考1 通信連絡設備の一覧 参考2 機能ごとに必要な通信連絡設備 参考3 携行型通話装置等の使用方法及び使用場所</p> <p>参考4 加入電話システムの構成</p>	<p>2.7 緊急時対策所の通信連絡設備及びSPDSパラメータ表示に係る耐震性</p> <p>3. 運用、手順説明資料 別添 泊発電所3号炉 運用、手順説明資料 通信連絡設備</p> <p>4. 参考 参考1 通信連絡設備の一覧 参考2 機能ごとに必要な通信連絡設備 参考3 携行型通話装置等の使用方法及び使用場所</p> <p>参考4 加入電話システムの構成</p>	<p>【女川】記載方針の相違 (大飯審査実績の反映) ・女川は参考資料の参考8に耐震措置について記載している。泊は、大飯審査実績を踏まえ、本項を記載しつつ、女川審査実績を踏まえ参考8にも耐震措置について記載している。 なお、メーカ設計が同様である大飯の耐震性確保の範囲は泊と同様である。</p> <p>【大飯】【女川】記載表現の相違 他条文との記載の横並び</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) ・大飯：技術的能力、女川・泊：運用、手順 実質的な相違なし。以降同様の記載箇所については相違理由記載を省略する。</p> <p>【大飯】【女川】記載表現の相違 ・申請プラント名称の相違。以降、同様の記載箇所については、相違理由記載を省略する。</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・大飯では参考7に記載</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>参考4. 緊急時対策所のSPDS表示装置</p>	<p>参考5 緊急時対策所におけるSPDS表示装置</p>	<p>参考5 緊急時対策所におけるデータ表示端末</p>	<p>【女川】記載表現の相違 ・データ伝送に関する参考資料のため、泊はデータ伝送設備（発電所内）とデータ伝送設備（発電所外）を合わせて説明している。</p>
<p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</p>			
<p>参考4 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所におけるSPDS表示装置</p>			<p>【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p>
<p>参考5. SPDSバックアップラインで確認できるパラメータリスト</p>	<p>参考6 安全パラメータ表示システム(SPDS)のデータ伝送概要と確認できるパラメータ</p>	<p>参考6 データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）のデータ伝送概要と確認できるパラメータ</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・記載内容に合わせた資料名の相違 ・記載箇所の相違。大飯では参考5に記載</p>
<p>【比較のため順番を変更して記載】</p>	<p>参考7 過去のプラントパラメータ閲覧について</p>	<p>参考7 過去のプラントパラメータ閲覧について</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p>
<p>参考8. 緊急時対策所のSPDSデータ表示に係る耐震性</p>	<p>参考8 緊急時対策所の通信連絡設備に係る耐震措置について</p>	<p>参考8 緊急時対策所の通信連絡設備に係る耐震措置について</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊の参考8に大飯の参考8及び参考9の内容を記載</p>
<p>参考9. 緊急時対策所の通信連絡設備の耐震性</p>			<p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p>
<p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</p>			
<p>参考7 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の通信連絡設備に係る耐震措置について</p>			<p>【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p>
<p>【比較のため順番を変更して記載】</p>	<p>参考9 緊急時対策所における通信連絡設備の電源について</p>	<p>参考9 緊急時対策所における通信連絡設備の電源について</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・記載箇所の相違。大飯では参考6に記載</p>
<p>参考6. 緊急時対策所の通信連絡設備電源</p>			
<p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</p>			
<p>参考8 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所における通信連絡設備の電源について</p>			<p>【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>参考11. データ伝送設備（発電所内、発電所外）の設備分類</p> <p>参考13. トランシーバーの仕様</p>		<p>参考15. データ伝送設備（発電所内、発電所外）の設備分類</p> <p>参考16. 無線連絡設備（携帯型）の主要仕様</p> <p>参考17. 可搬型重大事故対処設備としている通信連絡設備の予備機保有台数と考え方</p>	<p>【女川】記載方針の相違 ・記載の充実</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・記載の充実</p> <p>【大阪】【女川】記載方針の相違 ・2016年度ヒアリングコメントの反映（記載の充実）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">＜概要＞</p> <p>1. において、設計基準事故対処設備の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それらの要求に対する大飯発電所3号及び4号炉における適合性を示す。</p> <p>2. において、設計基準事故対処設備について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。</p> <p>3. において、追加要求事項に適合するための技術的能力（手順等）を抽出し、必要となる運用対策等を整理する。</p>	<p style="text-align: center;">＜概要＞</p> <p>1. において、設計基準事故対処設備の設置許可基準規則、技術基準規則の要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する女川原子力発電所における適合性を示す。</p> <p>2. において、設計基準事故対処設備について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。</p> <p>3. において、追加要求事項に適合するための運用、手順等を抽出し、必要となる対策等を整理する。</p>	<p style="text-align: center;">＜概要＞</p> <p>1. において、設計基準事故対処設備の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する泊発電所3号炉における適合性を示す。</p> <p>2. において、設計基準事故対処設備について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。</p> <p>3. において、追加要求事項に適合するための運用、手順等を抽出し、必要となる運用対策を整理する。</p>	<p>【大飯】【女川】女川及び泊の他条文との整合（記載統一）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
<p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>通信連絡設備について、設置許可基準規則第35条及び第62条並びに技術基準規則第47条及び第77条において、追加要求事項を明確化する。(表1)</p> <p>表1 設置許可基準規則第35条及び第62条、技術基準規則第47条及び第77条 要求事項</p>	<p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>通信連絡設備について、設置許可基準規則第35条及び技術基準規則第47条において、追加要求事項を明確化する。(第1.1-1表)</p> <p>第1.1-1表 設置許可基準規則第35条及び技術基準規則第47条 要求事項</p>	<p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>通信連絡設備について、設置許可基準規則第35条及び技術基準規則第47条において、追加要求事項を明確化する。(第1.1-1表)</p> <p>第1.1-1表 設置許可基準規則第35条、技術基準規則第47条 要求事項</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映） ・重大事故等対処設備の条文(設置許可基準第62条及び技術基準規則第77条)に係る記載については、設置許可基準62条側に記載。</p>																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可基準規則第35条 (通信連絡設備)</th> <th>技術基準規則第47条 (警報装置等)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置（安全施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信連絡設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。</td> <td>4 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。</td> <td>一部追加要求</td> </tr> <tr> <td>2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。</td> <td>5 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を施設しなければならない。</td> <td>追加要求事項</td> </tr> </tbody> </table>	設置許可基準規則第35条 (通信連絡設備)	技術基準規則第47条 (警報装置等)	備考	工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置（安全施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信連絡設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。	4 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。	一部追加要求	2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。	5 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を施設しなければならない。	追加要求事項	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可基準規則第35条 (通信連絡設備)</th> <th>技術基準規則第47条 (警報装置等)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置（安全施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信連絡設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。</td> <td>4 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障の際に発電用原子炉施設内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。</td> <td>一部追加要求事項</td> </tr> <tr> <td>2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。</td> <td>5 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を施設しなければならない。</td> <td>追加要求事項</td> </tr> </tbody> </table>	設置許可基準規則第35条 (通信連絡設備)	技術基準規則第47条 (警報装置等)	備考	工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置（安全施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信連絡設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。	4 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障の際に発電用原子炉施設内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。	一部追加要求事項	2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。	5 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を施設しなければならない。	追加要求事項	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可基準規則第35条 (通信連絡設備)</th> <th>技術基準規則第47条 (警報装置等)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置（安全施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信連絡設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。</td> <td>4 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障の際に発電用原子炉施設内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。</td> <td>一部追加要求事項</td> </tr> <tr> <td>2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。</td> <td>5 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を施設しなければならない。</td> <td>追加要求事項</td> </tr> </tbody> </table>	設置許可基準規則第35条 (通信連絡設備)	技術基準規則第47条 (警報装置等)	備考	工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置（安全施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信連絡設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。	4 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障の際に発電用原子炉施設内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。	一部追加要求事項	2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。	5 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を施設しなければならない。	追加要求事項	
設置許可基準規則第35条 (通信連絡設備)	技術基準規則第47条 (警報装置等)	備考																												
工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置（安全施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信連絡設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。	4 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。	一部追加要求																												
2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。	5 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を施設しなければならない。	追加要求事項																												
設置許可基準規則第35条 (通信連絡設備)	技術基準規則第47条 (警報装置等)	備考																												
工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置（安全施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信連絡設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。	4 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障の際に発電用原子炉施設内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。	一部追加要求事項																												
2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。	5 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を施設しなければならない。	追加要求事項																												
設置許可基準規則第35条 (通信連絡設備)	技術基準規則第47条 (警報装置等)	備考																												
工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置（安全施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信連絡設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。	4 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障の際に発電用原子炉施設内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。	一部追加要求事項																												
2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。	5 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を施設しなければならない。	追加要求事項																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉			女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
設置許可基準規則 第62条（通信連絡を行うために必要な設備）	技術基準規則 第77条（通信連絡を行うために必要な設備）	備考			
<p>発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合において当該発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>【解釈】 1 第62条に規定する「発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。 a) 通信連絡設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とすること。</p>	<p>発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合において当該発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を施設しなければならない。</p> <p>【解釈】 1 第77条に規定する「当該発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。 a) 通信連絡設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とすること。</p>	追加要求事項			<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映） ・重大事故等対処設備の条文（設置許可基準第62条及び技術基準規則第77条）に係る記載については、設置許可基準62条側に記載</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.2 追加要求事項に対する適合性 (1) 位置、構造及び設備 五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 ロ、発電用原子炉施設の一般構造 (3) その他の主要な構造</p> <p>(ad) 通信連絡設備 通信連絡設備は、警報装置、通信設備（発電所内）、データ伝送設備（発電所内）、通信設備（発電所外）、及びデータ伝送設備（発電所外）から構成される。</p> <p>原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から、人が立ち入る可能性のある原子炉補助建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置（安全施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信設備（発電所内）（安全施設に属するものに限る。）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。</p>	<p>1.2 追加要求事項に対する適合方針 (1) 位置、構造及び設備</p> <p>ロ 発電用原子炉施設の一般構造 (3) その他の主要な構造 (i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。 a. 設計基準対象施設 (ad) 通信連絡設備 通信連絡設備は、警報装置、通信連絡設備（発電所内）、安全パラメータ表示システム（SPDS）、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備から構成される。</p> <p>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p>	<p>1.2 追加要求事項に対する適合性 (1) 位置、構造及び設備</p> <p>ロ、発電用原子炉施設の一般構造 (3) その他の主要な構造 (i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。 a. 設計基準対象施設 (ad) 通信連絡設備 通信連絡設備は、警報装置、通信連絡設備（発電所内）、データ伝送設備（発電所内）、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）から構成される。</p> <p>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、原子炉補助建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） ・大飯：原子炉施設、女川泊：発電用原子炉施設 【大飯】【女川】記載表現の相違 ・泊は列挙する代表建屋として原子炉建屋及び原子炉補助建屋を挙げた。 【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） ・大飯：操作、女川・泊必要な操作。 【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・大飯では（安全施設に属するものに限る）と記載しているが、それ以外の所もあることから記載していない（女川同様）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</p> <p>また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p> <p>原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の原子力事業本部、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信設備（発電所外）（安全施設に属するものに限る。）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。</p> <p>通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>これらの通信連絡設備については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p>	<p>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備を設置する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>これらの通信連絡設備については、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p>	<p>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>これらの通信連絡設備については、非常用電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p>	<p>【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） ・大飯：原子炉施設、女川・泊：発電用原子炉施設</p> <p>【大飯】体制の相違 関西電力には美浜町に原子力事業本部がある。</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊では、伝送先がERSSしかないことから「等」は記載していない。</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） 大飯：有線系、無線系又は衛星系回線、女川・泊：有線系回線、無線系回線又は衛星系回線</p> <p>【大飯】【女川】設計方針の相違 泊では、無停電電源（UPSの類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。 【説明資料（2.1～2.3：P4-35-19～28）】</p> <p>五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 × その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備 (3) その他の主要な事項 (vii) 通信連絡設備 通信連絡設備は、警報装置、通信設備（発電所内）、データ伝送設備（発電所内）、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）から構成される。</p> <p>原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉補助建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置である事故一斉放送装置及び多様性を確保した通信設備（発電所内）である運転指令設備、電力保安通信用電話設備等を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内用）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びSPDS表示装置を設置する設計とする。</p>	<p>【説明資料（2.1：P35 条-11,12）（2.2：P35 条-13～15）（2.3：P35 条-16～20）（2.4：P35 条-21,22）（2.5：P35 条-23,24）（2.6：P35 条-25～32）】</p> <p>× その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備 (3) その他の主要な事項 (vii) 通信連絡設備 通信連絡設備は、警報装置、通信連絡設備（発電所内）、安全パラメータ表示システム（SPDS）、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備から構成される。</p> <p>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、送受話器（ページング）（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、移動無線設備、携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備の多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p>	<p>【説明資料（2.1：P35 条-12）（2.2：P35 条-13～15）（2.3：P35 条-16～18）（2.4：P35 条-19）】</p> <p>× その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備 (3) その他の主要な事項 (vii) 通信連絡設備 通信連絡設備は、警報装置、通信連絡設備（発電所内）、データ伝送設備（発電所内）、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）から構成される。</p> <p>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、原子炉補助建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、運転指令設備（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、移動無線設備、携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備の多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映） ・大飯：原子炉施設、女川・泊：発電用原子炉施設</p> <p>【大飯】【女川】記載表現の相違 ・泊は列挙する代表建屋として原子炉建屋及び原子炉補助建屋を挙げた。</p> <p>【大飯】設計方針の相違 ・2-2節参照</p> <p>【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 大飯：通信連絡設備の種類が多いことから、「〇〇等」と記載、女川・泊：「等」とはせずに通信連絡設備（発電所内）該当となる設備を網羅的に記載</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</p> <p>また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム(SPDS)を設置する設計とする。</p> <p>なお、警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の原子力事業本部、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、加入電話、衛星電話（携帯）等の通信設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システムを設置する設計とする。</p>	<p>警報装置、通信連絡設備（発電所内）及び安全パラメータ表示システム(SPDS)については、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備、専用電話設備、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備を設置する設計とする。</p>	<p>警報装置、通信連絡設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、加入電話設備、専用電話設備、衛星電話設備、携帯電話及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。</p>	<p>【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p> <p>【大飯】【女川】設計方針の相違 泊では、無停電電源（UPSの類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） ・大飯：原子炉施設、女川泊：発電用原子炉施設</p> <p>【大飯】体制の相違 ・関西電力には美浜町に原子力事業本部がある。</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・2-2⑤参照</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） 大飯：通信連絡設備を種類が多いことから、「〇〇等」と記載、女川・泊：「等」とはせずに通信連絡設備（発電所外）該当となる設備を網羅的に記載</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊では、伝送先がERSSしかないことから「等」は記載していない</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>なお、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所内）及び緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）を設ける。</p> <p>通信設備（発電所内）として、重大事故等が発生した場合に必要な衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、トランシーバー、携行型通話装置及びインターフォンを設置又は保管する設計とする。衛星電話（固定）は、中央制御室及び緊急時対策所に設置し、衛星電話（携帯）、トランシーバー及びインターフォンは、緊急時対策所に保管し、携行型通話装置は、原子炉補助建屋及び緊急時対策所に保管する設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）は、原子炉補助建屋に設置し、SPDS表示装置を緊急時対策所に設置する設計とする。</p> <p>衛星電話（固定）は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>衛星電話（固定）の電源は、ディーゼル発電機又は電源車（緊急時対策所用）（DB）に加えて、全交流動力電源が喪失した場</p>	<p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p>	<p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、非常用電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） 大飯：有線系、無線系又は衛星系回線、女川・泊：有線系回線、無線系回線又は衛星系回線</p> <p>【大飯】【女川】設計方針の相違 泊では、無停電電源（UPSの類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・女川審査実績を反映し、重大事故等対処設備の条文（設置許可基準第62条及び技術基準規則第77条）に係る記載については、設置許可基準62条側に記載</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>合においても、代替電源設備である空冷式非常用発電装置又は電源車（緊急時対策所用）から給電できる設計とする。</p> <p>衛星電話（携帯）の電源は、充電電池を使用しており、充電電池の残量が少なくなった場合は別の端末と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。</p> <p>トランシーバーの電源は、充電電池又は乾電池を使用しており、充電電池を用いるものについては、充電電池の残量が少なくなった場合は、別の端末と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p>携帯型通話装置及びインターフォンの電源は、乾電池を使用しており、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）については、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p> <p>また、SPDS表示装置については、電源車（緊急時対策所用）（DB）に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である電源車（緊急時対策所用）から給電できる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所外）及び発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）を設ける。</p> <p>通信設備（発電所外）として、重大事故等が発生した場合に必要な衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）、緊急時衛星通報システム及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。衛星電話（固定）は、中央制御室及び緊急時対策所に設置し、衛星電話（携帯）及び衛星電話（可搬）は、緊急時対策所に保管し、緊急時衛星通報システム及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、緊急時対策所に設置する設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所外）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システムは、原子炉補助建屋に設置する設計とする。</p> <p>衛星電話（固定）、衛星電話（可搬）及び緊急時衛星通報システムは、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>衛星電話（固定）の電源は、ディーゼル発電機又は電源車（緊急時対策所用）（DB）に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である空冷式非常用発電装置又は</p>			<p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・女川審査実績を反映し、重大事故等対処設備の条文（設置許可基準第62条及び技術基準規則第77条）に係る記載については、設置許可基準62条側に記載</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>電源車（緊急時対策所用）から給電できる設計とする。</p> <p>衛星電話（携帯）の電源は、充電機を使用しており、充電機の残量が少なくなった場合は、別の端末と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電機は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。</p> <p>衛星電話（可搬）及び緊急時衛星通報システムの電源は、電源車（緊急時対策所用）（DB）に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である電源車（緊急時対策所用）から給電できる設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、電源車（緊急時対策所用）（DB）に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である電源車（緊急時対策所用）から給電できる設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システムについては、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p> <p>緊急時対策支援システム（ERSS）等へのデータ伝送の機能に係る設備及び緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としての、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム、緊急時衛星通報システム及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、固縛又は転倒防止処置を講じ、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>空冷式非常用発電装置については、「ヌ、(2)(v) 代替電源設備」にて記載する。</p> <p>電源車（緊急時対策所用）については、「ヌ、(3)(vi) 緊急時対策所」にて記載する。</p>			<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・女川審査実績を反映し、重大事故等対処設備の条文（設置許可基準第62条及び技術基準規則第77条）に係る記載については、設置許可基準62条側に記載</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>事故一斉放送装置（3号及び4号炉共用） 一式</p>	<p>通信連絡設備の一覧を以下に示す。</p>	<p>通信連絡設備の一覧を以下に示す。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映）</p>
<p>運転指令設備（3号及び4号炉共用）（ヌ、(3)(vi)と兼用） 一式</p>	<p>送受話器（ページング）（警報装置を含む。） （「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>運転指令設備（警報装置を含む。） （「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>【大飯】設計方針の相違 ・2-2⑱記載のとおり。</p>
<p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】 送受話器（警報装置を含む。）（6号及び7号炉共用） （「緊急時対策所」と兼用） 一式</p>			<p>【大飯】設計方針の相違 ・大飯は3号及び4号炉で共用することから（3号及び4号炉共用）と記載</p>
<p>加入電話（3号及び4号炉共用）（ヌ、(3)(vi)と兼用） 一式</p>	<p>局線加入電話設備 （「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>加入電話設備 （「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） ・泊では、分類名で記載</p>
<p>加入ファクシミリ（3号及び4号炉共用）（ヌ、(3)(vi)と兼用） 一式</p>			
<p>携帯電話（3号及び4号炉共用） 一式</p>		<p>携帯電話</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・2-2⑳記載のとおり</p>
<p>電力保安通信用電話設備（3号及び4号炉共用）（ヌ、(3)(vi)と兼用） 一式</p>	<p>電力保安通信用電話設備 （「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>電力保安通信用電話設備 （「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	
<p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】 電力保安通信用電話設備（6号及び7号炉共用） （「緊急時対策所」と兼用） 一式</p>			
<p>社内TV会議システム（3号及び4号炉共用）（ヌ、(3)(vi)と兼用） 一式</p>	<p>社内テレビ会議システム （「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>社内テレビ会議システム （「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	
<p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】 テレビ会議システム（6号及び7号炉共用） （「緊急時対策所」と兼用） 一式</p>			
<p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】 専用電話設備（6号及び7号炉共用） （「緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>専用電話設備 （「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>専用電話設備 （「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため順番を変更して記載】 無線通話装置（3号及び4号炉共用）（ヌ、(3)(vi)と兼用） 一式</p>	<p>移動無線設備 一式</p>	<p>移動無線設備 （「ヌ(3)(vi)緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>【女川】運用の相違 ・泊では、緊急時対策所とモニタリング車との間で使用することから、「ヌ(3)(vi)緊急時対策所」と兼用</p>
<p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】 無線連絡設備（常設）（6号及び7号炉共用） （「緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>[常設重大事故等対処設備] 無線連絡設備（固定型） （「へ(5)(vi)中央制御室」及び「ヌ(3)(vi)緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>[常設重大事故等対処設備] 無線連絡設備（固定型） （「ヌ(3)(vi)緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>【大飯】設計方針の相違 ・2-2④記載のとおり 【女川】設計方針の相違 ・泊に中央制御室待避所がないことから、運転員が原子炉制御室にとどまるための設備として（設置許可59条）の無線連絡設備（固定型）を「へ(5)(vi)中央制御室」と兼用しない。</p>
<p>インターフォン（3号及び4号炉共用）（ヌ、(3)(vi)と兼用）</p>			<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・女川審査実績を反映し、重大事故等対処設備の条文（設置許可基準第62条及び技術基準規則第77条）に係る記載については、設置許可基準62条側に記載</p>
<p>【比較のため順番を変更して記載】 衛星電話（3号及び4号炉共用）（ヌ、(3)(vi)と兼用） 一式</p>	<p>衛星電話設備（固定型） （「へ(5)(vi)中央制御室」及び「ヌ(3)(vi)緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>衛星電話設備（固定型） （「ヌ(3)(vi)緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・泊に中央制御室待避所がないことから、運転員が原子炉制御室にとどまるための設備として（設置許可59条）の衛星電話設備（固定型）を「へ(5)(vi)中央制御室」と兼用しない（大飯と同様）</p>
<p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】 衛星電話設備（常設）（6号及び7号炉共用） （「緊急時対策所」と兼用） 一式</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため順番を変更して記載】 緊急時衛星通報システム（3号及び4号炉共用）（ヌ. (3) (vi) と兼用） 一式</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）（3号及び4号炉共用）（ヌ. (3) (vi) と兼用） 一式</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】 安全パラメータ表示システム（SPDS）（緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は6号及び7号炉共用）（「計測制御系統施設」及び「緊急時対策所」と兼用） 一式</p> <p>SPDS表示装置（3号及び4号炉共用）（ヌ. (3) (vi) と兼用） 一式</p>	<p>安全パラメータ表示システム（SPDS）（「へ 計測制御系統施設の構造及び設備」及び「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>衛星電話設備（FAX）（「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p> <p>データ収集計算機（「へ 計測制御系統施設の構造及び設備」及び「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>【大飯】【女川】設計方針の相違 ・2-2④記載のとおり 【大飯】設計方針の相違 ・2-2⑤記載のとおり</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・記載の充実（大飯参照） 女川はサーバ部に該当する「SPDS伝送装置」を「へ 計測制御系統施設の構造及び設備」と兼用させていることから、設備分類名（安全パラメータ表示システム（SPDS））のみの記載としている。 泊はサーバ部に該当する「ERSS伝送サーバ」のみ「計測制御系統施設」と兼用しないため、設備分類名での記載ではなく、大飯審査実績を踏まえ個別の設備名を記載している。なお、兼用の考え方については大飯と同様である。</p>
<p>【比較のため順番を変更して記載】 安全パラメータ伝送システム（3号及び4号炉共用）（ヌ. (3) (vi) と兼用） 一式</p>		<p>データ表示端末（「へ 計測制御系統施設の構造及び設備」及び「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p> <p>ERSS伝送サーバ（「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	
<p>【比較のため順番を変更して記載】 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（3号及び4号炉共用）（ヌ. (3) (vi) と兼用） 一式</p>	<p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）（「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）（「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	
<p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（6号及び7号炉共用）（「緊急時対策所」と兼用） 一式</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>データ伝送設備 一式</p> <p>【比較のため順番を変更して記載】 携帯型通話装置（3号及び4号炉共用）（又、(3) (vi)と兼用） 一式</p>	<p>データ伝送設備 一式</p> <p>〔可搬型重大事故等対処設備〕 携帯型通話装置 一式</p>	<p>〔可搬型重大事故等対処設備〕 携帯型通話装置 一式</p>	<p>【女川】記載方針の相違・女川は設備分類名（データ伝送設備）のみ記載しているのに対し、泊は大飯審査実績を踏まえ、上記で設備内訳を記載している。</p>
<p>トランシーバー（3号及び4号炉共用） 一式</p>	<p>無線連絡設備（携帯型） （「又(3) (vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>無線連絡設備（携帯型） （「又(3) (vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>【大飯】設計方針の相違・大飯では、携帯型通話装置を緊急時対策所の機能として使用することから、「又、(3) (vi)」（緊急時対策所）と兼用としている。女川・泊は、緊急時対策所で使用しないことから兼用としていない。</p>
<p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】 無線連絡設備（可搬型）（6号及び7号炉共用） （「緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>無線連絡設備（携帯型） （「又(3) (vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>無線連絡設備（携帯型） （「又(3) (vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	
<p>【比較のため順番を変更して記載】 衛星電話（3号及び4号炉共用）（又、(3) (vi)と兼用） 一式</p>	<p>衛星電話設備（携帯型） （「又(3) (vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>衛星電話設備（携帯型） （「又(3) (vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） 大飯：衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）で構成する衛星電話として表現。 泊：衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（FAX）及び衛星電話設備（携帯型）で構成する衛星電話設備として表現 女川にあわせて、泊では個別の機器を記載していることから相違になっている。</p>
<p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】 衛星電話設備（可搬型）（6号及び7号炉共用） （「緊急時対策所」と兼用） 一式</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>携行型通話装置、トランシーバー、衛星電話、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、インターフォン、緊急時衛星通報システム、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム及びSPDS表示装置は、設計基準事故時及び重大事故等時共に使用する。</p> <p>【説明資料（2.1～2.3：P4-35-19～28）】</p>	<p>携行型通話装置、無線連絡設備、衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備は、設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。</p> <p>【説明資料（2.1：P35 条-11,12）（2.2：P35 条-13～15）（2.3：P35 条-16～20）（2.4：P35 条-21,22）（2.5：P35 条-23,24）（2.6：P35 条-25～32）】</p>	<p>携行型通話装置、無線連絡設備、衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、データ収集計算機、データ表示端末及びERSS伝送サーバは、設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。</p> <p>【説明資料（2.1：P35 条-12）（2.2：P35 条-13～15）（2.3：P35 条-16～18）（2.4：P35 条-19）】</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 ・泊では、DB 事象時に使用しないことから、62 条に記載</p> <p>【大飯】設計方針の相違 ・2-2頁記載のとおり</p> <p>【大飯】記載表現の相違 大飯：共に、女川・泊：ともに</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 安全設計方針</p> <p>1.1.1 安全設計の基本方針</p> <p>1.1.1.10 避難通路、照明、通信連絡設備</p> <p>原子炉施設には、標識を設置した安全避難通路、避難用及び事故対策用照明、通信連絡設備を設ける設計とする。</p> <p>(3) 適合性説明 (通信連絡設備)</p> <p>第三十五条 通信連絡設備</p> <p>工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置（安全施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信連絡設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。</p> <p>2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。</p>	<p>(2) 安全設計方針</p> <p>該当なし</p> <p>(3) 適合性説明</p> <p>第三十五条 通信連絡設備</p> <p>1 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置（安全施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信連絡設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。</p> <p>2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。</p>	<p>(2) 安全設計方針</p> <p>1.1.1 基本的方針</p> <p>1.1.1.11 避難通路、照明、通信連絡設備</p> <p>発電用原子炉施設には、標識を設置した安全避難通路、避難用及び設計基準事故対策用照明、通信連絡設備を設ける設計とする。</p> <p>(3) 適合性説明</p> <p>第三十五条 通信連絡設備</p> <p>1 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置（安全施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信連絡設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。</p> <p>2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。</p>	<p>【女川】記載方針の相違 泊他条文との整合</p>
<p>適合のための方針</p> <p>第1項について</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉補助建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び多様性を確保した通信設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p>	<p>適合のための設計方針</p> <p>第1項について</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p>	<p>適合のための設計方針</p> <p>第1項について</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、原子炉補助建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。</p>	<p>【大飯】【女川】記載表現の相違 ・泊は列挙する代表建屋として原子炉建屋及び原子炉補助建屋を挙げた。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1～2.1.1:P4-35-19～20） (2.2～2.3:P4-35-24～28)】</p> <p>第2項について 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の原子力事業本部、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。</p> <p>通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p>	<p>なお、警報装置、通信連絡設備（発電所内）及び安全パラメータ表示システム（SPDS）については、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>第2項について 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。 また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備を設置する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p>	<p>なお、警報装置、通信連絡設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>【説明資料(2.1:P35条-12)(2.2:P35条-13～15) (2.4:P35条-19)】</p> <p>第2項について 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。 また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p>	<p>【大飯】【女川】設計方針の相違 泊では、無停電電源（UPS）の類、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p> <p>【大飯】体制の相違 ・関西電力には美浜町に原子力事業本部がある</p> <p>【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） ・泊では、伝送先にERSSしかないことから「等」は記載していない。</p> <p>【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映） 大飯：有線系、無線系又は衛星系回線、女川・泊：有線系回線、無線系回線又は衛星系回線</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1:P4-35-19）（2.1.2～2.3:P4-35-21～28）】</p> <p>1.3 気象等 なし</p>	<p>なお、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>1.3 気象等 該当なし</p>	<p>なお、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、非常用電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1:P35条-12）（2.3:P35条-16～18）（2.4:P35条-19）】</p> <p>1.3 気象等 該当なし</p>	<p>【大飯】【女川】設計方針の相違 泊では、無停電電源（UPSの類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.4 設備等（手順等含む）</p> <p>10. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>10.12 通信連絡設備</p> <p>10.12.1 通常運転時等</p> <p>10.12.1.1 概要</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、発電所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>また、発電所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線に接続する。 【説明資料（2.1～2.1.2：P4-35-19～23）】</p> <p>10.12.1.2 設計方針</p> <p>(1) 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から、人が立ち入る可能性のある原子炉補助建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び多様性を確保した通信設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</p> <p>また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p> <p>なお、警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。 【説明資料（2.1～2.1.1：P4-35-19～20）（2.3:P4-35-26～28）】</p>	<p>1.4 設備等（手順等含む）</p> <p>10. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>10.12 通信連絡設備</p> <p>10.12.1 通常運転時等</p> <p>10.12.1.1 概要</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、発電所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>また、発電所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線に接続する。</p> <p>10.12.1.2 設計方針</p> <p>(1) 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p> <p>なお、警報装置、通信連絡設備（発電所内）及び安全パラメータ表示システム（SPDS）は、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p>	<p>1.4 設備等（手順等含む）</p> <p>10. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>10.12 通信連絡設備</p> <p>10.12.1 通常運転時等</p> <p>10.12.1.1 概要</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、発電所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>また、発電所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線に接続する。 【説明資料（2.1：P35条-12）（2.2：P35条-13～15）（2.3：P35条-16～18）】</p> <p>10.12.1.2 設計方針</p> <p>(1) 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、原子炉補助建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。</p> <p>なお、警報装置、通信連絡設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）は、非常用電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。 【説明資料（2.1：P35条-12）（2.2：P35条-13～15）（2.4：P35条-19）】</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】【女川】記載表現の相違 ・泊は列挙する代表建屋として原子炉建屋及び原子炉補助建屋を挙げた。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 2-3㉔のとおり</p> <p>【大飯】【女川】設計方針の相違 泊では、無停電電源（UPS）の類、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の原子力事業本部、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(ERSS)等へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。</p> <p>通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>なお、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。 【説明資料（2.1:P4-35-19）（2.1.2～2.3:P4-35-21～28）】</p>	<p>(2) 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(ERSS)へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>なお、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備は、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p>	<p>(2) 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(ERSS)へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>なお、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）は、非常用電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。 【説明資料（2.1:P35条-12）（2.3:P35条-16～18）（2.4:P35条-19）】</p>	<p>に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p> <p>【大飯】体制の相違 ・関西電力には美浜町に原子力事業本部がある。</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊では、伝送先がERSSしかないので「等」は記載していない</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） 大飯：有線系、無線系又は衛星系回線、女川・泊：有線系回線、無線系回線又は衛星系回線</p> <p>【大飯】【女川】設計方針の相違 泊では、無停電電源(UPSの類)、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため再掲】</p> <p>10.12.1.4 主要仕様 通信連絡設備の一覧を第10.12.1.1表から第10.12.1.5表に示す。 【説明資料(2.2~2.3:P4-35-24~28)】</p> <p>10.12.1.3 主要設備 10.12.1.3.1 通信連絡設備(3号及び4号炉共用) (1) 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉補助建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置である事故一斉放送装置及び多様性を確保した通信設備(発電所内)である運転指令設備、電力保安通信用電話設備等を設置又は保管する。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できるデータ伝送設備(発電所内)として、安全パラメータ表示システム(SPDS)及びSPDS表示装置を設置する。</p> <p>事故一斉放送装置及び運転指令設備については、発電所内のすべての人に対し通信連絡できる設計とする。</p>	<p>10.12.1.3 主要設備の仕様 通信連絡設備の一覧表を第10.12-1表に示す。</p> <p>10.12.1.4 主要設備 (1) 警報装置及び通信連絡設備(発電所内) 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、送受話器(ページング)(警報装置を含む。)、電力保安通信用電話設備、移動無線設備、携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備の多様性を確保した通信連絡設備(発電所内)を設置又は保管する設計とする。</p>	<p>10.12.1.3 主要設備の主要仕様 通信連絡設備の一覧表を第10.12-1表に示す。 【説明資料(2.5:P35条-20~21)(2.6:P35条-22~27)】</p> <p>10.12.1.4 主要設備 (1) 警報装置及び通信連絡設備(発電所内) 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、原子炉補助建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、運転指令設備(警報装置を含む。)、電力保安通信用電話設備、移動無線設備、携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備の多様性を確保した通信連絡設備(発電所内)を設置又は保管する設計とする。</p> <p>運転指令設備については、発電所内のすべての人に対し通信連絡できる設計とする。</p>	<p>備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p> <p>【女川】記載方針の相違 (泊既許可の記載を踏襲)</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【大飯】【女川】記載表現の相違 ・泊は列挙する代表建屋として原子炉建屋及び原子炉補助建屋を挙げた。 【大飯】記載方針の相違(女川審査実績の反映) 大飯：通信連絡設備の種類が多いことから、「○○等」と記載、女川・泊：「等」とはせずに通信連絡設備(発電所外)該当となる設備を網羅的に記載</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川審査実績の反映) ・泊では、女川審査実績を踏まえ、「(2)データ伝送設備(発電所内)」に、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備を記載している。</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・記載の充実 【大飯】設計方針の相違 ・2-2⑩記載のとおり。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1～2.1.1：P4-35-19～20）（2.3：P4-35-26～28）】</p> <p>【比較のため再掲】</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びSPDS表示装置を設置する。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p> <p>【比較のため再掲】</p> <p>なお、警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p>	<p>また、警報装置及び通信連絡設備（発電所内）については、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>(2) 安全パラメータ表示システム（SPDS）</p> <p>緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ収集装置、SPDS 伝送装置及びSPDS 表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p> <p>また、安全パラメータ表示システム（SPDS）については、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p>	<p>また、警報装置及び通信連絡設備（発電所内）については、非常用電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1：P35 条-12）（2.2：P35 条-13～15）（2.5：P35 条-20～21）（2.6：P35 条-22～27）】</p> <p>(2) データ伝送設備（発電所内）</p> <p>緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ収集計算機及びデータ表示端末で構成するデータ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。</p> <p>また、データ伝送設備（発電所内）については、非常用電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1：P35 条-12）（2.4：P35 条-19）】</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・データ伝送設備の記載箇所の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 泊では、無停電電源（UPSの類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p> <p>【女川】設備の相違 ・2-2②記載のとおり</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p> <p>【大飯】記載箇所の相違</p> <p>【大飯】【女川】設計方針の相違 泊では、無停電電源（UPSの類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の原子力事業本部、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、加入電話、衛星電話（携帯）等の通信設備（発電所外）を設置又は保管する。</p> <p>【比較のため再掲】</p> <p>通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>【比較のため再掲】</p> <p>なお、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システムを設置する。</p>	<p>(3) 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備、専用電話設備、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）は、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>また、通信連絡設備（発電所外）は、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>なお、通信連絡設備（発電所外）は、定期的に点検を行うことにより、専用通信回線の状態を監視し、常時使用できることを確認する。</p> <p>(4) データ伝送設備</p> <p>発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、SPDS 伝送装置で構成するデータ伝送設備を設置する設計とする。</p>	<p>(3) 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、加入電話設備、専用電話設備、衛星電話設備、携帯電話及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）は、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>また、通信連絡設備（発電所外）は、非常用電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>なお、通信連絡設備（発電所外）は、定期的に点検を行うことにより、専用通信回線の状態を監視し、常時使用できることを確認する。</p> <p>【説明資料(2.1:P35条-12) (2.3:P35条-16~18) (2.5:P35条-20~21) (2.6:P35条-22~27)】</p> <p>(4) データ伝送設備（発電所外）</p> <p>発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、データ収集計算機及びERSS 伝送サーバで構成するデータ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】体制の相違 ・関西電力には美浜町に原子力事業本部がある。</p> <p>【女川】設備の相違 ・2-2⑤記載のとおり。</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） 大飯：通信連絡設備の種類が多いことから、「〇〇等」と記載 泊：「等」とはせずに通信連絡設備（発電所外）該当となる設備を網羅的に記載</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） 大飯：有線系、無線系又は衛星系回線、女川・泊：有線系回線、無線系回線又は衛星系回線</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【女川】設計方針の相違 泊では、無停電電源（UPS）の類、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊では、伝送先がERSSしかないことから「等」は記載していない。</p> <p>【女川】設備の相違 ・2-2⑥記載のとおり</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>なお、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>さらに、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、定期的に点検を行うとともに、専用通信回線及びデータ伝送設備（発電所外）の常時監視を行うことにより、常時使用できることを確認する。 【説明資料（2.1:P4-35-19）（2.1.2～2.3:P4-35-21～28）】</p> <p>10.12.1.4 主要仕様 通信連絡設備の一覧を第10.12.1.1表から第10.12.1.5表に示す。 【説明資料（2.2～2.3:P4-35-24～28）】</p> <p>10.12.1.5 試験検査 警報装置、通信設備（発電所内）及び通信設備（発電所外）は、通話通信の確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）は、機能・性能の確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>データ伝送設備は、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>また、データ伝送設備は、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>なお、データ伝送設備は、定期的に点検を行うことにより、専用通信回線の状態を監視し、常時使用できることを確認する。</p> <p>10.12.1.5 試験検査 警報装置、通信連絡設備（発電所内）、通信連絡設備（発電所外）、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、機能・性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>データ伝送設備（発電所外）は、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>また、データ伝送設備（発電所外）は、非常用電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>なお、データ伝送設備（発電所外）は、定期的に点検を行うことにより、専用通信回線の状態を監視し、常時使用できることを確認する。 【説明資料（2.1:P35条-12）（2.4:P35条-19）（2.5:P35条-20～21）（2.6:P35条-22～27）】</p> <p>10.12.1.5 試験検査 警報装置、通信連絡設備（発電所内）、通信連絡設備（発電所外）、データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、機能・性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） 大飯：有線系、無線系又は衛星系回線、女川・泊：有線系回線、無線系回線又は衛星系回線</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【大飯】【女川】設計方針の相違 泊では、無停電電源（UPS）の類、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p> <p>【大飯】記載方針の相違・記載箇所の相違。大飯：10.12.1.4、女川・泊：10.12.1.3。再掲して比較済み。</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） ・大飯：通話通信の確認、女川・泊：機能・性能の確認。（同意）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊では、通信連絡設備とデータ伝送設備をまとめて記載している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>10.12.1.6 手順等</p> <p>(1) 通信連絡設備の操作については、手順を整備し、的確に実施する。</p> <p>(2) 専用通信回線、データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）については、常時監視を行うとともに、異常時の対応に関する手順を整備する。 また、異常時の対応手順に関する訓練を定期的実施する。</p> <p>(3) 通信連絡設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(4) 社内外の関係先へ、的確かつ迅速に通報連絡ができるよう、原子力防災訓練等を定期的実施する。</p>	<p>10.12.1.6 手順等</p> <p>通信連絡設備については、以下の内容を含む手順を定め、適切な管理を行う。</p> <p>(1) 通信連絡設備の操作については、あらかじめ手順を整備し、的確に実施する。</p> <p>(2) 専用通信回線、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備については、通信が正常に行われていることを確認するため、定期的に点検を行うとともに、異常時の対応に関する手順を整備する。</p> <p>(3) 社内外の関係先へ、的確かつ迅速に通報連絡ができるよう、原子力防災訓練等を定期的実施する。</p>	<p>10.12.1.6 手順等</p> <p>通信連絡設備については、以下の内容を含む手順を定め、適切な管理を行う。</p> <p>(1) 通信連絡設備の操作については、あらかじめ手順を整備し、的確に実施する。</p> <p>(2) 専用通信回線、データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）については、通信が正常に行われていることを確認するため、定期的に点検を行うとともに、異常時の対応に関する手順を整備する。</p> <p>(3) 社内外の関係先へ、的確かつ迅速に通報連絡ができるよう、原子力防災訓練等を定期的実施する。</p>	<p>【大阪】記載表現の相違（女川審査実績の反映） ・大阪：常時監視を行うとともに、女川・泊：通信が正常に行われていることを確認するため に～</p> <p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映） 泊では、(2)にて機能維持に関する記載をしている。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

第10.12.1.1表 警報装置の仕様

通信種別	主要設備	電源	通信回線
警報装置	事故一斉放送装置	非常用内電源 通信用無停電電源装置	—

第10.12.1.2表 通信設備（発電所内）の仕様

通信種別	主要設備	電源	通信回線	
所内 通信設備 （発電所内）	運転指令設備	1号及び2号炉送受話器 3号及び4号炉送受話器	常用内電源 通信用無停電電源装置	—
	電力保安通信用電話設備	保安電話（固定）（注1）	常用内電源 通信用無停電電源装置	—
		保安電話（携帯）（注1）	常用内電源 通信用無停電電源装置 充電電池	—
	トランシーバー	充電電池 乾電池	—	
	携帯型通話装置	乾電池	—	
	衛星電話	固定（注1）	非常用内電源 電源車（緊急時対策用）（DB） 衛星電話用無停電電源装置 蓄電池	衛星系回線 （通信事業者回線）
		携帯（注1）	充電電池	—
	インターフォン	乾電池	—	
	無線通話装置（注2）	固定：常用内電源、 通信用無停電電源装置 電源車（緊急時対策用）（DB） 車載：移動式放射能測定装置（モニタ車）の車用蓄電池	無線系回線	

（注1）：発電所外用（社内及び社外）と共用。
 （注2）：発電所外用（社内）と共用。

女川原子力発電所2号炉

第10.12-1表 通信連絡設備の一覧表

通信種別	主要設備	非常用内電源設備又は無停電電源装置等	通信回線
通信連絡設備 （発電所内）	携帯型通話装置	乾電池	—
	送受話器（ハンディ型） （警報装置を含む）	ハンドセット・スピーカ	非常用ジーゼル発電機、 通信用電源装置（蓄電池）
	移動無線設備	移動無線設備（固定型） 移動無線設備（車載型）	非常用ジーゼル発電機、 通信用電源装置（蓄電池） 非載電源
	無線連絡設備	無線連絡設備（固定型） 無線連絡設備（携帯型）	非常用ジーゼル発電機、 通信用電源装置（蓄電池） 充電式電池（本体内蔵）
通信連絡設備 （発電所外）	電力保安通信用電話設備	固定電話機 FAX端末 FAX 携帯電話設備（固定型） 携帯電話設備（携帯型）	有線系回線、 無線系回線 （専用の電力保安通信回線） 衛星系回線 （通信事業者回線）
	衛星電話設備	衛星電話設備（固定型） 衛星電話設備（携帯型）	衛星系回線 （通信事業者回線）
	安全パライマータ表示システム（DBS）	データ収集装置 SDS伝送装置 SDS表示装置	—
	総合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	テレビ会議システム（双方向、簡易型） IP電話（有線系、簡易型） IP-FAX（有線系、簡易型） 加入電話機 加入FAX	非常用ジーゼル発電機、 120V充電器（120V蓄電池） 非常用ジーゼル発電機、 120V充電器（120V蓄電池） 非常用ジーゼル発電機、 120V充電器（120V蓄電池） 通信事業者回線からの有線 （通信事業者回線）
データ伝送設備	電力保安通信用電話設備	携帯保安電話（固定型）	無線系回線 （専用の通信事業者回線）
	社内テレビ会議システム	非常用ジーゼル発電機	有線系回線 （専用の電力保安通信回線）
	専用電話設備	専用電話設備（地方公共団体用ネットワーク）	有線系回線、 衛星系回線 （専用の通信事業者回線）
	データ伝送設備	SDS伝送装置	有線系回線、 衛星系回線 （専用の通信事業者回線）

泊発電所3号炉

第10.12-1表 通信連絡設備の一覧表

通信種別	主要設備	非常用内電源設備又は無停電電源装置等	通信回線	
通信連絡設備 （発電所内）	運転指令設備（警報装置を含む）	非常用内電源設備 運転指令設備電源（蓄電池）	—	
	無線連絡設備	無線連絡設備（固定型） 無線連絡設備（携帯型）	非常用内電源設備 無停電電源装置 充電式電池 充電式電池又は乾電池	
		携帯型通話装置	乾電池	
	移動無線設備	移動無線設備（固定型） 移動無線設備（車載型）	非常用内電源設備 通信機器電源（蓄電池） 非載電源	
通信連絡設備 （発電所外）	電力保安通信用電話設備	保安電話（固定） 保安電話（携帯） 保安電話（FAX）	有線系回線、無線系回線 （専用の電力保安通信回線）	
	衛星電話設備	衛星電話設備（固定型） 衛星電話設備（携帯型）	衛星系回線 （通信事業者回線）	
	電力保安通信用電話設備	衛星保安電話 専用電話	有線系回線 （専用の通信事業者回線） 無線系回線 （専用の電力保安通信回線）	
	社内テレビ会議システム	テレビ会議システム IP電話（有線系、簡易型） IP-FAX（有線系、簡易型） 加入電話機 加入FAX	有線系回線、 無線系回線 （専用の通信事業者回線） 有線系回線 （通信事業者が提供する特定顧客専用の統合原子力防災ネットワーク）	
データ伝送設備 （発電所内）	データ表示端末	非常用内電源設備 充電式電池（機器内蔵）	—	
	データ収集計算機	非常用内電源設備 無停電電源装置	有線系回線、無線系回線 （専用の電力保安通信回線） 有線系回線、衛星系回線 （専用の通信事業者回線）	
	衛星伝送サービス	衛星電話設備（固定型） 衛星電話設備（携帯型）	非常用内電源設備 通信機器電源（蓄電池） 無停電電源装置	衛星系回線 （通信事業者回線）
		無線連絡設備	無線連絡設備（固定型） 無線連絡設備（携帯型）	非常用内電源設備 通信機器電源（蓄電池） 非載電源

（注1）：災害時優先回線を含む。

相違理由

【大飯】
 記載方針の相違
 （女川審査実績の反映）
 ・表レイアウトの相違

DB/SA 設備（緑枠）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉				女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
第10.12.1.3表 通信設備（発電所外）（社内）の仕様						
通信設備 社内 （発電所外）	通信種別	主要設備	電源	通信回線		
		加入電話（注2）（注4）	通信事業者から給電	有線系回線 （通信事業者回線）		
		携帯電話（注2）（注4）	充電池	無線系回線 （通信事業者回線）		
		加入ファクシミリ（注2）	電源車（緊急時対策用）（DB）	有線系回線 （通信事業者回線）		
	電力保安通信用 電話設備	保安電話（固定） （注1）	常時所内電源 通信用無停電電源装置	有線系回線、無線系回線 （専用の電力保安通信用 回線）		
		保安電話（携帯） （注1）	常用所内電源 通信用無停電電源装置 充電池	無線系回線 （通信事業者回線）		
		衛星保安電話	非常用所内電源 データ伝送設備電源切り替え用無 停電電源装置	無線系回線 （通信事業者回線）		
	統合原子力防災 ネットワークに 接続する 通 信 速 格 設 備 （注2）	T V会議システム		有線系回線、衛星系回線 （通信事業者回線）		
		I P電話	電源車（緊急時対策用）（DB） 端末設備用無停電電源装置	有線系回線、衛星系回線 （通信事業者回線）		
		I P-F A X				
	社内T V会議システム		電源車（緊急時対策用）（DB）	有線系回線 （専用の電力保安通信用 回線） 衛星系回線 （通信事業者回線）		
	衛星電話	固定（注1）	非常用所内電源 電源車（緊急時対策用）（DB） 衛星電話用無停電電源装置 蓄電池	衛星系回線 （通信事業者回線）		
携帯（注1）		充電池				
可搬		電源車（緊急時対策用）（DB） 端末設備用無停電電源装置 衛星電話用無停電電源装置				
無線通話装置（注3）		固定：常用所内電源、通信用無 停電電源装置 電源車（緊急時対策用） （DB） 車載：移動式設備用固定装置（マ ニタ車）の車用蓄電池	無線系回線			
（注1）：発電所内用及び発電所外用（社外）と共用。 （注2）：発電所外用（社外）と共用。 （注3）：発電所内用と共用。 （注4）：災害時優先回線を含む。						
						【大飯】 記載方針の相違 （女川審査実績の反映） ・表レイアウトの相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉				女川原子力発電所 2 号炉				泊発電所 3 号炉				相違理由																																																																																								
<p>第 10.12.1.4 表 通信設備（発電所外）（社外）の仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通信種別</th> <th colspan="2">主要設備</th> <th>電源</th> <th colspan="2">通信回線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">通信設備 （発電所外） 社外</td> <td colspan="2">加入電話（注 2）（注 3）</td> <td>通信事業者から給電</td> <td colspan="2">有線系回線 （通信事業者回線）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">携帯電話（注 2）（注 3）</td> <td>充電電池</td> <td colspan="2">無線系回線 （通信事業者回線）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">加入ファクシミリ（注 2）</td> <td>電源車（緊急時対策用）（DB）</td> <td colspan="2">有線系回線 （通信事業者回線）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電力保安通信用 電話設備</td> <td>保安電話（固定） （注 1）</td> <td>常用所内電源 通信用無停電電源装置</td> <td colspan="2" rowspan="2">有線系回線 （通信事業者回線）</td> </tr> <tr> <td>保安電話（携帯） （注 1）</td> <td>常用所内電源 通信用無停電電源装置 充電電池</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">統合原子力防災 ネットワークに 接続する 通信連絡設備 （注 2）</td> <td>T V 会議システム</td> <td rowspan="2">電源車（緊急時対策用）（DB） 端末設備用無停電電源装置</td> <td colspan="2" rowspan="2">有線系回線、衛星系回線 （通信事業者回線）</td> </tr> <tr> <td>I P 電話 I P - F A X</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">衛星電話</td> <td>固定（注 1）</td> <td>非常用所内電源 電源車（緊急時対策用）（DB） 衛星電話用無停電電源装置 蓄電池</td> <td colspan="2" rowspan="2">衛星系回線 （通信事業者回線）</td> </tr> <tr> <td>携帯（注 1）</td> <td>充電電池</td> </tr> <tr> <td colspan="2">緊急時衛星通報システム</td> <td>電源車（緊急時対策用）（DB） 端末設備用無停電電源装置 衛星電話用無停電電源装置</td> <td colspan="2">衛星系回線 （通信事業者回線）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注 1）：発電所内用及び発電所外用（社内）と共用。 （注 2）：発電所外用（社内）と共用。 （注 3）：災害時優先回線を含む。</p>												通信種別	主要設備		電源	通信回線		通信設備 （発電所外） 社外	加入電話（注 2）（注 3）		通信事業者から給電	有線系回線 （通信事業者回線）		携帯電話（注 2）（注 3）		充電電池	無線系回線 （通信事業者回線）		加入ファクシミリ（注 2）		電源車（緊急時対策用）（DB）	有線系回線 （通信事業者回線）		電力保安通信用 電話設備	保安電話（固定） （注 1）	常用所内電源 通信用無停電電源装置	有線系回線 （通信事業者回線）		保安電話（携帯） （注 1）	常用所内電源 通信用無停電電源装置 充電電池	統合原子力防災 ネットワークに 接続する 通信連絡設備 （注 2）	T V 会議システム	電源車（緊急時対策用）（DB） 端末設備用無停電電源装置	有線系回線、衛星系回線 （通信事業者回線）		I P 電話 I P - F A X	衛星電話	固定（注 1）	非常用所内電源 電源車（緊急時対策用）（DB） 衛星電話用無停電電源装置 蓄電池	衛星系回線 （通信事業者回線）		携帯（注 1）	充電電池	緊急時衛星通報システム		電源車（緊急時対策用）（DB） 端末設備用無停電電源装置 衛星電話用無停電電源装置	衛星系回線 （通信事業者回線）		<p>第 10.12.1.5 表 データ伝送設備の仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通信種別</th> <th colspan="2">主要設備</th> <th>電源</th> <th colspan="2">通信回線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">データ伝送設備 発電所内</td> <td colspan="2">SPDS 表示装置</td> <td>電源車（緊急時対策用）（DB） 端末設備用無停電電源装置</td> <td colspan="2" rowspan="2">有線系回線、無線系回線</td> </tr> <tr> <td colspan="2">安全パラメータ表示システム（SPDS）（注 1）</td> <td>非常用所内電源 データ伝送設備電源切替装置用無停電電源装置</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">データ伝送設備 発電所外</td> <td colspan="2">安全パラメータ表示システム（SPDS）（注 1）</td> <td>非常用所内電源 データ伝送設備電源切替装置用無停電電源装置</td> <td colspan="2">有線系回線、無線系回線 （専用の電力保安通信用回線）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">安全パラメータ伝送システム</td> <td></td> <td colspan="2">有線系回線、衛星系回線 （通信事業者回線）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注 1）：発電所内用及び発電所外用と共用。</p> <p>【説明資料（2.2～2.3:P4-35～24～28）】</p>												通信種別	主要設備		電源	通信回線		データ伝送設備 発電所内	SPDS 表示装置		電源車（緊急時対策用）（DB） 端末設備用無停電電源装置	有線系回線、無線系回線		安全パラメータ表示システム（SPDS）（注 1）		非常用所内電源 データ伝送設備電源切替装置用無停電電源装置	データ伝送設備 発電所外	安全パラメータ表示システム（SPDS）（注 1）		非常用所内電源 データ伝送設備電源切替装置用無停電電源装置	有線系回線、無線系回線 （専用の電力保安通信用回線）		安全パラメータ伝送システム			有線系回線、衛星系回線 （通信事業者回線）		<p>【大飯】 記載方針の相違 （女川審査実績の反映） ・表レイアウトの相違</p>			
通信種別	主要設備		電源	通信回線																																																																																																
通信設備 （発電所外） 社外	加入電話（注 2）（注 3）		通信事業者から給電	有線系回線 （通信事業者回線）																																																																																																
	携帯電話（注 2）（注 3）		充電電池	無線系回線 （通信事業者回線）																																																																																																
	加入ファクシミリ（注 2）		電源車（緊急時対策用）（DB）	有線系回線 （通信事業者回線）																																																																																																
	電力保安通信用 電話設備	保安電話（固定） （注 1）	常用所内電源 通信用無停電電源装置	有線系回線 （通信事業者回線）																																																																																																
		保安電話（携帯） （注 1）	常用所内電源 通信用無停電電源装置 充電電池																																																																																																	
	統合原子力防災 ネットワークに 接続する 通信連絡設備 （注 2）	T V 会議システム	電源車（緊急時対策用）（DB） 端末設備用無停電電源装置	有線系回線、衛星系回線 （通信事業者回線）																																																																																																
		I P 電話 I P - F A X																																																																																																		
	衛星電話	固定（注 1）	非常用所内電源 電源車（緊急時対策用）（DB） 衛星電話用無停電電源装置 蓄電池	衛星系回線 （通信事業者回線）																																																																																																
携帯（注 1）		充電電池																																																																																																		
緊急時衛星通報システム		電源車（緊急時対策用）（DB） 端末設備用無停電電源装置 衛星電話用無停電電源装置	衛星系回線 （通信事業者回線）																																																																																																	
通信種別	主要設備		電源	通信回線																																																																																																
データ伝送設備 発電所内	SPDS 表示装置		電源車（緊急時対策用）（DB） 端末設備用無停電電源装置	有線系回線、無線系回線																																																																																																
	安全パラメータ表示システム（SPDS）（注 1）		非常用所内電源 データ伝送設備電源切替装置用無停電電源装置																																																																																																	
データ伝送設備 発電所外	安全パラメータ表示システム（SPDS）（注 1）		非常用所内電源 データ伝送設備電源切替装置用無停電電源装置	有線系回線、無線系回線 （専用の電力保安通信用回線）																																																																																																
	安全パラメータ伝送システム			有線系回線、衛星系回線 （通信事業者回線）																																																																																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 通信連絡設備</p> <p>2.1 通信連絡設備の概要</p> <p>発電所内、外の通信連絡設備として、以下に記載する警報装置、通信設備及びデータ伝送設備を設置する。</p> <p>概要を図1に示す。</p> <p>警報装置 : 事故等が発生した場合に、建屋内外の者への退避の指示を行う。</p> <p>通信設備（発電所内） : 中央制御室、緊急時対策所指揮所から建屋内外の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡を行う。</p> <p>データ伝送設備（発電所内） : 緊急時対策所指揮所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送する。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>(2)安全パラメータ表示システム(SPDS) 重大事故等時に対処するために必要な情報（プラントパラメータ）を把握するため、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へデータを伝送する。</p> <p>通信設備（発電所外） : 発電所外の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を行う。</p> <p>データ伝送設備（発電所外） : 所内から所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送する。</p>	<p>2. 通信連絡設備</p> <p>2.1 通信連絡設備の概要</p> <p>発電所内及び発電所外との通信連絡設備として、以下の通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。通信連絡設備は、警報装置、通信連絡設備（発電所内）、安全パラメータ表示システム（SPDS）、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備から構成される。</p> <p>通信連絡設備の概要を第2.1-1 図に示す。</p> <p>(1) 警報装置 事故等が発生した場合に、建屋内外の者へ退避の指示を行う。</p> <p>(2) 通信連絡設備（発電所内） 中央制御室等から建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡を行う。</p> <p>(3) 安全パラメータ表示システム（SPDS） 事故状態等の把握に必要な情報（プラントパラメータ）を把握するため、緊急時対策所へデータを伝送する。</p> <p>(4) 通信連絡設備（発電所外） 発電所外の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行う。</p> <p>(5) データ伝送設備 発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送する。</p>	<p>2. 通信連絡設備</p> <p>2.1 通信連絡設備の概要</p> <p>発電所内及び発電所外との通信連絡設備として、以下の通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。通信連絡設備は、警報装置、通信連絡設備（発電所内）、データ伝送設備（発電所内）、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）から構成される。</p> <p>通信連絡設備の概要を第2.1-1図に示す。</p> <p>(1) 警報装置 事故等が発生した場合に、建屋内外の者へ退避の指示を行う。</p> <p>(2) 通信連絡設備（発電所内） 中央制御室等から建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡を行う。</p> <p>(3) データ伝送設備（発電所内） 事故状態等の把握に必要な情報（プラントパラメータ）を把握するため、緊急時対策所指揮所へデータを伝送する。</p> <p>(4) 通信連絡設備（発電所外） 発電所外の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行う。</p> <p>(5) データ伝送設備（発電所外） 発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送する。</p>	<p>DBに係る内容（当ページ）</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映） ・大飯は、通信連絡設備の内訳を記載していない 【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績を反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績を反映） ・緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要な情報を伝送することは変わらない。 【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績を反映） ・音声等による連絡は変わらない。</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績を反映） 【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映） ・泊は、伝送先がERSSしかないことから「等」は記載していない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>図1 通信連絡設備の概要</p>	<p>第2.1-1図 通信連絡設備の概要</p>	<p>第2.1.1図 通信連絡設備の概要</p>	<p>DB/SAに係る内容(当図)</p>
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>図2.1-1 通信連絡設備の概要</p>			<p>【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.1.1 通信連絡設備（発電所内用）の概要</p> <p>中央制御室等から人が立ち入る可能性のある建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡を行うことができる警報装置（事故一斉放送装置）及び多様性を確保した通信設備（発電所内（電力保安通信用電話設備（保安電話）、運転指令設備（送受話器）、トランシーバー、携行型通話装置、衛星電話、インターフォン及び無線通話装置）及びデータ伝送設備（発電所内（安全パラメータ表示システム（SPDS）及びSPDS表示装置））を設置している。</p> <p>【拍崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>電力保安通信用電話設備における建屋間の有線系回線の構成は、6号及び7号炉に設置する電力保安通信用電話設備（交換機）と5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する固定電話機を接続する設計とする。</p>	<p>2.2 警報装置及び通信連絡設備（発電所内）</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、送受話器（ページング）（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、移動無線設備、携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備の多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。概要を第2.2-1 図に示す。</p> <p>通信連絡設備（発電所内）の多様性を第2.2-1 表に示す。 また、通信連絡設備（発電所内）のうち、設計基準対象施設である衛星電話設備、無線連絡設備及び携行型通話装置は、重大事故等時においても使用し、重大事故等が発生した場合においても機能維持を図る設計とする。</p> <p>電力保安通信用電話設備における建屋間の有線系回線の構成は、2号炉に設置する電力保安通信用電話設備（交換機）と緊急時対策所内に設置する固定電話機を接続する設計とする。</p>	<p>2.2 警報装置及び通信連絡設備（発電所内）</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、原子炉補助建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、運転指令設備（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、移動無線設備、携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備の多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。概要を第2.2-1 図に示す。</p> <p>通信連絡設備（発電所内）の多様性を第2.2-1表に示す。 また、通信連絡設備（発電所内）のうち、設計基準対象施設である衛星電話設備、無線連絡設備及び携行型通話装置は、重大事故等時においても使用し、重大事故等が発生した場合においても機能維持を図る設計とする。</p> <p>電力保安通信用電話設備における建屋間の有線系回線の構成は、管理事務所内に設置する電力保安通信用電話設備（交換機）と緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に設置する保安電話（固定）を接続する設計とする。</p>	<p>DBに係る内容（当ページ）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績を反映） ・大飯も、当章にて警報装置の概要も説明している。</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映） 【女川】記載表現の相違 ・泊は列挙する建屋として原子炉補助建屋を挙げた。 【大飯】設計方針の相違 ・2-2節記載のとおり 【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の範囲）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・電力保安通信用電話設備（交換機）の設置場所の相違。女川は発電所建屋に設置されているが泊は事務所建屋に設置されている 【大飯】【女川】設計方針の相違 ・2-2節記載のとおり 【拍崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																															
<p>また、警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、定期的な外観点検及び通話通信確認により適切な保守管理を行う。 概要を図2.1及び図2.2に示す。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>表2.2-1 通信連絡設備（発電所内）の多様性</p> <table border="1" data-bbox="67 574 705 973"> <thead> <tr> <th>主要設備</th> <th>機能</th> <th>通信回線種別</th> <th>通信連絡の場所^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>送受設備 (警報装置を含む。)</td> <td>ハンドセット・ スピーカー</td> <td>電話</td> <td>有線系回線 ・緊急時対策所—中央制御室 ・中央制御室—現場（屋内） ・中央制御室—現場（屋外）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">電力保安通信用 電話設備</td> <td>固定電話機</td> <td>電話</td> <td>有線系回線 ・緊急時対策所—中央制御室 ・中央制御室—現場（屋内）</td> </tr> <tr> <td>PHS端末</td> <td>電話</td> <td>有線系/ 無線系回線 ・緊急時対策所—中央制御室 ・緊急時対策所—現場（屋外） ・中央制御室—現場（屋内） ・中央制御室—現場（屋外）</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>FAX</td> <td>有線系回線 ・緊急時対策所—中央制御室</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備</td> <td>衛星電話設備（常設）、 衛星電話設備（可搬型）</td> <td>電話</td> <td>衛星系回線 ・緊急時対策所—中央制御室 ・緊急時対策所—現場（屋外）</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備</td> <td>無線連絡設備（常設）、 無線連絡設備（可搬型）</td> <td>電話</td> <td>無線系回線 ・緊急時対策所—中央制御室 ・緊急時対策所—現場（屋外）</td> </tr> <tr> <td>携帯型音声呼出 電話設備</td> <td>携帯型音声呼出電話機</td> <td>電話</td> <td>有線系回線 ・中央制御室—現場（屋内） ・緊急時対策所^{※2}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 緊急時対策所：5号伊原子伊建屋内緊急時対策所 中央制御室：6号及び7号伊中央制御室 現場（屋内）：コントロール棟、原子伊建屋、タービン建屋、発電物格棟建屋 現場（屋外）：5号伊原子伊建屋内緊急時対策所の計装本部と特機場所間の通信連絡を行う。</p>	主要設備	機能	通信回線種別	通信連絡の場所 ^{※1}	送受設備 (警報装置を含む。)	ハンドセット・ スピーカー	電話	有線系回線 ・緊急時対策所—中央制御室 ・中央制御室—現場（屋内） ・中央制御室—現場（屋外）	電力保安通信用 電話設備	固定電話機	電話	有線系回線 ・緊急時対策所—中央制御室 ・中央制御室—現場（屋内）	PHS端末	電話	有線系/ 無線系回線 ・緊急時対策所—中央制御室 ・緊急時対策所—現場（屋外） ・中央制御室—現場（屋内） ・中央制御室—現場（屋外）	FAX	FAX	有線系回線 ・緊急時対策所—中央制御室	衛星電話設備	衛星電話設備（常設）、 衛星電話設備（可搬型）	電話	衛星系回線 ・緊急時対策所—中央制御室 ・緊急時対策所—現場（屋外）	無線連絡設備	無線連絡設備（常設）、 無線連絡設備（可搬型）	電話	無線系回線 ・緊急時対策所—中央制御室 ・緊急時対策所—現場（屋外）	携帯型音声呼出 電話設備	携帯型音声呼出電話機	電話	有線系回線 ・中央制御室—現場（屋内） ・緊急時対策所 ^{※2}	<p>万が一、有線系回線が損傷し、電力保安通信用電話設備の機能が喪失した場合、発電所建屋外は無線連絡設備又は衛星電話設備、発電所建屋内は携帯型通話装置により、発電所内の必要箇所との通信連絡が可能な設計とする。</p> <p>警報装置及び通信連絡設備（発電所内）については、定期的な機能・性能の確認及び外観の確認により適切な保守管理を行い、常時使用できることを確認する。</p> <p>第2.2-1表 通信連絡設備（発電所内）の多様性</p> <table border="1" data-bbox="705 542 1337 1005"> <thead> <tr> <th>主要設備</th> <th>機能</th> <th>通信回線種別</th> <th>通信連絡の場所^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>送受設備（ハンズフリー） (警報装置を含む。)</td> <td>ハンドセット・ スピーカー</td> <td>電話</td> <td>有線系回線 ・緊急時対策所—中央制御室 ・緊急時対策所—現場（屋外） ・緊急時対策所—現場（屋内） ・中央制御室—現場（屋内） ・中央制御室—現場（屋外） ・現場（屋外）—現場（屋外）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">電力保安通信用 電話設備</td> <td>固定電話機</td> <td>電話</td> <td>有線系回線 ・緊急時対策所—中央制御室 ・緊急時対策所—現場（屋内） ・中央制御室—現場（屋内）</td> </tr> <tr> <td>PHS端末</td> <td>電話</td> <td>有線系/ 無線系回線 ・緊急時対策所—中央制御室 ・緊急時対策所—現場（屋外） ・緊急時対策所—現場（屋内） ・中央制御室—現場（屋内） ・中央制御室—現場（屋外） ・現場（屋外）—現場（屋外）</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>FAX</td> <td>有線系回線 ・緊急時対策所—中央制御室</td> </tr> <tr> <td>移動無線設備</td> <td>移動無線設備（固定型）、 移動無線設備（車載型）</td> <td>電話</td> <td>無線系回線 ・緊急時対策所—現場（屋外）</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備</td> <td>衛星電話設備（固定型）、 衛星電話設備（携帯型）</td> <td>電話</td> <td>衛星系回線 ・緊急時対策所—中央制御室 ・緊急時対策所—現場（屋外）</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備</td> <td>無線連絡設備（固定型）、 無線連絡設備（携帯型）</td> <td>電話</td> <td>無線系回線 ・緊急時対策所—中央制御室 ・緊急時対策所—現場（屋外） ・現場（屋外）—現場（屋外）</td> </tr> <tr> <td>携帯型通話装置</td> <td></td> <td>電話</td> <td>有線系回線 ・中央制御室—現場（屋内）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 現場（屋内）：制御棟、原子伊建屋、タービン建屋</p>	主要設備	機能	通信回線種別	通信連絡の場所 ^{※1}	送受設備（ハンズフリー） (警報装置を含む。)	ハンドセット・ スピーカー	電話	有線系回線 ・緊急時対策所—中央制御室 ・緊急時対策所—現場（屋外） ・緊急時対策所—現場（屋内） ・中央制御室—現場（屋内） ・中央制御室—現場（屋外） ・現場（屋外）—現場（屋外）	電力保安通信用 電話設備	固定電話機	電話	有線系回線 ・緊急時対策所—中央制御室 ・緊急時対策所—現場（屋内） ・中央制御室—現場（屋内）	PHS端末	電話	有線系/ 無線系回線 ・緊急時対策所—中央制御室 ・緊急時対策所—現場（屋外） ・緊急時対策所—現場（屋内） ・中央制御室—現場（屋内） ・中央制御室—現場（屋外） ・現場（屋外）—現場（屋外）	FAX	FAX	有線系回線 ・緊急時対策所—中央制御室	移動無線設備	移動無線設備（固定型）、 移動無線設備（車載型）	電話	無線系回線 ・緊急時対策所—現場（屋外）	衛星電話設備	衛星電話設備（固定型）、 衛星電話設備（携帯型）	電話	衛星系回線 ・緊急時対策所—中央制御室 ・緊急時対策所—現場（屋外）	無線連絡設備	無線連絡設備（固定型）、 無線連絡設備（携帯型）	電話	無線系回線 ・緊急時対策所—中央制御室 ・緊急時対策所—現場（屋外） ・現場（屋外）—現場（屋外）	携帯型通話装置		電話	有線系回線 ・中央制御室—現場（屋内）	<p>万が一、有線系回線が損傷し、電力保安通信用電話設備の機能が喪失した場合、発電所建屋外は無線連絡設備又は衛星電話設備、発電所建屋内は携帯型通話装置により、発電所内の必要箇所との通信連絡が可能な設計とする。</p> <p>警報装置及び通信連絡設備（発電所内）については、定期的な機能・性能の確認及び外観の確認により適切な保守管理を行い、常時使用できることを確認する。</p> <p>第2.2-1表 通信連絡設備（発電所内）の多様性</p> <table border="1" data-bbox="1337 542 1966 1308"> <thead> <tr> <th>主要設備</th> <th>機能</th> <th>通信回線種別</th> <th>通信連絡の場所^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転指令設備（警報装置を含む。）</td> <td></td> <td>電話</td> <td>有線系回線 ・緊急時対策所指所—中央制御室 ・緊急時対策所指所—中央制御室 ・緊急時対策所指所—現場（屋内） ・緊急時対策所指所—現場（屋内） ・緊急時対策所指所—現場（屋外） ・緊急時対策所指所—現場（屋外） ・中央制御室—現場（屋内） ・中央制御室—現場（屋外） ・現場（屋内）—現場（屋内） ・現場（屋内）—現場（屋外） ・現場（屋外）—現場（屋外） ・緊急時対策所指所— 緊急時対策所指所</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">電力保安通信用 電話設備</td> <td>保安電話（固定）^{※2} 保安電話（携帯）^{※2}</td> <td>電話</td> <td>有線系回線 無線系回線 ・緊急時対策所指所—中央制御室 ・緊急時対策所指所—中央制御室 ・緊急時対策所指所—現場（屋内） ・緊急時対策所指所—現場（屋内） ・緊急時対策所指所—現場（屋外） ・緊急時対策所指所—現場（屋外） ・中央制御室—現場（屋内） ・中央制御室—現場（屋外） ・現場（屋内）—現場（屋内） ・現場（屋内）—現場（屋外） ・現場（屋外）—現場（屋外） ・緊急時対策所指所— 緊急時対策所指所</td> </tr> <tr> <td>保安電話（FAX）^{※2}</td> <td>FAX</td> <td>有線系回線 ・緊急時対策所指所—中央制御室</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備</td> <td>無線連絡設備（固定型） 無線連絡設備（携帯型）</td> <td>電話</td> <td>無線系回線 ・緊急時対策所指所—中央制御室 ・緊急時対策所指所—現場（屋外） ・現場（屋外）—現場（屋外）</td> </tr> <tr> <td>携帯型通話装置</td> <td></td> <td>電話</td> <td>有線系回線 ・中央制御室—現場（屋内）</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備</td> <td>衛星電話設備（固定型）^{※2} 衛星電話設備（携帯型）^{※2}</td> <td>電話</td> <td>衛星系回線 ・緊急時対策所指所—中央制御室 ・緊急時対策所指所—現場（屋外） ・中央制御室—現場（屋外） ・現場（屋外）—現場（屋外）</td> </tr> <tr> <td>移動無線設備</td> <td>移動無線設備（固定型） 移動無線設備（車載型）</td> <td>電話</td> <td>無線系回線 ・緊急時対策所指所—現場（屋外）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 現場（屋内）：原子伊建屋、原子伊補助建屋、タービン建屋等 ※2 発電所内と発電所外で共用</p>	主要設備	機能	通信回線種別	通信連絡の場所 ^{※1}	運転指令設備（警報装置を含む。）		電話	有線系回線 ・緊急時対策所指所—中央制御室 ・緊急時対策所指所—中央制御室 ・緊急時対策所指所—現場（屋内） ・緊急時対策所指所—現場（屋内） ・緊急時対策所指所—現場（屋外） ・緊急時対策所指所—現場（屋外） ・中央制御室—現場（屋内） ・中央制御室—現場（屋外） ・現場（屋内）—現場（屋内） ・現場（屋内）—現場（屋外） ・現場（屋外）—現場（屋外） ・緊急時対策所指所— 緊急時対策所指所	電力保安通信用 電話設備	保安電話（固定） ^{※2} 保安電話（携帯） ^{※2}	電話	有線系回線 無線系回線 ・緊急時対策所指所—中央制御室 ・緊急時対策所指所—中央制御室 ・緊急時対策所指所—現場（屋内） ・緊急時対策所指所—現場（屋内） ・緊急時対策所指所—現場（屋外） ・緊急時対策所指所—現場（屋外） ・中央制御室—現場（屋内） ・中央制御室—現場（屋外） ・現場（屋内）—現場（屋内） ・現場（屋内）—現場（屋外） ・現場（屋外）—現場（屋外） ・緊急時対策所指所— 緊急時対策所指所	保安電話（FAX） ^{※2}	FAX	有線系回線 ・緊急時対策所指所—中央制御室	無線連絡設備	無線連絡設備（固定型） 無線連絡設備（携帯型）	電話	無線系回線 ・緊急時対策所指所—中央制御室 ・緊急時対策所指所—現場（屋外） ・現場（屋外）—現場（屋外）	携帯型通話装置		電話	有線系回線 ・中央制御室—現場（屋内）	衛星電話設備	衛星電話設備（固定型） ^{※2} 衛星電話設備（携帯型） ^{※2}	電話	衛星系回線 ・緊急時対策所指所—中央制御室 ・緊急時対策所指所—現場（屋外） ・中央制御室—現場（屋外） ・現場（屋外）—現場（屋外）	移動無線設備	移動無線設備（固定型） 移動無線設備（車載型）	電話	無線系回線 ・緊急時対策所指所—現場（屋外）	<p>【女川】記載表現の相違 ・記載の統一（バー）</p> <p>【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績を反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績を反映） ・泊は、データ伝送設備を2.4に記載している （女川同様）</p> <p>DBに係る内容（当表）</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 （女川審査実績を反映） 【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p>
主要設備	機能	通信回線種別	通信連絡の場所 ^{※1}																																																																																															
送受設備 (警報装置を含む。)	ハンドセット・ スピーカー	電話	有線系回線 ・緊急時対策所—中央制御室 ・中央制御室—現場（屋内） ・中央制御室—現場（屋外）																																																																																															
電力保安通信用 電話設備	固定電話機	電話	有線系回線 ・緊急時対策所—中央制御室 ・中央制御室—現場（屋内）																																																																																															
	PHS端末	電話	有線系/ 無線系回線 ・緊急時対策所—中央制御室 ・緊急時対策所—現場（屋外） ・中央制御室—現場（屋内） ・中央制御室—現場（屋外）																																																																																															
	FAX	FAX	有線系回線 ・緊急時対策所—中央制御室																																																																																															
衛星電話設備	衛星電話設備（常設）、 衛星電話設備（可搬型）	電話	衛星系回線 ・緊急時対策所—中央制御室 ・緊急時対策所—現場（屋外）																																																																																															
無線連絡設備	無線連絡設備（常設）、 無線連絡設備（可搬型）	電話	無線系回線 ・緊急時対策所—中央制御室 ・緊急時対策所—現場（屋外）																																																																																															
携帯型音声呼出 電話設備	携帯型音声呼出電話機	電話	有線系回線 ・中央制御室—現場（屋内） ・緊急時対策所 ^{※2}																																																																																															
主要設備	機能	通信回線種別	通信連絡の場所 ^{※1}																																																																																															
送受設備（ハンズフリー） (警報装置を含む。)	ハンドセット・ スピーカー	電話	有線系回線 ・緊急時対策所—中央制御室 ・緊急時対策所—現場（屋外） ・緊急時対策所—現場（屋内） ・中央制御室—現場（屋内） ・中央制御室—現場（屋外） ・現場（屋外）—現場（屋外）																																																																																															
電力保安通信用 電話設備	固定電話機	電話	有線系回線 ・緊急時対策所—中央制御室 ・緊急時対策所—現場（屋内） ・中央制御室—現場（屋内）																																																																																															
	PHS端末	電話	有線系/ 無線系回線 ・緊急時対策所—中央制御室 ・緊急時対策所—現場（屋外） ・緊急時対策所—現場（屋内） ・中央制御室—現場（屋内） ・中央制御室—現場（屋外） ・現場（屋外）—現場（屋外）																																																																																															
	FAX	FAX	有線系回線 ・緊急時対策所—中央制御室																																																																																															
移動無線設備	移動無線設備（固定型）、 移動無線設備（車載型）	電話	無線系回線 ・緊急時対策所—現場（屋外）																																																																																															
衛星電話設備	衛星電話設備（固定型）、 衛星電話設備（携帯型）	電話	衛星系回線 ・緊急時対策所—中央制御室 ・緊急時対策所—現場（屋外）																																																																																															
無線連絡設備	無線連絡設備（固定型）、 無線連絡設備（携帯型）	電話	無線系回線 ・緊急時対策所—中央制御室 ・緊急時対策所—現場（屋外） ・現場（屋外）—現場（屋外）																																																																																															
携帯型通話装置		電話	有線系回線 ・中央制御室—現場（屋内）																																																																																															
主要設備	機能	通信回線種別	通信連絡の場所 ^{※1}																																																																																															
運転指令設備（警報装置を含む。）		電話	有線系回線 ・緊急時対策所指所—中央制御室 ・緊急時対策所指所—中央制御室 ・緊急時対策所指所—現場（屋内） ・緊急時対策所指所—現場（屋内） ・緊急時対策所指所—現場（屋外） ・緊急時対策所指所—現場（屋外） ・中央制御室—現場（屋内） ・中央制御室—現場（屋外） ・現場（屋内）—現場（屋内） ・現場（屋内）—現場（屋外） ・現場（屋外）—現場（屋外） ・緊急時対策所指所— 緊急時対策所指所																																																																																															
電力保安通信用 電話設備	保安電話（固定） ^{※2} 保安電話（携帯） ^{※2}	電話	有線系回線 無線系回線 ・緊急時対策所指所—中央制御室 ・緊急時対策所指所—中央制御室 ・緊急時対策所指所—現場（屋内） ・緊急時対策所指所—現場（屋内） ・緊急時対策所指所—現場（屋外） ・緊急時対策所指所—現場（屋外） ・中央制御室—現場（屋内） ・中央制御室—現場（屋外） ・現場（屋内）—現場（屋内） ・現場（屋内）—現場（屋外） ・現場（屋外）—現場（屋外） ・緊急時対策所指所— 緊急時対策所指所																																																																																															
	保安電話（FAX） ^{※2}	FAX	有線系回線 ・緊急時対策所指所—中央制御室																																																																																															
	無線連絡設備	無線連絡設備（固定型） 無線連絡設備（携帯型）	電話	無線系回線 ・緊急時対策所指所—中央制御室 ・緊急時対策所指所—現場（屋外） ・現場（屋外）—現場（屋外）																																																																																														
携帯型通話装置		電話	有線系回線 ・中央制御室—現場（屋内）																																																																																															
衛星電話設備	衛星電話設備（固定型） ^{※2} 衛星電話設備（携帯型） ^{※2}	電話	衛星系回線 ・緊急時対策所指所—中央制御室 ・緊急時対策所指所—現場（屋外） ・中央制御室—現場（屋外） ・現場（屋外）—現場（屋外）																																																																																															
移動無線設備	移動無線設備（固定型） 移動無線設備（車載型）	電話	無線系回線 ・緊急時対策所指所—現場（屋外）																																																																																															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

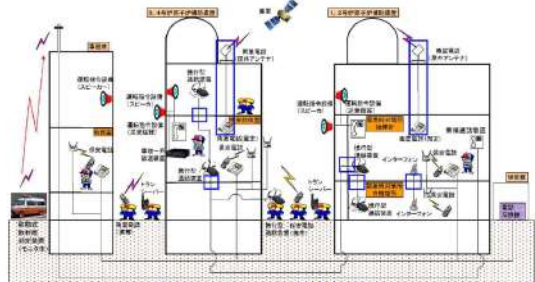
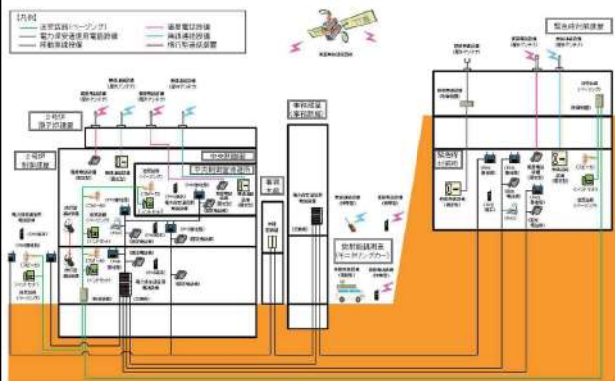


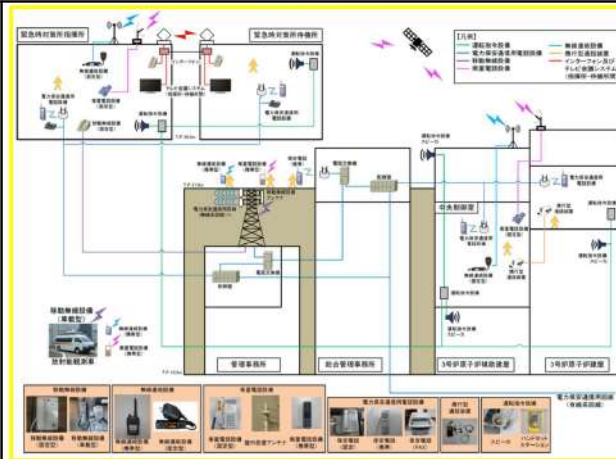
図 2.1 通信連絡設備（発電所内用）の概要 [通信連絡設備（発電所外用）と共用のものを含む]

女川原子力発電所2号炉



第2.2-1図 通信連絡設備（発電所内）の概要

泊発電所3号炉



第 2.2.1 図 通信連絡設備（発電所内）の概要 [通信連絡設備（発電所外）と共用のものを含む]

相違理由

DB/SAに係る内容(当図)

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】

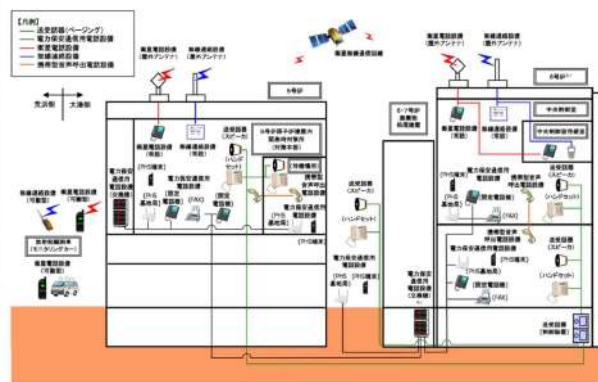
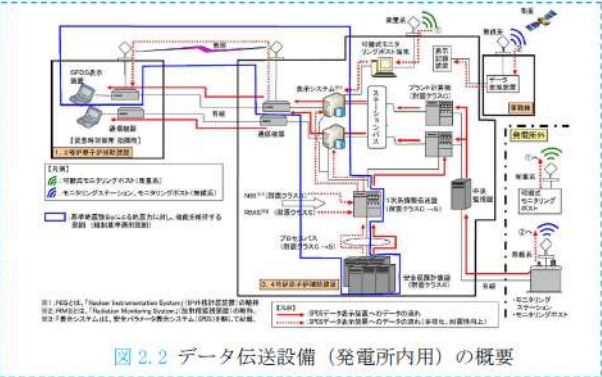


図 2.2-1 通信連絡設備（発電所内）の概要

【女川】記載方針の相違・泊は通信連絡設備（発電所外）と共用している設備も含めて記載している旨を記載している（大阪同様）

【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
 <p>図 2.2 データ伝送設備（発電所内用）の概要</p>			<p>【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績を反映） ・泊は、データ伝送設備を 2.4 に記載している （女川同様）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.1.2 通信連絡設備（発電所外用）の概要</p> <p>発電所外の社内関係箇所との連絡用として、電力保安通信用電話設備（保安電話）、社内TV会議システム及び電力保安通信用電話設備（衛星保安電話）等を設置している。電力保安通信用電話設備（保安電話）は、当社が構築する電力保安通信用回線（有線系回線及び無線系回線）に接続している。</p> <p>社内TV会議システムは、当社が構築する電力保安通信用回線（有線系回線）及び通信事業者が提供する特定顧客専用の通信回線（衛星系回線）に接続している。電力保安通信用電話設備（衛星保安電話）は、通信事業者が提供する特定顧客専用の通信回線（衛星系回線）に接続している。これらの回線は、多様性を確保した専用回線としている。</p> <p>社外との連絡用として、通信事業者が提供する加入電話、携帯電話及び衛星電話等を設置している。また、多様性を確保した通信事業者が提供する統合原子力防災ネットワーク（有線系回線及び衛星系回線）に接続する通信連絡設備及び緊急時対策支援システム（ERSS）等へのデータを伝送出来る設備として、データ伝送設備（発電所外）を設置している。</p> <p>データ伝送設備（発電所外）については、バックアップとして当社が構築する電力保安通信用回線（有線系回線及び無線系回線）に接続し原子力事業本部からも伝送できるようにしている。</p>	<p>2.3 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>(1) 所外必要箇所の選定 発電所外の通信連絡をする必要がある場所として、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等を選定する。</p> <p>(2) 通信連絡設備（発電所外） 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の必要箇所と事故の発生等に係る連絡を音声等により行うため、通信連絡設備（発電所外）として、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備、専用電話設備、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とし、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。概要を第2.3-1図、第2.3-2図及び第2.3-3図に示す。また、通信連絡設備（発電所外）のうち、設計基準対象施設である統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備及び衛星電話設備は、重大事故等が発生した場合においても使用し、重大事故等が発生した場合においても機能維持を図る設計とする。</p>	<p>2.3 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>(1) 所外必要箇所の選定 発電所外の通信連絡をする必要がある場所として、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等を選定する。</p> <p>(2) 通信連絡設備（発電所外） 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の必要箇所と事故の発生等に係る連絡を音声等により行うため、通信連絡設備（発電所外）として、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、加入電話設備、専用電話設備、衛星電話設備、携帯電話及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とし、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。概要を第2.3-1図、第2.3-2図及び第2.3-3図に示す。また、通信連絡設備（発電所外）のうち、設計基準対象施設である統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備及び衛星電話設備は、重大事故等が発生した場合においても使用し、重大事故等が発生した場合においても機能維持を図る設計とする。</p>	<p>相違理由</p> <p>DBに係る内容（当ページ）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映）</p> <p>【女川】設計方針の相違・2-2③記載のとおり</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映）・大飯は通信連絡設備を一括して記載している</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>a. 電力保安通信用電話設備 専用の電力保安通信用回線（有線系及び無線系）に接続している固定電話機、PHS 端末、FAX 及び通信事業者回線（衛星系）に接続している衛星保安電話（固定型）</p> <p>b. 社内テレビ会議システム 専用の電力保安通信用回線（有線系）及び通信事業者が提供する通信事業者回線（衛星系）に接続しているテレビ会議システム</p> <p>c. 局線加入電話設備 通信事業者が提供する災害時優先加入契約された通信事業者回線（有線系）に接続している加入電話機及び加入FAX</p> <p>d. 専用電話設備 通信事業者が提供する専用通信回線（有線系）に接続する専用電話設備（地方公共団体向ホットライン）</p> <p>e. 衛星電話設備 通信事業者が提供する通信事業者回線（衛星系）に接続している衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）</p>	<p>a. 電力保安通信用電話設備 専用の電力保安通信用回線（有線系及び無線系）に接続している保安電話（固定）、保安電話（携帯）、保安電話（FAX）、通信事業者回線（衛星系）に接続している衛星保安電話及び通信事業者が提供する専用通信回線（有線系）に接続している専用電話</p> <p>b. 社内テレビ会議システム 通信事業者が提供する専用通信回線（有線系）及び専用の電力保安通信用回線（無線系）に接続しているテレビ会議システム</p> <p>c. 加入電話設備 通信事業者が提供する災害時優先加入契約された通信事業者回線（有線系）に接続している加入電話機及び加入FAX</p> <p>d. 専用電話設備 通信事業者が提供する専用通信回線（有線系）に接続する専用電話設備（固定型）及び専用電話設備（FAX）</p> <p>e. 衛星電話設備 通信事業者が提供する通信事業者回線（衛星系）に接続している衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（FAX）及び衛星電話設備（携帯型）</p> <p>f. 携帯電話 通信事業者が提供する災害時優先加入契約された通信事業者回線（無線系）に接続している携帯電話</p>	<p>a. 電力保安通信用電話設備 専用の電力保安通信用回線（有線系及び無線系）に接続している保安電話（固定）、保安電話（携帯）、保安電話（FAX）、通信事業者回線（衛星系）に接続している衛星保安電話及び通信事業者が提供する専用通信回線（有線系）に接続している専用電話</p> <p>b. 社内テレビ会議システム 通信事業者が提供する専用通信回線（有線系）及び専用の電力保安通信用回線（無線系）に接続しているテレビ会議システム</p> <p>c. 加入電話設備 通信事業者が提供する災害時優先加入契約された通信事業者回線（有線系）に接続している加入電話機及び加入FAX</p> <p>d. 専用電話設備 通信事業者が提供する専用通信回線（有線系）に接続する専用電話設備（固定型）及び専用電話設備（FAX）</p> <p>e. 衛星電話設備 通信事業者が提供する通信事業者回線（衛星系）に接続している衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（FAX）及び衛星電話設備（携帯型）</p> <p>f. 携帯電話 通信事業者が提供する災害時優先加入契約された通信事業者回線（無線系）に接続している携帯電話</p>	<p>DBに係る内容（当ページ）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映）</p> <p>【大飯】設計方針の相違・2-2①記載のとおり</p> <p>【大飯】【女川】設計方針の相違・2-2②記載のとおり</p> <p>【女川】設計方針の相違・女川は主回線を自社回線、バックアップに通信事業者の衛星系回線を使用しているが泊は主回線を通信事業者回線、バックアップに自社回線の無線系回線を使用している。専用回線を使用していること及び通信回線の多様性を確保することには相違ないことから、問題はない。</p> <p>【女川】設計方針の相違・2-2⑧記載のとおり</p> <p>【大飯】【女川】設計方針の相違・2-2⑥記載のとおり</p> <p>【女川】設計方針の相違・2-2⑤記載のとおり</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<p>また、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、定期的な外観点検、通話通信確認等により適切な保守管理を行う。</p>	<p>f. 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 通信事業者が提供する特定顧客専用の統合原子力防災ネットワーク（有線系及び衛星系）を用いた IP 電話、IP-FAX、テレビ会議システム</p> <p>なお、専用の電力保安通信用回線は、送電鉄塔に配備する有線系回線及び排気筒に固定設置する無線系回線によって構成し、発電所外の必要箇所と通信連絡する設計とする。万が一、電力保安通信用回線による通信連絡の機能が喪失した場合、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等の衛星系回線により、発電所外の必要箇所との通信連絡が可能な設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）については、定期的な機能・性能の確認及び外観の確認により適切な保守管理を行い、常時使用できることを確認する。</p>	<p>g. 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 通信事業者が提供する特定顧客専用の統合原子力防災ネットワーク（有線系及び衛星系）を用いた IP 電話、IP-FAX 及びテレビ会議システム</p> <p>なお、専用の電力保安通信用回線は、送電鉄塔に配備する有線系回線及び管理事務所の通信鉄塔に固定設置する無線系回線によって構成し、発電所外の必要箇所と通信連絡する設計とする。万が一、電力保安通信用回線による通信連絡の機能が喪失した場合、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等の衛星系回線により、発電所外の必要箇所との通信連絡が可能な設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）については、定期的な機能・性能の確認及び外観の確認により適切な保守管理を行い、常時使用できることを確認する。</p>	<p>【女川】記載表現の相違 女川：「、」、泊：「及び」</p> <p>DBに係る内容（当ページ）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・電力保安通信用電話設備の無線系回線の設置場所の相違。女川：発電所建屋の排気筒、泊：管理事務所の通信鉄塔（伊方、川内、玄海、島根と同様）</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・記載の統一（万ー）</p> <p>【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績を反映） ・女川・泊は、データ伝送設備を 2.4 に記載している</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

概要を図3~6に示す。

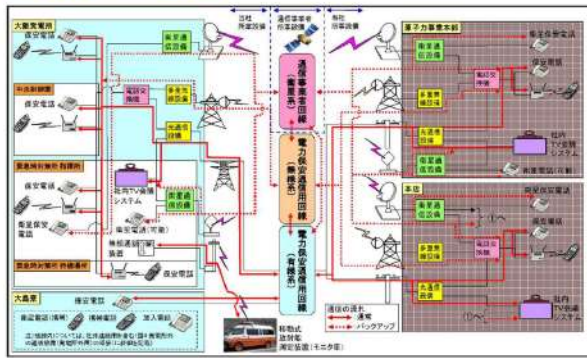


図3 通信設備（発電所外）の概要（社内関係箇所）

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】

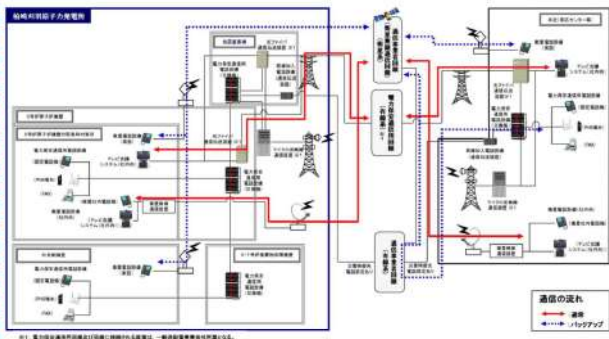
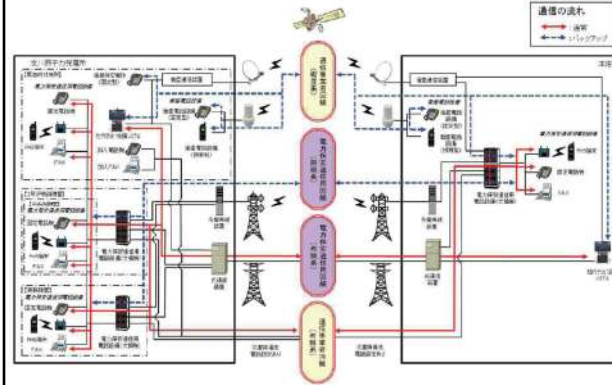


図2-3-1 通信連絡設備（発電所外〔社内関係箇所〕）の概要（その1）
 （テレビ会議システム（社内向）、衛星電話設備（社内向）、衛星電話設備）

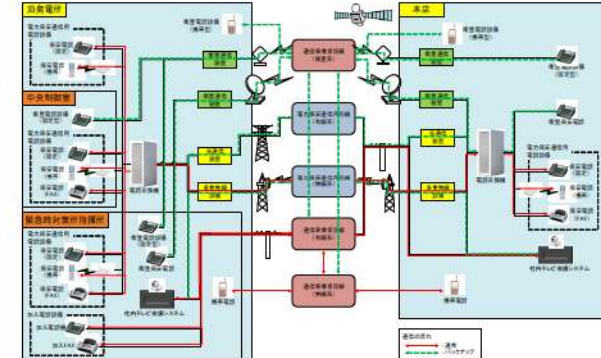
女川原子力発電所2号炉



第2.3-1図 通信連絡設備（発電所外〔社内関係箇所〕）の概要（その1）

（電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備、衛星電話設備）

泊発電所3号炉



第2.3.1図 通信連絡設備（発電所外〔社内関係箇所〕）の概要

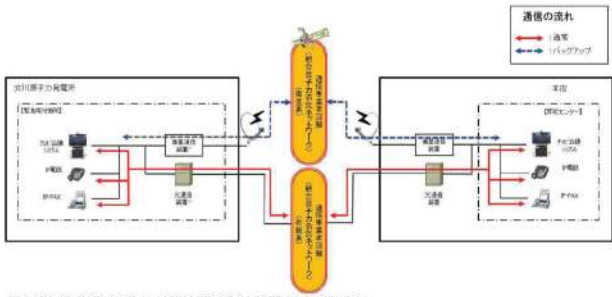
（電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、加入電話設備、衛星電話設備、携帯電話）

相違理由

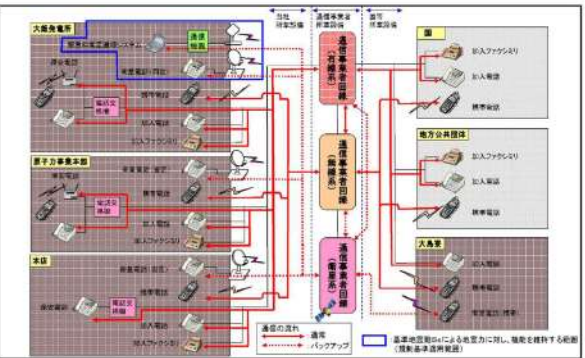
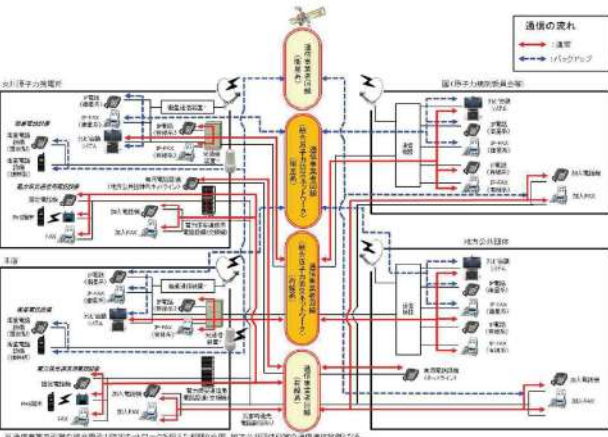
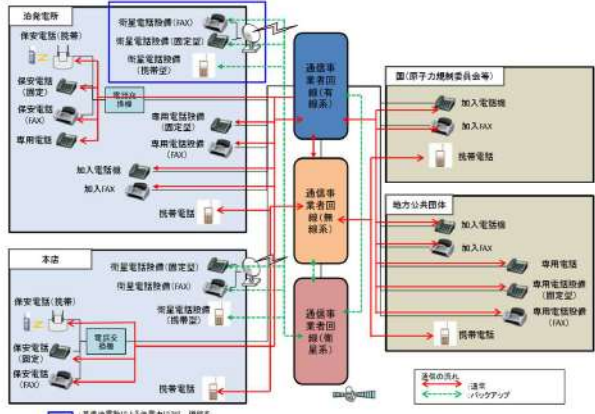
【女川】設計方針の相違
 ・2-2⑤記載のとおり

【柏崎】記載方針の相違
 2-3②のとおり

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	 <p data-bbox="712 470 1086 486">共通業務実施形態の統合原子力防災ネットワーク外線接続の概観から、地方公共団体間の通信連絡体制が示す。</p> <p data-bbox="712 491 1321 574">第 2.3-2 図 通信連絡設備（発電所外 [社内関係箇所]）の概要（その 2） （統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備）</p>		<p data-bbox="1975 143 2159 167">DB/SA に係る内容 (当図)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
 <p>図 4 通信設備（発電所外）の概要（社外関係箇所 1 / 2）</p>	 <p>第 2.3-3 図 通信連絡設備（発電所外〔社外関係箇所〕）の概要（衛星電話設備、専用電話設備（ホットライン）、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備）</p>	 <p>第 2.3.2 図 通信連絡設備（発電所外〔社外関係箇所〕）の概要（その 1）（加入電話設備、専用電話設備、衛星電話設備、携帯電話）</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・2-2⑤記載のとおり</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

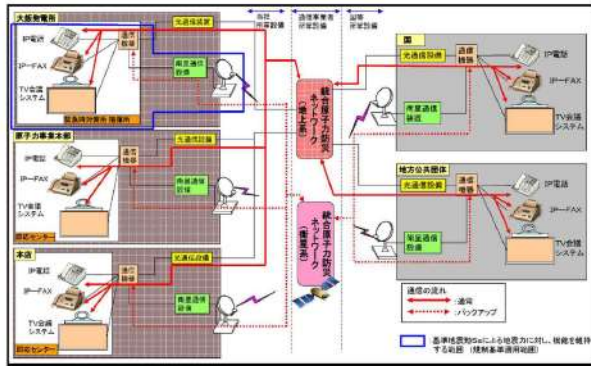


図5 通信設備（発電所外）の概要（社外関係箇所2/2）

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】

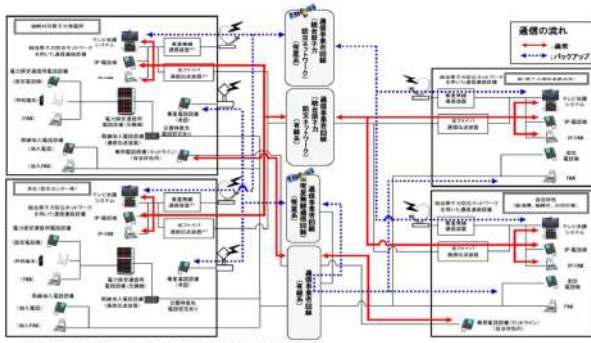
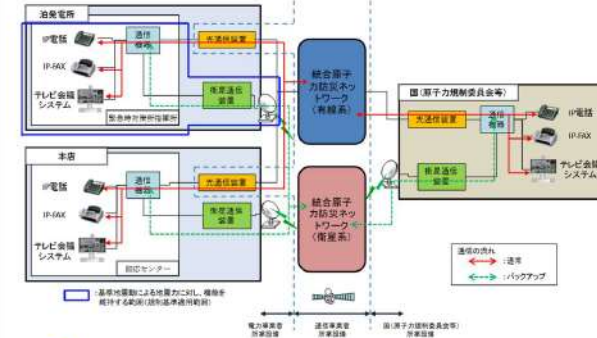


図2.3-3 通信連絡設備（発電所外（社外関係箇所））の概要

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



第2.3.3図 通信連絡設備（発電所外〔社外関係箇所〕）の概要（その2）
 （統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備）

DB/SAに係る内容(当図)

【柏崎】記載方針の相違
 2-3②のとおり

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎羽羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p> <p>【大飯3/4号炉まとめ資料より比較のため再掲】 多様性を確保した通信事業者が提供する統合原子力防災ネットワーク（有線系回線及び衛星系回線）に接続する通信連絡設備及び緊急時対策支援システム（ERSS）等へのデータを伝送出来る設備として、データ伝送設備（発電所外）を設置している。 データ伝送設備（発電所外）については、バックアップとして当社が構築する電力保安通信用回線（有線系回線及び無線系回線）に接続し原子力事業本部からも伝送できるようにしている。</p> <p>【柏崎羽羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】 安全パラメータ表示システム（SPDS）における発電所内建屋間の有線系回線の構成は、6号及び7号炉と5号炉間を直接接続する設計とする。</p>	<p>2.4 安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備 緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ収集装置、SPDS 伝送装置及びSPDS 表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、SPDS 伝送装置で構成するデータ伝送設備を設置する設計とする。</p> <p>データ伝送設備は、データ収集装置からデータを収集し、緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送可能な設計とし、常時使用できるよう、通信事業者が提供する特定顧客専用の統合原子力防災ネットワーク（有線系及び衛星系）に接続し、多様性を確保するとともに、専用の電力保安通信用回線（有線系及び無線系）及び通信事業者が提供する専用の衛星無線通信用回線（衛星系）にも接続し多様性を確保する設計とする。概要を第2.4-1 図に示す。</p> <p>なお、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備のうち、設計基準対象施設であるデータ収集装置、SPDS 伝送装置及びSPDS 表示装置は、重大事故等時においても使用し、重大事故等が発生した場合においても機能維持を図る設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）における発電所内建屋間の有線系回線の構成は、2号炉と緊急時対策所間を直接接続する設計とする。 万が一、有線系回線に損傷が発生し有線系回線によるデータ伝送の機能が喪失した場合、無線通信装置により、発電所内建屋間のデータ伝送が継続可能な設計とする。 安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備については、定期的な機能・性能の確認及び外観の確認により適切な保守管理を行い、常時使用できることを確認する。</p>	<p>2.4 データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外） 緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ収集計算機及びデータ表示端末で構成するデータ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、データ収集計算機及びERSS伝送サーバで構成するデータ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所外）は、データ収集計算機からデータを収集し、緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送可能な設計とし、常時使用できるよう、通信事業者が提供する特定顧客専用の統合原子力防災ネットワーク（有線系及び衛星系）に接続し、多様性を確保するとともに、専用の電力保安通信用回線（有線系及び無線系）にも接続し多様性を確保する設計とする。概要を第2.4-1 図に示す。</p> <p>なお、データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）のうち、設計基準対象施設であるデータ収集計算機、ERSS 伝送サーバ及びデータ表示端末は、重大事故等時においても使用し、重大事故等が発生した場合においても機能維持を図る設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）における発電所内建屋間の有線系回線の構成は、3号炉と緊急時対策所間を直接接続する設計とする。 万一、有線系回線に損傷が発生し有線系回線によるデータ伝送の機能が喪失した場合、無線通信装置により、発電所内建屋間のデータ伝送が継続可能な設計とする。 データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）については、定期的な機能・性能の確認及び外観の確認により適切な保守管理を行い、常時使用できることを確認する。</p>	<p>DBに係る内容（当ページ） 【女川】設計方針の相違 ・2-2②記載のとおり 【柏崎】記載方針の相違 2-3③のとおり</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・2-2③記載のとおり</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・当社は先行PWR同様に通信事業者が提供する専用の衛星無線通信用回線（衛星系）を保有していない。ただし、パラメータを共有する手段として、衛星電話設備（FAX）を保有している。 【大飯】記載方針の相違 ・（女川審査実績を反映） ・大飯も泊と同様に統合原子力防災ネットワークおよび電力保安通信用回線の2種類の回線でデータ伝送しており、設備構成に相違は無い。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 2-3③のとおり</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・記載の統一（万一）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>電力保安運用関係図概観</p> <p>電力保安運用関係図概観</p> <p>図1：表示システムは、安全パラメータ表示システム(SPDS)を構成して設置。図2：伝送システムは、安全パラメータ伝送システムを構成して設置。</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> → 制御データの送付 → SPDS用データの送付(リンクアップ) → SPDS用データの送付(発電用出力のリンクアップ) → 監視用データの送付(上記の両者兼用のバックアップ) <p>■ 基準地電力S&Tによる地震力に対し、機動を維持する動機(覆核基準適用範囲)</p>	<p>女川原子力発電所</p> <p>図2.4-1 安全パラメータ表示システム(SPDS)及びデータ伝送設備の概要</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> → 制御 → 監視 → 監視用データ → SPDS用データ 	<p>泊発電所</p> <p>図2.4.1 データ伝送設備(発電所内)及びデータ伝送設備(発電所外)の概要</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> → 監視 → 監視用データ → SPDS用データ → SPDS用データ(発電用出力のリンクアップ) → SPDS用データ(監視用出力のリンクアップ) → SPDS用データ(両者兼用のリンクアップ) 	<p>相違理由</p> <p>DB/SAに係る内容(当図)</p>
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>図2.4-1 安全パラメータ表示システム(SPDS)及びデータ伝送設備の概要</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> → 監視 → 監視用データ → SPDS用データ → SPDS用データ(発電用出力のリンクアップ) → SPDS用データ(監視用出力のリンクアップ) → SPDS用データ(両者兼用のリンクアップ) 			<p>【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																	
<p>2.2 多様性を確保した専用通信回線</p> <p>通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる。</p> <p>設備ごとに接続する通信回線について表1に記載し、その概要を図7に示す。</p>	<p>2.5 多様性を確保した通信回線</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。多様性を確保した通信回線を第2.5-1表に記載するとともに、概要を第2.5-1図に示す。</p> <p>なお、通信連絡設備（無線系）の通信手段は、意図的な妨害電波等への対策として、外部からの妨害電波等によって、機器が性能劣化を起こさずに正常に動作するよう対策を施し、かつ、傍受されにくいデジタル無線機等を設置する設計としている。</p>	<p>2.5 多様性を確保した通信回線</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。多様性を確保した通信回線を第2.5.1表に記載するとともに、概要を第2.5.1図に示す。</p> <p>なお、通信連絡設備（無線系）の通信手段は、意図的な妨害電波等への対策として、外部からの妨害電波等によって、機器が性能劣化を起こさずに正常に動作するよう対策を施し、かつ、傍受されにくいデジタル無線機等を設置する設計としている。</p>	<p>DBに係る内容（当ページ）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） 大飯：有線系、無線系又は衛星系回線、女川・泊：有線系回線、無線系回線又は衛星系回線</p> <p>【大飯】記載表現の相違・女川・泊では必ずしも専用の通信回線ではないことから、通信回線と記載。</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映）</p>																																																																																																																																																																																																	
<p>表1 多様性を確保した専用通信回線</p>		<p>第2.5.1表 多様性を確保した通信回線</p>																																																																																																																																																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>主要設備</th> <th>通信回線種別</th> <th>専用</th> <th>輻輳</th> <th>必要容量</th> <th>回線容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">保安電話</td> <td>電力保安通信回線</td> <td>有線系(光ケーブル) 2方向</td> <td>○ ◎</td> <td><無線系> 52Mbps 512Kbps { 有線系 } 64Kbps×8回線</td> <td><無線系> 52Mbps { 有線系 } 6Mbps 600Mbps</td> </tr> <tr> <td></td> <td>無線系(多量無線) 2方向</td> <td>○ ◎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛星保安電話</td> <td>通信事業者回線</td> <td>衛星系</td> <td>○ ◎</td> <td>96kpbs (32kpbs×3台+96kpbs)</td> <td>96kpbs</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">衛星電話(可搬)</td> <td>通信事業者回線</td> <td>衛星系</td> <td>○ ◎</td> <td>32kpbs</td> <td>32kpbs</td> </tr> <tr> <td>電力保安通信回線</td> <td>有線系(光ケーブル) 2方向</td> <td>○ ◎</td> <td>2Mbps</td> <td>10Mbps</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">社内テレビ会議システム</td> <td>通信事業者回線</td> <td>衛星系</td> <td>○ ◎</td> <td>384kpbs</td> <td>1Mbps</td> </tr> <tr> <td></td> <td>有線系(メタルケーブル)</td> <td>- △</td> <td>10台</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>加入電話(災害時優先電話)</td> <td>通信事業者回線</td> <td>無線系</td> <td>- △</td> <td>15台</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>衛星電話(災害時優先電話)</td> <td>通信事業者回線</td> <td>衛星系</td> <td>- ○</td> <td>8kpbs</td> <td>144kpbs</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</td> <td rowspan="2">TV会議システム</td> <td>有線系(光ケーブル)</td> <td>○ ◎</td> <td>472kpbs^{※1} { TV会議 384kpbs 1台 IP電話 88kpbs 1台 IP-FAX 2^{※1} 1台 }</td> <td>5Mbps</td> </tr> <tr> <td>無線系</td> <td>○ ◎</td> <td>210Mbps { TV会議 128kpbs 1台 IP電話 32kpbs 1台 IP-FAX 56kpbs 1台 }</td> <td>340kpbs</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">データ伝送システム(SPD)、安機(発電所外)全/半/データ伝送システム</td> <td>電力保安通信回線</td> <td>有線系(光ケーブル) 2方向</td> <td>○ ◎</td> <td>730kpbs</td> <td>100Mbps</td> </tr> <tr> <td></td> <td>無線系(多量無線) 2方向</td> <td>○ ◎</td> <td>730kpbs</td> <td>1.5Mbps</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">緊急時衛星連絡システム</td> <td>通信事業者回線</td> <td>有線系(光ケーブル)</td> <td>○ ◎</td> <td>40kpbs^{※2}</td> <td>5Mbps</td> </tr> <tr> <td></td> <td>無線系</td> <td>○ ◎</td> <td>40kpbs^{※2}</td> <td>340kpbs</td> </tr> <tr> <td>無線伝送装置</td> <td>通信回線</td> <td>無線系</td> <td>○ ◎</td> <td>64kpbs</td> <td>144kpbs</td> </tr> </tbody> </table>	主要設備	通信回線種別	専用	輻輳	必要容量	回線容量	保安電話	電力保安通信回線	有線系(光ケーブル) 2方向	○ ◎	<無線系> 52Mbps 512Kbps { 有線系 } 64Kbps×8回線	<無線系> 52Mbps { 有線系 } 6Mbps 600Mbps		無線系(多量無線) 2方向	○ ◎			衛星保安電話	通信事業者回線	衛星系	○ ◎	96kpbs (32kpbs×3台+96kpbs)	96kpbs	衛星電話(可搬)	通信事業者回線	衛星系	○ ◎	32kpbs	32kpbs	電力保安通信回線	有線系(光ケーブル) 2方向	○ ◎	2Mbps	10Mbps	社内テレビ会議システム	通信事業者回線	衛星系	○ ◎	384kpbs	1Mbps		有線系(メタルケーブル)	- △	10台	-	加入電話(災害時優先電話)	通信事業者回線	無線系	- △	15台	-	衛星電話(災害時優先電話)	通信事業者回線	衛星系	- ○	8kpbs	144kpbs	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	TV会議システム	有線系(光ケーブル)	○ ◎	472kpbs ^{※1} { TV会議 384kpbs 1台 IP電話 88kpbs 1台 IP-FAX 2 ^{※1} 1台 }	5Mbps	無線系	○ ◎	210Mbps { TV会議 128kpbs 1台 IP電話 32kpbs 1台 IP-FAX 56kpbs 1台 }	340kpbs	データ伝送システム(SPD)、安機(発電所外)全/半/データ伝送システム	電力保安通信回線	有線系(光ケーブル) 2方向	○ ◎	730kpbs	100Mbps		無線系(多量無線) 2方向	○ ◎	730kpbs	1.5Mbps	緊急時衛星連絡システム	通信事業者回線	有線系(光ケーブル)	○ ◎	40kpbs ^{※2}	5Mbps		無線系	○ ◎	40kpbs ^{※2}	340kpbs	無線伝送装置	通信回線	無線系	○ ◎	64kpbs	144kpbs	<table border="1"> <thead> <tr> <th>通信回線種別</th> <th>主要設備</th> <th>機能</th> <th>専用</th> <th>通信の制限[※]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">電力保安通信回線</td> <td>有線系回線(光ケーブル)</td> <td>電力保安通信用 電話設備^{※1} FAX</td> <td>電話 FAX</td> <td>○ ◎</td> </tr> <tr> <td>無線系回線(多量無線)</td> <td>電力保安通信用 電話設備^{※1} FAX</td> <td>電話 FAX</td> <td>○ ◎</td> </tr> <tr> <td>衛星系回線(メタルケーブル)</td> <td>加入電話設備 (災害時優先契約あり) 加入FAX 加入電話設備 (災害時優先契約なし) 加入FAX</td> <td>電話 FAX</td> <td>- ○ - ○ - ○ - ×^{※2}</td> </tr> <tr> <td>無線系回線</td> <td>衛星電話設備(固定型) 衛星電話設備(携帯型) 電力保安通信用電話設備 衛星保安電話(固定型)</td> <td>電話 電話 電話 電話</td> <td>- ○ - ○ ○ ◎ ○ ◎</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通信事業者回線</td> <td>有線系回線(光ケーブル)</td> <td>専用電話設備 専用電話設備 データ伝送設備</td> <td>電話 電話 データ伝送</td> <td>○ ◎ ○ ◎ ○ ◎</td> </tr> <tr> <td>無線系回線</td> <td>専用電話設備 (災害時優先契約あり) 専用電話設備 (災害時優先契約なし)</td> <td>電話 電話</td> <td>- ○ - ○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通信事業者回線</td> <td>有線系回線(光ケーブル)</td> <td>統合原子力防災 ネットワークを用いた通信 連絡設備</td> <td>IP電話 FAX IP-FAX テレビ会議システム</td> <td>○ ◎ ○ ◎ ○ ◎ ○ ◎</td> </tr> <tr> <td>無線系回線</td> <td>IP電話 IP-FAX テレビ会議システム</td> <td>電話 FAX テレビ会議</td> <td>○ ◎ ○ ◎ ○ ◎</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通信事業者回線(統合原子力防災ネットワーク)</td> <td>有線系回線(光ケーブル)</td> <td>データ伝送設備</td> <td>データ伝送</td> <td>○ ◎</td> </tr> <tr> <td>無線系回線</td> <td>衛星電話設備</td> <td>電話</td> <td>○ ◎</td> </tr> </tbody> </table>	通信回線種別	主要設備	機能	専用	通信の制限 [※]	電力保安通信回線	有線系回線(光ケーブル)	電力保安通信用 電話設備 ^{※1} FAX	電話 FAX	○ ◎	無線系回線(多量無線)	電力保安通信用 電話設備 ^{※1} FAX	電話 FAX	○ ◎	衛星系回線(メタルケーブル)	加入電話設備 (災害時優先契約あり) 加入FAX 加入電話設備 (災害時優先契約なし) 加入FAX	電話 FAX	- ○ - ○ - ○ - × ^{※2}	無線系回線	衛星電話設備(固定型) 衛星電話設備(携帯型) 電力保安通信用電話設備 衛星保安電話(固定型)	電話 電話 電話 電話	- ○ - ○ ○ ◎ ○ ◎	通信事業者回線	有線系回線(光ケーブル)	専用電話設備 専用電話設備 データ伝送設備	電話 電話 データ伝送	○ ◎ ○ ◎ ○ ◎	無線系回線	専用電話設備 (災害時優先契約あり) 専用電話設備 (災害時優先契約なし)	電話 電話	- ○ - ○	通信事業者回線	有線系回線(光ケーブル)	統合原子力防災 ネットワークを用いた通信 連絡設備	IP電話 FAX IP-FAX テレビ会議システム	○ ◎ ○ ◎ ○ ◎ ○ ◎	無線系回線	IP電話 IP-FAX テレビ会議システム	電話 FAX テレビ会議	○ ◎ ○ ◎ ○ ◎	通信事業者回線(統合原子力防災ネットワーク)	有線系回線(光ケーブル)	データ伝送設備	データ伝送	○ ◎	無線系回線	衛星電話設備	電話	○ ◎	<table border="1"> <thead> <tr> <th>通信回線種別</th> <th>主要設備</th> <th>機能</th> <th>専用</th> <th>制限[※]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">電力保安通信回線</td> <td>有線系回線(光ケーブル)</td> <td>電力保安通信用電話設備^{※1} 保安電話(携帯) 保安電話(FAX) データ伝送設備(発電所外)</td> <td>電話 FAX FAX データ伝送</td> <td>○ ◎ ○ ◎ ○ ◎ ○ ◎</td> </tr> <tr> <td>無線系回線(多量無線)</td> <td>電力保安通信用電話設備^{※1} 保安電話(携帯) 保安電話(FAX) データ伝送設備(発電所外)</td> <td>電話 FAX FAX データ伝送</td> <td>○ ◎ ○ ◎ ○ ◎ ○ ◎</td> </tr> <tr> <td>衛星系回線(メタルケーブル)</td> <td>加入電話設備(固定型) 加入電話設備(携帯型) 加入FAX 加入電話設備(災害時優先契約なし) 加入FAX 専用電話設備(固定型) 専用電話設備(FAX)</td> <td>電話 FAX FAX FAX FAX 電話 FAX</td> <td>- ○ - ○ - ○ - ×^{※2} - ○ ○ ◎ ○ ◎</td> </tr> <tr> <td>無線系回線</td> <td>電力保安通信用電話設備 加入電話設備(災害時優先契約あり) 加入FAX 加入電話設備(災害時優先契約なし) 加入FAX 専用電話設備</td> <td>電話 加入電話設備 FAX 加入電話設備 加入FAX 専用電話設備</td> <td>○ ◎ - ○ - ○ - ○ - ○ ○ ◎ ○ ◎</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通信事業者回線</td> <td>有線系回線(光ケーブル)</td> <td>社内テレビ会議システム</td> <td>テレビ会議</td> <td>○ ◎</td> </tr> <tr> <td>無線系回線</td> <td>携帯電話(災害時優先契約あり) 携帯電話(災害時優先契約なし)</td> <td>電話</td> <td>- ○ - ○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通信事業者回線(統合原子力防災ネットワーク)</td> <td>有線系回線(光ケーブル)</td> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備</td> <td>IP電話 IP-FAX テレビ会議システム</td> <td>○ ◎ ○ ◎ ○ ◎</td> </tr> <tr> <td>無線系回線</td> <td>IP電話 IP-FAX テレビ会議システム</td> <td>電話 FAX テレビ会議</td> <td>○ ◎ ○ ◎ ○ ◎</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通信事業者回線(光ケーブル)</td> <td>データ伝送設備</td> <td>データ伝送</td> <td>データ伝送</td> <td>○ ◎</td> </tr> <tr> <td>衛星系回線</td> <td>衛星電話設備</td> <td>電話</td> <td>○ ◎</td> </tr> </tbody> </table>	通信回線種別	主要設備	機能	専用	制限 [※]	電力保安通信回線	有線系回線(光ケーブル)	電力保安通信用電話設備 ^{※1} 保安電話(携帯) 保安電話(FAX) データ伝送設備(発電所外)	電話 FAX FAX データ伝送	○ ◎ ○ ◎ ○ ◎ ○ ◎	無線系回線(多量無線)	電力保安通信用電話設備 ^{※1} 保安電話(携帯) 保安電話(FAX) データ伝送設備(発電所外)	電話 FAX FAX データ伝送	○ ◎ ○ ◎ ○ ◎ ○ ◎	衛星系回線(メタルケーブル)	加入電話設備(固定型) 加入電話設備(携帯型) 加入FAX 加入電話設備(災害時優先契約なし) 加入FAX 専用電話設備(固定型) 専用電話設備(FAX)	電話 FAX FAX FAX FAX 電話 FAX	- ○ - ○ - ○ - × ^{※2} - ○ ○ ◎ ○ ◎	無線系回線	電力保安通信用電話設備 加入電話設備(災害時優先契約あり) 加入FAX 加入電話設備(災害時優先契約なし) 加入FAX 専用電話設備	電話 加入電話設備 FAX 加入電話設備 加入FAX 専用電話設備	○ ◎ - ○ - ○ - ○ - ○ ○ ◎ ○ ◎	通信事業者回線	有線系回線(光ケーブル)	社内テレビ会議システム	テレビ会議	○ ◎	無線系回線	携帯電話(災害時優先契約あり) 携帯電話(災害時優先契約なし)	電話	- ○ - ○	通信事業者回線(統合原子力防災ネットワーク)	有線系回線(光ケーブル)	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	IP電話 IP-FAX テレビ会議システム	○ ◎ ○ ◎ ○ ◎	無線系回線	IP電話 IP-FAX テレビ会議システム	電話 FAX テレビ会議	○ ◎ ○ ◎ ○ ◎	通信事業者回線(光ケーブル)	データ伝送設備	データ伝送	データ伝送	○ ◎	衛星系回線	衛星電話設備	電話	○ ◎	<p>※1：加入電話設備に接続されており、発電所外への連絡も可能 ※2：制限とは、輻輳のほか、災害発生時等の通信事業者による通信制限を想定 ※3：制限時は、ほかの通信連絡設備で発電所外への連絡が可能</p> <p>【凡例】専用 ○：専用回線 -：非専用回線 ・制限 ○：制限なし △：制限の恐れが少ない ×：制限の恐れがある</p>
主要設備	通信回線種別	専用	輻輳	必要容量	回線容量																																																																																																																																																																																															
保安電話	電力保安通信回線	有線系(光ケーブル) 2方向	○ ◎	<無線系> 52Mbps 512Kbps { 有線系 } 64Kbps×8回線	<無線系> 52Mbps { 有線系 } 6Mbps 600Mbps																																																																																																																																																																																															
		無線系(多量無線) 2方向	○ ◎																																																																																																																																																																																																	
衛星保安電話	通信事業者回線	衛星系	○ ◎	96kpbs (32kpbs×3台+96kpbs)	96kpbs																																																																																																																																																																																															
衛星電話(可搬)	通信事業者回線	衛星系	○ ◎	32kpbs	32kpbs																																																																																																																																																																																															
	電力保安通信回線	有線系(光ケーブル) 2方向	○ ◎	2Mbps	10Mbps																																																																																																																																																																																															
社内テレビ会議システム	通信事業者回線	衛星系	○ ◎	384kpbs	1Mbps																																																																																																																																																																																															
		有線系(メタルケーブル)	- △	10台	-																																																																																																																																																																																															
加入電話(災害時優先電話)	通信事業者回線	無線系	- △	15台	-																																																																																																																																																																																															
衛星電話(災害時優先電話)	通信事業者回線	衛星系	- ○	8kpbs	144kpbs																																																																																																																																																																																															
統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	TV会議システム	有線系(光ケーブル)	○ ◎	472kpbs ^{※1} { TV会議 384kpbs 1台 IP電話 88kpbs 1台 IP-FAX 2 ^{※1} 1台 }	5Mbps																																																																																																																																																																																															
		無線系	○ ◎	210Mbps { TV会議 128kpbs 1台 IP電話 32kpbs 1台 IP-FAX 56kpbs 1台 }	340kpbs																																																																																																																																																																																															
データ伝送システム(SPD)、安機(発電所外)全/半/データ伝送システム	電力保安通信回線	有線系(光ケーブル) 2方向	○ ◎	730kpbs	100Mbps																																																																																																																																																																																															
		無線系(多量無線) 2方向	○ ◎	730kpbs	1.5Mbps																																																																																																																																																																																															
緊急時衛星連絡システム	通信事業者回線	有線系(光ケーブル)	○ ◎	40kpbs ^{※2}	5Mbps																																																																																																																																																																																															
		無線系	○ ◎	40kpbs ^{※2}	340kpbs																																																																																																																																																																																															
無線伝送装置	通信回線	無線系	○ ◎	64kpbs	144kpbs																																																																																																																																																																																															
通信回線種別	主要設備	機能	専用	通信の制限 [※]																																																																																																																																																																																																
電力保安通信回線	有線系回線(光ケーブル)	電力保安通信用 電話設備 ^{※1} FAX	電話 FAX	○ ◎																																																																																																																																																																																																
	無線系回線(多量無線)	電力保安通信用 電話設備 ^{※1} FAX	電話 FAX	○ ◎																																																																																																																																																																																																
	衛星系回線(メタルケーブル)	加入電話設備 (災害時優先契約あり) 加入FAX 加入電話設備 (災害時優先契約なし) 加入FAX	電話 FAX	- ○ - ○ - ○ - × ^{※2}																																																																																																																																																																																																
	無線系回線	衛星電話設備(固定型) 衛星電話設備(携帯型) 電力保安通信用電話設備 衛星保安電話(固定型)	電話 電話 電話 電話	- ○ - ○ ○ ◎ ○ ◎																																																																																																																																																																																																
通信事業者回線	有線系回線(光ケーブル)	専用電話設備 専用電話設備 データ伝送設備	電話 電話 データ伝送	○ ◎ ○ ◎ ○ ◎																																																																																																																																																																																																
	無線系回線	専用電話設備 (災害時優先契約あり) 専用電話設備 (災害時優先契約なし)	電話 電話	- ○ - ○																																																																																																																																																																																																
通信事業者回線	有線系回線(光ケーブル)	統合原子力防災 ネットワークを用いた通信 連絡設備	IP電話 FAX IP-FAX テレビ会議システム	○ ◎ ○ ◎ ○ ◎ ○ ◎																																																																																																																																																																																																
	無線系回線	IP電話 IP-FAX テレビ会議システム	電話 FAX テレビ会議	○ ◎ ○ ◎ ○ ◎																																																																																																																																																																																																
通信事業者回線(統合原子力防災ネットワーク)	有線系回線(光ケーブル)	データ伝送設備	データ伝送	○ ◎																																																																																																																																																																																																
	無線系回線	衛星電話設備	電話	○ ◎																																																																																																																																																																																																
通信回線種別	主要設備	機能	専用	制限 [※]																																																																																																																																																																																																
電力保安通信回線	有線系回線(光ケーブル)	電力保安通信用電話設備 ^{※1} 保安電話(携帯) 保安電話(FAX) データ伝送設備(発電所外)	電話 FAX FAX データ伝送	○ ◎ ○ ◎ ○ ◎ ○ ◎																																																																																																																																																																																																
	無線系回線(多量無線)	電力保安通信用電話設備 ^{※1} 保安電話(携帯) 保安電話(FAX) データ伝送設備(発電所外)	電話 FAX FAX データ伝送	○ ◎ ○ ◎ ○ ◎ ○ ◎																																																																																																																																																																																																
	衛星系回線(メタルケーブル)	加入電話設備(固定型) 加入電話設備(携帯型) 加入FAX 加入電話設備(災害時優先契約なし) 加入FAX 専用電話設備(固定型) 専用電話設備(FAX)	電話 FAX FAX FAX FAX 電話 FAX	- ○ - ○ - ○ - × ^{※2} - ○ ○ ◎ ○ ◎																																																																																																																																																																																																
	無線系回線	電力保安通信用電話設備 加入電話設備(災害時優先契約あり) 加入FAX 加入電話設備(災害時優先契約なし) 加入FAX 専用電話設備	電話 加入電話設備 FAX 加入電話設備 加入FAX 専用電話設備	○ ◎ - ○ - ○ - ○ - ○ ○ ◎ ○ ◎																																																																																																																																																																																																
通信事業者回線	有線系回線(光ケーブル)	社内テレビ会議システム	テレビ会議	○ ◎																																																																																																																																																																																																
	無線系回線	携帯電話(災害時優先契約あり) 携帯電話(災害時優先契約なし)	電話	- ○ - ○																																																																																																																																																																																																
通信事業者回線(統合原子力防災ネットワーク)	有線系回線(光ケーブル)	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	IP電話 IP-FAX テレビ会議システム	○ ◎ ○ ◎ ○ ◎																																																																																																																																																																																																
	無線系回線	IP電話 IP-FAX テレビ会議システム	電話 FAX テレビ会議	○ ◎ ○ ◎ ○ ◎																																																																																																																																																																																																
通信事業者回線(光ケーブル)	データ伝送設備	データ伝送	データ伝送	○ ◎																																																																																																																																																																																																
	衛星系回線	衛星電話設備	電話	○ ◎																																																																																																																																																																																																
<p>【凡例】 ◎：輻輳の恐れがない ○：制限の恐れが少ない △：一部回線に比べ制限されない ×：輻輳の恐れがある</p> <p>※1：輻輳の恐れが少ない、5Mbpsでの空き容量で通信する。 ※2：号炉単位でデータ伝送しており、号炉毎の必要容量の最大値を記載。</p>		<p>※1：無線加入電話設備に接続されており、発電所外への連絡も可能 ※2：通信の制限とは、輻輳のほか、災害発生時等の通信事業者による通信制限を想定 ※3：通信の制限時は、ほかの通信連絡設備で発電所外への連絡が可能</p> <p>【凡例】専用 ○：専用回線 -：非専用回線 ・通信の制限 ○：制限なし △：制限の恐れが少ない ×：制限の恐れがある</p>																																																																																																																																																																																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>図7 多様性を確保した専用通信回線概要</p>	<p>第2.5-1図 多様性を確保した通信回線の概要</p>	<p>第2.5-1図 多様性を確保した通信回線の概要</p>	<p>DBに係る内容（当ページ）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

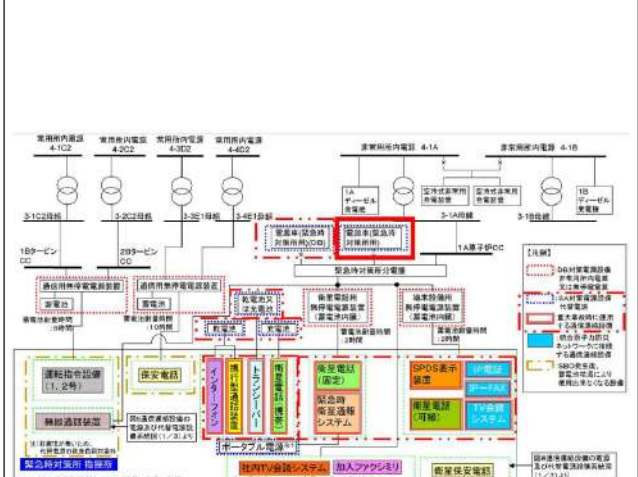
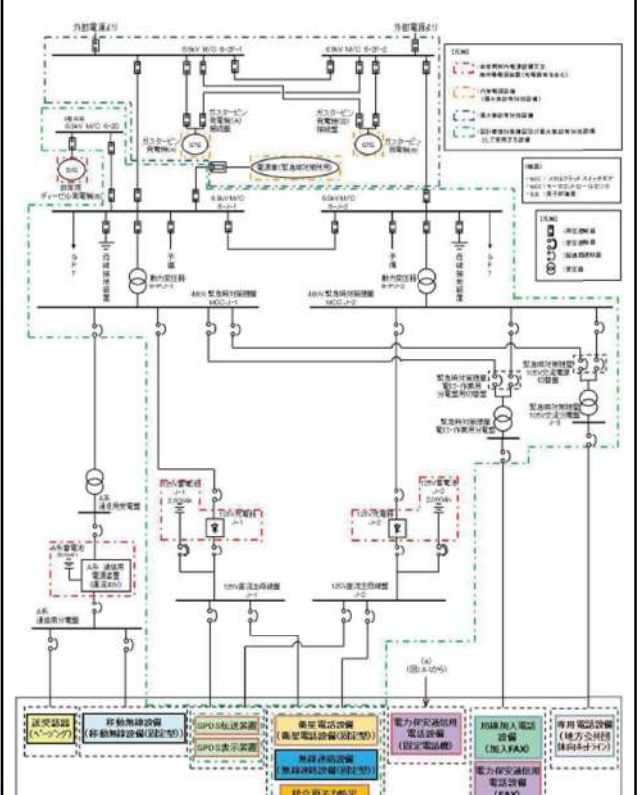
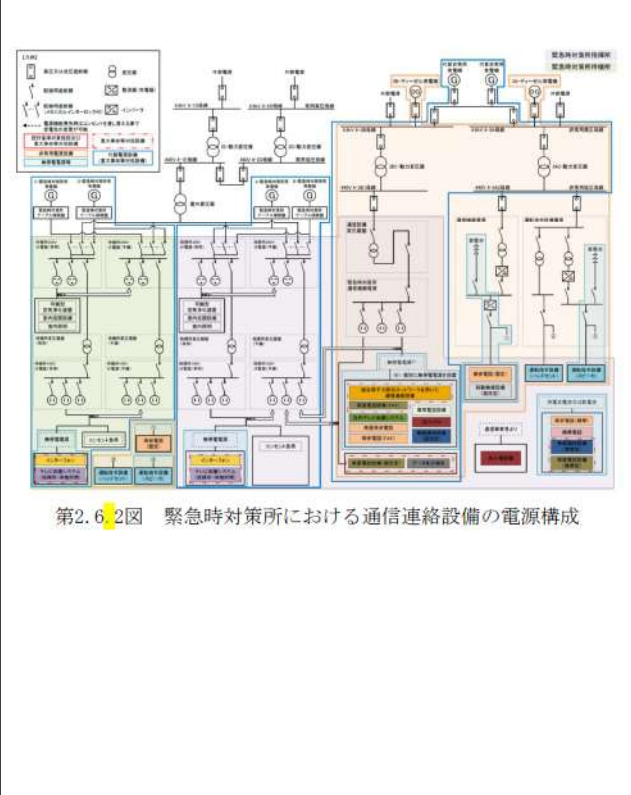
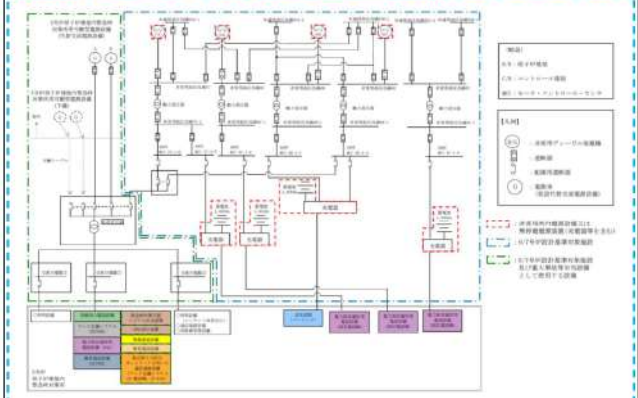
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.3 通信連絡設備の電源及び代替電源設備</p> <p>通信連絡設備の電源については、非常用所内電源又は無停電電源から給電可能としている。又、重大事故等対処設備の通信連絡設備（衛星電話（固定）等）は、代替電源設備（電池等を含む。）から給電可能としている。通信連絡設備の電源接続系統図を図8～10に示し、接続電源の一覧を表2、3に記載する。</p> <p>図8は、大飯発電所3/4号炉の通信連絡設備の電源供給系統を示している。図には、非常用所内電源（4-2D2, 4-4D2, 4-2A, 4-4A, 4-2C2, 4-4C2）と、保安電話、運転指示設備（S-4等）、飛行記録装置、衛星電話（固定）などの負荷が接続されている。また、図には「図10通信連絡設備の電源接続系統図(2/3)へ」と「図9通信連絡設備の電源接続系統図(1/3)へ」という注釈がある。</p>	<p>2.6 通信連絡設備の電源設備</p> <p>(1) 中央制御室 中央制御室における通信連絡設備は、外部電源喪失時、非常用所内電源設備である非常用ディーゼル発電機又は無停電電源装置（充電器等を含む。）から受電可能な設計とする。</p> <p>さらに、中央制御室における通信連絡設備は、代替電源設備として常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機又は可搬型代替交流電源設備である電源車から受電可能な設計とする。</p> <p>中央制御室における通信連絡設備の電源構成を第2.6-1図に示す。</p> <p>また、通信連絡設備の電源設備を第2.6-1表、第2.6-2表、第2.6-3表及び第2.6-4表に示す。</p> <p>第2.6-1図は、女川原子力発電所2号炉の中央制御室における通信連絡設備の電源構成を示している。図には、非常用ディーゼル発電機、無停電電源装置（UPS）、ガスタービン発電機、電源車などの設備が接続されている。また、図には「図10通信連絡設備の電源接続系統図(2/3)へ」と「図9通信連絡設備の電源接続系統図(1/3)へ」という注釈がある。</p>	<p>2.6 通信連絡設備の電源設備</p> <p>(1) 中央制御室 中央制御室における通信連絡設備は、外部電源喪失時、非常用電源設備であるディーゼル発電機又は無停電電源等から受電可能な設計とする。</p> <p>さらに、中央制御室における通信連絡設備は、代替電源設備として常設代替交流電源設備である代替非常用発電機又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替電源車から受電可能な設計とする。</p> <p>中央制御室における通信連絡設備の電源構成を第2.6.1図に示す。</p> <p>また、通信連絡設備の電源設備を第2.6.1表及び第2.6.2表に示す。</p> <p>第2.6.1図は、泊発電所3号炉の中央制御室における通信連絡設備の電源構成を示している。図には、ディーゼル発電機、無停電電源装置（UPS）、代替非常用発電機、可搬型代替電源車などの設備が接続されている。また、図には「図10通信連絡設備の電源接続系統図(2/3)へ」と「図9通信連絡設備の電源接続系統図(1/3)へ」という注釈がある。</p>	<p>DB/SAに係る内容（当ページ）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績を反映） ・女川・泊ともに、大飯と同様DBの通信連絡設備の電源にくわえ、SA時の通信連絡設備の電源についても記載している（実質同様）</p> <p>【女川】設計方針の相違 泊では、無停電電源（UPS）の類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p> <p>SAに係る内容（赤枠）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>(2) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所における通信連絡設備は、外部電源喪失時、非常用所内電源設備である非常用ディーゼル発電機又は無停電電源装置（充電器等を含む。）から受電可能な設計とする。</p> <p>さらに、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所における通信連絡設備は、代替電源設備として代替交流電源設備である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備から受電可能な設計とする。概要を図2.6-3に示す。</p> <p>また、通信連絡設備の電源設備を表2.6-1、表2.6-2、表2.6-3及び表2.6-4に示す。</p>	<p>(2) 緊急時対策所 緊急時対策所における通信連絡設備は、外部電源喪失時、非常用所内電源設備である非常用ディーゼル発電機又は無停電電源装置（充電器等を含む。）から受電可能な設計とする。</p> <p>さらに、緊急時対策所における通信連絡設備は、代替電源設備として常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機又は緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）から受電可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所における通信連絡設備の電源構成を第2.6-2図に示す。</p> <p>また、通信連絡設備の電源設備を第2.6-1表、第2.6-2表、第2.6-3表及び第2.6-4表に示す。</p>	<p>(2) 緊急時対策所 緊急時対策所における通信連絡設備は、外部電源喪失時、非常用電源設備であるディーゼル発電機又は無停電電源等から受電可能な設計とする。</p> <p>さらに、緊急時対策所における通信連絡設備は、代替電源設備として常設代替交流電源設備である代替非常用発電機又は緊急時対策所用代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機から受電可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所における通信連絡設備の電源構成を第2.6-2図に示す。</p> <p>また、通信連絡設備の電源設備を第2.6-1表、第2.6-2表及び第2.6-3表に示す。</p>	<p>DB/SAに係る内容（当ページ）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映）</p> <p>【女川】設計方針の相違 泊では、無停電電源（UPS）の類、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 2-3④のとおり</p> <p>SAに係る内容（赤枠）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図9 通信連絡設備の電源及び代替電源設備系統図(2/3)</p>	 <p>第2.6-2図 緊急時対策所における通信連絡設備の電源構成</p>	 <p>第2.6.2図 緊急時対策所における通信連絡設備の電源構成</p>	
 <p>図2.6-3 5号炉原子が建屋内緊急時対策所における通信連絡設備の電源構成</p>			<p>【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>図10 通信連絡設備の電源及び代替電源設備系統図(3/3)</p>		<p>(3) 原子炉補助建屋</p> <p>原子炉補助建屋における通信連絡設備は、外部電源喪失時、非常用電源設備であるディーゼル発電機又は無停電電源等から受電可能な設計とする。</p> <p>さらに、原子炉補助建屋の通信連絡設備は代替電源設備として常設代替交流電源設備である代替非常用発電機及び可搬型代替交流電源設備である可搬型代替電源車から受電可能な設計とする。</p> <p>原子炉補助建屋における通信連絡設備の電源構成を第2.6.3図に示す。</p> <p>また、通信連絡設備の電源設備を第2.6.1表、第2.6.2表、第2.6.3表及び第2.6.4表に示す。</p> <p>第2.6.3図 原子炉補助建屋における通信連絡設備の電源構成</p>	<p>DB/SAに係る内容（当ページ）</p> <p>【女川】設計方針の相違・通信連絡設備設置建屋の相違。泊は原子炉補助建屋にも通信連絡設備が設置されている。SAに係る内容（赤枠）</p> <p>【大飯】設計方針の相違（女川審査実績を反映）・電源系統としての記載であり、建屋別に電源の詳細については記載されていない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

表2 通信連絡設備の電源及び代替電源設備一覧(1/2)

通信種別	主要設備	電源	代替電源設備
警報装置	事故一斉放送装置	事故一斉放送装置	なし
	事故一斉放送装置	非常用内電源、通信用無停電電源装置**	なし
	運転指令設備	1号及び2号炉送受設備 3号及び4号炉送受設備	非常用内電源、通信用無停電電源装置**
	電力保安設備用電話	固定・非常用内電源、蓄電池**、 通信用無停電電源装置**	なし
	電力保安設備用電話	保安電話	固定・なし 携帯・なし
	飛行機連絡装置	飛行機連絡装置	乾電池
	ドラムブレーキ	乾電池又は乾電池	乾電池又は乾電池**
	新着電話	固定・非常用内電源、蓄電池**、 電話機、電源車(緊急時対策用)(DB) 携帯・充電機	固定・空形式非常用発電装置 携帯・充電機**
	インターフォン	乾電池	乾電池**
	無線連絡装置	固定・非常用内電源、通信用無停電電源装置** 電源車(緊急時対策用)(DB) 無線・緊急時対策用電源装置(モニター車)の専用蓄電池	なし
	データ伝送装置	非常用内電源 データ伝送装置用蓄電池装置**	空形式非常用発電装置
	SPDS表示装置	電源車(緊急時対策用)(DB)、 端末設備用無停電電源装置**	電源車(緊急時対策用)

注1) 非常用電源として設置されている機器は、電源供給の確保が確保されているものと見做す。
 注2) 非常用電源、緊急時対策用電源、蓄電池、電源車(緊急時対策用)は、非常用電源であり、使用時間が延長できる。文、充電機は、非常用電源として設置されている機器は、電源供給の確保が確保されているものと見做す。
 注3) 非常用電源、緊急時対策用電源、蓄電池、電源車(緊急時対策用)は、非常用電源であり、使用時間が延長できる。注4) 非常用電源、緊急時対策用電源、蓄電池、電源車(緊急時対策用)は、非常用電源であり、使用時間が延長できる。注5) 非常用電源、緊急時対策用電源、蓄電池、電源車(緊急時対策用)は、非常用電源であり、使用時間が延長できる。注6) 非常用電源、緊急時対策用電源、蓄電池、電源車(緊急時対策用)は、非常用電源であり、使用時間が延長できる。注7) 非常用電源、緊急時対策用電源、蓄電池、電源車(緊急時対策用)は、非常用電源であり、使用時間が延長できる。注8) 非常用電源、緊急時対策用電源、蓄電池、電源車(緊急時対策用)は、非常用電源であり、使用時間が延長できる。注9) 非常用電源、緊急時対策用電源、蓄電池、電源車(緊急時対策用)は、非常用電源であり、使用時間が延長できる。注10) 非常用電源、緊急時対策用電源、蓄電池、電源車(緊急時対策用)は、非常用電源であり、使用時間が延長できる。注11) 非常用電源、緊急時対策用電源、蓄電池、電源車(緊急時対策用)は、非常用電源であり、使用時間が延長できる。

女川原子力発電所2号炉

第2.6-1表 通信連絡設備（発電所内）の電源設備

通信種別	主要設備	非常用電源設備 又は非常用電源設備	代替電源設備
警報装置	事故一斉放送装置	非常用電源設備 又は非常用電源設備	乾電池**
	事故一斉放送装置	非常用電源設備 又は非常用電源設備	乾電池**
	運転指令設備	非常用電源設備 又は非常用電源設備	乾電池**
	電力保安設備用電話	非常用電源設備 又は非常用電源設備	乾電池**
飛行機連絡装置	飛行機連絡装置	非常用電源設備 又は非常用電源設備	乾電池**
	飛行機連絡装置	非常用電源設備 又は非常用電源設備	乾電池**
無線連絡装置	無線連絡装置	非常用電源設備 又は非常用電源設備	乾電池**
	無線連絡装置	非常用電源設備 又は非常用電源設備	乾電池**

注1) 非常用電源として設置されている機器は、電源供給の確保が確保されているものと見做す。
 注2) 非常用電源、緊急時対策用電源、蓄電池、電源車(緊急時対策用)は、非常用電源であり、使用時間が延長できる。注3) 非常用電源、緊急時対策用電源、蓄電池、電源車(緊急時対策用)は、非常用電源であり、使用時間が延長できる。注4) 非常用電源、緊急時対策用電源、蓄電池、電源車(緊急時対策用)は、非常用電源であり、使用時間が延長できる。注5) 非常用電源、緊急時対策用電源、蓄電池、電源車(緊急時対策用)は、非常用電源であり、使用時間が延長できる。注6) 非常用電源、緊急時対策用電源、蓄電池、電源車(緊急時対策用)は、非常用電源であり、使用時間が延長できる。注7) 非常用電源、緊急時対策用電源、蓄電池、電源車(緊急時対策用)は、非常用電源であり、使用時間が延長できる。注8) 非常用電源、緊急時対策用電源、蓄電池、電源車(緊急時対策用)は、非常用電源であり、使用時間が延長できる。注9) 非常用電源、緊急時対策用電源、蓄電池、電源車(緊急時対策用)は、非常用電源であり、使用時間が延長できる。注10) 非常用電源、緊急時対策用電源、蓄電池、電源車(緊急時対策用)は、非常用電源であり、使用時間が延長できる。注11) 非常用電源、緊急時対策用電源、蓄電池、電源車(緊急時対策用)は、非常用電源であり、使用時間が延長できる。

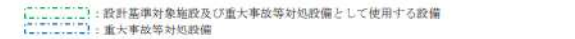


泊発電所3号炉

第2.6.1表 通信連絡設備（発電所内）の電源設備

通信種別	主要設備	非常用電源設備 又は非常用電源設備	代替電源設備
運転指令設備	運転指令設備	非常用電源設備 又は非常用電源設備	なし
	運転指令設備	非常用電源設備 又は非常用電源設備	なし
電力保安設備用 電話設備	保安電話(固定)	非常用電源設備 又は非常用電源設備	なし
	保安電話(携帯)	非常用電源設備 又は非常用電源設備	なし
無線連絡装置	無線連絡装置(固定型)	非常用電源設備 又は非常用電源設備	なし
	無線連絡装置(携帯型)	非常用電源設備 又は非常用電源設備	なし
無線連絡装置	無線連絡装置(固定型)	非常用電源設備 又は非常用電源設備	なし
	無線連絡装置(携帯型)	非常用電源設備 又は非常用電源設備	なし
飛行機連絡装置	飛行機連絡装置	非常用電源設備 又は非常用電源設備	乾電池**
	飛行機連絡装置	非常用電源設備 又は非常用電源設備	乾電池**
データ伝送装置	データ伝送装置	非常用電源設備 又は非常用電源設備	乾電池**
	データ伝送装置	非常用電源設備 又は非常用電源設備	乾電池**
SPDS表示装置	SPDS表示装置	非常用電源設備 又は非常用電源設備	乾電池**
	SPDS表示装置	非常用電源設備 又は非常用電源設備	乾電池**

注1) 非常用電源として設置されている機器は、電源供給の確保が確保されているものと見做す。
 注2) 非常用電源、緊急時対策用電源、蓄電池、電源車(緊急時対策用)は、非常用電源であり、使用時間が延長できる。注3) 非常用電源、緊急時対策用電源、蓄電池、電源車(緊急時対策用)は、非常用電源であり、使用時間が延長できる。注4) 非常用電源、緊急時対策用電源、蓄電池、電源車(緊急時対策用)は、非常用電源であり、使用時間が延長できる。注5) 非常用電源、緊急時対策用電源、蓄電池、電源車(緊急時対策用)は、非常用電源であり、使用時間が延長できる。注6) 非常用電源、緊急時対策用電源、蓄電池、電源車(緊急時対策用)は、非常用電源であり、使用時間が延長できる。注7) 非常用電源、緊急時対策用電源、蓄電池、電源車(緊急時対策用)は、非常用電源であり、使用時間が延長できる。注8) 非常用電源、緊急時対策用電源、蓄電池、電源車(緊急時対策用)は、非常用電源であり、使用時間が延長できる。注9) 非常用電源、緊急時対策用電源、蓄電池、電源車(緊急時対策用)は、非常用電源であり、使用時間が延長できる。注10) 非常用電源、緊急時対策用電源、蓄電池、電源車(緊急時対策用)は、非常用電源であり、使用時間が延長できる。注11) 非常用電源、緊急時対策用電源、蓄電池、電源車(緊急時対策用)は、非常用電源であり、使用時間が延長できる。



【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】

表2.6-1 通信連絡設備（発電所内）の電源設備（その1）

通信種別	主要設備	非常用電源設備 又は非常用電源設備	代替電源設備
警報装置	事故一斉放送装置	非常用電源設備 又は非常用電源設備	乾電池**
	事故一斉放送装置	非常用電源設備 又は非常用電源設備	乾電池**
運転指令設備	運転指令設備	非常用電源設備 又は非常用電源設備	乾電池**
	運転指令設備	非常用電源設備 又は非常用電源設備	乾電池**
無線連絡装置	無線連絡装置	非常用電源設備 又は非常用電源設備	乾電池**
	無線連絡装置	非常用電源設備 又は非常用電源設備	乾電池**

注1) 非常用電源として設置されている機器は、電源供給の確保が確保されているものと見做す。
 注2) 非常用電源、緊急時対策用電源、蓄電池、電源車(緊急時対策用)は、非常用電源であり、使用時間が延長できる。注3) 非常用電源、緊急時対策用電源、蓄電池、電源車(緊急時対策用)は、非常用電源であり、使用時間が延長できる。注4) 非常用電源、緊急時対策用電源、蓄電池、電源車(緊急時対策用)は、非常用電源であり、使用時間が延長できる。注5) 非常用電源、緊急時対策用電源、蓄電池、電源車(緊急時対策用)は、非常用電源であり、使用時間が延長できる。注6) 非常用電源、緊急時対策用電源、蓄電池、電源車(緊急時対策用)は、非常用電源であり、使用時間が延長できる。注7) 非常用電源、緊急時対策用電源、蓄電池、電源車(緊急時対策用)は、非常用電源であり、使用時間が延長できる。注8) 非常用電源、緊急時対策用電源、蓄電池、電源車(緊急時対策用)は、非常用電源であり、使用時間が延長できる。注9) 非常用電源、緊急時対策用電源、蓄電池、電源車(緊急時対策用)は、非常用電源であり、使用時間が延長できる。注10) 非常用電源、緊急時対策用電源、蓄電池、電源車(緊急時対策用)は、非常用電源であり、使用時間が延長できる。注11) 非常用電源、緊急時対策用電源、蓄電池、電源車(緊急時対策用)は、非常用電源であり、使用時間が延長できる。



【柏崎】記載方針の相違
 2-3②のとおり

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

表3 通信連絡設備の電源及び代替電源設備一覧(2/2)

通信種別	主要設備	電源	代替電源設備	
通信種別 (発電所外)	加入電話	不審(通常事業用交流電源から供給)	なし	
	加入FAX(ファクシム)	不審(通常事業用交流電源から供給)	なし	
	携帯電話	充電器	なし	
	電力保安連絡用 電話設備	保安電話	指定: 専用室内電源、通常用無停電電源装置 ^{※1} 標準: 専用室内電源、通常用無停電電源装置 ^{※1} 、 充電器	指定: なし 標準: なし
		非常保安電話	指定: 非常保安用電源 予-予伝送機後電源切替装置無停電電源装置 ^{※1}	指定: 非常保安用電源装置
	緊急電話	固定 機	指定: 専用室内電源、非常電源 ^{※2} 、無電圧降下用無停電電源装置 ^{※3} 、 充電器(緊急時対策用)等(以下略)	指定: 非常保安用電源装置 ^{※4} 標準: 非常保安用電源装置 ^{※4}
		携帯	指定: 専用室内電源、非常電源 ^{※2} 、無電圧降下用無停電電源装置 ^{※3} 、 充電器(緊急時対策用)等(以下略)	指定: 非常保安用電源装置 ^{※4} 標準: 非常保安用電源装置 ^{※4}
	社内TV会議システム	可	指定: 専用室内電源、非常電源 ^{※2} 、無電圧降下用無停電電源装置 ^{※3} 、 充電器(緊急時対策用)等(以下略)	指定: 非常保安用電源装置 ^{※4}
		可	指定: 専用室内電源、非常電源 ^{※2} 、無電圧降下用無停電電源装置 ^{※3} 、 充電器(緊急時対策用)等(以下略)	指定: 非常保安用電源装置 ^{※4}
	無線連絡装置	可	指定: 専用室内電源、非常電源 ^{※2} 、無電圧降下用無停電電源装置 ^{※3} 、 充電器(緊急時対策用)等(以下略)	なし
可		指定: 専用室内電源、非常電源 ^{※2} 、無電圧降下用無停電電源装置 ^{※3} 、 充電器(緊急時対策用)等(以下略)	なし	
統合原子力防災 ネットワークを 構築する 通信連絡設備	IP電話	電源車(緊急時対策用)等(以下略)	電源車(緊急時対策用)	
	IP-FAX	電源車(緊急時対策用)等(以下略)	電源車(緊急時対策用)	
緊急時搬送連絡 システム	緊急時搬送連絡 システム	電源車(緊急時対策用)等(以下略)	電源車(緊急時対策用)、 予-予伝送機 ^{※5}	
	緊急時搬送連絡 システム	電源車(緊急時対策用)等(以下略)	電源車(緊急時対策用)、 予-予伝送機 ^{※5}	
予-予伝送設備 (発電所外)	可	専用室内電源 予-予伝送機後電源切替装置無停電電源装置 ^{※1}	非常保安用電源装置	

※1: 非常保安用電源装置(非常保安用電源装置)は、通常事業用交流電源から供給可能である。
 ※2: 非常保安用電源装置(非常保安用電源装置)は、通常事業用交流電源から供給可能である。
 ※3: 非常保安用電源装置(非常保安用電源装置)は、通常事業用交流電源から供給可能である。
 ※4: 非常保安用電源装置(非常保安用電源装置)は、通常事業用交流電源から供給可能である。
 ※5: 非常保安用電源装置(非常保安用電源装置)は、通常事業用交流電源から供給可能である。

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】

表2-2 通信連絡設備(発電所内)の電源設備(その2)

通信種別	主要設備	電源	代替電源設備
発電所内 電力保安連絡用 電話設備	保安電話	4号炉27号炉 非常保安用電源 非常保安用電源装置	第一電源 ^{※1} (非常保安用電源装置) 電源車(非常保安用電源装置)
	非常保安電話	4号炉27号炉 非常保安用電源 非常保安用電源装置	第一電源 ^{※1} (非常保安用電源装置) 電源車(非常保安用電源装置)
	緊急電話	4号炉27号炉 非常保安用電源 非常保安用電源装置	第一電源 ^{※1} (非常保安用電源装置) 電源車(非常保安用電源装置)
	FAX	4号炉27号炉 非常保安用電源 非常保安用電源装置	第一電源 ^{※1} (非常保安用電源装置) 電源車(非常保安用電源装置)

※1: 非常保安用電源装置(非常保安用電源装置)は、通常事業用交流電源から供給可能である。
 ※2: 非常保安用電源装置(非常保安用電源装置)は、通常事業用交流電源から供給可能である。
 ※3: 非常保安用電源装置(非常保安用電源装置)は、通常事業用交流電源から供給可能である。
 ※4: 非常保安用電源装置(非常保安用電源装置)は、通常事業用交流電源から供給可能である。
 ※5: 非常保安用電源装置(非常保安用電源装置)は、通常事業用交流電源から供給可能である。

女川原子力発電所2号炉

第2.6-2表 通信連絡設備(発電所内及び発電所外)の電源設備(その1)

通信種別	主要設備	電源	代替電源設備
発電所内 電力保安連絡用 電話設備	保安電話	非常保安用電源 非常保安用電源装置	第一電源 ^{※1} (非常保安用電源装置) 電源車(非常保安用電源装置)
	非常保安電話	非常保安用電源 非常保安用電源装置	第一電源 ^{※1} (非常保安用電源装置) 電源車(非常保安用電源装置)
	緊急電話	非常保安用電源 非常保安用電源装置	第一電源 ^{※1} (非常保安用電源装置) 電源車(非常保安用電源装置)
	FAX	非常保安用電源 非常保安用電源装置	第一電源 ^{※1} (非常保安用電源装置) 電源車(非常保安用電源装置)

※1: 非常保安用電源装置(非常保安用電源装置)は、通常事業用交流電源から供給可能である。
 ※2: 非常保安用電源装置(非常保安用電源装置)は、通常事業用交流電源から供給可能である。
 ※3: 非常保安用電源装置(非常保安用電源装置)は、通常事業用交流電源から供給可能である。
 ※4: 非常保安用電源装置(非常保安用電源装置)は、通常事業用交流電源から供給可能である。
 ※5: 非常保安用電源装置(非常保安用電源装置)は、通常事業用交流電源から供給可能である。

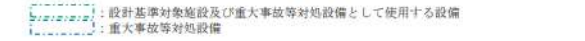


泊発電所3号炉

第2.6.2表 通信連絡設備(発電所外)の電源設備

通信種別	主要設備	非常用電源設備 又は緊急電源等	代替電源設備
加入電話設備	加入電話機	通信事業者回線からの給電	なし
	加入FAX	通信事業者回線からの給電	代替非常用発電機(常設代替交流電源設備) 緊急時対策用発電機 (緊急時対策用代替交流電源設備)
携帯電話	充電器	充電器	なし
	充電器	充電器	なし
電力保安連絡用 電話設備	保安電話(固定)	非常用電源設備 通信機電源(蓄電池) ^{※1}	代替非常用発電機(常設代替交流電源設備) 緊急時対策用発電機 (緊急時対策用代替交流電源設備)
	保安電話(携帯)	非常用電源設備 通信機電源(蓄電池) ^{※1}	代替非常用発電機(常設代替交流電源設備) 緊急時対策用発電機 (緊急時対策用代替交流電源設備)
	保安電話(FAX)	非常用電源設備 通信機電源(蓄電池) ^{※1}	代替非常用発電機(常設代替交流電源設備) 緊急時対策用発電機 (緊急時対策用代替交流電源設備)
	緊急保安電話	非常用電源設備 無停電電源	代替非常用発電機(常設代替交流電源設備) 緊急時対策用発電機 (緊急時対策用代替交流電源設備)
専用電話	専用電話	非常用電源設備 通信機電源(蓄電池) ^{※1}	代替非常用発電機(常設代替交流電源設備) 緊急時対策用発電機 (緊急時対策用代替交流電源設備)
	専用電話	非常用電源設備 通信機電源(蓄電池) ^{※1}	代替非常用発電機(常設代替交流電源設備) 緊急時対策用発電機 (緊急時対策用代替交流電源設備)
専用電話設備	専用電話機(固定型)	非常用電源設備	代替非常用発電機(常設代替交流電源設備) 緊急時対策用発電機 (緊急時対策用代替交流電源設備)
	専用電話機(FAX)	非常用電源設備	代替非常用発電機(常設代替交流電源設備) 緊急時対策用発電機 (緊急時対策用代替交流電源設備)
緊急電話設備	非常用電源装置 (固定型)	非常用電源装置 (固定型)	代替非常用発電機(常設代替交流電源設備) 緊急時対策用発電機 (緊急時対策用代替交流電源設備)
	非常用電源装置 (携帯型)	非常用電源装置 (携帯型)	代替非常用発電機(常設代替交流電源設備) 緊急時対策用発電機 (緊急時対策用代替交流電源設備)
	非常用電源装置 (蓄電池内蔵)	非常用電源装置 (蓄電池内蔵)	代替非常用発電機(常設代替交流電源設備) 緊急時対策用発電機 (緊急時対策用代替交流電源設備)
	非常用電源装置 (蓄電池内蔵)	非常用電源装置 (蓄電池内蔵)	代替非常用発電機(常設代替交流電源設備) 緊急時対策用発電機 (緊急時対策用代替交流電源設備)
統合原子力防災 ネットワークを 用いた通信連絡 設備	IP電話	非常用電源設備 通信機電源(蓄電池) ^{※1}	代替非常用発電機(常設代替交流電源設備) 緊急時対策用発電機 (緊急時対策用代替交流電源設備)
	IP-FAX	非常用電源設備 通信機電源(蓄電池) ^{※1}	代替非常用発電機(常設代替交流電源設備) 緊急時対策用発電機 (緊急時対策用代替交流電源設備)
	テレビ会議システム	非常用電源設備 通信機電源(蓄電池) ^{※1}	代替非常用発電機(常設代替交流電源設備) 緊急時対策用発電機 (緊急時対策用代替交流電源設備)
社内テレビ会議システム	非常用電源設備 通信機電源(蓄電池) ^{※1}	代替非常用発電機(常設代替交流電源設備) 緊急時対策用発電機 (緊急時対策用代替交流電源設備)	

※1: 非常保安用電源装置(非常保安用電源装置)は、通常事業用交流電源から供給可能である。
 ※2: 非常保安用電源装置(非常保安用電源装置)は、通常事業用交流電源から供給可能である。
 ※3: 非常保安用電源装置(非常保安用電源装置)は、通常事業用交流電源から供給可能である。
 ※4: 非常保安用電源装置(非常保安用電源装置)は、通常事業用交流電源から供給可能である。
 ※5: 非常保安用電源装置(非常保安用電源装置)は、通常事業用交流電源から供給可能である。



【記載方針の相違】
 ・女川は発電所内・発電所内外・発電所外で整理されているが、泊は通信連絡設備(発電所内・外)、データ伝送設備(発電所内・外)で整理している

【柏崎】記載方針の相違
 2-3②のとおり

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.4 緊急時対策所の通信連絡設備及びSPDSデータ表示に係る耐震性</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所に設置する通信連絡設備については、基準地震動S_sによる地震力に対し、機能を維持するため、設置する机等の転倒防止及び通信端末の落下防止の措置を講じる。</p> <p>また、緊急時対策所指揮所のSPDSデータ表示に係る機能及び緊急時対策支援システム（ERSS）等へデータを伝送するための機能に関しては、安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システムを耐震性を有する3号及び4号炉原子炉補助建屋に設置し、基準地震動S_sによる地震力に対し、機能を喪失しないように耐震性を確保する設計としている。</p> <p>概要を図11、12に示す。（SPDS表示装置については、「第34条 緊急時対策所」にて整理する。）</p>		<p>2.7 緊急時対策所の通信連絡設備及びSPDSパラメータ表示に係る耐震性</p> <p>緊急時対策所に設置する通信連絡設備については、基準地震動による地震力に対し、機能を維持するため、設置する机等の転倒防止及び通信端末の落下防止の措置を講じる。</p> <p>また、緊急時対策所のSPDSパラメータ表示に係る機能及び緊急時対策支援システム（ERSS）へデータを伝送するための機能に関しては、データ収集計算機及びERSS伝送サーバを耐震性を有する3号炉原子炉補助建屋内に設置し、基準地震動による地震力に対し、機能を喪失しないように耐震性を確保する設計としている。</p> <p>概要を第2.7-1図に示す。</p>	<p>相違理由</p> <p>SAに係る内容（当ページ）</p> <p>【女川】記載方針の相違（大飯審査実績の反映） ・女川は参考資料の参考8に耐震措置について記載している。泊は、大飯審査実績を踏まえ、本項を記載しつつ、女川審査実績を踏まえ参考8にも耐震措置について記載している（女川・泊の参考8比較は別途参考資料の比較表に記載）。なお、メーカー設計が同様である大飯の耐震性確保の範囲は泊と同様である。 （女川に記載がないため、大飯との相違識別）</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・大飯：SPDSデータ、泊：SPDSパラメータ</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映） ・泊は、伝送先がERSSしかないことから「等」は記載していない。 【大飯】記載方針の相違 大飯ではSPDS表示装置については、「34条」で整理するとしているが、泊3号炉では女川審査実績を踏まえ、SPDS表示端末について35条上で整理することとし、参考8にSPDS表示端末の耐震措置一覧を記載している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

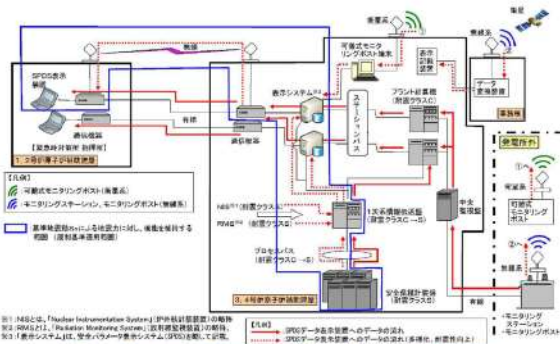


図 11 緊急時対策所のSPDSデータ表示概要図

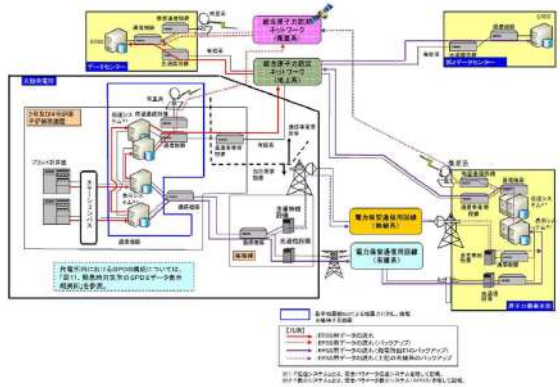
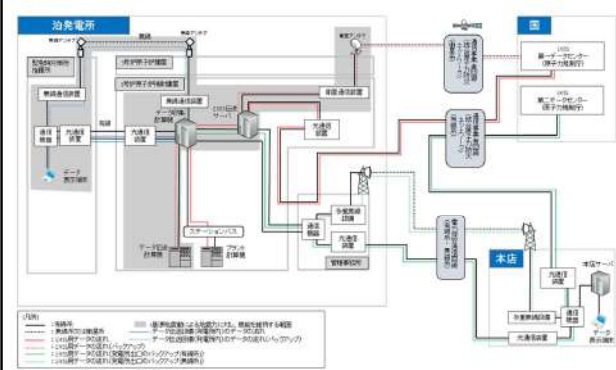


図 12 緊急時対策支援システム（ERSS）等へ伝送できる設備概要



第 2.7.1 図 データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）に係る耐震性の概要

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉				
<p>参考1. 通信連絡設備の一覧</p> <p>発電所内外の必要な箇所と通信連絡するための設備について、設置場所、台数等を表1~7に記載する。</p>				
表1 警報装置				
主要設備	台数・設置場所	新規制基準 取扱い	写真	
事故一斉放送装置	1式	○	 連絡指令装置のスピーカーを使用	
表2 発電所内の通信設備（発電所内）（1/2）				
主要設備	台数・設置場所	新規制基準 取扱い	写真	
遠隔指令設備	1、2号炉 送受話機	全体台数：200台 緊急時対策用 指操所：1台 事務所等：199台	○	 送受話機 スピーカー
	3、4号炉 送受話機	全体台数：270台 中央制御室：14台 事務所等：256台	○	
電力保安運用 電話設備*	保安電話 (固定)	全体台数：約680台 緊急時対策用 指操所：2台 中央制御室：7台 事務所等：671台	○	固定型 
	保安電話 (携帯)	全体台数：約890台 緊急時対策用 指操所：10台 緊急時対策用 指操機等：4台 中央制御室：8台 事務所等：868台	○	
トランスミッター	全体台数：33台（予備3台含む） 緊急時対策用 指操所：33台（予備3台）	○		
無線連絡装置	全体台数：2台** 緊急時対策用 指操所：1台 移動式放射能測定装置（モニタ車）：1台	△	固定型 携帯型 	

* 1：発電所内用を含む。
 ** 2：緊急時対策用指操所は固定型、移動式放射能測定装置（モニタ車）には非電送型設備。
 <写真>
 △：監視室までなく、自主的に設置している設備。

女川原子力発電所2号炉				
<p>参考1. 通信連絡設備の一覧</p> <p>発電所内及び発電所外において必要な箇所と通信連絡を行うための設備について、保管場所及び配備台数を参考第1.1-1表、参考第1.1-2表及び参考第1.1-3表に示す。</p> <p>通信連絡設備の保管に当たっては、保管環境（温度、湿度、振動等）を考慮した設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合においても使用する通信連絡設備についての保管に当たっては、有効性評価において想定する時間に対して影響がなく速やかに使用できるよう考慮した設計とする。また、保守点検時及び設備が故障した場合においても速やかに代替機器を準備できるよう予備品を配備する。</p> <p>保管場所及び配備台数については、訓練により実効性を確認し、必要に応じて適宜改善を図ることとする。</p>				
参考第1.1-1表 通信連絡設備の一覧（通信連絡設備（発電所内）） 通信連絡設備（発電所内）（1/4）				
主要設備	台数・保管場所	新規制基準要求		写真
		既存	新規	
送受話機 (ハンズフリー) (警報装置を含む。)	527台 ・中央制御室：17台 ・緊急時対策所：2台 ・事務建屋等：508台	○		
	935台 ・中央制御室：11台 ・緊急時対策所：2台 ・事務建屋等：922台	○		
* 台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。				
通信連絡設備（発電所内）（2/4）				
主要設備	台数・保管場所	新規制基準要求		写真
		既存	新規	
電力保安通信用 電話設備*	固定電話機	329台 ・中央制御室：5台 ・緊急時対策所：12台 ・事務建屋等：312台	○	
	PHS端末	507台 ・中央制御室：6台 ・緊急時対策所：12台 ・事務建屋等：489台	○	
FAX	12台 ・中央制御室：1台 ・緊急時対策所：1台 ・事務建屋等：10台	○		
*：発電所内用と発電所外用で共用 *：台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。				

泊発電所3号炉				相違理由	
<p>参考1. 通信連絡設備の一覧</p> <p>発電所内及び発電所外において必要な箇所と通信連絡を行うための設備について、保管場所及び配備台数を参考第1-1表、参考第1-2表及び参考第1-3表に示す。</p> <p>通信連絡設備の保管に当たっては、保管環境（温度、湿度、振動等）を考慮した設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合においても使用する通信連絡設備についての保管に当たっては、有効性評価において想定する時間に対して影響がなく速やかに使用できるよう考慮した設計とする。また、保守点検時及び設備が故障した場合においても速やかに代替機器を準備できるよう予備品を配備する。</p> <p>保管場所及び配備台数については、訓練により実効性を確認し、必要に応じて適宜改善を図ることとする。</p>					
参考第1-1表 通信連絡設備の一覧（通信連絡設備（発電所内）） 通信連絡設備（発電所内）				<p>DB/SAに係る内容（当ページ）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は警報装置を独立して表に記載 ・表構成の相違 	
主要設備	台数・保管場所	新規制基準要求 取扱い	写真		
遠隔指令設備 (警報装置を含む。)	133台 緊急時対策用指操所：1台 緊急時対策用指操所：1台 中央制御室：40台 事務所：91台	○			
	スピーカ	1式	○		
電力保安通信用 電話設備**	保安電話(固定)	約600台 中央制御室：1台	○		
	保安電話(PHK)	2台 緊急時対策用指操所：1台 中央制御室：1台	○		
運行管理用設備**	機中送話機	24台(予備12台含む) 中央制御室：12台 選手が保設備等：12台	○		
	通話装置(ケーブル)	28台 選手が保設備等：28台	○		
保安電話設備**	保安電話(固定型)	4台 緊急時対策用指操所：2台 中央制御室：2台	○		
	保安電話(携帯型)	28台 緊急時対策用指操所：15台 中央制御室：2台 消防隊室、中核防室：11台 支電室：2台	○		
無線連絡装置**	無線連絡装置(固定型)	2台 緊急時対策用指操所：1台 中央制御室：1台	○		
	無線連絡装置(携帯型)	27台 緊急時対策用指操所：4台 中央制御室：10台 消防隊室：7台 支電室：27台	○		
移動無線設備	移動無線設備(固定型)	1台 緊急時対策用指操所：1台	○		
	移動無線設備(携帯型)	1台 消防隊用機：1台	○		
<p>【注1】「機中送話機」と「機中送話機」は別個の設備として使用する。 【注2】「機中送話機」は機中送話機及び重大事故時にも使用する。 *：台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。</p>					

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由																																																																																																																																														
<p>表4 発電所外の通信設備 (発電所外) (1/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主要設備</th> <th rowspan="2">台数・設置場所</th> <th colspan="2">連絡先</th> <th colspan="2">新規制基準</th> <th rowspan="2">写真</th> </tr> <tr> <th>社内</th> <th>社外</th> <th>既存</th> <th>新規</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電力保安通信用電話設備</td> <td>全体台数：約580台 緊急時対策所 指揮所：2台 中央制御室：7台 事務所等：571台</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保安電話 (携帯)</td> <td>全体台数：約800台 緊急時対策所 指揮所：10台 緊急時対策所 待機場所：4台 中央制御室：8台 事務所等：888台</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛星保安電話</td> <td>全体台数：3台 緊急時対策所 指揮所：2台 事務所等：1台</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛星電話 携帯</td> <td>全体台数：2台 (予備1台含む) 緊急時対策所 指揮所：1台 (予備1台)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>△</td> <td></td> </tr> <tr> <td>加入電話</td> <td>全体台数：25台 (10台)^{※1} 緊急時対策所 指揮所：5台 (5台)^{※2} 中央制御室：1台 (1台)^{※2} 事務所等：17台 (4台)^{※2}</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>加入ファクシミリ</td> <td>全体台数：18台 緊急時対策所 指揮所：1台 中央制御室：1台 事務所等：16台</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>△</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：発電所内用を含む。 ※2：災害時保安電話の台数を再掲。 △：既設業務でなく、将来的に設置している設備。</p>		主要設備	台数・設置場所	連絡先		新規制基準		写真	社内	社外	既存	新規	電力保安通信用電話設備	全体台数：約580台 緊急時対策所 指揮所：2台 中央制御室：7台 事務所等：571台	○	○	○	○		保安電話 (携帯)	全体台数：約800台 緊急時対策所 指揮所：10台 緊急時対策所 待機場所：4台 中央制御室：8台 事務所等：888台	○	○	○	○		衛星保安電話	全体台数：3台 緊急時対策所 指揮所：2台 事務所等：1台	○	○	○	○		衛星電話 携帯	全体台数：2台 (予備1台含む) 緊急時対策所 指揮所：1台 (予備1台)	○	○	△	△		加入電話	全体台数：25台 (10台) ^{※1} 緊急時対策所 指揮所：5台 (5台) ^{※2} 中央制御室：1台 (1台) ^{※2} 事務所等：17台 (4台) ^{※2}	○	○	○	○		加入ファクシミリ	全体台数：18台 緊急時対策所 指揮所：1台 中央制御室：1台 事務所等：16台	○	○	△	△		<p>参考第1.1-2表 通信連絡設備の一覧 (通信連絡設備 (発電所外)) 通信連絡設備 (発電所外) (1/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主要設備</th> <th rowspan="2">台数・保管場所</th> <th colspan="2">新規制基準適合</th> <th rowspan="2">写真</th> </tr> <tr> <th>既存</th> <th>新規</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定電話機</td> <td>329台 ・中央制御室：5台 ・緊急時対策所：12台 ・事務棟屋等：312台</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>PHS端末</td> <td>507台 ・中央制御室：6台 ・緊急時対策所：12台 ・事務棟屋等：489台</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>12台 ・中央制御室：1台 ・緊急時対策所：1台 ・事務棟屋等：10台</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛星保安電話 (固定型)</td> <td>2台 ・緊急時対策所：1台 ・事務棟屋：1台</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※：発電所内と発電所外で共用 ・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。</p>		主要設備	台数・保管場所	新規制基準適合		写真	既存	新規	固定電話機	329台 ・中央制御室：5台 ・緊急時対策所：12台 ・事務棟屋等：312台	○	○		PHS端末	507台 ・中央制御室：6台 ・緊急時対策所：12台 ・事務棟屋等：489台	○	○		FAX	12台 ・中央制御室：1台 ・緊急時対策所：1台 ・事務棟屋等：10台	○	○		衛星保安電話 (固定型)	2台 ・緊急時対策所：1台 ・事務棟屋：1台	○	○		<p>参考第1-2表 通信連絡設備の一覧 (通信連絡設備 (発電所外)) 通信連絡設備 (発電所外) (1/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主要設備</th> <th rowspan="2">台数・保管場所</th> <th colspan="2">新規制基準要求</th> <th rowspan="2">写真</th> </tr> <tr> <th>既存</th> <th>新規</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保安電話 (固定)^{※1}</td> <td>約400台 ・発電所内 約400台</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保安電話 (携帯)^{※1}</td> <td>約1,800台 ・発電所内 約1,600台 充電器 約1,800台</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保安電話 (FAX)^{※1}</td> <td>2台 ・緊急時対策所指揮所 1台 ・中央制御室 1台</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛星保安電話</td> <td>1台 ・緊急時対策所指揮所 1台</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>専用電話</td> <td>1台 ・中央制御室 1台</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>加入電話設備</td> <td>加入電話機 2台 ・緊急時対策所指揮所 2台</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>加入FAX 1台 ・緊急時対策所指揮所 1台</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>携帯電話</td> <td>携帯電話 72台 充電器 72台</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備^{※2}</td> <td>衛星電話設備 (固定型)^{※1} 4台 ・緊急時対策所指揮所 3台 ・中央制御室 1台</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>衛星電話設備 (FAX)^{※1} 1台 ・緊急時対策所指揮所 1台</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>衛星電話設備 (携帯型)^{※1} 29台 ・緊急時対策所指揮所 15台 ・中央制御室 2台 ・消防車庫、守衛所等 12台 充電器 29台</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1)：発電所内と発電所外で共用 (注2)：設計基準事故時及び重大事故等時にも使用する。 ・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。</p>		主要設備	台数・保管場所	新規制基準要求		写真	既存	新規	保安電話 (固定) ^{※1}	約400台 ・発電所内 約400台	○	○		保安電話 (携帯) ^{※1}	約1,800台 ・発電所内 約1,600台 充電器 約1,800台	○	○		保安電話 (FAX) ^{※1}	2台 ・緊急時対策所指揮所 1台 ・中央制御室 1台	○	○		衛星保安電話	1台 ・緊急時対策所指揮所 1台	○	○		専用電話	1台 ・中央制御室 1台	○	○		加入電話設備	加入電話機 2台 ・緊急時対策所指揮所 2台	○	○			加入FAX 1台 ・緊急時対策所指揮所 1台	○	○		携帯電話	携帯電話 72台 充電器 72台	○	○		衛星電話設備 ^{※2}	衛星電話設備 (固定型) ^{※1} 4台 ・緊急時対策所指揮所 3台 ・中央制御室 1台	○	○			衛星電話設備 (FAX) ^{※1} 1台 ・緊急時対策所指揮所 1台	○	○			衛星電話設備 (携帯型) ^{※1} 29台 ・緊急時対策所指揮所 15台 ・中央制御室 2台 ・消防車庫、守衛所等 12台 充電器 29台	○	○		<p>【大飯】記載方針の相違 (女川実績の反映) ・表構成の相違 DB/SAに係る内容 (当ページ)</p>
主要設備	台数・設置場所			連絡先		新規制基準			写真																																																																																																																																											
		社内	社外	既存	新規																																																																																																																																															
電力保安通信用電話設備	全体台数：約580台 緊急時対策所 指揮所：2台 中央制御室：7台 事務所等：571台	○	○	○	○																																																																																																																																															
保安電話 (携帯)	全体台数：約800台 緊急時対策所 指揮所：10台 緊急時対策所 待機場所：4台 中央制御室：8台 事務所等：888台	○	○	○	○																																																																																																																																															
衛星保安電話	全体台数：3台 緊急時対策所 指揮所：2台 事務所等：1台	○	○	○	○																																																																																																																																															
衛星電話 携帯	全体台数：2台 (予備1台含む) 緊急時対策所 指揮所：1台 (予備1台)	○	○	△	△																																																																																																																																															
加入電話	全体台数：25台 (10台) ^{※1} 緊急時対策所 指揮所：5台 (5台) ^{※2} 中央制御室：1台 (1台) ^{※2} 事務所等：17台 (4台) ^{※2}	○	○	○	○																																																																																																																																															
加入ファクシミリ	全体台数：18台 緊急時対策所 指揮所：1台 中央制御室：1台 事務所等：16台	○	○	△	△																																																																																																																																															
主要設備	台数・保管場所	新規制基準適合		写真																																																																																																																																																
		既存	新規																																																																																																																																																	
固定電話機	329台 ・中央制御室：5台 ・緊急時対策所：12台 ・事務棟屋等：312台	○	○																																																																																																																																																	
PHS端末	507台 ・中央制御室：6台 ・緊急時対策所：12台 ・事務棟屋等：489台	○	○																																																																																																																																																	
FAX	12台 ・中央制御室：1台 ・緊急時対策所：1台 ・事務棟屋等：10台	○	○																																																																																																																																																	
衛星保安電話 (固定型)	2台 ・緊急時対策所：1台 ・事務棟屋：1台	○	○																																																																																																																																																	
主要設備	台数・保管場所	新規制基準要求		写真																																																																																																																																																
		既存	新規																																																																																																																																																	
保安電話 (固定) ^{※1}	約400台 ・発電所内 約400台	○	○																																																																																																																																																	
保安電話 (携帯) ^{※1}	約1,800台 ・発電所内 約1,600台 充電器 約1,800台	○	○																																																																																																																																																	
保安電話 (FAX) ^{※1}	2台 ・緊急時対策所指揮所 1台 ・中央制御室 1台	○	○																																																																																																																																																	
衛星保安電話	1台 ・緊急時対策所指揮所 1台	○	○																																																																																																																																																	
専用電話	1台 ・中央制御室 1台	○	○																																																																																																																																																	
加入電話設備	加入電話機 2台 ・緊急時対策所指揮所 2台	○	○																																																																																																																																																	
	加入FAX 1台 ・緊急時対策所指揮所 1台	○	○																																																																																																																																																	
携帯電話	携帯電話 72台 充電器 72台	○	○																																																																																																																																																	
衛星電話設備 ^{※2}	衛星電話設備 (固定型) ^{※1} 4台 ・緊急時対策所指揮所 3台 ・中央制御室 1台	○	○																																																																																																																																																	
	衛星電話設備 (FAX) ^{※1} 1台 ・緊急時対策所指揮所 1台	○	○																																																																																																																																																	
	衛星電話設備 (携帯型) ^{※1} 29台 ・緊急時対策所指揮所 15台 ・中央制御室 2台 ・消防車庫、守衛所等 12台 充電器 29台	○	○																																																																																																																																																	
<p>表5 発電所外の通信設備 (発電所外) (2/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主要設備</th> <th rowspan="2">台数・設置場所</th> <th colspan="2">連絡先</th> <th colspan="2">新規制基準</th> <th rowspan="2">写真</th> </tr> <tr> <th>社内</th> <th>社外</th> <th>既存</th> <th>新規</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>携帯電話</td> <td>全体台数：83台 (15台)^{※1}</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</td> <td>TV会議システム 全体台数：2台 緊急時対策所 指揮所：1台 事務所：1台</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>IP電話 全体台数：9台 緊急時対策所 指揮所：3台 事務所：6台</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>IP-FAX 全体台数：5台 緊急時対策所 指揮所：2台 事務所：3台</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛星電話^{※1}</td> <td>固定 全体台数：20台 (予備10台含む) 緊急時対策所 指揮所：5台 (予備5台) 中央制御室：5台 (予備5台)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>携帯 全体台数：38台 (予備10台含む) 緊急時対策所 指揮所：10台 (予備10台) 中央制御室：1台 移動式放射線測定装置 (花ニラ車)：1台 事務所等：16台</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：発電所内用を含む。 ※2：災害時保安電話の台数を再掲。</p>		主要設備	台数・設置場所	連絡先		新規制基準		写真	社内	社外	既存	新規	携帯電話	全体台数：83台 (15台) ^{※1}	○	○	○	○		統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	TV会議システム 全体台数：2台 緊急時対策所 指揮所：1台 事務所：1台	○	○	○	○			IP電話 全体台数：9台 緊急時対策所 指揮所：3台 事務所：6台	○	○	○	○			IP-FAX 全体台数：5台 緊急時対策所 指揮所：2台 事務所：3台	○	○	○	○		衛星電話 ^{※1}	固定 全体台数：20台 (予備10台含む) 緊急時対策所 指揮所：5台 (予備5台) 中央制御室：5台 (予備5台)	○	○	○	○			携帯 全体台数：38台 (予備10台含む) 緊急時対策所 指揮所：10台 (予備10台) 中央制御室：1台 移動式放射線測定装置 (花ニラ車)：1台 事務所等：16台	○	○	○	○																																																																																															
主要設備	台数・設置場所			連絡先		新規制基準			写真																																																																																																																																											
		社内	社外	既存	新規																																																																																																																																															
携帯電話	全体台数：83台 (15台) ^{※1}	○	○	○	○																																																																																																																																															
統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	TV会議システム 全体台数：2台 緊急時対策所 指揮所：1台 事務所：1台	○	○	○	○																																																																																																																																															
	IP電話 全体台数：9台 緊急時対策所 指揮所：3台 事務所：6台	○	○	○	○																																																																																																																																															
	IP-FAX 全体台数：5台 緊急時対策所 指揮所：2台 事務所：3台	○	○	○	○																																																																																																																																															
衛星電話 ^{※1}	固定 全体台数：20台 (予備10台含む) 緊急時対策所 指揮所：5台 (予備5台) 中央制御室：5台 (予備5台)	○	○	○	○																																																																																																																																															
	携帯 全体台数：38台 (予備10台含む) 緊急時対策所 指揮所：10台 (予備10台) 中央制御室：1台 移動式放射線測定装置 (花ニラ車)：1台 事務所等：16台	○	○	○	○																																																																																																																																															

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由
表6 発電所外の通信設備 (発電所外) (3/3)					通信連絡設備 (発電所外) (2/3)					通信連絡設備 (発電所外) (2/2)					【大飯】記載方針の相違 (女川実績の反映) ・表構成の相違 DB/SAに係る内容 (当ページ)
主要設備	台数・設置場所	連絡先 社内 社外	新規制度 既存 新規	写真	主要設備	台数・設置場所	新規制度 既存 新規	写真	主要設備	台数・設置場所	新規制度 既存 新規	写真			
社内TV会議システム	全体台数：4台 緊急時対策用 指図書：1台 事務用等：3台	○	△	△	社内テレビ会議システム	7台 ・緊急時対策用：1台 ・事務用等：6台	○		社内テレビ会議システム	1台 ・緊急時対策用指図書 1台	○				
緊急時衛星通報システム	全体台数：2台 (予備1台含む) 緊急時対策用 指図書：1台 (予備1台)	○	○		テレビ会議システム	1式 ・緊急時対策用 ・事務用	○		専用電話設備 (固定型)	7台 ・緊急時対策用指図書 7台	○				
無線通信装置	全体台数：2台※1 緊急時対策用 指図書：1台 移動式数値測定装置 (モニタ車)：1台	○※2	△		統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	11台 ・緊急時対策用：6台 ・事務用：5台	○		専用電話設備 (FAX)	7台 ・緊急時対策用指図書 7台	○				
<small>※1 緊急時対策用指図書は固定型、移動式数値測定装置 (モニタ車)には無線型を指す。 ※2 無線通信装置は、緊急時対策用指図書と移動式数値測定装置 (モニタ車)の連絡に用いる。 <凡例> ○：既設 △：既設ままでなく、自主的に設置している設備。</small>					<small>※1 災害時優先電話の台数を再掲 ※2 台数については、今後、訓練等を通じて見直しを行う。</small>					<small>(注1)：発電所内と発電所外で共用 (注2)：設計基準事故時及び重大事故等時にも使用する。 ・言葉については、今後、訓練等を通じて見直しを行う。</small>					
					通信連絡設備 (発電所外) (3/3)										
専用電話設備	専用電話設備 (地方公共団体内ネットワーク)				専用電話設備	29台 ・緊急時対策用：18台 ・事務用：11台	○		専用電話設備 (IP)	6台 ・緊急時対策用指図書 6台 (地上系 4台、衛星系 2台)	○				
専用電話設備	専用電話設備 (固定型)				加入電話設備	47台 (39台)※ ・中央制御室：1台 (1台) ・緊急時対策用：12台 (11台) ・事務用：34台 (3台)	○		専用電話設備 (FAX)	3台 ・緊急時対策用指図書 3台 (地上系 2台、衛星系 1台)	○				
専用電話設備	専用電話設備 (携帯型)				加入FAX	12台 (4台)※ ・中央制御室：1台 (0台) ・緊急時対策用：1台 (1台) ・事務用：10台 (3台)	○		テレビ会議システム	1台 ・緊急時対策用指図書 1台	○				
<small>※：発電所内と発電所外で共用 ・台数については、今後、訓練等を通じて見直しを行う。</small>					<small>※：発電所内と発電所外で共用 ・台数については、今後、訓練等を通じて見直しを行う。</small>										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉

主要設備	台数・設置場所	新規制基準要求		写真
		既存	新規	
SPDS表示装置	全体台数：3台（予備1台含む） 【緊急時対策所：2台（予備1台）】	○		
データ伝送設備（発電所内） 安全パラメータ表示システム（SPDS）	全体台数：1式 【原子炉補助建屋：1式】	○		
データ伝送設備（発電所外） 安全パラメータ表示システム（SPDS） 安全パラメータ伝送システム	全体台数：1式 【原子炉補助建屋：1式】	○		

表7 データ伝送設備

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】

参考表 1.1-1 通信連絡設備の一覧（通信連絡設備（発電所内））

通信連絡設備（発電所内）（1/3）

主要設備	台数・設置場所	新規制基準要求		写真
		既存	新規	
送受設備（ケーブル） （警報装置を含む）	約370台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所：4台 ・6号及び7号炉中央制御室：各11台 ・6号及び7号炉原子炉建屋ほか：約330台 屋外：約20台	○		
	約1000台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所：4台 ・中央制御室：21台(6号炉)、18台(7号炉) ・6号及び7号炉原子炉建屋ほか：約820台 屋外：約40台	○		

*台数については、今後、詳細を確認して再修正を行う。

女川原子力発電所2号炉

参考第1.1-3表 通信連絡設備の一覧
 （安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備）

主要設備	台数・設置場所	新規制基準要求		写真
		既存	新規	
データ収集装置	1式 ・制御建屋 プロセス計算機室		○	
安全パラメータ表示システム（SPDS） 伝送装置	1式 ・緊急時対策所		○	
SPDS表示装置	1式 ・緊急時対策所		○	
データ伝送設備（発電所外）	SPDS伝送装置 1式 ・緊急時対策所		○	

泊発電所3号炉

参考第1-3表 通信連絡設備の一覧
 （データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外））

主要設備	台数・設置場所	新規制基準要求		写真
		既存	新規	
データ伝送設備（発電所内） データ表示端末	4台（予備3台を含む） ・緊急時対策所指所：4台		○	
データ伝送設備（発電所内） データ収集計算機 ^(注1)	1式 ・原子炉補助建屋：1式		○	
データ伝送設備（発電所内） データ収集計算機 ^(注1)	1式 ・原子炉補助建屋：1式		○	
データ伝送設備（発電所外） ERSS伝送サーバ	1式 ・原子炉補助建屋：1式		○	

（注1）：発電所内と発電所外で共用

相違理由

【大飯】記載方針の相違
 （女川実績の反映）
 ・表構成の相違




























DB/SAに係る内容（当ページ）

【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）




























泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																											
<p>【拍崎列羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>通信連絡設備（発電所内）（2/3）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主要設備</th> <th rowspan="2">台数・設置場所</th> <th colspan="2">新規格基準要求</th> <th rowspan="2">写真</th> </tr> <tr> <th>既存</th> <th>新規</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定電話機</td> <td>約280台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所:19台 ・6号及び7号炉中央制御室 :14台(共用) ・事務建屋・原子炉建屋ほか :約280台</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>電力保安通信用電話設備</td> <td>約250台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所:30台 ・6号及び7号炉中央制御室 :17台(共用) ・発電所員他配属分 :約200台</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>4台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所:2台 ・6号及び7号炉中央制御室 :各1台</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>*台数については、今後、訓練等を通じて見直しを行う。</p> <p>通信連絡設備（発電所内）（3/3）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主要設備</th> <th rowspan="2">台数・設置場所</th> <th colspan="2">新規格基準要求</th> <th rowspan="2">写真</th> </tr> <tr> <th>既存</th> <th>新規</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>携帯型音声 呼出電話設備</td> <td>携帯型 音声呼出 電話機 26台 ・6号及び7号炉中央制御室 :各10台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所:6台</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>中継用 ケーブル ドラム 12台 ・6号及び7号炉中央制御室 :各5台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所:2台</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備</td> <td>衛星電話 設備 11台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所:9台 ・6号及び7号炉中央制御室 :各1台(特設室用を指す)</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>衛星電話 設備 39台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 :15台 ・参考地点(刈羽駅、拍崎エネルギーホール) :24台</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備</td> <td>無線連絡 設備 8台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所:4台 ・6号及び7号炉中央制御室 :各1台(特設室用を指す)</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>無線連絡 設備 180台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 :90台 ・事務建屋ほか :90台</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>*台数については、今後、訓練等を通じて見直しを行う。</p>	主要設備	台数・設置場所	新規格基準要求		写真	既存	新規	固定電話機	約280台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所:19台 ・6号及び7号炉中央制御室 :14台(共用) ・事務建屋・原子炉建屋ほか :約280台	○			電力保安通信用電話設備	約250台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所:30台 ・6号及び7号炉中央制御室 :17台(共用) ・発電所員他配属分 :約200台	○			FAX	4台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所:2台 ・6号及び7号炉中央制御室 :各1台	○			主要設備	台数・設置場所	新規格基準要求		写真	既存	新規	携帯型音声 呼出電話設備	携帯型 音声呼出 電話機 26台 ・6号及び7号炉中央制御室 :各10台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所:6台		○			中継用 ケーブル ドラム 12台 ・6号及び7号炉中央制御室 :各5台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所:2台		○		衛星電話設備	衛星電話 設備 11台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所:9台 ・6号及び7号炉中央制御室 :各1台(特設室用を指す)		○			衛星電話 設備 39台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 :15台 ・参考地点(刈羽駅、拍崎エネルギーホール) :24台		○		無線連絡設備	無線連絡 設備 8台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所:4台 ・6号及び7号炉中央制御室 :各1台(特設室用を指す)		○			無線連絡 設備 180台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 :90台 ・事務建屋ほか :90台		○				<p>【拍崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p> <p>【拍崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p>
主要設備			台数・設置場所	新規格基準要求		写真																																																								
	既存	新規																																																												
固定電話機	約280台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所:19台 ・6号及び7号炉中央制御室 :14台(共用) ・事務建屋・原子炉建屋ほか :約280台	○																																																												
電力保安通信用電話設備	約250台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所:30台 ・6号及び7号炉中央制御室 :17台(共用) ・発電所員他配属分 :約200台	○																																																												
FAX	4台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所:2台 ・6号及び7号炉中央制御室 :各1台	○																																																												
主要設備	台数・設置場所	新規格基準要求		写真																																																										
		既存	新規																																																											
携帯型音声 呼出電話設備	携帯型 音声呼出 電話機 26台 ・6号及び7号炉中央制御室 :各10台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所:6台		○																																																											
	中継用 ケーブル ドラム 12台 ・6号及び7号炉中央制御室 :各5台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所:2台		○																																																											
衛星電話設備	衛星電話 設備 11台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所:9台 ・6号及び7号炉中央制御室 :各1台(特設室用を指す)		○																																																											
	衛星電話 設備 39台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 :15台 ・参考地点(刈羽駅、拍崎エネルギーホール) :24台		○																																																											
無線連絡設備	無線連絡 設備 8台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所:4台 ・6号及び7号炉中央制御室 :各1台(特設室用を指す)		○																																																											
	無線連絡 設備 180台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 :90台 ・事務建屋ほか :90台		○																																																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																
<p>【拍崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>参考表 1.1-2 通信連絡設備の一覧（通信連絡設備（発電所外））</p> <p>通信連絡設備（発電所外）（1/3）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主要設備</th> <th rowspan="2">台数・設置場所</th> <th colspan="2">新規格基準要求</th> <th rowspan="2">写真</th> </tr> <tr> <th>既存</th> <th>新規</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テレビ会議システム</td> <td>1式 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>専用電話設備（ホットライン）</td> <td>7台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所:7台</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">衛星電話設備（社内用）</td> <td>1式 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 :4台</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><small>・台数については、今後、詳細等を通じて見直しを行う。</small></p> <p>通信連絡設備（発電所外）（2/3）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主要設備</th> <th rowspan="2">台数・設置場所</th> <th colspan="2">新規格基準要求</th> <th rowspan="2">写真</th> </tr> <tr> <th>既存</th> <th>新規</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>IP-電話機</td> <td>6台（有線系:4台、衛星系2台） ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 :4台（有線系）、 2台（衛星系）</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた遠隔連絡設備</td> <td>2台（有線系:1台、衛星系1台） ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 :1台（有線系）、 1台（衛星系）</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>テレビ会議システム</td> <td>1式（有線系・衛星系 共用） ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><small>・台数については、今後、詳細等を通じて見直しを行う。</small></p> <p>通信連絡設備（発電所外）（3/3）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主要設備</th> <th rowspan="2">台数・設置場所</th> <th colspan="2">新規格基準要求</th> <th rowspan="2">写真</th> </tr> <tr> <th>既存</th> <th>新規</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">衛星電話設備</td> <td>11台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 :0台 ・6号及び7号炉中央制御室 :各1台</td> <td></td> <td>○</td> <td> 衛星電話用 端末装置</td> </tr> <tr> <td>30台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 :16台 ・参集地点（刈羽原、船越エネルギホール）:24台</td> <td></td> <td>○</td> <td> 衛星電話用 アンテナ</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>・台数については、今後、詳細等を通じて見直しを行う。</small></p>	主要設備	台数・設置場所	新規格基準要求		写真	既存	新規	テレビ会議システム	1式 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所	○			専用電話設備（ホットライン）	7台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所:7台	○			衛星電話設備（社内用）	1式 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所		○		4台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 :4台		○		主要設備	台数・設置場所	新規格基準要求		写真	既存	新規	IP-電話機	6台（有線系:4台、衛星系2台） ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 :4台（有線系）、 2台（衛星系）		○		統合原子力防災ネットワークを用いた遠隔連絡設備	2台（有線系:1台、衛星系1台） ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 :1台（有線系）、 1台（衛星系）		○		テレビ会議システム	1式（有線系・衛星系 共用） ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所		○		主要設備	台数・設置場所	新規格基準要求		写真	既存	新規	衛星電話設備	11台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 :0台 ・6号及び7号炉中央制御室 :各1台		○	 衛星電話用 端末装置	30台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 :16台 ・参集地点（刈羽原、船越エネルギホール）:24台		○	 衛星電話用 アンテナ			<p>【拍崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p> <p>【拍崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p> <p>【拍崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p>
主要設備			台数・設置場所	新規格基準要求		写真																																																													
	既存	新規																																																																	
テレビ会議システム	1式 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所	○																																																																	
専用電話設備（ホットライン）	7台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所:7台	○																																																																	
衛星電話設備（社内用）	1式 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所		○																																																																
	4台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 :4台		○																																																																
主要設備	台数・設置場所	新規格基準要求		写真																																																															
		既存	新規																																																																
IP-電話機	6台（有線系:4台、衛星系2台） ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 :4台（有線系）、 2台（衛星系）		○																																																																
統合原子力防災ネットワークを用いた遠隔連絡設備	2台（有線系:1台、衛星系1台） ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 :1台（有線系）、 1台（衛星系）		○																																																																
テレビ会議システム	1式（有線系・衛星系 共用） ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所		○																																																																
主要設備	台数・設置場所	新規格基準要求		写真																																																															
		既存	新規																																																																
衛星電話設備	11台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 :0台 ・6号及び7号炉中央制御室 :各1台		○	 衛星電話用 端末装置																																																															
	30台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 :16台 ・参集地点（刈羽原、船越エネルギホール）:24台		○	 衛星電話用 アンテナ																																																															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【柏崎列羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】

参考表 1.1-3 通信連絡設備の一覧
 （安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備）

主要設備	台数・設置場所	新規製造要求		写真
		既存	新規	
データ伝送装置	1式 ・6号炉 コントロール建屋 プロセス計算機室 ・7号炉 コントロール建屋 プロセス計算機室		○	
安全パラメータ表示システム（SPDS）	緊急時対策支援システム伝送装置 1式 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所		○	
	SPDS表示装置 1式 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所		○	
データ伝送設備（発電所外）	緊急時対策支援システム伝送装置 1式 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所		○	

*台数については、今後、訓練等を通じて見直しを行う。

※イメージ写真

【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

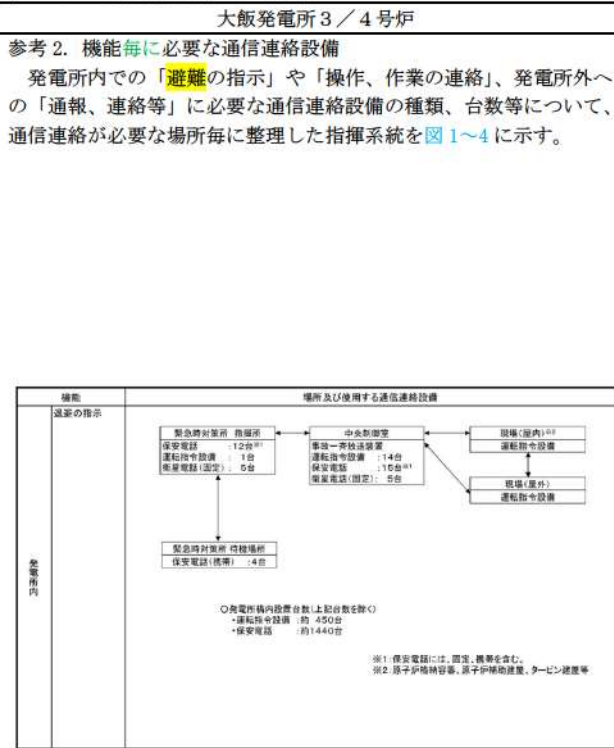
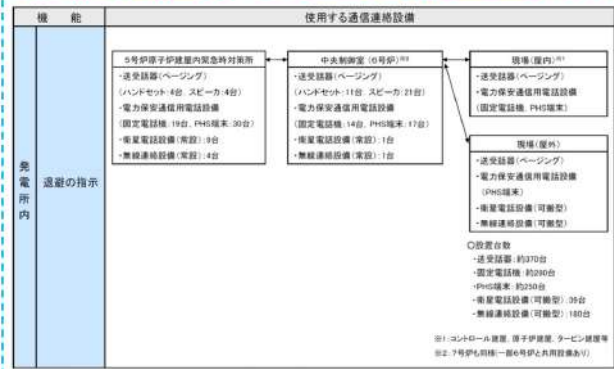
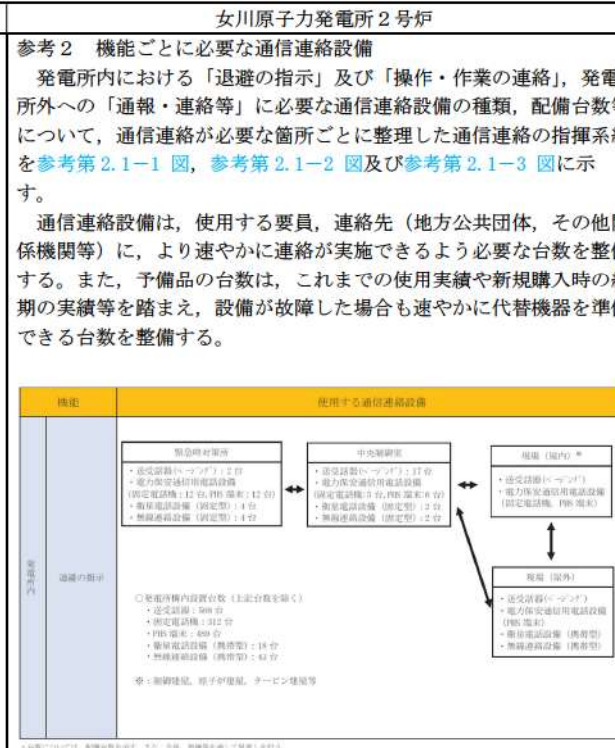


図1 「避難の指示」における指揮系統図

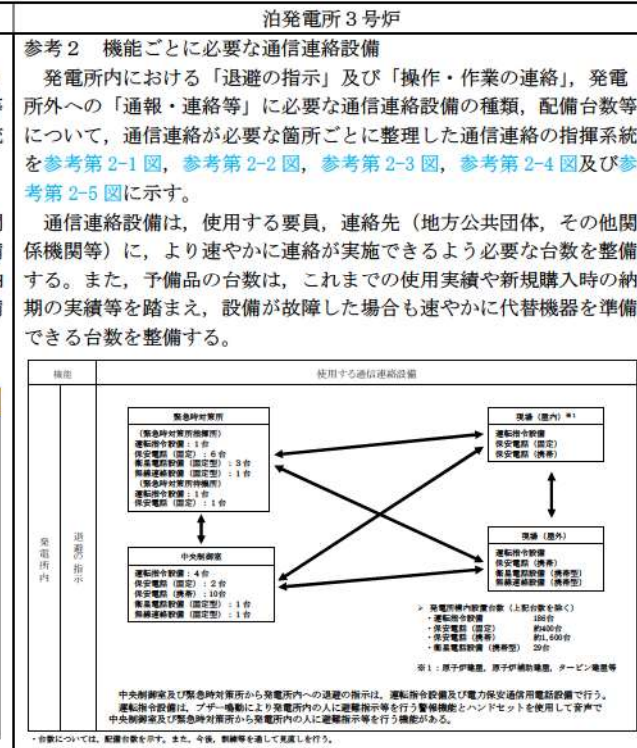
【拍崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】



参考図 2.1-1 「避難の指示」における通信連絡の指揮系統図



参考第2.1-1図 「退避の指示」における通信連絡の指揮系統図



参考第2-1図 「退避の指示」における通信連絡の指揮系統図

【大飯】記載表現の相違
 DB/SAに係る内容(当ページ)

【大飯】記載方針の相違
 (女川審査実績の反映)

【大飯】記載方針の相違
 (女川審査実績の反映)

【拍崎】記載方針の相違
 2-3②のとおり

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

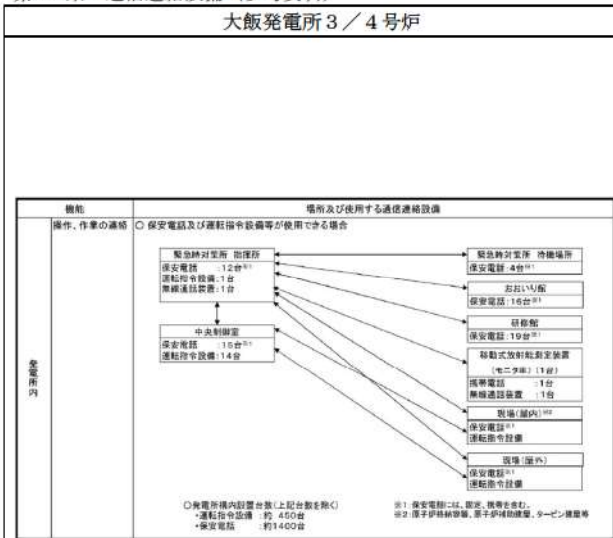
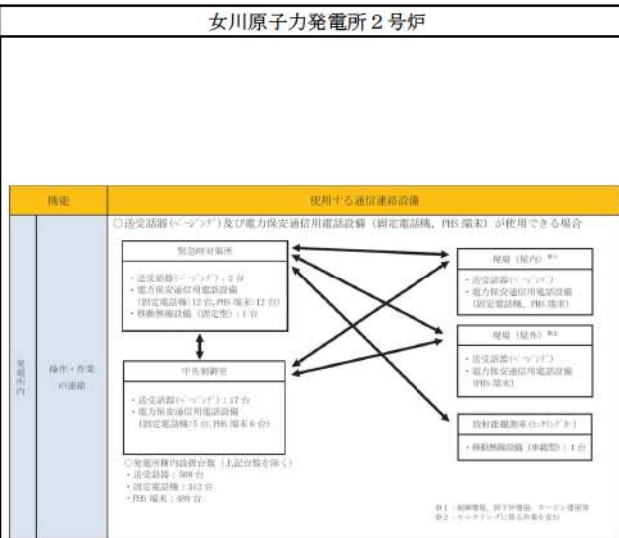
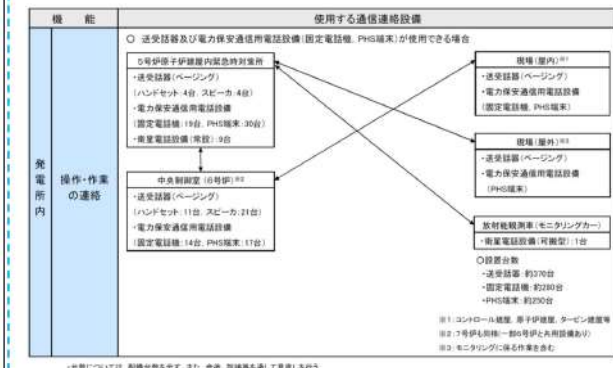


図2 「操作、作業の連絡」における指揮系統図 (1/2)

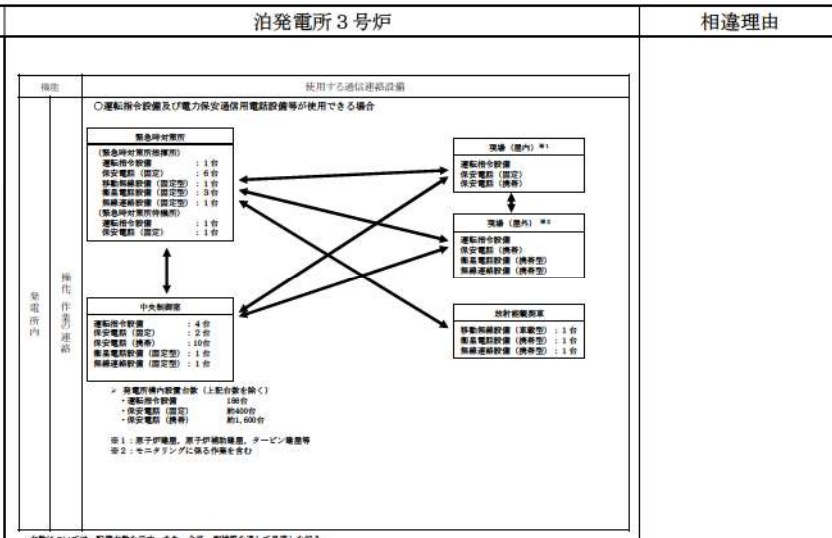


参考第2.1-2図 「操作、作業の連絡」における通信連絡の指揮系統図 (1/2)

【**拍崎利羽**6/7号炉まとめ資料より参考掲載】



参考図 2.1-2 「操作、作業の連絡」における通信連絡の指揮系統図 (1/2)



参考第2-2図 「操作、作業の連絡」における通信連絡の指揮系統図 (1/2)

【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)

【拍崎】記載方針の相違 2-3②のとおり

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
<p>機能 操作、作業の連絡</p> <p>場所及び使用する通信連絡設備</p> <p>緊急時対策用 指揮所 緊急電話 (固定) : 5台 インターフォン : 2台 携行型通話装置 : 2台</p> <p>緊急時対策用 待機場所 インターフォン : 2台 携行型通話装置 : 2台</p> <p>お好み料理 電風電話 (携帯) : 1台</p> <p>駐検館 衛星電話 (携帯) : 3台</p> <p>中央制御室 衛星電話 (固定) : 1台 携行型通話装置 : 2台</p> <p>緊急時対策用 監視室 (モニタ室) : 1台</p> <p>衛星電話 (携帯) : 1台</p> <p>現場 (屋内) ** 携行型通話装置 : 14台</p> <p>現場 (屋外) 携行型通話装置 : 2台 衛星電話 (携帯) : 9台 トランシーバー : 29台</p> <p>※1: 原子炉建屋、タービン建屋等</p>	<p>機能 操作、作業の連絡</p> <p>使用する通信連絡設備</p> <p>〇 送受信機 (トーン) 及び電力保安通信用電話設備 (固定電話機、FAX機等) が使用できない場合</p> <p>緊急時対策用 衛星電話設備 (固定型) : 4台 無線通話装置 (固定型) : 4台</p> <p>中央制御室 携行型通話装置 : 19台 衛星電話設備 (固定型) : 2台 無線通話装置 (固定型) : 2台</p> <p>現場 (屋内) ** 携行型通話装置</p> <p>現場 (屋外) ** 衛星電話設備 (携帯型) 無線通話装置 (携帯型)</p> <p>放射線監視室 (トーン) ** 衛星電話設備 (携帯型) 無線通話装置 (携帯型)</p> <p>※1: 監視室、タービン建屋等 ※2: モニタリングに活用作業を含む</p> <p>重大事故が発生した場合においても、現在、配備している通信連絡設備により十分に対応できる。 重大事故が発生した場合 (全交流電力喪失 (24時間) 4号炉炉内停炉) における必要最低限の通信連絡は以下の通りである。</p> <table border="1"> <tr> <td>無線通話装置 (固定型)</td> <td>衛星電話設備 (固定型)</td> <td>無線通話装置 (携帯型)</td> <td>携行型通話装置</td> </tr> <tr> <td>・緊急時対策用 : 1台</td> <td>・緊急時対策用 : 1台</td> <td>・現場 (屋内) : 19台</td> <td>・中央制御室 : 2台</td> </tr> <tr> <td>・中央制御室 : 1台</td> <td>・中央制御室 : 1台</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>※: 台数については、数値を添えて見直しを行う。</p>	無線通話装置 (固定型)	衛星電話設備 (固定型)	無線通話装置 (携帯型)	携行型通話装置	・緊急時対策用 : 1台	・緊急時対策用 : 1台	・現場 (屋内) : 19台	・中央制御室 : 2台	・中央制御室 : 1台	・中央制御室 : 1台			<p>機能 操作、作業の連絡</p> <p>使用する通信連絡設備</p> <p>〇 運転指令設備及び電力保安通信用電話設備等が使用できない場合</p> <p>緊急時対策用 待機場所 ・衛星電話設備 (固定型) : 3台 ・無線通話装置 (固定型) : 1台 ・インターフォン : 1台 ・テレビ会議システム (監視室・待機所) : 1台</p> <p>緊急時対策用 待機場所 ・インターフォン : 3台 ・テレビ会議システム (監視室・待機所) : 1台</p> <p>現場 (屋内) ** 携行型通話装置</p> <p>現場 (屋外) ** 衛星電話設備 (携帯型) 無線通話装置 (携帯型)</p> <p>放射線監視室 衛星電話設備 (携帯型) 無線通話装置 (携帯型)</p> <p>中央制御室 携行型通話装置 : 1台 衛星電話設備 (固定型) : 1台 無線通話装置 (固定型) : 1台</p> <p>※: 監視室内設置台数 (上記台数を除く) ・携行型通話装置 : 29台 ・衛星電話設備 (携帯型) : 39台 ・無線通話装置 (携帯型) : 9台 ※1: 原子炉建屋、原子炉制御室、タービン建屋等 ※2: モニタリングに係る作業を含む</p> <p>運転指令設備、電力保安通信用電話設備及び無線通話装置等が使用できない場合の監視室内の操作・待機の連絡として、屋内の連絡には携行型通話装置を使用し、中央制御室又は緊急時対策用待機所と連絡する場合は、衛星電話設備 (固定型) 及び無線通話装置 (携帯型) 又は無線通話装置 (固定型) 及び無線通話装置 (携帯型) を使用する。また、屋外の連絡には無線通話装置 (携帯型) を使用する。</p> <p>監視室内との連絡を多く必要とする重大事故等が発生した場合の必要最低限の台数は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央制御室と緊急時対策用待機所との連絡として衛星電話設備 (固定型) 各1台及び無線通話装置 (固定型) 各1台 中央制御室から現場 (屋内) の監視室・指示室として携行型通話装置 (固定型) 各1台 緊急時対策用待機所から監視室及び放射線監視室との連絡として無線通話装置 (携帯型) 1台及び無線通話装置 (固定型) 1台 屋外の現場との連絡として無線通話装置 (携帯型) 4台 モニタリングを行う装置との連絡に衛星電話設備 (携帯型) 2台及び無線通話装置 (携帯型) 2台が必要台数と想定する。 <p>重大事故等発生に必要最低限の通信連絡の台数は以下の通り。</p> <table border="1"> <tr> <td>衛星電話設備 (固定型)</td> <td>無線通話装置 (携帯型)</td> <td>携行型通話装置</td> <td>無線通話装置 (固定型)</td> <td>無線通話装置 (携帯型)</td> </tr> <tr> <td>〇中央制御室 : 1台</td> <td>〇現場 (屋外) : 9台</td> <td>〇中央制御室 : 1台</td> <td>〇中央制御室 : 1台</td> <td>〇現場 (屋外) : 15台</td> </tr> <tr> <td>〇緊急時対策用待機所 : 3台</td> <td>〇現場 (屋内) : 19台</td> <td>〇緊急時対策用待機所 : 1台</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>※: 台数については、数値を添えて見直しを行う。</p>	衛星電話設備 (固定型)	無線通話装置 (携帯型)	携行型通話装置	無線通話装置 (固定型)	無線通話装置 (携帯型)	〇中央制御室 : 1台	〇現場 (屋外) : 9台	〇中央制御室 : 1台	〇中央制御室 : 1台	〇現場 (屋外) : 15台	〇緊急時対策用待機所 : 3台	〇現場 (屋内) : 19台	〇緊急時対策用待機所 : 1台			<p>DB/SAに係る内容 (当ページ)</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p>
無線通話装置 (固定型)	衛星電話設備 (固定型)	無線通話装置 (携帯型)	携行型通話装置																											
・緊急時対策用 : 1台	・緊急時対策用 : 1台	・現場 (屋内) : 19台	・中央制御室 : 2台																											
・中央制御室 : 1台	・中央制御室 : 1台																													
衛星電話設備 (固定型)	無線通話装置 (携帯型)	携行型通話装置	無線通話装置 (固定型)	無線通話装置 (携帯型)																										
〇中央制御室 : 1台	〇現場 (屋外) : 9台	〇中央制御室 : 1台	〇中央制御室 : 1台	〇現場 (屋外) : 15台																										
〇緊急時対策用待機所 : 3台	〇現場 (屋内) : 19台	〇緊急時対策用待機所 : 1台																												
<p>図3 「操作、作業の連絡」における指揮系統図 (2/2)</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>機能 操作、作業の連絡</p> <p>使用する通信連絡設備</p> <p>〇 送受信機及び電力保安通信用電話設備 (固定電話機、FAX機等) が使用できない場合</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策用 対策本部 ・衛星電話設備 (固定) : 1台 ・無線通話装置 (固定) : 4台 ・携帯型音声呼出電話機 ** : 2台</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策用 待機場所 ・携帯型音声呼出電話機 ** : 2台</p> <p>現場 (屋内) ** 携帯型音声呼出電話機 : 7台</p> <p>現場 (屋外) 無線通話装置 (可搬型) : 19台 ** 衛星電話設備 (モニタリングカー) ・衛星電話設備 (可搬型) : 1台</p> <p>※1: コントロール室、原子炉建屋、タービン建屋等 ※2: 7号炉の共用 ※3: モニタリングに係る作業に追加で1台必要</p> <p>※4: 5号炉原子炉建屋内緊急時対策用 対策本部は、待機所 (固定) の連絡連絡を行うために設置する。</p> <p>重大事故が発生した場合においても、現在、配備している通信連絡設備により十分に対応できる。 重大事故が発生した場合 (全交流電力喪失 (24時間) 4号炉炉内停炉) における必要最低限の通信連絡は以下の通りである。</p> <table border="1"> <tr> <td>無線通話装置 (固定型)</td> <td>衛星電話設備 (固定型)</td> <td>無線通話装置 (可搬型)</td> <td>携帯型音声呼出電話機</td> </tr> <tr> <td>・5号炉原子炉建屋内 : 4台</td> <td>・5号炉及び7号炉 : 各1台</td> <td>・現場 (屋外) : 19台</td> <td>・5号炉及び7号炉 : 18台</td> </tr> <tr> <td>・緊急時対策用 : 1台</td> <td>・中央制御室 : 1台</td> <td></td> <td>・中央制御室 : 1台</td> </tr> </table> <p>※: 台数については、今後、数値を添えて見直しを行う。</p> <p>参考図 2.1-2 「操作、作業の連絡」における通信連絡の指揮系統図 (2/2)</p>	無線通話装置 (固定型)	衛星電話設備 (固定型)	無線通話装置 (可搬型)	携帯型音声呼出電話機	・5号炉原子炉建屋内 : 4台	・5号炉及び7号炉 : 各1台	・現場 (屋外) : 19台	・5号炉及び7号炉 : 18台	・緊急時対策用 : 1台	・中央制御室 : 1台		・中央制御室 : 1台	<p>参考第 2.1-2 図 「操作・作業の連絡」における通信連絡の指揮系統図 (2/2)</p>	<p>参考第 2-3 図 「操作、作業の連絡」における通信連絡の指揮系統図 (2/2)</p>																
無線通話装置 (固定型)	衛星電話設備 (固定型)	無線通話装置 (可搬型)	携帯型音声呼出電話機																											
・5号炉原子炉建屋内 : 4台	・5号炉及び7号炉 : 各1台	・現場 (屋外) : 19台	・5号炉及び7号炉 : 18台																											
・緊急時対策用 : 1台	・中央制御室 : 1台		・中央制御室 : 1台																											

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	
機能	<p>使用する通信連絡設備</p> <p>○ 衛星電話設備 (社内向) 及び専用電話設備 (ホットライン) (自治体他向) が使用できない場合</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</p> <ul style="list-style-type: none"> 衛星電話設備 (衛星型) : 3台 統合原子炉防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム、IP-電話機 (衛星系) : 2台、IP-FAX (衛星系) : 1台) </div> <div style="width: 45%;"> <p>本社 (対応センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> 衛星電話設備 (衛星型) 統合原子炉防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム、IP-電話機 (衛星系)、IP-FAX (衛星系)) 無線加入電話設備 </div> </div> <p>※1: 2号炉も同様</p>
発電所外	<p>中央制御室 (5号炉) *</p> <ul style="list-style-type: none"> 衛星電話設備 (衛星型) : 1台 <p>※1: 2号炉も同様</p>
連絡・通報等	<p>本社 (対応センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> 衛星電話設備 (衛星型) 統合原子炉防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム、IP-電話機 (衛星系)、IP-FAX (衛星系)) 無線加入電話設備 <p>国 (原子力規制委員会等)</p> <p>自治体 (新潟県、静岡県、刈羽村等)</p> <p>西外関係箇所 (社内向)</p> <ul style="list-style-type: none"> 衛星電話設備 (携帯型)

参考図 2.1-3 「連絡・通報等」における通信連絡の指揮系統図 (2/2)

【拍崎羽6/7号炉主要め資料より参考掲載】

なお、協力を会社を含めた通信連絡の整理については、以下のとおり。

<協力を会社を含めた通信連絡の整理>

発電所の運営にあたっては、普段より当社と協力を会社が一体となって運営してきており、協力を会社においてもマイブランチ意識に根ざした同様の価値観を持って取り組んでいただいているところである。

従って、事故等が発生した際においても、協力を会社と事前に覚書を結んでおり、その中で当社からの要請を受けるための連絡体制を構築していただき、設備所管箇所から設備の修理・復旧活動への協力要請を行い、一体となって対応しているところである。

重大事故発生時も同様の観点で協力を会社も含めた体制で対応することとしており、事故発生当初の緊急時対応においては発電所内の緊急時対策本部要員、中央制御室要員、緊急安全対策要員 (協力を会社含む)、および召集要員 (社員) にて対応可能なように体制を整えている。

設備の修理・復旧活動等といった緊急時対応以降の事故対応においても、事故の状況に応じて協力を会社と一体となり必要な体制を整備し、事故対応を計画・実施することとしている。

女川原子力発電所2号炉	
機能	<p>使用する通信連絡設備</p> <p>○ 電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PIS 端末) 及び無線加入電話設備等が使用できない場合</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>緊急時対策所</p> <ul style="list-style-type: none"> 衛星電話設備 (固定型) : 4台 統合原子炉防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム) : 1式、IP電話機 (衛星系) : 2台、IP-FAX (衛星系) : 1台 </div> <div style="width: 45%;"> <p>本社 (固定センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> 衛星電話設備 (携帯型) 統合原子炉防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム、IP電話機 (衛星系)、IP-FAX (衛星系)) </div> </div> <p>中央制御室</p> <ul style="list-style-type: none"> 衛星電話設備 (固定型) : 2台
発電所外	<p>中央制御室</p> <ul style="list-style-type: none"> 衛星電話設備 (固定型) : 2台
連絡・通報等	<p>本社 (固定センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> 衛星電話設備 (携帯型) 統合原子炉防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム、IP電話機 (衛星系)、IP-FAX (衛星系)) <p>国 (原子力規制委員会等)</p> <p>地方公共団体 (宮城県等)</p> <p>その他関係箇所等</p> <p>社内関係箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> 衛星電話設備 (携帯型) *

参考第 2.1-3 図 「通報・連絡等」における通信連絡の指揮系統図 (2/2)

泊発電所3号炉	
機能	<p>使用する通信連絡設備</p> <p>○ 電力保安通信用電話設備、加入電話設備等が使用できない場合</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>緊急時対策所</p> <ul style="list-style-type: none"> 衛星電話設備 (固定型) : 3台 統合原子炉防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム) : 1式、IP電話機 (衛星系) : 1台、IP-FAX : 1台 </div> <div style="width: 45%;"> <p>本社</p> <ul style="list-style-type: none"> 衛星電話設備 (固定型) 統合原子炉防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム、IP電話機) IP-FAX </div> </div> <p>中央制御室</p> <ul style="list-style-type: none"> 衛星電話設備 (固定型) : 1台
発電所外	<p>中央制御室</p> <ul style="list-style-type: none"> 衛星電話設備 (固定型) : 1台
連絡・通報等	<p>本社</p> <ul style="list-style-type: none"> 衛星電話設備 (固定型) 統合原子炉防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム、IP電話機) IP-FAX <p>国 (原子力規制委員会等)</p> <p>地方公共団体 (北海道等)</p> <p>その他関係箇所</p> <p>エナジメン共働者</p> <p>衛星電話設備 (携帯型) *</p>

参考第 2-5 図 「通報、連絡等」における通信連絡の指揮系統図 (2/2)

【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)

【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・協力を会社との通信連絡については参考 13 に記載

相違理由

DB/SA に係る内容 (当ページ)

【拍崎】記載方針の相違 2-3②のとおり

【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)

【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・協力を会社との通信連絡については参考 13 に記載

参考 13 にて比較

参考 13 にて比較

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>参考3 携行型通話装置等の使用方法及び使用場所</p> <p>携行型通話装置は、中央制御室と各現場間に敷設している通信線を用いて通信連絡を行う。 通信線（通常時）が使用出来ない場合は、中央制御室から通話装置用ケーブルを敷設し通信連絡に用いる。</p> <p>これらの装置については、操作マニュアルを作成しており、訓練において有効性を確認している。 最大通話可能距離は約10kmであり、通話装置用ケーブルを利用して、構内各所で使用可能である。また、通話装置用ケーブルについては、水による影響を受けにくい材質であり、溢水時においても使用できる。</p> <p>携行型通話装置、通話装置用ケーブルを用いた中央制御室と現場との通信連絡概要について、図5に示す。又、重大事故シナシナで使用する通信連絡設備（携行型通話装置、トランシーパー等）の使用台数を表8、9、10に記載する。</p>	<p>参考3 携行型通話装置等の使用方法及び使用場所</p> <p>中央制御室に保管する携行型通話装置は、通常使用している所内の通信連絡設備が使用できない場合において、中央制御室と各現場間に敷設している専用通信線を用い、携行型通話装置を専用接続箱に接続するとともに、必要時に中継用ケーブルを敷設することにより、必要な通信連絡を行うことが可能な設計とする。 なお、携行型通話装置は、使用する専用通信線及び専用接続箱を含め、基準地震動Ssで機能維持できる設計とする。</p> <p>また、専用接続箱については、地震起因による溢水の影響を受けない箇所に設置し、溢水時においても使用可能な設計とする。 通信連絡設備の必要台数は、有効性評価における各事故シナシナグループ等で使用する台数とする。</p> <p>携行型通話装置を用いた中央制御室と現場との通信連絡の概要について、参考第3.1-1図に示す。また、各事故シナシナグループ等で使用する携行型通話装置を使用する通話場所の例を参考第3.1-1表、各事故シナシナグループ等で使用する携行型通話装置及び無線連絡設備等の台数を参考第3.1-2表及び参考第3.1-3表に示す。</p>	<p>参考3 携行型通話装置等の使用方法及び使用場所</p> <p>中央制御室及び原子炉補助建屋内に保管する携行型通話装置は、通常使用している所内の通信連絡設備が使用できない場合において、中央制御室と各現場間に敷設している通信線を用い、携行型通話装置を携行型通話装置ジャック箱に接続するとともに、必要時に通話装置用ケーブルを敷設することにより、必要な通信連絡を行うことが可能な設計とする。 なお、携行型通話装置は、使用する通信線及び携行型通話装置ジャック箱を含め、基準地震動で機能維持できる設計とする。 また、携行型通話装置ジャック箱については、地震起因による溢水の影響を受けない箇所に設置し、溢水時においても使用可能な設計とする。 通信連絡設備の必要台数は、有効性評価における各事故シナシナグループ等で使用する台数とする。</p> <p>携行型通話装置を用いた中央制御室と現場との通信連絡の概要について、参考第3-1図に示す。また、各事故シナシナグループ等で使用する携行型通話装置を使用する通話場所の例を参考第3-1表、各事故シナシナグループ等で使用する携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備（携帯型）の台数を参考第3-2表、参考第3-3表及び参考第3-4表に示す。</p>	<p>DB/SAに係る内容（当ページ）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・保管場所の相違 【女川】設備名称の相違 ・名称の相違 女川：専用通信線 泊：通信線 女川：専用接続箱 泊：携行型通話装置ジャック箱 女川：中継用ケーブル 泊：通話装置用ケーブル</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・重大事故時に使用する設備を「等」ではなく、泊は各事故シナシナグループ等で衛星電話設備（携帯型）も使用すると明確化（女川も各事故シナシナグループの説明では、衛星電話設備（携帯型）を記載している）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

例：3号炉における中央制御室と現場との通信連絡

作業内容	携行型通話装置使用台数	使用箇所 (操作箇所)	最寄りの中継点	最寄りの中継点からの使用距離	中央制御室からの使用距離	通話装置用ケーブル
各操作時の燃料プール冷却浄化系の隔離	1	中央制御室	中央制御室	約30m	-	-
高圧代替注水系による現場手動起動	1	主蒸気発生炉	主蒸気発生炉	約120m	250m×1巻	-
高圧炉心スプレィ系 注入隔離弁開操作	1	燃料冷却器	燃料冷却器	約100m	250m×1巻	-
原子炉補機代替冷却水系統接続後の原子炉補機冷却水空気抜き (A系)	1	安全格納容器	安全格納容器	約100m	250m×1巻	-
原子炉補機代替冷却水系統接続後の原子炉補機冷却水空気抜き (B系)	1	安全格納容器	安全格納容器	約100m	250m×1巻	-
可搬型蓄電池による主蒸気発生炉安全弁開放	1	安全格納容器	安全格納容器	約100m	250m×1巻	-
原子炉格納容器フィルタベント系による格納容器除熱	1	原子炉格納容器	原子炉格納容器	約20m	250m×1巻	-
原子炉格納容器フィルタベント系による格納容器除熱	1	原子炉格納容器	原子炉格納容器	約20m	250m×1巻	-
直流電源負荷切り離し	1	制御建屋	制御建屋	約10m	250m×1巻	-
高圧室蒸気供給系 (非常用) 系統構成	1	原子炉建屋	原子炉建屋	約100m	250m×1巻	-
スクラムパイロット弁用制御空気の排気操作	1	原子炉建屋	原子炉建屋	約100m	250m×1巻	-
ほう湯水注入系による注水時の系統構成	1	原子炉建屋	原子炉建屋	約100m	250m×1巻	-
可搬型蓄電池による主蒸気発生炉安全弁開放	1	制御建屋	制御建屋	約10m	250m×1巻	-
原子炉建屋ベント設備による水素ガス排出	1	原子炉建屋	原子炉建屋	約100m	250m×1巻	-
耐圧強化ベント系による系統構成	1	原子炉建屋	原子炉建屋	約100m	250m×1巻	-
原子炉隔離時冷却系による現場手動起動	1	原子炉建屋	原子炉建屋	約100m	250m×1巻	-
建屋内ホース敷設・接続	1	原子炉建屋	原子炉建屋	約100m	250m×1巻	-

図5 3号炉における中央制御室と現場との通信連絡概要図

女川原子力発電所2号炉

参考第3.1-1図 携行型通話装置を用いた通信連絡の概要

参考第3.1-1表 携行型通話装置を使用する通話場所の例

作業・操作内容	作業・操作場所	西側通路
燃料プール冷却浄化系の隔離	原子炉建屋原子炉棟 1F	西側通路
高圧代替注水系による現場手動起動	原子炉建屋原子炉棟 B2F	CUW配管・バルブ室
高圧炉心スプレィ系 注入隔離弁開操作	原子炉建屋原子炉棟 MB1F	CRD補修室上部
原子炉補機代替冷却水系統接続後の原子炉補機冷却水空気抜き (A系)	原子炉建屋付属棟 1F	非常用ディーゼル発電機 (A)室
原子炉補機代替冷却水系統接続後の原子炉補機冷却水空気抜き (B系)	原子炉建屋付属棟 1F (屋外2T-5トレンチ)	SGTS排気ダクトエリア
可搬型蓄電池ガス供給装置による蓄電池ガス供給準備	原子炉建屋付属棟 1F	非常用ディーゼル発電機 (A)室
原子炉格納容器フィルタベント系による格納容器除熱系統構成	原子炉建屋付属棟 1F	非常用ディーゼル発電機 (B)室
原子炉格納容器フィルタベント系による格納容器除熱	原子炉建屋付属棟 B1F	区分II非常用電気品室
直流電源負荷切り離し	制御建屋 B1F	計測制御電源 (B)室
	原子炉建屋付属棟 1F (廃棄物処理エリア)	RW計算機室 (緊急用電気品室 (1))
高圧室蒸気供給系 (非常用) 系統構成	原子炉建屋原子炉棟 1F	西側通路
スクラムパイロット弁用制御空気の排気操作	原子炉建屋付属棟 1F	非常用ディーゼル発電機 (B)室
ほう湯水注入系による注水時の系統構成	原子炉建屋原子炉棟 B1F	CRD水圧制御ユニット (B)エリア
可搬型蓄電池による主蒸気発生炉安全弁開放	原子炉建屋原子炉棟 2F	S1Cボンプエリア
原子炉建屋ベント設備による水素ガス排出	制御建屋 2F	北側通路
耐圧強化ベント系による系統構成	原子炉建屋原子炉棟 3F	R-07層設室
原子炉隔離時冷却系による現場手動起動	原子炉建屋原子炉棟 1F	西側通路
	原子炉建屋原子炉棟 1F	大物搬入口間
建屋内ホース敷設・接続	原子炉建屋原子炉棟 1F	西側通路

泊発電所3号炉

参考第3-1図 携行型通話装置を用いた通信連絡の概要

参考第3-1表 携行型通話装置を使用する通話場所の例

作業内容	携行型通話装置使用台数	使用箇所 (操作箇所)	最寄りの中継点	最寄りの中継点からの使用距離	中継点接続時	
					中央制御室からの使用距離	通話装置用ケーブル
各操作時の燃料プール隔離	1	中央制御室	中央制御室	約30m	-	-
主蒸気発生炉開度調整操作	1	主蒸気発生炉	原子炉補助建屋 T.P.17.8m	約170m	約260m	100m×3巻
非常用母線受電準備及び受電 (シ=新設操作)	1	安全格納容器建屋	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	約50m	約120m	100m×2巻
代替格納容器スプレィポンプ起動操作	1	代替格納容器スプレィポンプエリア	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	約60m	約140m	100m×2巻
アニュラス空気浄化設備ダンパ空気供給操作及び手動開操作	1	周辺補機棟	原子炉補助建屋 T.P.40.3m	約200m	約180m	100m×2巻
中央制御室非常用送風系ダンパ開閉操作	1	原子炉補助建屋 T.P.24.8m	原子炉補助建屋 T.P.17.8m	約140m	約120m	100m×2巻
格納容器内自然対流冷却系統構成操作	1	周辺補機棟 T.P.17.8m	原子炉補助建屋 T.P.17.8m	約110m	約200m	100m×3巻

【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)

DB/SAに係る内容 (当ページ)

【大飯】記載表現の相違・図表名称の相違

【女川】記載方針の相違・泊は携行型通話装置を使用する際に必要となる通話装置用ケーブルの使用距離を記載 (大飯と同様)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉

表8 各重大事故シナシで使用する携行型通話装置の台数

事故シナシグループ	中央制御室	安全補給 制御室	定常時 中央制御室 非常時 安全補給制御室 等 設置場所(複数)	原子炉 周辺設置	主蒸気 配管室	補助給水装置 設置所	合計
① 炉内異常熱発生	2	2	—	—	—	—	4
② 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	2	4	2	2	16
③ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	2	4	2	2	16
④ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	—	—	4	—	—	8
⑤ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	—	—	—	—	—	—	0
⑥ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
⑦ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
⑧ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
⑨ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
⑩ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
⑪ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
⑫ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
⑬ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
⑭ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
⑮ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
⑯ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
⑰ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
⑱ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
⑲ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
⑳ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
㉑ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
㉒ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
㉓ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
㉔ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
㉕ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
㉖ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
㉗ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
㉘ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
㉙ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
㉚ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
㉛ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
㉜ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
㉝ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
㉞ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
㉟ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
㊱ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
㊲ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
㊳ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
㊴ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
㊵ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
㊶ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
㊷ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
㊸ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
㊹ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
㊺ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
㊻ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
㊼ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
㊽ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
㊾ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
㊿ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8

※1：原子炉補助建屋等へ現場用（中央制御室必要分含め）として38台保管しており、重大事故時においても、対応できる。

女川原子力発電所2号炉

参考第3.1-2表 各事故シナシグループ等で使用する携行型通話装置の台数

事故シナシグループ等	中央 制御室	原子炉建屋 原子炉側	原子炉建屋 付風機	制御棟	合計
【炉心損傷防止】					
高圧・低圧注水機能喪失	1	—	1	—	2
高圧注水・減圧機能喪失	—	—	—	—	—
全交流動力電源喪失 (初期7B)	1	(1)*	1*	(1)*	2
全交流動力電源喪失 (T B U)	1	(1)*	1*	(1)*	2
全交流動力電源喪失 (T B D)	1	(1)*	1*	(1)*	2
全交流動力電源喪失 (T B P)	1	1*	(1)*	(1)*	2
格納容器隔離機能喪失 (取水機能が喪失した場合)	1	—	1	—	2
格納容器隔離機能喪失 (格納容器隔離系が故障した場合)	1	—	1	—	2
原子炉停止機能喪失	—	—	—	—	—
LOCA時注水機能喪失 (中小破断)	1	—	1	—	2
格納容器バイパス (のちろろ/LOCA)	1	1	—	—	2
【格納容器破損防止】					
蒸気圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧・過熱破損) (代替減圧冷却系を使用する場合)	1	—	1	—	2
蒸気圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧・過熱破損) (代替減圧冷却系を使用できない場合)	1	—	1	—	2
高圧冷却液放出/格納容器蒸気直接加熱	1	—	1	—	2
原子炉压力容器内の即融燃料-冷却材相互作用	1	—	1	—	2
水素燃焼	1	—	1	—	2
即融炉心・コンクリート相互作用	1	—	1	—	2
【使用済燃料プールの燃料保護防止】					
想定事故1 (SFP 補給水機能喪失)	1	1	—	—	2
想定事故2 (SFP 補給水機能喪失+サイフォン現象による 小規模漏えい)	1	1	—	—	2
【運転停止中原子炉内の燃料保護防止】					
格納容器隔離機能喪失	—	—	—	—	—
全交流動力電源喪失	1	—	1	—	2
原子炉冷却材の流出	1	1	—	—	2
反応度の暴発	—	—	—	—	—

※：() は再掲、移動して使用する台数を示す。
 ・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。
 ・携行型通話装置は、中央制御室に計10台を保管している。

泊発電所3号炉

参考第3-2表 各事故シナシグループ等で使用する携行型通話装置の台数

事故シナシグループ等	中央制御室	安全補給 制御室	定常時 中央制御室 非常時 安全補給制御室 等 設置場所(複数)	原子炉 周辺設置	主蒸気 配管室	補助給水装置 設置所	合計
① 炉内異常熱発生	1	—	—	—	—	—	1
② 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	1	1	3	1	—	10
③ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	1	1	3	1	—	10
④ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	3	1	—	8
⑤ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	—	—	—	—	—	—	0
⑥ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	3	—	—	4
⑦ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	—	—	—	—	—	—	0
⑧ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	—	—	—	—	—	—	0
⑨ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
⑩ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
⑪ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
⑫ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
⑬ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
⑭ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
⑮ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
⑯ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
⑰ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
⑱ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
⑲ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
⑳ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
㉑ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
㉒ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
㉓ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
㉔ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
㉕ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
㉖ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
㉗ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
㉘ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
㉙ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
㉚ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
㉛ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
㉜ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
㉝ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
㉞ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
㉟ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
㊱ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
㊲ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
㊳ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
㊴ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
㊵ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
㊶ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
㊷ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
㊸ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
㊹ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
㊺ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
㊻ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
㊼ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
㊽ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
㊾ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
㊿ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2

※ 中央制御室及び原子炉補助建屋に現場用（中央制御室必要分含め）として24台保管しており、重大事故時においても対応できる。
 ・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。

相違理由

SAに係る内容（当ページ）

【女川】記載方針の相違（大阪審査実績の反映）

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																								
<p>表9 各重大事故シーケンスで使用する衛星電話(固定・携帯)の台数</p>		<p>参考第3-3表 各事故シーケンスグループ等で使用する衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)の台数</p>																																																																																																																																																																																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事故シーケンスグループ</th> <th>中央制御室 (衛星電話(固定))</th> <th>緊急時対策所 指揮所 (衛星電話(固定))</th> <th>屋外 (衛星電話(携帯))</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">【中心機保護防止】</td> </tr> <tr> <td>① 炉冷却系からの放射能喪失 (主冷却系停止+補助熱水喪失)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>② 炉交直動力電源喪失+炉内LOCA (炉子冷却能力低下+放射能喪失)</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>③ 炉内LOCA発生</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>④ 燃料容器の放射能喪失 (大LOCA+燃料再循環停止+燃料容器スプレイ喪失)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑤ 炉子冷却停止+放射能喪失 (主冷却系停止+炉子冷却停止+放射能喪失)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑥ EOC5注水機能喪失(炉内LOCA+高圧注水喪失) (高圧注水停止+高圧注水機能喪失(ライン故障))</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑦ EOC5注水機能喪失(炉内LOCA+高圧注水喪失) (高圧注水停止+高圧注水機能喪失(ライン故障))</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑧ EOC5注水機能喪失(炉内LOCA+高圧注水喪失) (高圧注水停止+高圧注水機能喪失(ライン故障))</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑨ EOC5高圧注水機能喪失 (大LOCA+高圧注水機能喪失+燃料再循環停止)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑩ EOC5高圧注水機能喪失 (炉内LOCA+高圧注水機能喪失+燃料再循環停止)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑪ 燃料容器の放射能喪失 (インターフェース半LOCA)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑫ 燃料容器の放射能喪失 (遠隔発生型放射能喪失)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td colspan="4">【燃料再循環停止】</td> </tr> <tr> <td>⑬ 燃料再循環停止 (大LOCA+EOC5注水喪失+燃料再循環停止)</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>9^{※1}</td> </tr> <tr> <td>⑭ 燃料再循環停止 (炉内LOCA+燃料再循環停止)</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>9^{※1}</td> </tr> <tr> <td>⑮ 燃料再循環停止+放射能喪失 (炉内LOCA+燃料再循環停止)</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>9^{※1}</td> </tr> <tr> <td>⑯ 燃料再循環停止+放射能喪失 (炉内LOCA+燃料再循環停止)</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>9^{※1}</td> </tr> <tr> <td>⑰ 燃料再循環停止+放射能喪失 (炉内LOCA+燃料再循環停止)</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>9^{※1}</td> </tr> <tr> <td>⑱ 燃料再循環停止+放射能喪失 (炉内LOCA+燃料再循環停止)</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>9^{※1}</td> </tr> <tr> <td colspan="4">【GPPの燃料再循環停止】</td> </tr> <tr> <td>⑲ 炉内LOCA発生</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>⑳ 炉内LOCA発生</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td colspan="4">【炉内LOCA発生】</td> </tr> <tr> <td>㉑ 炉内LOCA発生</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>㉒ 炉内LOCA発生</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>㉓ 炉内LOCA発生</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>保有台数</td> <td>10 (予備5台含む)</td> <td>10 (予備5台含む)</td> <td>38 (予備10台含む)</td> </tr> </tbody> </table>	事故シーケンスグループ	中央制御室 (衛星電話(固定))	緊急時対策所 指揮所 (衛星電話(固定))	屋外 (衛星電話(携帯))	【中心機保護防止】				① 炉冷却系からの放射能喪失 (主冷却系停止+補助熱水喪失)	-	-	-	② 炉交直動力電源喪失+炉内LOCA (炉子冷却能力低下+放射能喪失)	1	5	7	③ 炉内LOCA発生	1	5	7	④ 燃料容器の放射能喪失 (大LOCA+燃料再循環停止+燃料容器スプレイ喪失)	-	-	-	⑤ 炉子冷却停止+放射能喪失 (主冷却系停止+炉子冷却停止+放射能喪失)	-	-	-	⑥ EOC5注水機能喪失(炉内LOCA+高圧注水喪失) (高圧注水停止+高圧注水機能喪失(ライン故障))	-	-	-	⑦ EOC5注水機能喪失(炉内LOCA+高圧注水喪失) (高圧注水停止+高圧注水機能喪失(ライン故障))	-	-	-	⑧ EOC5注水機能喪失(炉内LOCA+高圧注水喪失) (高圧注水停止+高圧注水機能喪失(ライン故障))	-	-	-	⑨ EOC5高圧注水機能喪失 (大LOCA+高圧注水機能喪失+燃料再循環停止)	-	-	-	⑩ EOC5高圧注水機能喪失 (炉内LOCA+高圧注水機能喪失+燃料再循環停止)	-	-	-	⑪ 燃料容器の放射能喪失 (インターフェース半LOCA)	-	-	-	⑫ 燃料容器の放射能喪失 (遠隔発生型放射能喪失)	-	-	-	【燃料再循環停止】				⑬ 燃料再循環停止 (大LOCA+EOC5注水喪失+燃料再循環停止)	1	5	9 ^{※1}	⑭ 燃料再循環停止 (炉内LOCA+燃料再循環停止)	1	5	9 ^{※1}	⑮ 燃料再循環停止+放射能喪失 (炉内LOCA+燃料再循環停止)	1	5	9 ^{※1}	⑯ 燃料再循環停止+放射能喪失 (炉内LOCA+燃料再循環停止)	1	5	9 ^{※1}	⑰ 燃料再循環停止+放射能喪失 (炉内LOCA+燃料再循環停止)	1	5	9 ^{※1}	⑱ 燃料再循環停止+放射能喪失 (炉内LOCA+燃料再循環停止)	1	5	9 ^{※1}	【GPPの燃料再循環停止】				⑲ 炉内LOCA発生	1	5	5	⑳ 炉内LOCA発生	1	5	5	【炉内LOCA発生】				㉑ 炉内LOCA発生	1	5	7	㉒ 炉内LOCA発生	-	-	-	㉓ 炉内LOCA発生	-	-	-	保有台数	10 (予備5台含む)	10 (予備5台含む)	38 (予備10台含む)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>事故シーケンスグループ</th> <th>中央制御室 (衛星電話(固定))</th> <th>緊急時対策所 指揮所 (衛星電話(固定))</th> <th>屋外 (衛星電話(携帯))</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">【中心機保護防止】</td> </tr> <tr> <td>① 炉冷却系からの放射能喪失 (主冷却系停止+補助熱水喪失)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>② 炉交直動力電源喪失+炉内LOCA (炉子冷却能力低下+放射能喪失)</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>③ 炉内LOCA発生</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>④ 燃料容器の放射能喪失 (大LOCA+燃料再循環停止+燃料容器スプレイ喪失)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑤ 炉子冷却停止+放射能喪失 (主冷却系停止+炉子冷却停止+放射能喪失)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑥ EOC5注水機能喪失(炉内LOCA+高圧注水喪失) (高圧注水停止+高圧注水機能喪失(ライン故障))</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑦ EOC5注水機能喪失(炉内LOCA+高圧注水喪失) (高圧注水停止+高圧注水機能喪失(ライン故障))</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑧ EOC5注水機能喪失(炉内LOCA+高圧注水喪失) (高圧注水停止+高圧注水機能喪失(ライン故障))</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑨ EOC5高圧注水機能喪失 (大LOCA+高圧注水機能喪失+燃料再循環停止)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑩ EOC5高圧注水機能喪失 (炉内LOCA+高圧注水機能喪失+燃料再循環停止)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑪ 燃料容器の放射能喪失 (インターフェース半LOCA)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑫ 燃料容器の放射能喪失 (遠隔発生型放射能喪失)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td colspan="4">【燃料再循環停止】</td> </tr> <tr> <td>⑬ 燃料再循環停止 (大LOCA+EOC5注水喪失+燃料再循環停止)</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>9^{※1}</td> </tr> <tr> <td>⑭ 燃料再循環停止 (炉内LOCA+燃料再循環停止)</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>9^{※1}</td> </tr> <tr> <td>⑮ 燃料再循環停止+放射能喪失 (炉内LOCA+燃料再循環停止)</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>9^{※1}</td> </tr> <tr> <td>⑯ 燃料再循環停止+放射能喪失 (炉内LOCA+燃料再循環停止)</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>9^{※1}</td> </tr> <tr> <td>⑰ 燃料再循環停止+放射能喪失 (炉内LOCA+燃料再循環停止)</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>9^{※1}</td> </tr> <tr> <td>⑱ 燃料再循環停止+放射能喪失 (炉内LOCA+燃料再循環停止)</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>9^{※1}</td> </tr> <tr> <td colspan="4">【GPPの燃料再循環停止】</td> </tr> <tr> <td>⑲ 炉内LOCA発生</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>⑳ 炉内LOCA発生</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td colspan="4">【炉内LOCA発生】</td> </tr> <tr> <td>㉑ 炉内LOCA発生</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>㉒ 炉内LOCA発生</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>㉓ 炉内LOCA発生</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>保有台数</td> <td>10 (予備5台含む)</td> <td>10 (予備5台含む)</td> <td>38 (予備10台含む)</td> </tr> </tbody> </table>	事故シーケンスグループ	中央制御室 (衛星電話(固定))	緊急時対策所 指揮所 (衛星電話(固定))	屋外 (衛星電話(携帯))	【中心機保護防止】				① 炉冷却系からの放射能喪失 (主冷却系停止+補助熱水喪失)	-	-	-	② 炉交直動力電源喪失+炉内LOCA (炉子冷却能力低下+放射能喪失)	1	5	7	③ 炉内LOCA発生	1	5	7	④ 燃料容器の放射能喪失 (大LOCA+燃料再循環停止+燃料容器スプレイ喪失)	-	-	-	⑤ 炉子冷却停止+放射能喪失 (主冷却系停止+炉子冷却停止+放射能喪失)	-	-	-	⑥ EOC5注水機能喪失(炉内LOCA+高圧注水喪失) (高圧注水停止+高圧注水機能喪失(ライン故障))	-	-	-	⑦ EOC5注水機能喪失(炉内LOCA+高圧注水喪失) (高圧注水停止+高圧注水機能喪失(ライン故障))	-	-	-	⑧ EOC5注水機能喪失(炉内LOCA+高圧注水喪失) (高圧注水停止+高圧注水機能喪失(ライン故障))	-	-	-	⑨ EOC5高圧注水機能喪失 (大LOCA+高圧注水機能喪失+燃料再循環停止)	-	-	-	⑩ EOC5高圧注水機能喪失 (炉内LOCA+高圧注水機能喪失+燃料再循環停止)	-	-	-	⑪ 燃料容器の放射能喪失 (インターフェース半LOCA)	-	-	-	⑫ 燃料容器の放射能喪失 (遠隔発生型放射能喪失)	-	-	-	【燃料再循環停止】				⑬ 燃料再循環停止 (大LOCA+EOC5注水喪失+燃料再循環停止)	1	5	9 ^{※1}	⑭ 燃料再循環停止 (炉内LOCA+燃料再循環停止)	1	5	9 ^{※1}	⑮ 燃料再循環停止+放射能喪失 (炉内LOCA+燃料再循環停止)	1	5	9 ^{※1}	⑯ 燃料再循環停止+放射能喪失 (炉内LOCA+燃料再循環停止)	1	5	9 ^{※1}	⑰ 燃料再循環停止+放射能喪失 (炉内LOCA+燃料再循環停止)	1	5	9 ^{※1}	⑱ 燃料再循環停止+放射能喪失 (炉内LOCA+燃料再循環停止)	1	5	9 ^{※1}	【GPPの燃料再循環停止】				⑲ 炉内LOCA発生	1	5	5	⑳ 炉内LOCA発生	1	5	5	【炉内LOCA発生】				㉑ 炉内LOCA発生	1	5	7	㉒ 炉内LOCA発生	-	-	-	㉓ 炉内LOCA発生	-	-	-	保有台数	10 (予備5台含む)	10 (予備5台含む)	38 (予備10台含む)	<p>SAに係る内容(当ページ)</p> <p>【女川】記載方針の相違 (大飯審査実績の反映)</p>
事故シーケンスグループ	中央制御室 (衛星電話(固定))	緊急時対策所 指揮所 (衛星電話(固定))	屋外 (衛星電話(携帯))																																																																																																																																																																																																																																								
【中心機保護防止】																																																																																																																																																																																																																																											
① 炉冷却系からの放射能喪失 (主冷却系停止+補助熱水喪失)	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																								
② 炉交直動力電源喪失+炉内LOCA (炉子冷却能力低下+放射能喪失)	1	5	7																																																																																																																																																																																																																																								
③ 炉内LOCA発生	1	5	7																																																																																																																																																																																																																																								
④ 燃料容器の放射能喪失 (大LOCA+燃料再循環停止+燃料容器スプレイ喪失)	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																								
⑤ 炉子冷却停止+放射能喪失 (主冷却系停止+炉子冷却停止+放射能喪失)	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																								
⑥ EOC5注水機能喪失(炉内LOCA+高圧注水喪失) (高圧注水停止+高圧注水機能喪失(ライン故障))	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																								
⑦ EOC5注水機能喪失(炉内LOCA+高圧注水喪失) (高圧注水停止+高圧注水機能喪失(ライン故障))	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																								
⑧ EOC5注水機能喪失(炉内LOCA+高圧注水喪失) (高圧注水停止+高圧注水機能喪失(ライン故障))	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																								
⑨ EOC5高圧注水機能喪失 (大LOCA+高圧注水機能喪失+燃料再循環停止)	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																								
⑩ EOC5高圧注水機能喪失 (炉内LOCA+高圧注水機能喪失+燃料再循環停止)	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																								
⑪ 燃料容器の放射能喪失 (インターフェース半LOCA)	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																								
⑫ 燃料容器の放射能喪失 (遠隔発生型放射能喪失)	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																								
【燃料再循環停止】																																																																																																																																																																																																																																											
⑬ 燃料再循環停止 (大LOCA+EOC5注水喪失+燃料再循環停止)	1	5	9 ^{※1}																																																																																																																																																																																																																																								
⑭ 燃料再循環停止 (炉内LOCA+燃料再循環停止)	1	5	9 ^{※1}																																																																																																																																																																																																																																								
⑮ 燃料再循環停止+放射能喪失 (炉内LOCA+燃料再循環停止)	1	5	9 ^{※1}																																																																																																																																																																																																																																								
⑯ 燃料再循環停止+放射能喪失 (炉内LOCA+燃料再循環停止)	1	5	9 ^{※1}																																																																																																																																																																																																																																								
⑰ 燃料再循環停止+放射能喪失 (炉内LOCA+燃料再循環停止)	1	5	9 ^{※1}																																																																																																																																																																																																																																								
⑱ 燃料再循環停止+放射能喪失 (炉内LOCA+燃料再循環停止)	1	5	9 ^{※1}																																																																																																																																																																																																																																								
【GPPの燃料再循環停止】																																																																																																																																																																																																																																											
⑲ 炉内LOCA発生	1	5	5																																																																																																																																																																																																																																								
⑳ 炉内LOCA発生	1	5	5																																																																																																																																																																																																																																								
【炉内LOCA発生】																																																																																																																																																																																																																																											
㉑ 炉内LOCA発生	1	5	7																																																																																																																																																																																																																																								
㉒ 炉内LOCA発生	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																								
㉓ 炉内LOCA発生	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																								
保有台数	10 (予備5台含む)	10 (予備5台含む)	38 (予備10台含む)																																																																																																																																																																																																																																								
事故シーケンスグループ	中央制御室 (衛星電話(固定))	緊急時対策所 指揮所 (衛星電話(固定))	屋外 (衛星電話(携帯))																																																																																																																																																																																																																																								
【中心機保護防止】																																																																																																																																																																																																																																											
① 炉冷却系からの放射能喪失 (主冷却系停止+補助熱水喪失)	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																								
② 炉交直動力電源喪失+炉内LOCA (炉子冷却能力低下+放射能喪失)	1	5	7																																																																																																																																																																																																																																								
③ 炉内LOCA発生	1	5	7																																																																																																																																																																																																																																								
④ 燃料容器の放射能喪失 (大LOCA+燃料再循環停止+燃料容器スプレイ喪失)	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																								
⑤ 炉子冷却停止+放射能喪失 (主冷却系停止+炉子冷却停止+放射能喪失)	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																								
⑥ EOC5注水機能喪失(炉内LOCA+高圧注水喪失) (高圧注水停止+高圧注水機能喪失(ライン故障))	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																								
⑦ EOC5注水機能喪失(炉内LOCA+高圧注水喪失) (高圧注水停止+高圧注水機能喪失(ライン故障))	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																								
⑧ EOC5注水機能喪失(炉内LOCA+高圧注水喪失) (高圧注水停止+高圧注水機能喪失(ライン故障))	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																								
⑨ EOC5高圧注水機能喪失 (大LOCA+高圧注水機能喪失+燃料再循環停止)	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																								
⑩ EOC5高圧注水機能喪失 (炉内LOCA+高圧注水機能喪失+燃料再循環停止)	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																								
⑪ 燃料容器の放射能喪失 (インターフェース半LOCA)	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																								
⑫ 燃料容器の放射能喪失 (遠隔発生型放射能喪失)	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																								
【燃料再循環停止】																																																																																																																																																																																																																																											
⑬ 燃料再循環停止 (大LOCA+EOC5注水喪失+燃料再循環停止)	1	5	9 ^{※1}																																																																																																																																																																																																																																								
⑭ 燃料再循環停止 (炉内LOCA+燃料再循環停止)	1	5	9 ^{※1}																																																																																																																																																																																																																																								
⑮ 燃料再循環停止+放射能喪失 (炉内LOCA+燃料再循環停止)	1	5	9 ^{※1}																																																																																																																																																																																																																																								
⑯ 燃料再循環停止+放射能喪失 (炉内LOCA+燃料再循環停止)	1	5	9 ^{※1}																																																																																																																																																																																																																																								
⑰ 燃料再循環停止+放射能喪失 (炉内LOCA+燃料再循環停止)	1	5	9 ^{※1}																																																																																																																																																																																																																																								
⑱ 燃料再循環停止+放射能喪失 (炉内LOCA+燃料再循環停止)	1	5	9 ^{※1}																																																																																																																																																																																																																																								
【GPPの燃料再循環停止】																																																																																																																																																																																																																																											
⑲ 炉内LOCA発生	1	5	5																																																																																																																																																																																																																																								
⑳ 炉内LOCA発生	1	5	5																																																																																																																																																																																																																																								
【炉内LOCA発生】																																																																																																																																																																																																																																											
㉑ 炉内LOCA発生	1	5	7																																																																																																																																																																																																																																								
㉒ 炉内LOCA発生	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																								
㉓ 炉内LOCA発生	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																								
保有台数	10 (予備5台含む)	10 (予備5台含む)	38 (予備10台含む)																																																																																																																																																																																																																																								
<p>※1:緊急時対策所 指揮所等へ現場用として、38台保管しており、重大事故時においても、対応できる。</p>		<p>※ 衛星電話設備(携帯型)は、緊急時対策所指揮所に現場用として15台、中央制御室及び炉子炉補助建屋に現場用として2台保管しており、重大事故時においても対応できる。 *台数については、今後、訓練等を通じて見直しを行う。</p>																																																																																																																																																																																																																																									

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

表10 各重大事故シナシスで使用使用するトランシーバーの台数

事故シナシスグループ	屋外
【炉心保護防止】	
① 2次冷却系からの除熱機能喪失 (主給水喪失+補助給水失敗)	-
② 全交流動力電源喪失+RCPシールドLOCA+原子炉格納炉内圧力制御機能喪失	19
③ 全交流動力電源喪失 (RCPシールドLOCA喪失)	19
④ 格納容器の除熱機能喪失 (大LOCA+低圧再循環失敗+格納容器スプレイ失敗)	-
⑤ 原子炉停止機能喪失 (主給水流量喪失+原子炉自動停止失敗)	-
⑥ ECCS注水機能喪失 (中/小LOCA+高圧注入失敗) 低圧注水系を用いる場合 (6インチ断絶)	-
⑦ ECCS注水機能喪失 (中/小LOCA+高圧注入失敗) 低圧注水系を用いる場合 (14インチ断絶)	-
⑧ ECCS注水機能喪失 (中/小LOCA+高圧注入失敗) 低圧注水系を用いる場合 (12インチ断絶)	-
⑨ ECCS再循環機能喪失 (大LOCA+高圧再循環失敗+低圧再循環失敗)	-
⑩ ECCS再循環機能喪失 (中/小LOCA+高圧再循環失敗+低圧再循環失敗)	-
⑩ 格納容器バイパス (インターフェイスシステムLOCA)	-
⑪ 格納容器バイパス (蒸気発生器伝熱管破損)	-
【格納容器破損防止】	
⑫ 格納容器過圧破損 (大LOCA+ECCS注入失敗+格納容器スプレイ失敗)	29※1
⑬ 格納容器過温破損 (全交流電源喪失+補助給水失敗)	29※1
格納容器過蒸気直接加熱 (全交流電源喪失+補助給水失敗)	29※1
⑬と同様 (全交流電源喪失+補助給水失敗) 炉外の蒸気直接-冷却材相互作用 (大LOCA+ECCS注入失敗)	29※1
⑭ 水素燃焼 (大LOCA+ECCS注入失敗)	29※1
⑬と同様 (大LOCA+ECCS注入失敗) 炉心の蒸気直接-冷却材相互作用 (大LOCA+ECCS注入失敗+格納容器スプレイ失敗)	29※1
【SFPの燃料損傷防止】	
⑮ 想定事故1 (使用済燃料ピット冷却系及び補給水系の故障)	11
⑯ 想定事故2 (使用済燃料ピット冷却系配管の破断)	11
【停止中原子炉の燃料損傷防止】	
⑰ 炉内熱除去機能喪失 (ミッドループ運転中の余熱除去系統の機能喪失及び全交流電源喪失)	19
⑱ 原子炉冷却材の流出 (ミッドループ運転中の原子炉冷却材流出)	-
⑲ 反応度の挿入	-
保有台数	33 (予備3台含む)

※1:緊急時対策所 指揮所へ現場用として、33台保管しており、重大事故時においても、対応できる。

女川原子力発電所2号炉

参考第3.1-3表 各事故シナシスグループ等を使用する無線連絡設備等の台数

事故シナシスグループ等	屋内 (緊急時対策所及び中央制御室)		屋外
	無線連絡設備等 (固定型)	無線連絡設備 (携帯型)	
【炉心保護防止】			
高圧・低圧注水機能喪失	4	17	
高圧注水・減圧機能喪失	4	-	
全交流動力電源喪失 (長期T B)	4	18	
全交流動力電源喪失 (T B U)	4	18	
全交流動力電源喪失 (T B P)	4	18	
炉内熱除去機能喪失 (取水機能が喪失した場合)	4	18	
炉内熱除去機能喪失 (残熱除去系が故障した場合)	4	17	
原子炉停止機能喪失	4	17	
LOCA時注水機能喪失 (中/小断絶)	4	18	
格納容器バイパス (ロータリ/ロウ/LOCA)	4	17	
【格納容器破損防止】			
容積圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧・過温破損) (代替循環冷却系を使用する場合)	4	18	
容積圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧・過温破損) (代替循環冷却系を使用できない場合)	4	18	
蒸気直接加熱/格納容器過蒸気直接加熱	4	18	
原子炉圧力容器外の可燃燃料-冷却材相互作用	4	18	
水素燃焼	4	18	
炉内熱除去機能喪失 (冷却材相互作用)	4	18	
【使用済燃料プールの燃料損傷防止】			
想定事故1 (SFP 補給水機能喪失)	4	17	
想定事故2 (SFP 補給水機能喪失+サイフォン現象による小規模漏えい)	4	17	
【運転停止中原子炉内の燃料損傷防止】			
炉内熱除去機能喪失	4	-	
全交流動力電源喪失	4	18	
原子炉冷却材の流出	4	-	
反応度の挿入	4	-	

・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。
 ・無線連絡設備のほか、衛星電話設備も使用可能であり、衛星電話設備も使用する。

泊発電所3号炉

参考第3-4表 各事故シナシスグループ等を使用する無線連絡設備 (固定型)、無線連絡設備 (携帯型) の台数

事故シナシスグループ等	屋内 (緊急時対策所及び中央制御室)		屋外
	無線連絡設備等 (固定型)	無線連絡設備 (携帯型)	
【炉心保護防止】			
高圧・低圧注水機能喪失	-	-	
高圧注水・減圧機能喪失	2	9	
全交流動力電源喪失 (長期T B)	2	9	
全交流動力電源喪失 (T B U)	2	9	
全交流動力電源喪失 (T B P)	-	-	
炉内熱除去機能喪失 (取水機能が喪失した場合)	-	-	
炉内熱除去機能喪失 (残熱除去系が故障した場合)	-	-	
原子炉停止機能喪失	-	-	
LOCA時注水機能喪失 (中/小断絶)	-	-	
格納容器バイパス (ロータリ/ロウ/LOCA)	-	-	
【格納容器破損防止】			
容積圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧・過温破損) (代替循環冷却系を使用する場合)	2	9	
容積圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧・過温破損) (代替循環冷却系を使用できない場合)	2	9	
蒸気直接加熱/格納容器過蒸気直接加熱	2	9	
原子炉圧力容器外の可燃燃料-冷却材相互作用	2	9	
水素燃焼	-	-	
炉内熱除去機能喪失 (冷却材相互作用)	2	9	
【使用済燃料プールの燃料損傷防止】			
想定事故1 (SFP 補給水機能喪失)	2	5	
想定事故2 (SFP 補給水機能喪失+サイフォン現象による小規模漏えい)	2	5	
【運転停止中原子炉内の燃料損傷防止】			
炉内熱除去機能喪失	-	-	
全交流動力電源喪失	2	9	
原子炉冷却材の流出	-	-	
反応度の挿入	-	-	

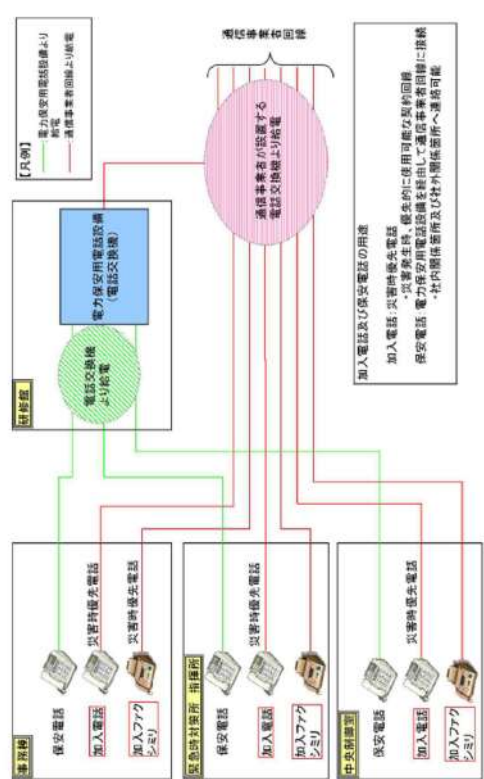
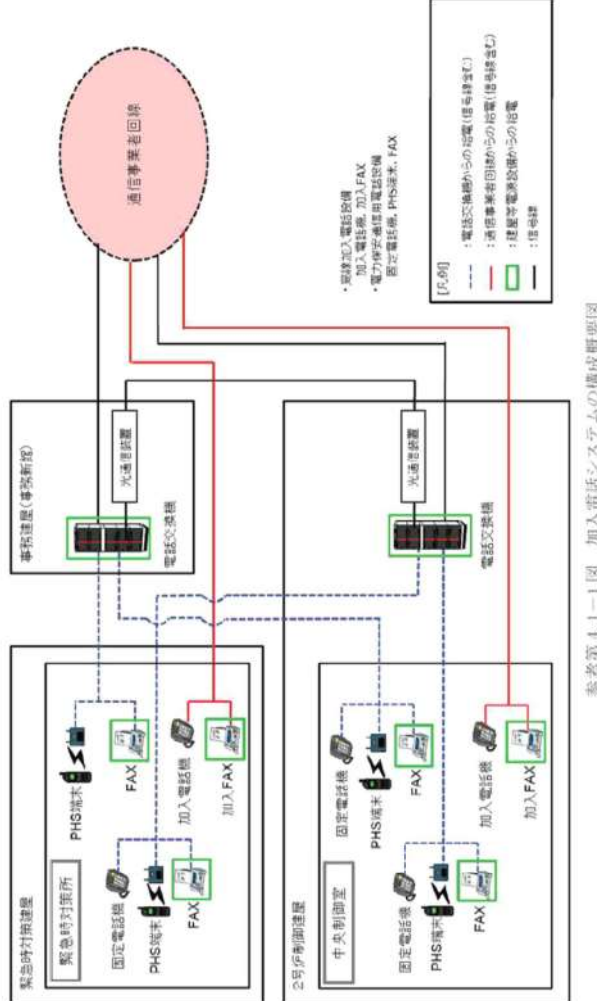
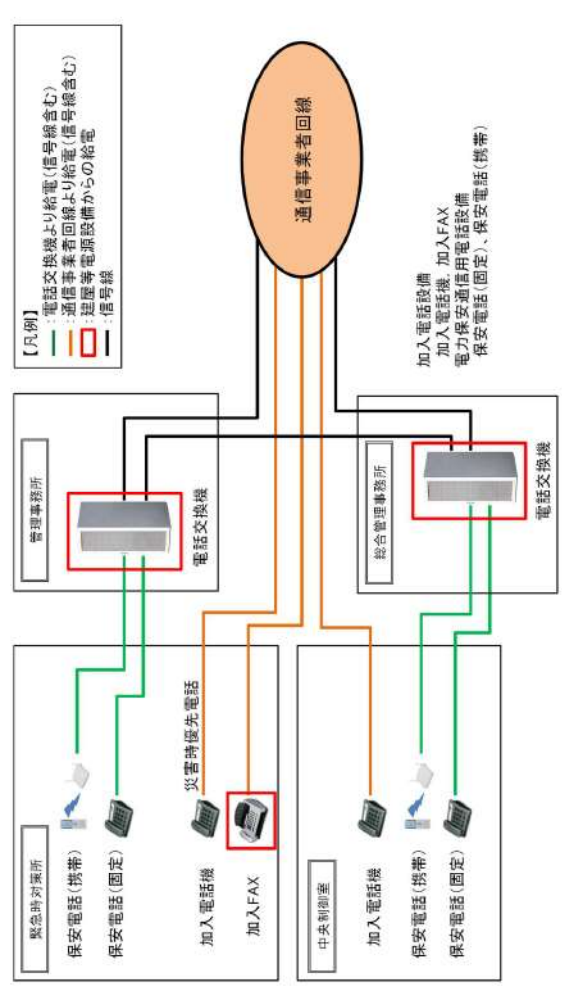
※ 無線連絡設備 (携帯型) は、緊急時対策所待機所に現場用として4台、中央制御室に現場用として18台保管しており、重大事故時においても対応できる。
 ・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。

相違理由

SAに係る内容 (当ページ)

【女川】記載方針の相違 (大飯審査実績の反映)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため順番を変更して記載】</p> <p>参考7. 加入電話システムの構成</p> <p>加入電話については、通信事業者から電源が給電されるため、発電所内の電源に依存しない仕様となっている。</p> <p>加入電話システムの構成概要を図10に示す。</p>  <p>図10は、加入電話システムの構成概要を示す図である。左側に「緊急時対策室」があり、保安電話、加入電話、加入FAX/シミリ、災害時優先電話、加入電話、加入FAX/シミリが設置されている。中央には「中央制御室」があり、保安電話、加入電話、加入FAX/シミリが設置されている。右側には「電話交換機」があり、電力保安用電話設備(電話交換機)と接続されている。また、「通信事業者回線」も示されている。[凡例]として、電力保安用電話設備より給電、通信事業者回線より給電、加入電話、災害時優先電話、加入電話、加入FAX/シミリ、加入電話、加入FAX/シミリ、加入電話、加入FAX/シミリが示されている。</p> <p>図10 加入電話システムの構成概要図</p>	<p>参考4 加入電話システムの構成</p> <p>加入電話については、通信事業者から電源が給電されるため、発電所内の電源に依存しない仕様となっている。</p> <p>加入電話システムの構成概要を参考第4.1-1図に示す。</p>  <p>参考第4.1-1図は、加入電話システムの構成概要を示す図である。左側に「緊急時対策室」があり、PHS端末、固定電話機、加入電話機、加入FAXが設置されている。中央には「中央制御室」があり、PHS端末、固定電話機、加入電話機、加入FAXが設置されている。右側には「電話交換機」があり、電力保安用電話設備(電話交換機)と接続されている。また、「通信事業者回線」も示されている。[凡例]として、電力保安用電話設備からの給電(番号線等)、通信事業者回線からの給電(番号線等)、加入電話機、加入FAX、電力保安用電話設備が示されている。</p> <p>参考第4.1-1図 加入電話システムの構成概要図</p>	<p>参考4 加入電話システムの構成</p> <p>加入電話については、通信事業者から電源が給電されるため、発電所内の電源に依存しない仕様となっている。</p> <p>加入電話システムの構成概要を参考第4-1図に示す。</p>  <p>参考第4-1図は、加入電話システムの構成概要を示す図である。左側に「緊急時対策室」があり、保安電話(携帯)、保安電話(固定)、加入電話機、加入FAXが設置されている。中央には「管理事務所」があり、電話交換機が設置されている。右側には「総合管理事務所」があり、電話交換機が設置されている。また、「通信事業者回線」も示されている。[凡例]として、電力保安用電話設備からの給電(番号線等)、通信事業者回線からの給電(番号線等)、加入電話機、加入FAX、電力保安用電話設備が示されている。</p> <p>参考第4-1図 加入電話システムの構成概要図</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・大飯は参考7に記載</p>

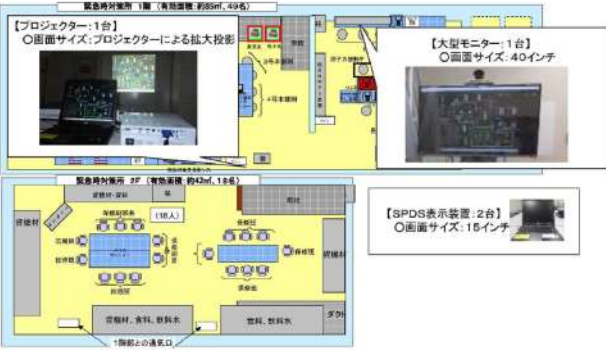
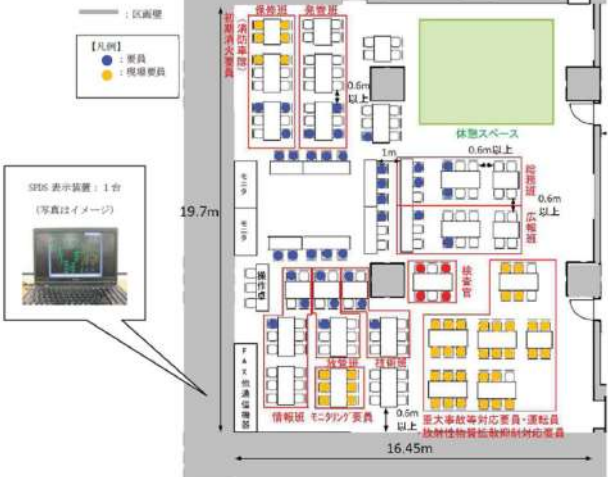

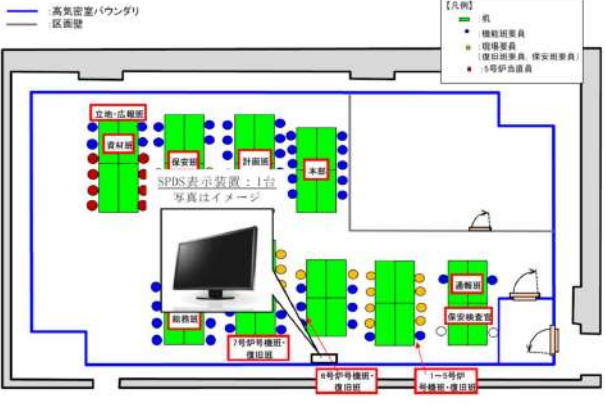
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>参考4 緊急時対策所のSPDS表示装置</p> <p>緊急時対策所 指揮所においては、SPDS表示装置から大型モニターに表示可能とし、さらにプロジェクターによる表示も可能としている。</p> <p>大型モニター等の設置位置を図6に示す。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>参考4 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所におけるSPDS表示装置</p> <p>(1) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所におけるSPDSデータの表示については、SPDS表示装置の画面に表示させることで、プラントの状態を共有すること可能な設計とする。</p> <p>なお、ほかの表示モニタを配備し、SPDS表示装置の画面を表示させることが可能な設計とする。</p> <p>概要を参考図4.1-1に示す。</p>	<p>参考5 緊急時対策所におけるSPDS表示装置</p> <p>緊急時対策所におけるSPDSデータの表示については、SPDS表示装置の画面により表示させることで、プラントの状態を共有することが可能な設計とする。</p> <p>なお、ほかの表示モニタを配備し、SPDS表示装置の画面を表示させることが可能な設計とする。</p> <p>概要を参考第5.1-1図に示す。</p>	<p>参考5 緊急時対策所におけるデータ表示端末</p> <p>緊急時対策所指揮所におけるSPDSパラメータの表示については、データ表示端末の画面により表示させることで、プラントの状態を共有することが可能な設計とする。</p> <p>なお、ほかの大型モニタを配備し、データ表示端末の画面を表示させることが可能な設計とする。</p> <p>概要を参考第5-1図に示す。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】記載表現の相違・名称の相違 女川：SPDSデータ 泊：SPDSパラメータ 女川：表示モニタ 泊：大型モニタ</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>緊急時対策所 1階（有効面積 約85㎡、40名）</p> <p>【プロジェクター：1台】 ○画面サイズ：プロジェクターによる拡大投影</p> <p>【大型モニター：1台】 ○画面サイズ：40インチ</p> <p>【SPDS表示装置：2台】 ○画面サイズ：15インチ</p> <p>緊急時対策所 2F（有効面積 約42㎡、18名）</p> <p>図6 緊急時対策所 指揮所における配置図</p>	 <p>緊急時対策所 1台 (写真はイメージ)</p> <p>参考第 5.1-1 図 緊急時対策所における SPDS データ表示の概要</p>	 <p>【データ表示端末：1台(予備3台)】</p> <p>【大型モニター：1台(予備2台)】</p> <p>参考第 5-1 図 緊急時対策所における SPDS パラメータ表示の概要</p>	<p>【大阪】 設計方針の相違 ・設備の相違 泊は、プロジェクターを 備えていないものの、 データ表示端末を予備含 め4台・大型モニタを予 備含め3台備えており 緊急時対策所内でのデー タ共有の視認性に相違は ない</p>
<p>【拍崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p>  <p>参考図 4.1-1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所における SPDS データ表示の概要</p>			<p>【拍崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

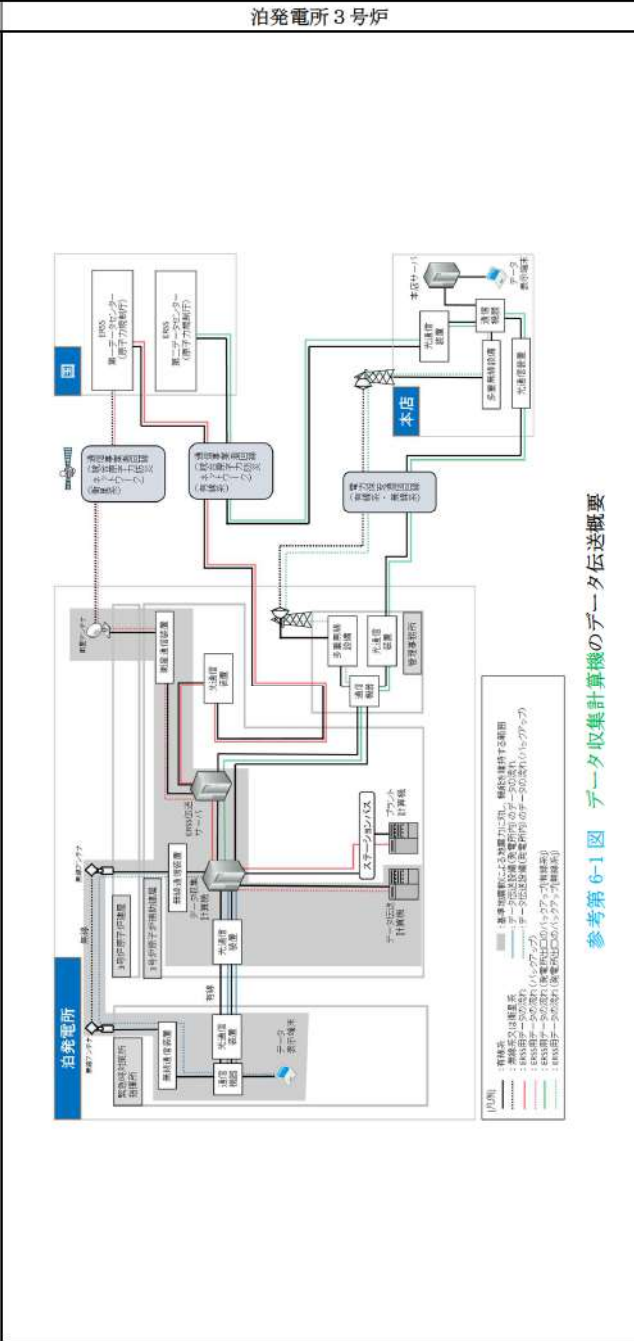
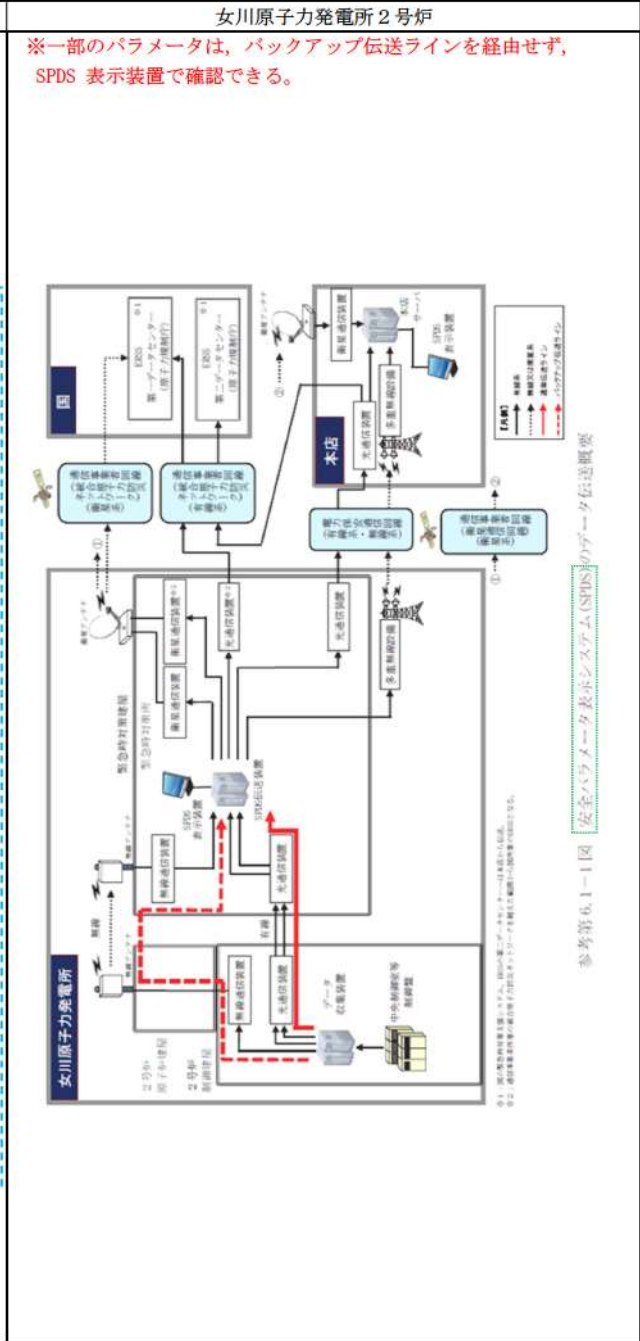
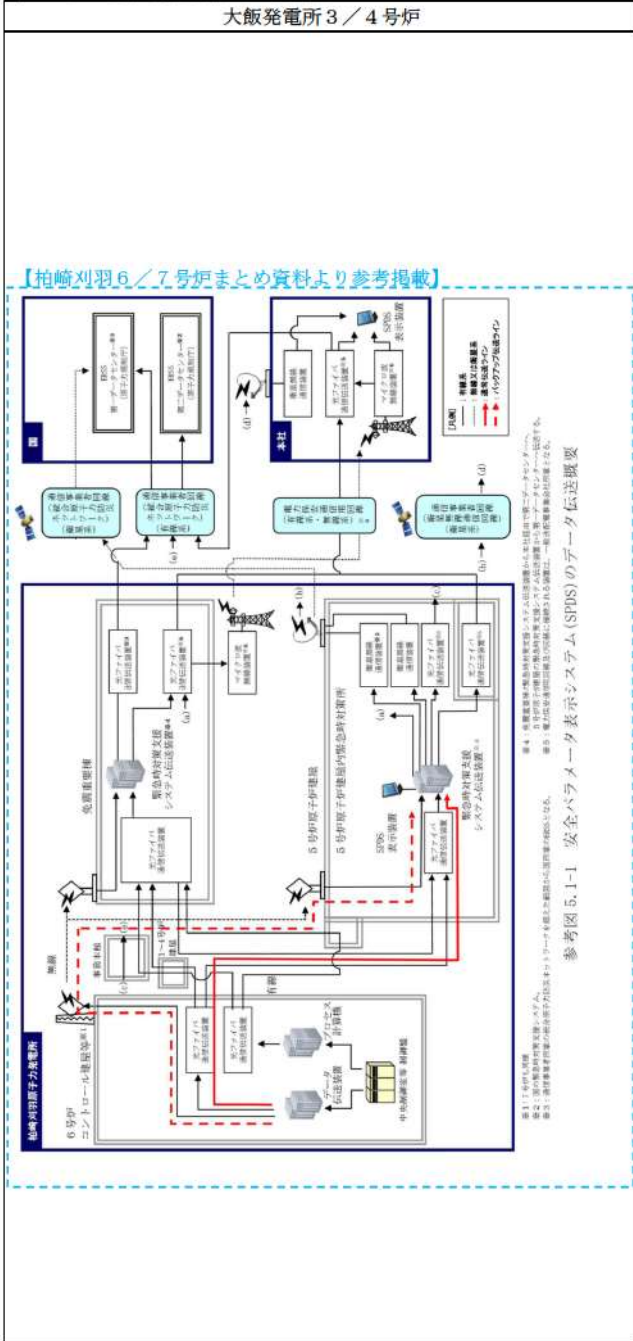
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>参考5. SPDSバックアップラインで確認できるパラメータリスト</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>参考5 安全パラメータ表示システム(SPDS)のデータ伝送概要と確認できるパラメータ</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する緊急時対策支援システム伝送装置は、6号及び7号炉のコントロール建屋に設置するデータ伝送装置からデータを収集し、SPDS表示装置にて確認できる設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する緊急時対策支援システム伝送装置に入力されるパラメータ(SPDSパラメータ)は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所において、データを確認できるとともに、国の緊急時対策支援システム(ERSS)へ伝送できる設計とする。</p> <p>SPDSへのデータ入力、通常時はプラント計算機からの入力であるが、別途バックアップラインを設置している。</p> <p>このバックアップラインは、安全保護系ラック、NIS^{※1}盤、RMS^{※2}盤等から直接データを収集することができ、主要プラントパラメータの大半をバックアップすることができる。</p> <p>バックアップ対象ではないプラントパラメータについては、今後バックアップライン他から収集できるプラントパラメータ対象範囲を検討し、増加する予定である。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>通常のデータ伝送ラインである有線系回線が使用できない場合、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する緊急時対策支援システム伝送装置は、バックアップ伝送ラインである無線系回線により6号及び7号炉のコントロール建屋に設置するデータ伝送装置からデータを収集し、SPDS表示装置にて確認できる設計とする。</p>	<p>参考6 安全パラメータ表示システム(SPDS)のデータ伝送概要と確認できるパラメータ</p> <p>緊急時対策所内に設置するSPDS伝送装置は、2号炉の制御建屋に設置するデータ収集装置からデータを収集し、SPDS表示装置にて確認できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所内に設置するSPDS伝送装置に入力されるパラメータ(SPDSパラメータ)は、緊急時対策所において、データを確認できるとともに、国の緊急時対策支援システム(ERSS)へ伝送できる設計とする。</p> <p>通常のデータ伝送ラインである有線系回線が使用できない場合、緊急時対策所内に設置するSPDS伝送装置は、バックアップ伝送ラインである無線系回線により2号炉の制御建屋に設置するデータ収集装置からデータを収集し、SPDS表示装置にて確認できる設計とする。</p>	<p>参考6 データ伝送設備(発電所内)及びデータ伝送設備(発電所外)のデータ伝送概要と確認できるパラメータ</p> <p>原子炉補助建屋内に設置するデータ収集計算機は、プラント計算機からデータを収集し、データ表示端末にて確認できる設計とする。</p> <p>原子炉補助建屋内に設置するデータ収集計算機に入力されるパラメータ(SPDSパラメータ)は、緊急時対策所において、データを確認できるとともに、国の緊急時対策支援システム(ERSS)へ伝送できる設計とする。</p> <p>データ収集計算機へのデータ入力、通常はプラント計算機からの入力であるが、別途バックアップ伝送ライン(収集用)を設置している。</p> <p>このバックアップ伝送ライン(収集用)は、原子炉安全保護盤等の耐震性を有する計測装置等から直接データを収集することができる。</p> <p>バックアップ対象ではないプラントパラメータについては、今後バックアップライン他から収集できるプラントパラメータ対象範囲を検討し、増加する予定である。</p> <p>通常のデータ伝送ラインである有線系回線が使用できない場合、緊急時対策所指揮所内に設置するデータ表示端末は、バックアップ伝送ライン(表示用)である無線系回線により、原子炉補助建屋内に設置するデータ収集計算機からデータを収集し、データ表示端末にて確認できる設計とする。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違・2-2⑩及び⑪記載のとおあり</p> <p>【女川】設計方針の相違・2-2⑩及び⑪記載のとおあり</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおあり</p> <p>【女川】記載方針の相違・記載の充実(大飯参照)</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおあり</p> <p>【女川】設計方針の相違・泊は原子炉補助建屋と緊急時対策所の建屋間の通信を、データ表示端末へデータ収集計算機間で行っている。なお、大飯と同一の設備構成である。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>原子炉水位、圧力等の主要なパラメータの計測が困難となった場合においても、緊急時対策所において推定できるよう可能な限り関連パラメータを確認できる設計とする。</p> <p>プラントパラメータは、SPDSサーバに2週間分（1分周期）のデータを保存できる仕様となっている。サーバ本体に保存可能な容量32Gバイトのうち、データ保存が可能な領域として約6Gバイトを確保している。2週間のデータ容量は約88Mバイトであり、順次、上書き保存される。また、それらのパラメータについては、緊急時対策所 指揮所に設置しているSPDS表示装置から、外部媒体へ保存することが可能である。</p> <p>SPDSにてバックアップできるパラメータリストを表11、12、13、14、15に記載する。</p> <p>※1：NISとは、「Nuclear Instrumentation System」（炉外核計装置）の略称。 ※2：RMSとは、「Radiation Monitoring System」（放射線監視装置）の略称。</p>	<p>バックアップ伝送ラインでは、SPDS 伝送装置は国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ伝送している主な※パラメータ（ERSS 伝送パラメータ）を収集するとともに、国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ伝送しているパラメータ以外にも、原子炉格納容器内の状態、使用済燃料プールの状態、水素爆発による原子炉格納容器の破損防止確認、水素爆発による原子炉建屋の損傷防止の確認に必要なパラメータ（バックアップ対象パラメータ）を収集し、確認できる設計とする。</p> <p>原子炉水位、圧力等の主要なパラメータの計測が困難となった場合においても、緊急時対策所において推定できるよう可能な限り関連パラメータを確認できる設計とする。</p> <p>周辺の環境放射線状況を把握するため、可搬型モニタリングポスト及び代替気象観測設備のデータを伝送し、確認できる設計とする。</p> <p>なお、今後の監視パラメータ追加や表示機能の拡張等を考慮し、余裕のあるデータ伝送容量を持つとともに表示機能の拡張性を考慮した設計とし、適宜、パラメータを追加及び表示することとする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のデータ伝送概要を参考第6.1-1図に示す。</p> <p>また、SPDS 表示装置で確認できるパラメータを参考第6.1-1表に示す。</p>	<p>バックアップ伝送ライン（表示用）では、データ表示端末は国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ伝送しているパラメータ（ERSS 伝送パラメータ）を収集するとともに、国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ伝送しているパラメータ以外にも、原子炉格納容器内の状態、使用済燃料ピットの状態、水素爆発による原子炉格納容器の破損防止確認、水素爆発による原子炉建屋の損傷防止の確認に必要なパラメータ（バックアップ対象パラメータ）を収集し、確認できる設計とする。</p> <p>原子炉水位、圧力等の主要なパラメータの計測が困難となった場合においても、緊急時対策所において推定できるよう可能な限り関連パラメータを確認できる設計とする。</p> <p>周辺の環境放射線状況を把握するため、可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備のデータを伝送し、確認できる設計とする。</p> <p>なお、今後の監視パラメータ追加や表示機能の拡張等を考慮し、余裕のあるデータ伝送容量を持つとともに表示機能の拡張性を考慮した設計とし、適宜、パラメータを追加及び表示することとする。</p> <p>データ収集計算機のデータ伝送概要を参考第6-1図に示す。</p> <p>また、データ表示端末で確認できるパラメータを参考第6-1表に示す。</p>	<p>【女川】記載表現の相違 【女川】設計方針の相違 ・2-2@記載のとおり。 【女川】・設備の相違 泊3号炉は有線系回線及び無線系回線ともに同じデータをデータ表示端末に伝送している。 【女川】記載表現の相違 女川：使用済燃料プール、泊：使用済燃料ピット</p> <p>【女川】記載表現の相違 女川：代替気象観測設備、泊：可搬型気象観測設備</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊と女川は、データ保存期間について参考7に記載している。また、泊と女川は、プラントパラメータを2週間分保存できる設計としており、大飯と保存期間に相違はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)



相違理由

【女川】・設備の相違
 泊は有線系回線及び無線系回線ともに同じデータをデータ表示端末に伝送している。

【女川】設計の相違
 ・2-2⑩及び⑬記載のとおり。

【柏崎】記載方針の相違
 2-3②のとおり

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

表11 バックアップできるパラメータリスト (1/5)

目的	対象パラメータ	SPDS 入力 パラメータ	ERSSへ 伝送している パラメータ	バックアップ 対象パラメータ	
炉心反応度 の状態確認	出力領域平均中性子束チャンネル 平均値	○	○	—	
	中間領域中性子束	○	○	○	
	中性子源領域中性子束	○	○	○	
	出力領域中性子束	○	○	○	
	加圧器水位	○	○	○	
炉心冷却の 状態確認	1次冷却材圧力	○	○	○	
	Cループ1次冷却材圧力	○	○	○	
	原子炉水位	○	○	○	
	1次冷却材温度 (広域)	Aループ冷却材最高側温度(広域)	○	○	○
		Bループ冷却材最高側温度(広域)	○	○	○
		Cループ冷却材最高側温度(広域)	○	○	○
		Dループ冷却材最高側温度(広域)	○	○	○
		Aループ冷却材最低側温度(広域)	○	—	○
		Bループ冷却材最低側温度(広域)	○	—	○
		Cループ冷却材最低側温度(広域)	○	—	○
		Dループ冷却材最低側温度(広域)	○	—	○

表12 バックアップできるパラメータリスト (2/5)

目的	対象パラメータ	SPDS 入力 パラメータ	ERSSへ伝送 している パラメータ	バックアップ 対象パラメータ
主蒸気圧力	A主蒸気圧力	○	○	○
	B主蒸気圧力	○	○	○
	C主蒸気圧力	○	○	○
	D主蒸気圧力	○	○	○
安全注入流量	A高圧注入流量	○	○	○
	B高圧注入流量	○	○	○
余熱除去流量	A余熱除去流量	○	○	○
	D余熱除去流量	○	○	○
燃料取替用水 ピット水位	燃料取替用水ピット水位	○	○	○
	充てん水	○	○	○
炉心冷却の 状態確認	蒸気発生器 水位	A蒸気発生器水位(広域)	○	○
		B蒸気発生器水位(広域)	○	○
		C蒸気発生器水位(広域)	○	○
		D蒸気発生器水位(広域)	○	○
	2次系による 冷却	A蒸気発生器補助給水流量	○	○
		B蒸気発生器補助給水流量	○	○
		C蒸気発生器補助給水流量	○	○
		D蒸気発生器補助給水流量	○	○
所内母線電圧 (非常用)	4-3 A母線電圧	○	○	
	4-3 B母線電圧	○	○	
	4-3 A E G遮断器	○	○	
	4-3 B E G遮断器	○	○	
1次冷却材 サブクール度 (T/C)	1次冷却材サブクール度	○	○	

女川原子力発電所2号炉

参考第6.1-1表 SPDS表示装置で確認できるパラメータ (1/10)

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ
炉心反応度 の状態確認	A PRMレベル (平均)	○	○	○
	A PRM (A) レベル	○	—	○
	A PRM (B) レベル	○	—	○
	A PRM (C) レベル	○	—	○
	A PRM (D) レベル	○	—	○
	A PRM (E) レベル	○	—	○
	A PRM (F) レベル	○	—	○
	S RNM (A) 対数計数率	○	○	○
	S RNM (B) 対数計数率	○	○	○
	S RNM (C) 対数計数率	○	○	○
	S RNM (D) 対数計数率	○	○	○
	S RNM (E) 対数計数率	○	○	○
	S RNM (F) 対数計数率	○	○	○
	S RNM (G) 対数計数率	○	○	○
	S RNM (H) 対数計数率	○	○	○
	S RNM (A) 計数率高差	○	○	○
	S RNM (B) 計数率高差	○	○	○
	S RNM (C) 計数率高差	○	○	○
	S RNM (D) 計数率高差	○	○	○
	S RNM (E) 計数率高差	○	○	○
S RNM (F) 計数率高差	○	○	○	
S RNM (G) 計数率高差	○	○	○	
S RNM (H) 計数率高差	○	○	○	
S RNM (A) 線形%出力	○	○	○	
S RNM (B) 線形%出力	○	○	○	
S RNM (C) 線形%出力	○	○	○	
S RNM (D) 線形%出力	○	○	○	
S RNM (E) 線形%出力	○	○	○	
S RNM (F) 線形%出力	○	○	○	
S RNM (G) 線形%出力	○	○	○	
S RNM (H) 線形%出力	○	○	○	
全副群線全挿入		○	○	○

泊発電所3号炉

参考第6.1-1表 データ表示端末で確認できるパラメータ (1/5)

目的	対象パラメータ	バックアップ対象 パラメータ	ERSSへ 伝送している パラメータ	データ取得 計測機入力
炉心反応度 の状態確認	中性子源領域中性子束	○	○	○
	中間領域中性子束	○	○	○
	出力領域中性子束	○	○	○
	A-15ラジエーション水位	○	○	○
	加圧器水位	○	○	○
	1次冷却材圧力	○	○	○
	Aループ1次冷却材最高側温度(広域)	○	○	○
	Bループ1次冷却材最高側温度(広域)	○	○	○
	Cループ1次冷却材最高側温度(広域)	○	○	○
	Dループ1次冷却材最高側温度(広域)	○	○	○
炉心冷却の 状態確認	主蒸気圧力	○	○	○
	安全注入流量	○	○	○
	余熱除去流量	○	○	○
	燃料取替用水ピット水位	○	○	○
	充てん水	○	○	○
	蒸気発生器水位	○	○	○
	2次系による冷却	○	○	○
	所内母線電圧	○	○	○
	1次冷却材サブクール度	○	○	○

【女川】PWR設計の反映炉型の相違により設備及び対象パラメータに相違はあるが、データ表示端末で表示する「目的」及び対象パラメータは同等であり、緊急時対策所で必要な情報を把握できることに相違はない。
 【大飯】記載表現の相違データ表示端末で表示する「目的」及び対象パラメータは同等であり、データ表示端末の機能に相違はない。

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由					
表13 バックアップできるパラメータリスト (3/5)				(2/10)													
目的	対象パラメータ	SPDS入力 パラメータ	ESSSへ伝送 している パラメータ	バックアップ 対象 パラメータ	目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ESSS伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ	目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ESSSへ 伝送している パラメータ	バックアップ対象 パラメータ			
燃料の 状態確認	炉心出口温度	炉心出口温度(最大)	○	○	○	原子炉圧力(広帯域) B V	○	○	○	燃料の状態確認	原子炉圧力(広帯域) A	○	○	○	【女川】PWR設計の反映 炉型の相違により設備 及び対象パラメータに 相違はあるが、データ表 示端末で表示する「目 的」は同等であり、緊急 時対策所で必要な情報 を把握できることに相 違はない。 【大飯】記載表現の相違 データ表示端末で表示 する「目的」及び対象パ ラメータは同等であり、 データ表示端末の機能 に相違はない。		
		炉心出口温度(平均)	○	○	○	原子炉圧力(広帯域) B	○	○	○		原子炉圧力(広帯域) P B V	○	○	○			
	格納容器内 高レンジ エリアモニタ の指示	A格納容器内高レンジエリアモニ タ(高レンジ)	○	○	○	原子炉水位(広帯域) A	○	○	○		原子炉水位(広帯域) A	○	○	○		○	○
		B格納容器内高レンジエリアモニ タ(高レンジ)	○	○	○	原子炉水位(広帯域) B	○	○	○		原子炉水位(燃料) P B V	○	○	○		○	○
		A格納容器内高レンジエリアモニ タ(低レンジ)	○	○	○	原子炉水位(燃料) A	○	○	○		原子炉水位(燃料) B	○	○	○		○	○
		B格納容器内高レンジエリアモニ タ(低レンジ)	○	○	○	原子炉水位(燃料) B	○	○	○		原子炉水位(燃料) A	○	○	○		○	○
		A格納容器内高レンジエリアモニ タ(高レンジ)	○	○	○	原子炉水位(燃料) A	○	○	○		原子炉水位(燃料) B	○	○	○		○	○
		B格納容器内高レンジエリアモニ タ(低レンジ)	○	○	○	原子炉水位(燃料) B	○	○	○		原子炉水位(燃料) A	○	○	○		○	○
	格納容器の 状態確認	格納容器圧力	○	○	○	原子炉水位(燃料) B	○	○	○		原子炉水位(燃料) A	○	○	○		○	○
		AM用格納容器圧力	○	○	○	原子炉水位(燃料) A	○	○	○		原子炉水位(燃料) B	○	○	○		○	○
格納容器温度		○	○	○	原子炉水位(燃料) B	○	○	○	原子炉水位(燃料) A	○	○	○	○	○			
格納容器水位		格納容器再循環サンプ水位(広 域)	○	○	○	原子炉水位(燃料) A	○	○	○	原子炉水位(燃料) B	○	○	○	○	○		
		D格納容器再循環サンプ水位(広 域)	○	○	○	原子炉水位(燃料) B	○	○	○	原子炉水位(燃料) A	○	○	○	○	○		
		A格納容器再循環サンプ水位(狭 域)	○	○	○	原子炉水位(燃料) A	○	○	○	原子炉水位(燃料) B	○	○	○	○	○		
		B格納容器再循環サンプ水位(狭 域)	○	○	○	原子炉水位(燃料) B	○	○	○	原子炉水位(燃料) A	○	○	○	○	○		
		格納容器水位	○	○	○	原子炉水位(燃料) A	○	○	○	原子炉水位(燃料) B	○	○	○	○	○		
		原子炉下部キャビティ水位	○	○	○	原子炉水位(燃料) B	○	○	○	原子炉水位(燃料) A	○	○	○	○	○		
格納容器 スプレイ流量		A格納容器スプレイ流量	○	○	○	原子炉水位(燃料) A	○	○	○	原子炉水位(燃料) B	○	○	○	○	○		
	B格納容器スプレイ流量	○	○	○	原子炉水位(燃料) B	○	○	○	原子炉水位(燃料) A	○	○	○	○	○			
	A格納容器スプレイ流量積算	○	○	○	原子炉水位(燃料) A	○	○	○	原子炉水位(燃料) B	○	○	○	○	○			
	格納容器内 高レンジ エリアモニタ の指示	A格納容器内高レンジエリアモニ タ(高レンジ)	○	○	○	原子炉水位(燃料) B	○	○	○	原子炉水位(燃料) A	○	○	○	○	○		
		B格納容器内高レンジエリアモニ タ(高レンジ)	○	○	○	原子炉水位(燃料) A	○	○	○	原子炉水位(燃料) B	○	○	○	○	○		
		A格納容器内高レンジエリアモニ タ(低レンジ)	○	○	○	原子炉水位(燃料) B	○	○	○	原子炉水位(燃料) A	○	○	○	○	○		
		B格納容器内高レンジエリアモニ タ(低レンジ)	○	○	○	原子炉水位(燃料) A	○	○	○	原子炉水位(燃料) B	○	○	○	○	○		
	格納容器ガ スモニタの指示	格納容器ガスモニタ	○	○	○	原子炉水位(燃料) B	○	○	○	原子炉水位(燃料) A	○	○	○	○	○		
	格納容器 水素濃度	可搬型格納容器水素ガス濃度	○	○	○	原子炉水位(燃料) A	○	○	○	原子炉水位(燃料) B	○	○	○	○	○		
	炉心冷却の 状態確認	原子炉圧力(広帯域) B V	○	○	○	原子炉水位(燃料) B	○	○	○	原子炉水位(燃料) A	○	○	○	○	○		
原子炉圧力(広帯域) A		○	○	○	原子炉水位(燃料) A	○	○	○	原子炉水位(燃料) B	○	○	○	○	○			
原子炉圧力(広帯域) B		○	○	○	原子炉水位(燃料) B	○	○	○	原子炉水位(燃料) A	○	○	○	○	○			
原子炉水位(広帯域) P B V		○	○	○	原子炉水位(燃料) A	○	○	○	原子炉水位(燃料) B	○	○	○	○	○			
原子炉水位(広帯域) A		○	○	○	原子炉水位(燃料) B	○	○	○	原子炉水位(燃料) A	○	○	○	○	○			
原子炉水位(広帯域) B		○	○	○	原子炉水位(燃料) A	○	○	○	原子炉水位(燃料) B	○	○	○	○	○			
原子炉水位(燃料) P B V		○	○	○	原子炉水位(燃料) B	○	○	○	原子炉水位(燃料) A	○	○	○	○	○			
原子炉水位(燃料) A		○	○	○	原子炉水位(燃料) A	○	○	○	原子炉水位(燃料) B	○	○	○	○	○			
原子炉水位(燃料) B		○	○	○	原子炉水位(燃料) B	○	○	○	原子炉水位(燃料) A	○	○	○	○	○			
原子炉水位(燃料) A		○	○	○	原子炉水位(燃料) A	○	○	○	原子炉水位(燃料) B	○	○	○	○	○			
原子炉水位(燃料) B	○	○	○	原子炉水位(燃料) B	○	○	○	原子炉水位(燃料) A	○	○	○	○	○				
PLRポンプ(A)入口流量	○	○	○	PLRポンプ(A)入口流量	○	○	○	PLRポンプ(A)入口流量	○	○	○	○	○				
PLRポンプ(B)入口流量	○	○	○	PLRポンプ(B)入口流量	○	○	○	PLRポンプ(B)入口流量	○	○	○	○	○				
SRV 開	○	○	○	SRV 開	○	○	○	SRV 開	○	○	○	○	○				
RHRポンプ(A)出口流量	○	○	○	RHRポンプ(A)出口流量	○	○	○	RHRポンプ(A)出口流量	○	○	○	○	○				
RHRポンプ(B)出口流量	○	○	○	RHRポンプ(B)出口流量	○	○	○	RHRポンプ(B)出口流量	○	○	○	○	○				
RHRポンプ(C)出口流量	○	○	○	RHRポンプ(C)出口流量	○	○	○	RHRポンプ(C)出口流量	○	○	○	○	○				
LPCSポンプ出口流量	○	○	○	LPCSポンプ出口流量	○	○	○	LPCSポンプ出口流量	○	○	○	○	○				
HPCSポンプ出口流量	○	○	○	HPCSポンプ出口流量	○	○	○	HPCSポンプ出口流量	○	○	○	○	○				
RCJCポンプ出口流量	○	○	○	RCJCポンプ出口流量	○	○	○	RCJCポンプ出口流量	○	○	○	○	○				
HPACポンプ出口流量	○	○	○	HPACポンプ出口流量	○	○	○	HPACポンプ出口流量	○	○	○	○	○				
RHRヘッドスプレイレイン洗浄流量	○	○	○	RHRヘッドスプレイレイン洗浄流量	○	○	○	RHRヘッドスプレイレイン洗浄流量	○	○	○	○	○				
RHR B系格納容器冷却ライン洗浄流量	○	○	○	RHR B系格納容器冷却ライン洗浄流量	○	○	○	RHR B系格納容器冷却ライン洗浄流量	○	○	○	○	○				
RHR熱交換器(A)冷却水入口流量	○	○	○	RHR熱交換器(A)冷却水入口流量	○	○	○	RHR熱交換器(A)冷却水入口流量	○	○	○	○	○				
RHR熱交換器(B)冷却水入口流量	○	○	○	RHR熱交換器(B)冷却水入口流量	○	○	○	RHR熱交換器(B)冷却水入口流量	○	○	○	○	○				
RCW A系 系統流量	○	○	○	RCW A系 系統流量	○	○	○	RCW A系 系統流量	○	○	○	○	○				
RCW B系 系統流量	○	○	○	RCW B系 系統流量	○	○	○	RCW B系 系統流量	○	○	○	○	○				
6.9kV母線6-2A電圧	○	○	○	6.9kV母線6-2A電圧	○	○	○	6.9kV母線6-2A電圧	○	○	○	○	○				
6.9kV母線6-2B電圧	○	○	○	6.9kV母線6-2B電圧	○	○	○	6.9kV母線6-2B電圧	○	○	○	○	○				
6.9kV母線6-2S A 1電圧	○	○	○	6.9kV母線6-2S A 1電圧	○	○	○	6.9kV母線6-2S A 1電圧	○	○	○	○	○				
6.9kV母線6-2S A 2電圧	○	○	○	6.9kV母線6-2S A 2電圧	○	○	○	6.9kV母線6-2S A 2電圧	○	○	○	○	○				
6.9kV母線6-2S B 1電圧	○	○	○	6.9kV母線6-2S B 1電圧	○	○	○	6.9kV母線6-2S B 1電圧	○	○	○	○	○				
6.9kV母線6-2S B 2電圧	○	○	○	6.9kV母線6-2S B 2電圧	○	○	○	6.9kV母線6-2S B 2電圧	○	○	○	○	○				
6.9kV母線6-2C電圧	○	○	○	6.9kV母線6-2C電圧	○	○	○	6.9kV母線6-2C電圧	○	○	○	○	○				
6.9kV母線6-2D電圧	○	○	○	6.9kV母線6-2D電圧	○	○	○	6.9kV母線6-2D電圧	○	○	○	○	○				
6.9kV母線6-2H電圧	○	○	○	6.9kV母線6-2H電圧	○	○	○	6.9kV母線6-2H電圧	○	○	○	○	○				
D/G 2A Lx熱源投入	○	○	○	D/G 2A Lx熱源投入	○	○	○	D/G 2A Lx熱源投入	○	○	○	○	○				
炉心冷却の 状態確認	原子炉圧力(広帯域) B V	○	○	○	原子炉圧力(広帯域) B V	○	○	○	原子炉圧力(広帯域) B V	○	○	○	○	○			
	原子炉圧力(広帯域) A	○	○	○	原子炉圧力(広帯域) A	○	○	○	原子炉圧力(広帯域) A	○	○	○	○	○			
	原子炉圧力(広帯域) B	○	○	○	原子炉圧力(広帯域) B	○	○	○	原子炉圧力(広帯域) B	○	○	○	○	○			
	原子炉水位(広帯域) P B V	○	○	○	原子炉水位(広帯域) P B V	○	○	○	原子炉水位(広帯域) P B V	○	○	○	○	○			
	原子炉水位(広帯域) A	○	○	○	原子炉水位(広帯域) A	○	○	○	原子炉水位(広帯域) A	○	○	○	○	○			
	原子炉水位(広帯域) B	○	○	○	原子炉水位(広帯域) B	○	○	○	原子炉水位(広帯域) B	○	○	○	○	○			
	原子炉水位(燃料) P B V	○	○	○	原子炉水位(燃料) P B V	○	○	○	原子炉水位(燃料) P B V	○	○	○	○	○			
	原子炉水位(燃料) A	○	○	○	原子炉水位(燃料) A	○	○	○	原子炉水位(燃料) A	○	○	○	○	○			
	原子炉水位(燃料) B	○	○	○	原子炉水位(燃料) B	○	○	○	原子炉水位(燃料) B	○	○	○	○	○			
	原子炉水位(燃料) A	○	○	○	原子炉水位(燃料) A	○	○	○	原子炉水位(燃料) A	○	○	○	○	○			
原子炉水位(燃料) B	○	○	○	原子炉水位(燃料) B	○	○	○	原子炉水位(燃料) B	○	○	○	○	○				
PLRポンプ(A)入口流量	○	○	○	PLRポンプ(A)入口流量	○	○	○	PLRポンプ(A)入口流量	○	○	○	○	○				
PLRポンプ(B)入口流量	○	○	○	PLRポンプ(B)入口流量	○	○	○	PLRポンプ(B)入口流量	○	○	○	○	○				
SRV 開	○	○	○	SRV 開	○	○	○	SRV 開	○	○	○	○	○				
RHRポンプ(A)出口流量	○	○	○	RHRポンプ(A)出口流量	○	○	○	RHRポンプ(A)出口流量	○	○	○	○	○				
RHRポンプ(B)出口流量	○	○	○	RHRポンプ(B)出口流量	○	○	○	RHRポンプ(B)出口流量	○	○	○	○	○				
RHRポンプ(C)出口流量	○	○	○	RHRポンプ(C)出口流量	○	○	○	RHRポンプ(C)出口流量	○	○	○	○	○				
LPCSポンプ出口流量	○	○	○	LPCSポンプ出口流量	○	○	○	LPCSポンプ出口流量	○	○	○	○	○				
HPCSポンプ出口流量	○	○	○	HPCSポンプ出口流量	○	○	○	HPCSポンプ出口流量	○	○	○	○	○				
RCJCポンプ出口流量	○	○	○	RCJCポンプ出口流量	○	○	○	RCJCポンプ出口流量	○	○	○	○	○				
HPACポンプ出口流量	○	○	○	HPACポンプ出口流量	○	○	○	HPACポンプ出口流量	○	○	○	○	○				
RHRヘッドスプレイレイン洗浄流量	○	○	○	RHRヘッドスプレイレイン洗浄流量	○	○	○	RHRヘッドスプレイレイン洗浄流量	○	○	○	○	○				
RHR B系格納容器冷却ライン洗浄流量	○	○	○	RHR B系格納容器冷却ライン洗浄流量	○	○	○	RHR B系格納容器冷却ライン洗浄流量	○	○	○	○	○				
RHR熱交換器(A)冷却水入口流量	○	○	○	RHR熱交換器(A)冷却水入口流量	○	○	○	RHR熱交換器(A)冷却水入口流量	○	○	○	○	○				
RHR熱交換器(B)冷却水入口流量	○	○	○	RHR熱交換器(B)冷却水入口流量	○	○	○	RHR熱交換器(B)冷却水入口流量	○	○	○	○	○				
RCW A系 系統流量	○	○	○	RCW A系 系統流量	○	○	○	RCW A系 系統流量	○	○	○	○	○				
RCW B系 系統流量	○	○	○	RCW B系 系統流量	○	○	○	RCW B系 系統流量	○	○	○	○	○				
6.9kV母線6-2A電圧</																	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

表14 バックアップできるパラメータリスト (4/5)

目的	対象パラメータ	SPS入力 パラメータ	EMSSへ伝送 している パラメータ	バックアップ できる 対象パラメータ
放射能レベルの 監視確認	排気筒ガスモニタの指示			
	A排気筒ガスモニタ	○	○	○
	B排気筒ガスモニタ	○	○	○
	排気筒高レンジガスモニタ (低レンジ)	○	○	○
	排気筒高レンジガスモニタ (高レンジ)	○	○	○
監視の 状態確認	原子炉格納容器 隔離の状態	○	○	○
	格納容器隔離 (T信号)	○	○	○
監視の 状態確認	モニタリングボ スト及びモニタ リングステーションの指示			
	モニタポストNo.1 露量率	○	○	○
	モニタポストNo.2 露量率	○	○	○
	モニタポストNo.3 露量率	○	○	○
	モニタポストNo.4 露量率	○	○	○
	モニタポストNo.5 露量率	○	○	○
気象情報	モニタステーション露量率	○	○	○
	10分間露多風向方位番号	○	○	○
	風速 (平均風速) 天気安定度	○	○	○
使用済燃料ピ ットの状態確認	A使用済燃料ピット水位 (AM用)	○	○	○
	B使用済燃料ピット水位 (AM用)	○	○	○
	A可搬式使用済燃料ピット水位	○	○	○
	B可搬式使用済燃料ピット水位	○	○	○
燃料取扱機周 辺の放射線量	A使用済燃料ピット温度 (AM用)	○	○	○
	B使用済燃料ピット温度 (AM用)	○	○	○
	A可搬式使用済燃料ピット区域周辺 エリアモニタ	○	○	○
	B可搬式使用済燃料ピット区域周辺 エリアモニタ	○	○	○
その他 (ECCSの 状態等)	A高圧注入ポンプ	○	○	○
	B高圧注入ポンプ	○	○	○

表15 バックアップできるパラメータリスト (5/5)

目的	対象パラメータ	SPS入力 パラメータ	EMSSへ伝送 している パラメータ	バックアップ できる 対象パラメータ
ECCSの状態 (高圧注入系)	A 余熱除去ポンプ	○	○	○
	B 余熱除去ポンプ	○	○	○
ECCSの状態	安全注入作動	○	○	○
	原子炉トリップ 状態	○	○	○
S/G新装 漏えい監視	復水器空気抽出器ガスモニタ	○	○	○
	蒸気発生器ブローダウン水モニタ	○	○	○
低圧代替低 圧注水ポンプ 流量	低圧代替低圧注水流量積算	○	○	○
	C W S 冷却水 保有水量	○	○	○
ほうろくタンク 保有水量	Aほうろくタンク水位	○	○	○
	Bほうろくタンク水位	○	○	○
復水ピット 保有水量	復水ピット水位	○	○	○
	排水口の放射線	○	○	○
ECCS の状態	A 蒸気発生器主給水流量	○	○	○
	B 蒸気発生器主給水流量	○	○	○
	C 蒸気発生器主給水流量	○	○	○
	D 蒸気発生器主給水流量	○	○	○
格納容器 スプレイポン プの状態	A 蒸気発生器補助給水流量	○	○	○
	B 蒸気発生器補助給水流量	○	○	○
	C 蒸気発生器補助給水流量	○	○	○
	D 蒸気発生器補助給水流量	○	○	○
格納容器 スプレイポン プの状態	A 格納容器スプレイポンプ	○	○	○
	B 格納容器スプレイポンプ	○	○	○

女川原子力発電所2号炉

(3/10)

目的	対象パラメータ	SPS パラメータ	EMSS伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ
放射能レベルの 監視確認	D/G 2 機 L4新装投入	○	○	○
	HPC S D/G L4新装投入	○	○	○
	復水器冷却水水位	○	○	○
	原子炉圧力管温度 (原子炉圧力管上部フランジ下流温度)	○	○	○
	原子炉圧力管温度 (原子炉圧力管下部フランジ上流温度)	○	○	○
	原子炉圧力管温度 (原子炉圧力管下部フランジ下流温度)	○	○	○
	原子炉圧力管温度 (原子炉圧力管下部フランジ上流温度)	○	○	○
	原子炉圧力管温度 (原子炉圧力管下部フランジ下流温度)	○	○	○
	原子炉圧力管温度 (原子炉圧力管下部フランジ上流温度)	○	○	○
	原子炉圧力管温度 (原子炉圧力管下部フランジ下流温度)	○	○	○
	原子炉圧力管温度 (原子炉圧力管下部フランジ上流温度)	○	○	○
	原子炉圧力管温度 (原子炉圧力管下部フランジ下流温度)	○	○	○
	原子炉圧力管温度 (原子炉圧力管下部フランジ上流温度)	○	○	○
	原子炉圧力管温度 (原子炉圧力管下部フランジ下流温度)	○	○	○
	原子炉圧力管温度 (原子炉圧力管下部フランジ上流温度)	○	○	○
格納容器内 の状態確認	ドライウェル水位 (広域)	○	○	○
	ドライウェル圧力	○	○	○
	圧力制御圧力 (積込)	○	○	○
	圧力制御圧力 (排気)	○	○	○
	圧力制御圧力 (B)	○	○	○
	圧力制御圧力 (C)	○	○	○
	圧力制御圧力 (D)	○	○	○
	圧力制御圧力 (E)	○	○	○
	圧力制御圧力 (F)	○	○	○
	圧力制御圧力 (G)	○	○	○
	圧力制御圧力 (H)	○	○	○
	圧力制御圧力 (I)	○	○	○
	圧力制御圧力 (J)	○	○	○
	圧力制御圧力 (K)	○	○	○
	圧力制御圧力 (L)	○	○	○
その他 (ECCSの 状態等)	原子炉格納容器スプレイポンプ 流量	○	○	○
	格納容器内水位	○	○	○
	格納容器内水位	○	○	○
	格納容器内水位	○	○	○
	格納容器内水位	○	○	○
	格納容器内水位	○	○	○
	格納容器内水位	○	○	○
	格納容器内水位	○	○	○
	格納容器内水位	○	○	○
	格納容器内水位	○	○	○
	格納容器内水位	○	○	○
	格納容器内水位	○	○	○
	格納容器内水位	○	○	○
	格納容器内水位	○	○	○
	格納容器内水位	○	○	○

(4/10)

目的	対象パラメータ	SPS パラメータ	EMSS伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ
格納容器内 の状態確認	原子炉格納容器スプレイポンプ 流量	○	○	○
	格納容器内水位	○	○	○
	格納容器内水位	○	○	○
	格納容器内水位	○	○	○
	格納容器内水位	○	○	○
	格納容器内水位	○	○	○
	格納容器内水位	○	○	○
	格納容器内水位	○	○	○
	格納容器内水位	○	○	○
	格納容器内水位	○	○	○
	格納容器内水位	○	○	○
	格納容器内水位	○	○	○
	格納容器内水位	○	○	○
	格納容器内水位	○	○	○
	格納容器内水位	○	○	○
その他 (ECCSの 状態等)	原子炉格納容器スプレイポンプ 流量	○	○	○
	格納容器内水位	○	○	○
	格納容器内水位	○	○	○
	格納容器内水位	○	○	○
	格納容器内水位	○	○	○
	格納容器内水位	○	○	○
	格納容器内水位	○	○	○
	格納容器内水位	○	○	○
	格納容器内水位	○	○	○
	格納容器内水位	○	○	○
	格納容器内水位	○	○	○
	格納容器内水位	○	○	○
	格納容器内水位	○	○	○
	格納容器内水位	○	○	○
	格納容器内水位	○	○	○

泊発電所3号炉

目的	対象パラメータ	SPS パラメータ	EMSS伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ
放射能レベルの 監視確認	D/G 2 機 L4新装投入	○	○	○
	HPC S D/G L4新装投入	○	○	○
	復水器冷却水水位	○	○	○
	原子炉圧力管温度 (原子炉圧力管上部フランジ下流温度)	○	○	○
	原子炉圧力管温度 (原子炉圧力管下部フランジ上流温度)	○	○	○
	原子炉圧力管温度 (原子炉圧力管下部フランジ下流温度)	○	○	○
	原子炉圧力管温度 (原子炉圧力管下部フランジ上流温度)	○	○	○
	原子炉圧力管温度 (原子炉圧力管下部フランジ下流温度)	○	○	○
	原子炉圧力管温度 (原子炉圧力管下部フランジ上流温度)	○	○	○
	原子炉圧力管温度 (原子炉圧力管下部フランジ下流温度)	○	○	○
	原子炉圧力管温度 (原子炉圧力管下部フランジ上流温度)	○	○	○
	原子炉圧力管温度 (原子炉圧力管下部フランジ下流温度)	○	○	○
	原子炉圧力管温度 (原子炉圧力管下部フランジ上流温度)	○	○	○
	原子炉圧力管温度 (原子炉圧力管下部フランジ下流温度)	○	○	○
	原子炉圧力管温度 (原子炉圧力管下部フランジ上流温度)	○	○	○
格納容器内 の状態確認	ドライウェル水位 (広域)	○	○	○
	ドライウェル圧力	○	○	○
	圧力制御圧力 (積込)	○	○	○
	圧力制御圧力 (排気)	○	○	○
	圧力制御圧力 (B)	○	○	○
	圧力制御圧力 (C)	○	○	○
	圧力制御圧力 (D)	○	○	○
	圧力制御圧力 (E)	○	○	○
	圧力制御圧力 (F)	○	○	○
	圧力制御圧力 (G)	○	○	○
	圧力制御圧力 (H)	○	○	○
	圧力制御圧力 (I)	○	○	○
	圧力制御圧力 (J)	○	○	○
	圧力制御圧力 (K)	○	○	○
	圧力制御圧力 (L)	○	○	○
その他 (ECCSの 状態等)	原子炉格納容器スプレイポンプ 流量	○	○	○
	格納容器内水位	○	○	○
	格納容器内水位	○	○	○
	格納容器内水位	○	○	○
	格納容器内水位	○	○	○
	格納容器内水位	○	○	○
	格納容器内水位	○	○	○
	格納容器内水位	○	○	○
	格納容器内水位	○	○	○
	格納容器内水位	○	○	○
	格納容器内水位	○	○	○
	格納容器内水位	○	○	○
	格納容器内水位	○	○	○
	格納容器内水位	○	○	○
	格納容器内水位	○	○	○

参考第6-1表 データ表示端末で確認できるパラメータ (3/5)

【女川】PWR 設計の反映
 炉型の相違により設備
 及び対象パラメータに
 相違はあるが、データ表
 示端末で表示する「目
 的」は同等であり、緊急
 時対策所で必要な情報
 を把握できることに相
 違はない。

【大飯】記載表現の相違
 データ表示端末で表示
 する「目的」及び対象パ
 ラメータは同等であり、
 データ表示端末の機能
 に相違はない。

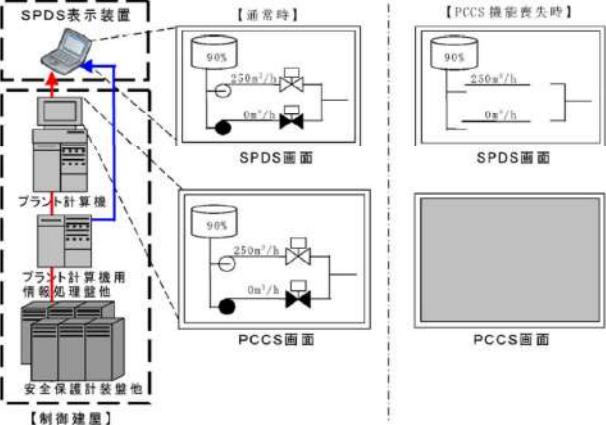
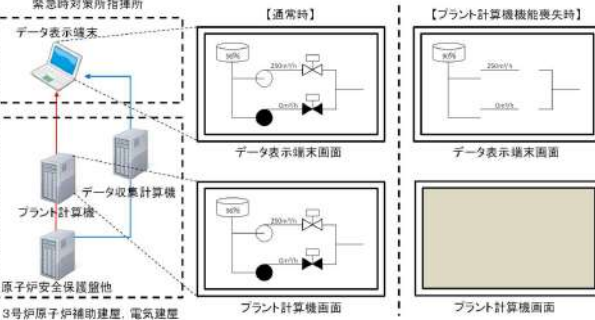
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																												
<p style="text-align: center;">(7/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目的</th> <th>対象パラメータ</th> <th>DBB パラメータ</th> <th>DBB 対応 パラメータ</th> <th>バックアップ対象 パラメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="30">操縦の機能</td><td>風向 (ドップラー方式)</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>風速 (標準範囲)</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>風速 (ドップラー方式)</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>風速 (標準範囲)</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>土気安定度</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>可搬型モニタリングポスト1高レンジ</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>可搬型モニタリングポスト2高レンジ</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>可搬型モニタリングポスト3高レンジ</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>可搬型モニタリングポスト4高レンジ</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>可搬型モニタリングポスト5高レンジ</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>可搬型モニタリングポスト6高レンジ</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>可搬型モニタリングポスト7高レンジ</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>可搬型モニタリングポスト8高レンジ</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>可搬型モニタリングポスト9高レンジ</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>可搬型モニタリングポスト10高レンジ</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>可搬型モニタリングポスト11高レンジ</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>可搬型モニタリングポスト12高レンジ</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>可搬型モニタリングポスト13高レンジ</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>可搬型モニタリングポスト14高レンジ</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>可搬型モニタリングポスト15高レンジ</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>可搬型モニタリングポスト16高レンジ</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>可搬型モニタリングポスト17高レンジ</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>可搬型モニタリングポスト18高レンジ</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>可搬型モニタリングポスト19高レンジ</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>可搬型モニタリングポスト10低レンジ</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>可搬型モニタリングポスト11低レンジ</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>風向 (可搬型)</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>風速 (可搬型)</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>土気安定度 (可搬型)</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> </tbody> </table> <p>※：バックアップ対象ラインを緑色で、SFD3表示装置にて確認できる。</p>	目的	対象パラメータ	DBB パラメータ	DBB 対応 パラメータ	バックアップ対象 パラメータ	操縦の機能	風向 (ドップラー方式)	○	○	○	風速 (標準範囲)	○	○	○	風速 (ドップラー方式)	○	○	○	風速 (標準範囲)	○	○	○	土気安定度	○	○	○	可搬型モニタリングポスト1高レンジ	○	○	○	可搬型モニタリングポスト2高レンジ	○	○	○	可搬型モニタリングポスト3高レンジ	○	○	○	可搬型モニタリングポスト4高レンジ	○	○	○	可搬型モニタリングポスト5高レンジ	○	○	○	可搬型モニタリングポスト6高レンジ	○	○	○	可搬型モニタリングポスト7高レンジ	○	○	○	可搬型モニタリングポスト8高レンジ	○	○	○	可搬型モニタリングポスト9高レンジ	○	○	○	可搬型モニタリングポスト10高レンジ	○	○	○	可搬型モニタリングポスト11高レンジ	○	○	○	可搬型モニタリングポスト12高レンジ	○	○	○	可搬型モニタリングポスト13高レンジ	○	○	○	可搬型モニタリングポスト14高レンジ	○	○	○	可搬型モニタリングポスト15高レンジ	○	○	○	可搬型モニタリングポスト16高レンジ	○	○	○	可搬型モニタリングポスト17高レンジ	○	○	○	可搬型モニタリングポスト18高レンジ	○	○	○	可搬型モニタリングポスト19高レンジ	○	○	○	可搬型モニタリングポスト10低レンジ	○	○	○	可搬型モニタリングポスト11低レンジ	○	○	○	風向 (可搬型)	○	○	○	風速 (可搬型)	○	○	○	土気安定度 (可搬型)	○	○	○	<p style="text-align: center;">(8/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目的</th> <th>対象パラメータ</th> <th>DBB パラメータ</th> <th>DBB 対応 パラメータ</th> <th>バックアップ対象 パラメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="15">炉内中心の 異常 (KCC S) の状態等</td><td>ADS A動作</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>ADS B動作</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>KCCステーションの故障</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>LPCBポンプ 運転中</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>HPCBポンプ 運転中</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>RHKポンプ (A) 運転中</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>RHKポンプ (B) 運転中</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>RHKポンプ (C) 運転中</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>RHK A系LPC1注入開始状態</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>RHK 系LPC1注入開始状態</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>RHK C系LPC1注入開始状態</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>給排水流量</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ)</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>使用済燃料プール温度 (燃料ラック上層+1,000mm)</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ)</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>	目的	対象パラメータ	DBB パラメータ	DBB 対応 パラメータ	バックアップ対象 パラメータ	炉内中心の 異常 (KCC S) の状態等	ADS A動作	○	○	○	ADS B動作	○	○	○	KCCステーションの故障	○	○	○	LPCBポンプ 運転中	○	○	○	HPCBポンプ 運転中	○	○	○	RHKポンプ (A) 運転中	○	○	○	RHKポンプ (B) 運転中	○	○	○	RHKポンプ (C) 運転中	○	○	○	RHK A系LPC1注入開始状態	○	○	○	RHK 系LPC1注入開始状態	○	○	○	RHK C系LPC1注入開始状態	○	○	○	給排水流量	○	○	○	使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ)	○	○	○	使用済燃料プール温度 (燃料ラック上層+1,000mm)	○	○	○	使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ)	○	○	○	<p style="text-align: center;">(5/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目的</th> <th>対象パラメータ</th> <th>データ収集 計測入力</th> <th>バックアップ対象 パラメータ</th> <th>バックアップ対象 パラメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">監視の機能</td> <td>モニタリングポスト及び モニタリングステーションの指示</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>緊急情報</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水素発生による原子炉停 止の機能</td> <td>水素発生による原子炉停 止の機能</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>水素発生による原子炉停 止の機能</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の 機能</td> <td>主給水ライン流量</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉トリップの状態</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：「環境の状態確認」のパラメータはプラント共通設備のパラメータであり、号機ごとに設置しているプラント計装機 への入力が行わず、直接データ収集計装機へデータ入力している。 なお、「環境の状態確認」のパラメータについては、可搬型モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストからの集約 伝送により緊急時対策所にて確認可能である。</p>	目的	対象パラメータ	データ収集 計測入力	バックアップ対象 パラメータ	バックアップ対象 パラメータ	監視の機能	モニタリングポスト及び モニタリングステーションの指示	○	○	○	緊急情報	○	○	○	水素発生による原子炉停 止の機能	水素発生による原子炉停 止の機能	○	○	○	水素発生による原子炉停 止の機能	○	○	○	その他の 機能	主給水ライン流量	○	○	○	原子炉トリップの状態	○	○	○	<p>【女川】PWR設計の反映 炉型の相違により設備 及び対象パラメータに 相違はあるが、データ表 示端末で表示する「目 的」は同等であり、緊急 時対策所で必要な情報 を把握できることに相 違はない。</p>
目的	対象パラメータ	DBB パラメータ	DBB 対応 パラメータ	バックアップ対象 パラメータ																																																																																																																																																																																																																											
操縦の機能	風向 (ドップラー方式)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																											
	風速 (標準範囲)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																											
	風速 (ドップラー方式)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																											
	風速 (標準範囲)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																											
	土気安定度	○	○	○																																																																																																																																																																																																																											
	可搬型モニタリングポスト1高レンジ	○	○	○																																																																																																																																																																																																																											
	可搬型モニタリングポスト2高レンジ	○	○	○																																																																																																																																																																																																																											
	可搬型モニタリングポスト3高レンジ	○	○	○																																																																																																																																																																																																																											
	可搬型モニタリングポスト4高レンジ	○	○	○																																																																																																																																																																																																																											
	可搬型モニタリングポスト5高レンジ	○	○	○																																																																																																																																																																																																																											
	可搬型モニタリングポスト6高レンジ	○	○	○																																																																																																																																																																																																																											
	可搬型モニタリングポスト7高レンジ	○	○	○																																																																																																																																																																																																																											
	可搬型モニタリングポスト8高レンジ	○	○	○																																																																																																																																																																																																																											
	可搬型モニタリングポスト9高レンジ	○	○	○																																																																																																																																																																																																																											
	可搬型モニタリングポスト10高レンジ	○	○	○																																																																																																																																																																																																																											
	可搬型モニタリングポスト11高レンジ	○	○	○																																																																																																																																																																																																																											
	可搬型モニタリングポスト12高レンジ	○	○	○																																																																																																																																																																																																																											
	可搬型モニタリングポスト13高レンジ	○	○	○																																																																																																																																																																																																																											
	可搬型モニタリングポスト14高レンジ	○	○	○																																																																																																																																																																																																																											
	可搬型モニタリングポスト15高レンジ	○	○	○																																																																																																																																																																																																																											
	可搬型モニタリングポスト16高レンジ	○	○	○																																																																																																																																																																																																																											
	可搬型モニタリングポスト17高レンジ	○	○	○																																																																																																																																																																																																																											
	可搬型モニタリングポスト18高レンジ	○	○	○																																																																																																																																																																																																																											
	可搬型モニタリングポスト19高レンジ	○	○	○																																																																																																																																																																																																																											
	可搬型モニタリングポスト10低レンジ	○	○	○																																																																																																																																																																																																																											
	可搬型モニタリングポスト11低レンジ	○	○	○																																																																																																																																																																																																																											
	風向 (可搬型)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																											
	風速 (可搬型)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																											
	土気安定度 (可搬型)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																											
	目的	対象パラメータ	DBB パラメータ	DBB 対応 パラメータ	バックアップ対象 パラメータ																																																																																																																																																																																																																										
炉内中心の 異常 (KCC S) の状態等	ADS A動作	○	○	○																																																																																																																																																																																																																											
	ADS B動作	○	○	○																																																																																																																																																																																																																											
	KCCステーションの故障	○	○	○																																																																																																																																																																																																																											
	LPCBポンプ 運転中	○	○	○																																																																																																																																																																																																																											
	HPCBポンプ 運転中	○	○	○																																																																																																																																																																																																																											
	RHKポンプ (A) 運転中	○	○	○																																																																																																																																																																																																																											
	RHKポンプ (B) 運転中	○	○	○																																																																																																																																																																																																																											
	RHKポンプ (C) 運転中	○	○	○																																																																																																																																																																																																																											
	RHK A系LPC1注入開始状態	○	○	○																																																																																																																																																																																																																											
	RHK 系LPC1注入開始状態	○	○	○																																																																																																																																																																																																																											
	RHK C系LPC1注入開始状態	○	○	○																																																																																																																																																																																																																											
	給排水流量	○	○	○																																																																																																																																																																																																																											
	使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																											
	使用済燃料プール温度 (燃料ラック上層+1,000mm)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																											
	使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																											
目的	対象パラメータ	データ収集 計測入力	バックアップ対象 パラメータ	バックアップ対象 パラメータ																																																																																																																																																																																																																											
監視の機能	モニタリングポスト及び モニタリングステーションの指示	○	○	○																																																																																																																																																																																																																											
	緊急情報	○	○	○																																																																																																																																																																																																																											
水素発生による原子炉停 止の機能	水素発生による原子炉停 止の機能	○	○	○																																																																																																																																																																																																																											
	水素発生による原子炉停 止の機能	○	○	○																																																																																																																																																																																																																											
その他の 機能	主給水ライン流量	○	○	○																																																																																																																																																																																																																											
	原子炉トリップの状態	○	○	○																																																																																																																																																																																																																											

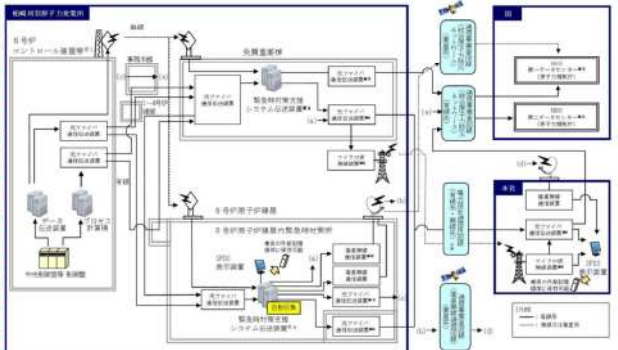
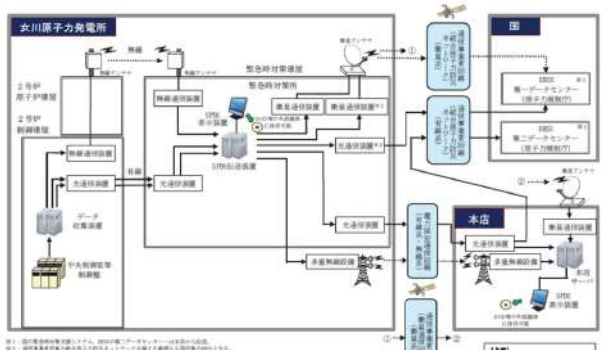
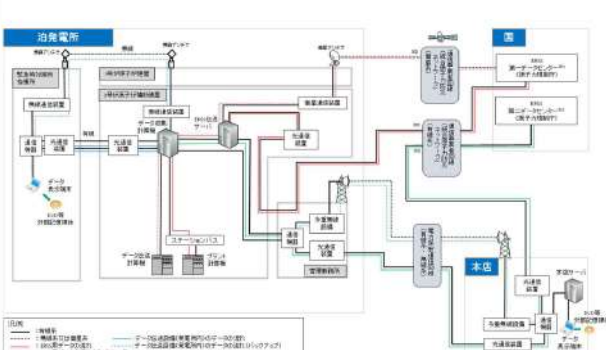
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																							
	(9/10)																																																																																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目的</th> <th>対象パラメータ</th> <th>SP96 パラメータ</th> <th>ERS5 伝送 パラメータ</th> <th>バック アップ対象 パラメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="10">使用済燃料プールの貯留確認</td><td>使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>[使用済燃料プール温度 (燃料ラケット上層-4,000mm)]</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>[使用済燃料プール温度 (燃料ラケット上層-4,000mm)]</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>使用済燃料プール水位/温度 (ガイドバルブ式)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>[使用済燃料プール水位 (燃料ラケット上層-4300mm~7300mm)]</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>使用済燃料プール水位/温度 (ガイドバルブ式)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>[使用済燃料プール上部温度]</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>使用済燃料プール水位/温度 (ガイドバルブ式)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>[使用済燃料プール下部温度]</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td rowspan="10">水素濃度による燃料容器の損傷防止確認</td><td>燃料プール上部空間燃料濃度モニタ (監視値)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>燃料プール上部空間燃料濃度モニタ (監視値)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>フィード装置出口水素濃度 (0~3%)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>フィード装置出口水素濃度 (0~1.0%)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>フィード装置水位 (A) (広帯域)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>フィード装置水位 (B) (広帯域)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>フィード装置水位 (C) (広帯域)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>フィード装置入口圧力 (広帯域)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>フィード装置出口圧力 (広帯域)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>フィード装置水温度 (A)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>フィード装置水温度 (B)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>フィード装置水温度 (C)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>フィード装置出口放射線モニタ (A)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>フィード装置出口放射線モニタ (B)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>	目的	対象パラメータ	SP96 パラメータ	ERS5 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ	使用済燃料プールの貯留確認	使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式)	○	—	○	[使用済燃料プール温度 (燃料ラケット上層-4,000mm)]				使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式)	○	—	○	[使用済燃料プール温度 (燃料ラケット上層-4,000mm)]				使用済燃料プール水位/温度 (ガイドバルブ式)	○	—	○	[使用済燃料プール水位 (燃料ラケット上層-4300mm~7300mm)]				使用済燃料プール水位/温度 (ガイドバルブ式)	○	—	○	[使用済燃料プール上部温度]				使用済燃料プール水位/温度 (ガイドバルブ式)	○	—	○	[使用済燃料プール下部温度]				水素濃度による燃料容器の損傷防止確認	燃料プール上部空間燃料濃度モニタ (監視値)	○	—	○	燃料プール上部空間燃料濃度モニタ (監視値)	○	—	○	フィード装置出口水素濃度 (0~3%)	○	—	○	フィード装置出口水素濃度 (0~1.0%)	○	—	○	フィード装置水位 (A) (広帯域)	○	—	○	フィード装置水位 (B) (広帯域)	○	—	○	フィード装置水位 (C) (広帯域)	○	—	○	フィード装置入口圧力 (広帯域)	○	—	○	フィード装置出口圧力 (広帯域)	○	—	○	フィード装置水温度 (A)	○	—	○	フィード装置水温度 (B)	○	—	○	フィード装置水温度 (C)	○	—	○	フィード装置出口放射線モニタ (A)	○	—	○	フィード装置出口放射線モニタ (B)	○	—	○		
目的	対象パラメータ	SP96 パラメータ	ERS5 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ																																																																																																						
使用済燃料プールの貯留確認	使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式)	○	—	○																																																																																																						
	[使用済燃料プール温度 (燃料ラケット上層-4,000mm)]																																																																																																									
	使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式)	○	—	○																																																																																																						
	[使用済燃料プール温度 (燃料ラケット上層-4,000mm)]																																																																																																									
	使用済燃料プール水位/温度 (ガイドバルブ式)	○	—	○																																																																																																						
	[使用済燃料プール水位 (燃料ラケット上層-4300mm~7300mm)]																																																																																																									
	使用済燃料プール水位/温度 (ガイドバルブ式)	○	—	○																																																																																																						
	[使用済燃料プール上部温度]																																																																																																									
	使用済燃料プール水位/温度 (ガイドバルブ式)	○	—	○																																																																																																						
	[使用済燃料プール下部温度]																																																																																																									
水素濃度による燃料容器の損傷防止確認	燃料プール上部空間燃料濃度モニタ (監視値)	○	—	○																																																																																																						
	燃料プール上部空間燃料濃度モニタ (監視値)	○	—	○																																																																																																						
	フィード装置出口水素濃度 (0~3%)	○	—	○																																																																																																						
	フィード装置出口水素濃度 (0~1.0%)	○	—	○																																																																																																						
	フィード装置水位 (A) (広帯域)	○	—	○																																																																																																						
	フィード装置水位 (B) (広帯域)	○	—	○																																																																																																						
	フィード装置水位 (C) (広帯域)	○	—	○																																																																																																						
	フィード装置入口圧力 (広帯域)	○	—	○																																																																																																						
	フィード装置出口圧力 (広帯域)	○	—	○																																																																																																						
	フィード装置水温度 (A)	○	—	○																																																																																																						
フィード装置水温度 (B)	○	—	○																																																																																																							
フィード装置水温度 (C)	○	—	○																																																																																																							
フィード装置出口放射線モニタ (A)	○	—	○																																																																																																							
フィード装置出口放射線モニタ (B)	○	—	○																																																																																																							
	(10/10)																																																																																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目的</th> <th>対象パラメータ</th> <th>SP96 パラメータ</th> <th>ERS5 伝送 パラメータ</th> <th>バック アップ対象 パラメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="19">水素濃度による原子炉建屋の損傷防止確認</td><td>原子炉建屋内水素濃度 (原子炉建屋オペレーティングフロア水素濃度A)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>原子炉建屋内水素濃度 (原子炉建屋オペレーティングフロア水素濃度B)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>原子炉建屋内水素濃度 (バルブラッピング室)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>原子炉建屋内水素濃度 (所員用エアロック前室)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>原子炉建屋内水素濃度 (C.R.D.種結室)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>原子炉建屋内水素濃度 (持室-バネトリーション室)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>原子炉建屋内水素濃度 (トラス室)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>動的熱媒式水素再結合装置 1 動作監視装置入口温度</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>動的熱媒式水素再結合装置 1 動作監視装置出口温度</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>動的熱媒式水素再結合装置 2 動作監視装置入口温度</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>動的熱媒式水素再結合装置 2 動作監視装置出口温度</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>動的熱媒式水素再結合装置 3 動作監視装置入口温度</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>動的熱媒式水素再結合装置 3 動作監視装置出口温度</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>動的熱媒式水素再結合装置 4 動作監視装置入口温度</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>動的熱媒式水素再結合装置 4 動作監視装置出口温度</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>動的熱媒式水素再結合装置 12 動作監視装置入口温度</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>動的熱媒式水素再結合装置 12 動作監視装置出口温度</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>動的熱媒式水素再結合装置 19 動作監視装置入口温度</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>動的熱媒式水素再結合装置 19 動作監視装置出口温度</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>	目的	対象パラメータ	SP96 パラメータ	ERS5 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ	水素濃度による原子炉建屋の損傷防止確認	原子炉建屋内水素濃度 (原子炉建屋オペレーティングフロア水素濃度A)	○	—	○	原子炉建屋内水素濃度 (原子炉建屋オペレーティングフロア水素濃度B)	○	—	○	原子炉建屋内水素濃度 (バルブラッピング室)	○	—	○	原子炉建屋内水素濃度 (所員用エアロック前室)	○	—	○	原子炉建屋内水素濃度 (C.R.D.種結室)	○	—	○	原子炉建屋内水素濃度 (持室-バネトリーション室)	○	—	○	原子炉建屋内水素濃度 (トラス室)	○	—	○	動的熱媒式水素再結合装置 1 動作監視装置入口温度	○	—	○	動的熱媒式水素再結合装置 1 動作監視装置出口温度	○	—	○	動的熱媒式水素再結合装置 2 動作監視装置入口温度	○	—	○	動的熱媒式水素再結合装置 2 動作監視装置出口温度	○	—	○	動的熱媒式水素再結合装置 3 動作監視装置入口温度	○	—	○	動的熱媒式水素再結合装置 3 動作監視装置出口温度	○	—	○	動的熱媒式水素再結合装置 4 動作監視装置入口温度	○	—	○	動的熱媒式水素再結合装置 4 動作監視装置出口温度	○	—	○	動的熱媒式水素再結合装置 12 動作監視装置入口温度	○	—	○	動的熱媒式水素再結合装置 12 動作監視装置出口温度	○	—	○	動的熱媒式水素再結合装置 19 動作監視装置入口温度	○	—	○	動的熱媒式水素再結合装置 19 動作監視装置出口温度	○	—	○		【女川】PWR 設計の反映炉型の相違により設備及び対象パラメータに相違はあるが、データ表示端末で表示する「目的」は同等であり、緊急時対策所で必要な情報を把握できることに相違はない。																					
目的	対象パラメータ	SP96 パラメータ	ERS5 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ																																																																																																						
水素濃度による原子炉建屋の損傷防止確認	原子炉建屋内水素濃度 (原子炉建屋オペレーティングフロア水素濃度A)	○	—	○																																																																																																						
	原子炉建屋内水素濃度 (原子炉建屋オペレーティングフロア水素濃度B)	○	—	○																																																																																																						
	原子炉建屋内水素濃度 (バルブラッピング室)	○	—	○																																																																																																						
	原子炉建屋内水素濃度 (所員用エアロック前室)	○	—	○																																																																																																						
	原子炉建屋内水素濃度 (C.R.D.種結室)	○	—	○																																																																																																						
	原子炉建屋内水素濃度 (持室-バネトリーション室)	○	—	○																																																																																																						
	原子炉建屋内水素濃度 (トラス室)	○	—	○																																																																																																						
	動的熱媒式水素再結合装置 1 動作監視装置入口温度	○	—	○																																																																																																						
	動的熱媒式水素再結合装置 1 動作監視装置出口温度	○	—	○																																																																																																						
	動的熱媒式水素再結合装置 2 動作監視装置入口温度	○	—	○																																																																																																						
	動的熱媒式水素再結合装置 2 動作監視装置出口温度	○	—	○																																																																																																						
	動的熱媒式水素再結合装置 3 動作監視装置入口温度	○	—	○																																																																																																						
	動的熱媒式水素再結合装置 3 動作監視装置出口温度	○	—	○																																																																																																						
	動的熱媒式水素再結合装置 4 動作監視装置入口温度	○	—	○																																																																																																						
	動的熱媒式水素再結合装置 4 動作監視装置出口温度	○	—	○																																																																																																						
	動的熱媒式水素再結合装置 12 動作監視装置入口温度	○	—	○																																																																																																						
	動的熱媒式水素再結合装置 12 動作監視装置出口温度	○	—	○																																																																																																						
	動的熱媒式水素再結合装置 19 動作監視装置入口温度	○	—	○																																																																																																						
	動的熱媒式水素再結合装置 19 動作監視装置出口温度	○	—	○																																																																																																						

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、弁の開閉状態やポンプの起動状態の監視の考え方は以下のとおり。</p> <p><弁の開閉状態やポンプの起動状態の監視の考え方></p> <p>通常、弁の開閉やポンプの動作などの系統状態は、中央制御室の原子炉盤やプラント計算機などで監視している。SPDSはプラント計算機と通信回線により接続されているため、中央制御室外でも弁の開閉状態やポンプの起動状態などを把握することができる。</p> <p>また、プラント計算機の機能喪失に備えて、重要なパラメータについては、SPDSに直接入力できる伝送ラインの構築をしており、これらのパラメータを監視することで、系統の動作状態を把握することができ、更に、必要に応じて現場確認等を行うことで、弁の開閉状態やポンプの起動状態を確認または推定できる。</p> <p>PCCS機能喪失時の監視画面の概要を図7に示す。</p>  <p>図7 PCCS機能喪失時の監視画面の概要図</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>なお、弁の開閉状態やポンプの起動状態の監視の考え方は以下のとおり。</p> <p><弁の開閉状態やポンプの起動状態の監視の考え方></p> <p>通常、弁の開閉やポンプの動作等の系統状態は、中央制御室の主盤やプラント計算機等で監視している。データ収集計算機はプラント計算機と通信回線により接続されているため、中央制御室外でも弁の開閉状態やポンプの起動状態等を把握することができる。</p> <p>また、プラント計算機の機能喪失に備えて、重要なパラメータについては、データ収集計算機に直接入力できる伝送ラインの構築をしており、これらのパラメータを監視することで、系統の動作状態を把握することができ、さらに、必要に応じて現場確認等を行うことで、弁の開閉状態やポンプの起動状態を確認又は推定できる。</p> <p>プラント計算機機能喪失時の監視画面の概要を参考第6-2図に示す。</p>  <p>参考第6-2図 プラント計算機機能喪失時の監視画面の概要図</p>	<p>【女川】記載方針の相違 ・記載の充実(大飯参照)</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載表現の相違 ・名称の相違(大飯：SPDS、泊：データ収集計算機) ・名称の相違(大飯：原子炉盤、泊：主盤) 【大飯】記載表現の相違 ・名称の相違(大飯：SPDS、泊：データ収集計算機) 【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載表現の相違 ・名称の相違(大飯：PCCS、泊：プラント計算機)</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・名称の相違 大飯：PCCS 泊：プラント計算機</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【拍崎列羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>緊急時対策支援システム伝送装置に保存されたデータについては、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所のSPDS表示装置又は緊急時対策支援システム伝送装置及び本社に設置しているSPDS表示装置から専用のセキュリティを有した外部記憶媒体へ保存できる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合には、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所において、プラントパラメータ (SPDSパラメータ) を専用のセキュリティを有した外部記憶媒体へ保存し保管する手順を整備する。</p>	<p>参考7 過去のプラントパラメータ閲覧について</p> <p>SPDS伝送装置に収集されるプラントパラメータ (SPDSパラメータ) はSPDS伝送装置で2週間分 (1分周期) のデータを保存 (自動収集) できる設計とする。</p> <p>SPDS伝送装置に保存されたデータについては、緊急時対策所のSPDS表示装置又はSPDS伝送装置及び本店に設置しているSPDS表示装置からDVD等の外部記憶媒体へ保存できる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合には、緊急時対策所において、プラントパラメータ (SPDSパラメータ) をDVD等の外部記憶媒体へ保存し保管する手順を整備する。これにより、SPDS表示装置にて外部記憶媒体に保存されたプラントパラメータ (SPDSパラメータ) の過去のデータを閲覧することができる設計とする。</p> <p>また、SPDS表示装置にてプラントパラメータ (SPDSパラメータ) の監視も可能な設計とする。</p> <p>概要を参考第7.1-1図に示す。</p>	<p>参考7 過去のプラントパラメータ閲覧について</p> <p>データ収集計算機に収集されるプラントパラメータ (SPDSパラメータ) はデータ収集計算機で2週間分 (1分周期) のデータを保存 (自動収集) できる設計とする。</p> <p>データ収集計算機に保存されたデータについては、緊急時対策所指揮所のデータ表示端末及び本店に設置しているデータ表示端末からDVD等の外部記憶媒体へ保存できる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合には、緊急時対策所指揮所において、プラントパラメータ (SPDSパラメータ) をDVD等の外部記憶媒体へ保存し保管する手順を整備する。これにより、データ表示端末にて外部記憶媒体に保存されたプラントパラメータ (SPDSパラメータ) の過去のデータを閲覧することができる設計とする。</p> <p>また、データ表示端末にてプラントパラメータ (SPDSパラメータ) の監視も可能な設計とする。</p> <p>概要を参考第7-1図に示す。</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・2-2@記載のとおり。</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・2-2@記載のとおり。 【拍崎】記載方針の相違 2-3@のとおり</p> <p>【拍崎】記載方針の相違 2-3@のとおり</p>
<p>【拍崎列羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p>  <p>参考図 6.1-1 過去のプラントパラメータ閲覧の概要</p>	 <p>参考第7.1-1図 過去のプラントパラメータ閲覧の概要</p>	 <p>参考第7-1図 過去のプラントパラメータ閲覧の概要</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため順番を変更して記載】</p> <p>参考9. 緊急時対策所の通信連絡設備の耐震性 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所に設置する通信連絡設備（通信設備（発電所内）及び通信設備（発電所外））については、基準地震動S_sによる地震力に対し、機能を維持できるように表18、19に記載する措置を講じる。</p> <p>【柏崎刈羽6 / 7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>参考7 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の通信連絡設備に係る耐震措置について</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置又は保管する通信連絡設備は、転倒防止措置等を施す設計とする。さらに、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置又は保管する重大事故等対処設備は、転倒防止措置等を施すとともに加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送するための安全パラメータ表示システム（SPDS）及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内におけるデータ伝送設備については、転倒防止措置等を施すとともに加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p>また、建屋間の伝送ルートは、無線系回線により基準地震動による地震力に対する耐震性を確保する設計とし、有線系回線については可とう性を有するとともに、余長を確保することにより、地震力による影響を低減する設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備のうち重大事故等対処設備の耐震措置について、参考表7.1-1に示す。</p> <p>また、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備の耐震措置について、参考表7.1-2に示す。</p>	<p>参考8 緊急時対策所の通信連絡設備に係る耐震措置について</p> <p>緊急時対策所内に設置又は保管する通信連絡設備は、転倒防止措置等を施す設計とする。さらに、緊急時対策所内に設置又は保管する重大事故等対処設備は、転倒防止措置等を施すとともに加振試験等により基準地震動S_sによる地震力に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p>緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送するための安全パラメータ表示システム（SPDS）及び緊急時対策所内におけるデータ伝送設備については、転倒防止措置等を施すとともに加振試験等により、基準地震動S_sによる地震力に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p>また、建屋間の伝送ルートは、無線系回線により基準地震動S_sによる地震力に対する耐震性を確保する設計とし、有線系回線については可とう性を有するとともに、余長を確保することにより、地震力による影響を低減する設計とする。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備のうち重大事故等対処設備の耐震措置について、参考第8.1-1表に示す。</p> <p>また、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備の耐震措置について、参考第8.1-2表に示す。</p>	<p>参考8 緊急時対策所の通信連絡設備に係る耐震措置について</p> <p>緊急時対策所内に設置又は保管する通信連絡設備は、転倒防止措置等を施す設計とする。さらに、緊急時対策所内に設置又は保管する重大事故等対処設備は、転倒防止措置等を施すとともに加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p>緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送するためのデータ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）については、転倒防止措置等を施すとともに加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p>また、建屋間の伝送ルートは、無線系回線により基準地震動による地震力に対する耐震性を確保する設計とし、有線系回線については可とう性を有するとともに、余長を確保することにより、地震力による影響を低減する設計とする。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備のうち重大事故等対処設備の耐震措置について、参考第8-1表に示す。</p> <p>また、データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）の耐震措置について、参考第8-2表に示す。</p>	<p>SAに係る内容（当ページ）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊の参考8に大飯の参考8及び参考9の内容を記載</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり 【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり 【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p> <p>【女川】設計方針の相違・2-2④記載のとおり、女川はデータ伝送設備を緊急時対策所内に設置しているが、泊はERSS伝送サーバを原子炉補助建屋に設置している。 【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																												
<p>【比較のため順番を変更して記載】</p> <p>表18 緊急時対策所の通信設備 (発電所内) 耐震措置一覧</p> <table border="1" data-bbox="80 288 687 616"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>主要設備</th> <th>耐震措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">発電所内用</td> <td>電力保安通信用電話設備※1</td> <td>保安電話 (固定、携帯)</td> <td>・緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所に設置する保安電話は、設置する机等の転倒防止及び、通信線束の落下防止の措置を施す。</td> </tr> <tr> <td>携行型通話装置</td> <td>携行型通話装置</td> <td>・緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所に設置する通話装置は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。</td> </tr> <tr> <td>トランシーバー</td> <td></td> <td>・緊急時対策所指揮所に設置するトランシーバーは、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。</td> </tr> <tr> <td>衛星電話※1</td> <td>固定 携帯</td> <td>・設置する机等の転倒防止及び通信線束の落下防止の措置を施す。また、故障等に備え予備品を保有し、取替えの手順を整備する。 ・衛星電話 (携帯) は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。</td> </tr> <tr> <td>インターフォン</td> <td></td> <td>・緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所に設置するインターフォンは、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>無線通話装置</td> <td>・緊急時対策所指揮所に設置する通話装置は、設置する机等の転倒防止及び落下防止の措置を施す。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 発電所外用と内用。</p>	場所	主要設備	耐震措置	発電所内用	電力保安通信用電話設備※1	保安電話 (固定、携帯)	・緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所に設置する保安電話は、設置する机等の転倒防止及び、通信線束の落下防止の措置を施す。	携行型通話装置	携行型通話装置	・緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所に設置する通話装置は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。	トランシーバー		・緊急時対策所指揮所に設置するトランシーバーは、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。	衛星電話※1	固定 携帯	・設置する机等の転倒防止及び通信線束の落下防止の措置を施す。また、故障等に備え予備品を保有し、取替えの手順を整備する。 ・衛星電話 (携帯) は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。	インターフォン		・緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所に設置するインターフォンは、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。		無線通話装置	・緊急時対策所指揮所に設置する通話装置は、設置する机等の転倒防止及び落下防止の措置を施す。	<p>参考第8.1-1表 緊急時対策所の通信連絡設備 (発電所内)、通信連絡設備 (発電所外) に係る耐震措置</p> <table border="1" data-bbox="712 320 1323 624"> <thead> <tr> <th>通信種別</th> <th>主要設備</th> <th>耐震措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">発電所内外</td> <td>衛星電話設備 (固定型)</td> <td>・衛星電話設備 (固定型) の衛星電話設備用アンテナ、端末装置は、耐震性を有する緊急時対策棟内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・衛星電話設備 (固定型) の端末装置から無線連絡設備用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備 (携帯型)</td> <td>・衛星電話設備 (携帯型) は、耐震性を有する緊急時対策棟内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">発電所内</td> <td>無線連絡設備 (固定型)</td> <td>・無線連絡設備 (固定型) の無線連絡設備用アンテナ、端末装置は、耐震性を有する緊急時対策棟内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線連絡設備 (固定型) の端末装置から無線連絡設備用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備 (携帯型)</td> <td>・無線連絡設備 (携帯型) は、耐震性を有する緊急時対策棟内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>発電所外</td> <td>統合型電力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP電話 IP-FAX</td> <td>・統合型電力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX及び通信装置) は、耐震性を有する緊急時対策棟内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> </tbody> </table>	通信種別	主要設備	耐震措置	発電所内外	衛星電話設備 (固定型)	・衛星電話設備 (固定型) の衛星電話設備用アンテナ、端末装置は、耐震性を有する緊急時対策棟内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・衛星電話設備 (固定型) の端末装置から無線連絡設備用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。	衛星電話設備 (携帯型)	・衛星電話設備 (携帯型) は、耐震性を有する緊急時対策棟内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	発電所内	無線連絡設備 (固定型)	・無線連絡設備 (固定型) の無線連絡設備用アンテナ、端末装置は、耐震性を有する緊急時対策棟内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線連絡設備 (固定型) の端末装置から無線連絡設備用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。	無線連絡設備 (携帯型)	・無線連絡設備 (携帯型) は、耐震性を有する緊急時対策棟内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	発電所外	統合型電力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP電話 IP-FAX	・統合型電力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX及び通信装置) は、耐震性を有する緊急時対策棟内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	<p>参考第8-1表 緊急時対策所の通信連絡設備 (発電所内)、通信連絡設備 (発電所外) に係る耐震措置</p> <table border="1" data-bbox="1346 312 1951 647"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>主要設備</th> <th>耐震措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">発電所内外</td> <td>衛星電話設備 (固定型)</td> <td>・衛星電話設備 (固定型) 及び衛星電話設備 (FAX) の衛星電話設備用アンテナ及び端末装置は、耐震性を有する中央制御室、3号炉原子力待機棟又は緊急時対策所待機所に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備 (FAX)</td> <td>・衛星電話設備 (固定型) 及び衛星電話設備 (FAX) の端末装置から衛星電話設備用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備 (携帯型)</td> <td>・衛星電話設備 (携帯型) は、耐震性を有する緊急時対策所待機所に設置する強固な収納フックに保管する措置を施す。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">発電所内</td> <td>無線連絡設備 (固定型)</td> <td>・無線連絡設備 (固定型) の無線連絡設備用アンテナ及び端末装置は、耐震性を有する中央制御室、3号炉原子力待機棟又は緊急時対策所待機所に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線連絡設備 (固定型) の端末装置から無線連絡設備用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備 (携帯型)</td> <td>・無線連絡設備 (携帯型) は、耐震性を有する緊急時対策所待機所に設置する強固な収納フックに保管する措置を施す。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">発電所外</td> <td>IP電話</td> <td>・統合型電力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX及び通信装置) は、耐震性を有する3号炉原子力待機棟及び緊急時対策所待機所に設置し、転倒防止の措置を施すと共に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>IP-FAX</td> <td></td> </tr> <tr> <td>テレビ会議システム</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	場所	主要設備	耐震措置	発電所内外	衛星電話設備 (固定型)	・衛星電話設備 (固定型) 及び衛星電話設備 (FAX) の衛星電話設備用アンテナ及び端末装置は、耐震性を有する中央制御室、3号炉原子力待機棟又は緊急時対策所待機所に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	衛星電話設備 (FAX)	・衛星電話設備 (固定型) 及び衛星電話設備 (FAX) の端末装置から衛星電話設備用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。	衛星電話設備 (携帯型)	・衛星電話設備 (携帯型) は、耐震性を有する緊急時対策所待機所に設置する強固な収納フックに保管する措置を施す。	発電所内	無線連絡設備 (固定型)	・無線連絡設備 (固定型) の無線連絡設備用アンテナ及び端末装置は、耐震性を有する中央制御室、3号炉原子力待機棟又は緊急時対策所待機所に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線連絡設備 (固定型) の端末装置から無線連絡設備用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。	無線連絡設備 (携帯型)	・無線連絡設備 (携帯型) は、耐震性を有する緊急時対策所待機所に設置する強固な収納フックに保管する措置を施す。	発電所外	IP電話	・統合型電力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX及び通信装置) は、耐震性を有する3号炉原子力待機棟及び緊急時対策所待機所に設置し、転倒防止の措置を施すと共に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	IP-FAX		テレビ会議システム		<p>SAに係る内容 (当ページ)</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯では通信連絡に係る設備の耐震性に関する記載を参考9、データ通信に係る設備の耐震性に関する記載を参考8に分割して記載している ・大飯では通信連絡設備 (発電所内) 通信連絡設備 (発電所外) を別表として構成している。
場所	主要設備	耐震措置																																																													
発電所内用	電力保安通信用電話設備※1	保安電話 (固定、携帯)	・緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所に設置する保安電話は、設置する机等の転倒防止及び、通信線束の落下防止の措置を施す。																																																												
	携行型通話装置	携行型通話装置	・緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所に設置する通話装置は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。																																																												
	トランシーバー		・緊急時対策所指揮所に設置するトランシーバーは、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。																																																												
	衛星電話※1	固定 携帯	・設置する机等の転倒防止及び通信線束の落下防止の措置を施す。また、故障等に備え予備品を保有し、取替えの手順を整備する。 ・衛星電話 (携帯) は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。																																																												
	インターフォン		・緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所に設置するインターフォンは、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。																																																												
	無線通話装置	・緊急時対策所指揮所に設置する通話装置は、設置する机等の転倒防止及び落下防止の措置を施す。																																																													
通信種別	主要設備	耐震措置																																																													
発電所内外	衛星電話設備 (固定型)	・衛星電話設備 (固定型) の衛星電話設備用アンテナ、端末装置は、耐震性を有する緊急時対策棟内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・衛星電話設備 (固定型) の端末装置から無線連絡設備用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。																																																													
	衛星電話設備 (携帯型)	・衛星電話設備 (携帯型) は、耐震性を有する緊急時対策棟内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																													
発電所内	無線連絡設備 (固定型)	・無線連絡設備 (固定型) の無線連絡設備用アンテナ、端末装置は、耐震性を有する緊急時対策棟内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線連絡設備 (固定型) の端末装置から無線連絡設備用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。																																																													
	無線連絡設備 (携帯型)	・無線連絡設備 (携帯型) は、耐震性を有する緊急時対策棟内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																													
発電所外	統合型電力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP電話 IP-FAX	・統合型電力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX及び通信装置) は、耐震性を有する緊急時対策棟内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																													
場所	主要設備	耐震措置																																																													
発電所内外	衛星電話設備 (固定型)	・衛星電話設備 (固定型) 及び衛星電話設備 (FAX) の衛星電話設備用アンテナ及び端末装置は、耐震性を有する中央制御室、3号炉原子力待機棟又は緊急時対策所待機所に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																													
	衛星電話設備 (FAX)	・衛星電話設備 (固定型) 及び衛星電話設備 (FAX) の端末装置から衛星電話設備用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。																																																													
	衛星電話設備 (携帯型)	・衛星電話設備 (携帯型) は、耐震性を有する緊急時対策所待機所に設置する強固な収納フックに保管する措置を施す。																																																													
発電所内	無線連絡設備 (固定型)	・無線連絡設備 (固定型) の無線連絡設備用アンテナ及び端末装置は、耐震性を有する中央制御室、3号炉原子力待機棟又は緊急時対策所待機所に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線連絡設備 (固定型) の端末装置から無線連絡設備用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。																																																													
	無線連絡設備 (携帯型)	・無線連絡設備 (携帯型) は、耐震性を有する緊急時対策所待機所に設置する強固な収納フックに保管する措置を施す。																																																													
発電所外	IP電話	・統合型電力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX及び通信装置) は、耐震性を有する3号炉原子力待機棟及び緊急時対策所待機所に設置し、転倒防止の措置を施すと共に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																													
	IP-FAX																																																														
	テレビ会議システム																																																														

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																										
<p>【比較のため順番を変更して記載】 表19 緊急時対策所の通信設備 (発電所外) 耐震措置一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>主要設備</th> <th>耐震措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">発電所外</td> <td>加入電話</td> <td>・緊急時対策所指揮所に設置する通信端末は、設置する乳輪の転倒防止及び落下防止の措置を施す。 ・緊急時対策所指揮所に設置する非常電話 (固定) は、設置する乳輪の転倒防止及び落下防止の措置を施す。また、故障等に備え予備品を備え、取替えの手順を整備する。 ・非常電話 (携帯) は、強固な収納ケースに収納する等の措置を施す。</td> </tr> <tr> <td>非常電話*</td> <td>固定 携帯</td> </tr> <tr> <td>電力保安連絡用電話設備**</td> <td>保安電話 (固定、携帯)</td> </tr> <tr> <td>加入ファクシミリ</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>衛星電話 (携帯)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社内TV会議システム</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</td> <td>TV会議システム</td> <td>・TV会議システムについては、転倒防止の措置を施す。 ・通信機器を設置するラックは、耐震性を有する原子炉建屋内の緊急時対策所指揮所に設置し転倒防止の措置を施すと共に、内蔵する通信機器は図柄等を施す。また、故障等に備え予備品を備え、取替えの手順を整備する。 ・緊急時対策所指揮所に設置するIP電話は、設置する乳輪の転倒防止及び落下防止の措置を施す。 ・TV会議システム及びIP-FAXについては、転倒防止の措置を施す。 ・TV会議システム、IP-FAX及びIP電話は、故障等に備え予備品を備え、取替えの手順を整備する。</td> </tr> <tr> <td>IP電話 IP-FAX</td> </tr> <tr> <td>緊急時衛星通信システム</td> <td>・緊急時対策所指揮所に設置する通信端末は、設置する乳輪の転倒防止及び落下防止の措置を施す。</td> </tr> <tr> <td>衛星電話装置</td> <td>・緊急時対策所指揮所に設置する通信端末は、設置する乳輪の転倒防止及び落下防止の措置を施す。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：発電所内用と共用。</p>	場所	主要設備	耐震措置	発電所外	加入電話	・緊急時対策所指揮所に設置する通信端末は、設置する乳輪の転倒防止及び落下防止の措置を施す。 ・緊急時対策所指揮所に設置する非常電話 (固定) は、設置する乳輪の転倒防止及び落下防止の措置を施す。また、故障等に備え予備品を備え、取替えの手順を整備する。 ・非常電話 (携帯) は、強固な収納ケースに収納する等の措置を施す。	非常電話*	固定 携帯	電力保安連絡用電話設備**	保安電話 (固定、携帯)	加入ファクシミリ	同上	衛星電話 (携帯)		社内TV会議システム		統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	TV会議システム	・TV会議システムについては、転倒防止の措置を施す。 ・通信機器を設置するラックは、耐震性を有する原子炉建屋内の緊急時対策所指揮所に設置し転倒防止の措置を施すと共に、内蔵する通信機器は図柄等を施す。また、故障等に備え予備品を備え、取替えの手順を整備する。 ・緊急時対策所指揮所に設置するIP電話は、設置する乳輪の転倒防止及び落下防止の措置を施す。 ・TV会議システム及びIP-FAXについては、転倒防止の措置を施す。 ・TV会議システム、IP-FAX及びIP電話は、故障等に備え予備品を備え、取替えの手順を整備する。	IP電話 IP-FAX	緊急時衛星通信システム	・緊急時対策所指揮所に設置する通信端末は、設置する乳輪の転倒防止及び落下防止の措置を施す。	衛星電話装置	・緊急時対策所指揮所に設置する通信端末は、設置する乳輪の転倒防止及び落下防止の措置を施す。	<p>参考第8.1-2表 緊急時対策所の安全パラメータ表示システム (SPDS) 及びデータ伝送設備に係る耐震措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>主要設備</th> <th>耐震措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">データ収集装置</td> <td>データ収集装置</td> <td>・データ収集装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>無線伝送装置</td> <td>・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">無線伝送装置</td> <td>無線伝送装置</td> <td>・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>無線伝送装置</td> <td>・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">無線伝送装置</td> <td>無線伝送装置</td> <td>・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>無線伝送装置</td> <td>・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">無線伝送装置</td> <td>無線伝送装置</td> <td>・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>無線伝送装置</td> <td>・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">無線伝送装置</td> <td>無線伝送装置</td> <td>・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>無線伝送装置</td> <td>・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">無線伝送装置</td> <td>無線伝送装置</td> <td>・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>無線伝送装置</td> <td>・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> </tbody> </table>	場所	主要設備	耐震措置	データ収集装置	データ収集装置	・データ収集装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	無線伝送装置	・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	無線伝送装置	無線伝送装置	・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	無線伝送装置	・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	無線伝送装置	無線伝送装置	・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	無線伝送装置	・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	無線伝送装置	無線伝送装置	・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	無線伝送装置	・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	無線伝送装置	無線伝送装置	・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	無線伝送装置	・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	無線伝送装置	無線伝送装置	・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	無線伝送装置	・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	<p>参考第3-2表 データ表示及びFIRSS伝送機能に係る耐震措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>主要設備</th> <th>耐震措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">データ収集装置</td> <td>データ収集装置</td> <td>・データ収集装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>無線伝送装置</td> <td>・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">無線伝送装置</td> <td>無線伝送装置</td> <td>・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>無線伝送装置</td> <td>・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">無線伝送装置</td> <td>無線伝送装置</td> <td>・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>無線伝送装置</td> <td>・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">無線伝送装置</td> <td>無線伝送装置</td> <td>・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>無線伝送装置</td> <td>・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">無線伝送装置</td> <td>無線伝送装置</td> <td>・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>無線伝送装置</td> <td>・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">無線伝送装置</td> <td>無線伝送装置</td> <td>・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>無線伝送装置</td> <td>・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> </tbody> </table>	場所	主要設備	耐震措置	データ収集装置	データ収集装置	・データ収集装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	無線伝送装置	・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	無線伝送装置	無線伝送装置	・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	無線伝送装置	・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	無線伝送装置	無線伝送装置	・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	無線伝送装置	・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	無線伝送装置	無線伝送装置	・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	無線伝送装置	・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	無線伝送装置	無線伝送装置	・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	無線伝送装置	・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	無線伝送装置	無線伝送装置	・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	無線伝送装置	・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	<p>SAに係る内容 (当ページ)</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・大飯では通信連絡設備 (発電所内) 通信連絡設備 (発電所外) を別表として構成している。</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・大飯では通信連絡に係る設備の耐震性に関する記載を参考9、データ通信に係る設備の耐震性に関する記載を参考8に記載している。</p>
場所	主要設備	耐震措置																																																																																											
発電所外	加入電話	・緊急時対策所指揮所に設置する通信端末は、設置する乳輪の転倒防止及び落下防止の措置を施す。 ・緊急時対策所指揮所に設置する非常電話 (固定) は、設置する乳輪の転倒防止及び落下防止の措置を施す。また、故障等に備え予備品を備え、取替えの手順を整備する。 ・非常電話 (携帯) は、強固な収納ケースに収納する等の措置を施す。																																																																																											
	非常電話*	固定 携帯																																																																																											
	電力保安連絡用電話設備**	保安電話 (固定、携帯)																																																																																											
	加入ファクシミリ	同上																																																																																											
	衛星電話 (携帯)																																																																																												
	社内TV会議システム																																																																																												
	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	TV会議システム	・TV会議システムについては、転倒防止の措置を施す。 ・通信機器を設置するラックは、耐震性を有する原子炉建屋内の緊急時対策所指揮所に設置し転倒防止の措置を施すと共に、内蔵する通信機器は図柄等を施す。また、故障等に備え予備品を備え、取替えの手順を整備する。 ・緊急時対策所指揮所に設置するIP電話は、設置する乳輪の転倒防止及び落下防止の措置を施す。 ・TV会議システム及びIP-FAXについては、転倒防止の措置を施す。 ・TV会議システム、IP-FAX及びIP電話は、故障等に備え予備品を備え、取替えの手順を整備する。																																																																																										
		IP電話 IP-FAX																																																																																											
	緊急時衛星通信システム	・緊急時対策所指揮所に設置する通信端末は、設置する乳輪の転倒防止及び落下防止の措置を施す。																																																																																											
	衛星電話装置	・緊急時対策所指揮所に設置する通信端末は、設置する乳輪の転倒防止及び落下防止の措置を施す。																																																																																											
場所	主要設備	耐震措置																																																																																											
データ収集装置	データ収集装置	・データ収集装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																																																											
	無線伝送装置	・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																																																											
無線伝送装置	無線伝送装置	・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																																																											
	無線伝送装置	・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																																																											
無線伝送装置	無線伝送装置	・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																																																											
	無線伝送装置	・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																																																											
無線伝送装置	無線伝送装置	・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																																																											
	無線伝送装置	・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																																																											
無線伝送装置	無線伝送装置	・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																																																											
	無線伝送装置	・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																																																											
無線伝送装置	無線伝送装置	・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																																																											
	無線伝送装置	・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																																																											
場所	主要設備	耐震措置																																																																																											
データ収集装置	データ収集装置	・データ収集装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																																																											
	無線伝送装置	・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																																																											
無線伝送装置	無線伝送装置	・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																																																											
	無線伝送装置	・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																																																											
無線伝送装置	無線伝送装置	・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																																																											
	無線伝送装置	・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																																																											
無線伝送装置	無線伝送装置	・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																																																											
	無線伝送装置	・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																																																											
無線伝送装置	無線伝送装置	・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																																																											
	無線伝送装置	・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																																																											
無線伝送装置	無線伝送装置	・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																																																											
	無線伝送装置	・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																																																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉

【[拍崎列羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載](#)】

参考表7.1-1 3号炉原子炉建屋内部急時対策用の通信連絡設備（発電所内）、通信連絡設備（発電所外）に係る耐震措置

通信機器	主要設備	耐震設計
発電所内	発電所設備	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所設備（常設）の発電所用アンテナ、地震監視は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・発電所設備（常設）の地震監視から無線通信用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。
	無線連絡設備	<ul style="list-style-type: none"> ・無線連絡設備（可搬型）は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
発電所外	無線連絡設備	<ul style="list-style-type: none"> ・無線連絡設備（常設）の無線通信用アンテナ、地震監視は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線連絡設備（常設）の地震監視から無線通信用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。
	携帯型音声伝呼電話設備*	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯型音声伝呼電話設備は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
発電所外	統合電子力図表ネットワークサーバ 本用いた通信連絡設備	<ul style="list-style-type: none"> ・統合電子力図表ネットワークを用いた通信連絡設備（サーバ設備システム、IP電話機及びIP-FAX）は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。

*：3号炉原子炉建屋内部急時対策用本用と持機庫内間の通信連絡を行うために設置する設計とする。

参考表7.1-2 3号炉原子炉建屋内部急時対策用の安全パラメータ表示システム（SPMS）及びデータ伝送設備に係る耐震措置

場所	主要設備	耐震設計
3号炉 及び7号炉 コントロール棟	データ伝送装置	<ul style="list-style-type: none"> ・データ伝送装置は、耐震性を有する4号及び7号炉コントロール棟内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
	ファイバ通信伝送装置 無線通信装置	<ul style="list-style-type: none"> ・ファイバ通信伝送装置は、耐震性を有する3号及び7号炉コントロール棟内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線通信装置は、耐震性を有する3号及び7号炉コントロール棟内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線通信装置から無線通信用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。
建屋外	無線通信装置	<ul style="list-style-type: none"> ・無線通信用アンテナは、耐震性を有する4号及び7号炉コントロール棟及び3号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・有線系のケーブルについては、可とう性を有するともに余裕を確保する。
	5号炉 原子炉建屋内 緊急時対策支援システム伝送装置 SPMS表示装置	<ul style="list-style-type: none"> ・ファイバ通信伝送装置は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線通信装置は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線通信装置から無線通信用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。 ・緊急時対策支援システム伝送装置は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・SPMS表示装置は耐震性を有する3号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【[拍崎](#)】記載方針の相違2-3①のとおり

【[拍崎](#)】記載方針の相違2-3①のとおり

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

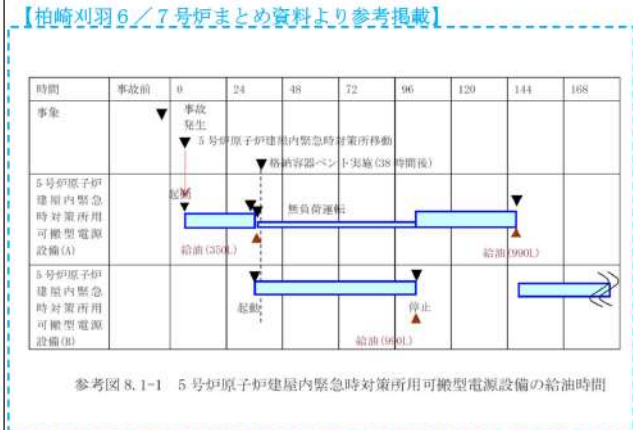
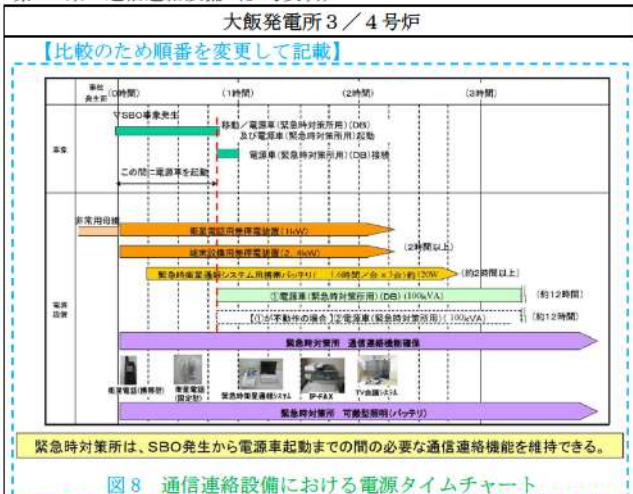
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため順番を変更して記載】</p> <p>参考6. 緊急時対策所の通信連絡設備電源</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>参考8. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所における通信連絡設備の電源について</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の必要な負荷は、通常時、5号炉の共通用高圧母線及び6号炉若しくは7号炉の非常用高圧母線より受電可能とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の必要な負荷は、外部電源喪失時、6号炉若しくは7号炉の非常用ディーゼル発電機から受電可能な設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の必要な負荷は、6号炉若しくは7号炉の非常用高圧母線より受電できない場合、5号炉東側保管場所に設置している可搬型代替交流電源設備である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備から受電可能とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、1台で5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、1台故障による機能喪失の防止と燃料補給のために停止する際にも給電を継続するため、2台を1セットとして配備する設計とする。</p>	<p>参考9. 緊急時対策所における通信連絡設備の電源について</p> <p>緊急時対策所の必要な負荷は、緊急時対策建屋内の緊急時対策所用高圧母線J系から受電している。</p> <p>緊急時対策所用高圧母線J系は、通常時に2号炉の非常用高圧母線を介して外部電源系から受電可能な設計とし、外部電源喪失時には、2号炉の非常用ディーゼル発電機を介し受電可能な設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所用高圧母線J系が2号炉非常用高圧母線から受電できない場合、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機からの受電に自動で切り替わる設計とする。</p> <p>さらに、ガスタービン発電機の機能喪失も考慮し、緊急時対策所用高圧母線J系は緊急時対策建屋北側に配備している緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）から受電可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）は1台で緊急時対策建屋に電源供給するために必要な容量を有し、緊急時対策所軽油タンクより自動で燃料補給可能な設計であることから、1セット1台を配備する設計とする。</p>	<p>参考9. 緊急時対策所における通信連絡設備の電源について</p> <p>緊急時対策所の必要な負荷は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所でそれぞれ受電している。</p> <p>緊急時対策所指揮所の通信連絡設備及び無停電運転保安灯に対して、通常時に3号炉の非常用低圧母線を介して外部電源系から受電可能な設計とし、外部電源喪失時には、3号炉のディーゼル発電機を介し受電可能な設計とする。</p> <p>その他運用に必要な設備については、1号又は2号炉常用母線から緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所でそれぞれ受電している。</p> <p>また、緊急時対策所指揮所の通信連絡設備及び無停電運転保安灯が3号炉非常用母線から受電できない場合、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機からの受電に手で切り替える設計とする。</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所の負荷は、3号炉非常用母線又は1号若しくは2号炉常用母線から受電出来ない場合、緊急時対策所周辺に配備している緊急時対策所用代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機からそれぞれ受電可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機は緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機所それぞれに電源供給するために必要な容量を有するものを、緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機所に各1台、故障による機能喪失の防止と燃料給油のために停止する際にも給電を継続するため各1台、2台を1セットとして合計4台を配備する設計とする。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p> <p>【女川】設計方針の相違・泊の緊急時対策所における通信連絡設備の電源は、建屋電源とは別に受電している（電源構成の相違） 【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p> <p>SAに係る内容（赤枠）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p> <p>【女川】設計方針の相違 女川は常設代替交流電源設備に自動で切り替わるが泊は手で切り替える設計としている</p> <p>【女川】設計方針の相違・電源構成の相違</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p> <p>【女川】設計方針の相違・泊の緊急時対策所は、指揮所と待機所にそれぞれ発電機を接続することから、必要台数に相違がある。また、燃料補給は可搬型タンクローリーにより行うことから、燃料給油時の停止も</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

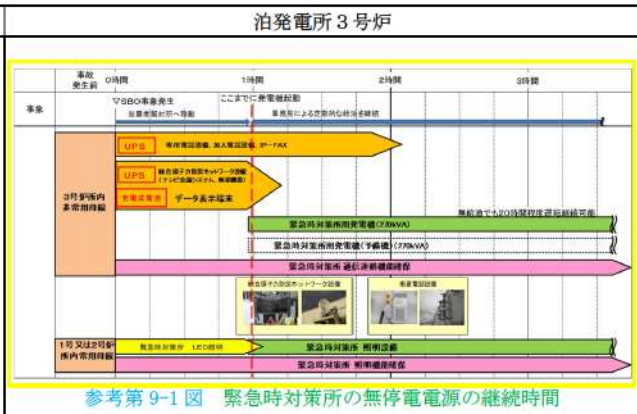
第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6 / 7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、プラント設備(6号炉及び7号炉中央制御室用)の電源から独立した専用の電源設備とし、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所と中央制御室は共通要因により同時に機能喪失しない設計とする。</p> <p>【比較のため順番を変更して記載】</p> <p>緊急時対策所における通信連絡設備については、SBO発生時においても衛星電話用無停電電源装置、端末設備用無停電電源装置より給電されているため、必要となる通信連絡機能を維持できる。</p> <p>また、通信連絡設備は無停電電源装置の蓄電池が枯渇するまでに、電源車（緊急時対策所用）（DB）を起動、接続することで、継続して通信連絡機能を継続できる。</p> <p>仮に、電源車（緊急時対策所用）（DB）が不具合等で起動できない場合でも、バックアップ用の電源車（緊急時対策所用）により、継続して通信連絡機能を継続できる。</p> <p>【柏崎刈羽6 / 7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の必要な負荷を参考表8.1-1に示す。</p> <p>また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の仕様を参考表8.1-2に示す。</p> <p>【比較のため順番を変更して記載】</p> <p>緊急時対策所の通信連絡設備の電源を説明したタイムチャートを図8に、電源車の給油が必要となるタイミングを説明したタイムチャートを図9に示す。また、衛星電話用無停電電源装置等に接続する通信連絡設備の蓄電池耐量時間を表16に記載する。</p>	<p>非常用ディーゼル発電機から受電可能な非常用高圧母線、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機及び電源車（緊急時対策所用）により緊急時対策建屋の電源は多様性を有し、緊急時対策建屋内緊急時対策所と中央制御室は共通要因により同時に機能喪失しない設計とする。</p> <p>緊急時対策所の必要な負荷を参考第9.1-1表に示す。</p> <p>また、常設代替交流電源設備及び緊急時対策所用代替交流電源設備の仕様を参考第9.1-2表に示す。</p>	<p>ディーゼル発電機から受電可能な非常用低圧母線、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機及び緊急時対策所用代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機により緊急時対策所指揮所における通信連絡設備の電源は多様性を有している。</p> <p>緊急時対策所用発電機を複数台備えることにより緊急時対策所の電源は多重性を有し、緊急時対策所と中央制御室は共通要因により同時に機能喪失しない設計とする。</p> <p>緊急時対策所における通信連絡設備は、全交流動力電源喪失時においても無停電電源等より受電しているため、必要となる通信連絡機能を維持できる。</p> <p>緊急時対策所における通信連絡設備は、無停電電源の蓄電池が枯渇するまでに、緊急時対策所用発電機を起動・接続することで、継続して通信連絡機能を維持できる。</p> <p>緊急時対策所の必要な負荷を参考第9-1表に示す。</p> <p>また、非常用電源設備及び代替交流電源設備の主要仕様を参考第9-2表、緊急時対策所の通信連絡設備における無停電電源の継続時間を説明したタイムチャートを参考第9-1図、緊急時対策所用発電機の給油が必要となるタイミングを説明したタイムチャートを参考第9-2図に示す。</p>	<p>考慮して配備台数を決定している。</p> <p>SAに係る内容（赤枠）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・電源構成の相違 【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・記載の充実</p> <p>【大飯】設計方針の相違 ・DBの電源として電源車（緊急時対策所用）（DB）を準備している。 泊ではSA事象となった場合は、緊急時対策所用発電機を起動する。</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・記載の充実</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】記載方針の相違（泊既許可の記載を踏襲）</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・記載の充実（大飯審査実績の反映）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)



女川原子力発電所2号炉



相違理由

【女川】記載方針の相違
 ・記載の充実 (大飯審査実績の反映)

【柏崎】記載方針の相違
 2-3①のとおり

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため順番を変更して記載】</p> <p>図9 電源車の給油が必要となるタイムチャート</p>		<p>参考第9-2図 緊急時対策所用発電機の給油タイミング</p>	<p>SAに係る内容 (赤枠) 【女川】記載方針の相違 ・記載の充実</p>
<p>【柏崎刈羽6 / 7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>参考図 8.1-2 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備 燃料給油手順タイムチャート (技術的能力審査資料「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」より抜粋)</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																						
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>参考表 8.1-1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 必要な負荷</p> <table border="1" data-bbox="94 242 680 414"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量(kVA)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>換気空調設備</td> <td>約 21kVA</td> </tr> <tr> <td>照明設備（コンセント負荷含む）</td> <td>約 12kVA</td> </tr> <tr> <td>安全パラメータ表示システム（SPDS）、通信連絡設備*</td> <td>約 13kVA</td> </tr> <tr> <td>放射線管理設備</td> <td>約 14kVA</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約 60kVA</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 電力保安通信用電話設備及び送受話器は除く</p>	負荷名称	負荷容量(kVA)	換気空調設備	約 21kVA	照明設備（コンセント負荷含む）	約 12kVA	安全パラメータ表示システム（SPDS）、通信連絡設備*	約 13kVA	放射線管理設備	約 14kVA	合計	約 60kVA	<p>参考第 9.1-1 表 緊急時対策所 必要な負荷</p> <table border="1" data-bbox="716 242 1321 526"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量(kVA)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>換気空調設備</td> <td>約 200kVA</td> </tr> <tr> <td>照明設備（コンセント負荷含む。） （加入 FAX、社内テレビ会議システム等）</td> <td>約 47kVA</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備（通信用電源装置（蓄電池）負荷含む。） （送受話器（ページング）、移動無線設備等）</td> <td>約 5kVA</td> </tr> <tr> <td>その他負荷（充電器負荷含む。） （衛星電話設備、無線連絡設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、SPDS等）</td> <td>約 106kVA</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約 358kVA</td> </tr> </tbody> </table>	負荷名称	負荷容量(kVA)	換気空調設備	約 200kVA	照明設備（コンセント負荷含む。） （加入 FAX、社内テレビ会議システム等）	約 47kVA	通信連絡設備（通信用電源装置（蓄電池）負荷含む。） （送受話器（ページング）、移動無線設備等）	約 5kVA	その他負荷（充電器負荷含む。） （衛星電話設備、無線連絡設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、SPDS等）	約 106kVA	合計	約 358kVA	<p>参考第 9-1 表 緊急時対策所の必要な負荷</p> <table border="1" data-bbox="1352 229 1953 517"> <thead> <tr> <th rowspan="2">負荷名称</th> <th colspan="2">負荷容量 (kVA) ※1</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>指揮所</th> <th>待機所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通信連絡設備</td> <td>15.1</td> <td>0.7</td> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、データ表示端末、その他通信連絡設備</td> </tr> <tr> <td>照明設備</td> <td>2.2</td> <td>2.2</td> <td>LED 照明（バッテリー内蔵）</td> </tr> <tr> <td>室内空調設備</td> <td>34.8</td> <td>34.8</td> <td>パッケージエアコン</td> </tr> <tr> <td>可搬型空気浄化装置</td> <td>23.1</td> <td>23.1</td> <td>可搬型新設緊急時対策所用空気浄化ファン</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>21.9</td> <td>21.9</td> <td>OA 機器等（予備容量含む）</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>97.1</td> <td>70.1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 力率 0.8 の場合</p>	負荷名称	負荷容量 (kVA) ※1		備 考	指揮所	待機所	通信連絡設備	15.1	0.7	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、データ表示端末、その他通信連絡設備	照明設備	2.2	2.2	LED 照明（バッテリー内蔵）	室内空調設備	34.8	34.8	パッケージエアコン	可搬型空気浄化装置	23.1	23.1	可搬型新設緊急時対策所用空気浄化ファン	その他	21.9	21.9	OA 機器等（予備容量含む）	合計	97.1	70.1		<p>相違理由</p> <p>DB/SA に係る内容 【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p>
負荷名称	負荷容量(kVA)																																																								
換気空調設備	約 21kVA																																																								
照明設備（コンセント負荷含む）	約 12kVA																																																								
安全パラメータ表示システム（SPDS）、通信連絡設備*	約 13kVA																																																								
放射線管理設備	約 14kVA																																																								
合計	約 60kVA																																																								
負荷名称	負荷容量(kVA)																																																								
換気空調設備	約 200kVA																																																								
照明設備（コンセント負荷含む。） （加入 FAX、社内テレビ会議システム等）	約 47kVA																																																								
通信連絡設備（通信用電源装置（蓄電池）負荷含む。） （送受話器（ページング）、移動無線設備等）	約 5kVA																																																								
その他負荷（充電器負荷含む。） （衛星電話設備、無線連絡設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、SPDS等）	約 106kVA																																																								
合計	約 358kVA																																																								
負荷名称	負荷容量 (kVA) ※1		備 考																																																						
	指揮所	待機所																																																							
通信連絡設備	15.1	0.7	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、データ表示端末、その他通信連絡設備																																																						
照明設備	2.2	2.2	LED 照明（バッテリー内蔵）																																																						
室内空調設備	34.8	34.8	パッケージエアコン																																																						
可搬型空気浄化装置	23.1	23.1	可搬型新設緊急時対策所用空気浄化ファン																																																						
その他	21.9	21.9	OA 機器等（予備容量含む）																																																						
合計	97.1	70.1																																																							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>参考表 8.1-2 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の仕様</p> <table border="1" data-bbox="107 199 663 331"> <tr> <td></td> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備</td> <td>(参考) 6号炉及び7号炉の非常用ディーゼル発電機</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約200kVA</td> <td>約6,250kVA</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>440V</td> <td>6.9kV</td> </tr> <tr> <td>力率</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> </tr> </table> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の負荷リストは、参考表 8.1-1に示すとおり、最大約60kVAであり、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備200kVA1台により給電可能な設計とする。</p> <p>一方、燃料補給時、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備を停止する必要があることから、1台追加配備し、速やかに切り替えることが可能な設計とする。</p>		5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備	(参考) 6号炉及び7号炉の非常用ディーゼル発電機	容量	約200kVA	約6,250kVA	電圧	440V	6.9kV	力率	0.8	0.8	<p>参考第9.1-2表 常設代替交流電源設備及び緊急時対策所用代替交流電源設備の仕様</p> <table border="1" data-bbox="721 228 1319 483"> <tr> <td></td> <td>非常用交流電源設備</td> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>緊急時対策所用代替交流電源設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>非常用ディーゼル発電機</td> <td>ガスタービン発電機</td> <td>電源車 (緊急時対策所用)</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>7,625kVA</td> <td>4,500kVA(1台あたり)</td> <td>400kVA</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>6.9kV</td> <td>6.9kV</td> <td>6.9kV</td> </tr> <tr> <td>力率</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> <td>0.85</td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>1台 備考：非常用ディーゼル発電機2B</td> <td>2台</td> <td>1台</td> </tr> </table> <p>緊急時対策建屋の負荷リストは、参考第9.1-1表に示すとおり、最大約358kVAであり、非常用ディーゼル発電機2B(7,625kVA)、ガスタービン発電機2台(4,500kVA(1台あたり))、電源車(緊急時対策所用)(400kVA)により給電可能な設計としている。</p>		非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	緊急時対策所用代替交流電源設備		非常用ディーゼル発電機	ガスタービン発電機	電源車 (緊急時対策所用)	容量	7,625kVA	4,500kVA(1台あたり)	400kVA	電圧	6.9kV	6.9kV	6.9kV	力率	0.8	0.8	0.85	台数	1台 備考：非常用ディーゼル発電機2B	2台	1台	<p>参考第9-2表 非常用電源設備及び代替交流電源設備の主要仕様</p> <table border="1" data-bbox="1350 236 1953 424"> <tr> <td></td> <td>非常用電源設備</td> <td colspan="2">代替交流電源設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ディーゼル発電機</td> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>緊急時対策所用代替交流電源設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>代替非常用発電機</td> <td>緊急時対策所用発電機</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>7,000kVA</td> <td>約1,725kVA(1台あたり)</td> <td>約270kVA(1台あたり)</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>6.9kV</td> <td>6.6kV</td> <td>200V</td> </tr> <tr> <td>力率</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>1台 備考：3B-ディーゼル発電機</td> <td>2台</td> <td>8台 (予備を含む)</td> </tr> </table> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の負荷リストは、参考第9-1表に示すとおり、緊急時対策所指揮所で最大約97kVA(うち、3号炉非常用母線から給電する通信連絡設備及び照明設備の合計は約17kVA)、緊急時対策所待機所で最大約70kVAであり、3B-ディーゼル発電機(約7,000kVA)、代替非常用発電機(約1,725kVA)及び緊急時対策所用発電機(約270kVA(1台あたり))により給電可能な設計としている。</p>		非常用電源設備	代替交流電源設備			ディーゼル発電機	常設代替交流電源設備	緊急時対策所用代替交流電源設備			代替非常用発電機	緊急時対策所用発電機	容量	7,000kVA	約1,725kVA(1台あたり)	約270kVA(1台あたり)	電圧	6.9kV	6.6kV	200V	力率	0.8	0.8	0.8	台数	1台 備考：3B-ディーゼル発電機	2台	8台 (予備を含む)	<p>SAに係る内容(赤枠)</p> <p>【女川】記載方針の相違(泊既許可の記載を踏襲)</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・女川は緊急時対策所の建屋電源から通信連絡設備の電源を受電しているが、泊は通信連絡設備用の電源として建屋電源とは別に受電している</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・女川は建屋電源から通信連絡設備の電源を受電しているため、建屋の負荷容量を記載している。泊は、通信連絡設備用として電源を受電しているため、通信連絡設備の負荷容量を記載している</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p>
	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備	(参考) 6号炉及び7号炉の非常用ディーゼル発電機																																																																	
容量	約200kVA	約6,250kVA																																																																	
電圧	440V	6.9kV																																																																	
力率	0.8	0.8																																																																	
	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	緊急時対策所用代替交流電源設備																																																																
	非常用ディーゼル発電機	ガスタービン発電機	電源車 (緊急時対策所用)																																																																
容量	7,625kVA	4,500kVA(1台あたり)	400kVA																																																																
電圧	6.9kV	6.9kV	6.9kV																																																																
力率	0.8	0.8	0.85																																																																
台数	1台 備考：非常用ディーゼル発電機2B	2台	1台																																																																
	非常用電源設備	代替交流電源設備																																																																	
	ディーゼル発電機	常設代替交流電源設備	緊急時対策所用代替交流電源設備																																																																
		代替非常用発電機	緊急時対策所用発電機																																																																
容量	7,000kVA	約1,725kVA(1台あたり)	約270kVA(1台あたり)																																																																
電圧	6.9kV	6.6kV	200V																																																																
力率	0.8	0.8	0.8																																																																
台数	1台 備考：3B-ディーゼル発電機	2台	8台 (予備を含む)																																																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>また、軽油タンクからタンクローリ(4kL)を用いて、軽油を補給することにより、7日以上5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備を運転可能な設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は燃料タンク(990L)を内蔵しており、参考表8.1-1に示す負荷に対して66時間以上連続給電が可能であり、格納容器ベント実施前にあらかじめ給油を行うことにより、格納容器ベント実施後早期に給油が必要となることはない設計とする。</p> <p>なお、給油については、可搬型モニタリング設備及び原子炉格納容器の圧力等を監視し、適切なタイミングで行うこととする。</p> <p>万が一、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備が停止した場合、無負荷運転中の5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備へ切り替えることにより10時間以上給電可能な設計とする。5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の給油タイミングを参考図8.1-1に示す。参考図8.1-2に5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備燃料補給作業タイムチャートを示す。</p>	<p>電源車（緊急時対策所用）の燃料系統は、緊急時対策所軽油タンク2基（20kL）、配管等で構成される。緊急時対策所軽油タンクは、緊急時対策建屋内に設置され、重大事故等時に電源車（緊急時対策所用）を用いて緊急時対策建屋に電源供給（保守的に定格運転を想定）した場合、緊急時対策所軽油タンク2基にて約7日間の連続運転が可能な容量を有する。</p> <p>万一の故障への対応として、緊急時対策建屋の電源構成は2重化しており、片系の電源系統の故障においても緊急時対策所の機能を喪失することがない設計とする。</p>	<p>緊急時対策所用発電機の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽4基（合計540kL以上で管理）に備蓄する燃料を、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリを用いて、又は燃料タンク(SA)1基（50kL以上で管理）に備蓄する燃料を、可搬型タンクローリを用いて補給する。ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク(SA)は、屋外に設置され、重大事故等時に緊急時対策所用発電機を用いて緊急時対策所に電源供給（保守的に定格運転を想定）した場合、ディーゼル発電機燃料油貯油槽4基及び燃料タンク(SA)1基にて約7日間の連続運転が可能な容量を有する。</p> <p>万一の故障への対応として、緊急時対策所の電源構成は2重化しており、片系の電源系統の故障においても緊急時対策所の機能を喪失することがない設計とする。</p>	<p>【女川】設計方針の相違 泊は、緊急時対策所軽油タンクに相当する設備はないが、ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク(SA)に7日間以上の重大事故等対処が可能な備蓄量を確保しており、定期的又はブルーム通過前にタンクローリを用いて緊急時対策所用発電機に燃料を補給する手順を整備することでブルーム通過時においても燃料を補給せずに運転できる設計としている。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉				
【拍崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】				
参考9 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の充電器の仕様について				
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所における通信連絡設備のうち電力保安通信用電話設備（固定電話機）は、外部電源喪失時、以下に示すとおり、充電器（直流48V）から給電可能な設計とする。				
表16 衛星電話用、端末設備用無停電電源装置等の蓄電池耐量時間				
衛星電話用 無停電電源装置	負荷	合計負荷容量	電源定格出力	蓄電池耐量時間
衛星電話(固定) (27W×5台)	135W	約610W	1.0kW (1.5kVA)	2時間以上
緊急時衛星通報システム(衛星設備) (63W×1式)	63W			
衛星電話(可搬)(衛星設備) (412W×1式)	412W			
端末設備用 無停電電源装置	負荷	合計負荷容量	電源定格出力	蓄電池耐量時間
統合原子力防災ネットワーク(IP電話) (600W×1式)	600W	約2,200W	2.4kW (3.0kVA)	2時間以上
統合原子力防災ネットワーク(IP-FAX) (860W×1台)	860W			
統合原子力防災ネットワーク(TV会議システム) (300W×1台)	300W			
SPDS表示装置 (90W×2台)	180W			
緊急時衛星通報システム(端末設備) (126W×1式)	126W			
衛星電話(可搬)(端末設備) (132W×1式)	132W			

女川原子力発電所2号炉			
参考10 緊急時対策所の充電器及び通信用電源装置（蓄電池）の仕様について			
緊急時対策所における通信連絡設備は、外部電源喪失時、以下に示すとおり、充電器（直流125V）及び通信用電源装置（蓄電池）（直流48V）から給電可能な設計とする。			
a. 充電器（直流125V）の仕様			
蓄電池容量	給電可能時間（停電補償時間）		
2,000Ah（1系統あたり）	3時間以上		
充電器（直流125V）から給電可能な設備の負荷			
充電器から給電可能な設備		負荷[A] (1系統あたり)	充電器容量[A] (1系統あたり)
通信連絡設備	BC-ACインバータ	約88.6	450
	衛星電話設備（固定型）		
	無線連絡設備（固定型）		
	衛星保安電話（固定型）		
	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備		
	テレビ会議システム		
安全パラメータ表示システム(SPDS)	約75.0		
その他設備		約153.0	
合計		約316.6	
各負荷については、今後の詳細設計により、変更となる可能性がある。			
b. A系通信用電源装置（蓄電池）（直流48V）の仕様			
蓄電池容量	給電可能時間（停電補償時間）		
800Ah	3時間以上		
A系通信用電源装置（蓄電池）（直流48V）から給電可能な設備の負荷			
充電器から給電可能な設備	負荷[A]	通信用電源装置容量[A]	
送受話器（ページング）	約20.0	250	
移動無線設備（固定型）	約5.0		
その他機器	約66.0		
合計	約91.0		
各負荷については、今後の詳細設計により、変更となる可能性がある。			

泊発電所3号炉				
参考10 緊急時対策所の通信連絡設備用無停電電源の 主要 仕様について				
緊急時対策所における通信連絡設備は、外部電源喪失時、以下に示すとおり、無停電電源から給電可能な設計とする。				
緊急時対策所における通信連絡設備用無停電電源の蓄電池耐量時間を参考第10-1表、参考第10-2表及び参考第10-3表に記載する。				
参考第10-1表 通信連絡設備用無停電電源の蓄電池耐量時間（1/3）				
無停電電源1（端末設備用） （無停電電源出力：980W）	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間
加入電話設備 加入FAX ^{※1}	27.5W	118.4W	408Wh	2時間以上
電力保安通信用電話設備 保安電話（FAX）	27.5W			
無線連絡設備 無線連絡設備（固定型）	35.9W			
衛星電話設備 衛星電話設備（FAX） ^{※1}	27.5W			
通信機器	11W			
※1：FAXは送信時に必要な消費電力にて算出している。				
無停電電源2（端末設備用） （無停電電源出力：980W）				
消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間	
専用電話設備 専用電話設備（固定型）×3台	16W×3	408Wh	2時間以上	
専用電話設備（FAX）×3台 ^{※1}	28.5W×3			
専用電話設備（FAX）×3台 ^{※1}	28.5W×3			
※1：FAXは送信時に必要な消費電力にて算出している。				
無停電電源3（端末設備用） （無停電電源出力：980W）				
消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間	
専用電話設備 専用電話設備（固定型）×3台	16W×3	408Wh	2時間以上	
専用電話設備（FAX）×3台 ^{※1}	28.5W×3			
通信機器	11W			
※1：FAXは送信時に必要な消費電力にて算出している。				
無停電電源4（端末設備用） （無停電電源出力：980W）				
消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間	
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP-FAX（衛星系） ^{※1}	72W	408Wh	2時間以上	
※1：FAXは送信時に必要な消費電力にて算出している。				

相違理由

【女川】設計方針の相違
 泊では、無停電電源（UPSの類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から、他PWRプラントと同様に「無停電電源」と表記。

【女川】記載方針の相違
 （泊既許可の記載を踏襲）

【女川】記載方針の相違
 （大飯審査実績の反映）

【拍崎】記載方針の相違
 2-3①のとおり

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																																																																				
		<p>参考第 10-2 表 通信連絡設備用無停電電源の蓄電池耐量時間 (2/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>無停電電源 5 (端末設備用) (無停電電源出力: 980W)</th> <th>消費電力</th> <th>合計消費電力</th> <th>蓄電池容量</th> <th>充電池耐量時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP-FAX (地上系) ※1</td> <td>72W</td> <td rowspan="3">116.5W</td> <td rowspan="3">408Wh</td> <td rowspan="3">2 時間以上</td> </tr> <tr> <td>専用電話設備 専用電話設備 (固定型)</td> <td>16W</td> </tr> <tr> <td>専用電話設備 (FAX) ※1</td> <td>28.5W</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1 : FAX は送信時に必要な消費電力にて算出している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>無停電電源 6 (端末設備用) (無停電電源出力: 980W)</th> <th>消費電力</th> <th>合計消費電力</th> <th>蓄電池容量</th> <th>充電池耐量時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP-FAX (地上系) ※1</td> <td>72W</td> <td>72W</td> <td>408Wh</td> <td>2 時間以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1 : FAX は送信時に必要な消費電力にて算出している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>無停電電源 7 (端末設備用) (無停電電源出力: 1,200W)</th> <th>消費電力</th> <th>合計消費電力</th> <th>蓄電池容量</th> <th>充電池耐量時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社内テレビ会議システム 社内テレビ会議システム</td> <td>231W</td> <td rowspan="2">454W</td> <td rowspan="2">432Wh</td> <td rowspan="2">約 1 時間</td> </tr> <tr> <td>社内テレビ会議用音響設備</td> <td>223W</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>無停電電源 8 (端末設備用) (無停電電源出力: 1,200W)</th> <th>消費電力</th> <th>合計消費電力</th> <th>蓄電池容量</th> <th>充電池耐量時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 テレビ会議システム</td> <td>290W</td> <td rowspan="4">536.1W</td> <td rowspan="4">900Wh</td> <td rowspan="4">1 時間以上</td> </tr> <tr> <td>データ伝送設備 (発電所内) 通信機器</td> <td>198W</td> </tr> <tr> <td>社内テレビ会議システム 通信機器</td> <td>20W</td> </tr> <tr> <td>専用電話設備 通信機器</td> <td>11W</td> </tr> </tbody> </table> <p>参考第 10-3 表 通信連絡設備用無停電電源の蓄電池耐量時間 (3/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>無停電電源 9 (端末設備用) (無停電電源出力: 1,200W)</th> <th>消費電力</th> <th>合計消費電力</th> <th>蓄電池容量</th> <th>充電池耐量時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 通信機器</td> <td>108.8W</td> <td rowspan="4">350.8W</td> <td rowspan="4">540Wh</td> <td rowspan="4">1 時間以上</td> </tr> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 衛星電話</td> <td>30W</td> </tr> <tr> <td>電力保安通信用電話設備 衛星保安電話</td> <td>20W</td> </tr> <tr> <td>データ伝送設備 (発電所内) 通信機器</td> <td>192W</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>無停電電源 (充電式電池)</th> <th>消費電力</th> <th>蓄電池容量</th> <th>充電池耐量時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星電話設備 衛星電話設備 (固定型) 衛星電話設備 (FAX)</td> <td>65W (送信時)</td> <td>各 63Wh</td> <td>約 1 時間 (カタログ値: 約 1 時間半)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※衛星電話設備 (FAX) は端末設備を除く</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>無停電電源 (充電式電池)</th> <th>消費電力</th> <th>蓄電池容量</th> <th>充電池耐量時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>データ表示端末</td> <td>65W</td> <td>60Wh</td> <td>約 1 時間</td> </tr> </tbody> </table>	無停電電源 5 (端末設備用) (無停電電源出力: 980W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP-FAX (地上系) ※1	72W	116.5W	408Wh	2 時間以上	専用電話設備 専用電話設備 (固定型)	16W	専用電話設備 (FAX) ※1	28.5W	無停電電源 6 (端末設備用) (無停電電源出力: 980W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP-FAX (地上系) ※1	72W	72W	408Wh	2 時間以上	無停電電源 7 (端末設備用) (無停電電源出力: 1,200W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間	社内テレビ会議システム 社内テレビ会議システム	231W	454W	432Wh	約 1 時間	社内テレビ会議用音響設備	223W	無停電電源 8 (端末設備用) (無停電電源出力: 1,200W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 テレビ会議システム	290W	536.1W	900Wh	1 時間以上	データ伝送設備 (発電所内) 通信機器	198W	社内テレビ会議システム 通信機器	20W	専用電話設備 通信機器	11W	無停電電源 9 (端末設備用) (無停電電源出力: 1,200W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 通信機器	108.8W	350.8W	540Wh	1 時間以上	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 衛星電話	30W	電力保安通信用電話設備 衛星保安電話	20W	データ伝送設備 (発電所内) 通信機器	192W	無停電電源 (充電式電池)	消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間	衛星電話設備 衛星電話設備 (固定型) 衛星電話設備 (FAX)	65W (送信時)	各 63Wh	約 1 時間 (カタログ値: 約 1 時間半)	無停電電源 (充電式電池)	消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間	データ表示端末	65W	60Wh	約 1 時間	
無停電電源 5 (端末設備用) (無停電電源出力: 980W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間																																																																																			
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP-FAX (地上系) ※1	72W	116.5W	408Wh	2 時間以上																																																																																			
専用電話設備 専用電話設備 (固定型)	16W																																																																																						
専用電話設備 (FAX) ※1	28.5W																																																																																						
無停電電源 6 (端末設備用) (無停電電源出力: 980W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間																																																																																			
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP-FAX (地上系) ※1	72W	72W	408Wh	2 時間以上																																																																																			
無停電電源 7 (端末設備用) (無停電電源出力: 1,200W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間																																																																																			
社内テレビ会議システム 社内テレビ会議システム	231W	454W	432Wh	約 1 時間																																																																																			
社内テレビ会議用音響設備	223W																																																																																						
無停電電源 8 (端末設備用) (無停電電源出力: 1,200W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間																																																																																			
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 テレビ会議システム	290W	536.1W	900Wh	1 時間以上																																																																																			
データ伝送設備 (発電所内) 通信機器	198W																																																																																						
社内テレビ会議システム 通信機器	20W																																																																																						
専用電話設備 通信機器	11W																																																																																						
無停電電源 9 (端末設備用) (無停電電源出力: 1,200W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間																																																																																			
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 通信機器	108.8W	350.8W	540Wh	1 時間以上																																																																																			
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 衛星電話	30W																																																																																						
電力保安通信用電話設備 衛星保安電話	20W																																																																																						
データ伝送設備 (発電所内) 通信機器	192W																																																																																						
無停電電源 (充電式電池)	消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間																																																																																				
衛星電話設備 衛星電話設備 (固定型) 衛星電話設備 (FAX)	65W (送信時)	各 63Wh	約 1 時間 (カタログ値: 約 1 時間半)																																																																																				
無停電電源 (充電式電池)	消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間																																																																																				
データ表示端末	65W	60Wh	約 1 時間																																																																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

【比較のため順番を変更して記載】

参考12. 多様性を確保した通信連絡設備

通信設備(発電所内)は、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉補助建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業の指示を行うことができるよう、多様性を確保した通信設備を設置又は保管している。

これらの通信設備は、使用場所の状況に応じて使い分けることができる。また、表21に示すとおり、同一の事象によって、通信手段がなくなることがないように、電源の多様性、通信回線の多様性及び耐震性等についても考慮した設計とする。

表21 多様性を確保した通信連絡設備

使用場所と通信連絡設備		事象		(○:使用可 X:使用不可)			
使用場所(A)	通信連絡設備(A)	使用場所(B)	通信連絡設備(B)	全交流動力電源喪失	基準地震動Se	通信ケーブル断絶(発電所内)	雨・雷・火山灰
中央制御室	保安電話(固定)	現場(屋内)	保安電話(固定)	X	X	X	○
	保安電話(携帯)		保安電話(携帯)	X	X	X	○
	運転指令設備		運転指令設備	X	X	X	○
中央制御室	保安電話(固定)	現場(屋外)	保安電話(携帯)	X	X	X	○ ^{※2}
	保安電話(携帯)		保安電話(携帯)	X	X	X	○ ^{※2}
	運転指令設備		運転指令設備	X	X	X	○
中央制御室	保安電話(固定)	緊急時対策所	保安電話(固定)	X	X	X	○
	保安電話(携帯)		保安電話(携帯)	X	X	X	○
	運転指令設備		運転指令設備	X	X	X	○
現場(屋内)	保安電話(固定)	現場(屋内)	保安電話(固定)	X	X	X	○
	保安電話(携帯)		保安電話(携帯)	X	X	X	○
	運転指令設備		運転指令設備	X	X	X	○
現場(屋外)	保安電話(携帯)	現場(屋外)	保安電話(携帯)	X	X	X	○ ^{※2}
	保安電話(携帯)		保安電話(携帯)	X	X	X	○
	保安電話(携帯)		保安電話(携帯)	X	X	X	○ ^{※2}
緊急時対策所	保安電話(固定)	現場(屋内)	保安電話(固定)	X	X	X	○
	保安電話(携帯)		保安電話(携帯)	X	X	X	○
	保安電話(携帯)		保安電話(携帯)	X	X	X	○
緊急時対策所	保安電話(固定)	現場(屋外)	保安電話(固定)	X	X	X	○ ^{※2}
	保安電話(携帯)		保安電話(携帯)	X	X	X	○
	保安電話(携帯)		保安電話(携帯)	X	X	X	○ ^{※2}

※1: 既設ケーブル断絶時は代替ケーブル布設する。
 ※2: 保安電話(携帯)、衛星電話(携帯)は生活防水程度。
 ※3: 携行型通信装置を備えて使用する場合は、防水カバー等により防水対策を施す。

女川原子力発電所2号炉

参考11 多様性を確保した通信回線の容量について

発電所外との通信連絡設備及びデータ伝送設備が接続する多様性を確保した通信回線は、参考第11.1-1表に示すとおり、必要回線容量を確保した回線容量を有している。

参考第11.1-1表 多様性を確保した通信回線の回線容量

通信回線種別	主要設備	必要回線容量 ^{※1}		回線容量	
		主要設備	その他 ^{※2}		
電力保安通信回線	有線系回線	電力保安通信用電話設備 ^{※1} (固定電話機、FAX、衛星、FAX) 社内テレビ会議システム	2.3Mbps 10Mbps	313Mbps 326Mbps	609Mbps
	無線系回線	電力保安通信用電話設備 ^{※1} (固定電話機、FAX、衛星、FAX) データ伝送設備 (SPDS伝送装置)	1.6Mbps 84kbps	10Mbps	12Mbps 52Mbps
通信事業者回線	有線系回線	加入電話設備 加入FAX 電力保安通信用電話設備接続	5回線 4回線 5回線	5回線 4回線 5回線	5回線 5回線 5回線
	無線系回線	加入電話設備 加入FAX 電力保安通信用電話設備接続	15回線 8回線 18回線	15回線 8回線 18回線	15回線 8回線 18回線
電力保安通信回線	有線系回線	電力保安通信用電話設備 ^{※1} (固定電話機、FAX、衛星、FAX) データ伝送設備 (SPDS伝送装置)	2.3Mbps 10Mbps	313Mbps 326Mbps	609Mbps
	無線系回線	電力保安通信用電話設備 ^{※1} (固定電話機、FAX、衛星、FAX) データ伝送設備 (SPDS伝送装置)	1.6Mbps 84kbps	10Mbps	12Mbps 52Mbps
通信事業者回線	有線系回線	加入電話設備 加入FAX 電力保安通信用電話設備接続	5回線 4回線 5回線	5回線 4回線 5回線	5回線 5回線 5回線
	無線系回線	加入電話設備 加入FAX 電力保安通信用電話設備接続	15回線 8回線 18回線	15回線 8回線 18回線	15回線 8回線 18回線
電力保安通信回線	有線系回線	電力保安通信用電話設備 ^{※1} (固定電話機、FAX、衛星、FAX) データ伝送設備 (SPDS伝送装置)	2.3Mbps 10Mbps	313Mbps 326Mbps	609Mbps
	無線系回線	電力保安通信用電話設備 ^{※1} (固定電話機、FAX、衛星、FAX) データ伝送設備 (SPDS伝送装置)	1.6Mbps 84kbps	10Mbps	12Mbps 52Mbps
通信事業者回線	有線系回線	加入電話設備 加入FAX 電力保安通信用電話設備接続	5回線 4回線 5回線	5回線 4回線 5回線	5回線 5回線 5回線
	無線系回線	加入電話設備 加入FAX 電力保安通信用電話設備接続	15回線 8回線 18回線	15回線 8回線 18回線	15回線 8回線 18回線

各容量については、今後の詳細設計により、変更となる可能性がある。

※1: 基地加入電話設備に接続されており、通信事業者回線を經由して発電所外への連絡も可能
 ※2: () は内訳を示す。
 ※3: その他容量は、実用データも含まれていることから、小さな変動の可能性がある。

泊発電所3号炉

参考11 多様性を確保した通信回線の容量について

発電所外との通信連絡設備及びデータ伝送設備が接続する多様性を確保した通信回線は、参考第11-1表に示すとおり、必要回線容量を確保した回線容量を有している。

参考第11-1表 多様性を確保した通信回線の回線容量

通信回線種別	主要設備	必要回線容量		回線容量	
		主要設備	その他 ^{※2}		
電力保安通信回線	有線系回線	電力保安通信用電話設備 ^{※1} (固定電話機、FAX) データ伝送設備 (SPDS伝送装置)	64kbps 64kbps 64kbps	64kbps×12回線 =768kbps	609Mbps
	無線系回線	電力保安通信用電話設備 ^{※1} (固定電話機、FAX) データ伝送設備 (SPDS伝送装置)	4.4kbps 64kbps 64kbps	4.4kbps 64kbps×12回線 =768kbps	26Mbps
通信事業者回線	有線系回線	加入電話設備 加入FAX 電力保安通信用電話設備接続	2回線 1回線 1回線	2回線 1回線 1回線	3回線
	無線系回線	加入電話設備 加入FAX 電力保安通信用電話設備接続	1回線 1回線 1回線	1回線 1回線 1回線	3回線
電力保安通信回線	有線系回線	電力保安通信用電話設備 ^{※1} (固定電話機、FAX) データ伝送設備 (SPDS伝送装置)	64kbps 64kbps 64kbps	64kbps×12回線 =768kbps	609Mbps
	無線系回線	電力保安通信用電話設備 ^{※1} (固定電話機、FAX) データ伝送設備 (SPDS伝送装置)	4.4kbps 64kbps 64kbps	4.4kbps 64kbps×12回線 =768kbps	26Mbps
通信事業者回線	有線系回線	加入電話設備 加入FAX 電力保安通信用電話設備接続	2回線 1回線 1回線	2回線 1回線 1回線	3回線
	無線系回線	加入電話設備 加入FAX 電力保安通信用電話設備接続	1回線 1回線 1回線	1回線 1回線 1回線	3回線


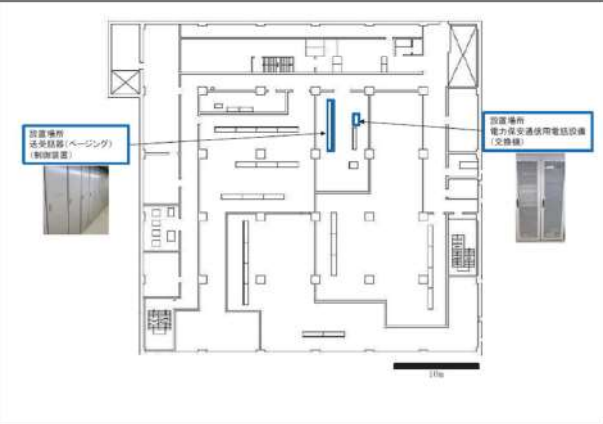

各容量については、今後の詳細設計により、変更となる可能性がある。

※1: 加入電話設備に接続されており、通信事業者回線を經由して発電所外への連絡も可能
 ※2: () は内訳を示す。
 ※3: 帯域優先度が低いため、5Mbpsまでの空き帯域で通信する。

相違理由

【大飯】記載方針の相違
 (女川審査実績の反映)
 ・大飯は想定事象別に通信連絡設備の使用可否を整理しているが、泊は通信連絡設備に応じた通信回線の能力を用いて通信可否を判断している。

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

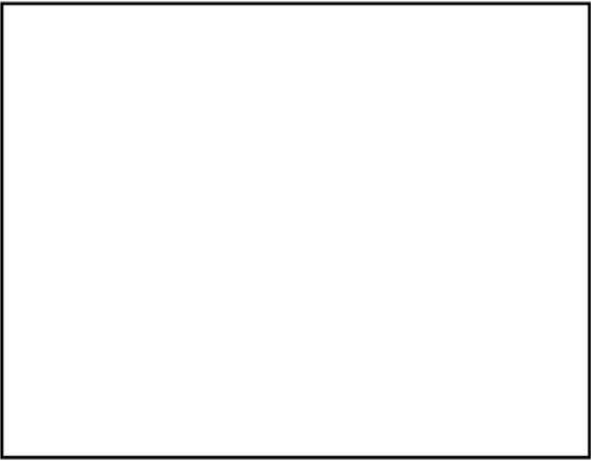
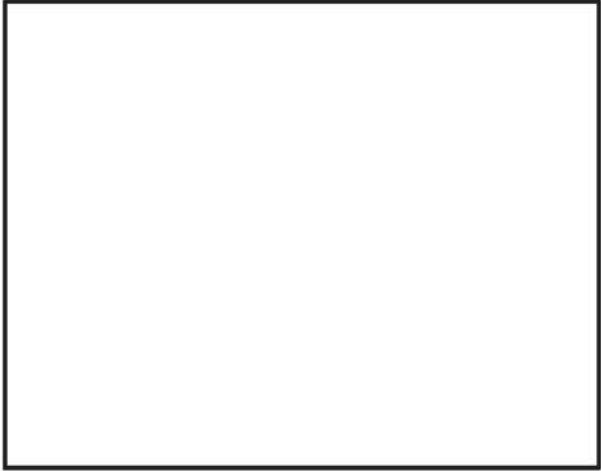
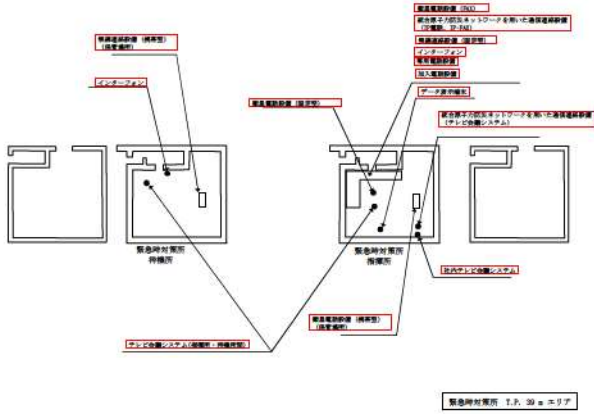
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>参考12 主要な通信連絡設備の配置について</p>  <p>参考第12.1-1図 主要な通信連絡設備の配置図 (制御建屋地上3階 中央制御室及びプロセス計算機室)</p>  <p>参考第12.1-2図 主要な通信連絡設備の配置図 (制御建屋地上2階 通信機械室)</p>	<p>参考12 主要な通信連絡設備の配置について</p>  <p>参考第12-1図 主要な通信連絡設備の配置図 (原子炉補助建屋 T.P. 17.8m) 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川】建屋設計の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		<p>参考第 12-2 図 主要な通信連絡設備の配置図 (総合管理事務所 6 階)</p> <p>参考第 12-3 図 主要な通信連絡設備の配置図 (管理事務所 3 階)</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

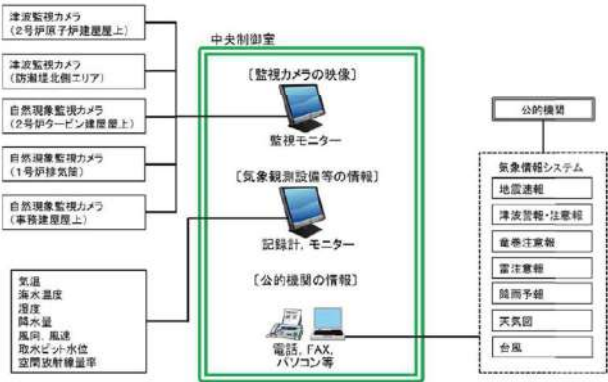
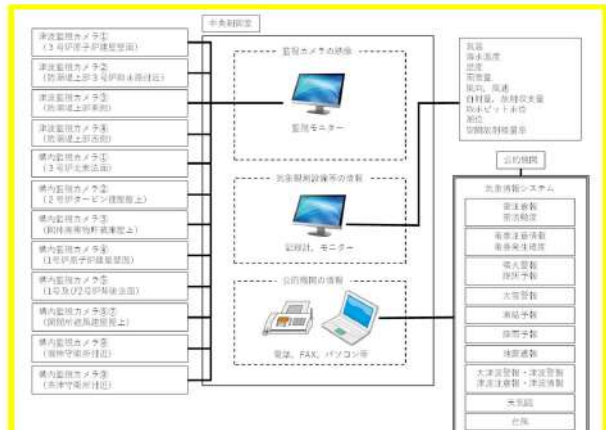
第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p>  <p>参考図 11.1-5 主要な通信連絡設備の配置図（5号炉原子炉建屋内緊急時対策所）</p> <p>特開みの内容は機密事項に属しますので公開できません。</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>  <p>参考第 12.1-3 図 主要な通信連絡設備の配置図 （緊急時対策建屋地下2階）</p> <p>枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>	<p>泊発電所3号炉</p>  <p>参考第 12-4 図 主要な通信連絡設備の配置図 （緊急時対策所）</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】建屋設計の相違 【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p>
<p>Blank area for Oniwa 3/4 units</p>	<p>参考第 12.1-4 図 主要な通信連絡設備の配置図 （緊急時対策建屋地上1階）</p> <p>枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>	<p>Blank area for Ushida 3 unit</p>	<p>Blank area for discrepancy reasons</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため再掲】</p> <p>なお、協力会社を含めた通信連絡の整理については、以下のとおり。</p> <p>＜協力会社を含めた通信連絡の整理＞</p> <p>発電所の運営にあたっては、普段より当社と協力会社が一体となって運営してきており、協力会社においてもマイプラント意識に根ざした同様の価値観を持って取り組んでいただいているところである。</p> <p>従って、事故等が発生した際においても、協力会社と事前に覚書を結んでおり、その中で当社からの要請を受けるための連絡体制を構築していただき、設備所管箇所から設備の修理・復旧活動への協力要請を行い、一体となって対応しているところである。</p> <p>重大事故発生時も同様の観点で協力会社も含めた体制で対応することとしており、事故発生当初の緊急時対応においては発電所内の緊急時対策本部要員、中央制御室要員、緊急安全対策要員（協力会社含む）、および召集要員（社員）にて対応可能なように体制を整えている。</p> <p>設備の修理・復旧活動等といった緊急時対応以降の事故対応においても、事故の状況に応じて協力会社と一体となり必要な体制を整備し、事故対応を計画・実施することとしている。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>重大事故等時におけるプラントメーカー及び協力会社からの支援については、協定を締結する等して、事故発生後に必要な支援を受けられる体制を確立しており、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（常設）等を使用し、支援を要請する。</p> <p>○プラントメーカーによる支援</p> <p>重大事故等時における当社が実施する事故収拾活動を円滑に実施するため、プラント状況に応じた事故収束手段及び復旧対策に関する技術支援を迅速に得られるよう、プラントメーカーとの間で支援体制を整備する。</p> <p>なお、支援が必要な場合は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の緊急時対策本部要員から衛星電話設備（常設）等により直接又は本社を經由してプラントメーカーによる支援を要請する。</p> <p>○協力会社による支援</p> <p>重大事故等時における当社が実施する事故収拾活動を円滑に実施するため、事故収束及び復旧対策活動の協力が得られるよう、協力会社との間で支援体制を整備する。</p> <p>なお、支援が必要な場合は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の緊急時対策本部要員から、衛星電話設備（常設）等により直接又は本社を經由して協力会社による支援を要請する。</p>	<p>参考13 協力会社との通信連絡</p> <p>重大事故等時におけるプラントメーカー及び協力会社からの支援については、協定を締結する等して、事故発生後に必要な支援を受けられる体制を確立しており、緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（固定型）等を使用し、支援を要請する。</p> <p>○プラントメーカーによる支援</p> <p>重大事故等時における当社が実施する事故収拾活動を円滑に実施するため、プラント状況に応じた事故収束手段及び復旧対策に関する技術支援を迅速に得られるようプラントメーカーとの間で支援体制を整備する。</p> <p>なお、支援が必要な場合は、緊急時対策所の発電所対策本部要員から衛星電話設備（固定型）等により直接又は本店を經由してプラントメーカーに支援を要請する。</p> <p>○協力会社による支援</p> <p>重大事故等時における当社が実施する事故収拾活動を円滑に実施するため、事故収束及び復旧対策活動の協力が得られるよう協力会社との間で支援体制を整備する。</p> <p>なお、支援が必要な場合は、緊急時対策所の発電所対策本部要員から、衛星電話設備（固定型）等により直接又は本店を經由して協力会社に支援を要請する。</p>	<p>参考13 協力会社との通信連絡</p> <p>重大事故等時におけるプラントメーカー及び協力会社からの支援については、協定を締結する等して、事故発生後に必要な支援を受けられる体制を確立しており、緊急時対策所指揮所内に設置する衛星電話設備（固定型）等を使用し、支援を要請する。</p> <p>○プラントメーカーによる支援</p> <p>重大事故等時における当社が実施する事故収拾活動を円滑に実施するため、プラント状況に応じた事故収束手段及び復旧対策に関する技術支援を迅速に得られるようプラントメーカーとの間で支援体制を整備する。</p> <p>なお、支援が必要な場合は、緊急時対策所指揮所の発電所対策本部要員から衛星電話設備（固定型）等により直接又は本店を經由してプラントメーカーに支援を要請する。</p> <p>○協力会社による支援</p> <p>重大事故等時における当社が実施する事故収拾活動を円滑に実施するため、事故収束及び復旧対策活動の協力が得られるよう協力会社との間で支援体制を整備する。</p> <p>なお、支援が必要な場合は、緊急時対策所指揮所の発電所対策本部要員から、衛星電話設備（固定型）等により直接又は本店を經由して協力会社に支援を要請する。</p>	<p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・大阪は参考2に記載</p> <p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・大阪では、基本スタンスを記載しその体制を記載している</p> <p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊では、支援を要請するプラントメーカー及び協力会社による支援体制から、使用する通信連絡設備を記載している</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり</p>

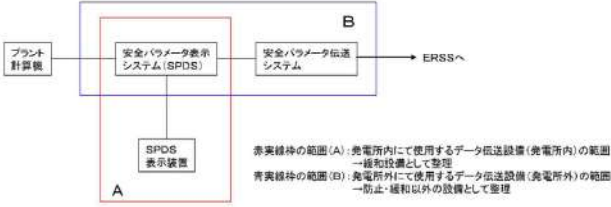
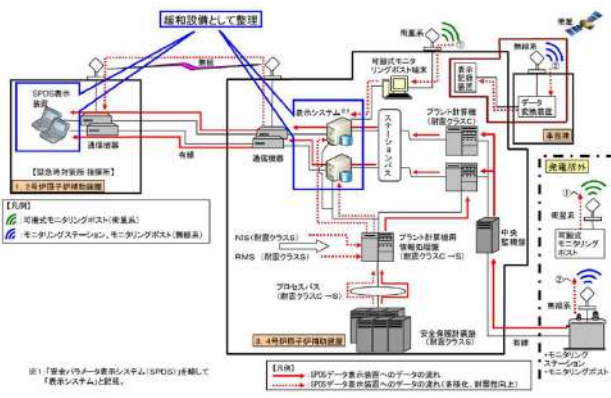

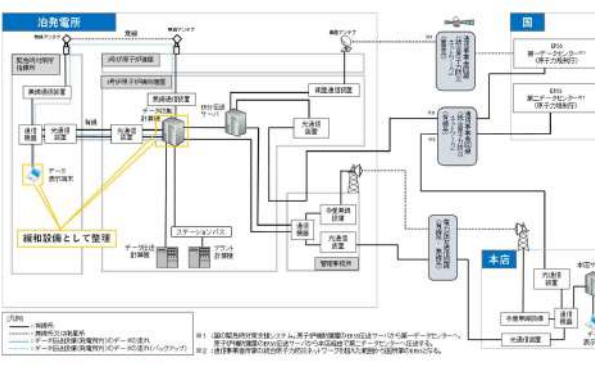
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>参考 14 公的機関等の情報を入手するための設備</p> <p>気象情報・注意報等について、中央制御室に設置する電話、FAX 等に加えて、中央制御室内の運転員が使用するパソコンにより、社内ネットワークシステムやインターネットの公的機関等のホームページを介して情報を入手することが可能である。</p> <p>注意報等が発表された場合は、社内ネットワークシステムより自動通知が行われ、リアルタイムで発表された気象情報の内容を確認することができる。</p> <p>自動通知による主な情報として、地震情報については、東北地区で震度 1 以上の地震が発生した場合、地震の発生日時・震源地・震源の深さ・地震の規模を、津波情報については、東北地区沿岸に津波注意報等が発令された場合、発表時刻・予報区名・第 1 波の到達予想時刻・予想される波の高さを入手することが可能である。</p> <p>なお、本設備については、プラントの運転制御に必要な回線と独立した構成としている。</p>  <p>参考第 14-1 図 中央制御室における外部状況把握のイメージ</p>	<p>参考 14 公的機関等の情報を入手するための設備</p> <p>気象情報・注意報等について、中央制御室に設置する電話、FAX 等に加えて、中央制御室内の運転員が使用するパソコンにより、社内ネットワークシステムやインターネットの公的機関等のホームページを介して情報を入手することが可能である。</p> <p>注意報等が発表された場合は、社内ネットワークシステムより自動通知が行われ、リアルタイムで発表された気象情報の内容を確認することができる。</p> <p>自動通知による主な情報として、地震情報については、北海道全域で震度 1 以上の地震が発生した場合、地震の発生日時・震源地・震源の深さ・地震の規模を、津波情報については、北海道日本海南部に津波注意報等が発令された場合、発表時刻・予報区名・第 1 波の到達予想時刻・予想される波の高さを入手することが可能である。</p> <p>なお、本設備については、プラントの運転制御に必要な回線と独立した構成としている。</p>  <p>参考第 14-1 図 中央制御室における外部状況把握のイメージ</p>	<p>【女川】観測地区の相違</p> <p>【女川】観測地区の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																															
<p>参考10. 設計基準事故対処設備における点検頻度 設計基準事故対処設備である通信連絡設備の点検頻度について、表20に記載する。 通信連絡設備については、常時使用による異常検知性や、メンテナンス (磨耗による部品の交換や注油等) が不要な電子部品で構成される設備の実態等を鑑み、点検頻度を定めている。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">別添資料にて比較</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">別添資料にて比較</div>	<p>【大阪】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・泊は点検項目及び点検頻度について別添資料「泊発電所3号炉 運用、手順説明資料 通信連絡設備 別添第1表」にて記載</p>																																																																																																																															
<p>表20 通信連絡設備の点検頻度一覧</p>																																																																																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>主要設備</th> <th>定時使用による異常検知性^{※1} (○: 検知可能、×: 検知不可)</th> <th>点検内容</th> <th>点検頻度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遠隔指令設備</td> <td>○</td> <td>外線点検 通信連絡確認</td> <td>1回/0ヶ月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事故一斉放送装置</td> <td>×^{※2}</td> <td>外線点検 通信連絡確認</td> <td>1回/0ヶ月</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">電力保安通信用電話設備</td> <td>保安電話 (固定)</td> <td>外線点検 通信連絡確認</td> <td>1回/年</td> <td>緊急時対策所の機能に係る端末のみ^{※1}</td> </tr> <tr> <td>保安電話 (携帯)</td> <td>外線点検 通信連絡確認</td> <td>1回/年</td> <td>緊急時対策所の機能に係る端末のみ^{※1}</td> </tr> <tr> <td>非常保安電話</td> <td>×^{※3}</td> <td>外線点検 通信連絡確認</td> <td>1回/年</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">内線電話</td> <td>固定</td> <td>外線点検 通信連絡確認</td> <td>1回/月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>携帯</td> <td>×^{※3}</td> <td>外線点検 通信連絡確認</td> <td>1回/3ヶ月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬</td> <td>×^{※3}</td> <td>外線点検 通信連絡確認</td> <td>1回/3ヶ月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トランシーバー</td> <td>×^{※3}</td> <td>外線点検 通信連絡確認</td> <td>1回/3ヶ月</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">機内型通話装置</td> <td>携行型通話装置</td> <td>×^{※3}</td> <td>外線点検 通信連絡確認</td> <td>1回/3ヶ月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通話装置用ケーブル</td> <td>×^{※3}</td> <td>外線点検 通信連絡確認</td> <td>1回/3ヶ月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>インターフォン</td> <td>×^{※3}</td> <td>外線点検 通信連絡確認</td> <td>1回/3ヶ月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>加入電話</td> <td>○</td> <td>外線点検 通信連絡確認</td> <td>1回/年</td> <td>緊急時対策所の機能に係る端末のみ^{※1}</td> </tr> <tr> <td>携帯電話</td> <td>○</td> <td>外線点検 通信連絡確認</td> <td>1回/年</td> <td>緊急時対策所の機能に係る端末のみ^{※1}</td> </tr> <tr> <td>社内TV会議システム</td> <td>○</td> <td>外線点検 通信連絡確認</td> <td>1回/年</td> <td>緊急時対策所の機能に係る端末のみ^{※1}</td> </tr> <tr> <td>無線通話装置</td> <td>×^{※4}</td> <td>外線点検 通信連絡確認 (定期点検)</td> <td>1回/3ヶ月 (1回/5年)</td> <td>緊急時対策所の機能に係る端末のみ^{※1}</td> </tr> <tr> <td>加入ファクシミリ</td> <td>○</td> <td>外線点検 通信確認</td> <td>1回/0ヶ月</td> <td>緊急時対策所の機能に係る端末のみ^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</td> <td>TV会議システム</td> <td>×^{※3}</td> <td>外線点検 通信連絡確認</td> <td>1回/月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>IP電話</td> <td>×^{※3}</td> <td>外線点検 通信連絡確認</td> <td>1回/月</td> <td>緊急時対策所の機能に係る端末のみ^{※1}</td> </tr> <tr> <td>IP-FAX</td> <td>×^{※3}</td> <td>外線点検 通信確認</td> <td>1回/月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急時衛星通信システム</td> <td>×^{※3}</td> <td>外線点検 通信確認</td> <td>1回/月</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">緊急時対策支援システム (ECS)等へ必要なデータを伝送できる設備</td> <td>SPDS表示装置</td> <td>×^{※3}</td> <td>外線点検 (機能試験)</td> <td>1回/月 (1回/年)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全/ラニーダ表示システム (SPDS)</td> <td>○</td> <td>外線点検 (機能試験)</td> <td>1回/月 (1回/年)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全/ラニーダ伝送システム</td> <td>○</td> <td>外線点検 (機能試験)</td> <td>1回/月 (1回/年)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	主要設備	定時使用による異常検知性 ^{※1} (○: 検知可能、×: 検知不可)	点検内容	点検頻度	備考	遠隔指令設備	○	外線点検 通信連絡確認	1回/0ヶ月		事故一斉放送装置	× ^{※2}	外線点検 通信連絡確認	1回/0ヶ月		電力保安通信用電話設備	保安電話 (固定)	外線点検 通信連絡確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}	保安電話 (携帯)	外線点検 通信連絡確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}	非常保安電話	× ^{※3}	外線点検 通信連絡確認	1回/年		内線電話	固定	外線点検 通信連絡確認	1回/月		携帯	× ^{※3}	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月		可搬	× ^{※3}	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月		トランシーバー	× ^{※3}	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月		機内型通話装置	携行型通話装置	× ^{※3}	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月		通話装置用ケーブル	× ^{※3}	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月		インターフォン	× ^{※3}	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月		加入電話	○	外線点検 通信連絡確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}	携帯電話	○	外線点検 通信連絡確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}	社内TV会議システム	○	外線点検 通信連絡確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}	無線通話装置	× ^{※4}	外線点検 通信連絡確認 (定期点検)	1回/3ヶ月 (1回/5年)	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}	加入ファクシミリ	○	外線点検 通信確認	1回/0ヶ月	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	TV会議システム	× ^{※3}	外線点検 通信連絡確認	1回/月		IP電話	× ^{※3}	外線点検 通信連絡確認	1回/月	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}	IP-FAX	× ^{※3}	外線点検 通信確認	1回/月		緊急時衛星通信システム	× ^{※3}	外線点検 通信確認	1回/月		緊急時対策支援システム (ECS)等へ必要なデータを伝送できる設備	SPDS表示装置	× ^{※3}	外線点検 (機能試験)	1回/月 (1回/年)		安全/ラニーダ表示システム (SPDS)	○	外線点検 (機能試験)	1回/月 (1回/年)		安全/ラニーダ伝送システム	○	外線点検 (機能試験)	1回/月 (1回/年)				
主要設備	定時使用による異常検知性 ^{※1} (○: 検知可能、×: 検知不可)	点検内容	点検頻度	備考																																																																																																																														
遠隔指令設備	○	外線点検 通信連絡確認	1回/0ヶ月																																																																																																																															
事故一斉放送装置	× ^{※2}	外線点検 通信連絡確認	1回/0ヶ月																																																																																																																															
電力保安通信用電話設備	保安電話 (固定)	外線点検 通信連絡確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}																																																																																																																														
	保安電話 (携帯)	外線点検 通信連絡確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}																																																																																																																														
	非常保安電話	× ^{※3}	外線点検 通信連絡確認	1回/年																																																																																																																														
内線電話	固定	外線点検 通信連絡確認	1回/月																																																																																																																															
	携帯	× ^{※3}	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月																																																																																																																														
	可搬	× ^{※3}	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月																																																																																																																														
トランシーバー	× ^{※3}	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月																																																																																																																															
機内型通話装置	携行型通話装置	× ^{※3}	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月																																																																																																																														
	通話装置用ケーブル	× ^{※3}	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月																																																																																																																														
インターフォン	× ^{※3}	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月																																																																																																																															
加入電話	○	外線点検 通信連絡確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}																																																																																																																														
携帯電話	○	外線点検 通信連絡確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}																																																																																																																														
社内TV会議システム	○	外線点検 通信連絡確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}																																																																																																																														
無線通話装置	× ^{※4}	外線点検 通信連絡確認 (定期点検)	1回/3ヶ月 (1回/5年)	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}																																																																																																																														
加入ファクシミリ	○	外線点検 通信確認	1回/0ヶ月	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}																																																																																																																														
統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	TV会議システム	× ^{※3}	外線点検 通信連絡確認	1回/月																																																																																																																														
	IP電話	× ^{※3}	外線点検 通信連絡確認	1回/月	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}																																																																																																																													
	IP-FAX	× ^{※3}	外線点検 通信確認	1回/月																																																																																																																														
緊急時衛星通信システム	× ^{※3}	外線点検 通信確認	1回/月																																																																																																																															
緊急時対策支援システム (ECS)等へ必要なデータを伝送できる設備	SPDS表示装置	× ^{※3}	外線点検 (機能試験)	1回/月 (1回/年)																																																																																																																														
	安全/ラニーダ表示システム (SPDS)	○	外線点検 (機能試験)	1回/月 (1回/年)																																																																																																																														
	安全/ラニーダ伝送システム	○	外線点検 (機能試験)	1回/月 (1回/年)																																																																																																																														
<p>※1: 緊急時対策所に設置している端末、又は防災業務にかかる社内標準に定める常備機を対象とする。 ※2: 中央制御室等の端末は、通常時から使用しており、通話することで健全性を確認している。 ※3: 故障した場合は、手動と取り替えることにより通信連絡が可能である。 ※4: 故障した場合は、適切に補修を行う。また、保安電話等による代替が可能である。</p>																																																																																																																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<p>参考 11. データ伝送設備 (発電所内、発電所外) の設備分類</p> <p>緊急時対策所で事故状態等の把握に必要なデータを伝送する設備として、安全パラメータ表示システム (SPDS) 及び S PDS 表示装置を設置している。これらの設備は緊急時対策所での機能に必要なため、緩和設備として整理する。</p> <p>緊急時対策支援システム (ERSS) 等へ必要なデータを伝送する設備として、安全パラメータ表示システム (SPDS) 及び安全パラメータ伝送システムを設置している。</p> <p>これらの設備は緊急時対策所での指揮等の機能に直接関わらないため、防止・緩和以外の設備として整理する。</p> <p>なお、安全パラメータ表示システム (SPDS) は発電所内外のデータ伝送設備を兼ねる。</p> <p>設備分類整理について、概要を図 11~13 に示す。</p>  <p>図 11 データ伝送設備の設備分類概要図</p>  <p>図 12 データ伝送設備 (発電所内) の設備分類概要図</p>	<p>参考 15 データ伝送設備 (発電所内、発電所外) の設備分類</p> <p>緊急時対策所で事故状態等の把握に必要な事故時パラメータを伝送する設備として、データ収集計算機及びデータ表示端末を設置している。これらの設備は緊急時対策所での機能に必要なため、緩和設備として整理する。</p> <p>緊急時対策支援システム (ERSS) へ必要なデータを伝送する設備として、データ収集計算機及び ERSS 伝送サーバを設置している。</p> <p>これらの設備は緊急時対策所での指揮等の機能に直接関わらないため、防止でも緩和でもない設備として整理する。</p> <p>なお、データ収集計算機は発電所内外のデータ伝送設備を兼ねる。</p> <p>設備分類整理について、概要を参考第 15-1 図、参考第 15-2 図及び参考第 15-3 図に示す。</p>  <p>参考第 15-1 図 データ伝送設備の設備分類概要図</p>  <p>参考第 15-2 図 データ伝送設備 (発電所内) の設備分類概要図</p>	<p>【女川】記載方針の相違・記載の充実 (女川に記載がないため、大阪との相違識別)</p> <p>【大阪】表現の相違 大阪：データ，泊：事故時パラメータ</p> <p>【大阪】記載方針の相違・泊は、伝送先が ERSS しかないことから「等」は記載していない</p> <p>(女川に記載がないため、大阪との相違識別)</p> <p>【大阪】記載表現の相違 大阪：防止・緩和以外の設備，泊：防止でも緩和でもない設備</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

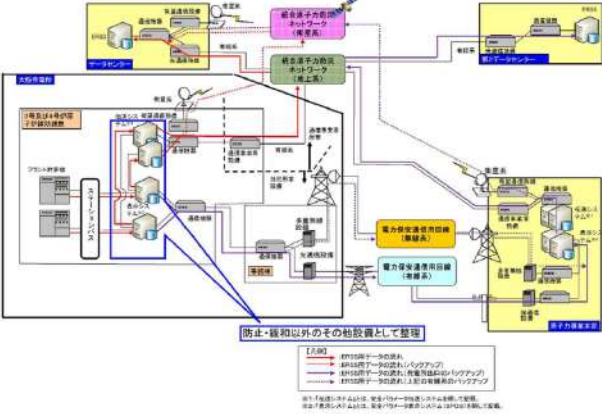
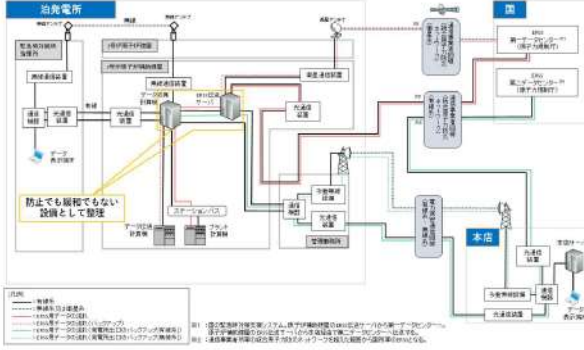
大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
 <p>防止・緩和以外のその他設備として整理</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 赤字：設備、運用又は体制の相違 青字：記載箇所又は記載内容の相違 緑字：記載表現、設備名称の相違 <p>※1：記載しないものは、安全パターナリとして標準として整理。 ※2：記載しないものは、安全パターナリとして標準として整理。</p>		 <p>参考第 15-3 図 データ伝送設備 (発電所外) の設備分類概要図</p>	

図 13 データ伝送設備 (発電所外) の設備分類概要図

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>参考13. トランシーバーの仕様</p> <p>発電所内の通信連絡設備として、緊急安全対策要員が屋外で相互に通信連絡するためにトランシーバーを使用する。 トランシーバーは、デジタル簡易無線局として登録申請したものを、出力5W（1Wへの切替可能）、周波数350MHz帯の無線機を使用する。</p> <p>通話可能範囲は、使用する環境によって異なるが、見通しのよい場所であれば約1km～4km（メーカーカタログ値）であり、発電所内の屋外における通信連絡が可能である。また、通話チャンネルは30チャンネルあり、用途に応じて使い分けることができる。</p> <p>トランシーバーの電源は、付属の充電式のほかに乾電池で使えるよう、乾電池ケースを準備しており、乾電池を交換することで7日間以上の通話が可能である。</p>		<p>参考16 無線連絡設備（携帯型）の主要仕様</p> <p>発電所内の通信連絡設備として、発電所災害対策要員が屋外で相互に通信連絡するために無線連絡設備（携帯型）を使用する。 無線連絡設備（携帯型）は、デジタル簡易無線局として登録申請した出力5W（1Wへの切替可能）/周波数350MHz帯の無線機、業務用無線機として免許申請した出力1W/周波数400MHz帯の無線機及び特定小電力トランシーバとして免許・登録が不要な出力10mW以下・周波数400MHz帯の無線機を使用する。</p> <p>通話可能範囲は、使用する環境によって異なるが、見通しのよい場所であれば、デジタル簡易無線局は約1～4km、業務用無線機は約3km、特定小電力トランシーバは約2km（メーカーカタログ値）であり、発電所内の屋外における通信連絡が可能である。また、通話チャンネルは、デジタル簡易無線局は30チャンネル、業務用無線機は1チャンネル、特定小電力トランシーバは20チャンネルあり、用途に応じて使い分ける事ができる。</p> <p>無線連絡設備（携帯型）の電源は、付属の充電式電池又は乾電池を使用することができ、乾電池を使用するものについては乾電池を交換することで7日間以上の通話が可能である。</p>	<p>【女川】記載方針の相違 ・記載の充実</p> <p>【大飯】記載方針の相違 泊は通信規格及び機種が3種類あるため、仕様を個別に記載した。 【大飯】設計方針の相違 ・大飯で採用しているデジタル簡易無線局の他、業務用無線機および特定小電力トランシーバも使用する。</p> <p>【大飯】記載方針の相違 泊は通信規格及び機種が3種類あるため、性能を個別に記載した。 【大飯】設計方針の相違 ・大飯で採用しているデジタル簡易無線局の他、業務用無線機および特定小電力トランシーバも使用する。</p> <p>【大飯】記載表現の相違 大飯：充電式電池 泊：充電式電池 【大飯】記載方針の相違 ・無線機の相違により、大飯は乾電池ケースが必要となるが、泊は乾電池ケースを必要としない。 【大飯】記載方針の相違 泊は無線機が3種類あるため、「乾電池を使用するものについては」と記載した。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																												
		<p>参考17 可搬型重大事故等対処設備としている通信連絡設備の予備機保有台数と考え方</p> <p>可搬型の通信連絡設備に対し、それぞれが故障した場合においても使用可能なよう、参考第17-1表のとおり、必要台数と同数又は同数以上の数量の予備機を保有する方針とする。</p> <p>参考第17-1表 可搬型重大事故等対処設備としている通信連絡設備の予備機保有台数と考え方</p> <table border="1" data-bbox="1350 400 1944 1139"> <thead> <tr> <th>主要設備</th> <th>用途</th> <th>必要台数</th> <th>予備機保有台数</th> <th>配備位置や用途に応じた予備機保有台数の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">無線電話設備 (携帯型)</td> <td>可搬型タンクローリーへの燃料積み上げや、常設及び可搬型重大事故等対処設備への燃料補給を行う現場の発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡</td> <td>1</td> <td>1</td> <td rowspan="4">必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数を予備機保有台数とする。</td> </tr> <tr> <td>給水準備作業などにおける現場の発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>可搬型モニタリングポスト設置を行う発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>放射能観測車によるモニタリングを行う発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">無線連絡設備 (携帯型)</td> <td>ガレキ撤去によるアクセスルート確保を行う発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡</td> <td>2</td> <td>2</td> <td rowspan="4">必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数を予備機保有台数とする。 (2台は保管場所空きスペースがあるため追加)</td> </tr> <tr> <td>可搬型タンクローリーへの燃料積み上げを行う発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>給水準備作業などにおける現場の発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡</td> <td>7</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>可搬型モニタリングポスト設置を行う発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">携行型電話装置</td> <td>放射能観測車によるモニタリングを行う発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡</td> <td>1</td> <td>1</td> <td rowspan="3">必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数を予備機保有台数とする。 (2台は保管場所空きスペースがあるため追加)</td> </tr> <tr> <td>ガレキ撤去によるアクセスルート確保を行う発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>現場で操作を行う運転員と中央制御室の運転員間の連絡</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 必要台数、予備機保有台数については、訓練の評価結果などを踏まえ見直すことがある。</p> <p>なお、可搬型重大事故等対処設備ではないが、緊急時対策所において事故状態等の把握や重大事故等の対処に必要な情報を収集できるよう、データ伝送設備 (発電所内) としてデータ表示端末を緊急時対策所指揮所に常設している。データ表示端末1台により緊急時対策所において必要となる情報収集機能は確保されるものの、設備の保守や故障等によりその機能が失われることを防ぐため、予備3台を含めた全4台を常設している。</p>	主要設備	用途	必要台数	予備機保有台数	配備位置や用途に応じた予備機保有台数の考え方	無線電話設備 (携帯型)	可搬型タンクローリーへの燃料積み上げや、常設及び可搬型重大事故等対処設備への燃料補給を行う現場の発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	1	1	必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数を予備機保有台数とする。	給水準備作業などにおける現場の発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡	1	1	可搬型モニタリングポスト設置を行う発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	1	1	放射能観測車によるモニタリングを行う発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	1	1	無線連絡設備 (携帯型)	ガレキ撤去によるアクセスルート確保を行う発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡	2	2	必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数を予備機保有台数とする。 (2台は保管場所空きスペースがあるため追加)	可搬型タンクローリーへの燃料積み上げを行う発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	2	2	給水準備作業などにおける現場の発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡	7	9	可搬型モニタリングポスト設置を行う発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	1	1	携行型電話装置	放射能観測車によるモニタリングを行う発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	1	1	必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数を予備機保有台数とする。 (2台は保管場所空きスペースがあるため追加)	ガレキ撤去によるアクセスルート確保を行う発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡	2	2	現場で操作を行う運転員と中央制御室の運転員間の連絡	1	1	<p>【大飯】女川記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2016年度ヒアリングコメントの反映 (記載の充実) <p>SAに係る内容 (当ページ)</p>
主要設備	用途	必要台数	予備機保有台数	配備位置や用途に応じた予備機保有台数の考え方																																											
無線電話設備 (携帯型)	可搬型タンクローリーへの燃料積み上げや、常設及び可搬型重大事故等対処設備への燃料補給を行う現場の発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	1	1	必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数を予備機保有台数とする。																																											
	給水準備作業などにおける現場の発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡	1	1																																												
	可搬型モニタリングポスト設置を行う発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	1	1																																												
	放射能観測車によるモニタリングを行う発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	1	1																																												
無線連絡設備 (携帯型)	ガレキ撤去によるアクセスルート確保を行う発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡	2	2	必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数を予備機保有台数とする。 (2台は保管場所空きスペースがあるため追加)																																											
	可搬型タンクローリーへの燃料積み上げを行う発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	2	2																																												
	給水準備作業などにおける現場の発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡	7	9																																												
	可搬型モニタリングポスト設置を行う発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	1	1																																												
携行型電話装置	放射能観測車によるモニタリングを行う発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	1	1	必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数を予備機保有台数とする。 (2台は保管場所空きスペースがあるため追加)																																											
	ガレキ撤去によるアクセスルート確保を行う発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡	2	2																																												
	現場で操作を行う運転員と中央制御室の運転員間の連絡	1	1																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（別添資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p style="text-align: right;">別添</p> <p style="text-align: center;">大飯発電所3号炉及び4号炉</p> <p style="text-align: center;">技術的能力説明資料 通信連絡設備</p>	<p style="text-align: right;">別添</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉</p> <p style="text-align: center;">運用、手順説明資料 通信連絡設備</p>	<p style="text-align: right;">別添</p> <p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p> <p style="text-align: center;">運用、手順説明資料 通信連絡設備</p>	<p>DBに係る内容（当ページ）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>第35条 通信連絡設備</p> <p>【要求事項】 発電所内の人に対し必要な指示ができるよう、多様性を確保した通信連絡設備を設けなければならない。 発電所内の通信連絡する必要がある場所と通信連絡ができるよう多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。 【解釈】 ① 発電所内の通信連絡については、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を取り、必要に応じて、発電所内の通信連絡を行うことができる専用通信回線及び緊急時対策支援システム (ERSS) 第一号機がデータを伝送する専用通信設備を設ける。② 発電所内の通信連絡については、多様性を確保した専用通信回線を設ける。③ 発電所内の通信連絡については、多様性を確保した専用通信回線を設ける。④ 通信連絡設備の種類については、非常用所内電源又は非常用電源に接続する。</p>	<p>35条 通信連絡設備</p> <p>【要求事項】 発電所内の人に対し必要な指示ができるよう、多様性を確保した通信連絡設備を設けなければならない。 発電所外の通信連絡する必要がある場所と通信連絡ができるよう多様性を確保した専用回線を設けなければならない。 【解釈】 ① 発電所内の通信連絡については、多様性を確保した通信連絡設備を設ける。② 発電所内の必要箇所へ連絡を行うことは、多様性を確保した専用通信回線を設ける。③ 発電所内の通信連絡については、多様性を確保した専用通信回線を設ける。④ 通信連絡設備の種類については、非常用所内電源又は非常用電源 (充電器等を含む) に接続する。</p>	<p>35条 通信連絡設備</p> <p>【要求事項】 発電所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を設けなければならない。 発電所内の通信連絡する必要がある場所と通信連絡ができるよう多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。 【解釈】 ① 発電所内の通信連絡については、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を設ける。② 発電所内の必要箇所へ通信連絡を行うことができる専用通信回線を設ける。③ 発電所内の通信連絡については、多様性を確保した専用通信回線を設ける。④ 通信連絡設備の種類については、非常用所内電源又は非常用電源に接続する。</p>	<p>【大飯】【女川】 記載表現の相違 6/26/2023</p> <p>DBに係る内容 (当ページ)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

設置許可基準対象本文	対象項目	区分	運用対策等
第35条 通信連絡設備	(発電所内) ・ 連絡指令設備 (1, 2号) ・ 事故一斉放送装置 ・ 電力保安通信用電話設備 (保安電話 (固定)、保安電話 (携帯)) ・ 携行型通話装置 ・ トランシーバー ・ 衛星電話 (固定) ・ 衛星電話 (携帯) ・ イニシエーション ・ 安全パラメータ表示システム (SPDS) 表示システム ・ SPDS 表示装置 (発電所外) ・ 加入電話 ・ 加入ファクシミリ ・ 携帯電話 ・ 電力保安通信用電話設備 (保安電話 (固定)、保安電話 (携帯))、衛星保安電話 ・ 衛星電話 (可搬) ・ 社内TV会議システム ・ 衛星電話 (固定) ・ 衛星電話 (携帯) ・ 無線通話装置 ・ 緊急時衛星通話システム ・ 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 ・ 安全パラメータ表示システム (SPDS) ・ 安全パラメータ伝送システム	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	・ 警報装置及び通信設備 (発電所内) の操作手順 ・ 警報装置及び通信設備 (発電所内) (特定使用者なし) 保守業務による点検、点検 (電気点検、再検査、計装点検、燃料検査管理) ・ 警報装置、通信設備 (発電所内) 及びデータ伝送設備 (発電所内) の点検 ・ 故障時の補修 ・ 通信連絡に関する訓練 ・ 操作手順に関する訓練 ・ 通信設備 (発電所外) の操作手順 ・ 安全パラメータ表示システム (SPDS) 及び安全パラメータ伝送システム (SPDS) の操作 (特定使用者なし) ・ 通信設備 (発電所外) の操作 (特定使用者なし) ・ 保守業務による点検、点検 (電気点検、再検査、計装点検、燃料検査管理) ・ 通信設備 (発電所外) 及びデータ伝送設備 (発電所外) の点検 ・ 故障時の補修 ・ 通信連絡に関する訓練 ・ 操作手順に関する訓練 ・ 異常時の手順に関する訓練
	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	・ 警報装置及び通信設備 (発電所内) の操作手順 (特定使用者なし) ・ データ伝送設備 (発電所内) の操作 (特定使用者なし) ・ 警報装置及び通信連絡設備 (発電所内) の操作 (特定使用者なし) ・ 各主管業務による点検及び補修 ・ 定期試験 (点検) については、表2のとおり。 ・ 警報装置及び通信連絡設備 (発電所内) の点検 ・ データ伝送設備 (発電所内) の点検 ・ 故障時の補修 ・ 通報連絡に関する訓練 ・ 操作手順に関する訓練 ・ 異常時の対応手順に関する訓練	

別添 35-2

女川原子力発電所2号炉

設置許可基準対象本文	対象項目	区分	運用対策等
第35条 通信連絡設備	(発電所内) ・ 送受話器 (ベージング) (警報装置を含む) ・ 電力保安通信用電話設備 ・ 移動無線設備 ・ 携行型通話装置 ・ 無線連絡設備 ・ 衛星電話設備 ・ 安全パラメータ表示システム (SPDS) (発電所外) ・ 電力保安通信用電話設備 ・ 社内テレビ会議システム ・ 局線加入電話設備 ・ 専用電話設備 (地方公共団体向ホットライン) ・ 衛星電話設備 ・ 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 ・ データ伝送設備	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	・ 使用者を特定せず、通信連絡設備が使用できるような通信連絡設備の操作手順を定める。 ・ 通信連絡設備の操作 ・ 各主管グループによる点検並びに補修 ・ 定期試験 (点検) については、別添第1表のとおり。 ・ 故障時の補修 ・ 通報連絡に関する訓練 ・ 使用者を特定せず、通信連絡設備が使用できるような通信連絡設備 (発電所外) の操作手順を定める。 ・ 通信連絡設備 (発電所外) の操作 ・ 各主管グループによる点検並びに補修 ・ 定期試験 (点検) については、別添第1表のとおり。 ・ 故障時の補修 ・ 通報連絡に関する訓練
	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	・ 警報装置及び通信連絡設備 (発電所内) の操作手順 (特定使用者なし) ・ データ伝送設備 (発電所内) の操作 (特定使用者なし) ・ 警報装置及び通信連絡設備 (発電所内) の操作 (特定使用者なし) ・ 各主管業務による点検及び補修 ・ 定期試験 (点検) については、表2のとおり。 ・ 警報装置及び通信連絡設備 (発電所内) の点検 ・ データ伝送設備 (発電所内) の点検 ・ 故障時の補修 ・ 通報連絡に関する訓練 ・ 操作手順に関する訓練 ・ 異常時の対応手順に関する訓練	

第35条 通信連絡設備

泊発電所3号炉

設置許可基準対象本文	対象項目	区分	運用対策等
第35条 通信連絡設備	(発電所内) ・ 連絡指令設備 ・ 電力保安通信用電話設備 ・ 無線通話装置 ・ 携行型通話装置 ・ 無線連絡設備 ・ 衛星電話設備 (発電所外) ・ データ伝送設備 (発電所内) ・ データ収集装置 ・ データ表示装置 通信連絡設備 (発電所外) ・ 加入電話設備 ・ 専用電話設備 ・ 衛星電話 ・ 電力保安通信用電話設備 ・ 社内テレビ会議システム ・ 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 データ伝送設備 (発電所外) ・ データ収集装置 ・ ERSS 伝送サーバ	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	・ 警報装置及び通信連絡設備 (発電所内) の操作手順 (特定使用者なし) ・ データ伝送設備 (発電所内) の操作 (特定使用者なし) ・ 警報装置及び通信連絡設備 (発電所内) の操作 (特定使用者なし) ・ 各主管業務による点検及び補修 ・ 定期試験 (点検) については、表2のとおり。 ・ 警報装置及び通信連絡設備 (発電所内) の点検 ・ データ伝送設備 (発電所内) の点検 ・ 故障時の補修 ・ 通報連絡に関する訓練 ・ 操作手順に関する訓練 ・ 異常時の対応手順に関する訓練 ・ 通信連絡設備 (発電所外) の操作 (特定使用者なし) ・ データ伝送設備 (発電所外) の操作 (特定使用者なし) ・ 通信連絡設備 (発電所外) の点検 ・ 専用電話による点検及び補修 ・ 警報装置及び通信連絡設備 (発電所外) の点検 ・ データ伝送設備 (発電所外) の点検 ・ 故障時の補修 ・ 通報連絡に関する訓練 ・ 操作手順に関する訓練 ・ 異常時の対応手順に関する訓練
	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	・ 警報装置及び通信連絡設備 (発電所内) の操作手順 (特定使用者なし) ・ データ伝送設備 (発電所内) の操作 (特定使用者なし) ・ 警報装置及び通信連絡設備 (発電所内) の操作 (特定使用者なし) ・ 各主管業務による点検及び補修 ・ 定期試験 (点検) については、表2のとおり。 ・ 警報装置及び通信連絡設備 (発電所内) の点検 ・ データ伝送設備 (発電所内) の点検 ・ 故障時の補修 ・ 通報連絡に関する訓練 ・ 操作手順に関する訓練 ・ 異常時の対応手順に関する訓練	

表1 運用、手順に係る対策等 (設計基準)

差異理由
 【大飯】【女川】
 女川及び泊の他条文との整合 (記載統一)
 DBに係る内容 (当ページ)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等
第35条 通信連絡設備	電力保安通信用回線 (有線系回線、無線系回線) ・通信事業者回線 (有線系回線、衛星系回線)	運用・手順 体制	・監視箇所による監視 ・補修箇所による補修 (電気保修課)
	・非常用所内電源及び無停電電源	保守・点検 教育・訓練	・常時監視 ・故障時の補修
第35条 通信連絡設備	・定期点検 ・常時監視	運用・手順 体制	・補修箇所による補修 (電気保修課)
	・非常用ディーゼル発電機 ・通信用電源装置 (蓄電池) ・125V充電器 (12EV 蓄電池) ・充電式電池 ・乾電池	保守・点検 教育・訓練	・点検 ・故障時の補修
第35条 通信連絡設備	電力保安通信用回線 (有線系及び無線系) ・通信事業者回線 (有線系及び衛星系)	運用・手順 体制	・通信設備 (発電所外) 及びデータ伝送設備 (発電所外) の点検 ・統合原子力防災ネットワークの異常時の対応手順 ・安全パラメータ表示システム (SPDS) 及び安全パラメータ伝送システムの異常時の対応手順
	・定期試験 ・常時監視 注1 P115機主幹の通信用回線に関しては、定期試験とする。 また、データ伝送設備に関しては、伝送について、常時監視を行う。	運用・手順 体制	・監視 (発電室、電気保修課、計装保修課) ・補修箇所による点検 (電気保修課、計装保修課、放射線管理課) ・異常時の対応手段に関する訓練

別添 35-3

女川原子力発電所2号炉

設置許可条文	対象項目	区分	運用対策等
第35条 通信連絡設備	電力保安通信用回線 (有線系及び無線系) ・通信事業者回線 (有線系及び衛星系)	運用・手順 体制	・各主管グループによる点検 ・通信連絡設備の定期試験 (点検) については、別添第1表のとおり。
	・非常用ディーゼル発電機 ・通信用電源装置 (蓄電池) ・125V充電器 (12EV 蓄電池) ・充電式電池 ・乾電池	保守・点検 教育・訓練	・各主管グループによる点検並びに補修 ・点検計画に基づく点検 ・充電式電池及び乾電池については、通信連絡設備の定期試験 (点検) 時に併せて確認する。定期試験 (点検) については、別添第1表のとおり。 ・故障時の補修
第35条 通信連絡設備	・定期試験 ・常時監視 注1 P115機主幹の通信用回線に関しては、定期試験とする。 また、データ伝送設備に関しては、伝送について、常時監視を行う。	運用・手順 体制	・専用通信回線、安全パラメータ表示システム (SPDS) 及びデータ伝送設備の異常時における対応手順 ・各主管グループによる点検並びに補修 ・定期試験 (試験) については、別添第1表のとおり。
	電力保安通信用回線 (有線系及び無線系) ・通信事業者回線 (有線系及び衛星系)	運用・手順 体制	・各主管グループによる点検並びに補修 ・点検計画に基づく点検 ・充電式電池及び乾電池については、通信連絡設備の定期試験 (点検) 時に併せて確認する。定期試験 (点検) については、別添第1表のとおり。 ・故障時の補修

泊発電所3号炉

設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等
第35条 通信連絡設備	電力保安通信用回線 (有線系及び無線系) ・通信事業者回線 (有線系及び衛星系)	運用・手順 体制	・監視箇所による監視 ・各主管課による点検
	・非常用ディーゼル発電機 ・通信用電源装置 (蓄電池) ・125V充電器 (12EV 蓄電池) ・充電式電池 ・乾電池	保守・点検 教育・訓練	・常時監視 ・故障時の補修 ・通信連絡設備の定期試験 (点検) については、表2のとおり。
第35条 通信連絡設備	・定期点検 ・常時監視	運用・手順 体制	・各主管課による点検 ・点検計画に基づく点検 ・充電式電池及び乾電池については、通信連絡設備の定期試験 (点検) 時に併せて確認する。定期試験については、表2のとおり。 ・故障時の補修
	電力保安通信用回線 (有線系及び無線系) ・通信事業者回線 (有線系及び衛星系)	保守・点検 教育・訓練	・専用通信回線、通信連絡設備 (発電所外) 及びデータ伝送設備 (発電所外) の点検 ・各主管課による点検、保修及び監視 ・各主管課による補修 ・定期試験 (点検) については、表2のとおり。 ・異常時の対応手段に関する訓練

差異理由

【大飯】【女川】
 記載表現の相違
 DBに係る内容 (当ページ)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（別添資料）

大阪発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

差異理由

【比較のため転載】

参考10. 設計基準事故対処設備における点検頻度
 設計基準事故対処設備である通信連絡設備の点検頻度について、表20に記載する。
 通信連絡設備については、常時使用による異常検知性や、メンテナンス（**磨耗**による部品の交換や注油等）が不要な電子部品で構成される設備の実態等を鑑み、点検頻度を定めている。

表20 通信連絡設備の点検頻度一覧

主要設備	常時使用による異常検知性※1	点検内容	点検頻度	備考
運転指令設備	○	外線点検 通信連絡確認	1回/0ヶ月	
事故一斉放送装置	×※2	外線点検 通信連絡確認	1回/0ヶ月	
電力保安通信用電話設備	保安電話（固定）	外線点検 通信連絡確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ※1
	保安電話（携帯）	外線点検 通信連絡確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ※1
衛星電話	衛星保安電話	外線点検 通信連絡確認	1回/年	
	固定	外線点検 通信連絡確認	1回/月	
携帯電話	携帯	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月	
	可搬	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月	
トランシーバー	×※2	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月	
携行型通話装置	携行型通話装置	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月	
	通話装置用ケーブル	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月	
インターフォン	×※2	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月	
加入電話	○	外線点検 通信連絡確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ※1
携帯電話	○	外線点検 通信連絡確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ※1
社内TV会議システム	○	外線点検 通信連絡確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ※1
無線連絡装置	無線連絡装置	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月 (1回/5年)	緊急時対策所の機能に係る端末のみ※1
	加入ファクシミリ	外線点検 通信連絡確認	1回/0ヶ月	緊急時対策所の機能に係る端末のみ※1
統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	TV会議システム	外線点検 通信連絡確認	1回/月	
	IP電話	外線点検 通信連絡確認	1回/月	緊急時対策所の機能に係る端末のみ※1
	IP-FAX	外線点検 通信連絡確認	1回/月	
緊急時衛星通信システム	×※2	外線点検 通信連絡確認	1回/月	
緊急時対策支援システム（ERSS）等必要なデータを送信できる設備	SPDS表示装置	外線点検 (機能試験)	1回/月 (1回/年)	
	安全/ラダー表示システム（SPDS）	外線点検 (機能試験)	1回/月 (1回/年)	
安全/ラダー伝送システム	○	外線点検 (機能試験)	1回/月 (1回/年)	

※1：緊急時対策所に設置している端末、又は防災業務にかかる社内標準に定める資機材を対象とする。
 ※2：中央制御室等の端末は、通常時から使用しており、通話することで健全性を確認している。
 ※3：故障した場合は、手動と取り替えることにより通信連絡が可能である。
 ※4：故障した場合は、適切に補修を行う。また、衛星電話等による代替が可能である。

別添第1表 通信連絡設備（設計基準）における点検項目並びに点検頻度

設計基準事故対象設備	点検項目	点検頻度
送受話器（ページング） （警報装置を含む。）	ハンドセット、 スピーカ	外観点検 機能確認 1回/年
電力保安通信用電話設備	固定電話機	外観点検 機能確認 1回/6ヶ月※1
	PHS 端末	
	FAX	
衛星保安電話（固定型）		
社内テレビ会議システム	外観点検 機能確認	1回/6ヶ月
携行型通話装置	外観点検 通信確認	1回/6ヶ月
衛星電話設備	衛星電話設備（固定型）	外観点検 通信確認 1回/6ヶ月
	衛星電話設備（携帯型）	
移動無線設備	移動無線設備（固定型）	外観点検 通信確認 1回/6ヶ月
	移動無線設備（本載型）	
無線連絡設備	無線連絡設備（固定型）	外観点検 通信確認 1回/6ヶ月
	無線連絡設備（携帯型）	
安全パラメータ表示システム（SPDS）	データ収集装置	外観点検 機能確認 1回/年
	SPDS 伝送装置	
局線加入電話設備	加入電話機	外観点検 機能確認 1回/6ヶ月
	加入FAX	
専用電話設備	専用電話設備（地方公共団体用ホットライン）	外観点検 機能確認 1回/6ヶ月
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	テレビ会議システム	外観点検 通信確認 1回/6ヶ月
	IP電話	
	IP-FAX	
データ伝送設備	SPDS 伝送装置	外観点検 機能確認 1回/年

※1：緊急時対策所に設置している端末を対象とする。中央制御室等に設置している端末は、通常時から使用しているため、通話することで健全性を確認している。また、故障が発生した場合は、適切に補修を行う。

表2 通信連絡設備（設計基準）における点検項目及び点検頻度

主要設備	点検頻度	点検内容	備考
運転指令設備	1回/年	外観点検、通信通話確認	
電力保安通信用電話設備	1回/年	保安電話（固定）	外観点検、通信通話確認 緊急時対策所の機能に係る端末のみ※1
		保安電話（携帯）	
		衛星保安電話	
		保安電話（FAX）	
無線連絡設備	無線連絡設備（固定型）	1回/年	外観点検、通信通話確認 緊急時対策所の機能に係る端末のみ※1
	無線連絡設備（携帯型）	1回/年	
携行型通話装置	携行型通話装置	1回/年	外観点検、通信通話確認
	通話装置用ケーブル		
衛星電話設備	1回/年	衛星電話設備（固定型）	外観点検、通信通話確認
		衛星電話設備（携帯型）	
		衛星電話設備（FAX）	
移動無線設備	1回/3ヶ月	外観点検、通信通話確認	緊急時対策所の機能に係る端末のみ※1
	1回/5年	定期点検	
加入電話設備	加入電話機	1回/年	外観点検、通信通話確認 緊急時対策所の機能に係る端末のみ※1
	加入FAX	1回/6ヶ月	
携帯電話	1回/年	外観点検、通信通話確認	
専用電話設備	専用電話設備（固定型）	1回/年	外観点検、通信通話確認
	専用電話設備（FAX）	1回/年	
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	IP電話	1回/年	外観点検、通信通話確認 緊急時対策所の機能に係る端末のみ※1
	IP-FAX		
社内テレビ会議システム	1回/年	外観点検、通信確認	緊急時対策所の機能に係る端末のみ※1
データ伝送設備（発電所内）	データ表示端末	-	外観点検（1回/月） 機能試験（1回/年）
	データ収集計算機	-	
データ伝送設備（発電所外）	ERSS 伝送サーバ	-	外観点検（1回/月） 機能試験（1回/年）

※1 緊急時対策所に設置している端末又は防災業務に係る社内標準に定める資機材を対象とする。中央制御室等の端末は、通常時から使用しているため、通話することで健全性を確認している。また、故障が発生した場合は、適切に補修を行っている。

【大阪】記載方針の相違
 （女川審査実績の反映）
 大阪では点検項目及び点検頻度について参考資料（参考10）にて記載
 【女川】記載表現の相違
 DBに係る内容（当ページ）

【大阪】記載方針の相違
 （女川審査実績の反映）
 大阪は保安規定のサーベイランスとしての点検頻度を記載。泊は女川同様点検計画の頻度について記載。

泊発電所3号炉
前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト
DB

令和5年6月30日

北海道電力株式会社

目次

条文	通しページ
第 6 条 外部からの衝撃による損傷の防止(その他外部事象)	1
第 6 条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災)	12
第 6 条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山)	16
第 7 条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	28
第 8 条 火災による損傷の防止	29
第 9 条 溢水による損傷の防止等	36
第 10 条 誤操作の防止	44
第 11 条 安全避難通路等	48
第 12 条 安全施設	49
第 14 条 全交流動力電源喪失対策設備	51
第 16 条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設	53
第 17 条 原子炉冷却材圧力バウンダリ	61
第 24 条 安全保護回路	62
第 26 条 原子炉制御室等	63
第 31 条 保安電源設備	71
第 33 条 保安電源設備	76
第 34 条 緊急時対策所	79
第 35 条 通信連絡設備	88

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（その他外部事象）

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N r.12.0)	全般	ページの記載を修正した。（下線部参照） 誤：6条(外事)-別添1-〇〇，6条(外事)-別添1-補足●●-〇〇 正：6条(外事)-別添-〇〇，6条(外事)-別添-補足●●-〇〇	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N-9 r.11.0)	全般	同上	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N r.12.0)	全般	図表番号を以下の通り修正した。 旧：第●●●-図，表 新：第●●●-図，表	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N-9 r.11.0)	全般	同上	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N r.12.0)	全般	以下の記載を修正した。（下線部参照） 誤：、 正：、	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N-9 r.11.0)	全般	同上	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N r.12.0)	<概要>	以下の記載を修正した。（下線部参照） 旧：追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。 新：追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備、 <u>運用等</u> について説明する。	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N-9 r.11.0)	6(外事)-1	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N r.12.0)	目次 別添1表紙	以下の資料名称を修正した。(下線部参照) 旧:別添 <u>1</u> 新:別添	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.11.0)	6(外事)-1 6(外事)-別添-1	同上	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.11.0)	6(外事)-2 6(外事)-別添- 9, 11, 12, 13, 14, 17, 22, 23, 56 6(外事)-別添-補足5-2~6	「女川原子力発電所2号炉」欄 以下の表において、内容に変更はないが改行位置が異なる表を掲載していたため修正した。 第1.1-1表, 第1.2-1表, 第1.2-2表, 第1.2-4表, <参考2>, 第5.2-2表, 補足5第1表	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N r.12.0)	6条(外事)-4, 11, 18, 27 6条(外事)-別添-31, 41	以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等 新:安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設、設備等	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.11.0)	6(外事)-4, 9, 16, 25 6(外事)-別添-44, 52	同上	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.11.0)	6(外事)-5	「大飯発電所3/4号」欄 柏崎刈羽6,7号炉の以下の誤植を修正した。(下線部参照) 誤:五 発電用原子炉及びその附属施設の位置, 構造及び設備 正:五、 <u>発電用</u> 原子炉及びその附属施設の位置, 構造及び設備	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.11.0)	6(外事)-13	「大飯発電所3/4号」欄 柏崎刈羽6,7号炉の以下の誤植を修正した。(下線部参照) 誤:また, 上記に含まれない構築物, 系統及び機器並びに建屋は… 正:また, 上記に含まれない構築物, 系統及び機器は…	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.11.0)	6(外事)-23 6(外事)-別添-43	「大飯発電所3/4号」欄 以下の誤植を修正した。(下線部参照) 誤:(タンクローリーによる重油タンクから燃料油貯蔵タンクへの燃料供給を含む。), 正:(タンクローリーによる重油タンクから燃料油貯蔵タンクへの燃料供給を含む。),	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.11.0)	6(外事)-27	「大飯発電所3/4号」欄 以下の誤植を修正した。(下線部参照) 誤:石油コンビナート施設以外の <u>主な</u> 産業施設があるが、 正:石油コンビナート施設以外の <u>産業施設を調査した結果、高浜町に主要な</u> 産業施設があるが、	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N r.12.0)	6条(外事)-19 6条(外事)-別添-20	以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:泊発電所は日本海に面し、三方を丘陵地に囲まれた… 新:泊発電所の西側はは日本海に面し、他の三方を丘陵地に囲まれた…	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.11.0)	6(外事)-17 6(外事)-別添-26	以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:泊発電所は日本海に面し、三方を丘陵地に囲まれた… 新:泊発電所の西側はは日本海に面し、他の三方を丘陵地に囲まれた… また、大飯3/4号炉の欄に島根2号炉の洪水に関する記載を追加した。	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.11.0)	6(外事)-21 とりまとめた資料-3	「女川原子力発電所2号炉」欄 島根2号炉の以下の誤植を修正し、泊記載に反映した。(下線部参照) 誤:安全上支障のない期間での修復等を行うこと… 正:安全上支障のない期間での修復等の <u>対応</u> を行うこと…	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N r.12.0)	6条(外事)-23 とりまとめた資料-3	泊3号炉の以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤:安全上支障のない期間での修復等を行うこと… 正:安全上支障のない期間での修復等の <u>対応</u> を行うこと…	
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.11.0)	6(外事)-33~48	第2.2.2表~第2.2.17表について、表の向きに合わせて表タイトルの記載箇所を修正した。	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N r.12.0)	6条(外事)-別添-7	第1.2.1表中の以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:外部からの衝撃による損傷の防止とは別の条項で評価を実施している <u>又は故意の人為事象等</u> 新:外部からの衝撃による損傷の防止とは別の条項で評価を実施している、 <u>故意の人為事象等</u>	
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.11.0)	6(外事)-別添-9	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N r.12.0)	6条(外事)-別添-14	第1.2.4表中の以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:影響は爆発又は近隣工場等の火災と同じ… 新:影響は爆発、 <u>近隣工場等の火災と同じ…</u>	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.11.0)	6(外事)-別添-17	同上	
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.11.0)	6(外事)-別添-19	「大飯発電所3/4号」欄 以下の誤植を修正した。(下線部参照) 誤:*:「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」に記載の事象。 正:*:「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」に記載の事象	
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N r.12.0)	6条(外事)-別添-20	以下の記載を修正した。 誤:記載なし 正:こうした敷地の地形及び表流水の状況から判断して、敷地が洪水による被害を受けることはない。	
29	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.11.0)	6(外事)-別添-26	「女川原子力発電所2号炉」「泊発電所3号炉」欄 以下の女川記載の誤植を修正し、泊記載に反映した。 誤:記載なし 正:こうした敷地の地形及び表流水の状況から判断して、敷地が洪水による被害を受けることはない。	
30	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N r.12.0)	6条(外事)-別添-29	以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤:電気系及び計測制御系の機械的影響(摩耗)に対して… 正:電気系及び計測制御系に <u>対する</u> 機械的影響に対して…	
31	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.11.0)	6(外事)-別添-42	「女川原子力発電所2号炉」「泊発電所3号炉」欄 以下の女川誤植を修正し、泊記載に反映した。(下線部参照) 誤:電気系及び計測制御系の機械的影響(摩耗)に対して… 正:電気系及び計測制御系に <u>対する</u> 機械的影響に対して…	
32	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N r.12.0)	6条(外事)-別添-29	以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤:安全上支障のない期間に降下火砕物の除去又は修復等の対応 正:安全上支障のない期間に降下火砕物の除去、 <u>修復等の対応</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
33	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.11.0)	6(外事)-別添-42	同上	
34	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.11.0)	6(外事)-別添-42	「大飯発電所3/4号炉」欄 以下の誤植を修正した。(下線部参照) 誤: 換気空調系の閉回路循環運転等, 正: 中央制御室及び安全補機閉器室の換気空調系の閉回路循環運転等,	
35	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.11.0)	6(外事)-別添-42	「女川原子力発電所2号炉」欄 以下の誤植を修正した。(下線部参照) 誤: 非常用換気空調系 正: 換気空調系	
36	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N r.12.0)	6条(外事)-別添-30	以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤: 代替設備による必要な機能の確保又は 正: 代替設備による必要な機能の確保等の対応又は	
37	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.11.0)	6(外事)-別添-44	「女川原子力発電所2号炉」欄 以下の女川誤植を修正し、泊記載に反映した。(下線部参照) 誤: 代替設備による必要な機能の確保又は 正: 代替設備による必要な機能の確保等の対応又は	
38	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N r.12.0)	6条(外事)-別添-32	以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤: いずれの河川も発電所とは丘陵地により隔てられている。 正: いずれの河川も丘陵地により発電所とは隔てられている。	
39	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.11.0)	6(外事)-別添-45	「女川原子力発電所2号炉」欄 以下の女川誤植を修正し、泊記載に反映した。(下線部参照) 誤: いずれの河川も発電所とは丘陵地により隔てられている。 正: いずれの河川も丘陵地により発電所とは隔てられている。	
40	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.11.0)	6(外事)-別添-46	「大飯発電所3/4号」欄 以下の誤植を修正した。(下線部参照) 誤: 石油コンビナート施設以外の産業施設 正: 石油コンビナート以外の産業施設	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
41	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.11.0)	6(外事)-別添-47	「大飯発電所3/4号」欄 以下の誤植を修正した。(下線部参照) 誤:許容温度以下とすることにより、安全施設が安全機能を損なうことのない設計とする。 正:許容温度以下とすることにより安全施設が安全機能を損なうことのない設計とする。	
42	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.11.0)	6(外事)-別添-47	「大飯発電所3/4号」欄 以下の誤植を修正した。(下線部参照) 誤:必要な場合は対策を実施することで、安全施設が安全機能を損なうことのない設計とする。 正:必要な場合は対策を実施することで安全施設の安全機能を損なうことのない設計としている。	
43	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N r.12.0)	6条(外事)-30,31 6条(外事)-別添-27,28,39 6条(外事)-別添-補足1-2 6条(外事)-別添-補足5-6 6条(外事)-別添-補足10-7 6条(外事)-別添-補足12-8 6条(外事)-別添-補足15全般	屋外配置図を更新したことにより図面を最新化した。	
44	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.11.0)	とりまとめた資料-4 6(外事)-29,30 6(外事)-別添-40,41,51 6(外事)-別添-補足1-2 6(外事)-別添-補足5-7 6(外事)-別添-補足10-10 6(外事)-別添-補足12-6 6(外事)-別添-補足15全般	同上	
45	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.11.0)	6(外事)-別添-38	「女川原子力発電所2号炉」欄 島根2号炉の以下の誤植を修正した。(下線部参照) 誤:(7)地滑り 正:(7)地滑り・土石流	
46	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.11.0)	6(外事)-別添-38	「女川原子力発電所2号炉」欄 島根2号炉の以下の誤植を修正した。(下線部参照) 誤:また津波防護施設として防波堤があるが, 正:また津波防護施設として防波壁があるが,	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
47	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.11.0)	6(外事)-別添-39	「女川原子力発電所2号炉」欄 島根2号炉の以下の誤植を修正した。(下線部参照) 誤: 固体廃棄物貯蔵庫 正: 固体廃棄物貯蔵所	
48	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N r.12.0)	6条(外事)-別添-43	第5.1図中の以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤: 外部からの衝撃による損傷の防止とは別の条項で評価を実施している又は故意の人為事象等 正: 外部からの衝撃による損傷の防止とは別の条項で評価を実施している、故意の人為事象等	
49	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.11.0)	6(外事)-別添-54	同上	
50	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.11.0)	6(外事)-別添-補足1-9	「女川原子力発電所2号炉」欄 以下の誤植を修正した。(下線部参照) 誤: 記載なし 正: ○復水連続洗浄装置…	
51	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N r.12.0)	6条(外事)-別添-補足2-3, 4	以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤: 原子炉建屋, 循環水ポンプ建屋及び原子炉補助建屋等の… 正: 原子炉建屋, 循環水ポンプ建屋, 原子炉補助建屋等の…	
52	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.11.0)	6(外事)-別添-補足2-3, 4	同上	
53	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N r.12.0)	6条(外事)-別添-補足3-3, 14-2, 14-7	以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤: 号機 正: 号炉	
54	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.11.0)	6(外事)-別添-補足3-3, 14-2, 14-6	同上	
55	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N r.12.0)	6条(外事)-別添-補足10-11	以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤: 機器仕様 正: 主要仕様	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
56	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.11.0)	6(外事)-別添-補足10-14	同上	
57	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N r.12.0)	6条(外事)-別添-補足13-1	以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤: 気象情報(降雪予報)及び構内に設置している監視システム等による… 正: 気象情報(降雪予報)、 <u>構内に設置している監視システム等による…</u>	
58	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.11.0)	6(外事)-別添-補足13-1	同上	
59	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N r.12.0)	6条(外事)-別添-補足13-8	第3図構内除雪ルートを除雪範囲についてエリアを一部追加修正した図に更新した。	
60	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.11.0)	6(外事)-別添-補足13-8	同上	
61	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N r.12.0)	6条(外事)-別添1-補足14-8	以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧: B系の異常を示す警報の発報及びA系の指示値が表示されない等の事象が発生した。 新: B系の異常を示す警報の発報、 <u>A系の指示値が表示されない等の事象が発生した。</u>	
62	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.11.0)	6(外事)-別添1-補足14-11	同上	
63	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N r.12.0)	6条(外事)-別添-補足15-1, 4, 5, 10, 37, 39	以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤: 地形, 地質及び湧水等の… 正: 地形, 地質、 <u>湧水等の…</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
64	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.11.0)	6(外事)-別添-補足15-1, 4, 7, 34, 88, 91	同上	
65	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.11.0)	6(外事)-別添-補足15-2	「女川原子力発電所2号炉」欄 島根2号炉の以下の誤植を修正した。(下線部参照) 誤:平成17年,清水ほか「恵曇」(2005a) <u>(1)</u> 「境港」(2005b) <u>(2)</u> 正:平成17年,清水ほか「恵曇」(2005a) <u>(1)</u> 「境港」(2005b) <u>(2)</u>	
66	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.11.0)	6(外事)-別添-補足15-3	「女川原子力発電所2号炉」欄 島根2号炉(表-1中)の以下の誤植を修正した。(下線部参照) 誤:また2mDEM(地形の一部は… 正:または2mDEM(地形の一部は…	
67	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.11.0)	6(外事)-別添-補足15-7	「女川原子力発電所2号炉」欄 島根2号炉(表-1中)の以下の誤植を修正した。(下線部参照) 誤: Huber and Hager(1997) <u>(3)</u> の予測式により 正: Huber and Hager(1997) <u>(3)</u> の予測式により	
68	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.11.0)	6(外事)-別添-補足15-21	「女川原子力発電所2号炉」欄 島根2号炉(表-1中)の以下の誤植を修正した。(下線部参照) 誤:発電所周辺(観測地点:恵曇,鹿島)の <u>既</u> 雨量観測記録を用いて… 正:発電所周辺(観測地点:恵曇,鹿島)の <u>且</u> 雨量観測記録を用いて…	
69	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.11.0)	6(外事)-別添-補足15-27	「女川原子力発電所2号炉」欄 島根2号炉(表-1中)の以下の誤植を修正した。(下線部参照) 誤:土砂の堆積高さ(m) = 計画流出土砂量(m ³) / 土石流危険区域の面積(m ³) 正:土砂の堆積高さ(m) = 計画流出土砂量(m ³) / 土石流危険区域の面積(m ²)	
70	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.11.0)	6(外事)-別添-補足15-37	「女川原子力発電所2号炉」欄 島根2号炉(表-1中)の以下の誤植を修正した。(下線部参照) 誤:土石流発生の要因及び砂防施設の調査を実施してる。 正:土石流発生の要因及び砂防施設の調査を実施している。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
71	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.11.0)	6(外事)-別添-補足15-49	「女川原子力発電所2号炉」欄 島根2号炉(表-1中)の以下の誤植を修正した。(下線部参照) 誤:地滑り地形①周辺の露頭状況, … 正:地滑り地形①周辺の露頭状況, …	
72	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.11.0)	6(外事)-別添-補足15-81	「女川原子力発電所2号炉」欄 島根2号炉(表-1中)の以下の誤植を修正した。(下線部参照) 誤:5. 地滑り地形⑤及び⑤北西の地すべり地形 正:5. 地滑り地形⑤及び⑤北西の地置り地形	
73	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N r.12.0)	6条(外事)-別添-補足16-1	以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤:石油コンビナート等の固定施設… 正:石油化学コンビナート等の固定施設…	
74	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.11.0)	6(外事)-別添-補足16-1	「女川原子力発電所2号炉」欄 以下の女川誤植を修正し,泊記載に反映した。(下線部参照) 誤:石油コンビナート等の固定施設… 正:石油化学コンビナート等の固定施設…	
75	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.11.0)	とりまとめた資料-1	以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤:・航空機落下確率の更新による影響評価確認【基本方針 p6(外事)-25,26,別添1 p6(外事)-別添1-45,別添1添付1補足資料-2 p6(外事)-別添1-補足2-1~15】 正:・航空機落下確率の更新による影響評価確認【基本方針 p6(外事)-25,26,別添1 p6(外事)-別添1-45,別添1補足資料-2 p6(外事)-別添1-補足2-1~15】	
76	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.11.0)	とりまとめた資料-1	以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤:・北海道山越郡長万部町で確認された水柱事象における泊発電所への影響について【別添1 補足資料-23 p6(外事)-別添1添付1-補足23-1~2】 正:・北海道山越郡長万部町で確認された水柱事象における泊発電所への影響について【別添1 補足資料-23 p6(外事)-別添1-補足23-1~2】	
77	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.11.0)	6(外事)-別添-補足21-1~9	補足資料21「降下火砕物と積雪荷重との組合せについて」に関して6条火山の審査実績を反映した。	
78	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N r.12.0)	6条(外事)-別添-補足23-1	以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤:船舶の衝突又は電磁的障害等の事象を規定している。 正:船舶の衝突、電磁的障害等の事象を規定している。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
79	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） （DB061N-9 r.11.0）	6(外事)-別添-補足23-1	同上	
80	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） （DB061N-9 r.11.0）	全般	ページ番号の社内統一化に伴い、再掲箇所に記載しているページ番号の記載を修正した。	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災)

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) (DB063F-9 r.10.0)	6外火-1	比較対象とした大飯発電所3/4号炉の記載について、下記の誤記を修正 (旧) ~設定を行ため、 (新) ~設定を行うため、	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) (DB063F-9 r.10.0)	6外火-19	比較対象とした大飯発電所3/4号炉の記載について、下記の誤記を修正 (旧) 燃等輸送船を～ (新) 燃料等輸送船を～	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) (DB063F-9 r.10.0)	6外火-26	比較対象とした女川原子力発電所2号炉の記載について、下記の誤記を修正 (旧)、上部軸受の機能維持に必要な温度である～ (新)、上部軸受の機能維持に必要な許容温度である～	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) (DB063F r.10.0)	6条 (外火) -別添1-20	記載の適正化 (旧) ~直接輻射熱を受けない建屋内に設置している設備及び地下貯蔵タンク等については、 (新) ~直接輻射熱を受けない建屋内に設置している設備、地下貯蔵タンク等については、	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) (DB063F-9 r.10.0)	6外火-別1-21	同上	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) (DB063F r.10.0)	6条 (外火) -別添1-添付1-19	記載の適正化 (旧) ~防火帯幅の確保及び建屋外壁等により防護する。 (新) ~防火帯幅の確保、建屋外壁等により防護する。	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) (DB063F-9 r.10.0)	6外火-別1-添付1-22	同上	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) (DB063F-9 r.10.0)	6外火-別1-添付1-22	比較対象とした女川原子力発電所2号炉の記載について、図タイトルを追記	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) (DB063F-9 r.10.0)	6外火-別1-添付2-10	図2-7タイトルの重複を修正	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) (DB063F-9 r.10.0)	6外火-別1-添付2-19, 70, 84 6外火-別1-添付3-30, 32, 34, 41 6外火-別1-添付6-11	比較対象とした大飯発電所3/4号炉の記載について、「注釈」、「記号」、「数式」及び「略語」の上付き及び下付きの修正	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F r.10.0)	6条(外火)-別添1-添付2-32	記載の適正化 (旧)火災の防火帯突突破率1% (新)火災の防火帯突突破率1%	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r.10.0)	6外火-別1-添付2-30	同上	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F r.10.0)	6条(外火)-別添1-添付2-44	記載の適正化 (旧)固体廃棄物貯蔵庫及び開閉所等の一部クラス3設備を含む (新)固体廃棄物貯蔵庫、開閉所等の一部クラス3設備を含む	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r.10.0)	6外火-別1-添付2-41	同上	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r.10.0)	6外火-別1-添付2-52,54 6外火-別1-添付8-23	比較対象とした女川原子力発電所2号炉の記載について、「記号」及び「単位」の付け及び下付きの修正	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F r.10.0)	6条(外火)-別添1-添付2-73	記載の適正化 (旧)発電所構内道路及び地形等を考慮 (新)発電所構内道路、地形等を考慮	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r.10.0)	6外火-別1-添付2-73	同上	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r.10.0)	6外火-別1-添付2-75,84,85 6外火-別1-添付3-32 6外火-別1-添付6-24 6外火-別1-添付7-28,29,42 6外火-別1-添付8-13 6外火-別3-2	比較対象とした大飯発電所3/4号炉の記載について、文末に「以上」を追記	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r.10.0)	6外火-別1-添付2-80	比較対象とした大飯発電所3/4号炉の記載について、下記の誤記を修正 (旧)、火災による輻射熱の影響は～ 一部地上にあるケーブルについて～ (新)、火災による輻射熱の影響は～ 一部地上にあるケーブルについて～	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F r.10.0)	6条(外火)-別添1-添付2-83	図タイトルとして、「図1 建屋外壁表面温度評価モデル」を追記	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r.10.0)	6外火-別1-添付2-85	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災)(DB063F r.10.0)	6条(外火)-別添1-添付2-84	別紙2-6のうち、天井面についての熱影響検討の各項目に「・」を追記	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災)(DB063F-9 r.10.0)	6外火-別1-添付2-87	同上	
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災)(DB063F-9 r.10.0)	6外火-別1-添付2-87	比較対象とした女川原子力発電所2号炉の記載について、「・」を追記。	
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災)(DB063F-9 r.10.0)	6外火-別1-添付3-3	比較対象とした大飯発電所3/4号炉の記載について、下記の誤記を修正 (旧)、南東に標高195[m]、 (新)、南東に標高約195[m]、	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災)(DB063F-9 r.10.0)	6外火-別1-添付3-6	比較対象とした大飯発電所3/4号炉の記載について、文末に「。」を追記	
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災)(DB063F-9 r.10.0)	6外火-別1-添付3-9	比較対象とした女川原子力発電所2号炉の記載について、「式1で求めた危険放射強度となる形態係数 Φ を、式2より算出する」を追記	
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災)(DB063F-9 r.10.0)	6外火-別1-添付3-17	比較対象とした女川原子力発電所2号炉の記載について、下記の誤記を修正 (旧) $\frac{c}{\dots}$ (新) 記載なし	
29	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災)(DB063F-9 r.10.0)	6外火-別1-添付3-18	比較対象とした女川原子力発電所2号炉の記載について、下記の誤記を修正 (旧) $\frac{\cdot}{\dots}$ (新) $\frac{\cdot}{\dots}$	
30	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災)(DB063F-9 r.10.0)	6外火-別1-添付3-31	比較対象とした大飯発電所3/4号炉の記載について、下記の誤記を修正 (旧)、危険限界距離Xを100[m]とする。 (新)、危険限界距離Xを約100[m]とする。	
31	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災)(DB063F-9 r.10.0)	6外火-別1-添付3-31	比較対象とした大飯発電所3/4号炉の記載について、下記の誤記を修正 (旧)、火災による影響はないものと評価する。 (新)、爆発による影響はないものと評価する。	
32	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災)(DB063F-9 r.10.0)	6外火-別1-添付3-32	比較対象とした大飯発電所3/4号炉の記載について、下記の誤記を修正 (旧) ~ガス爆発による影響の有無は、 (新) ~ガス爆発による飛来物の影響の有無は、	
33	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災)(DB063F-9 r.10.0)	6外火-別1-添付4-14	比較対象とした女川原子力発電所2号炉の記載について、第4-21表の重複を修正	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
34	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r.10.0)	6外火-別1-添付6-21	比較対象とした大飯発電所3/4号炉の記載について、下記の誤記を修正 (旧) [kg/m ² s] (新) [kg/m ² ・s]	
35	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r.10.0)	6外火-別1-添付6-29	比較対象とした女川原子力発電所2号炉の記載について、下記の誤記を修正 (旧) ~低減がないものとする。 (新) ~低減が無いものとする。	
36	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r.10.0)	6外火-別1-添付6-55	比較対象とした女川原子力発電所2号炉の記載について、「。」を追記	
37	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F r.10.0)	6条(外火)-別添1-添付7-5~8	記載の適正化 (旧) 原子炉建屋、循環水ポンプ建屋及び原子炉補助建屋等の合計値 (新) 原子炉建屋、循環水ポンプ建屋、原子炉補助建屋等の合計値	
38	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r.10.0)	6外火-別1-添付7-4~7	同上	
39	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r.10.0)	6外火-別1-添付7-45	比較対象とした女川原子力発電所2号炉の記載について、下記の誤記を修正 (旧) 様式7-8 (新) 別紙7-8	
40	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r.10.0)	6外火-別1-添付7-58	比較対象とした大飯発電所3/4号炉の記載について、下記の誤記を修正 (旧) 1) (新) 1)	
41	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r.10.0)	6外火-別3-1	比較対象とした大飯発電所3/4号炉の記載について、下記の誤記を修正 (旧) 2) (新) 記載なし	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山） (DB064V r.11.0)	全般	図表番号を以下の通り修正した。 旧：図●●、表●● 新：第●●図、第●●表	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山） (DB064V-9 r.11.0)	全般	同上	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山） (DB064V r.11.0)	全般	図表番号を以下の通り修正した。 旧：第●●.●●-●●図, 第●●.●●-●●表 新：第●●.●●.●●図, 第●●.●●.●●表	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山） (DB064V-9 r.11.0)	全般	同上	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山） (DB064V r.11.0)	全般	以下の記載を修正した。（下線部参照） 誤： <u> </u> 正： <u> </u>	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山） (DB064V-9 r.11.0)	全般		
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山） (DB064V r.11.0)	<概要>	以下の記載を修正した。（下線部参照） 旧：追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について 新：追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備、 <u> </u> 運用等について	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山） (DB064V-9 r.11.0)	6(火山)-1	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.11.0)	6条(火山)-4, 23	以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設及び設備等 新:安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設、設備等	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.11.0)	6(火山)-4, 28	同上	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.11.0)	6条(火山)-6	以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:建屋による防護及び構造健全性の維持等により安全機能を損なわない設計とする。 新:建屋による防護、構造健全性の維持等により安全機能を損なわない設計とする。	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.11.0)	6(火山)-6	同上	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.11.0)	6条(火山)-8 6条(火山)-別添1-31	以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:降下火砕物の特徴及び評価対象施設等の構造や設置状況等を… 新:降下火砕物の特徴、評価対象施設等の構造や設置状況等を…	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.11.0)	6(火山)-10 6(火山)-別添1-34	同上	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.11.0)	6条(火山)-12 6条(火山)-別添1-36	以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:電気系及び計測制御系に対する機械的影響(閉塞)及び化学的影響(腐食)等により… 新:電気系及び計測制御系に対する機械的影響(閉塞)、化学的影響(腐食)等により…	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.11.0)	6(火山)-14 6(火山)-別添1-42	同上	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.11.0)	6(火山)-48	以下の参考文献の記載の改行位置を修正した。 (48)浅森浩一・梅田浩司(2005):地下深部のマグマ・高温流体等の地球物理学的調査技術-鬼首・鳴子火山地域および紀伊半島南部地域への適用-,原子力バックエンド研究, 11, p.147-p.156	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.11.0)	6条(火山)-別添1-3	第1.2.2図において不要な線が混入していたため削除したうえで貼りなおした。	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.11.0)	6(火山)-別添1-6	同上	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.11.0)	6(火山)-別添1-4	「大飯発電所3/4号炉」欄 以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:…(平成25年6月28日原子力規制委員会規則第五号)第6条において、外部からの衝撃による損傷防止として、「安全施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。」としており、 新:…(平成25年6月28日原子力規制委員会規則第五号)第6条において、外部からの衝撃による損傷防止として、「安全施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない」としており、	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.11.0)	6(火山)-別添1-8	「女川原子力発電所2号炉」欄 以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:密度 $0.7\text{g}/\text{cm}^3$ (乾燥状態)~ $1.5\text{g}/\text{cm}^3$ (湿潤状態)と設定した。 新:密度 $0.7\text{g}/\text{cm}^3$ (乾燥状態)~ $1.5\text{g}/\text{cm}^3$ (湿潤状態)と設定した。	
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.11.0)	6条(火山)-別添1-8	以下の記載を追記した。(下線部参照) 旧:(記載なし) 新:(補足資料-20)	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.11.0)	6(火山)-別添1-11	「女川原子力発電所2号炉」欄及び「泊発電所3号炉」欄 以下の記載を追記した。(下線部参照) 旧:(記載なし) 新:(補足資料-20)	
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.11.0)	6(火山)-別添1-9	「大飯発電所3/4号炉」欄 以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:津波堆積物調査結果、文献調査結果から設定 新:津波堆積物調査結果等から文献調査結果から設定	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.11.0)	6条(火山)-別添1-30	以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:中央制御室空調装置の系統概略図,安全補機開閉器室空調系統の系統概略図 新:中央制御室空調装置の系統概要図,安全補機開閉器室空調系統の系統概要図	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.11.0)	6(火山)-別添1-33	同上	
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.11.0)	6(火山)-別添1-31,32	「大飯発電所3/4号炉」欄 以下の記載を追記した。(下線部参照) 旧:(記載なし) 新:枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません	
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.11.0)	6(火山)-別添1-42	「女川原子力発電所2号炉」欄 以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:原子炉建屋,タービン建屋および制御建屋は, 新:原子炉建屋,タービン建屋及び制御建屋は,	
29	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.11.0)	6条(火山)-別添1-38	以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:取替又は清掃が可能な構造とすることで, 新:取替え又は清掃が可能な構造とすることで,	
30	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.11.0)	6(火山)-別添1-45	「女川原子力発電所2号炉」欄及び「泊発電所3号炉」欄 以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:取替又は清掃が可能な構造とすることで, 新:取替え又は清掃が可能な構造とすることで,	
31	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.11.0)	6条(火山)-別添1-46	以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:(1)降灰が確認された場合には,建屋や屋外の設備に長期間降下火砕物による荷重を掛け続けないこと,~降下火砕物の除去を適切に実施する手順を定める。 新:(1)発電所内に降灰が確認された場合には,建屋や屋外の設備等に長期間降下火砕物による荷重を掛け続けないこと,~降下火砕物の除去に係る手順を定める。	
32	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.11.0)	6(火山)-別添1-54	「女川原子力発電所2号炉」欄及び「泊発電所3号炉」欄 以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:(1)降灰が確認された場合には,建屋や屋外の設備に長期間降下火砕物による荷重を掛け続けないこと,~降下火砕物の除去を適切に実施する手順を定める。 新:(1)発電所内に降灰が確認された場合には,建屋や屋外の設備等に長期間降下火砕物による荷重を掛け続けないこと,~降下火砕物の除去に係る手順を定める。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
33	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.11.0)	6(火山)-別添1-54	「女川原子力発電所2号炉」欄 以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧: (3) 降灰が確認された場合には、～フィルタの差圧を確認するとともに、状況に応じて取替え又は清掃を実施する手順を定める。 新: (3) 降灰が確認された場合には、～フィルタ差圧を確認するとともに、状況に応じて清掃や取替えを実施する手順を定める。	
34	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.11.0)	6条(火山)-別添1-46	以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧: (4) 降灰が確認された場合には、～平型フィルタの差圧を確認するとともに、状況に応じて取替え又は清掃を実施する手順を定める。 新: (4) 降灰が確認された場合には、～平型フィルタ差圧を確認するとともに、状況に応じて清掃や取替えを実施する手順を定める。	
35	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.11.0)	6(火山)-別添1-54	同上	
36	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.11.0)	6条(火山)-別添1-45	第4.7.7.1図中の以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧: 換気空調設備のフィルタの差圧確認、取替え又は清掃等 新: 換気空調設備のフィルタの差圧確認、取替え、清掃等	
37	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.11.0)	6(火山)-別添1-53	同上	
38	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.11.0)	6条(火山)-別添1-個別1-3	以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧: 第2図 <u>ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチの配置及び構造概略図</u> 新: 第2図 <u>燃料油貯油槽トレンチ上部のコンクリート蓋及び鋼製蓋の概略配置図</u>	
39	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.11.0)	とりまとめた資料-5 6(火山)-別添1-個別1-3	同上	
40	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.11.0)	6(火山)-別添1-個別2-5	「女川原子力発電所2号炉」欄 以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧: なお、 <u>腐食の影響</u> については、日常の保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。 新: なお、 <u>降灰後の長期的な腐食の影響</u> については、日常の保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
41	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.11.0)	6条(火山)-別添1-個別3-2	以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:第1図 原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ 新:第1図 原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ構造図	
42	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.11.0)	とりまとめた資料-3 6(火山)-別添1-個別3-2	同上	
43	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.11.0)	6条(火山)-別添1-個別3-2	以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:第2図 原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ ブローライン概略 新:第2図 原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ ブローライン系統概要図	
44	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.11.0)	とりまとめた資料-3 6(火山)-別添1-個別3-2	同上	
45	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.11.0)	6条(火山)-別添1-個別3-3	以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:第3図 原子炉補機冷却水冷却器 新:第3図 原子炉補機冷却水冷却器構造図	
46	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.11.0)	とりまとめた資料-4 6(火山)-別添1-個別3-3	同上	
47	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.11.0)	6(火山)-別添1-個別4-1	「大飯発電所3/4号炉」欄 以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:記載なし 新:火山灰によるディーゼル発電機への影響について以下のとおり評価する。	
48	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.11.0)	6条(火山)-別添1-個別4-2	以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:潤滑油系統 新:潤滑油系	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
49	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.11.0)	6(火山)-別添1-個別4-2	同上	
50	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.11.0)	6条(火山)-別添1-個別4-4	以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:第1図 <u>ディーゼル発電機機関の吸入空気の流れ</u> 新:第1図 <u>ディーゼル機関吸気系系統概要図</u>	
51	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.11.0)	6(火山)-別添1-個別4-3	同上	
52	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.11.0)	6条(火山)-別添1-個別4-5	以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:燃料油系統 新:燃料油系	
53	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.11.0)	6(火山)-別添1-個別4-4	同上	
54	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.11.0)	6(火山)-別添1-個別7-2	「女川原子力発電所2号炉」欄 以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:安全保護系計装盤及び非常用の計装用インバータ(無停電電源装置)が設置されているエリアは, 新:計測制御用電源設備及び非常用所内電気設備が設置されているエリアは,	
55	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.11.0)	6(火山)-別添1-個別8-4	「大飯発電所3/4号炉」欄 以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:火山灰が排気筒に侵入した場合でも内部の点検や除去が可能であり、 新:火山灰が排気筒に侵入した場合でも、内部の点検や除去が可能であり、	
56	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.11.0)	6条(火山)-別添1-個別11-1	以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:排気管の構造を第2図に各々示す。 新:排気管の構造図を第2図に各々示す。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
57	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.11.0)	6(火山)-別添1-個別11-1	同上	
58	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.11.0)	6条(火山)-別添1-個別11-2	以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:第2図 タービン動補助給水ポンプ排気管の構造 新:第2図 タービン動補助給水ポンプ排気管の構造図	
59	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.11.0)	6(火山)-別添1-個別11-2	同上	
60	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.11.0)	6(火山)-別添1-補足5-3	「女川原子力発電所2号炉」欄 以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:吸気バグフィルタの閉塞までの灰捕集容量は設計値である粉塵保持容量g/枚に対して□倍程度となった。 新:吸気バグフィルタの閉塞までの灰捕集容量は設計値である粉塵保持容量□g/枚に対して□倍程度となった。	
61	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.11.0)	6条(火山)-別添1-補足6-1 6条(火山)-別添1-補足14-1,2	以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:概略系統図 新:系統概要図	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
62	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.11.0)	6(火山)-別添1-補足6-1 6(火山)-別添1-補足14-1	同上	
63	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.11.0)	6条(火山)-別添1-補足7-3	以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧: 3. 試験項目及び判定基準等 新: 3. 試験項目、判定基準等	
64	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.11.0)	6(火山)-別添1-補足7-2	同上	
65	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.11.0)	6(火山)-別添1-補足7-3	水分試験でカールフィッシャー式電量滴定法を採用した理由について相違理由欄に追記した。	
66	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.11.0)	6条(火山)-別添1-目次 6条(火山)-別添1-補足13-1	以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧: 13. 重大事故等対処設備に対する考慮について 新: 13. 重大事故等対処設備への考慮について	
67	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.11.0)	6(火山)-別添1-3 6(火山)-別添1-補足13-1	「女川原子力発電所2号炉」欄及び「泊発電所3号炉」欄 以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧: 13. 重大事故等対処設備に対する考慮について 新: 13. 重大事故等対処設備への考慮について	
68	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.11.0)	6条(火山)-別添1-補足13-13~16	以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧: 可搬型温度計測装置 新: 可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
69	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.11.0)	6(火山)-別添1-補足13-12~15	同上	
70	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.11.0)	6(火山)-別添1-補足13-18	「女川原子力発電所2号炉」欄 表1 降下火砕物に対する重大事故等対処設備の影響評価(8/9)のうち第57条(電源設備)の下段に凡例を追加した。	
71	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.11.0)	6(火山)-別添1-補足17-2,4	「女川原子力発電所2号炉」欄 以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:高橋※2の論文によると、年最深積雪の100年再現期間期待値と積雪荷重の荷重係数の関係に対して、~組み合わせる積雪量は約2.2cm(43cm×0.05)と算出される。 新:高橋※2の論文によると、年最大積雪深の100年再現期間期待値と積雪荷重の荷重係数の関係に対して、~組み合わせる積雪深さは約2.2cm(43cm×0.05)と算出される。	
72	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.11.0)	6条(火山)-別添1-補足17-3	以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:高橋※2の論文によると、年最深積雪の100年再現期間期待値と積雪荷重の荷重係数の関係に対して、~組み合わせる積雪量は約26.5cm(189cm×0.14)と算出される。 新:高橋※2の論文によると、年最大積雪深の100年再現期間期待値と積雪荷重の荷重係数の関係に対して、~組み合わせる積雪深さは約26.5cm(189cm×0.14)と算出される。	
73	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.11.0)	6(火山)-別添1-補足17-4	同上	
74	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.11.0)	6(火山)-別添1-補足17-2,5	「女川原子力発電所2号炉」欄 以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:(3)観測記録により年最深積雪の平均値を求めた場合 ~最寄りの気象観測所における年最深積雪の平均値を求める方法がある。~	
75	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.11.0)	6条(火山)-別添1-補足17-4	以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:(3)観測記録により年最深積雪の平均値を求めた場合 ~最寄りの気象観測所における年最深積雪の平均値を求める方法がある。~ 石巻における年最深積雪の平均値は~確認した。	
76	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.11.0)	6(火山)-別添1-補足17-5	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
77	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.11.0)	6(火山)-別添1-補足17-3, 5, 7	「女川原子力発電所2号炉」欄 以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:以上の検討より, ~降下火砕物の荷重に組み合わせる積雪荷重の積雪量は, ~石巻地域における年最深積雪の平均値(17.0cm)を採用する方針とする。 新:以上の検討より, ~降下火砕物の荷重に組み合わせる積雪荷重の積雪深	
78	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.11.0)	6条(火山)-別添1-補足17-4	以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:以上の検討より, ~降下火砕物の荷重に組み合わせる積雪荷重の積雪量は, ~石巻地域における年最深積雪の平均値(75.2cm)を採用する方針とする。 新:以上の検討より, ~降下火砕物の荷重に組み合わせる積雪荷重の積雪深さは, ~石巻地域における年最大積雪深さの平均値(75.2cm)を採用する方	
79	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.11.0)	6(火山)-別添1-補足17-5, 7	同上	
80	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.11.0)	6(火山)-別添1-補足17-4	「女川原子力発電所2号炉」欄 以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:火山(降下火砕物)と積雪の組合せは補足資料-19に示すように, ~設定している。 新:火山(降下火砕物)と積雪の組合せは補足資料-17に示すように, ~設定している。	
81	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.11.0)	6(火山)-別添1-補足17-5	「女川原子力発電所2号炉」欄 以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:評価結果は第1表に示すとおりであり, ~を確認した。 新:評価結果は表1に示すとおりであり, ~を確認した。	
82	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.11.0)	6(火山)-別添1-補足17-6	「女川原子力発電所2号炉」欄 表1の注記に以下の追記をした。また, 旧※2は※3に修正した。(下線部参照) 旧:(記載なし) 新:※2:2547(N/m ²)が全て積雪荷重と想定した場合には積雪深さ約127cmに相当する。 $(2547(N/m^2) / 20(N/(m^2 \cdot cm))) = 127.4(cm)$	
83	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.11.0)	6(火山)-別添1-補足17-6	「女川原子力発電所2号炉」欄 文末に以下の追記をした。(下線部参照) 旧:(記載なし) 新:以上	
84	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.11.0)	6(火山)-別添1-補足20-2	「女川原子力発電所2号炉」欄 以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:「竜巻」, 「火山の影響」の2つの外部事象に津波は随伴せず, ~津波防護施設等の機能が要求される時には~実施する 新:「竜巻」, 「火山の影響」の2つの外部事象に津波は随伴せず, ~津波防護施設等の機能が要求される時には~実施する	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
85	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.11.0)	6条(火山)-別添1-補足24-1	以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:重大事故対処設備並びにアクセスルート等に対する… 新:重大事故対処設備、 <u>アクセスルート等</u> に対する…	
86	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.11.0)	6(火山)-別添1-補足24-1	同上	
87	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.11.0)	6(火山)-別添1-補足29-1	「大飯発電所3/4号炉」欄 以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:換気空調設備のフィルタについても、 新:換気空調設備のフィルタについても、	
88	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.11.0)	とりまとめた資料-1	1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載の充実を行った箇所と理由の以下の記載を修正した(下線部参照) 旧:d.当社が自主的に変更したもの : <u>1</u> 件 ・評価対象施設のうち~6条(竜巻) <u>別添資料-1添付1.2別紙5</u> と同等な図面を追加した。 新:d.当社が自主的に変更したもの : <u>3</u> 件 ・評価対象施設のうち~6条(竜巻) <u>別添1-添付1.2-35</u> と同等な図面を追加した。	
89	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.11.0)	とりまとめた資料-1	1-3) バックフィット関連事項の以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:気中降下火砕物対策の検討 【別添1添付1 補足資料-15】 新:気中降下火砕物対策の検討 【別添1 補足資料-15】	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止 (DB07-9 r. 8. 0)	P. 7-11	女川原子力発電所2号炉の以下の記載を修正しました。(下線部参照) (旧) (以下「防護区域」という。) (新) (以下「防護区域」という。)	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第8条 火災による損傷の防止

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.7.0)	8条-別添1-資料7-添付1-6	以下の図面について、記載の適正化を行いました。 第5図の記載のうち、中間床であるグレーチング部が分かるよう、図面内に「中間床(グレーチング部)」の注釈を追記しました。	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.6.0)	8条-別1-資7-添1-6	同上	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.7.0)	8条-39 8条-別添1-資料1-63	以下のとおり、記載の適正化を行いました。また、比較表については差異理由の記載も適正化しました。 (旧) 屋外の消火配管は、凍結防止のため埋設を基本とし (新) 屋外消火配管は、地上若しくはトレンチに設置又は埋設し (旧) 耐震性の確保を確認する設計とする。 (新) 耐震性を確保した設計とする。 (旧) 建屋間の洞道内に敷設することで (新) 建屋間のトレンチ内に敷設することで	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.6.0)	8-とりまとめた資料-11 8条-本-61 8条-別1-資1-108	同上	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.7.0)	8条-45 8条-別添1-資料1-73	以下のとおり、記載の適正化を行いました。また、比較表については差異理由の記載も適正化しました。 (旧) ケーブルトレイへの蓋の設置 (新) ケーブルトレイへの金属製の蓋の設置	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.6.0)	8条-本-75 8条-別1-資1-128	同上	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.7.0)	8条-別添1-資料1-参考3-3	以下のとおり、第1表の誤記修正を行いました。 (誤) 消火器の破損、誤作動又は誤操作による安全機能への影響 (正) 消火設備の破損、誤作動又は誤操作による安全機能への影響	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.6.0)	8条-別1-資1-参3-4	同上	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.6.0)	8条-別1-資2-添5-23 8条-別1-資8-33, 34	以下のとおり、誤記修正を行いました。 (誤) B-蒸気発生器水位(広域) (Ⅰ) C-蒸気発生器水位(広域) (Ⅰ) (正) B-蒸気発生器水位(広域) (Ⅱ) C-蒸気発生器水位(広域) (Ⅲ)	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.6.0)	8条-別1-資2-添5-12 8条-別1-資8-64, 65	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 6. 0)	8条-別1-資7-17	比較のために記載している他電力記載について、以下のとおり、誤記修正を行いました。 (誤) 高浜1/2号炉 別添資料-1 資料6 p. 6-10より抜粋 (正) 高浜1/2号炉 別添資料-1 資料6 p. 6-12より抜粋	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 6. 0)	8条-別1-資7-18	比較のために記載している他電力記載について、以下のとおり、誤記修正を行いました。 (誤) 高浜1/2号炉 別添資料-1 資料6 p. 6-10より抜粋 (正) 高浜1/2号炉 別添資料-1 資料6 p. 6-11より抜粋	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 6. 0)	8条-別1-資8-32	比較のために記載している他電力記載について、以下のとおり、誤記修正を行いました。 (誤) また、この発熱速度に相当する潤滑油の漏えい量は、 (正) また、この発熱量に相当する潤滑油の漏えい量は、 (誤) 原子炉格納容器内の油内包機器については、 (正) 原子炉格納容器内の潤滑油内包機器については、	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 6. 0)	8条-別1-資8-添1-1	比較のために記載している他電力記載について、以下のとおり、誤記修正を行いました。 (誤) 以下の機能を達成するための手段(安全停止パス)を、 (正) 以下の機能を達成するための手段(成功パス)を、	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 6. 0)	8条-別1-資8-添2-6	比較のために記載している他電力記載について、以下のとおり、誤記修正を行いました。 (誤) 長期間高温にさらされると劣化する。 (正) 長時間高温にさらされると劣化する。	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 6. 0)	8条-別1-資8-添3-5	比較のために記載している他電力記載について、以下のとおり、誤記修正を行いました。 (誤) その面積あたりの放水量(約13.7/分/m ²)は、スプリンクラー(約3.2/分/m ²)の約4倍である。 (正) その面積あたりの放水量(約13.7 $\bar{0}$ /分/m ²)は、スプリンクラー(約3.2 $\bar{0}$ /分/m ²)の約4倍である。	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r. 7. 0)	8条-別添1-資料7-添付1-5	以下の図面について、記載の適正化を行いました。 第3図の記載のうち、タービン動補助給水ポンプ起動盤トレンAと補助給水ポンプ出口流量調節弁盤トレンAのエリアに新たに設置する火災区画を明記しました。	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 6. 0)	8条-別1-資7-添1-6	同上	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r. 7. 0)	8条-別添1-資料5-添付4-30	別紙1の記載について、誤記修正を行いました。 (誤) 消火器又は消火栓 (正) 全域ハロゲン化物消火設備(消火困難、系統分離)	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 6. 0)	8条-別1-資5-添4-30	同上	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r. 7. 0)	8条-70	以下の図面について、記載の最新化を行いました。 第10.5.4図の記載のうち、原子力安全・品質保証室員の役割について、所内体制の変更に合わせて最新化を図りました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 6. 0)	8条-本-111	同上	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 6. 0)	8条-別1-資2-添2-1	以下のとおり、記載の適正化(統一)を行いました。 (旧) ・大飯は泊との差異 ・女川は泊との差異 ・泊は女川との差異 (新) ・大飯は泊との相違 ・女川は泊との相違 ・泊は女川との相違	
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 6. 0)	8条-別1-資4-添1-5, 6	以下のとおり、大飯の表の記載が一部抜けていましたので追加しました。 添付資料2の燃焼試験結果速報の表の追加。	
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 6. 0)	8条-別1-資6-添3-1	以下のとおり、大飯の記載に誤記がありましたので、修正しました。 (誤) 消火設備の地震時の機能 (正) 消火設備の地震時の機能維持	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 6. 0)	8条-別1-資7-添10-16, 17	以下のとおり、大飯の火災区域区画図の記載が一部抜けていましたので追加しました。 海水管トンネルエリアと廃棄物庫の火災区域区画図を追加しました。	
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r. 7. 0)	8条-別添1-資料2-添付4-6	以下の図面について、記載の最新化(他条文の反映)を行いました。 第4図 直流電源設備の遮断器とメカニカルインターロックによる分離の記載について、他条文での変更に合わせて最新化を図りました。	
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 6. 0)	8条-別1-資2-添4-6	同上	
29	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r. 7. 0)	8条-別添1-資料7-添付5-10	以下のとおり、誤記修正を行いました。 (誤) 告示第1369号第一の二に準拠 (正) 告示第1369号第一の三のロに準拠	
30	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 6. 0)	8条-別1-資7-添5-30	同上	
31	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r. 7. 0)	8条-55, 64 8条-別添1-資料2-16, 17 8条-別添1-資料7-12 8条-別添1-資料7-添付-4-9 8条-別添1-資料8-59, 60, 61 8条-別添1-資料9-4, 6, 7, 8, 11	以下のとおり、社内ルールに則り、記載の統一を図りました。 (旧) 概略 概略配置図 概略図 (新) 概要 概要図 概要配置図	
32	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 6. 0)	8条-本-87, 103 8条-別1-資2-24, 25 8条-別1-資7-19 8条-別1-資7-添4-10 8条-別1-資8-100, 101, 102 8条-別1-資9-4, 6, 8, 10, 11, 15, 16	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
33	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.7.0)	8条-55,65	以下のとおり、社内ルールに則り、記載の統一を図りました。 (旧) 主要機器仕様 (新) 主要仕様	
34	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.6.0)	8条-本-87	同上	
35	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.7.0)	補足説明資料<概要>の項(ページ附番なし) 8条-14,15,20,54,55,56,63 8条-別添1-資料1-8,12,24,27,37,52,86,87,88,96 8条-別添1-資料5-3 8条-別添1-資料8-7 8条-別1-資料9-12	以下のとおり、社内ルールに則り、記載の統一を図りました。 ”等”を付ける場合には,”及び”, ”並びに”, ”又は”, ”若しくは”で接続するのではなく,”,”で接続することで、記載を統一しました。	
36	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.6.0)	8条-本-2 8条-本-14,16,23,85,87,102 8条-別1-資1-17,22,43,44,48,93,152,153,159 8条-別1-資5-6 8条-別1-資8-11 8条-別1-資9-16,17	同上	
37	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.7.0)	8条-39 8条-別添1-資料1-63 8条-別添1-資料6-添付12-6	以下のとおり記載の適正化を図りました。 (旧) 建屋貫通部付近の接続部 (新) 建屋接続部	
38	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.6.0)	8-とりまとめた資料-11 8条-本-61 8条-別1-資1-108 8条-別1-資6-添12-5	同上	
39	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.7.0)	8条-39 8条-別添1-資料1-63	以下のとおり記載の適正化を図りました。 (旧) 屋外の埋設消火配管については、「原子力発電所の火災防護規程(JEAC4626-2010)」により耐震性の確保を確認する設計とする。なお、給排水処理建屋からタービン建屋への消火配管、建屋間の洞道内に敷設することで地盤変位の影響を直接受けない設計とする。 (新) 屋外の埋設消火配管については、「原子力発電所の火災防護規程(JEAC4626-2010)」により耐震性を確保した設計とする。なお、給排水処理建屋からタービン建屋への消火配管は、建屋間のトレンチ内に敷設することで地盤変位の影響を直接受けない設計とする。	
40	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.6.0)	8条-本-61 8条-別1-資1-108	同上	
41	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.7.0)	8条-別添1-資料6-添付2-4,5,6	以下のとおり女川と同様な図面を追加し、記載の適正化を図りました。また、図面の追加により、図番の通し番号についても修正しています。 (旧) 記載なし (新) 「第5図：油内包機器の早期感知・起動対策の概要」と「第6図：油内包機器の早期感知・起動対策の概要」を新規追加	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
42	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 6. 0)	8条-別1-資6-添2-6, 7, 8	同上	
43	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r. 7. 0)	8条-別添1-資料10-添付3-4 8条-別添1-資料10-添付4-13 8条-別添1-資料10-添付5-3 8条-別添3-添付1-3	火災区画の変更(ほう酸ポンプ室及びダクトスペース部)について、火災区画特性表等へも反映を実施しました。	
44	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 6. 0)	8条-別1-資10-添3-5 8条-別1-資10-添4-13 8条-別1-資10-添5-3 8条-別3-添1-3	同上	
45	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r. 7. 0)	8条-別添1-資料1-33, 54, 61, 62 8条-別添1-資料1-参考4-3, 4 8条-別添1-資料1-参考6-3 8条-別添1-資料6-添付9-24 8条-別添1-資料6-添付12-4	屋外図面の最新化を図りました。	
46	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 6. 0)	8条-別1-資1-54, 96, 106, 107 8条-別1-資1-参4-4, 5 8条-別1-資1-参6-3 8条-別1-資6-添9-25 8条-別1-資6-添12-3	同上	
47	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r. 7. 0)	8条-19, 45 8条-別添1-資料1-19, 74	以下のとおり、社内ルールに則り、記載の統一を図りました。 ○○系, ○○設備, ○○系統の記載について、流路の場合は「系」、設備の場合は「設備」とし、原則「系統」については使用しない。	
48	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 6. 0)	8条-とりまとめた資料-2 8条-本-22, 75 8条-別1-資1-37, 129	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
49	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.7.0)	8条-別添1-資料6-添付12-7, 8	以下のとおり、屋外の埋設水消火配管の地盤変位対策について記載の充実化を行いました。 (旧)記載なし (新)5.屋外の水消火配管の地盤変位対策について 屋外の水消火配管の地盤変位対策については、「中越沖地震における原子力施設に関する調査・対策委員会中越沖地震における原子力施設に関する自衛消防及び情報連絡・提供に関するWG 報告書(平成20年2月 中越沖地震における原子力施設に関する調査・対策委員会)」において、中越沖地震に伴う消火配管の損傷状況として、「埋設配管に地盤沈下等により局部的に大きな変位が発生し機械継手部は完全破断、溶接継手部は損傷はあるが漏洩は微小」であったことから、「地盤変位対策として、地上化、トレンチ内設置、フレキシブル継手や溶接継手等を最優先で行うべきであり、中越沖地震で被害が集中した建屋接続部の機械式継手は廃止すべきである。」とされている。 このため、泊3号炉の屋外水消火配管における地盤変位対策として、地上化又はトレンチ内設置とともに、建屋接続部及びタンク接続部にはフレキシブル継手又は溶接継手を採用する設計としている。加えて、確実な凍結防止対策を行うため埋設としている水消火配管については、同WG報告書を踏まえ高圧ガス導管耐震設計指針に基づき耐震性評価を実施し、必要な耐震性を有する設計としている。 また、万一の消火配管の漏えいについては、圧力低下に伴う中央制御室への警報発信により検知し、地上化部は目視、トレンチ内は漏水検知器の動作による警報発信及び目視、埋設部については消火配管系統の弁開閉操作により圧力低下を確認することで漏えい箇所を特定している。加えて、万一の水消火配管の損傷を考慮し、移動式消火設備である化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車の配備並びに移動式消火設備による消火水の供給を可能とするよう建屋外壁に給水接続口を設置している。 泊発電所3号炉の屋外の水消火配管は以上の地盤変位対策により、十分な耐震性を有しており、万一の水消火配管の損傷時においても消火活動が可能な設計としている。	
50	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.6.0)	8条-別1-資6-添12-6	同上	
51	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.7.0)	8条-39 8条-別添1-資料1-63, 64	以下のとおり、以下のとおり記載の充実化を行い、比較対象として、大飯欄に島根2号炉の記載を追加しました。また、現場の状況が分かるよう、図及び写真についても追加しました。 (旧)記載なし (新)また、地盤変位対策として、タンク接続部にはフレキシブル継手を採用することで、地盤変位による変形を配管系統全体で吸収する設計とする。	
52	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.6.0)	8-とりまとめた資料-11 8条-本-62 8条-別1-資1-108, 109	同上	
53	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.7.0)	8条-別添1-資料1-19	以下のとおり誤記修正を行いました。 (誤) 中央制御室へ警報を発砲 (正) 中央制御室へ警報を発報	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
54	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 6. 0)	8条-別1-資1-37	同上	
55	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r. 7. 0)	8条-別添1-資料7-添付5-3	以下のとおり誤記修正を行いました。 (誤) 遮炎性を判断基準として耐火性能を有することを確認している。(添付資料5) (正) 遮炎性を判断基準として耐火性能を有することを確認している。(添付資料4)	
56	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 6. 0)	8条-別1-資7-添5-7	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第9条 溢水による損傷の防止等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r.11.0)	資料全般	記載の適正化として「系統」を「系」に変更した。	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r.9.0)	資料全般	同上	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r.11.0)	資料全般	ページ番号の表記を条文間整合のため修正した。	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r.9.0)	資料全般	同上	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r.11.0)	9条-6	号炉間で共用する建屋における溢水源の想定につて、女川の審査実績を踏まえ記載を適正化した。	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r.9.0)	9-13	同上	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r.11.0)	9条-9	地震起因の溢水評価において、循環水管の破損箇所からの津波の流入量を考慮することを記載した。(柏崎6, 7号炉審査実績の反映)	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r.9.0)	9-19	同上	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r.11.0)	9条-13	機能喪失高さの設定方針について、島根及び女川の審査実績を踏まえ記載を適正化した。	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r.9.0)	9-26	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r. 11. 0）	9条-別添-48, 49	使用済燃料ピットのスロッシング解析について、モデル化の考え方および解析メッシュの考え方について以下の記載を追記した。 ・表8-1 解析条件（モデル化範囲） 「建築図からピット及び躯体寸法を読み取り、ピット形状を模擬した。」 ・図8-7 使用済燃料ピットの3次元メッシュ図（注記を追加） 「メッシュ設定は、図に示すように気液界面及び建屋構造物不連続部を密に設定している。」	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止（DB09-9 r. 9. 0）	9-別添1-82, 84	同上	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r. 11. 0）	9条-別添1-57	・電気建屋内の全ての系統の通水流量を合算し、補機放水路で排出可能であることを記載することとした。（図10-1の※に追記） ・上記により、一次系放水ピットの最大水位はT.P. 8. 2mとなるが、電気建屋の溢水水位として設定している原子炉補機冷却海水放水路の流路開口上端のT.P. 8. 7mに対しては十分な保守性を確保できている。	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止（DB09-9 r. 9. 0）	9-別添1-98, 99	同上	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r. 11. 0）	9条-別添1-62 9条-別添1-補足36-2, 5, 11	泊発電所屋外面図面の更新に伴う図面の差し替え	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止（DB09-9 r. 9. 0）	9-別添1-104 9-別添1-補36-5, 8, 16	同上	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r. 11. 0）	9条-別添1-66	13項の地下水による影響評価のうち、地下水排水設備が設置されていない建屋として項目を分けていた「（3）燃料油貯油槽タンク室について」及び「（4）取水ピットポンプ室について」は、地下水排水設備の機能に期待できない点が共通である「（2）湧水ピットポンプ停止時における地下水による影響」に含めて記載することに適正化している。	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止（DB09-9 r. 9. 0）	9-別添1-111	同上	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r. 11. 0）	9条-別添1-添付2-1	資料名称において、「2. 1」を削除。	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止（DB09-9 r. 9. 0）	9-別添1-添2-1	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r. 11. 0)	9条-別添1-添付6-17	系統名称の統一による記載適正化 旧：非常用電源系 新：非常用所内電源系	
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 9. 0)	9-別添1-添6-23	同上	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r. 11. 0)	9条-別添1-添付6-1 9条-別添1-添付6-5	誤記訂正 ①誤：「～シールするものであるため、～」 正：「～シールするものであるため、～」 ②誤：「過酷」 正：「苛酷」	
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 9. 0)	9-別添1-添6-1, 10	同上	
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r. 11. 0)	9条-別添1-添付9-1 9条-別添1-添付9-2	高压注入ポンプ室内の止水板は、没水評価にて期待しなくても評価が成立することを確認できたため、止水に期待する設備から削除した。	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 9. 0)	9-別添1-添9-1 9-別添1-添9-2	同上	
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r. 11. 0)	9条-別添1-添付12-4	以下のとおり、記載を適正化した。 「タービン発電機系統」を「固定子冷却水処理装置」と「密封油処理装置」に分けて記載した。	
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 9. 0)	9-別添1-添12-4	同上	
29	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 9. 0)	9-別添1-添13-16	以下のとおり、修正した。 誤：図3 HSCR-003 解析モデル図 (STPA23 最小裕度の範囲) (2/2) 正：図3 HS-003 解析モデル図 (STPT38 最小裕度の範囲) (2/2)	
30	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 9. 0)	9-別添1-添13-17	誤記修正 ①誤：地震応力の算出に当たっては 正：地震応力の算出にあたっては ②誤：等分布質量の連続はり 正：等分布質量の連続梁	
31	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r. 11. 0)	9条-別添1-添付13-10	誤記修正 誤：4. 具体的な評価手順 正：4. 評価手順	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
32	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 9. 0)	9-別添1-添13-18	同上	
33	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 9. 0)	9-別添-添13-19	誤記修正(鍵括弧の付け忘れ) 誤:「電源開発株式会社大間原子力発電所第1号機の工事計画認可申請に係る意見聴取会(機器・配管系)(第2回)意見反映版 資料4 機器・配管系の設計用減衰定数について」 正:「電源開発株式会社大間原子力発電所第1号機の工事計画認可申請に係る意見聴取会(機器・配管系)(第2回)意見反映版 資料4 機器・配管系の設計用減衰定数について」	
34	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r. 11. 0)	9条-別添1-添付15-1	内面ライニング管のうち、肉厚測定の対象から除外しているものについては、ガイドの記載を踏まえ、以下のとおり記載を適正化した。 修正前 海水系統のような内面ライニング配管については、対象外とする。 修正後 海水系統のような内面ライニング配管のうち損傷状態を非破壊検査によって定期的に確認している部位については、対象外とする。	
35	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 9. 0)	9条-別添1-添15-3	同上	
36	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r. 11. 0)	9条-別添1-添付15-8	肉厚測定結果については詳細設計段階で示すことにして、表3を削除していたが、追而扱いで表3を示すことにした。	
37	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 9. 0)	9-別添1-添15-12	同上	
38	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r. 11. 0)	9条-別添1-添付16-4	「表10 出入管理建屋 系統別溢水量(地震起因)」のうち「原子炉補給水系(脱塩水)」の「系統溢水量」の誤記訂正。 誤「440.7」⇒正「340.7」	
39	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 9. 0)	9-別添1-添16-13	同上	
40	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r. 11. 0)	9条-別添1-添付19-1 9条-別添1-補足17-5 9条-別添1-補足20-10 9条-別添1-補足21-2, 3	用語を統一した。 旧:抽出配管 新:化学体積制御系(抽出配管)	
41	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 9. 0)	9-別添1-添19-2 9-別添1-補5-2 9-別添1-補20-10 9-別添1-補21-3, 4	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
42	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r. 11. 0）	9条-別添1-添付21-1	消火栓からの溢水量について、消火栓2箇所からの放水を想定していることが分かるように記載を適正化した。 修正前 ・屋内消火栓からの溢水量 溢水量（屋内消火栓）＝18.0[m ³ /h]×放水時間 ・屋外消火栓からの溢水量 溢水量（屋外消火栓）＝46.8[m ³ /h]×放水時間 修正後 ・屋内消火栓からの溢水量 溢水量（屋内消火栓）＝150 [L/min] × 2箇所×放水時間 ・屋外消火栓からの溢水量 溢水量（屋外消火栓）＝390 [L/min] × 2箇所×放水時間	
43	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止（DB09-9 r. 9. 0）	9-別添1-添付21-5	同上	
44	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r. 11. 0）	9条-別添1-添付24-2	3 A, B - 高圧注入ポンプ室の止水板撤去に伴う評価結果の見直しを反映した。	
45	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止（DB09-9 r. 9. 0）	9-別添1-添付24-3	同上	
46	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r. 11. 0）	9条-別添1-添付30-3 9条-別添1-添付30-9 9条-別添1-添付30-10 9条-別添1-添付30-12 9条-別添1-添付30-13 9条-別添1-添付30-22 9条-別添1-添付30-34	誤記訂正 ①誤：「本評価ガイドは、実用発電用軽水型原子炉施設に適用する」 正：「本評価ガイドは、実用発電用原子炉及びその附属施設に適用する」 ②誤：「火災防護規定」 正：「火災防護」 ③誤：「動作」 正：「作動」 ④誤：「下部」 正：「下位」 ⑤誤：「または」 正：「又は」 ⑥誤：「次式を用いて」 正：「次式に基づいて」 ⑦誤：「算定」 正：「算出」	
47	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止（DB09-9 r. 9. 0）	9-別添1-添付30-2 9-別添1-添付30-8 9-別添1-添付30-9 9-別添1-添付30-10 9-別添1-添付30-11 9-別添1-添付30-17 9-別添1-添付30-27	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
48	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 9. 0)	9条-別添1-添30-30	消火水放水量の設定について、記載の抜けがあったため修正した。	
49	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 9. 0)	9-別添1-添30-24	同上	
50	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r. 11. 0)	9条-別添1-添付44-1	誤記訂正 ①誤: 「優位な劣化」 正: 「有意な劣化」	
51	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 9. 0)	9-別添1-添44-1	同上	
52	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r. 11. 0)	9条-別添1-補足2-1	誤記修正 誤: 配管破断箇所 正: 配管破損箇所	
53	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 9. 0)	9-別添1-補2-3	同上	
54	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r. 11. 0)	9条-別添1-補足3-28	表番号について、「表5.2」を「表5」に修正(女川2号炉は「表5.1」と「表5.2」の2つがあるが、泊3号炉では「表5.1」として記載する事項がなく「表5.2」のみとなることから単純に「表5」とした)。	
55	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 9. 0)	9-別添1-補3-52	同上	
56	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r. 11. 0)	9条-別添1-補足3-18	誤記修正(「⑤主給水流量喪失」と「⑨負荷の喪失」の記載が交差する箇所) 誤: 重畳事象は⑥により直ちに原子炉トリップするため、単独事象である⑥で代表できる。【抽出事象⑥】 正: 重畳事象は⑨により直ちに原子炉トリップするため、単独事象である⑨で代表できる。【抽出事象⑨】	
57	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 9. 0)	9-別添1-補3-20	同上	
58	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r. 11. 0)	9条-別添1-補足4-3	※1 「主給水喪失」→「主給水流量喪失」に修正。 ※3 「原子炉格納容器スプレイ系統 等他設備が必要」→「原子炉格納容器スプレイ系等の他設備が必要」に修正。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
59	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 9. 0)	9-別添1-補4-3	同上	
60	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r. 11. 0)	9条-別添1-補足4-13 9条-別添1-補足4-14	テキストボックスの文字が見切れていたのを修正。 「⑦事故時のプラント状態の把握機」→「⑦事故時のプラント状態の把握機能」	
61	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 9. 0)	9-別添1-補4-13 9-別添1-補4-14	同上	
62	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r. 11. 0)	9条-別添1-補足5-1	設置許可基準規則解釈からの引用部分の記載を見直した(誤記修正含む) 旧: “溢水が発生した場合でも, . . . , 停止状態にある場合は, 引き続きその状態を維持できる”を確認する。 新: “溢水が発生した場合でも, . . . , 停止状態にある場合は, 引き続きその状態を維持できること”を確認する。	
63	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 9. 0)	9-別添1-補5-1	同上	
64	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r. 11. 0)	9条-別添1-補足7-7, 8, 9	“系統”⇒“系”へ変更したことにより表2の記載を適正化した。 旧: 表2を1/4～4/4に分けて記載 新: 表2を1/3～3/3に分けて記載	
65	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 9. 0)	9-別添1-補7-9, 10, 11	同上	
66	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r. 11. 0)	9条-別添1-補足10-1	誤記を修正した。 誤: 添付資料17「想定破損による溢水影響評価結果」 正: 添付資料17「想定破損による没水影響評価結果」	
67	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 9. 0)	9-別添1-補10-1	同上	
68	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 9. 0)	9-別添1-補12-8	誤記修正 誤: 図2 正: 図1	
69	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r. 11. 0)	9条-別添1-補足14-1, 3	隔離時間の算出において, 中央制御室での遠隔停止機能を喪失した場合を考慮して, 現地停止操作に関する時間を含めた算出としていることを明記した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
70	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 9. 0)	9-別添1-補14-2, 4	同上	
71	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r. 11. 0)	9条-別添1-補足21-13, 14 9条-別添1-補足23-1~5	記載を適正化した。 旧: 補助蒸気系統 新: 補助蒸気系配管	
72	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 9. 0)	9-別添1-補21-19, 20 9-別添1-補23-1, 3~7	同上	
73	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r. 11. 0)	9条-別添1-補足23-2~5	記載を適正化した。 旧: 系統 新: 対象配管	
74	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 9. 0)	9-別添1-補23-3~6	同上	
75	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r. 11. 0)	9条-別添1-補足32-4	止水板撤去に伴う3A-高圧注入ポンプ室の溢水水位を反映した。	
76	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 9. 0)	9-別添1-補32-4	同上	
77	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r. 11. 0)	9条-別添1-補足34-4, 10	消火水放水量の記載を適正化した。 「780L/min」⇒「390L/min×2箇所」	
78	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 9. 0)	9-別添1-補34-5, 10	同上	
79	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r. 11. 0)	9条-別添1-補足43-2, 3	泊はゆらぎ対策を実施する対象設備が無いことを踏まえ、表1~表3の表題を「ゆらぎ影響評価結果」に修正した。	
80	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 9. 0)	9-別添1-補43-3~5	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第10条 誤操作の防止

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第10条 誤操作の防止 (DB10-9 r. 11. 0)	10-1, 2	目次について、まとめ資料に合わせて別添1の記載を削除し、「別添2」を「別添」に修正した。	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第10条 誤操作の防止 (DB10 r. 12. 0)	<概要>	記載ルール(「又は」と「等」の併記不可)に基づき以下の修正を行った。 (下線部参照) (旧) 設備又は運用等について説明する。 (新) 設備、 <u>運用</u> 等について説明する。	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第10条 誤操作の防止 (DB10-9 r. 11. 0)	10-3	同上	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第10条 誤操作の防止 (DB10 r. 12. 0)	10条-4	記載ルール(「及び」と「等」の併記不可)に基づき以下の修正を行った。 (下線部参照) (旧) 防火・防災管理業務及び初期消火活動のための体制及び運用方法等については「10.5 火災防護設備」に示す。 (新) 防火・防災管理業務及び初期消火活動のための体制、 <u>運用</u> 方法等については「10.5 火災防護設備」に示す。	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第10条 誤操作の防止 (DB10-9 r. 11. 0)	10-6	同上	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第10条 誤操作の防止 (DB10 r. 12. 0)	10条-8	記載ルール(「及び」と「等」の併記不可)に基づき以下の修正を行った。 (下線部参照) (旧) 中央制御盤の配置及び操作器具の盤面配置等については (新) 中央制御盤の配置、 <u>操作器具の盤面配置</u> 等については	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第10条 誤操作の防止 (DB10-9 r. 11. 0)	10-15	同上	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第10条 誤操作の防止 (DB10 r. 12. 0)	10条-14	記載ルール(「及び」と「等」の併記不可)に基づき以下の修正を行った。 (下線部参照) (旧) 電話、FAX及び社内ネットワークシステムに接続されたパソコン等の公的機関から気象情報を入手できる設備を設置する。 (新) 電話、FAX、 <u>社内ネットワークシステムに接続されたパソコン</u> 等の公的機関から気象情報を入手できる設備を設置する。	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第10条 誤操作の防止 (DB10-9 r. 11. 0)	10-26	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第10条 誤操作の防止 (DB10 r. 12.0)	10条-16	記載ルール(「及び」と「等」の併記不可)に基づき以下の修正を行った。 (下線部参照) (旧)上記のことから、地震及び火災等の環境条件を想定しても、運転員は容易に操作することができる。 (新)上記のことから、地震、火災等の環境条件を想定しても、運転員は容易に操作することができる。	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第10条 誤操作の防止 (DB10-9 r. 11.0)	10-28	同上	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第10条 誤操作の防止 (DB10 r. 12.0)	10条-28	記載ルール(「及び」と「等」の併記不可)に基づき以下の修正を行った。 (下線部参照) (旧)また、中央制御室内に設置する制御盤及び工具や可搬型照明を保管するキャビネット等は床等に固定することにより、 (新)また、中央制御室内に設置する制御盤、工具や可搬型照明を保管するキャビネット等は床等に固定することにより、	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第10条 誤操作の防止 (DB10-9 r. 11.0)	10-37	同上	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第10条 誤操作の防止 (DB10 r. 12.0)	10条-41	記載ルール(「及び」と「等」の併記不可)に基づき以下の修正を行った。 (下線部参照) (旧)同一種類で多重化された指示計及び操作器等は、左からA、B、Cの順又は上からA、B、Cの順に配置する。 (新)同一種類で多重化された指示計、操作器等は、左からA、B、Cの順又は上からA、B、Cの順に配置する。	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第10条 誤操作の防止 (DB10-9 r. 11.0)	10-58	同上	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第10条 誤操作の防止 (DB10 r. 12.0)	10条-48	用語統一のため、以下の修正を行った。(下線部参照) (旧)給水系統 蒸気系統 水消火系統 潤滑油系統 (新)給水系 蒸気系 水消火系 潤滑油系	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第10条 誤操作の防止 (DB10-9 r. 11.0)	10-69	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第10条 誤操作の防止（DB10 r. 12.0）	10条-54	記載ルール（「及び」と「等」の併記不可）に基づき以下の修正を行った。 （下線部参照） （旧） （2）運転員の教育 QMSに基づいた計画的なシミュレータ訓練（社内、社外）及びOJT教育等により習熟を図り、誤操作防止に努めている。 （4）操作前打ち合わせ 重要な運転操作や作業等を実施する場合において、事前に操作する運転員と役職者との打ち合わせを実施し、操作時における注意事項の周知、操作する上でのリスクの共有及び過去の不適合事象の周知等を実施することで誤操作防止に努めている。 （新） （2）運転員の教育 QMSに基づいた計画的なシミュレータ訓練（社内、社外） <u>、</u> OJT教育等により習熟を図り、誤操作防止に努めている。 （4）操作前打ち合わせ 重要な運転操作や作業等を実施する場合において、事前に操作する運転員と役職者との打ち合わせを実施し、操作時における注意事項の周知、操作する上でのリスクの共有 <u>、</u> 過去の不適合事象の周知等を実施することで誤操作防止に努めている。	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第10条 誤操作の防止（DB10-9 r. 11.0）	10-75	同上	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第10条 誤操作の防止（DB10 r. 12.0）	10条-別紙2-37	用語統一のため、以下の修正を行った。（下線部参照） （旧）図1 1次及び2次冷却設備系統概略図 （新）図1 1次及び2次冷却設備系統概要図	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第10条 誤操作の防止（DB10-9 r. 11.0）	10-129	同上	
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第10条 誤操作の防止（DB10 r. 12.0）	10条-別紙3-1	記載ルール（「及び」と「等」の併記不可）に基づき以下の修正を行った。 （下線部参照） （旧）基本設計とし、仕様、環境条件、品質重要度、工程及び設計取合い境界等の要求事項を明確にする。 （新）基本設計とし、仕様、環境条件、品質重要度、工程 <u>、</u> 設計取合い境界等の要求事項を明確にする。	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第10条 誤操作の防止（DB10-9 r. 11.0）	10-146	同上	
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第10条 誤操作の防止（DB10-9 r. 11.0）	全般	「泊発電所3号炉，大飯発電所3／4号炉」欄 マスキング箇所に係る公開不可の注意事項について、まとめ資料と同様の記載を比較表にも記載した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第10条 誤操作の防止 (DB10-9 r. 11. 0)	10-1	「大飯発電所3/4号炉」欄 以下の脱字を修正した。(下線部参照) (旧) 第10条 誤操作の防止 (新) 第10条 誤操作の防止	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第10条 誤操作の防止 (DB10-9 r. 11. 0)	10-1	「大飯発電所3/4号炉」欄 目次の2.2項と2.5項の間に2.3項を追加し、記載を適正化した。	
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第10条 誤操作の防止 (DB10-9 r. 11. 0)	10-11	「大飯発電所3/4号炉」欄 以下の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) 規程類 (新) 規定類	
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第10条 誤操作の防止 (DB10-9 r. 11. 0)	10-14, 15, 21	「大飯発電所3/4号炉, 女川原子力発電所2号炉」欄 記載の統一のため、設置許可引用枠を破線から実線に変更した。	
29	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第10条 誤操作の防止 (DB10-9 r. 11. 0)	10-16	「女川原子力発電所2号炉」欄 以下の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) (3) 中央制御室内での操作が困難な場合には、中央制御室以外からも、発電用原子炉をスクラム後の高温状態から低温状態に容易に導けるようにする。 (新) (3) 中央制御室内での操作が困難な場合には、中央制御室以外からも、原子炉をスクラム後の高温状態から低温状態に容易に導けるようにする。	
30	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第10条 誤操作の防止 (DB10-9 r. 11. 0)	10-16, 25	「女川原子力発電所2号炉」欄 26条の範囲において、女川10条まとめ資料にはない記載を比較表に引用していることを明記した。	
31	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第10条 誤操作の防止 (DB10-9 r. 11. 0)	10-19, 20, 21	「大飯発電所3/4号炉, 女川原子力発電所2号炉」欄 26条の範囲において、設置許可引用枠の範囲を適正化した。	
32	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第10条 誤操作の防止 (DB10-9 r. 11. 0)	10-56	「大飯発電所3/4号炉」欄 以下の脱字を修正した。(下線部参照) (旧) ②プラントの異常時、プラントを安全に保つために必要なもの (新) ②プラントの異常時、プラントを安全に保つために必要なもの。	
33	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第10条 誤操作の防止 (DB10-9 r. 11. 0)	10-65	「女川原子力発電所2号炉」欄 箇条書きに不要な3つめの「・」を削除した。	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第11条 安全避難通路等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第11条 安全避難通路等 (DB11 r. 12. 0)	表紙 11条-別添-1, 2	ページ付番を修正した。(下線部参照) (旧) 別添 <u>1</u> (新) 別添	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第11条 安全避難通路等 (DB11-9 r. 11. 0)	11-1	大飯発電所欄の誤記を訂正した。(下線部参照) (旧) 第11条:安全避難通路等について (新) 第11条 安全避難通路等	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第11条 安全避難通路等 (DB11-9 r. 11. 0)	11-5	大飯発電所欄の誤記を訂正した。(下線部参照) (旧) 1. 1. 1 安全設計の基本方針 <u>1. 1. 1. 10</u> 避難通路、照明、通信連絡設備 (新) 1. 1. 1. <u>10</u> 安全設計の基本方針 避難通路、照明、通信連絡設備	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第11条 安全避難通路等 (DB11-9 r. 11. 0)	11-8	大飯発電所欄の誤記を訂正した。(下線部参照) (旧) …所内低圧系統より… (新) …所内低圧系より…	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第11条 安全避難通路等 (DB11-9 r. 11. 0)	11-11	女川発電所欄の誤記を訂正した。(下線部参照) (旧) …手順を定め適切な… (新) …手順を定め、 <u>適切な</u> …	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第11条 安全避難通路等 (DB11-9 r. 11. 0)	11-12	女川発電所欄の誤記を訂正した。(下線部参照) (旧) …作業場所及び、 <u>安全施設が</u> … (新) …作業場所、 <u>及び安全施設が</u> …	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第11条 安全避難通路等 (DB11-9 r. 11. 0)	11-14, 16	大飯発電所欄の表転記漏れを訂正した。	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第12条 安全施設

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.10.0)	目次	以下のとおり記載を修正した。(下線部参照) 旧:別添1 泊発電所3号炉 運用, 手順説明資料 <u>安全施設</u> 新:別添 泊発電所3号炉 運用, 手順説明資料 安全施設	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.9.0)	12-3	同上	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.10.0)	12条-13	以下のとおり記載を修正した。(下線部参照) 旧:…当該設備に対する多重性の要求は適用しない。設計に当たっては、格納容器再循環サンプル水位の確認により、 <u>事故時の再循環水のほう素濃度が未臨界ほう素濃度以上であることを確認でき、…</u> 新:…当該設備に対する多重性の要求は適用しない。設計に当たっては、 <u>原子炉冷却材喪失後24時間が経過した時点で燃料取替用水ピットからのほう酸水が炉心に注入されているため、格納容器再循環サンプル水位の確認により、注入されるほう酸量を把握し炉水中のほう素濃度が未臨界維持に必要なほう素濃度以上であることを確認でき、…</u>	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.9.0)	12-27	同上	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.10.0)	12条-21	以下のとおり記載を修正した。(下線部参照) 旧:…当該設備に対する多重性の要求は適用しない。設計に当たっては、格納容器再循環サンプル水位の確認により、 <u>事故時の再循環水のほう素濃度が未臨界ほう素濃度以上であることを確認でき、…</u> 新:…当該設備に対する多重性の要求は適用しない。設計に当たっては、 <u>原子炉冷却材喪失後24時間が経過した時点で燃料取替用水ピットからのほう酸水が炉心に注入されているため、格納容器再循環サンプル水位の確認により、注入されるほう酸量を把握し炉水中のほう素濃度が未臨界維持に必要なほう素濃度以上であることを確認でき、…</u>	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.9.0)	12-38	同上	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.9.0)	12-47	大飯の欄に、比較のため別添1 7. を貼り付けた。	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.9.0)	12-66	大飯の欄の「…解体※場所…」の※を上付きに修正した。	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.10.0)	12条-46	作業環境中での作業性低下を考慮し、ダクト修復の概略工程を見直した。	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.9.0)	12-70	同上	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.9.0)	12-68, 69	大飯の欄に、比較のため別添1 2. 6を貼り付けた。	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.9.0)	12-76	大飯の欄の「…7m3/min…」の3を上付きに修正した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.9.0)	12-99	大飯の欄の「…格納容器圧力(PCV)…」のCVを下付きに修正した。	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.9.0)	12-109	記載内容比較のため、伊方3号機まとめ資料添付1を貼り付け、相違理由を記載した。	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.9.0)	12-146	大飯の欄の(注記1)及び(注記2)を上付きに修正した。	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.10.0)	12条-94	作業環境中での作業性低下を考慮し、ダクト修復の概略工程を見直した。	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.9.0)	12-132	同上	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.9.0)	12-150	大飯の欄の「…設備を抽出(※)」の※を上付きに修正した。	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.9.0)	12-別紙1-2-104, 105	大飯の欄に、比較のため別添1 5. を貼り付けた。	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.10.0)	12条-別紙1-12-11	アルミ使用量見直し無しでの現行の安全解析と静的単一故障に係る記載を削除した(伊方3号炉と同様な記載内容にした)。	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.10.0)	12条-別紙1-12-13, 14	表4において、アルミ使用量見直し無しでの静的単一故障発生を想定した解析に関する記載を削除した(伊方3号炉と同様な記載内容にした)。	
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.9.0)	12-別紙1-12-10~15	記載内容比較のため、伊方3号機まとめ資料添付1を貼り付け、相違理由を記載した。	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.9.0)	12-別紙1-12-12~14	表4において、アルミ使用量見直し無しでの静的単一故障発生を想定した解析に関する記載を削除した(伊方3号炉と同様な記載内容にした)。	
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.10.0)	12条-別紙1-12-14	※1の記載内容を修正した。 旧: 図9-6 新: 図6	
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.9.0)	12-別紙1-12-14	同上	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.9.0)	12-別紙1-12-32	大飯の欄の「(2) 漏えいの計算方法(1)」の(1)を上付きに修正した。	
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.9.0)	12-別紙1-12-37	大飯の欄の以下のとおり記載を修正した。(下線部参照) 旧: …別紙3… 新: …添付資料3…	
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.10.0)	別添 表紙	以下のとおり記載を修正した。(下線部参照) 旧: 別添1 泊発電所3号炉 運用, 手順説明資料 (安全施設) 新: 別添 泊発電所3号炉 運用, 手順説明資料 安全施設	
29	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.9.0)	12-別添-1	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第14条 全交流動力電源喪失対策設備

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第14条 全交流動力電源喪失対策設備 (DB14 r.13.0)	<概要>	記載ルール(「又は」と「等」の併記不可)に基づき以下の修正を行った。 (下線部参照) (旧) 設備又は運用等について説明する。 (新) 設備、運用等について説明する。	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第14条 全交流動力電源喪失対策設備 (DB14-9 r.11.0)	14-4	同上	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第14条 全交流動力電源喪失対策設備 (DB14 r.13.0)	14条-7	記載ルール(「及び」と「等」の併記不可)に基づき以下の修正を行った。 (下線部参照) (旧) 非常用の計装用インバータ(無停電電源装置)及びその他制御盤の待機電力等 (新) 非常用の計装用インバータ(無停電電源装置) <u>その他</u> 制御盤の待機電力等	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第14条 全交流動力電源喪失対策設備 (DB14-9 r.11.0)	14-11	同上	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第14条 全交流動力電源喪失対策設備 (DB14 r.13.0)	14条-16, 17	用語統一のため以下の修正を行った。(下線部参照) (旧) 主要機器仕様 (新) 主要仕様	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第14条 全交流動力電源喪失対策設備 (DB14-9 r.11.0)	14-21, 22	同上	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第14条 全交流動力電源喪失対策設備 (DB14 r.13.0)	14条-23, 44, 47	57条の記載と整合させるため、以下の修正を行った。(下線部参照) (旧) 中央制御室又は中央制御室に隣接する安全系計装盤室 (新) 中央制御室 <u>及び</u> 中央制御室に隣接する安全系計装盤室	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第14条 全交流動力電源喪失対策設備 (DB14-9 r.11.0)	14-28, 50, 53	同上	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第14条 全交流動力電源喪失対策設備 (DB14 r.13.0)	14条-39	26条の設備名称と整合させるため、以下の修正を行った。(下線部参照) (旧) 外の状態を監視する設備は、監視カメラ(構内監視カメラ、津波監視カメラ)、潮位計、取水ピット水位計、気象観測設備及び気象庁の警報情報を受信するための端末等があり、 (新) 外の状況を把握する設備は、監視カメラ(構内監視カメラ、津波監視カメラ)、潮位計、取水ピット水位計、気象観測設備、 <u>公的機関から気象情報を入手できる設備</u> があり、	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第14条 全交流動力電源喪失対策設備 (DB14-9 r. 11. 0)	14-44	同上	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第14条 全交流動力電源喪失対策設備 (DB14 r. 13. 0)	14条-48, 51	記載ルール(「及び」と「等」の併記不可)に基づき以下の修正を行った。 (下線部参照) (旧) 表示灯及び警報監視等 (新) 表示灯、警報監視等	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第14条 全交流動力電源喪失対策設備 (DB14-9 r. 11. 0)	14-54, 57	同上	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第14条 全交流動力電源喪失対策設備 (DB14 r. 13. 0)	14条-別紙8-2~6	別紙8の第1図~第5図を57条添付資料の図に合わせて最新化した。	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第14条 全交流動力電源喪失対策設備 (DB14-9 r. 11. 0)	14-81~83	同上	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第14条 全交流動力電源喪失対策設備 (DB14-9 r. 11. 0)	14-54, 57, 64, 72, 73	「女川発電所2号炉」欄 マスキング箇所に係る公開不可の注意事項について、まとめ資料と同様の記載を比較表にも記載した。	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 11.0)	16-3	「女川発電所2号炉」欄 以下の誤植を修正しました(下線部修正) (旧) 新規基準に伴う追加要求事項を明確化する (新) 新規基準に伴う追加要求事項を明確化する。	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 11.0)	16-43	「大飯発電所3/4号炉」欄 以下の記載を追加しました。 (新) 【まとめ資料作成範囲外のため。設置許可(令和3年5月)より引用】 ↓ (新) 【まとめ資料作成範囲外のため。設置許可(令和3年5月)より引用】 ↑	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 11.0)	16-92	「女川発電所2号炉」欄 以下の誤植を修正しました(下線部修正) (旧) 浮上り代を設けた構造とし、横行レールより (新) 浮上り代を設けた構造とし、 <u>トロリが浮上り</u> 、横行レールより	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 11.0)	16-98	「女川発電所2号炉」欄 以下の誤植を修正しました(下線部修正) (旧) 過度の巻上げ動作を自動停止 (新) 過度の巻上げが発生すると巻上げ動作を自動停止	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 11.0)	16-98	以下の記載を追記しました(下線部修正) (旧) 過度の巻上げ動作を自動停止 (新) 過度の巻上げが発生すると巻上げ動作を自動停止	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16 r. 13.0)	16条-別添1-29	同上	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 11.0)	16-116	「女川発電所2号炉」欄 以下の誤植を修正しました(下線部修正) (旧) 図1 燃料交換機 待機場所 (新) 図1 燃料交換機 待機 <u>範囲</u>	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 11.0)	16-117	「女川発電所2号炉」欄 以下の誤植を修正しました(下線部修正) (旧) 図2 原子炉建屋クレーン 待機場所 (新) 図2 原子炉建屋クレーン 待機 <u>範囲</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 11. 0)	16-118	「女川発電所2号炉」欄 以下の誤植を修正しました(下線部修正) (旧) 使用済燃料輸送容器のインターロック (新) 使用済燃料輸送容器移送のインターロック	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 11. 0)	16-118	「大飯発電所3/4号炉」欄 補足説明資料1を比較表に追加しました。	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 11. 0)	16-124	「大飯発電所3/4号炉」欄 【補助建屋クレーン走行限界位置】図が不足していたため、修正しました。	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 11. 0)	16-125	「女川発電所2号炉」欄 以下の誤植を修正しました(下線部修正) (旧) 吊荷荷重 (新) 吊荷重量	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 11. 0)	16-125	以下の記載を修正しました(下線部修正) (旧) 吊荷荷重 (新) 吊荷重量	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16 r. 13. 0)	16条-別添1-補足1-1	同上	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 11. 0)	16-125	「女川発電所2号炉」欄 以下の誤植を修正しました(下線部修正) (旧) ブレーキの構造については図5.2.11 参照 (新) ブレーキの構造については図5.2.11 参照。	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 11. 0)	16-125	以下の記載を追記しました(下線部修正) (旧) 設備構造上の落下防止対策参照 (新) 設備構造上の落下防止対策参照。	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16 r. 13. 0)	16条-別添1-補足1-1	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 11. 0)	16-126	「女川発電所2号炉」欄 以下の誤植を修正しました(下線部修正) (旧) ロープ部にトラス要素を設定した時刻歴解析を実施し (新) ロープ部にトラス要素を設定した時刻歴解析を実施し	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 11. 0)	16-126	「女川発電所2号炉」欄 以下の誤植を修正しました(下線部修正) (旧) 吊荷荷重 (新) 吊荷質量	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 11. 0)	16-127	「女川発電所2号炉」欄 以下の誤植を修正しました(下線部修正) (旧) 走行レールと壁面距離については図1に示す。 (新) 走行レールと壁面距離については図1に示す。	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 11. 0)	16-127	以下の記載を修正しました(下線部修正) (旧) 走行レールと壁面距離については図1に示す。 (新) 走行レールと壁面距離については図1に示す。	
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16 r. 13. 0)	16条-別添1-補足2-1	同上	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 11. 0)	16-127	「女川発電所2号炉」欄 以下の誤植を修正しました(下線部修正) (旧) 使用済燃料プールとの離隔距離が十分に確保されている為, (新) 使用済燃料プールとの離隔距離が十分に確保されているため,	
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 11. 0)	16-127	以下の記載を修正しました(下線部修正) (旧) 使用済燃料ピットとの離隔距離が十分に確保されている為, (新) 使用済燃料ピットとの離隔距離が十分に確保されているため,	
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16 r. 13. 0)	16条-別添1-補足2-1	同上	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 11. 0)	16-128	「女川発電所2号炉」欄 図2として誤った図が掲載されていたため、修正しました	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 11. 0)	16-129	「女川発電所2号炉」欄 以下の記載を追記しました(下線部修正) (新) その後の詳細点検において、走行部内部の軸受が損傷していることが確認された(図1参照)。	
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 11. 0)	16-129	以下の記載を追記しました(下線部修正) (新) その後の詳細点検において、走行部内部の軸受が損傷していることが確認された(図1参照)。	
29	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16 r. 13. 0)	16条-別添1-補足3-1	同上	
30	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 11. 0)	16-133	「女川発電所2号炉」欄 以下の誤植を修正しました(下線部修正) (旧) WANO, 原子力安全推進委員会, BWR事業者協議会等を通じて (新) WANO, 原子力安全推進協会, BWR事業者協議会等を通じて (旧) 予防処置が必要と判断した情報については発電所に送付 (新) 予防処置が必要と判断した情報について発電所に送付	
31	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 11. 0)	16-133	「女川発電所2号炉」欄 以下の誤植を修正しました(下線部修正) (旧) 予防処置 (新) 予防措置	
32	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 11. 0)	16-147	「大飯発電所3/4号炉」欄 補足説明資料2を比較表に追加しました。	
33	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 11. 0)	16-161 16-166	「大飯発電所3/4号炉」欄 以下の誤植を修正しました(下線部修正) (旧) 測定範囲 (新) 計測範囲 (旧) 取付箇所 (新) 設置場所	
34	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 11. 0)	16-173	「女川発電所2号炉」欄 以下の誤植を修正しました(下線部修正) (旧) 使用済燃料プールの温度、水位及び線量当量率について、 (新) 使用済燃料プールの温度、水位及び線量当量率について、	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
35	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 11. 0)	16-173	以下の記載を修正しました(下線部修正) (旧) 使用済燃料ピット温度, 水位及び燃料取扱場所の放射線量について, (新) 使用済燃料ピットの温度, 水位及び燃料取扱場所の放射線量について,	
36	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16 r. 13. 0)	16条-別添2-別紙1-1	同上	
37	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 11. 0)	16-176	「女川発電所2号炉」欄 以下の誤植を修正しました(下線部修正) (旧) プール水温の上昇に伴う沸騰による水位低下が予想される。 (新) プール水温の上昇に伴う沸騰による水位低下が想定される。	
38	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 11. 0)	16-177	「女川発電所2号炉」欄 以下の誤植を修正しました(下線部修正) (旧) 使用済燃料ピット水位・温度(ガイドパルス式)は, (新) 使用済燃料プール水位・温度(ガイドパルス式)は,	
39	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 11. 0)	16-178	「女川発電所2号炉」欄 以下の誤植を修正しました(下線部修正) (旧) プール水位の位置より下に設定する。 (新) プール水位の位置より下に設定をする。 (旧) 図1に使用済燃料プールとスキマサージタンク間の概略図, 図2に燃料貯蔵プール水位の警報設定範囲概略図 (新) 図1に使用済燃料プールとスキマサージタンク間の概要図, 図2に燃料貯蔵プール水位の警報設定範囲概要図	
40	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 11. 0)	16-178	以下の記載を修正しました(下線部修正) (旧) 水遮蔽厚さを維持するために設定する。 (新) 水遮蔽厚さを維持するために設定をする。	
41	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16 r. 13. 0)	16条-別添2-別紙2-1	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
42	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 11. 0)	16-179	「女川発電所2号炉」欄 以下の誤植を修正しました(下線部修正) (旧) 使用済燃料プールの冷却系機能喪失後、プール水温上昇速度 (新) 使用済燃料プールの冷却系 の 機能喪失後、プール水温上昇速度 (旧) 使用済燃料プールの冷却系機能喪失後、プール水温低下速度 (新) 使用済燃料プールの冷却系 の 機能喪失後、プール水位低下速度	
43	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 11. 0)	16-179	「女川発電所2号炉」欄 以下の誤植を修正しました(下線部修正) (旧) 水温低警報設定値 (新) 水位低警報設定値 (旧) 警報発生から補給停止操作をする上で余裕*を持った (新) 警報発生から補給停止操作をする上で余裕*を持った	
44	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 11. 0)	16-180	「女川発電所2号炉」欄 以下の誤植を修正しました(下線部修正) (旧) 燃料プールライナドレン漏えいの警報設定概略図を示す。 (新) 燃料プールライナドレン漏えいの警報設定概要図を示す。 (旧) 早期検出において余裕*を持った設計としている。 (新) 早期検出において余裕*を持った設計としている。 (旧) 水ドレン配管に溜まった場合、 (新) 水がドレン配管に溜まった場合、	
45	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 11. 0)	16-182	「女川発電所2号炉」欄 以下の誤植を修正しました(下線部修正) (旧) 約43℃から警報設定値57℃に達するまで約3.5時間であり、 (新) 約43℃から警報設定値57℃に達するまでに約3.5時間あり、	
46	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16 r. 13. 0)	16条-別添2-参考 全般	誤記訂正のため、線量率、空間線量率、線量当量率を放射線量率に統一した。(54条の資料の修正箇所を反映)	
47	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16 r. 13. 0)	16条-別添2-参考-11	本文第4.2.1表 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備(常設)の主要仕様様の記載と整合を図るため、使用済燃料ピット監視カメラの設備仕様のうち、計測範囲(-40~120℃)を削除した。(女川と同様)(54条の資料の修正箇所を反映)	
48	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16 r. 13. 0)	16条-別添2-参考-18	記載適正化のため、第16図 使用済燃料ピット監視設備の配置図について、原子炉建屋内の区分(原子炉格納施設、原子炉格納容器、周辺補機棟、燃料取扱棟)を記載した。また、54-2 配置図との整合を図り、各建屋名称の記載箇所を修正した。(54条の資料の修正箇所を反映)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
49	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 13. 0）	16条-別添2-参考-23, 24	記載適正化のため、補足資料3 使用済燃料ピット事故時環境下での監視計器の健全性についての表タイトル（第1表 使用済燃料ピットの重大事故等時での監視設備の健全性について）を追加した。また、第1表について、同様の資料である58条補足説明資料58-10（主要パラメータの耐環境性について）と同じ注記（※2 表中の各耐環境性の数値は基本設計段階の値であり、詳細設計により今後見直す可能性もある。）を追記した。（54条の資料の修正箇所を反映）	
50	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 13. 0）	16条-別添2-参考-24	誤記訂正のため、第1表 使用済燃料ピットの重大事故等時での監視設備の健全性についてにおける使用済燃料ピット可搬型エリアモニタの計測範囲について、以下のとおり修正した。（下線部参照）（54条の資料の修正箇所を反映） （旧）10nSv/h～1000mSv/h （新）10nSv/h～ <u>1,000</u> mSv/h	
51	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 11. 0）	16-194	「女川発電所2号炉」欄 以下の誤植を修正しました（下線部修正） （旧）使用済燃料プール周辺の作業で （新）使用済燃料プール周辺の作業で、 <u> </u>	
52	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 11. 0）	16-194	以下の記載を修正しました（下線部修正） （旧）使用済燃料ピット周辺の作業で （新）使用済燃料ピット周辺の作業で、 <u> </u>	
53	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 13. 0）	16条-別添4-添付1-1	同上	
54	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 11. 0）	16-197	「女川発電所2号炉」欄 以下の誤植を修正しました（下線部修正） （旧）使用済燃料プール周辺の設備の抽出 （新）使用済燃料プール周辺の設備等の抽出	
55	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 11. 0）	16-197	以下の記載を修正しました（下線部修正） （旧）使用済燃料プール周辺の設備の抽出 （新）使用済燃料プール周辺の設備等の抽出	
56	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 13. 0）	16条-別添4-添付2-1	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
57	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 11.0)	16-199	「女川発電所2号炉」欄 以下の誤植を修正しました(下線部修正) (旧) 内張りが健全性を確保している (新) ライニングが健全性を確保している (旧) 試験結果としては、内張りの最大減肉量は (新) 試験結果としては、 <u>ライニング</u> の最大減肉量は	
58	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 11.0)	16-199 16-201	「女川発電所2号炉」欄 図の表題「図1 模擬燃料集合体落下試験方法」の記載位置がずれていたため修正しました (旧) 16-199に記載 (新) 16-201に記載	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ (DB17 r11.0)	全般	ページ番号の付番修正	6/23ヒアリング版に反映済
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ (DB17-9 r11.0)	とりまとめた資料	・1-2) に別紙6を追加した。 ・1-2) で、添付○を別紙○に修正した。	6/23ヒアリング版に反映済
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ (DB17 r11.0)	目次	目次に「別紙6 原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大範囲に対して実施する非破壊試験について」を追加した。	6/23ヒアリング版に反映済
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ (DB17-9 r11.0)	17-2	同上	6/23ヒアリング版に反映済
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ (DB17 r11.0)	17条-19	耐震評価については、今後、基準地震動を用いた評価を行い、技術基準規則の要求を満足していることを確認することとし、耐震評価の結果、クラス1の要求事項を満足できない場合は、改造等により技術基準へ適合することを確認していくことの記載内容に修正した。(記載内容については、東海2号炉の記載内容を参照した。)	6/23ヒアリング版に反映済 追而関連
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ (DB17-9 r11.0)	17-27	同上	6/23ヒアリング版に反映済 追而関連
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ (DB17-9 r11.0)	17-23	大飯の欄で、「…復旧操作として閉止している」の文末に「。」を記載した。	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ (DB17 r11.0)	17条-別紙3-1	STEP2に記載の※を上付きに修正した。	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ (DB17-9 r11.0)	17-49	女川、泊のSTEP2に記載の※を上付きに修正した。	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ (DB17 r11.0)	17条-別紙6-1~7	別紙6を追加	6/23ヒアリング版に反映済
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ (DB17-9 r11.0)	17-57~63	同上	6/23ヒアリング版に反映済

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第24条 安全保護回路

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第24条 安全保護回路 (DB24-9 r.11.0)	24-5, 48, 54, 57, 62, 69	「記載適正化の結果として先行実績と記載表現が異なる箇所」について、相違理由欄に「記載表現の相違」を追記しました。	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第24条 安全保護回路 (DB24-9 r.11.0)	24-5, 23	「比較にあたり、先行実績の記載順序を入れ替えた箇所」を識別するため、「比較のため、記載順序を入れ替え」を追記しました。	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第24条 安全保護回路 (DB24-9 r.11.0)	24-19, 21	「比較にあたり、先行実績の設置許可を引用した箇所」を識別するため、「設置許可より引用」を追記しました。	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第24条 安全保護回路 (DB24-9 r.11.0)	24-24	「比較にあたり、先行実績の記載を再掲した箇所」を識別するため、「比較のため、再掲」を追記しました。	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第26条 原子炉制御室等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.12.0)	概要	以下のとおり、社内統一ルールにより記載を適正化した。 (旧) 2.において、設計基準対象施設について、追記要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。 (新) 2.において、設計基準対象施設について、追記要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備、運用等について説明する。	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.12.0)	26-2	以下のとおり、社内統一ルールにより記載を適正化し、大飯との相違理由を追記した。 (旧) 2.において、設計基準対象施設について、追記要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。 (新) 2.において、設計基準対象施設について、追記要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備、運用等について説明する。	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.12.0)	26条-10	以下のとおり、社内統一ルールにより記載を適正化した。 (旧) ~身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける設計とする。 (新) ~身体サーベイ、作業服の着替え等を行うための区画を設ける設計とする。	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.12.0)	26-15	以下のとおり、社内統一ルールにより記載を適正化し、女川及び大飯の相違理由を追記した。 (旧) ~身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける設計とする。 (新) ~身体サーベイ、作業服の着替え等を行うための区画を設ける設計とする。	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.12.0)	26条-16	以下のとおり、記載を適正化した。 (旧) (3) 事故時において、事故の状態を知り対策を講じるために必要なパラメータである原子炉格納容器内の圧力・温度等の監視が可能な設計とする。 (新) (3) 事故時において、事故の状態を知り対策を講じるために必要なパラメータである原子炉格納容器内の圧力、温度等の監視が可能な設計とする。	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.12.0)	26-25	以下のとおり、記載を適正化し、女川及び大飯との相違理由を追記した。 (旧) (3) 事故時において、事故の状態を知り対策を講じるために必要なパラメータである原子炉格納容器内の圧力・温度等の監視が可能な設計とする。 (新) (3) 事故時において、事故の状態を知り対策を講じるために必要なパラメータである原子炉格納容器内の圧力、温度等の監視が可能な設計とする。	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.12.0)	26条-19	以下のとおり、社内統一ルールにより記載を適正化した。 (旧) 中央制御盤の配置及び操作器具の盤面配置等については誤操作及び誤判断を防止でき、～ (新) 中央制御盤の配置、操作器具の盤面配置等については誤操作及び誤判断を防止でき、～	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.12.0)	26-31	以下のとおり、社内統一ルールにより記載を適正化した。 (旧) 中央制御盤の配置及び操作器具の盤面配置等については誤操作及び誤判断を防止でき、～ (新) 中央制御盤の配置、操作器具の盤面配置等については誤操作及び誤判断を防止でき、～	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.12.0)	26-36	「女川原子力発電所 2号炉」欄 上から2つのパラグラフを【東海第二発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書(令和4年11月25日、発電用原子炉施設の変更)より引用】枠で囲っていたが、上から1つ目のパラグラフまでに枠を縮小し、上から2つ目のパラグラフは【女川原子力発電所 設置変更許可申請書(2号炉完本) 令和4年8月現在より引用】の枠で囲うよう適正化した。	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.12.0)	26-38	「女川原子力発電所 2号炉」欄 「(外部電源喪失)」の構文について、以下のとおり記載を適正化した。 (旧) ～非常用ディーゼル発電機が起動することにより、操作に必要な照明用電源を確保し、運転操作に影響を与えず容易に操作ができる設計とする。 (新) ～、非常用ディーゼル発電機が起動することにより、 <u>運転操作に影響を与えず</u> 操作に必要な照明用電源を確保し、容易に操作ができる設計とする。	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.12.0)	26条-25	以下のとおり、社内統一ルールにより記載を適正化した。 (旧) ～中央制御室に電話、FAX及び社内ネットワークシステムに接続されたパソコン等の公的機関から気象情報を入手できる設備を設置する。 (新) ～中央制御室に電話、FAX、社内ネットワークシステムに接続されたパソコン等の公的機関から気象情報を入手できる設備を設置する。	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.12.0)	26-40	以下のとおり、社内統一ルールにより記載を適正化し、女川との相違理由を追記した。 (旧) ～中央制御室に電話、FAX及び社内ネットワークシステムに接続されたパソコン等の公的機関から気象情報を入手できる設備を設置する。 (新) ～中央制御室に電話、FAX、社内ネットワークシステムに接続されたパソコン等の公的機関から気象情報を入手できる設備を設置する。	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.12.0)	26条-26	以下のとおり、社内統一ルールにより記載を適正化した。 (旧) (2) 手順に基づき、監視カメラ及び気象観測設備等により発電用原子炉施設の外の状況を把握するとともに、～ (新) (2) 手順に基づき、監視カメラ、 <u>気象観測設備等</u> により発電用原子炉施設の外の状況を把握するとともに、～	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.12.0)	26-44	以下のとおり、社内統一ルールにより記載を適正化し、女川及び大飯との相違理由を追記した。 (旧) (2) 手順に基づき、監視カメラ及び気象観測設備等により発電用原子炉施設の外の状況を把握するとともに、～ (新) (2) 手順に基づき、監視カメラ、 <u>気象観測設備等</u> により発電用原子炉施設の外の状況を把握するとともに、～	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 12. 0)	26条-32	以下のとおり, 社内統一ルールにより記載を適正化した。 (旧) 第8.2.2表 補助建屋換気空調設備の設備仕様 (新) 第8.2.2表 補助建屋換気空調設備の主要仕様	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 12. 0)	26-63	以下のとおり, 社内統一ルールにより記載を適正化した。 (旧) 第8.2.2表 補助建屋換気空調設備の設備仕様 (新) 第8.2.2表 補助建屋換気空調設備の主要仕様	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 12. 0)	26条-36	女川実績を踏まえ, 以下を追記した。 別添1 泊発電所3号炉 原子炉制御室等について(被ばく評価除く) 別添2 泊発電所3号炉 原子炉制御室の居住性に係る被ばく評価について 3. 運用, 手順説明資料 別添3 泊発電所3号炉 運用, 手順説明資料 原子炉制御室等	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 12. 0)	26-67	女川実績を踏まえ以下を追記し, 女川との相違理由を追記した。 別添1 泊発電所3号炉 原子炉制御室等について(被ばく評価除く) 別添2 泊発電所3号炉 原子炉制御室の居住性に係る被ばく評価について 3. 運用, 手順説明資料 別添3 泊発電所3号炉 運用, 手順説明資料 原子炉制御室等	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 12. 0)	26-65	「女川原子力発電所 2号炉」欄 以下を追記した。 ・「枠組みの内容は商業機密の観点から公開できません。」	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 12. 0)	26-67	「女川原子力発電所 2号炉」欄 以下の記載を追記し適正化した。 3. 別添 別添1 原子炉制御室について(被ばく評価除く) 別添2 原子炉制御室の居住性に係る被ばく評価について 別紙3 運用, 手順説明資料 原子炉制御室等	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 12. 0)	26条-別添1-i	以下のとおり, 社内統一ルールにより記載を適正化した。 (旧) 3.3 中央制御室への地震及び火災等の影響 (新) 3.3 中央制御室への地震、火災等の影響	
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 12. 0)	26-別添1-3	以下のとおり, 社内統一ルールにより記載を適正化し, 女川との相違理由を追記した。 (旧) 3.3 中央制御室への地震及び火災等の影響 (新) 3.3 中央制御室への地震、火災等の影響	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 12. 0)	26条-別添1-10	以下のとおり, 社内統一ルールにより記載を適正化した。 (旧) ~風向・風速等の気象状況を常時監視できる設計とする。 (新) ~風向、風速等の気象状況を常時監視できる設計とする。	
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 12. 0)	26-別添1-13	以下のとおり, 社内統一ルールにより記載を適正化し, 女川との相違理由を追記した。 (旧) ~風向・風速等の気象状況を常時監視できる設計とする。 (新) ~風向、風速等の気象状況を常時監視できる設計とする。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 12. 0)	26条-別添1-18	以下のとおり, 社内統一ルールにより記載を適正化した。 (旧) 地滑り, 土石流及び急傾斜地の崩壊は誘因となる降雨や地震の状況を気象観測設備 ^空 公的機関等からの情報で把握する。 (新) 地滑り, 土石流及び急傾斜地の崩壊は誘因となる降雨や地震の状況を気象観測設備 ^公 的機関等からの情報で把握する。	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 12. 0)	26-別添1-18	以下のとおり, 社内統一ルールにより記載を適正化した。 (旧) 地滑り, 土石流及び急傾斜地の崩壊は誘因となる降雨や地震の状況を気象観測設備 ^空 公的機関等からの情報で把握する。 (新) 地滑り, 土石流及び急傾斜地の崩壊は誘因となる降雨や地震の状況を気象観測設備 ^公 的機関等からの情報で把握する。	
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 12. 0)	26条-別添1-26	以下のとおり, 社内統一ルールにより記載を適正化した。 (旧) ~中央制御室への汚染の持込みを防止するため, モニタリング及び作業服の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設ける。 (新) ~中央制御室への汚染の持込みを防止するため, モニタリング ^公 作業服の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設ける。	
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 12. 0)	26-別添1-28	以下のとおり, 社内統一ルールにより記載を適正化し, 女川及び大飯との相違理由を追記した。 (旧) ~中央制御室への汚染の持込みを防止するため, モニタリング及び作業服の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設ける。 (新) ~中央制御室への汚染の持込みを防止するため, モニタリング ^公 作業服の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設ける。	
29	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 12. 0)	26-別添1-35	「女川原子力発電所 2号炉」欄 以下の記載を適正化した。 (旧) ~コンクリート厚さ□以上~ (新) ~コンクリート厚さ□mm以上~	
30	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 12. 0)	26条-別添1-34	以下のとおり, 社内統一ルールにより記載を適正化した。 (旧) 設備仕様 (新) 主要仕様	
31	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 12. 0)	26-別添1-36	以下のとおり, 社内統一ルールにより記載を適正化した。 (旧) 設備仕様 (新) 主要仕様	
32	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 12. 0)	26条-別添1-36	以下のとおり, 社内統一ルールにより記載を適正化した。 (旧) 炉心の著しい損傷が発生した場合において, 中央制御室を隔離するために閉操作又は自動で閉動作する中央制御室空調装置ダンパの系統概略図を図2.4-7に示す。 (新) 炉心の著しい損傷が発生した場合において, 中央制御室を隔離するために閉操作又は自動で閉動作する中央制御室空調装置ダンパの系統概要を図2.4-7に示す。	
33	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 12. 0)	26-別添1-38	以下のとおり, 社内統一ルールにより記載を適正化し, 女川との相違理由を追記した。 (旧) 炉心の著しい損傷が発生した場合において, 中央制御室を隔離するために閉操作又は自動で閉動作する中央制御室空調装置ダンパの系統概略図を図2.4-7に示す。 (新) 炉心の著しい損傷が発生した場合において, 中央制御室を隔離するために閉操作又は自動で閉動作する中央制御室空調装置ダンパの系統概要を図2.4-7に示す。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
34	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.12.0)	26条-別添1-36	以下のとおり,社内統一ルールにより記載を適正化した。 (旧)図2.4-7 中央制御室空調装置ダンパ 系統概略図 (新)図2.4-7 中央制御室空調装置ダンパ 系統概要図	
35	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.12.0)	26-別添1-38	以下のとおり,社内統一ルールにより記載を適正化し,女川との相違理由を追記した。 (旧)図2.4-7 中央制御室空調装置ダンパ 系統概略図 (新)図2.4-7 中央制御室空調装置ダンパ 系統概要図	
36	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.12.0)	26条-別添1-39	以下のとおり,社内統一ルールにより記載を適正化した。 (旧)設備仕様 (新)主要仕様	
37	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.12.0)	26-別添1-42	以下のとおり,社内統一ルールにより記載を適正化し,女川との相違理由を追記した。 (旧)設備仕様 (新)主要仕様	
38	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.12.0)	26条-別添1-40	以下のとおり,社内統一ルールにより記載を適正化した。 (旧)図2.4-10 アンユラス空気浄化設備の系統概要 (新)図2.4-10 アンユラス空気浄化設備の系統概要図	
39	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.12.0)	26-別添1-43	以下のとおり,社内統一ルールにより記載を適正化した。 (旧)図2.4-10 アンユラス空気浄化設備の系統概要 (新)図2.4-10 アンユラス空気浄化設備の系統概要図	
40	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.12.0)	26-別添1-45	「女川原子力発電所 2号炉」欄 以下の記載を適正化した。 (旧)～コンクリート厚さ□以上～ (新)～コンクリート厚さ□mm以上～	
41	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.12.0)	26条-別添1-50	表3.1-2内の記載を以下のとおり適正化した。 (旧)緊急時対策所指揮所緊急時対策所待機所 (新)緊急時対策所指揮所_緊急時対策所待機所	
42	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.12.0)	26-別添1-73	表3.1-2内の記載を以下のとおり適正化した。 (旧)緊急時対策所指揮所緊急時対策所待機所 (新)緊急時対策所指揮所_緊急時対策所待機所	
43	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.12.0)	26条-別添1-51	以下のとおり,社内統一ルールにより記載を適正化した。 (旧)～原子炉制御室への汚染の持込みを防止するため,モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けることを基本的な考え方とする。 (新)～原子炉制御室への汚染の持込みを防止するため,モニタリング_作業服の着替え等を行うための区画を設けることを基本的な考え方とする。	
44	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.12.0)	26-別添1-74	以下のとおり,社内統一ルールにより記載を適正化し,女川との相違理由を追記した。 (旧)～原子炉制御室への汚染の持込みを防止するため,モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けることを基本的な考え方とする。 (新)～原子炉制御室への汚染の持込みを防止するため,モニタリング_作業服の着替え等を行うための区画を設けることを基本的な考え方とする。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
45	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 12. 0)	26条-別添1-52	表3.2-1の概要欄について、以下のとおり、社内統一ルールにより記載を適正化した。 (旧) ~モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける。 (新) ~モニタリング、作業服の着替え等を行うための区画を設ける。	
46	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 12. 0)	26-別添1-75	表3.2-1の概要欄について、以下のとおり、社内統一ルールにより記載を適正化し、女川及び大飯との相違理由を追記した。 (旧) ~モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける。 (新) ~モニタリング、作業服の着替え等を行うための区画を設ける。	
47	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 12. 0)	26条-別添1-56	以下のとおり、社内統一ルールにより記載を適正化した。 (旧) チェンジングエリア用資機材については、運用開始後のチェンジングエリアの補修空汚染による養生シートの張替え等も考慮して、~ (旧) チェンジングエリア用資機材については、運用開始後のチェンジングエリアの補修、汚染による養生シートの張替え等も考慮して、~	
48	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 12. 0)	26-別添1-79	以下のとおり、社内統一ルールにより記載を適正化し、女川及び大飯との相違理由を追記した。 (旧) チェンジングエリア用資機材については、運用開始後のチェンジングエリアの補修空汚染による養生シートの張替え等も考慮して、~ (旧) チェンジングエリア用資機材については、運用開始後のチェンジングエリアの補修、汚染による養生シートの張替え等も考慮して、~	
49	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 12. 0)	26条-別添1-61	以下のとおり、社内統一ルールにより記載を適正化した。 (旧) 設備仕様 (新) 主要仕様	
50	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 12. 0)	26-別添1-86	以下のとおり、社内統一ルールにより記載を適正化した。 (旧) 設備仕様 (新) 主要仕様	
51	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 12. 0)	26条-別添1-69	以下のとおり、社内統一ルールにより記載を適正化した。 (旧) ~防護具の脱衣及び身体サーベイ等を実施することにより、中央制御室への汚染の持込みを防止することが可能である。 (新) ~防護具の脱衣、身体サーベイ等を実施することにより、中央制御室への汚染の持込みを防止することが可能である。	
52	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 12. 0)	26-別添1-96	以下のとおり、社内統一ルールにより記載を適正化した。 (旧) ~防護具の脱衣及び身体サーベイ等を実施することにより、中央制御室への汚染の持込みを防止することが可能である。 (新) ~防護具の脱衣、身体サーベイ等を実施することにより、中央制御室への汚染の持込みを防止することが可能である。	
53	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 12. 0)	26条-別添1-71	以下の記載を適正化した。 (旧) 中央制御室換気系統処理空間容量 (新) 中央制御室の空調バウンダリ体積	
54	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 12. 0)	26-別添1-99	以下の記載を適正化した。 (旧) 中央制御室換気系統処理空間容量 (新) 中央制御室の空調バウンダリ体積	
55	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 12. 0)	26条-別添1-75	以下のとおり、社内統一ルールにより記載を適正化した。 (旧) 3.3 中央制御室への地震及び火災等の影響 (新) 3.3 中央制御室への地震、火災等の影響	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
56	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.12.0)	26-別添1-104	以下のとおり, 社内統一ルールにより記載を適正化し, 女川との相違理由を追記した。 (旧) 3.3 中央制御室への地震及び火災等の影響 (新) 3.3 中央制御室への地震、火災等の影響	
57	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.12.0)	26条-別添1-78	以下のとおり, 社内統一ルールにより記載を適正化した。 (旧) バス等の車両や人の出入り制限と汚染防護のための入退域管理、汚染サーベイ等をおこなう拠点は, ~ (新) バス等の車両や人の出入り制限と汚染防護のための入退域管理、汚染サーベイ等をおこなう拠点は, ~ (旧) 除染方法としては, 内部被ばくの防止の観点から, マスクやゴム手袋等の防護具類を着用し使用済の防護具類は適切に除染又は処分する。 (新) 除染方法としては, 内部被ばくの防止の観点から, マスク、ゴム手袋等の防護具類を着用し使用済の防護具類は適切に除染又は処分する。 (旧) ~必要に応じてマスクやゴム手袋等の防護具類を着用し内部被ばくの低減に努めるとともに~ (新) ~必要に応じてマスク、ゴム手袋等の防護具類を着用し内部被ばくの低減に努めるとともに~	
58	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.12.0)	26-別添1-107	以下のとおり, 社内統一ルールにより記載を適正化し, 大飯との相違理由を追記した。 (旧) バス等の車両や人の出入り制限と汚染防護のための入退域管理、汚染サーベイ等をおこなう拠点は, ~ (新) バス等の車両や人の出入り制限と汚染防護のための入退域管理、汚染サーベイ等をおこなう拠点は, ~ (旧) 除染方法としては, 内部被ばくの防止の観点から, マスクやゴム手袋等の防護具類を着用し使用済の防護具類は適切に除染又は処分する。 (新) 除染方法としては, 内部被ばくの防止の観点から, マスク、ゴム手袋等の防護具類を着用し使用済の防護具類は適切に除染又は処分する。 (旧) ~必要に応じてマスクやゴム手袋等の防護具類を着用し内部被ばくの低減に努めるとともに~ (新) ~必要に応じてマスク、ゴム手袋等の防護具類を着用し内部被ばくの低減に努めるとともに~	
59	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.12.0)	26条-別添1-89~92	技術的能力および有効性評価資料の変更を反映した。 ・災害対策要員(運転支援等)→災害対策要員(運転班員) ・表3.6-11及び図3.6-2に記載の中央制御室内在室人員を最新化 表現の適正化 ・運転員 I・運転員 II→運転員 I、運転員 II	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
60	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 12. 0）	26-別添1-140～142	技術的能力および有効性評価資料の変更を反映した。 ・災害対策要員（運転支援等）→災害対策要員（運転班員） ・表3. 6-11及び図3. 6-2に記載の中央制御室内在室人員を最新化 表現の適正化 ・運転員 I ・運転員 II →運転員 I , 運転員 II	
61	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 12. 0）	26-別添2-111	大飯欄の脱字を修正 （旧）…(1)a) の放出源の条件に応じて… （新）…(1) <u>a</u>) の放出源の条件に応じて…	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第31条 監視設備

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.10.0)	とりまとめた資料-1	以下の記載を修正した。(下線部参照) (旧) 【比較表 p31-25～p31-33、p31-39～40】 (新) 【比較表 p31-25～p31- <u>46</u> 、p31- <u>52</u> ～ <u>53</u> 】	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.11.0)	P31条-7	以下の記載を修正した。(下線部参照) (旧) 【説明資料 (3.2:P31条-別添1-3)】 (新) 【説明資料 (<u>2.1.1:P31条-21</u>)】	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.10.0)	P31-7	同上	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.11.0)	P31条-7	以下の記載を修正した。(下線部参照) (旧) 【説明資料 (3.2:P31条-別添1-3) (3.9:P31条-別添1-10) (3.10:P31条-別添1-13)】 (新) 【説明資料 (<u>2.1.1:P31条-21</u>) (<u>2.1.2:P31条-23</u>) (<u>2.1.3:P31条-39</u>)】	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.10.0)	P31-8	同上	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.11.0)	P31条-17 P31条-18	以下の記載を修正した。(下線部参照) (旧) 【説明資料 (3.2:P31条-別添1-3) (3.9:P31条-別添1-10) (3.10:P31条-別添1-13)】 (新) 【説明資料 (<u>2.3:P31条-42</u>)】	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.10.0)	P31-19 P31-22	同上	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.11.0)	P31条-21	以下の記載を修正した。(下線部参照) (旧) 第2.1-1表 (新) 第2.1 <u>1</u> 表	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.10.0)	P31-25	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.11.0)	P31条-21 P31条-22	以下の記載を修正した。(下線部参照) (旧) 第2.1-1図 (新) 第2.1_1図	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.10.0)	P31-25 P31-26	同上	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.11.0)	P31条-22	第2.1.1図について、ベースの屋外図面を最新化した。	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.10.0)	P31-26	同上	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.11.0)	P31条-23	以下の記載を修正した。(下線部参照) (旧) 第2.1-2(1)表 (新) 第2.1_2(1)表	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.10.0)	P31-27	同上	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.11.0)	P31条-23 P31条-24 P31条-25	以下の記載を修正した。(下線部参照) (旧) 第2.1-2(1) 図 (新) 第2.1_2(1) 図	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.10.0)	P31-27 P31-28 P31-29	同上	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.11.0)	P31条-26 P31条-27	以下の記載を修正した。(下線部参照) (旧) 第2.1-2(2)表 (新) 第2.1_2(2)表	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r. 10. 0)	P31-30	同上	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r. 11. 0)	P31条-26 P31条-28	以下の記載を修正した。(下線部参照) (旧) 第2. 1-2(2) 図 (新) 第2. 1_2(2) 図	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r. 10. 0)	P31-30	同上	
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r. 11. 0)	P31条-29 P31条-30	以下の記載を修正した。(下線部参照) (旧) 第2. 1-2(3) 図 (新) 第2. 1_2(3) 図	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r. 10. 0)	P31-31 P31-32	同上	
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r. 11. 0)	P31条-32 P31条-33	以下の記載を修正した。(下線部参照) (旧) 第2. 1-2(3)表 (新) 第2. 1_2(3)表	
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r. 10. 0)	P31-33 P31-36	同上	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r. 11. 0)	P31条-39	以下の記載を修正した。(下線部参照) (旧) 第2. 1-3図 (新) 第2. 1_3図	
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r. 10. 0)	P31-44	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.11.0)	P31条-40	以下の記載を修正した。(下線部参照) (旧) 第2.2-1表 (新) 第2.2_1表	
29	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.10.0)	P31-45	同上	
30	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.11.0)	P31条-40 P31条-41	以下の記載を修正した。(下線部参照) (旧) 第2.2-1図 (新) 第2.2_1図	
31	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.10.0)	P31-45 P31-46	同上	
32	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.11.0)	P31条-41	第2.2.1図について、ベースの屋外図面を最新化した。	
33	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.10.0)	P31-46	同上	
34	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.11.0)	P31条-42 P31条-43	以下の記載を修正した。(下線部参照) (旧) 第2.3-1表 (新) 第2.3_1表	
35	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.10.0)	P31-52 P31-53	同上	
36	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.11.0)	P31条-42	以下の記載を修正した。(下線部参照) (旧) 第2.3-1図 (新) 第2.3_1図	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
37	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.10.0)	P31-52	同上	
38	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.11.0)	P31条-42	第2.3.1図について、ベースの屋外図面を最新化した。	
39	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.10.0)	P31-52	同上	
40	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.11.0)	P31条-42 P31条-44	以下の記載を修正した。(下線部参照) (旧) 第2.3-2図 (新) 第2.3_2図	
41	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.10.0)	P31-52 P31-53	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第33条 保安電源設備

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第33条 保安電源設備 (DB33 r.12.0)	目次, 概要, 33条-14, 15, 21, 22, 29, 32, 37, 48, 81, 85, 110, 112, 156, 160, 171, 179, 186, 別紙11-1, 別添-4	以下の記載を修正した。(下線部参照) (旧) A及び並びに/又は/若しくはB等 (新) A、B等	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第33条 保安電源設備 (DB33-9 r.10.0)	33-2, 4, 5, 16, 17, 25, 36, 38, 44, 55, 85, 89, 109, 110, 154, 158, 168, 182, 186, 389, 402	同上	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第33条 保安電源設備 (DB33-9 r.10.0)	33-2	相違理由の誤記を修正した。 (旧) 女川 (新) 大飯	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第33条 保安電源設備 (DB33-9 r.10.0)	33-3, 4, 108, 180, 284, 286~291, 293~299, 371~377	「大飯」欄及び「女川」欄の再掲箇所の記載を追加した。	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第33条 保安電源設備 (DB33 r.12.0)	33条-11, 54, 55, 189, 190, 別添-5	燃料関係の容量単位を「m ³ 」から「kL」に修正した。	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第33条 保安電源設備 (DB33-9 r.10.0)	33-12, 62, 69, 189~191, 403	同上	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第33条 保安電源設備 (DB33-9 r.10.0)	33-24 33-27, 29, 51~53 33-110	「女川」欄の以下の誤植を修正した。(下線部参照) (旧) 10. その他発電用原子炉の附属施設 (新) 10. <u>その他</u> 発電用原子炉の附属施設 (旧) (新) (旧) 所内変圧器を介して非常用高圧母線へ給電し, (新) 所内変圧器を介して非常高圧母線へ給電し,	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第33条 保安電源設備 (DB33 r.12.0)	33条-78	第2.1.1.1図のタイトルを修正した。(下線部参照) (旧) 送電系統図 (新) 送電系統概要図	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第33条 保安電源設備 (DB33-9 r.10.0)	33-83	同上	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第33条 保安電源設備 (DB33 r.12.0)	33条-89, 97, 108, 114, 142, 190, 別紙8-1, 別紙8-2, 別紙8-4, 別紙8-5, 別紙9-2, 別紙12-1, 別紙12-3, 別紙12-5~11, 参考-1	フォント, 半角/全角を修正した。	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第33条 保安電源設備 (DB33-9 r.10.0)	とりまとめた資料-5, 33-91, 98, 107, 112, 137, 191, 383~387, 390~394, 397	同上	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第33条 保安電源設備 (DB33-9 r.10.0)	33-101, 102	「大飯」欄の記載順に合わせてページを入れ替えた。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第33条 保安電源設備 (DB33-9 r. 10. 0)	33-108 33-195 33-200 33-212, 213 33-221 33-264~267 33-293	「大飯」欄の以下の誤植を修正した。(下線部参照) (旧) (記載なし) (新) <u>以上</u> (旧) ・地震による影響評価 (新) 地震による影響評価 (旧) ※道路土木要綱(平成2年度版) (日本道路協会) (新) ※道路土木要綱(平成21年度版) (日本道路協会) (旧) ・(文頭記号) (新) ● (旧) 不沈下 (新) 不筈沈下 (誤) 230/min (正) 230 <u>g</u> /min (旧) 抽出条件 (新) 検出条件	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第33条 保安電源設備 (DB33-9 r. 10. 0)	33-175, 176, 259, 265~267, 382	「大飯」欄及び「女川」欄の下付き・上付きの誤植を修正した(下線部参照) 例: (旧) $\sigma_{\underline{v}}$ (新) $\sigma_{\underline{u}}$	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第33条 保安電源設備 (DB33 r. 12. 0)	33条-176, 177	以下の記載を修正した。(下線部参照) (旧) A系統及びB系統/A系統及びB系統 <u>ごと</u> (新) A系及びB系	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第33条 保安電源設備 (DB33-9 r. 10. 0)	33-179, 180	同上	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第33条 保安電源設備 (DB33 r. 12. 0)	33条-177, 178	原子炉建屋(原子炉格納施設, 周辺補機棟等)の書き分けを配置図に反映した。	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第33条 保安電源設備 (DB33-9 r. 10. 0)	33-180, 181	同上	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第33条 保安電源設備 (DB33 r. 12. 0)	33条-189, 190	以下の記載を修正した。(下線部参照) (旧) 燃料油系統/燃料油供給系統 (新) 燃料油設備	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第33条 保安電源設備 (DB33-9 r. 10. 0)	33-189, 191	同上	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第33条 保安電源設備 (DB33-9 r. 10. 0)	33-261	「大飯」欄の最終行の文頭インデントの誤植を修正した。	
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第33条 保安電源設備 (DB33 r. 12. 0)	33条-別紙5-6	以下の記載を修正した。(下線部参照) (旧) 換気空調系 (新) 換気空調設備	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第33条 保安電源設備 (DB33-9 r. 10. 0)	33-376	同上	
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第33条 保安電源設備 (DB33 r. 12. 0)	33条-別紙8-1	以下の記載を修正した。(下線部参照) (旧) 鉄塔自体及び電線等 (新) 鉄塔、 <u>電線</u> 等	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第33条 保安電源設備（DB33-9 r.10.0）	33-383	同上	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第33条 保安電源設備（DB33 r.12.0）	33条-別紙13-2	配置図を最新のものに貼り替えた。	
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第33条 保安電源設備（DB33-9 r.10.0）	33-396	同上	
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第33条 保安電源設備（DB33-9 r.10.0）	33-397, 400	「女川」欄の表の枠線が切れていたため、表を貼り直した。	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第34条 緊急時対策所

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r.11.0)	全般	ページ番号の付番修正	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r.11.0)	-	記載適正化 (旧) 設備又は運用等について説明する。 (新) 設備、運用等について説明する。	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r.11.0)	34-2	同上	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r.11.0)	34条-22	記載適正化 (旧) 電力保安通信用電話設備, 衛星電話設備, 無線連絡設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等 (新) 電力保安通信用電話設備, 衛星電話設備, 無線連絡設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r.11.0)	34-43	同上	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r.11.0)	34条-22	記載適正化 (旧) 非常用炉心冷却計 (新) 非常用炉心冷却系	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r.11.0)	34-43	同上	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r.11.0)	34-41	【相違理由欄】記載適正化 (旧) 酸素濃度は18%以上, 二酸化炭素濃度は1%以下であることを確認するため (新) 酸素濃度は19%以上, 二酸化炭素濃度は1%以下であることを確認するため	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r.11.0)	34条-別添1-3	記載適正化(以下の図を更新) ・図1.2-1 緊急時対策所 配置図	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r.11.0)	34条-別添1-7	同上	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r.11.0)	34条-別添1-24	記載適正化 (旧) 身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための (新) 身体サーベイ、作業服の着替え等を行うための	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 11. 0)	34条-別添1-29	同上	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 11. 0)	34条-別添1-30 34条-別添1-35	記載適正化(以下の図を更新) ・図2.2-2 代替交流電源設備 配置図 ・図2.2-5 緊急時対策所用発電機の保管場所, ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク(SA)の設置場所	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 11. 0)	34-別添1-36 34-別添1-41	同上	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 11. 0)	34条-別添1-36	記載適正化(図2.2-6の緊急時対策所用発電機が起動するまでの緊急時対策所通信連絡設備の機能, 図中記載充実及び適正化) (旧)緊急時対策所用発電機 1, 2号炉所内常用母線 (新)緊急時対策所用発電機(270kVA) 1号又は2号炉所内常用母線	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 11. 0)	34-別添1-42	同上	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 11. 0)	34条-別添1-37	記載適正化(表2.2-6 プルーム通過時に想定される負荷の合計値) (旧)540(kW) (新)551(kW)	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 11. 0)	34-別添1-43	同上	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 11. 0)	34条-別添1-42	記載適正化(図2.4-3 緊急時対策所換気空調設備配置図) (旧)T.P. 39.2m (新)T.P. 39m	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 11. 0)	34-別添1-58	同上	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 11. 0)	34条-別添1-44	記載適正化 (旧)・許容酸素濃度 : b = 19%以上(鉱山保安法施行規則) (新)・許容酸素濃度 : b = 19%(鉱山保安法施行規則)	
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 11. 0)	34-別添1-62	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 11.0)	34-別添1-47	記載適正化 (旧)RMR区分 (新)RMR	
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 11.0)	34-別添1-64	同上	
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 11.0)	34条-別添1-57	記載適正化のため以下を追記 (c) 評価結果	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 11.0)	34-別添1-79	同上 【女川2号炉欄】 以下の記載を適正化 (c) 評価結果	
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 11.0)	34条-別添1-67	記載適正化(図2.4-16の加圧判断箇所(2箇所)に「(※)」を追記し、以下の注釈を追記) ・(※)放管班員が監視強化しているため確実に検知可能。また、警報でも検知可能。	
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 11.0)	34-別添1-87	同上	
29	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 11.0)	34条-別添1-70	記載適正化(図2.4-18の背景図(構内配置図)を更新)	
30	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 11.0)	34-別添1-89	同上	
31	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 11.0)	34条-別添1-77	記載適正化(図2.4-20の背景図(構内配置図)を更新)	
32	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 11.0)	34-別添1-97	同上	
33	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 11.0)	34-別添1-116	相違理由追加 【女川】 記載充実(大飯実績反映) 設計方針の相違 【大飯】記載個所の相違 ・43条にて設備分類等を示している。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
34	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 11. 0)	34条-別添1-103	記載適正化(「図2.5-2 安全パラメータ表示システム(SPDS)の概要」の凡例) (旧)赤実線枠の範囲(A):データ伝送設備(発電内) (新)赤実線枠の範囲(A):データ伝送設備(発電所内) (旧)赤実線枠の範囲(B):データ伝送設備(発電外) (新)赤実線枠の範囲(B):データ伝送設備(発電所外)	
35	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 11. 0)	34-別添1-125	同上	
36	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 11. 0)	34条-別添1-106	記載適正化(図2.6-1 緊急時対策所 通信連絡設備の概要)	
37	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 11. 0)	34-別添1-127	同上	
38	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 11. 0)	34条-別添1-113	記載適正化(表3.1-1 重大事故等発生時の事象進展に伴う緊急時対策所の収容人数(1/2)に以下の注記を追加) ※3:消火要員は8名で構成され、火災の規模に応じ、消火班が招集される。 ※4:直ちに発電所全所員に非常招集を行い、この要員の中から状況に応じて必要要員を確保するとともに、残りの要員については交替要員として待機させる。	
39	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 11. 0)	34-別添1-137	同上	
40	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 11. 0)	34条-別添1-114	記載適正化(表3.1-1 重大事故等発生時の事象進展に伴う緊急時対策所の収容人数(2/2)に以下の注記を追加。また注記番号を更新) ※2:消火要員は8名で構成され、火災の規模に応じ、消火班が招集される。 ※3:直ちに発電所全所員に非常招集を行い、この要員の中から状況に応じて必要要員を確保するとともに、残りの要員については交替要員として待機させる。	
41	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 11. 0)	34-別添1-138	同上	
42	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 11. 0)	34条-別添1-118	図3.2-1 総合管理事務所、緊急時対策所等の位置関係の背景図(構内配置図)を最新化した。	
43	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 11. 0)	34-別添1-144	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
44	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 11.0)	34条-別添1-120	技術的能力1.0との整合のため、表3.2-1夜間及び休日における災害対策要員の召集の記載を適正化	
45	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 11.0)	34-別添1-145	同上	
46	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 11.0)	34条-別添1-124	図3.2-6 緊急時対策所立ち上げタイムチャートの記載を適正化 (旧) 指揮及び通報連絡等 (新) 指揮, 通報連絡等	
47	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 11.0)	34-別添1-148	同上	
48	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 11.0)	34条-別添1-125	記載適正化 (旧) (宮丘地区・滝ノ澗地区の当社施設又は原子力事業者災害対策支援拠点等) (新) (宮丘地区又は滝ノ澗地区の当社施設, 原子力事業者災害対策支援拠点等)	
49	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 11.0)	34-別添1-148	同上	
50	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 11.0)	34条-別添1-128	記載適正化(図3.2-7の背景図(構内配置図)を更新)	
51	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 11.0)	34-別添1-152	同上	
52	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 11.0)	34条-別添1-131	記載適正化(図2.4-16の加圧判断箇所(2箇所)に「(※)」を追記し、以下の注釈を追記) ・(※)放管班員が監視強化しているため確実に検知可能。また、警報でも検知可能。	
53	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 11.0)	34-別添1-154	同上	
54	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 11.0)	34-別添1-156	【女川2号炉欄】 適正化のため以下の記載を追加 (1)チェンジングエリア	
55	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 11.0)	34-別添1-158	【女川2号炉欄】 以下の記載を適正化 (旧) 配備する資機材の数量及び保管数を表3.4-1に, (新) 配備する資機材の数量及び保管場所を表3.4-1に,	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
56	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 11.0)	34条-別添1-140	記載適正化(表3.4-2 乾電池内蔵型照明の数量及び仕様に以下の注釈を追記) ※個数(予備数を含む)については、初動要員数及び運用を考慮し今後変更となる場合がある。	
57	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 11.0)	34-別添1-162	同上	
58	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 11.0)	34条-別添1-154	記載適正化(図4-10の背景図(構内配置図)を更新)	
59	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 11.0)	34-別添1-178	同上	
60	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 11.0)	34-別添1-155	記載適正化 (旧) すべり及び浮き上がり等により、 (新) すべり、浮き上がり等により、	
61	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 11.0)	34-別添1-182	同上	
62	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 11.0)	34-別添1-157	記載適正化 (旧) , 並びにこれらを固定するアンカーボルト等により構成する。 (新) , これらを固定するアンカーボルト等により構成する。	
63	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 11.0)	34-別添1-183	同上	
64	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 11.0)	34-別添1-160	記載適正化 (旧) モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける (新) モニタリング、作業服の着替え等を行うための区画を設ける	
65	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 11.0)	34-別添1-187	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
66	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 11.0)	34条-別添1-185	記載適正化(表5.2-3の表下の注釈の記載を以下の更新) (旧) ※4:緊急時対策所指揮所2台(1台+余裕)+緊急時対策所2台(1台+余裕) ※6:チェン징エリア用1台(汚染検査を行う放管班員1名分)+中央制御室内用1台(中央制御室内の汚染検査用1台)+予備1台 チェン징エリア用1台(チェン징エリア内のモニタリング用1台)+中央制御室内用1台(中央制御室内のモニタリング用1台)+予備1台 (新) ※4:緊急時対策所指揮所2台(1台+余裕)+緊急時対策所待機所2台(1台+余裕) ※6:チェン징エリア用1台(汚染検査を行う放管班員1名分)+中央制御室内用1台(中央制御室内の汚染検査用1台)+余裕 チェン징エリア用1台(チェン징エリア内のモニタリング用1台)+中央制御室内用1台(中央制御室内のモニタリング用1台)+余裕	
67	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 11.0)	34-別添1-214	同上	
68	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 11.0)	34条-別添1-200	誤記訂正 (旧)可搬型代用送水ポンプ車 (新)可搬型大容量海水送水ポンプ車	
69	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 11.0)	34-別添1-231	同上	
70	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 11.0)	34条-別添1-201 ~ 34条-別添1-207	記載適正化(泊発電所原子力事業者防災業務計画の改正年月日) (旧)令和3年10月 (新)令和5年2月	
71	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 11.0)	34-別添1-232 ~ 34-別添1-237	同上	
72	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 11.0)	34条-別添1-202	記載適正化 (旧)震度6弱異常 オンサイト統括判断 (新)震度6弱以上 オンサイト総括判断	
73	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 11.0)	34-別添1-233	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
74	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 11. 0)	34条-別添1-203	記載適正化 (旧) 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 (SE04) (新) 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 (SE04)	
75	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 11. 0)	34-別添1-234	同上	
76	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 11. 0)	34条-別添1-204	記載適正化 (旧) 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 (SE43) 炉心の損傷が発生していない場合において、 <u>炉心の損傷を防止するために</u> 原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 (新) 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 (SE43) 炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。	
77	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 11. 0)	34-別添1-234	同上	
78	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 11. 0)	34条-別添1-211	記載適正化 (旧) 安全保護回路及び無線アンテナ等 (新) 安全保護回路、無線アンテナ等	
79	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 11. 0)	34条-別添1-242	同上	
80	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 11. 0)	34条-別添1-211	記載適正化 (旧) 建屋貫通部及び端子箱の貫通部等に (新) 建屋貫通部、端子箱の貫通部等に	
81	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 11. 0)	34条-別添1-244	同上	
82	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 11. 0)	34条-別添1-217	記載適正化 (旧) したがって (新) 従って	
83	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 11. 0)	34-別添1-248 34-別添1-249	同上	
84	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 11. 0)	34条-別添1-217	記載適正化(他条文(技術的能力1.0)との記載整合) (旧) また、運転班に属する災害対策要員は、運転支援活動、可搬型設備を用いた電源復旧活動、給水活動、消火活動等を実施する。 (新) また、運転班に属する災害対策要員は、 <u>発電課長(当直)の指示により</u> 、運転支援活動、可搬型設備を用いた電源復旧活動、給水活動、消火活動等を実施する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
85	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 11. 0)	34-別添1-248	同上	
86	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 11. 0)	34条-別添1-217	記載適正化(他条文(技術的能力1.0)との記載整合) (旧)復旧班:設備や機能の復旧を実施する。 (新)○復旧班:設備や機能の復旧や、可搬型設備を用いた屋外アクセスルートのがれき撤去等を実施する。	
87	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 11. 0)	34-別添1-249	同上	
88	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 11. 0)	34条-別添1-219	記載適正化(他条文(技術的能力1.0)との記載整合) 表5.9-1 各職位のミッションの記載を適正化	
89	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 11. 0)	34-別添1-250	同上	
90	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 11. 0)	34条-別添1-222	記載適正化(図5.10-1の適正化) (旧)図5.10-1 使用済燃料ピット水位・温度計概要図 (新)図5.10-1 使用済燃料ピット水位計及び温度計概要図	
91	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 11. 0)	34-別添1-253	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第35条 通信連絡設備

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-r9.0)	全般 (35-26, 35-31, 他)	図表番号の記載を統一しました(下線部参照) <例> (旧) 第10.12_1表, 第2.19_1図 (新) 第10.12_1表, 第2.19_1図	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-r9.0)	全般 (35条-8, 35条-11, 他)	同上	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-r9.0)	全般 (35-50, 35-84, 他)	泊発電所3号炉欄について, 図表の図表番号・表題の記載位置を, 図表の向きに合わせて移動しました。	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-r9.0)	全般 (35条-21, 35条-参考-16, 他)	同上	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-r9.0)	35-4	以下の記載を修正しました(下線部参照)。 (旧) 参考10 緊急時対策所の通信連絡設備用無停電電源の仕様について (新) 参考10 緊急時対策所の通信連絡設備用無停電電源の主要仕様について	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-r9.0)	<目次>	同上	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-r9.0)	35-5	以下の記載を修正しました(下線部参照)。 (旧) 参考16 無線連絡設備(携帯型)の仕様 (新) 参考16 無線連絡設備(携帯型)の主要仕様	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-r9.0)	<目次>	同上	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-r9.0)	35-26	以下の記載を修正しました(下線部参照)。 (旧) 10.12.1.3 主要設備の仕様 (新) 10.12.1.3 主要設備の主要仕様	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-r9.0)	35条-8	同上	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-r9.0)	35-35	第2.1.1図 通信連絡設備の概要 判読性向上のため, 凡例を追加し, 全体的に図を見直しました。	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-r9.0)	35条-12	同上	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-r9.0)	35-37	第2.2.1表 通信連絡設備(発電所内)の多様性 注記「※1 現場(屋内): 原子炉建屋, 原子炉補助建屋, タービン建屋等」を追記し, 以降の注記番号を見直しました。	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-r9.0)	35条-14	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r9.0)	35-38	第2.2.1図 通信連絡設備(発電所内)の概要 判読性向上のため、凡例を追加し、全体的に図を見直しました。	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35 r9.0)	35条-15	同上	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r9.0)	35-43	以下の記載を追加しました。 概要を図3~6に示す。	「大飯発電所3/4号炉」欄の修正
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r9.0)	35-47	データ伝送設備(発電所外)に関する以下の記載について、6月6日に実施したヒアリングでのコメント回答を踏まえ記載を適正化(下線部参照)。大飯まとめ資料を再掲のうえ比較し、相違理由欄の記載を拡充しました。 (旧) データ伝送設備(発電所外)は、データ収集計算機からデータを収集し、緊急時対策支援システム(ERSS)へ必要なデータを伝送可能な設計とし、常時使用できるように、通信事業者が提供する特定顧客専用の統合原子力防災ネットワーク(有線系及び衛星系)に接続し、多様性を確保するとともに、専用の電力保安通信回線(有線系及び無線系)及び通信事業者が提供する専用の衛星無線通信回線(衛星系)にも接続し多様性を確保する設計とする。 (新) データ伝送設備(発電所外)は、データ収集計算機からデータを収集し、緊急時対策支援システム(ERSS)へ必要なデータを伝送可能な設計とし、常時使用できるように、通信事業者が提供する特定顧客専用の統合原子力防災ネットワーク(有線系及び衛星系)に接続し、多様性を確保するとともに、専用の電力保安通信回線(有線系及び無線系)にも接続し多様性を確保する設計とする。 (相違理由欄) 【女川】設計方針の相違 ・当社は先行PWR同様に通信事業者が提供する専用の衛星無線通信回線(衛星系)を保有していない。ただし、パラメータを共有する手段として、衛星電話設備(FAX)を保有している。 【大飯】記載方針の相違(女川審査実績を反映) ・大飯も泊と同様に統合原子力防災ネットワークおよび電力保安通信回線の2種類の回線でデータ伝送しており、設備構成に相違は無い。	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35 r9.0)	35条-19	同上	同上
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r9.0)	35-49	文章中の記載にあわせて、以下の記載を修正しました(下線部参照)。 (旧) 第2.5.1表 多様性を確保した専用通信回線 (新) 第2.5.1表 多様性を確保した通信回線	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35 r9.0)	35条-20	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r9.0)	35-51	以下の記載を修正しました(下線部参照)。 (旧)また、通信連絡設備の電源設備を第2.6.1表に示す。 (新)また、通信連絡設備の電源設備を第2.6.1表及び第2.6.2表に示す。	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r9.0)	35条-22	同上	
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r9.0)	35-51	以下の記載を修正しました(下線部参照)。 (旧)また、通信連絡設備の電源設備を第2.6.1表及び第2.6.2表に示す。 (新)また、通信連絡設備の電源設備を第2.6.1表、第2.6.2表及び第2.6.3表に示す。	
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r9.0)	35条-23	同上	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r9.0)	35-68	以下の記載を修正しました。 (旧)発電所内での「退避の指示」や「操作、作業の連絡」、 (新)発電所内での「避難の指示」や「操作、作業の連絡」、	「大飯発電所3/4号炉」欄の修正
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r9.0)	35-96	以下の記載を修正しました(下線部参照)。 (旧)緊急時対策所における通信連絡設備の負荷は、緊急時対策所内の分電盤から受電している。 (新)緊急時対策所の必要な負荷は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所でそれぞれ受電している。	
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r9.0)	35条-参考-26	同上	
29	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r9.0)	35-96	以下の記載を修正しました(下線部参照)。 (旧)緊急時対策所における通信連絡設備の電源は、通常時に3号炉の非常用高圧母線及び非常用低圧母線を介して外部電源系から受電可能な設計とし、外部電源喪失時には、3号炉のディーゼル発電機を介し受電可能な設計とする。 (新)緊急時対策所指揮所の通信連絡設備及び無停電運転保安灯に対して、通常時に3号炉の非常用低圧母線を介して外部電源系から受電可能な設計とし、外部電源喪失時には、3号炉のディーゼル発電機を介し受電可能な設計とする。 その他運用に必要な設備については、1号又は2号炉常用母線から緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所でそれぞれ受電している。	
30	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r9.0)	35条-参考-26	同上	
31	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r9.0)	35-96	以下の記載を修正しました(下線部参照)。 (旧)また、緊急時対策所における通信連絡設備の電源が3号炉非常用低圧母線から受電できない場合、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機から受電する設計とする。 (新)また、緊急時対策所指揮所の通信連絡設備及び無停電運転保安灯が3号炉非常用母線から受電できない場合、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機からの受電に手動で切り替える設計とする。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
32	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r9.0)	35条-参考-26	同上	
33	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r9.0)	35-96	以下の記載を修正しました(下線部参照)。 (旧)さらに、代替非常用発電機の機能喪失も考慮し、緊急時対策所近傍に配備している緊急時対策所用代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機から受電可能な設計とする。 (新)緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所の負荷は、3号炉非常用母線又は1号若しくは2号炉常用母線から受電出来ない場合、緊急時対策所周辺に配備している緊急時対策所用代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機からそれぞれ受電可能な設計とする。	
34	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r9.0)	35条-参考-26	同上	
35	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r9.0)	35-97	以下の記載を修正しました(下線部参照)。 (旧)ディーゼル発電機から受電可能な非常用高圧母線及び非常用低圧母線、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機及び緊急時対策所用代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機により緊急時対策所における通信連絡設備の電源は多様性を有するとともに、 (新)ディーゼル発電機から受電可能な非常用低圧母線、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機及び緊急時対策所用代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機により緊急時対策所指揮所における通信連絡設備の電源は多様性を有している。	
36	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r9.0)	35条-参考-26	同上	
37	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r9.0)	35-97	以下の記載を修正しました(下線部参照)。 (旧)緊急時対策所用発電機を複数台配備することにより緊急時対策所における通信連絡設備の電源は多重性を有し、 (新)緊急時対策所用発電機を複数台配備することにより緊急時対策所の電源は多重性を有し、	
38	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r9.0)	35条-参考-26	同上	
39	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r9.0)	35-97	相違理由欄の以下記載を削除しました。 【大飯】設計方針の相違 ・DBの電源として電源車(緊急時対策所用)(DB)を準備している。泊ではSA事象となった場合は、緊急時対策所用発電機を起動する。	
40	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r9.0)	35-97	以下の記載を修正しました(下線部参照)。 (旧)緊急時対策所の通信連絡設備に必要な負荷を参考第9-1表に示す。 (新)緊急時対策所の必要な負荷を参考第9-1表に示す。	
41	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r9.0)	35条-参考-26	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
42	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r9.0)	35-97	以下の記載を修正しました(下線部参照)。 (旧) また、非常用電源設備及び代替交流電源設備の仕様を参考第9-2表に示す。 ディーゼル発電機、代替非常用発電機及び緊急時対策所用発電機の仕様を参考第9-2表、 (新) また、非常用電源設備及び代替交流電源設備の <u>主要仕様</u> を参考第9-2表、	
43	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r9.0)	35条-参考-26	同上	
44	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r9.0)	35-98	参考第9-1図 緊急時対策所の無停電電源の継続時間 34条の修正内容を反映しました。	
45	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r9.0)	35条-参考-27	同上	
46	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r9.0)	35-100	以下の表タイトルを修正しました(下線部参照)。 (旧) 参考第9-1表 緊急時対策所の通信連絡設備に必要な負荷 (新) 参考第9-1表 緊急時対策所の必要な負荷	
47	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r9.0)	35条-参考-28	同上	
48	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r9.0)	35-100	参考第9-1表の以下記載を修正しました(下線部参照) (旧) LED照明 (バッテリー内蔵) (新) LED照明 (バッテリー内蔵)	
49	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r9.0)	35条-参考-28	同上	
50	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r9.0)	35-101	以下の記載を修正しました(下線部参照)。 (旧) 参考第9-2表 非常用電源設備及び代替交流電源設備の仕様 (新) 参考第9-2表 非常用電源設備及び代替交流電源設備の <u>主要仕様</u>	
51	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r9.0)	35条-参考-28	同上	
52	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r9.0)	35-101	以下の記載を修正しました(下線部参照)。 (旧) 緊急時対策所の通信連絡設備の負荷リストは、 (新) 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の負荷リストは、	
53	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r9.0)	35条-参考-28	同上	
54	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r9.0)	35-101	以下の記載を修正しました(下線部参照)。 (旧) 最大約15.8kVAであり、3B-ディーゼル発電機(約7,000kVA)、代替非常用発電機(約1,725kVA)、緊急時対策所用発電機(約270kVA)により給電可能な設計としている。 (新) 緊急時対策所指揮所で最大約97kVA(うち、3号炉非常用母線から給電する通信連絡設備及び照明設備の合計は約17kVA)、緊急時対策所待機所で最大約70kVAであり、3B-ディーゼル発電機(約7,000kVA)、代替非常用発電機(約1,725kVA)及び緊急時対策所用発電機(約270kVA(1台当たり))により給電可能な設計としている。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
55	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r9.0)	35条-参考-28	同上	
56	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r9.0)	35-102	「燃料タンク(SA)」の「()」を半角から全角に修正しました。	
57	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r9.0)	35条-参考-28	同上	
58	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r9.0)	35-103	以下の記載を修正しました(下線部参照)。 (旧) 参考10 緊急時対策所の通信連絡設備用無停電電源の仕様について (新) 参考10 緊急時対策所の通信連絡設備用無停電電源の主要仕様について	
59	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r9.0)	35条-参考-29	同上	
60	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r9.0)	35-110	参考第14-1図 中央制御室における外部状況把握のイメージ 26条の修正内容を反映しました。	
61	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r9.0)	35条-参考-36	同上	
62	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r9.0)	35-112	参考第15-1図 データ伝送設備の設備分類概要図 図の題名を修正し、図中の誤記を修正しました。 (旧) 参考第15-1図 データ伝送設備の概要 (新) 参考第15-1図 データ伝送設備の設備分類概要図 (旧) 青実線枠の範囲(B): データ伝送設備(発電所内)の範囲 (新) 青実線枠の範囲(B): データ伝送設備(発電所外)の範囲	
63	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r9.0)	35条-参考-37	同上	
64	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r9.0)	35-114	以下の記載を修正しました(下線部参照)。 (旧) 参考16 無線連絡設備(携帯型)の仕様 (新) 参考16 無線連絡設備(携帯型)の主要仕様	
65	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r9.0)	35条-参考-39	同上	
66	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r9.0)	35条-別添-1~4	ページ番号の付番修正。 「35条-別添-1~4」と記載していたものを「35条-別添-1~4」に修正しました。	
67	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r9.0)	35-116	以下の記載を修正しました(下線部参照)。 (旧) 女川発電所2号炉 (新) 女川原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉欄の修正

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
68	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-r9.0)	35-118	表1 運用, 手順に係る対策等(設計基準) 以下の記載を修正しました(下線部参照)。 (旧)各主管課による点検 <u>並びに</u> 補修 (新)各主管課による点検 <u>及び</u> 補修	
69	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-r9.0)	35条-別添-2	同上	
70	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-r9.0)	35-120	以下の記載を修正しました(下線部参照)。 (旧)表2 通信連絡設備(設計基準)における点検項目 <u>並びに</u> 点検頻度 (新)表2 通信連絡設備(設計基準)における点検項目 <u>及び</u> 点検頻度	
71	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-r9.0)	35-120	以下の記載を修正しました(下線部参照)。 (旧)通信連絡設備については、常時使用による異常検知性や、メンテナンス(磨耗による部品の交換や注油等) (新)通信連絡設備については、常時使用による異常検知性や、メンテナンス(磨耗による部品の交換や注油等)	「大飯発電所3/4号炉」欄の修正